

見える化状況検査 調査別検査結果

Table with columns for '所管省' (Ministry), 'NO', '基幹統計調査名' (Key Statistical Survey Name), and various evaluation criteria (1a-6a) with binary/numeric results.

参考とする転記様式

01 国勢統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	3
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	2
⑥	他統計との比較・分析	2

基幹統計名：01 国勢統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		×
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		—
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・ 2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

平成 27 年国勢調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm>

5 調査の対象

平成 27 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
2. 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
3. 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。
4. 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

b) 報告を求める者

記載なし

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

平成 27 年国勢調査

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/index.htm>

調査へのご回答、ありがとうございました

○平成 27 年(2015 年)10 月 1 日現在の総人口は、1 億 2709 万 4745 人。前回調査から 96 万 2607 人減少 (0.8%減)。

基幹統計名：01 国勢統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	○
評価	0・1・2・③

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

平成 27 年国勢調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm>

7 調査の方法

平成 27 年国勢調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が、下記の方法により行った。

調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布する。世帯は、9 月 10 日～20 日の期間にインターネット回答を行う。

その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

d) 調査期日又は調査期間の説明

平成 27 年国勢調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm>

2 調査の時期

平成 27 年国勢調査は、平成 27 年 10 月 1 日午前零時現在によって行われた。

e) 調査票配布・回収期間の説明

国勢調査に関する Q&A（トップメニュー）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/qa.htm>

2. 国勢調査の調査方法

Q 問 2-2 平成 27 年国勢調査の調査方法を教えてください。

A 平成 27 年国勢調査では、世帯の方ができるだけ回答しやすく提出しやすい調査とするため、全国でインターネット回答方式を導入します。これにあたっては、より多くの世帯の方がインターネット回答をご利用いただけるようにするため、『オンライン調査先行方式』で調査を行います。

[調査の流れ（イメージ図）]



1. 調査員等は担当する地域（調査区）内の全世帯を訪問・面接し、世帯ごとに居住確認を行うとともに、「インターネット回答の利用案内」（インターネット回答用 ID）を配布します。世帯では、9月10日～20日の間、オンライン調査システムにアクセスし、回答を行います。
2. 9月21日以降、調査員等はインターネットで回答のなかった世帯を訪問・面接し、（紙の）調査票を配布します。世帯は、10月1日以降、調査員等に直接提出するか、郵送により提出を行います。なお、一部の市町村においては、郵送提出を受け付けていないところがあります（詳細はお住まいの市町村にお尋ねください）。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

国勢調査に関する Q&A（トップメニュー）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/qa.htm>

8. 個人情報の保護について

Q 問 8-1 国勢調査では、個人や世帯の情報はどうのように保護されるのですか。

A 国勢調査を始めとする国の統計調査は、統計法（総務省）別ウィンドウで開きます。に基づいて行われます。統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が設けられています。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています。（統計法第41条、第57条第2項参照）

このように、統計調査の業務に従事する者、あるいは過去に従事していた者に対して厳しい守秘義務と罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目すべてについて、安心して回答いただくためです。国勢調査でいただいた回答は、統計の作成・分析の目的にのみ使用されます。統計以外の目的に使うことや、外部に出されることは一切ありませんので、安心してご記入ください。

Q 問 8-2 国勢調査で知ったことを、税金の徴収など、統計以外の目的に使うことはないのですか。

A 調査員を始め、調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らしたり、統計以外の目的、例え

ば徴税などに調査票の記入内容を使用したりすることは絶対にありません。これらの行為は統計法（総務省）別ウィンドウで開きます。という法律で固く禁じられています。調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らした場合の罰則（懲役又は罰金）も定められています。皆さまにご記入いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かしてしまうなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご記入ください。

Q 問 8-3 調査票は、どのように保管されているのですか。

A 調査員を始めとする調査関係者は、調査票の情報を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは絶対にありません。これらの行為は、統計法（総務省）別ウィンドウで開きます。という法律で固く禁じられています。

地方公共団体では、調査票を国に提出するまでの間、調査票の管理に万全を期していますので、ご安心ください。

Q 問 8-4 国勢調査には、個人情報保護法が適用されないのですか。

A 国勢調査を始め、統計法（総務省）別ウィンドウで開きます。に基づいて行われる統計調査で集められる個人情報は、次の理由から個人情報保護法が適用されないことになっています。

- ・ 統計調査により集められた個人情報は、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用・提供されること
- ・ 統計法では、統計以外の目的での調査票の使用が禁止されているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が厳格に整備されていること

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

国勢調査に関する Q&A （トップメニュー）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/qa.htm>

7. 調査員について

Q 問 7-4 国勢調査員が、再訪問するというメモを残していきました。メモに記入してある時間は、外出の予定があるのですが、どうしたらよいのですか。

A 国勢調査員が残したメモに記載してある調査員の連絡先又は市町村へお問い合わせのうえ、ご都合のよい時間をお知らせいただければ、その時間に調査員がお伺いします。

Q 問 7-5 調査票を配った調査員以外の者が調査票の回収に来ましたが、調査票を提出してもよいのですか。

A 国勢調査では、調査員同士が相互に協力し合うことができることとしています。そのため、協力し合う相手の調査員が世帯をお伺いすることがあります。

調査員は、顔写真つきの「調査員証」や国勢調査の「腕章」を必ず身に付けています。調査票の回収に訪問した者が「調査員証」や「腕章」を身に付けているか、ご確認ください。調査員であることが確認できれば、調査票をご提出ください。

なお、協力し合う調査員かどうか不審に思われた時は、その調査員が身に付けている「調査員証」に記載してある名前を基にお住まいの市町村にお問い合わせいただければ、市町村で身元の確認を行います。

※ 平成 27 年国勢調査において、調査員の事務を共同住宅や社会福祉施設等の管理・運営団体に委託することができることとしています。そのため、調査員ではなく、委託を受けた共同住宅や社会福祉施設等の管理・運営団体（以下、「委託管理団体」という。）の職員が調査を行う場合がありますが、その際は必ず「委託管理団体証」を携帯しています。

基幹統計名：01 国勢統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	○	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	○	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	○	
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

平成 27 年国勢調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm>

8 集計の方法

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計する。

b) 速報と確報の違いについての説明

平成 27 年国勢調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm>

9 集計結果の公表

平成 27 年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧(PDF：244KB) (一部抜粋)

集計区分		集計内容
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期提供
基本集計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯等に関する結果
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果
	世帯構造等基本集計	母子・父子世帯、親子の同居等の世帯の状況に関する結果

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

平成 27 年国勢調査 公表予定

URL:http://www.stat.go.jp/data/kouhyou/e-stat_kokusei2015.xml

統計結果の公表情報

【平成 27 年国勢調査】

人口及び世帯に関する国の最も基本となる全数調査の結果
(一部抜粋)

更新日：平成 29 年 7 月 6 日

速報集計	人口速報集計（要計表による人口集計）	<p>公表日： 平成 28 年 2 月 26 日</p> <p>官報情報</p> <p>官報告示号 総務省告示第 56 号</p> <p>官報告示年月日 平成 28 年 2 月 26 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>URL http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001068779</p> <p>掲載年月日 平成 28 年 2 月 26 日</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所 総務省統計図書館</p> <p>備考 問い合わせ先：総務省統計局統計調査部国勢統計課審査発表係</p>
	抽出速報集計	<p>公表日： 平成 28 年 6 月 29 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>URL http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001072818</p> <p>掲載年月日 平成 28 年 6 月 29 日</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所 総務省統計図書館</p> <p>備考 問い合わせ先：総務省統計局統計調査部国勢統計課審査発表係</p>
人口等基本集計	全国編・都道府県編	<p>公表日： 平成 28 年 10 月 26 日</p> <p>官報情報</p> <p>官報告示号 総務省告示第 399 号</p> <p>官報告示年月日 平成 28 年 10 月 27 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>URL http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001077438</p>

		掲載年月日 平成 28 年 10 月 26 日	
		閲覧情報	
		閲覧場所 総務省統計図書館	

基幹統計名：01 国勢統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：01 国勢統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		○
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		○
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		○
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		○
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

平成 27 年国勢調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm>

5 調査の対象

平成 27 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
2. 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
3. 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。
4. 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等）の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

平成 27 年国勢調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm>

7 調査の方法

（前略）

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

平成 27 年国勢調査の実施状況

オンライン調査におけるインターネット回答世帯数及び回答率

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/jisshijoukyou/index.htm>

都道府県別のインターネット回答世帯数及び回答率（エクセル：40KB）（世帯，%）

都道府県	人口等基本集計 世帯数	インターネット回答世帯数		インターネット回答率	
			うち スマートフォン ※		うち スマートフォン ※
全 国	53,448,685	19,748,756	6,787,545	36.9	12.7
北 海 道	2,444,810	838,013	296,563	34.3	12.1
青 森 県	510,945	155,277	56,571	30.4	11.1
岩 手 県	493,049	165,550	59,588	33.6	12.1
宮 城 県	944,720	335,519	121,812	35.5	12.9
秋 田 県	388,560	126,116	41,024	32.5	10.6
山 形 県	393,396	137,079	45,335	34.8	11.5
福 島 県	737,598	230,852	84,484	31.3	11.5
茨 城 県	1,124,349	413,005	143,693	36.7	12.8
栃 木 県	763,097	282,038	103,577	37.0	13.6
群 馬 県	773,952	323,067	122,018	41.7	15.8
埼 玉 県	2,971,659	1,226,932	419,416	41.3	14.1
千 葉 県	2,609,132	1,036,210	332,025	39.7	12.7
東 京 都	6,701,122	1,813,681	537,244	27.1	8.0
神 奈 川 県	3,979,278	1,611,652	489,529	40.5	12.3
新 潟 県	848,150	347,124	118,256	40.9	13.9
富 山 県	391,171	178,926	55,336	45.7	14.1
石 川 県	453,368	184,089	62,784	40.6	13.8
福 井 県	279,687	116,503	35,885	41.7	12.8
山 梨 県	330,976	123,842	44,912	37.4	13.6
長 野 県	807,108	340,250	107,106	42.2	13.3
岐 阜 県	753,212	341,997	124,154	45.4	16.5
静 岡 県	1,429,600	637,952	213,798	44.6	15.0
愛 知 県	3,063,833	1,358,311	493,851	44.3	16.1
三 重 県	720,292	301,381	104,453	41.8	14.5
滋 賀 県	537,550	255,491	88,262	47.5	16.4
京 都 府	1,152,902	435,133	141,800	37.7	12.3
大 阪 府	3,923,887	1,388,962	486,747	35.4	12.4
兵 庫 県	2,315,200	938,486	316,022	40.5	13.6
奈 良 県	530,221	240,133	74,070	45.3	14.0
和 歌 山 県	392,332	137,384	50,361	35.0	12.8
鳥 取 県	216,894	84,937	27,223	39.2	12.6
島 根 県	265,008	100,254	32,255	37.8	12.2
岡 山 県	772,977	305,180	103,382	39.5	13.4
広 島 県	1,211,425	500,767	180,973	41.3	14.9
山 口 県	598,834	228,666	81,333	38.2	13.6
徳 島 県	305,754	106,261	36,959	34.8	12.1
香 川 県	398,551	153,073	54,525	38.4	13.7
愛 媛 県	591,972	200,368	74,162	33.8	12.5
高 知 県	319,011	83,354	29,456	26.1	9.2
福 岡 県	2,201,037	765,870	303,393	34.8	13.8
佐 賀 県	302,109	111,257	44,575	36.8	14.8
長 崎 県	560,720	186,241	75,530	33.2	13.5
熊 本 県	704,730	253,783	104,809	36.0	14.9
大 分 県	486,535	163,203	62,700	33.5	12.9
宮 崎 県	462,858	152,898	63,775	33.0	13.8
鹿 児 島 県	724,690	207,920	91,078	28.7	12.6
沖 縄 県	560,424	123,769	50,741	22.1	9.1

※ スマートフォン回答世帯数については、人口速報集計時のものである。

市区町村別のインターネット回答世帯数及び回答率（エクセル：411KB）もあり。（略）

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

平成 27 年国勢調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm>

8 集計の方法

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計する。

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

国勢調査に関する Q&A（トップメニュー）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/qa.htm>

6. 調査票の記入(書き方)について

Q 問 6-2 調査票には、黒鉛筆で記入しなければならないのですか。

A 国勢調査は、大量の調査票を短期間のうちに迅速に処理するため、調査票に記入されたマークと数字を機械（光学式文字読取装置）で読み取って統計を作成します。現在のところ、この機械は黒鉛筆を最も確実に読み取ることができますので、黒鉛筆でご記入ください。

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：01 国勢統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

国勢調査に関する Q&A （トップメニュー）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/qa.htm>

1. 国勢調査の仕組み

Q 問 1-8 住民基本台帳の人口と国勢調査の人口が異なっているのはなぜですか。

A 大都市で若い年齢の人口が住民基本台帳と国勢調査とは大きな違いとなって現れるなど、住民基本台帳の人口と国勢調査の人口には差があります。

これは、住民基本台帳で、住所の変更をせずに転居する人がいるため、住民票の届出場所と実際に住んでいる場所が一致しない場合があるからです。また、両調査における人口の把握時点（1月と10月）や把握方法（届出地と居住地）が異なること、長期の海外渡航者でも住民票を残している場合があることなどによるものです。

地域の行政を適切に進めるためには、その地域に実際に住んでいる人・世帯についての資料が必要となります。

したがって、国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人及び世帯について、居住の実態に即した様々な統計を作成することを目的としています。

平成 27 年国勢調査 調査結果の利用案内 ユーザーズガイド

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g.htm>

関連データ（人口・世帯・住宅・家計消費等）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g/link.htm>

国勢調査に関連するデータについて

国勢調査ではわからない、次の内容を知るにはどの調査等を見ればいいのかわかります。

人口・世帯数についての統計

知りたい内容	調査名等
毎月 1 日現在の人口（全国）、毎年 10 月 1 日現在の人口（都道府県別）	人口推計（総務省）
住民基本台帳に基づく毎年 1 月 1 日現在の人口、世帯数（全国、都道府県、市区町村別）	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 e-Stat
毎年末現在における外国人登録者	在留外国人統計（法務省）
世帯類型別世帯数や、世帯類型別の所得	国民生活基礎調査（厚生労働省）
海外に滞在する邦人数	海外在留邦人数調査統計（外務省）

参考とする転記様式

02 住宅・土地統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	3
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：02 住宅・土地統計	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a)	標本設計に関する説明	○
b)	調査対象の範囲	○
c)	報告を求める者	○
d)	事業所母集団データベースの使用の有無	—
e)	事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	—
f)	目標精度の数値、又は標本誤差の数値	○
g)	標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○
h)	抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○
i)	層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○
j)	標本交代に関する説明	—
k)	重複是正措置実施の有無に関する説明	—
l)	母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	○
評価		0・1・2・③

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の結果 推計方法

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/suikai.htm>

標本抽出方法及び結果の推定方法 (PDF : 113KB)

URL:http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/pdf/sui_01.pdf

1 標本設計の概要

平成 25 年住宅・土地統計調査は、平成 22 年国勢調査調査区を第 1 次抽出単位とし、抽出された標本調査区を基本とする調査単位区内の住戸を第 2 次抽出単位とする層化 2 段抽出法によって行った。

なお、平成 22 年国勢調査調査区のうち、刑務所・拘置所等のある区域（国勢調査調査区番号の後置番号 5）、自衛隊区域（同 6）、駐留軍区域（同 7）及び水面調査区（同 9）は抽出の対象から除外した。

また、東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている地域については抽出の対象から除外した。このため、集計した結果については、当該地域が含まれていない。

・全ての地域を除外

檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

・一部の地域を除外

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村

b) 調査対象の範囲

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/2.htm>

調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯(1 調査単位区当たり 17 住戸、計約 350 万住戸・世帯)を対象とした。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

(1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員(家族を含む。)が居住している住宅

(2) 皇室用財産である施設

(3) 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所

(4) 自衛隊の営舎その他の施設

(5) 在日米軍用施設

c) 報告を求める者

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/2.htm>

調査の方法

(2) 調査の方法

ウ 調査票は、世帯が記入する欄については、世帯主又は世帯の代表者が記入し、調査員が記入する欄については、調査員が世帯主等に質問するなどして記入した。空き家などの居住世帯のない住宅については、調査員が外観等から判断することにより、調査項目の一部について調査した。

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の結果 推計方法

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/suikai.htm>

標本抽出方法及び結果の推定方法 (PDF : 113KB)

URL:http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/pdf/sui_01.pdf

4 推定値の精度

推定値の標準誤差率は表 3 及び表 4 に示したとおりである。表 4 に示した主な集計項目別の標準誤差率は、調査票甲及び乙に共通した集計項目については、計 10 組の副次標本を、調査票乙のみの集計項目については、5 組の副次標本を用いて計算したものであり、表 3 はその計算を行った全項目の計算値に「曲線の当てはめ」を行って平均的に評価したものである。ここに示す標準誤差率とは、全数調査をすれば得られるはずの値（真の値）の存在を示す目安となるものである。すなわち、推定値を中心として、その前後に、標準誤差（推定値の大きさ×標準誤差率）だけの幅をとれば、その区間内に真の値があることが約 68% の確率で期待され、また、標準誤差の 2 倍の幅をとれば、その区間内の真の値が約 95% の確率で期待される。

なお、表 3 は、世帯数、住宅数などの実数値に対して適用されるものであり、1 住宅当たり居室数、1 人当たり居室の畳数などの平均値及び増加率、割合などの計算値に対しては適用できない。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

住宅・土地統計調査に関する Q&A (回答)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/qa/qa-1.htm>

調査方法について

Q 7 調査対象はどのように選ばれるのですか？

A 全国の世帯の中から統計的な方法によって、約 15 分の 1 の割合で無作為に抽出します。

具体的には、まず、全国を約 50 世帯ごとに細かく区切った区域（国勢調査で設定されてい

る各地域)の中から、約 21 万地域を住宅・土地統計調査の調査地域として、総務省統計局がコンピュータによって無作為に選定します。次に、その調査地域内にある住戸(住宅及び住宅以外で人が居住している建物)の中から、統計理論に基づいて定めた方法により、調査対象となる住戸を無作為に選定します。

このように選定された約 350 万の住戸とそこにお住まいの世帯が、調査の対象となります。

h) 抽出の方法(等間隔抽出、層化無作為抽出など)の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の結果 推計方法

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/suikai.htm>

標本抽出方法及び結果の推定方法(PDF:113KB)

URL:http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/pdf/sui_01.pdf

2 調査単位区の抽出方法

(1) 国勢調査調査区の層化

平成 22 年国勢調査の結果に基づき、主として「換算世帯数」、「住宅の所有の関係別割合」及び「65 歳以上世帯員のいる一般世帯数割合」により層化し、今回、東日本大震災により調査が困難な地域が生じていることも考慮の上、表 1 の層別基準により 28 層とした。

(2) 標本調査区の抽出

市、区及び人口 1 万 5 千以上の町村については各市区町村ごとに、人口 1 万 5 千未満の町村については都道府県ごとに、それぞれ定められた抽出率により系統抽出した。

抽出率は、結果表章の地域ごとに必要な標本数を配分するため、人口規模注)等により表 2 のとおりとした。

(3) 調査票乙を配布する調査区の指定

調査票乙を配布する調査区の指定に当たっては、調査票乙のみの調査事項について十分な結果精度が得られるよう、神奈川県、静岡県、大阪府及び福岡県については県庁所在市、政令指定都市とそれ以外の地域ごとに、神奈川県、静岡県、大阪府及び福岡県以外の都道府県については県庁所在市とそれ以外の地域ごとに、抽出した標本調査区の中からそれぞれ定められた抽出率により系統抽出した。

なお、設住宅のある調査区については、抽出対象から除外した。

(4) 調査単位区の抽出

原則として抽出された標本調査区を、調査単位区とした。ただし、70 戸を超える標本調査区については一つの単位区がほぼ 50 戸前後になるよう二つ以上に分割し、その中から一つの単位区を無作為に抽出して調査単位区とした。

注) 抽出率の適用に当たっての市区町村の人口は、平成 24 年 7 月 1 日現在(標本調査区抽出時に平成 24 年 7 月 2 日以降の市区町村の廃置分合に関する情報を入手した場合は、その情報を取り入れた)の境界による平成 22 年国勢調査人口によった。

ただし、調査結果は、平成 25 年 10 月 1 日現在の境界により表章している。

表 1 国勢調査調査区の層別基準及び層符号 (PDF : 81KB)

URL: http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/pdf/sui_02.pdf

表 1 国勢調査調査区の層別基準及び層符号

層 別 基 準			調査区の層符号			
平成 22年 国勢 調査 調査区	東日本大震災の津波による浸水地域のある調査区	浸水全壊調査区	011			
		その他の調査区	仮設住宅のある調査区	012		
			その他の調査区	013		
	仮設住宅のある調査区			020		
	後置番号 8 の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区			030		
	世帯数が 0 の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	041		
			30%以上	042		
	間借り等の世帯数が 5 %以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	051		
			30%以上	052		
	3 階 建 以 上 の 共 同 90 住 % 以 上 の 世 帯 調 査 区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		110		
		公的借家に居住の世帯数が50%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	121	
				30%以上	122	
		民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区		130		
		持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区		140		
		その他の調査区		150		
そ の 他 の 調 査 区		給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		210		
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	311	
				30%以上	312	
		民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	411	
				30%以上	412	
		民営借家に居住の世帯数が65%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	511	
				30%以上	512	
		持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	611	
30%以上	612					
持ち家に居住の世帯数が80%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	711			
		30%以上	712			
その他の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	801			
		30%以上	802			

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

$$2) \text{ 換算世帯数} = \text{二人以上の一般世帯数} + \frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{3}$$

表 2 指定調査区の抽出率 (PDF : 70KB)

URL:http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/pdf/sui_03.pdf

表 2 指定調査区の抽出率

地 域		調査区の抽出率	
		層符号 011, 012, 020, 030, 041, 042 以外の調査区	層符号 011, 012, 020, 030, 041, 042 の調査区
市 部	人口 60 万以上の市区	1/10	1/20
	人口 50 万以上 60 万未満の市区	1/9	1/18
	人口 40 万以上 50 万未満の市区	1/8	1/16
	人口 30 万以上 40 万未満の市区	1/7	1/14
	人口 20 万以上 30 万未満の市区	1/6	1/12
	人口 10 万以上 20 万未満の市区	1/5	1/10
	人口 5 万以上 10 万未満の市区	1/3	1/6
	人口 5 万未満の市区	1/2	1/4
郡 部	人口 1 万 5 千以上の町村	1/4	1/8
	人口 1 万 5 千未満の町村	1/8	1/16

j) 標本交代に関する説明

非該当

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

非該当

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の結果 推計方法

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/suikai.htm>

標本抽出方法及び結果の推定方法 (PDF : 113KB)

URL:http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/pdf/sui_01.pdf

3 結果の推定方法

表章地域ごとに平成 25 年住宅・土地統計調査調査単位区別の調査結果に、その調査単位区内の調査対象住戸の抽出率の逆数 (調査単位区内総住戸数/調査単位区内調査住戸数)、標本調査区を分割して調査単位区とした場合はその分割数及びその調査単位区を含む標本調査区に

適用された抽出率（表 2）の逆数の積を乗じて合算し，平成 25 年 10 月 1 日現在の市区町村別総人口に合致するよう一定に比率を乗じた。

なお，調査票甲及び乙に共通した調査事項で集計する結果表の推定値については，両調査票の全数を用いて推定したが，調査票乙のみの調査事項に関する結果表は調査票乙のみで推定した。この結果，同一の集計項目であっても結果数値が異なることがある。

基幹統計名：02 住宅・土地統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

e) 調査票配布・回収期間の説明

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/2.htm>

調査の方法

(2) 調査の方法

ア 住宅・土地統計調査調査員は、9 月 22 日までに受持ち調査単位区内を巡回して調査対象の把握を行い、調査対象名簿及び単位区設定図を作成した上で、9 月 23 日から 30 日までの間に、調査対象となった世帯に調査票を配布した。その後、10 月上旬に調査票を配布した世帯を再度訪問して、調査票の収集と内容検査等の事務を行った。

なお、平成 25 年住宅・土地統計調査では、調査票の提出に代えてインターネットによる回答（オンライン調査）も可能とした。

イ 調査票は、調査単位区ごとに、甲又は乙のいずれか一方のみを配布した。

調査単位区の甲・乙の割り振りは、全国平均で 6 対 1 となるように行った。

ウ 調査票は、世帯が記入する欄については、世帯主又は世帯の代表者が記入し、調査員が記入する欄については、調査員が世帯主等に質問するなどして記入した。空き家などの居住世帯のない住宅については、調査員が外観等から判断することにより、調査項目の一部について調査した。

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/2.htm>

調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を主管部局とし、総務大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査世帯の流れにより実施した。

d) 調査期日又は調査期間の説明

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/2.htm>

調査の時期

平成 25 年住宅・土地統計調査は、平成 25 年 10 月 1 日午前零時現在によって実施した。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

住宅・土地統計調査に関する Q&A (回答)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/qa/qa-1.htm>

住宅・土地統計調査とは

Q 5 住宅・土地統計調査には、どうしても答えなければならないのですか？

A 正確な調査結果を得るためには、正しい回答が必要となります。もし、回答が得られなかったり、不正確・不完全な回答であった場合、調査の目的である統計が作成できなかつたり、精度の低い統計となってしまう、これらの統計を利用して、私たちの身近な行政施策や将来計画を作ってしまうのは、私たちの生活や暮らしが誤った方向に向かってしまうおそれがあります。

統計法第 13 条では、住宅・土地統計調査のような国の重要な統計調査である基幹統計調査について、調査の対象となる「個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる」と規定されています。また、統計法第 61 条では、「報告を拒み、又は虚偽の報告をした者」の罰則について規定されています。

一方、統計法第 41 条では、調査の結果知り得た秘密は漏らしてはならないことが規定されており、これに違反した者に対する罰則が定められています（統計法第 57 条）。

さらに、統計法第 40 条では、「その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定されています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：02 住宅・土地統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		○
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		○
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・1・②・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の結果 推計方法

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/suikei.htm>

標本抽出方法及び結果の推定方法 (PDF : 113KB)

URL:http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/pdf/sui_01.pdf

3 結果の推定方法

表章地域ごとに平成 25 年住宅・土地統計調査調査単位区別の調査結果に、その調査単位区内の調査対象住戸の抽出率の逆数（調査単位区内総住戸数／調査単位区内調査住戸数）、標本調査区を分割して調査単位区とした場合はその分割数及びその調査単位区を含む標本調査区に適用された抽出率（表 2）の逆数の積を乗じて合算し、平成 25 年 10 月 1 日現在の市区町村別総人口に合致するよう一定に比率を乗じた。

なお、調査票甲及び乙に共通した調査事項で集計する結果表の推定値については、両調査票の全数を用いて推定したが、調査票乙のみの調査事項に関する結果表は調査票乙のみで推定した。この結果、同一の集計項目であっても結果数値が異なることがある。

b) 速報と確報の違いについての説明

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

住宅・土地統計調査 統計表一覧

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/kekka.htm>

平成 25 年住宅・土地統計調査

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001063455>

調査の概要 (PDF ファイル)

8 集計及び結果の公表

平成 25 年住宅・土地統計調査の調査票は、市町村、都道府県を經由して総務省統計局に集められた後、独立行政法人統計センターにおいて、集計した。

その結果は、速報集計及び確報集計から成り、インターネットへの掲載、報告書の刊行などにより公表する。

報告書は、速報集計結果の「速報集計結果」並びに確報集計結果の「第 1 巻 全国編」、「第 2 巻 都道府県編」及び「第 3 巻 大都市圏・都市圏・距離帯編」を刊行する。

なお、この速報集計による結果は速報値であり、確報集計による結果とは、必ずしも一致しない。

また、集計の結果には、調査票甲、乙及び建物調査票を用いて集計したもの並びに調査票乙及び建物調査票を用いて集計したものがあり、後者を用いて集計した結果については、統計表にその旨を表示した。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

f) 公表のスケジュールの説明

住宅・土地統計調査に関する Q&A (回答)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/qa/qa-1.htm>

公表時期について

Q 10 平成 25 年住宅・土地統計調査の結果は、いつごろ公表されるのですか？

A 速報集計結果については平成 26 年 7 月 29 日に公表しました。また、確報集計結果については都道府県別の結果を平成 26 年 10 月 30 日から平成 27 年 2 月 26 日にかけて公表し、全国の結果を平成 27 年 2 月 26 日に公表しました。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：02 住宅・土地統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		○
評価	0・1・2・③	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の結果 推計方法

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/suikai.htm>

標本抽出方法及び結果の推定方法 (PDF : 113KB)

URL:http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/pdf/sui_01.pdf

4 推定値の精度

推定値の標準誤差率は表 3 及び表 4 に示したとおりである。表 4 に示した主な集計項目別の標準誤差率は、調査票甲及び乙に共通した集計項目については、計10組の副次標本を、調査票乙のみの集計項目については、5組の副次標本を用いて計算したものであり、表 3 はその計算を行った全項目の計算値に「曲線の当てはめ」を行って平均的に評価したものである。

ここに示す標準誤差率とは、全数調査をすれば得られるはずの値（真の値）の存在を示す目安となるものである。すなわち、推定値を中心として、その前後に、標準誤差（推定値の大きさ×標準誤差率）だけの幅をとれば、その区間内に真の値があることが約68%の確率で期待され、また、標準誤差の2倍の幅をとれば、その区間内の真の値が約95%の確率で期待される。

なお、表 3 は、世帯数、住宅数などの実数値に対して適用されるものであり、1住宅当たり居室数、1人当たり居住室の畳数などの平均値及び増加率、割合などの計算値に対しては適用できない。

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の結果 推計方法

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/suikai.htm>

確報集計

全国

表 3 推定値の大きさ別標準誤差 (PDF : 115KB)

表3 推定値の大きさ別標準誤差

甲・乙両調査票で集計した結果

推定値の大きさ	全 国	
	標準誤差	標準誤差率 (%)
30,000,000	35,650	0.119
20,000,000	33,525	0.168
10,000,000	26,463	0.265
7,000,000	22,787	0.326
5,000,000	19,614	0.392
3,000,000	15,464	0.515
2,000,000	12,735	0.637
1,000,000	9,082	0.908
700,000	7,617	1.088
500,000	6,449	1.290
300,000	5,003	1.668
200,000	4,089	2.044

推定値の大きさ	全 国	
	標準誤差	標準誤差率 (%)
100,000	2,893	2.893
70,000	2,421	3.459
50,000	2,047	4.094
30,000	1,586	5.286
20,000	1,295	6.474
10,000	916	9.157
7,000	766	10.945
5,000	648	12.950
3,000	502	16.719
2,000	410	20.476
1,000	290	28.958

調査票乙のみで集計した結果

推定値の大きさ	全 国	
	標準誤差	標準誤差率 (%)
30,000,000	52,284	0.174
20,000,000	51,381	0.257
10,000,000	41,579	0.416
7,000,000	36,000	0.514
5,000,000	31,090	0.622
3,000,000	24,586	0.820
2,000,000	20,277	1.014
1,000,000	14,480	1.448
700,000	12,150	1.736

推定値の大きさ	全 国	
	標準誤差	標準誤差率 (%)
500,000	10,289	2.058
300,000	7,985	2.662
200,000	6,526	3.263
100,000	4,619	4.619
70,000	3,866	5.522
50,000	3,268	6.535
30,000	2,532	8.439
20,000	2,067	10.336
10,000	1,462	14.619

表4 主要項目別標準誤差率 (PDF: 423KB) (総ページ数: 7 ページ 主要部分のみ記載)

表4 主要項目別標準誤差率

甲・乙両調査票で集計した結果

項目		標準誤差率 (%)	項目		標準誤差率 (%)
住宅以外の建物の種類別建物数	総数	5.82	建築の時期別住宅数	昭和25年以前	0.97
	会社等の寮・寄宿舎	8.34		昭和26年～35年	0.88
	学校等の寮・寄宿舎	9.44		昭和36年～45年	0.79
	旅館・宿泊所	10.32		昭和46年～55年	0.58
	その他の建物	7.04		昭和56年～平成2年	0.47
住宅以外の建物の所有の関係別普通世帯数	自己所有	8.31		平成3年～7年	0.43
	賃貸・貸与	11.91		平成8年～12年	0.52
建物の構造別住宅数	木造(防火木造を除く)	0.50		平成13年～17年	0.57
	防火木造	0.38		平成18年～20年	0.66
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	0.24		平成21年	1.38
	鉄骨造	0.50	平成22年	1.56	
	その他	2.72	平成23年	2.42	
住宅の建て方、階数別住宅数	一戸建	0.41	平成24年	1.57	
	1階建	0.61	平成25年1月～9月	2.24	
	2階建	0.40	住宅の延べ面積別住宅数	19㎡以下	1.03
	3階建以上	1.21		20～29㎡	0.54
	長屋建	0.87		30～39㎡	0.76
	1階建	2.53		40～49㎡	0.80
	2階建	0.62		50～59㎡	0.55
	3階建以上	4.70		60～69㎡	0.68
	共同住宅	0.23		70～79㎡	0.48
	1階建	20.47		80～89㎡	0.50
	2階建	0.33		90～99㎡	0.55
	3階建	0.65		100～109㎡	0.39
	4階建	0.97	110～119㎡	0.44	
	5階建	1.10	120～129㎡	0.50	
	6～7階建	0.98	130～139㎡	0.40	
	8～10階建	0.77	140～149㎡	0.57	
	11～14階建	0.97	150～169㎡	0.55	
	15階建以上	1.74	170～199㎡	0.49	
	その他	1.84	200～249㎡	0.59	
	居住世帯の有無別住宅数	居住世帯あり	0.21	建築面積別一戸建及び長屋建の住宅数	総数
同居世帯なし		0.21	19㎡以下		1.87
同居世帯あり		1.16	20～29㎡		1.09
居住世帯なし		0.67	30～39㎡		0.44
一時現在者のみ		1.36	40～49㎡		0.58
空き家		0.68	50～74㎡		0.38
二次的住宅		2.32	75～99㎡		0.47
別荘		4.22	100～124㎡	0.54	
その他		2.01	125～149㎡	0.61	
賃貸用の住宅		0.80	150㎡以上	0.71	
売却用の住宅		1.55	居住室数別普通世帯数	1室	0.68
その他の住宅		0.68		2室	0.68
建築中		4.03		3室	0.36
専用住宅	0.21	4室		0.28	
店舗その他の併用住宅	0.68	5室		0.34	
持ち家	0.38	6室		0.48	
住宅の所有の関係別住宅数	借家	0.29	7室	0.54	
	公営・都市再生機構(UK)・公社の借家	0.64	8室	0.56	
	公営の借家	0.78	9室	0.66	
	都市再生機構(UK)・公社の借家	0.74	10室以上	0.63	
	民営借家	0.29			
	一戸建	0.72			
	長屋建	1.03			
	共同住宅(木造)	0.77			
	共同住宅(非木造)	0.27			
	その他	3.99			
	給与住宅	2.36			

都道府県別

表3、表4及び表5 推定値の大きさ別標準誤差率 (PDF: 1,016KB)

(総ページ数: 94 ページ 主要部分のみ記載)

表3 推定値の大きさ別標準誤差率（北海道）

Table C Relative standard error by size of estimate (Hokkaido)

甲・乙両調査票で集計した結果

Results of the table using questionnaire A and B

(%)

推定値の大きさ Size of estimate	県 全 域 Prefecture
3,000,000	—
2,000,000	0.236
1,000,000	0.510
700,000	0.660
500,000	0.818
300,000	1.102
200,000	1.377
100,000	1.985
70,000	2.386

(%)

推定値の大きさ Size of estimate	県 全 域 Prefecture
50,000	2.834
30,000	3.672
20,000	4.506
10,000	6.384
7,000	7.634
5,000	9.036
3,000	11.670
2,000	14.295
1,000	20.220

調査票乙のみで集計した結果

Results of the table using questionnaire B

(%)

推定値の大きさ Size of estimate	県 全 域 Prefecture
3,000,000	—
2,000,000	0.365
1,000,000	1.018
700,000	1.346
500,000	1.686
300,000	2.292
200,000	2.875
100,000	4.159
70,000	5.004

(%)

推定値の大きさ Size of estimate	県 全 域 Prefecture
50,000	5.947
30,000	7.711
20,000	9.465
10,000	13.414
7,000	16.043
5,000	18.990
3,000	24.526
2,000	30.045
1,000	42.499

大都市圏，都市圏，距離帯

表3 推定値の大きさ別標準誤差率 (PDF : 142KB)

表3 推定値の大きさ別標準誤差率

— 大都市圏編 —

推定値の大きさ	札幌大都市圏	仙台大都市圏	関東大都市圏	新潟大都市圏	静岡・浜松大都市圏
10,000,000	—	—	0.183	—	—
7,000,000	—	—	0.255	—	—
5,000,000	—	—	0.328	—	—
3,000,000	—	—	0.454	—	—
2,000,000	—	—	0.573	—	—
1,000,000	0.306	—	0.835	—	0.239
700,000	0.512	0.457	1.007	—	0.485
500,000	0.697	0.710	1.198	0.307	0.688
300,000	1.005	1.092	1.555	0.732	1.013
200,000	1.290	1.433	1.910	1.043	1.311
100,000	1.905	2.153	2.708	1.657	1.949
70,000	2.305	2.617	3.240	2.041	2.362
50,000	2.749	3.131	3.835	2.462	2.820
30,000	3.577	4.085	4.954	3.237	3.674
20,000	4.397	5.029	6.069	4.001	4.519
10,000	6.243	7.150	8.585	5.708	6.419
7,000	7.470	8.559	10.262	6.840	7.682
5,000	8.846	10.137	12.143	8.107	9.098
3,000	11.429	13.101	15.678	10.484	11.756
2,000	14.002	16.053	19.202	12.852	14.404
1,000	19.810	22.715	27.156	18.191	20.379

推定値の大きさ	中京大都市圏	近畿大都市圏	岡山大都市圏	広島大都市圏	北九州・福岡大都市圏	熊本大都市圏
10,000,000	—	—	—	—	—	—
7,000,000	—	0.144	—	—	—	—
5,000,000	—	0.225	—	—	—	—
3,000,000	0.202	0.348	—	—	—	—
2,000,000	0.337	0.457	—	—	0.249	—
1,000,000	0.576	0.687	—	0.135	0.549	—
700,000	0.721	0.836	0.231	0.437	0.712	—
500,000	0.877	1.000	0.583	0.650	0.884	0.435
300,000	1.163	1.304	1.005	0.980	1.192	0.849
200,000	1.443	1.606	1.359	1.278	1.489	1.177
100,000	2.066	2.283	2.088	1.911	2.148	1.839
70,000	2.478	2.734	2.552	2.320	2.582	2.257
50,000	2.940	3.238	3.063	2.773	3.067	2.716
30,000	3.804	4.184	4.010	3.615	3.974	3.563
20,000	4.665	5.127	4.945	4.450	4.876	4.399
10,000	6.605	7.255	7.041	6.323	6.909	6.270
7,000	7.898	8.673	8.432	7.569	8.262	7.512
5,000	9.347	10.263	9.991	8.964	9.780	8.901
3,000	12.070	13.250	12.915	11.584	12.630	11.509
2,000	14.784	16.229	15.828	14.194	15.472	14.107
1,000	20.910	22.953	22.399	20.083	21.884	19.965

— 都市圏編 —

推定値の大きさ	宇都宮都市圏	松山都市圏	鹿児島都市圏
700,000	0.166	—	—
500,000	0.545	—	0.402
300,000	0.962	0.568	0.944
200,000	1.308	1.131	1.343
100,000	2.016	2.037	2.130
70,000	2.466	2.571	2.624
50,000	2.962	3.145	3.164
30,000	3.880	4.188	4.160
20,000	4.786	5.207	5.141
10,000	6.816	7.470	7.334
7,000	8.163	8.967	8.788
5,000	9.672	10.640	10.416
3,000	12.504	13.774	13.471
2,000	15.325	16.894	16.512
1,000	21.687	23.925	23.372

— 距離帯編 —

推定値の大きさ	東京70キロ圏	名古屋50キロ圏	大阪50キロ圏
10,000,000	0.183	—	—
7,000,000	0.256	—	0.113
5,000,000	0.328	—	0.203
3,000,000	0.455	0.203	0.328
2,000,000	0.575	0.336	0.436
1,000,000	0.838	0.573	0.662
700,000	1.010	0.716	0.807
500,000	1.202	0.871	0.967
300,000	1.560	1.154	1.264
200,000	1.916	1.432	1.557
100,000	2.718	2.050	2.216
70,000	3.251	2.459	2.653
50,000	3.848	2.917	3.143
30,000	4.971	3.775	4.062
20,000	6.090	4.629	4.978
10,000	8.615	6.554	7.044
7,000	10.298	7.836	8.421
5,000	12.185	9.274	9.965
3,000	15.732	11.976	12.866
2,000	19.268	14.669	15.758
1,000	27.250	20.747	22.287

※ 速報集計の標準誤差 (PDF : 405KB) (総ページ数 : 6 ページ 主要部分のみ記載)

表3 推定値の大きさ別標準誤差—速報集計・全国

甲・乙両調査票で集計した結果

推定値の大きさ	全 国	
	標準誤差	標準誤差率 (%)
30,000,000	40000	0.133
20,000,000	37600	0.188
10,000,000	29700	0.297
7,000,000	25600	0.365
5,000,000	22000	0.440
3,000,000	17400	0.578
2,000,000	14300	0.715
1,000,000	10200	1.019
700,000	8500	1.221
500,000	7200	1.447
300,000	5600	1.872
200,000	4600	2.294

推定値の大きさ	全 国	
	標準誤差	標準誤差率 (%)
100,000	3200	3.247
70,000	2700	3.882
50,000	2300	4.594
30,000	1800	5.932
20,000	1500	7.265
10,000	1000	10.276
7,000	900	12.282
5,000	700	14.533
3,000	600	18.762
2,000	500	22.979
1,000	300	32.497

調査票乙のみで集計した結果

推定値の大きさ	全 国	
	標準誤差	標準誤差率 (%)
30,000,000	58000	0.192
20,000,000	57000	0.283
10,000,000	46000	0.459
7,000,000	40000	0.567
5,000,000	34000	0.686
3,000,000	27000	0.904
2,000,000	22000	1.118
1,000,000	16000	1.597
700,000	13000	1.915

推定値の大きさ	全 国	
	標準誤差	標準誤差率 (%)
500,000	11000	2.270
300,000	9000	2.936
200,000	7000	3.600
100,000	5000	5.095
70,000	4000	6.092
50,000	4000	7.210
30,000	3000	9.309
20,000	2000	11.403
10,000	2000	16.127

基幹統計名：02 住宅・土地統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

平成 25 年住宅・土地統計調査 調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/2.htm>

調査の目的及び沿革

住宅・土地統計調査は、我が国における住戸（住宅及び住宅以外で人が居住する建物）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯(1 調査単位区当たり 17 住戸、計約 350 万住戸・世帯)を対象とした。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

- (1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員(家族を含む。)が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘留所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラ

一など) の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：02 住宅・土地統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

03 労働力統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	3
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	2

基幹統計名：03 労働力統計	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		—
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		○
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		—
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
	評価	0・1・2・③

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

b) 調査対象の範囲

労働力調査の概要

URL: <http://www.stat.go.jp/data/roudou/outline.htm>

3 調査の範囲及び調査対象

調査の範囲は、我が国に居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む。）は除外される。

この調査は標本調査として実施しており、国勢調査の約 100 万調査区から約 2,900 調査区を選定し、その調査区内から選定された約 4 万世帯（基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約 1 万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象となるが、就業状態は世帯員のうち 15 歳以上の者（約 10 万人）について調査している。（詳細は、標本抽出方法、結果の推定方法及び推定値の標本誤差（PDF：279KB）参照）なお、特定の世帯が続けて様々な調査の対象とならないように配慮している。

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

労働力調査 標本設計の解説 （2013 年 4 月版）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/9.htm>

第 4 章 標本誤差の測定 （PDF：302KB）（総ページ数：6 ページ 主要部分のみ記載）

表4-1 全国の主な項目の月別結果数値の標準誤差

主 な 項 目	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	(参考) 結果数値の 大きさ (万人)	
労働力人口	25	0.4	6546	
就業者	24	0.4	6262	
自営業者	4	0.8	559	
家族従業者	3	1.5	180	
雇用者	22	0.4	5496	
完全失業者	4	1.5	285	
非労働力人口	54	1.2	4534	
産 業 別 就 業 者	農業、林業	4	2.0	224
	建設業	5	0.9	503
	製造業	7	0.6	1032
	情報通信業	3	1.8	188
	運輸業、郵便業	5	1.4	340
	卸売業、小売業	5	0.5	1042
	金融業、保険業	2	1.2	163
	不動産業、物品賃貸業	2	2.1	112
	学術研究、専門・技術サービス業	3	1.7	205
	宿泊業、飲食サービス業	6	1.6	376
	生活関連サービス業、娯楽業	3	1.4	239
	教育、学習支援業	4	1.4	295
	医療、福祉	6	0.8	706
	サービス業(他に分類されないもの)	4	1.0	462

注) 本表の標準誤差、標準誤差率及び結果数値の大きさは、平成24年1月～12月の各月について計算したものを単純平均したものである。

表4-2 全国の結果数値の大きさ別標本誤差

(1) 年平均推定値の標準誤差率

結果数値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	17.4	0.3
2000	10.3	0.5
1000	6.9	0.7
500	4.7	0.9
200	2.8	1.4
100	1.9	1.9
50	1.3	2.5
20	0.7	3.7
10	0.5	5.0

(2) 月別推定値の標準誤差率

結果数値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	28.3	0.6
2000	17.8	0.9
1000	12.6	1.3
500	8.9	1.8
200	5.6	2.8
100	3.9	3.9
50	2.8	5.6
20	1.8	8.8
10	1.2	12.4

注1)本表の標準誤差率は、項目の違いによる差異を曲線の当てはめにより平均的に評価したものである。
曲線の当てはめに使用したデータは平成24年1月～12月のものである。

注2)本表の標準誤差は、結果数値の大きさに標準誤差率を乗じたものである。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

労働力調査 標本設計の解説 (2013年4月版)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/9.htm>

第2章 標本抽出の実務 (PDF: 567KB) (総ページ数: 18ページ 該当項目及び主要部分のみ記載)

第1節 標本の概要

- 1.調査の範囲(母集団)
- 2.抽出単位
- 3.標本抽出方法
- 4.抽出枠
- 5.抽出率
- 6.標本の大きさ
- 7.標本の交代方式
- 8.自衛隊営舎内(艦船内)居住者及び刑務所等の矯正施設収容者
- 9.その他

第2節 標本設計におけるポイント

第3節 抽出単位

- 1.第1次抽出単位
- 2.第2次抽出単位

第4節 第1次抽出単位(調査区)の層化

- 1.換算世帯数
 - 2.層区分
- 第5節 第1次抽出単位（調査区）の抽出
- 1.調査区のウェイト付け
 - 2.標本調査区数の配分
 - 3.標本とする調査区の抽出方法
 - 4.標本調査区の抽出替え
- 第6節 第2次抽出単位（住戸）の抽出
- 1.抽出用リストの作成
 - 2.標本とする住戸の抽出方法
 - 3.抽出率の変更及び調査区の分割
- 第7節 標本の交代方式
- 1.標本調査区の交代
 - 2.標本住戸の交代
 - 3.標本交代の効果
 - 4.第1次抽出単位（調査区）の平成22年国勢調査調査区への切替え方法

6 標本の大きさ

標本の種類	標本の大きさ
第1次抽出単位（調査区）	2,912 調査区
第2次抽出単位（住戸）	約 40,000 戸
調査世帯（標本とした住戸に居住する世帯）	約 40,000 世帯
調査世帯の世帯員（15歳以上）	約 100,000 人

h)抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

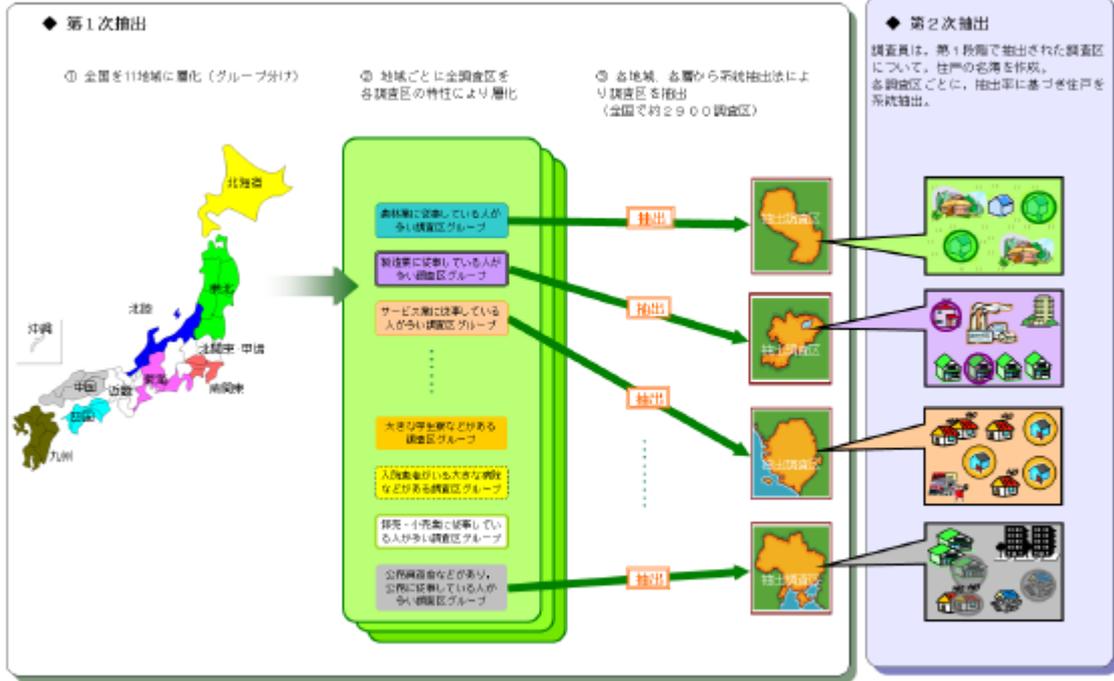
労働力調査 標本設計の解説（2013年4月版）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/9.htm>

第1章 標本設計の概説（PDF：704KB）（総ページ数：15ページ中8ページ 該当項目及び主要部分のみ記載）

- 第1節 標本抽出の基本的な考え方
- 第2節 標本調査区の抽出
 1. 調査区の層化とその目的
 2. 標本調査区の確率比例抽出
- 第3節 標本調査区内における住戸の抽出
 1. 住戸を抽出単位とする理由
 2. 住戸の把握
 3. 標本とする住戸の抽出

図1-1 標本抽出のイメージ



i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

労働力調査 標本設計の解説 (2013年4月版)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/9.htm>

第2章 標本抽出の実務 (PDF: 567KB) (総ページ数: 18 ページ中 5 ページ 該当項目及び主要部分のみ記載)

第4節 第1次抽出単位（調査区）の層化

1. 換算世帯数
2. 層区分

表2-3 調査区の層化基準

表 2-3 調査区の層化基準

分類符号		層化基準	
大分類	小分類		
01		後置番号が5（刑務所、拘留所などのある区域）、6（自衛隊区域）、7（駐留軍区域）、9（水面調査区）の調査区	
02		後置番号が4と8以外で人口が0の調査区	
03		後置番号が4と8以外で換算世帯数が15以下の調査区	
04		後置番号が4（社会施設、おおむね患者200人以上の収容施設を有する病院のある区域）	
		後置番号が8（おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮などの区域）	
		後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区	
		後置番号が4と8以外で15歳以上人口に占める15歳以上準世帯人員の比が0.5以上の調査区	
01	01	学生の寮・寄宿舍（ただし、50人以上の世帯）のある単位区	
	02	病院・療養所（ただし、50人以上の世帯）のある単位区	
	03	社会施設（ただし、50人以上の世帯）のある単位区	
	04		後置番号が4のうち、0402、0403層のいずれにも属さない単位区、又は後置番号が4と8以外で15歳以上人口に占める「病院・療養所」の入院者と「社会施設」の入所者の計（50人未満）の比が0.5以上の単位区
	11	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の単位区	
	12	建設業の世帯の比が0.2以上の単位区	
	21	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の単位区	
	22	製造業の世帯の比が0.3以上の単位区	
	31	寮などに住む卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の就業者が50人以上の単位区	
	32	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の世帯の比が0.3以上の単位区	
	41	寮などに住む金融・保険業、不動産、物品賃貸業の就業者が50人以上の単位区	
	42	金融・保険業、不動産、物品賃貸業の世帯の比が0.2以上の単位区	
	51	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業の就業者が50人以上の単位区	
	52	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業の世帯の比が0.3以上の単位区	
	61	寮などに住む医療、福祉の就業者が50人以上の単位区	
	62	医療、福祉の世帯の比が0.4以上の単位区	
	71	寮などに住む学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の就業者が50人以上の単位区	
	72	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の世帯の比が0.4以上の単位区	
	81	寮などに住む公務の就業者が50人以上の単位区	
	82	公務の世帯の比が0.4以上の単位区	
	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない単位区	
	92	後置番号が4と8以外で給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち、上記のいずれにも属さない単位区	
	93	後置番号が4と8以外で15歳以上人口に占める15歳以上準世帯人員の比が0.5以上の調査区のうち、上記のいずれにも属さない単位区	
	05		漁業の就業者の比が0.2以上の調査区
	06		漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区
	07		建設業、製造業の業主の比が0.1以上の調査区
	08		卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の業主の比が0.1以上の調査区
	09		情報通信業、運輸業、郵便業、金融・保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業の業主の比が0.1以上の調査区
	10		農林業の就業者の比が0.3以上の調査区
11		農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	
12		公務の就業者の比が0.1以上の調査区	
13		金融・保険業、不動産業、物品賃貸業の雇用者の比が0.1以上の調査区	
14		製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	
15		建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	
16		医療、福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区	
17		卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の雇用者の比が0.2以上の調査区	
18		学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の雇用者の比が0.2以上の調査区	
19		電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業の雇用者の比が0.1以上の調査区	
20		製造業の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区	
21		製造業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	
22		卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	
23		学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	
98		東日本大震災に伴い建設された応急仮設住宅のある調査区	
99		上記のいずれにも属さない調査区	

j) 標本交代に関する説明

労働力調査 標本設計の解説（2013年4月版）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/9.htm>

第2章 標本抽出の実務（PDF：567KB）（総ページ数：18ページ中3ページ 主要部分のみ記載）

第7節 標本の交代方式

1 標本調査区の交代

標本調査区は4か月継続して調査し、毎月1/4ずつ新しい調査区に交代する。また、標本調査区は、1年後の同じ時期にも調査を行う。したがって、ある月をみた場合、半分が1年目の調査区、残りの半分が2年目の調査区ということになる。また、一つの調査区に関しては、1年目の4か月、2年目の4か月、合計8か月の調査を行うことになる。

2 標本住戸の交代

同じ調査区を4か月継続して調査するので、2か月ずつ前期と後期に分け、前期と後期で違う住戸を調査する。したがって、調査対象となった世帯は、同じ住戸に居住していれば2か月継続して調査され、1年後の同じ時期に再び2か月継続して調査されることになる(図2-1-b参照)。

3 標本交代の効果

この標本の交代方法を図示すると図2-1-aのようになる。同図に示すように、ある月をみた場合、調査を行う調査区は8組に分けられる。まず、調査区が今年初めて標本調査区となった調査区(これを「1年目調査区」という。)か、前年同月に調査し、再び調査を行う調査区(これを「2年目調査区」という。)かにより二つに分かれる。次に、調査区を4か月継続して調査するうちの前期か後期か、住戸を2か月継続するうちの1か月目か2か月目かにより四つに分かれ、計8組となる。この8個のグループは、それぞれ独立に全国の縮図になっていると考えられるから、独立に全体の推定値を計算することができる。この8組の推定値は、第4章で述べる標本誤差の測定に利用されている。

図2-1-cに示すように、前年との継続を見ると、2年目の調査区(A-2, B-2, C-2, D-2)が常に半分含まれており、調査を行う住戸のうち半分は前年の同じ月に調査を行っている。また、前月との継続をみると、3/4が同じ調査区となっており、調査を行う住戸のうち半分は前月にも調査を行った調査区(B-1, B-2, D-1, D-2)である。これらは、それぞれの前年同月との比較、前月との比較の安定性を向上させる効果を持っている。

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

非該当

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

労働力調査 標本設計の解説 (2013年4月版)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/9.htm>

第3章 結果の推定の実務 (PDF:264KB) (総ページ数:4ページ 該当項目のみ記載)

第1節 推計人口の算出

第2節 自衛官及び受刑者のデータの作成

第3節 ベンチマーク人口の算出

第4節 線型推定用乗率の算出

第5節 比推定用乗率の算出

第6節 集計用乗率の算出

第7節 比推定値の算出

第8節 詳細集計の推定

基幹統計名：03 労働力統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

e) 調査票配布・回収期間の説明

労働力調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/outline.htm>

6 調査の方法

1. 調査員は、担当調査区内にある全ての住戸（住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画）を記入した名簿を作成する。この名簿から総務省統計局の定める方法により、指導員が所定数の住戸を選定する。選定された住戸について、そこに居住する世帯を調査する。
2. 調査は、基礎調査票と特定調査票の2種類で行う。基礎調査票については、2年にわたり同一の2か月を調査し、特定調査票については2年目2か月目のみ調査する。
（詳細は、標本抽出方法、結果の推定方法及び推定値の標本誤差（PDF：476KB）参照）
3. 調査員は、調査週間の始まる前7日以内に、選定された住戸を訪問し、その住戸に住んでいる世帯（以下「調査世帯」という。）に調査票を配布して記入を依頼し、記入の説明を行う。また、調査週間の終了後3日以内に調査世帯を再び訪問し、記入内容を検査の上、調査票を収集する。
4. 調査票は、調査員から都道府県へ提出され、指導員が記入内容を検査した後、総務省統計局へ提出される。

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

労働力調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/outline.htm>

5 調査の流れ

調査の流れは、次のとおりである。

総務大臣 —— 都道府県知事 —— 指導員 —— 調査員 —— 調査世帯

d) 調査期日又は調査期間の説明

労働力調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/outline.htm>

4 調査の期日及び期間

調査は、毎月末日（12月は26日）現在で行う。

就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（12月は20日から26日までの1週間。以下「調査週間」という。）の状態を調査する。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

労働力調査に関する Q&A (回答)

URL: http://www.stat.go.jp/data/roudou/qa-1.htm#Q_D01

D-1 プライバシーは保護されるのですか？

この調査は、統計法（総務省）（別ウィンドウで開きます。）に基づいて行われ、プライバシーは厳重に守られます。

- ・ 統計法（総務省）（別ウィンドウで開きます。）では、調査に携わる者には調査上知り得た事項の秘密を守ることが義務付けられています。
- ・ 提出いただいた調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理され、統計を作成した後は溶解処分されます。
- ・ 調査員に対しては、個人情報の保護を一層徹底させるため、秘密の保護、調査票の厳重管理等についての指導を徹底しています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：03 労働力統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	—	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	○	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

■集計方法

労働力調査 調査結果目次 (47 都道府県全国結果)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/2.htm>

- 労働力調査の結果は、「基本集計」と「詳細集計」に分かれており、以下のような集計区分になっています。

基本集計	【基礎調査票から集計される事項】 労働力人口，就業者数・雇用者数(雇用形態別（正規・非正規雇用者など），産業別，職業別など），就業時間，完全失業者数(求職理由別など），完全失業率，非労働力人口などの結果を毎月提供しています。
詳細集計	【特定調査票から集計される事項】 非正規の雇用者が現職の雇用形態についている理由，転職者数，仕事からの収入，仕事につけない理由，失業期間，就業希望の有無などの結果を四半期ごとに提供しています。

■推計方法

標本抽出方法，結果の推定方法及び推定値の標本誤差

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/10.pdf> (総ページ数：7 ページ 該当項目のみ記載)

2 結果の推定方法

- (1) 結果の推定 (基本集計)
- (2) 推定の手順 (基本集計)
- (3) ベンチマーク人口及びベンチマーク人口の基準切替え
- (4) 詳細集計の推定

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

c) 集計・推計の方法の説明

標本抽出方法，結果の推定方法及び推定値の標本誤差 (総ページ数：7 ページ)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/10.pdf>

「a)結果の集計・推計に関する説明」の「推計方法」と同じ。

d) 季節調整結果に関する説明

利用上の注意 (長期時系列データ)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm#notice>

季節調整について

1. 季節調整の方法は、センサス局法（X12-ARIMAのX11デフォルト、管理限界9.8σ～9.9σ）による。詳細は、「標本抽出方法、結果の推定方法及び推定値の標本誤差」（PDF：279KB）を参照されたい。
2. 毎月公表する季節調整値は、前年12月までのデータから推計した当該年の推計季節指数により算出している。毎年1月結果公表時には、前年12月までのデータに基づいて当該年の推計季節指数を計算するとともに、過去にさかのぼって各年各月の季節指数及び季節調整値の再計算を行っている。「季節指数」シートには、直近の1月結果公表時に改定された（推計）季節指数を掲載している。
3. 季節調整の計算は、「原数値」シートに掲載した数値（比率については小数第2位または第3位までの数値）を用いて行った。なお、季節調整値の計算は、1972年6月までは沖縄県を除く原数値で、7月以降は沖縄県を含む原数値を用いて行った。2011年3月から8月までは、東日本大震災の影響により全国集計結果が存在しないため、補完推計値を原数値に相当する入力データとして用いた。
【参考】労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計
4. 完全失業者及び完全失業率の65歳以上の男女別の季節調整値は算出していない。

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

f) 公表のスケジュールの説明

労働力調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/outline.htm>

7 集計及び結果の公表

総務省統計局に提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて集計される。調査の結果は、インターネット、刊行物及び閲覧に供する方法で公表する（労働力調査 報告書等の利用について）。

●基本集計：基礎調査票から集計

【全国】

全国結果（月別並びに四半期、暦年及び年度の各平均）は、原則として調査月の翌月末に公表する。

また、年平均結果を収録する「労働力調査年報」は調査年の翌年5月に刊行する。

【地域】

11 地域別結果（四半期及び年平均）は、当該期間の最終月の翌月末に公表する。

また、この結果は年報にも掲載される。

都道府県別結果（モデル推計値；基本集計のうち主要項目のみ）は、四半期及び年平均を最終調査月の翌々月に参考として公表している。

●詳細集計：主として特定調査票から集計

【全国】

全国結果（四半期及び年平均）は、最終調査月の翌々月に公表する。

また、年平均を収録する「労働力調査年報」は調査年の翌年5月に刊行する。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：03 労働力統計	④標本誤差	
確認事項	記載の有無	
a) 標本誤差に関する説明	○	
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）	○	
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	○	
評価	0・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

労働力調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/outline.htm>

3 調査の範囲及び調査対象

前略

（詳細は、標本抽出方法、結果の推定方法及び推定値の標本誤差（PDF：279KB）参照）

URL: <http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/10.pdf>

3 推定値の標本誤差（基本集計）

標本誤差の大きさは、推定値の大きさのほか、調査項目の種類や調査年又は調査月によって異なる。その目安となる標準誤差は、1の(2)で述べた副標本を用いて計算している。

(1) 全国結果の推定値の大きさ別標準誤差（基本集計）

年平均結果の標準誤差			月次結果の標準誤差※		
推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	15.5	0.3	5000	27.0	0.5
2000	9.4	0.5	2000	17.3	0.9
1000	6.4	0.6	1000	12.3	1.2
500	4.4	0.9	500	8.8	1.8
200	2.7	1.3	200	5.6	2.8
100	1.8	1.8	100	4.0	4.0
50	1.2	2.5	50	2.8	5.7
20	0.8	3.8	20	1.8	9.1
10	0.5	5.1	10	1.3	12.9

※2016年1月～12月分を単純平均したもの

これらの表に示されている標準誤差率は、項目ごとの標準誤差率を曲線の当てはめにより平均的に評価したものである。また、標準誤差は、推定値の大きさに標準誤差率を乗じて算出している。

月別値及び年平均値の標準誤差率は次の算式により近似的に与えられる。

【年平均値用】

$$\sqrt{\frac{1}{8(8-1)} \sum_{i=1}^8 (\bar{X}_i - \bar{X})^2} / \bar{X}$$

ここで、 \bar{X}_i は第*i*副標本による、 \bar{X} は全標本による属性 *X*を有する人口の推定値の年平均値を表す。

【月別値用】

$$\sqrt{\frac{1}{8(8-1)} \sum_{i=1}^8 (\tilde{X}_i - \tilde{X})^2} / \tilde{X}$$

ここで、 \tilde{X}_i は第*i*副標本による、 \tilde{X} は全標本による属性 *X*を有する人口の月別推定値を表す。

(2) 全国結果の主要項目別標準誤差（基本集計）

主要項目の年平均結果の標準誤差

項目	2016年平均結果 (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	項目	2016年平均結果 (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
労働力人口	6648	27	0.4	情報通信業	207	4	1.9
就業人口	6440	27	0.4	運輸業，郵便業	337	3	0.9
自営業者	527	6	1.1	卸売業，小売業	1059	7	0.6
家族従業者	153	4	2.7	金融業，保険業	162	2	1.3
雇用者	5729	20	0.4	不動産業，物品賃貸業	124	2	1.8
完全失業者	208	3	1.4	学術研究，専門・技術サービス業	220	3	1.5
非労働力人口	4423	61	1.4	宿泊業，飲食サービス業	389	4	1.0
(産業別就業者数)				生活関連サービス業，娯楽業	234	3	1.4
農業，林業	202	4	1.9	教育，学習支援業	307	3	0.9
建設業	492	4	0.9	医療，福祉	808	4	0.4
製造業	1041	11	1.0	サービス業（他に分類されないもの）	413	4	1.0

(3) 地域別結果の推定値の大きさ別標準誤差（基本集計）

地域別結果の標準誤差率は，次表のとおりである。

なお，次表に示されている標準誤差率は，全国結果と同様に，項目ごとの標準誤差率を平均的に評価した上で，標準誤差率を推定値の大きさ別に示したものである。

年平均結果の標準誤差率

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差率 (%)										
	北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
2000			0.4								
1000			0.6			0.5	0.5			0.5	
500	0.6	0.5	0.8	0.5		0.8	0.8	0.5		0.7	
200	1.0	0.9	1.3	0.8	0.8	1.2	1.2	0.8	0.6	1.1	
100	1.4	1.3	1.8	1.2	1.1	1.7	1.7	1.2	0.9	1.6	0.6
50	2.0	1.8	2.5	1.7	1.5	2.3	2.4	1.7	1.4	2.3	0.8
20	3.1	2.9	4.0	2.8	2.5	3.6	3.8	2.8	2.3	3.5	1.4
10	4.5	4.2	5.6	4.1	3.6	5.1	5.3	4.1	3.4	5.0	2.1

四半期平均結果の標準誤差率※

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差率 (%)										
	北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
2000			0.6								
1000			0.9			0.7	0.9			0.7	
500	0.9	0.8	1.3	0.8		1.1	1.3	0.8		1.0	
200	1.5	1.3	2.1	1.4	1.1	1.7	2.1	1.3	1.1	1.7	
100	2.2	1.9	3.0	2.0	1.7	2.5	2.9	1.9	1.6	2.4	0.8
50	3.2	2.8	4.4	3.0	2.5	3.7	4.2	2.9	2.4	3.5	1.2
20	5.2	4.7	7.1	5.0	4.1	6.0	6.6	4.8	4.1	5.8	2.1
10	7.6	7.0	10.2	7.4	6.2	8.7	9.4	7.2	6.1	8.4	3.2

※ 2016年第1四半期から第4四半期までのそれぞれの標準誤差率を単純平均したものである。

(参考2) 主な項目別の不詳などの数（基本集計）

[単位 万人]

	就業状態 不詳	週間就業 時間不詳	従業上の地位 不詳	従業者規模 不詳	分類不能 の産業	分類不能 の職業
2016年平均	6	54	31	70	101	91

4 推定値の標本誤差（詳細集計）

標本誤差の大きさは、推定値の大きさのほか、調査項目の種類や調査年又は調査月によって異なる。その目安となる標準誤差は次のとおりである。

全国結果の推定値の大きさ別標準誤差（詳細集計）

年平均結果の標準誤差			四半期平均結果の標準誤差※		
推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	18.9	0.4	5000	38.0	0.8
2000	11.5	0.6	2000	23.1	1.2
1000	7.9	0.8	1000	15.8	1.6
500	5.4	1.1	500	10.8	2.2
200	3.3	1.7	200	6.6	3.3
100	2.3	2.3	100	4.5	4.5
50	1.6	3.1	50	3.1	6.2
20	1.0	4.8	20	1.9	9.4
10	0.7	6.6	10	1.3	12.9

※2016年第1四半期から第4四半期
までのそれぞれの標準誤差率を単純
平均したもの

これらの表に示されている標準誤差率は、項目ごとの標準誤差率を曲線の当てはめにより平均的に評価したものである。

なお、標準誤差率については、線型推定値を用い近似式により算出したものである。

基幹統計名：03 労働力統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		○
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		—
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		○
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		○
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・①・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

労働力調査の解説（平成27年11月版）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/10.htm>

III 労働力調査の標本設計と結果の推定

第6章 調査世帯の選び方（PDF：910KB）

3 標本調査区内における住戸の抽出

第2段目の抽出，すなわち抽出された調査区において実際に調査を行う対象を選び出すという作業は，調査区の抽出のように機械の中で行うのではなく，調査員が実地に調査区を巡回してリストを作成し，指導員が抽出を行っている。この場合に問題となるのは，何のリストを作って抽出を行うかである。

労働力調査は個人の属性を調べる調査であるから，抽出の方法として，①調査区内に居住する者のリストを作成し，個人を直接抽出する方法がまず考えられる。また，②世帯のリストを作成し，抽出した世帯の世帯員について調査する方法，③人間ではなく建物やアパートの部屋といった「入れもの」のリストを作り，抽出した「入れもの」に居住する世帯を調査する方法なども考えられる。

労働力調査では，このうち③の方法，すなわち「入れもの」のリストを作成して抽出を行うという方法を採用している。この「入れもの」を「住戸」と呼んでおり，抽出の際の単位となるものとして「抽出単位」（調査区を第1次抽出単位とみることの対比でいえば第2次抽出単位）とも呼んでいる。抽出単位（住戸）は「調査区内にある住宅やその他の建物の各戸で，一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画」と定義され，例えば，一戸建住宅の場合はその建物全体が抽出単位（住戸）となり，アパート，マンションなどの場合は一戸一戸が抽出単位（住戸）となる。

住戸のリストで抽出を行う大きな理由は，リストの老化を防ぐことができる点にある。労働力調査では指定された調査区は4か月継続して調査を行い，リストの作成は開始月の前月に行うことになっている。このとき，仮に世帯や個人のリストを用いるとすると，リスト作成時から調査時点までに転出・転入や死亡などのため，リストの内容が変わってしまい，精度の高い推計ができない。ところが，住戸のリストの場合，人間がどう動こうとも，調査時点で抽出された住戸に住む者を調べればよい。

なお，空き地に急に家が建ったり，急に家が取り壊されたりした場合は，リストの補正を行っている。

以下に示す実際の抽出単位の把握及び抽出作業では，調査区地図と抽出単位のリストがこのリストに当たる。このうち，調査区の境界及び道路，河川，鉄道や建造物など目印となるものを記入するのが調査区地図で，調査区内の全ての抽出単位を把

握することができる。各抽出単位の名称や住所、居住者の有無を記入するのが抽出単位のリストで、このリストから抽出単位の選定を行っている。

(1) 住戸の把握

住戸の把握に当たっては、上に述べたような理由から、調査時に人が居住している可能性のあるものは全て抽出単位のリストに入れておかなければならない。居住部分のない事務所や工場は、人が住む可能性がないので把握する必要はないが、空き家は人が住む可能性があるため把握する。また、たとえ建築中の家があっても、調査時に完成している可能性があれば把握しておく必要がある。抽出単位のリストの作成は、正確な調査を行うためには極めて重要な作業である。

なお、病院、高齢者介護施設のような社会福祉施設、建設従業者宿舎などでは、部屋ごとに抽出単位（住戸）としているが、1室が10人以上収容できるようになっている場合、柱や通路などの目印によって更に小さく分割することとしている。これは、精度を考えた場合、各抽出単位内に居住する者の数が均等に近い方が好ましいというのが主な理由である。

(2) 調査を行う住戸の抽出

調査を行う住戸の抽出は、住戸に一連番号を付して、等確率で系統抽出を行っている。一連番号は、把握時に居住者のなかったものから番号を付け、次に居住者があったものに番号を付ける。これは、層化と同じ効果を狙ったもので、この方法により、調査区内における居住者がいない住戸、居住者がある住戸の比に応じて、住戸が抽出されるようになる。

抽出率は、調査区のウエイトの逆数を用いている。ウエイトは、15世帯を単位に定められていたから、例えば国勢調査時に換算世帯数が50であった調査区は、ウエイトは4で、その調査区における住戸の抽出率は1/4となる。このとき、抽出単位のリストで抽出の起点（抽出起番号）を2とすると、 $2 \cdot 6 \cdot 10 \cdots 46 \cdot 50$ の計13世帯が抽出される。この方式を採ると、調査区における抽出単位数が多くなるに従って抽出率は小さくなり、どの調査区も15世帯程度調査されるようになる。これは、後で述べるように推定式（第7章）が簡単になるという利点と、調査員の事務量が平均化するという利点を持っている。

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

非該当

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じる誤差（測定誤差）の説明

労働力調査の解説（平成27年11月版）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/10.htm>

III 労働力調査の標本設計と結果の推定

第7章 結果の推定方法と標本誤差等（PDF：1,212KB）

4 推定値の誤差

(2) 非標本誤差

非標本誤差とは、誤差の要因のうち標本抽出（偶然性）に起因するものを除いた全ての要因により生じる誤差をいう。非標本誤差は、その要因により幾つかに分類することができる。回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤りや、無回答、調査員の面接の拙さによる誤り、不慣れによる標本の脱落・把握誤り、連絡・指導の不徹底による誤り、調査票の処理及び集計上の誤りなどに分類することができる。このように、非標本誤差は調査のあらゆる段階で発生する可能性がある。

非標本誤差の特徴は、標本誤差とは対照的である。標本誤差の特徴は、①標本の大きさと密接な関係があり、避けられないものであること、②量的な測定ができ、そのコントロールができることなどが挙げられる。一方、非標本誤差は、①標本の大きさと直接関係がなく、原因を究明すれば避けられるものがあること、②量的な測定が難しくそのコントロールができないことなどが特徴として挙げられる。

調査が大規模になって調査関係者の人数が増えるほど、非標本誤差の発生源も増加することになる。調査の各段階での誤りを少なくして非標本誤差を小さく抑えるには、調査関係者の努力と回答者の統計に対する理解に大きく懸かっている。

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：03 労働力統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

労働力調査に関する Q&A

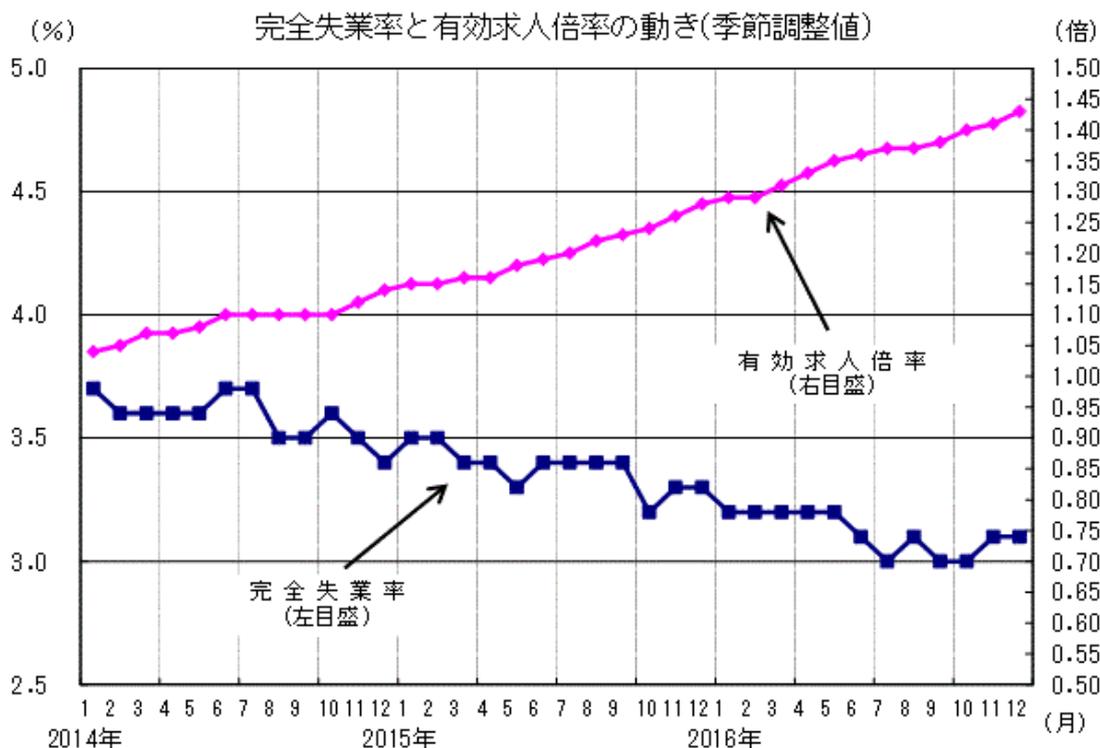
URL: <http://www.stat.go.jp/data/roudou/qa.htm>

【H. 他調査との比較】

Q H-1 厚生労働省が発表している有効求人倍率と完全失業率には、どのような関係がありますか？

A 有効求人倍率は、全国の公共職業安定所(ハローワーク)に登録された有効求職者数(前月から繰り越された求職者と新規求職者との合計)に対する有効求人数(前月から繰り越された求人と新規求人の合計)の比率であり、「有効求職者1人当たり有効求人が何件あるか」を表した指標です。

完全失業率も有効求人倍率も景気の動向に連動して変動しますが、景気動向指数において、有効求人倍率が景気動向におおむね一致して推移する一致系列に位置付けられているのに対して、完全失業率は景気動向に遅れて推移する遅行系列に位置付けられています。つまり、完全失業率は、有効求人倍率に遅れて推移する傾向があるといわれます。



Q H-2 派遣労働者について、労働力調査結果による値と他の省庁が発表したデータはどのように違うのですか？

A 派遣労働者について、他のデータとしては、例えば厚生労働省の「労働者派遣事業報告」があります。

労働力調査は雇われている人の側から調査を行っているのに対し、「労働者派遣事業報告」では、雇っている派遣事業所の側から調査を行っています。

労働力調査では、調査票に記入していただく際、その人が実際にしている仕事のうち主なもの一つについて記入していただくようお願いしています。一方、「労働者派遣事業報告」では、労働者派遣事業を行う事業所が提出した「労働者派遣事業報告書」に基づき、それぞれの事業所における登録者数・稼働者数を合算したものです。このため、派遣労働者が、一人で複数の労働者派遣事業所に登録し、掛け持ちで仕事をしていた場合、労働力調査では掛け持ちの有無にかかわらず、派遣を主な仕事としている人の人数を一人として計上しています。一方、「労働者派遣事業報告」では複数の登録等が反映され、一人で複数人として計上されることもあります。

参考とする転記様式

04 小売物価統計（動向編）の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	0
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：04 小売物価統計（動向編）	① 標本設計（標本調査）
確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明	○
b) 調査対象の範囲	○
c) 報告を求める者	○
d) 事業所母集団データベースの使用の有無	×
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	×
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値	×
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○
j) 標本交代に関する説明	○
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明	×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	○
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

b) 調査対象の範囲

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/1.htm#a2>

2 調査の対象

小売物価統計調査は、一般の商品の小売価格又はサービスの料金を調査する「価格調査」、家賃を調査する「家賃調査」及び宿泊施設の宿泊料金を調査する「宿泊料調査」に大別される。

価格調査及び家賃調査については、全国の167市町村を調査市町村とし、各調査市町村ごとに、商品の価格及びサービス料金を調査する価格調査地区（約27,000の店舗・事業所）と、民営借家の家賃を調査する家賃調査地区（約28,000の民営借家世帯）を設けている。

また、宿泊料調査については、全国の99市町村から約320の調査旅館・ホテルを選定している。

3 抽出方法

価格調査及び家賃調査の調査市町村は、都道府県庁所在市、川崎市、浜松市、堺市及び北九州市をそれぞれ調査市とするほか、それ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色などによって116層に分け、各層から一つずつ総務省統計局が抽出し167の調査市町村を設定している。

価格調査では、調査市町村全域をA品目（「4 調査品目」参照）の価格収集数と同数に分割し、それぞれを価格調査地区として設定している。価格調査地区数は全国で約580である。各調査地区内で、調査品目ごとに販売数量又は従業者規模等の大きい店舗の順に、価格収集数に応じた店舗を調査店舗として選定している。

家賃調査では、調査市町村内の国勢調査調査区を抽出単位とし、調査市町村ごとに所定数を確率比例抽出法により抽出し、その抽出した国勢調査調査区の区域を家賃調査地区として設定している。また、他の調査の調査対象となっている場合は、調査対象とならないように配慮している。家賃調査地区数は全国で約1,200である。各家賃調査地区内に居住するすべての民営借家世帯を調査世帯として選定している。

宿泊料調査では、都道府県庁所在市又は全国の観光地の中から宿泊者数の多い地域を選定し、99の調査市町村を設定している。調査市町村ごとに宿泊者数の多い旅館・ホテル等を調査宿泊施設として選定している。

現行調査市町村（PDF：141KB）

<http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/pdf/shityou.pdf>

c) 報告を求める者

7 調査の方法

価格調査については、調査員が毎月担当する調査地区内の調査店舗等に出かけ、代表者から商品の小売価格、サービス料金等を聞き取り、その結果を調査員端末に入力する。家賃調査については、原則として調査世帯を訪問し、世帯主から家賃、延べ面積等を聞き取り、同様に調

査員端末に入力する。

調査員は、担当するすべての価格等の入力を終了した後、総務省統計局に調査したデータを送信する。総務省統計局及び都道府県でこのデータの審査を行う。なお、調査員は、毎月の調査を行う前に、総務省統計局から調査品目や銘柄情報など、当月の調査に必要な各種最新情報を調査員端末に受信する。

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

記載なし

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/1.htm>

3 抽出方法

価格調査及び家賃調査の調査市町村は、都道府県庁所在市、川崎市、浜松市、堺市及び北九州市をそれぞれ調査市とするほか、それ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色などによって116層に分け、各層から一つずつ総務省統計局が抽出し167の調査市町村を設定している。

価格調査では、調査市町村全域をA品目（「4 調査品目」参照）の価格収集数と同数に分割し、それぞれを価格調査地区として設定している。価格調査地区数は全国で約580である。各調査地区内で、調査品目ごとに販売数量又は従業者規模等の大きい店舗の順に、価格収集数に応じた店舗を調査店舗として選定している。

家賃調査では、調査市町村内の国勢調査調査区を抽出単位とし、調査市町村ごとに所定数を確率比例抽出法により抽出し、その抽出した国勢調査調査区の区域を家賃調査地区として設定している。また、他の調査の調査対象となっている場合は、調査対象とならないように配慮している。家賃調査地区数は全国で約1,200である。各家賃調査地区内に居住するすべての民営借家世帯を調査世帯として選定している。

宿泊料調査では、都道府県庁所在市又は全国の観光地の中から宿泊者数の多い地域を選定し、99の調査市町村を設定している。調査市町村ごとに宿泊者数の多い旅館・ホテル等を調査宿泊施設として選定している。

5 価格収集数

(1) 価格調査

各調査品目・銘柄については、調査市町村及び品目区分ごとに下表のとおり価格取集数を定めている。

都市階級	A品目	B品目	C品目
東京都区部	42	21	12
大阪市	12	12	6
横浜市, 名古屋市, 京都市, 神戸市	12	6	2
札幌市, 仙台市, さいたま市, 千葉市, 川崎市, 広島市, 福岡市, 北九州市	8	4	2
新潟市, 静岡市, 浜松市, 堺市, 岡山市, 熊本市	6	3	2
上記以外の県庁所在市, 相模原市	4	3	2
上記以外の人口15万以上の市	4	3	1
上記以外の人口5万以上15万未満の市	2	1	1
人口5万未満の市	1	1	1
町村	1	1	1

また、区分Sの品目の価格取集数は下表のとおりであり、原則として区分A, B又はCの品目と同じであるが、カラオケルーム使用料など一部異なる品目・銘柄もある。

調査区分 記号	調査品目・銘柄	価格取集数
無印	牛乳（配達），ガソリン	A品目と同じ
①	自転車（シティ車）	B品目と同じ
②	履物修理代	
③	ハンバーガー（外食），牛丼（外食），やきとり（外食），食器戸棚，携帯型オーディオプレーヤー，家庭用ゲーム機（据置型），家庭用ゲーム機（携帯型），ゲームソフト，カーペット，コンタクトレンズ，学習用机，ペットフード（ドッグフード），ペットフード（キャットフード）	
無印	畳替え代，大工手間代，水道工事費	C品目と同じ
②	板ガラス取替費，ふすま張替費，塀工事費	
③	焼肉（外食），カーポート，システムバス，温水洗浄便座，給湯機，修繕材料（板材），修繕材料（塗料），左官手間代，外壁塗装費，駐車場工事費，壁紙張替費，空気清浄機，水筒，マスク，眼鏡，補聴器，サポーター，競技用靴，鉢植え，家事代行料，コーヒー（外食）（セルフサービス店），自転車（電動アシスト自転車），食堂セット，ベッド，ヘルスメーター，被服賃借料，血圧計，自動車タイヤ，自動車整備費（12か月定期点検），自動車整備費（バンク修理），自動車ワックス，自動車オイル交換料，洗車代，釣ざお，トレーニングパンツ，水着，園芸用肥料，園芸用土，植木鉢，ペット美容院代，獣医代	
③	ピザバイ（配達），パーソナルコンピュータ，プリンタ，メモリーカード，カラオケルーム使用料	東京都区部10，大阪市7，札幌市，仙台市，さいたま市，千葉市，横浜市，名古屋市，京都市，神戸市，広島市，福岡市5，その他の県庁所在市3
③	システムキッチン	東京都区部3，その他の県庁所在市1
無印	プロパンガス（基本料金），プロパンガス（従量料金）	東京都区部3，その他県庁所在市3，人口15万以上の市3，その他の市及び町村1
②	車庫借料	東京都区部10，その他の県庁所在市3，人口15万以上の市3
③	弁当（箱の内弁当），弁当（からあげ弁当），植木職手間代，整理だんす，マッサージ料金，駐車料金，講習料（水泳），講習料（音楽），講習料（英会話），講習料（書道），ゴルフ練習料金	東京都区部10，その他の県庁所在市3
②	グローブ	東京都区部5，他の都道府県庁所在市2，人口15万以上の市2
③	すし（外食）（回転ずし），修繕材料（錠），自動車バッテリー，カーナビゲーション，ETC車載器，携帯電話機，ビデオソフト，講習料（料理），講習料（ダンス），フィットネスクラブ使用料，エステティック料金	東京都区部5，その他の県庁所在市2
無印	灯油	東京都区部12，大阪市6，その他の県庁所在市3，人口15万以上の市3，その他の市及び町村1

(2) 家賃調査

民営家賃・・・各家賃調査地区内における全民営借家世帯

公営家賃（公的住宅）・・・調査市町村内において該当する全住宅

公営家賃（独立行政法人都市再生機構）・・・調査市町村内において該当する全住宅

(3) 宿泊料調査

全国で約 320

j) 標本交代に関する説明

小売物価統計調査における調査市町村交替について

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/shityou/pdf/1koutai.pdf> (総ページ数: 14 ページ 該当項目を記載)

- 1 市町村交替する必要性
- 2 新層化基準の特徴
- 3 調査市町村の選定基準
- 4 新層化基準に対応した調査地区数、調査品目の調整
- 5 調査地区設定替えが必要な市町村
- 6 調査市町村の交替等の時期

小売物価統計調査における家賃調査地区設定替えについて

URL: <http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/pdf/7.pdf>

2 調査の体系及び調査地域

(2) 家賃調査

民営借家については、価格調査と同じ調査市町村に、民営借家の家賃等を調査する「家賃調査地区」を設定し、家賃調査地区内の居住者のいる全ての民営借家を調査対象としている。なお、原則として、5年ごとに家賃調査地区の設定替えを行っている。

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/2016np/pdf/3riyou.pdf>

III 統計表利用上の注意

1. 平均価格について

(1) この調査は、商品の価格及びサービス料金の月々の変動を都市ごとに捉えることを主目的とするものである。このため、毎月同一の店舗において、同一の銘柄（基本銘柄）を調査している。しかし、品目によっては、その都市の出回り状況に応じて調査する銘柄が異なる場合（市町村銘柄※が設定された場合）もあるため、第1表の都市別価格は、そのまま地域格差を示すものではないので、注意が必要である。

※ 気候風土、食文化の違いや専ら地元の特産物等によりその市町村特有の銘柄が消費される場合又は新商品の出回りが地方ごとに異なる場合は、品質、規格、容量などが基本銘柄に最も近く、かつ出回りが多く、継続的に調査ができる商品を市町村ごとに設定したもの

(2) 月別又は旬別の平均価格は、単純算術平均（旬別調査品目の月平均価格は各旬別平均価格の単純算術平均）によるものである。

ただし、幼稚園保育料、大学授業料等の平均価格は、調査学校（園）数が複数校の場合、各校の授業料をそれぞれの生徒（園児）数をウェイトとして加重平均することにより算出している。また、宿泊料の全国平均価格は、調査市町村別に単純平均した後、それぞれの宿泊者数をウェイトとして加重平均することにより算出している。

(3) 年平均価格については、平成28年1月から12月までの月別価格（単位未満の数値を含む。）を単純算術平均して算出した。年の途中において銘柄を改正した場合は、改正後の銘柄で平均価格を算出した。また、市町村銘柄を設定した場合は、より長期間調査した銘柄について年平均価格を算出した。ただし、異なる銘柄の調査月数が同数の場合は、年末に近い銘柄について年平均価格を算出した。なお、原則として、銘柄を改正していない場合で、調査した月数が調査期間の半数に満たない場合は、年平均価格を表章していない。

(4) 各表の価格は、単純算術平均の結果を金額に応じて、銭未満又は円未満で四捨五入している。

(5) 価格は、消費税込みの調査価格によるものである。

基幹統計名：04 小売物価統計（動向編）		② 調査方法（データ収集方法）
確認事項		記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明		○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明		○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明		○
d) 調査期日又は調査期間の説明		○
e) 調査票配布・回収期間の説明		○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明		×
g) 事務処理基準の概要		×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明		○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明		×
評価		0・1・②・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/1.htm#a7>

7 調査の方法

価格調査については、調査員が毎月担当する調査地区内の調査店舗等に出かけ、代表者から商品の小売価格、サービス料金等を聞き取り、その結果を調査員端末に入力する。家賃調査については、原則として調査世帯を訪問し、世帯主から家賃、延べ面積等を聞き取り、同様に調査員端末に入力する。

調査員は、担当するすべての価格等の入力を終了した後、総務省統計局に調査したデータを送信する。総務省統計局及び都道府県でこのデータの審査を行う。なお、調査員は、毎月の調査を行う前に、総務省統計局から調査品目や銘柄情報など、当月の調査に必要な各種最新情報を調査員端末に受信する。

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/qa-1.htm#Q05>

5 小売物価統計調査はどのように行われるのですか？

小売物価統計調査は、総務省統計局が基本的な計画を立案し、都道府県を通じて実施していますが、調査の流れは次のようになっています。

- ① 総務省統計局は、都道府県に対して調査方法等の説明をします。
- ② 都道府県は、調査員に対して正しい調査を行うために必要な事項等について指導します。
- ③ 調査員は、総務省統計局から調査に必要なデータを PDA（携帯情報端末）に受信します。
- ④ 受信後、店舗や世帯において価格・家賃等を聞き取り、調査員端末に入力します。
- ⑤ 調査後、調査結果データを総務省統計局に送信します。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/1.htm#a6>

6 調査の時期

価格調査のうち品目区分 A, B, C 及び S の品目並びに家賃調査（民営家賃）については、毎月 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか 1 日を調査日とする。ただし、生鮮食品及び切り花のうち約 40 品目（沖縄県のみで調査する品目を除く。）は、上旬、中旬、下旬の 3 旬別に調査を行い（旬別調査）、それぞれ、5 日、12 日及び 22 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか 1 日を調査日とする。

価格調査のうち品目区分 D 及び E の品目並びに家賃調査（公営家賃）については、毎月 12 日を含む週の金曜日（テーマパーク入場料については日曜日）を調査日とする。また、宿泊料調査については、毎月 5 日を含む週の金曜日（ただし、土曜日が休日の場合は、翌週の月曜日）及び土曜日を調査日とする。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/qa-1.htm#Q010>

10 調査に答えた内容が、他に漏れることはありませんか？

秘密の保護の徹底

小売物価統計調査は、統計法等の法令に基づいて行われます。

調査に従事する人（国・地方公共団体の職員，指導員，調査員）には，調査上知り得た秘密を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。また，調査票情報等の利用制限も定められており，秘密の保護の徹底が図られています。

また，報告された内容は，調査員端末に入力され，総務省統計局に送信されますが，調査員端末の操作や送信に当たって，外部に漏れることのないよう厳重に管理されています。

調査員への指導

個人情報の保護を一層徹底させるために調査員用に調査事務マニュアルを作成し，秘密保護等について指導を徹底しています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：04 小売物価統計（動向編）	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	—	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	○	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	○	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/yougo.htm#y3>

3. 統計表

月平均価格

月別又は旬別の平均価格は、単純算術平均（旬別調査品目の月平均価格は各旬別平均価格の単純算術平均）によるものです。

ただし、幼稚園保育料、大学授業料等の平均価格は、調査学校（園）数が複数校の場合、各校の授業料をそれぞれの生徒（園児）数をウエイトとして加重平均することにより算出しています。

年平均価格

年平均価格については、1月から12月までの月平均価格（単位未満の数値を含む。）を単純算術平均して算出しています。

年の途中において銘柄を改正した場合は、改正後の銘柄で平均価格を算出しています。

また、市町村銘柄を設定した場合は、より長期間調査した銘柄について年平均価格を算出しています。

ただし、異なる銘柄の調査月数が同数の場合は、年末に近い銘柄について年平均価格を算出しています。

なお、原則として、銘柄を改正していない場合で、調査した月数が調査期間の半数に満たない場合は、年平均価格を表章していません。

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/yougo.htm#y3>

3. 統計表

月平均価格

月別又は旬別の平均価格は、単純算術平均（旬別調査品目の月平均価格は各旬別平均価格の単純算術平均）によるものです。

ただし、幼稚園保育料、大学授業料等の平均価格は、調査学校（園）数が複数校の場合、各校の授業料をそれぞれの生徒（園児）数をウエイトとして加重平均することにより算出しています。

年平均価格

年平均価格については、1月から12月までの月平均価格（単位未満の数値を含む。）を単純算術平均して算出しています。

年の途中において銘柄を改正した場合は、改正後の銘柄で平均価格を算出しています。

また、市町村銘柄を設定した場合は、より長期間調査した銘柄について年平均価格を算出しています。

ただし、異なる銘柄の調査月数が同数の場合は、年末に近い銘柄について年平均価格を算出しています。

なお、原則として、銘柄を改正していない場合で、調査した月数が調査期間の半数に満たない場合は、年平均価格を表章していません。

※ 消費者物価指数に関しては、

URL: <http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.htm#p3>

「2015年基準 消費者物価指数の解説」の「III 消費者物価指数の作成方法」に掲載

d) 季節調整結果に関する説明

※ 消費者物価指数に関しては、

URL: <http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.htm#p3>

「2015年基準 消費者物価指数の解説」の「III 消費者物価指数の作成方法」の「第7 季節調整」に掲載

第7 季節調整

1 季節変動と季節調整

消費者物価の変動には、季節による特有の値動き⁴⁰（季節変動）の影響が含まれる。季節変動の影響を除いて消費者物価をみるためには、指数の前年同月比で変動をみる方法がある。このほか、指数に含まれる季節変動を推計し、これを除去した指数（季節調整済指数）をみる方法もある。季節変動の推計方法には様々なものがあるが、2015年基準消費者物価指数の季節調整済指数は以下の方法で作成する。

2 季節調整済指数の作成方法

季節調整の方法は、アメリカ合衆国のセンサス局で開発されたプログラムX-12-ARIMAを用いる。X-12-ARIMAで設定するスペックファイルは、「III 付5 X-12-ARIMAによる季節調整の詳細」参照。

3 季節調整済指数の作成に用いるデータ

季節調整済指数の作成には、2010年1月以降の指数を用いる。ただし、2010年1月から2014年12月の指数は、下式のとおり、系列ごとに2010年基準の2015年平均指数で接続した指数を用いる。

$$\begin{array}{l} \text{2015年基準接続指数} \\ \text{(季節調整用原系列⁴¹)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{2010年} \\ \text{基準指数} \end{array} \times \frac{100}{\text{2010年基準の2015年平均指数}}$$

4 季節調整済指数の改定

毎月公表する時系列データの季節調整済指数は、始期である2010年1月から前年12月までのデータから求められる当年1月から12月までの季節要素（推定季節指数⁴²）で当年の各月の原系列を除いて算出する。その後、当年12月までのデータがそろった時点で、当年のデータを含めて再び季節調整を行い、季節調整済指数を改定する。このように、季節調整済指数は、毎年新しいデータが加わる度に、それを含めて計算することにより始期である2010年1月以降の値を全て改定する。

5 季節調整済指数の作成系列

次の15系列の指数について、全国及び東京都区部の季節調整済指数を作成する。

(1) 固定基準方式

<基本分類指数>

- ・総合
- ・生鮮食品を除く総合
- ・持家の帰属家賃を除く総合
- ・持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合
- ・生鮮食品及びエネルギーを除く総合
- ・食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合

<財・サービス分類指数>

- ・財
- ・半耐久消費財
- ・生鮮食品を除く財

(2) ラスパイレス連鎖基準方式による指数（参考指数）（全国のみ）

<基本分類指数>

- ・総合
- ・生鮮食品を除く総合
- ・持家の帰属家賃を除く総合
- ・持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合
- ・生鮮食品及びエネルギーを除く総合
- ・食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合

【参考】季節調整の方法

季節調整の方法には、総合、10大費目、中分類といった項目の指数を、分類項目ごとに季節調整する方法（単独方式）と、品目ごとに季節調整を行い、それらの季節調整済指数をそれぞれのウエイトで加重平均し、上位項目の季節調整済指数を求める方法（インプリシット方式）がある。

消費者物価指数においては、例えば毎年4月に価格変動する授業料のように階段状の動きを示すものなど、季節調整のモデルに当てはまらない品目がある。このことから、消費者物価指数の季節調整には、総合指数などに対する単独方式を採用している。

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/1.htm#a7>

7 調査の方法

価格調査については、調査員が毎月担当する調査地区内の調査店舗等に出かけ、代表者から商品の小売価格、サービス料金等を聞き取り、その結果を調査員端末に入力する。家賃調査については、原則として調査世帯を訪問し、世帯主から家賃、延べ面積等を聞き取り、同様に調査員端末に入力する。

調査員は、担当するすべての価格等の入力を終了した後、総務省統計局に調査したデータを送信する。総務省統計局及び都道府県でこのデータの審査を行う。なお、調査員は、毎月の調査を行う前に、総務省統計局から調査品目や銘柄情報など、当月の調査に必要な各種最新情報を調査員端末に受信する。

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/1.htm#a7>

9 結果の公表

小売物価統計調査の集計は、独立行政法人統計センターで行っている。

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/1.htm#a7>

9 結果の公表

小売物価統計調査の集計は、独立行政法人統計センターで行っている。

集計結果は、総務省統計局でとりまとめ、原則として毎月 26 日を含む週の金曜日に公表している。公表内容は、全国の前月分の都市（都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市）別小売価格、東京都区部の当月分の小売価格及び全国统一価格品目の当月分の価格である。

また、「ガソリン」の全国の都市（都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市）別小売価格については、平成 22 年 3 月分から公表を早期化し、原則として、毎月 20 日までに前月分の結果を公表している。

年平均価格については、全調査市町村の価格を、毎年 3 月分公表時に合わせて公表している。

なお、調査の結果は、インターネット、刊行物及び閲覧に供する方法で公表する。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

※ 消費者物価指数に関しては、

URL: <http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.htm#p3>

「2015 年基準 消費者物価指数の解説」の「III 消費者物価指数の作成方法」の「第 5 指数の算出方法及び作成系列」の「3 比較時価格が「欠」となった場合の処理」に掲載

3 比較時価格が「欠」となった場合の処理

ある品目がある調査市町村において一時的に出回りが途切れるなど、比較時価格がやむを得ず「欠」となった場合は、その品目の指数（比較時価格が「欠」になっているので計算できない。）及びウエイトは除外して計算する。

比較時価格が「欠」となった品目の価格変動は、品目から類への合算段階では、結果として類内の他の品目より求められた類指数によって代替されることとなる。

なお、下位類から上位類への計算では、各類のウエイトが変動しないように、「欠」となった品目のウエイトも含めた類ウエイトを用いる。

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：04 小売物価統計（動向編）	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		×
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	<div style="text-align: center;"> 0・1 </div> <p>※ 有意抽出調査であり最大評価は1</p>	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

記載なし

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：04 小売物価統計（動向編）		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		○
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

※ 消費者物価指数に関しては、

URL: <http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.htm#p3>

「2015年基準 消費者物価指数の解説」の「III 消費者物価指数の作成方法」の「第5 指数の算出方法及び作成系列」の「3 比較時価格が「欠」となった場合の処理」に掲載

3 比較時価格が「欠」となった場合の処理

ある品目がある調査市町村において一時的に出回りが途切れるなど、比較時価格がやむを得ず「欠」となった場合は、その品目の指数（比較時価格が「欠」になっているので計算できない。）及びウエイトは除外して計算する。

比較時価格が「欠」となった品目の価格変動は、品目から類への合算段階では、結果として類内の他の品目より求められた類指数によって代替されることとなる。

なお、下位類から上位類への計算では、各類のウエイトが変動しないように、「欠」となった品目のウエイトも含めた類ウエイトを用いる。

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

※ 消費者物価指数に関しては、

URL: <http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/pdf/jitsumu-fu.pdf>

(4) 調査店舗の変更

調査店舗の変更は、新たな店舗の開店などで従来の調査店舗の代表性が低下した場合などに行われる。また、調査店舗において一時的に基本銘柄の出回りがなくなった場合には、一時的措置として他の店舗で調査が行われる。

財（生鮮食品、切り花等を除く）については、同一の商品を調査したとしても価格差が大きい注）など、消費者が購入する際に店舗から受ける付加価値（品質）に差があると認められる場合には品質調整を行う。サービス扱い品目（各品目がサービス扱い品目に該当するか否かについては「資料1 2015年基準消費者物価指数 品目情報一覧」参照）については、一般にサービス提供主体等の違いによる品質差が大きいことから、新・旧店舗間では品質差があるとみなし、原則としてすべて品質調整を行う。

なお、一時的措置による店舗変更の際に品質調整を行った場合には、その後に元の指定店舗調査に戻った際にも同様に品質調整を行う。

注）財については、原則として、旧店舗における前月価格と新店舗における前月遡及価格を比較し、+50%以上、-33%以下を目安として調整の必要性を判断する。ただし家電品目については、家電以外の財と比べ、品質が同等とみなされる範囲における商標間や店舗間の価格のばらつきが大きいと判断の目安を+80%以上、-44%以下としている（各品目が家電品目に該当するか否かについては「資料1 2015年基準消費者物価指数品目情報一覧」参照）。さらに、価格のばらつきが極めて大きい生鮮食品、切り花、電子辞書、プリンタについては、銘柄改正時を除き原則として品質調整を行わない。また、個別価格が欠の場合は、市町村平均価格と比較している。

なお、季節品目の調査開始月においては、前月価格がないため、便宜、前年同月価格との比較を行っている。

また、(5)、(6)の場合も、同様の基準で比較し、調整を行っている。

このように調整を判断する目安を設けているのは、短い審査集計期間の間に膨大な数の調査価格についての品質調整を、集計担当者間の判断の差によるぶれが出ないように実施する必要があるためである。ただし、これはあくまでも目安であり、全国で一斉に同一内容の商標変更による価格差が生じた場合などは、その内容を吟味し、当該事例で最も適切と考えられる品質調整方法を選択し対応している。

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：04 小売物価統計（動向編）	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・①・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

G-7 消費者物価指数と企業物価指数（日本銀行）の動きを対比させて見る際の注意点はありますか。

消費者物価指数には、企業物価指数が対象としていない授業料、家賃、外食などのサービスの価格もウェイトにして5割程度含まれています。サービスの価格は、財に比べて人件費の割合が高いため、財の価格が上昇・低下しても、財と一致した動きをすることは限りません。

また、消費者物価指数が対象としている財は世帯が購入するものについてであり、原油などの原材料、電気部品などの中間財、建設機械などの設備機械は含まれていません。したがって、これらの財が値上がりしても、消費者物価が直接上がるのではなく、間接的にしか影響を与えません。

このような理由から、消費者物価指数と企業物価指数の総合指数は必ずしも一致した動きをすることは限りません。

なお、両指数をできるだけ同じ対象範囲にして比較するため、消費者物価指数の「生鮮食品を除く財」と、国内企業物価指数を「最終消費財」に限定した指数とを比較すると、両者はほぼ同じ動きをしています。

G-8 消費者物価指数と GDP デフレーター（内閣府）が乖離していると聞きますが、それはなぜですか。

消費者物価指数と GDP デフレーターの違いを比較すると、GDP デフレーターの方が変化率が低くなることが多くなっています。この乖離については、対象の違いによる要因が大きく、他に算式の違いなどの要因も考えられます。

(1) 対象の違い

消費者物価指数は家計消費を対象を限定している一方で、GDP デフレーターは家計消費の他に設備投資なども対象となっています。設備投資は品質向上が著しい IT 関連財の比率が高いことから、これらの下落による影響が大きくなります。このため、GDP デフレーターの変化率の方が、CPI の変化率より低くなっています。

また、石油製品などの輸入品価格が上昇（下落）している中では、消費者物価指数はその分上昇（下落）するのに対し、GDP デフレーターでは製品価格に全て転嫁されない限り、下落（上昇）に働くため、両者は乖離します。

なお、両指数をできるだけ同じ対象範囲にして比較するため、消費者物価指数の総合と、GDP デフレーターを家計最終消費支出に限定した指数とを比較すると、両者はほぼ同じ動きをしています。

(2) 算式の違い

消費者物価指数はラスパイレス算式、GDP デフレーターはパーシェ算式を採用しています。一般に比較時点の数量ウェイトで加重平均するパーシェ算式は指数が低く、基準時点の数量ウェイトで加重平均するラスパイレス算式は指数が高くなる傾向があります。また、品質向上は数量の増加とみなされるので、パーシェ算式の場合、品質向上で指数が下落した品目のウェイトは拡大します。このため、パーシェ算式を用いている GDP デフレーターは変化率が低くなります。

なお、GDP デフレーターはできるだけ指数算出に伴うバイアスを軽減することができるようにウェイトを毎年更新する連鎖方式により作成されています。消費者物価指数についても参考系列として連鎖方式による指数を作成・公表しています（H-1 参照）。

G-9 最近、一部の報道などで POS データを基にして作成した物価に関する指数と消費者物価指数の比較等を行う事例が見られますが、それらを見る際にはどのような点に留意すべきですか。

最近ではデータの活用や処理技術の進展により、POS 情報を用いた指数を作成する試みが民間でも行われるようになってきました。こうした指数を利用する際には、(1) 品目や店舗に偏りがいないか、(2) 新商品の登場時の価格が落ちていないか、(3) 容量変更が無視されていないか、(4) 新旧商品の品質差が調整されているか、などの点に留意する必要があります（物価指数は価格変動を計測する指数であり、数量や品質の変化が混在する購入単価指数とは異なるものです）。

消費者物価指数では、POS 情報からは得られない、家計消費の多くを占めるサービスなどを含む幅広い品目について、全国の代表的な店舗で価格を調査し、新商品の登場時、容量変更、新旧商品の品質調整についても適切な措置を講じています。また、パソコンやカメラでは POS 情報とヘドニック法を用いて品質調整済価格指数を作成しています。

参考とする転記様式

04 小売物価統計（構造編（地域・店舗・銘柄）） の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	0
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	2

基幹統計名：04 小売物価統計（構造編（地域・店舗・銘柄））	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		○
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		×
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

b) 調査対象の範囲

小売物価統計調査（構造編）について（平成 27 年 6 月現在）

URL: http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.htm

4 調査市

以下のとおり、全国の 135 市を調査市とする。

調査の種類	調査市
地域別価格差調査	「動向編」の調査地域となっていない全国の都道府県庁所在市以外の市（ 88市 (PDF: 189KB) ）
店舗形態別価格調査	全国の道府県庁所在市（46市）
銘柄別価格調査	東京都区部（1市）

5 調査店舗の選定

調査市全域を価格調査地区として設定し、以下のとおり、各調査地区内で、調査の種別ごとに指定した属性を持つ店舗について、調査品目ごとに、販売数量が多い順（これにより難しい場合は、従業者数や売場面積などの経営規模の大きい順）に、所定数を選定し、調査店舗に指定する（全国で約 3,000 店舗）。

調査の種類	調査店舗の選定方法
地域別価格差調査	スーパーを中心に代表的な店舗を所定数選定
店舗形態別価格調査	店舗形態別に代表的な店舗を所定数選定
銘柄別価格調査	「動向編」で指定されている店舗（事業所）と同一の店舗の中から代表的な店舗を所定数選定

小売物価統計調査（構造編）に関する Q&A（回答）

URL:http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_qa-1.htm

Q 4 調査対象店舗はどのように選ばれているのですか？

A 地域別価格差調査は、「動向編」の 167 市町村と併せて各都道府県の人口の 50%以上をカバーすることを目標として、「動向編」の調査市町村以外の 88 市を追加し、店舗規模などを勘案して当該市域を代表すると考えられるスーパーを中心に調査しています。

店舗形態別価格調査は、既に様々な店舗形態のデータが得られている東京都区部以外の道府県における県庁所在市において、それぞれの店舗形態（一般小売店、量販専門店など）において代表的と考えられる店舗を調査しています。

銘柄別価格調査は、消費・流通における変化に最も敏感な東京都区部において、「動向編」で指定されている店舗（事業所）と同一の店舗の中から代表的と考えられる店舗を調査しています。

c) 報告を求める者

小売物価統計調査（構造編）について（平成 27 年 6 月現在）

URL:http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.htm

10 調査の方法

調査員は、調査を行う前に、総務省統計局（以下「統計局」という。）から調査品目や銘柄情報など、当月の調査に必要な各種最新情報を端末に受信する。

調査員は、担当する調査地区内の調査店舗を訪問し、代表者などの報告者から調査品目の価格情報等を聞き取り、その結果を調査員端末に入力する。担当する全ての調査品目の価格情報等を入力した後、指定された日に統計局に調査したデータを送信する。

統計局及び都道府県は、このデータの審査を行う。

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

記載なし

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

URL: http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.htm

各調査地区内で、調査の種別ごとに指定した属性を持つ店舗について、調査品目ごとに、販売数量が多い順（これにより難しい場合は、従業員数や売場面積などの経営規模の大きい順）に、所定数を選定し、調査店舗に指定する（全国で約3,000店舗）。

URL: http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_qa-1.htm

Q4. 調査対象店舗はどのように選ばれるのですか？

A.

地域別価格差調査は、「動向編」の 167 市町村と併せて各都道府県の人口の 50%以上をカバーすることを目標として、「動向編」の調査市町村以外の 88 市を追加し、店舗規模などを勘案して当該地域を代表すると考えられるスーパーを中心に調査しています。

店舗形態別価格調査は、既に様々な店舗形態のデータが得られている東京都区部以外の道府県における県庁所在市において、それぞれの店舗形態（一般小売店、量販専門店など）において代表的と考えられる店舗を調査しています。

銘柄別価格調査は、消費・流通における変化に最も敏感な東京都区部において、「動向編」で指定されている店舗（事業所）と同一の店舗の中から代表的と考えられる店舗を調査しています。

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

小売物価統計調査（構造編）に関する Q&A（回答）

URL:http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_qa-1.htm

Q 4 調査対象店舗はどのように選ばれているのですか？

A 地域別価格差調査は、「動向編」の 167 市町村と併せて各都道府県の人口の 50%以上をカバーすることを目標として、「動向編」の調査市町村以外の 88 市を追加し、店舗規模などを勘案して当該市域を代表すると考えられるスーパーを中心に調査しています。

店舗形態別価格調査は、既に様々な店舗形態のデータが得られている東京都区部以外の道府県における県庁所在市において、それぞれの店舗形態（一般小売店、量販専門店など）において代表的と考えられる店舗を調査しています。

銘柄別価格調査は、消費・流通における変化に最も敏感な東京都区部において、「動向編」で指定されている店舗（事業所）と同一の店舗の中から代表的と考えられる店舗を調査しています。

j) 標本交代に関する説明

記載なし。

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/est_2015.pdf

消費者物価地域差指数の作成方法

I. 概要

消費者物価地域差指数（以下、「地域差指数」という。）は、世帯が購入する各種の財及びサービスの価格を総合した物価水準の地域間の差を指数値で表したものである。全国平均価格を基準（=100）とした指数を、地域別（地方 10 区分，都道府県，都道府県庁所在市及び政令指定都市 1）に作成し公表する。

地域差指数は、小売物価統計調査（動向編及び構造編 2）結果を使用し作成する。

また、地域差指数の算出を行う品目（以下、「地域差指数品目」という。）は、CPI の算出品目のうち、「持家の帰属家賃」及び「沖縄県のみで調査を行う品目」を除いた計 580 品目である。

（詳細は、「品目情報一覧」を参照。）

2. 平均価格の作成

(2) 平均価格の算出方法

以下の手順により品目別・市町村別平均価格を算出する。

なお、構造編調査市で調査を行っていない品目の扱いは、「2. (3) 構造編調査市における非調査品目の扱い」を参照。

ア. 品目別・市町村別月別価格の算出

(ア) 基本算式

上記(1)から、品目別・市町村別の月別平均価格を単純算術平均により算出する。

なお、生鮮食品及び切り花のうち、日々の価格変動が大きい品目については、その月の価格を正確に把握するために、毎月上・中・下旬の3回調査を行うこととしており、これらの品目については、旬ごとに個別価格を単純算術平均して旬別平均価格を求め、さらにこの旬別平均価格を単純算術平均して当月分の価格を算出する。

(イ) 基本算式以外の方式（料金体系が多様な品目）

電気代や上下水道料など料金体系が多様な品目については、動向編調査において複数銘柄の価格を選定しており、当該品目については、別途設定した計算式（モデル式）を用いて月々の価格を算出する。平均価格の算出には動向編による調査価格のほか、銘柄ごとの価格を合成する際の比率についてはCPI作成で使用しているものを用いる。

なお、計算式は、原則、CPI作成で使用しているものを採用する。

イ. 品目別・市町村別年平均価格の算出

上記アの12か月分の平均価格を、単純算術平均により算出する。ただし、生鮮食品については、月別ウエイトを用いて加重算術平均する。

なお、年の途中において銘柄改正等があった場合は、年平均価格算出の際、改正前後の品質差等による価格差（水準差）を除去する必要があるため、品質調整（月別に作成したリンク係数を個別価格に乗じる）を行った上で用いる。

ウ. 品目別・全国及び地域別年平均価格の算出

(ア) 加重算術平均価格（ラスパイレス類似算式に用いる平均価格）

上記イで求めた品目別・市町村別年平均価格を、市町村別総合ウエイトを用いて加重算術平均し、全国または地域別・品目別年平均価格を算出する。

(イ) 加重調和平均価格（パーシェ類似算式に用いる平均価格）

上記イで求めた品目別・市町村別年平均価格を、品目別・市町村別ウエイトで加重調和平均し、全国または地域別・品目別年平均価格を算出する。

3. ウエイトの作成

(2) ウエイトの作成方法

ア. 家計調査市町村別ウエイトの作成

直近の基準におけるCPIのウエイト分割統合処理に従い、家計調査品目から地域差指数品目に組替えることで、家計調査市町村別ウエイトを作成する。

(ア) 家計調査品目と地域差指数品目が1対1で対応する場合は、そのまま配分する。

(イ) 家計調査品目と地域差指数品目が1対1で対応しない場合は、CPIの基準年ウエイト作成に用いる配分方法に従い、家計調査品目の支出金額を分割又は統合して、対応する地域差指数品目に分割統合する。

イ. 地域差指数市町村への組替

(ア) 家計調査市町村別ウエイトを小売物価統計調査市町村（動向編調査市町村と構造編調査市町村を合わせた市町村。以下、「地域差指数市町村」という。）へ組替える。

① 動向編調査市町村への組替

動向編調査市町村と家計調査市町村は層で1対1に対応しているため、対応する家計調査市町村のウェイトを代入する。

② 構造編調査市への組替

家計調査市町村別ウェイトから、最新年の家計調査の調整集計世帯数を使用した加重算術平均により地方・都市階級別平均ウェイトを算出し、構造編の該当する地方・都市階級の支出金額を代入する。

(イ) 地域差指数市町村の実態に合わせた補正

上下水道料，幼稚園保育料など一部の指数品目については，各地域差指数市町村の実態に合わせてウェイトの再配分などの補正を行う。

(ウ) 世帯数に比例した市町村別支出金額の調整

上記(イ)までに求めた地域差指数市町村別ウェイトは，全国ウェイトを算出するのに必要な当該市町村の世帯数の大きさが加味されていないため，直近の国勢調査における市町村別二人以上世帯数を用いて作成した調整係数を乗じて市町村別総支出金額を算出し，当該市町村のウェイトを算出する。

ウ. 上位類・上位地域への足しあげ

(ア) 上位類への足しあげ

品目別ウェイトを，市町村ごとに上位類に足し上げる。（「Ⅲ 関連情報」の「3. 品目から類への合算表」を参照。）

(イ) 上位地域への足しあげ

上記(ア)までに作成した市町村ウェイトを，当該地域区分ごとに，品目・類別に合算し，全国及び地域別ウェイトを求める。

基幹統計名：04 小売物価統計（構造編 （地域・店舗・銘柄））	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

URL: http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.htm

10 調査の方法

調査員は、調査を行う前に、総務省統計局（以下「統計局」という。）から調査品目や銘柄情報など、当月の調査に必要な各種最新情報を端末に受信する。

調査員は、担当する調査地区内の調査店舗を訪問し、報告者から調査品目の価格情報等を聞き取り、その結果を調査員端末に入力する。担当する全ての調査品目の価格情報等を入力した後、指定された日に統計局に調査したデータを送信する。

c) 調査実施系統（国—都道府県—市町村—調査員—世帯など）の表示又は説明

URL: http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.htm

3 調査の流れ

調査の流れは、次のとおりである。

総務大臣 —— 都道府県知事 —— 指導員 —— 調査員 —— 報告者

指導員： 都道府県統計主管課の職員のうちから都道府県知事により任命され、調査員の実査事務の指導を担当する。「構造編」の調査では、全国で約 130 人を設置している。

調査員： 民間人の中から都道府県知事により任命され、調査を担当する。「構造編」の調査では、全国で約 140 人を設置している。

d) 調査期日又は調査期間の説明

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL: http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.htm

9 調査日

地域別価格差調査は、奇数月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか 1 日を調査日とする。

店舗形態別価格調査は、偶数月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか 1 日を調査日とする。

銘柄別価格調査（東京都区部）は、偶数月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか 1 日を調査日とする。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/handbook/1-05.htm>

5 調査に答えた内容が、他に漏れることはありませんか？

■ 秘密の保護の徹底

小売物価統計調査は、統計法等の法令に基づいて行われます。

調査に従事する調査員等には、守秘義務が課されており、調査上知り得た秘密を他に漏らしてはならないとされています。

また、調査票情報等は適正に管理されなければならないと法律で定められており、調査の対象となる店舗や世帯の秘密が他に漏れることのないよう、秘密の保護の徹底が図られています。

さらに、報告された内容は、調査員端末に入力され、総務省統計局に送信されますが、調査員端末の操作や送信に当たって、外部に漏れることのないよう厳重に管理されています。

■ 調査員への指導

秘密の保護を一層徹底させるために調査員用に調査事務マニュアルを作成し、秘密の保護等に係る指導を徹底しています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：04 小売物価統計（構造編（地域・店舗・銘柄））	③集計・推計方法	
	確認事項	記載の有無
	a) 結果の集計・推計に関する説明	○
	b) 速報と確報の違いについての説明	—
	c) 集計・推計の方法の説明	○
	d) 季節調整結果に関する説明	—
	e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○
	f) 公表のスケジュールの説明	○
	g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×
	h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×
	評価	0・1・②・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/note.pdf>

1. 地域別価格差調査の結果について

(1) 消費者物価地域差指数及び地域差指数算出用年平均価格

・消費者物価地域差指数及び地域差指数算出用年平均価格（算術平均及び調和平均）は、構造編の調査結果に加え、動向編の調査結果も利用して作成している。

作成方法についての詳細は、「消費者物価地域差指数の作成方法」を参照のこと。

・指数値は、小数第2位を四捨五入して小数第1位までを表示している。

・地域区分「都道府県庁所在市及び政令指定都市」については、「持家の帰属家賃除く総合」、「家賃除く総合」及び「食料」を公表している。

(2) 構造編調査市（88市）別年平均価格

・構造編調査市（88市）別の調査品目別の年平均価格は、調査月（奇数月）ごとに、対象市内の調査店舗の価格を単純算術平均することにより調査月別の市別平均価格を作成し、さらに、調査月別価格を単純算術平均することにより作成している。

・構造編調査市（88市）の調査品目別の年平均価格は、年の途中において銘柄を改正した場合は、改正後の銘柄のみを用いて算出している。

・価格は、消費税込みの調査価格によるものであり、平均価格は円未満で四捨五入している。

・表中の記号「－」は、年平均価格算出対象月数のうち、調査銘柄の出回りが少ないため調査月別価格が算出できなかった月数が半数を超えた場合に使用している。

2. 店舗形態別価格の結果について

・構造編の調査結果に加え、動向編の調査結果も利用して作成している。なお、東京都区部は構造編の調査対象地域ではないため、動向編の調査から得られた結果による表章としている。

・調査月（偶数月）別平均価格は、調査対象市内の調査店舗の価格を単純算術平均することにより作成している。

・全都道府県庁所在市の調査月（偶数月）別平均価格は、47都道府県庁所在市の月別価格を単純算術平均することにより作成している。

・年平均価格は、集計地域ごとに、各調査月（偶数月）の平均価格を単純算術平均することにより作成している。

・年平均価格は、年の途中において銘柄を改正した場合は、改正後の銘柄のみを用いて算出している。

・価格は、消費税込みの調査価格によるものであり、平均価格は円未満で四捨五入している。

・表中の記号「－」は、月別価格については、調査銘柄の出回りがなく、調査月別価格が算出できなかった場合、また、年平均価格については、年平均価格算出対象月数のうち、調査月別価格が算出できなかった月数が半数を超えた場合に使用している。

3. 銘柄別価格の結果について

・調査月（偶数月）別平均価格は、調査店舗の価格を単純算術平均することにより作成している。

・年平均価格は、各調査月（偶数月）の平均価格を単純算術平均することにより作成している。

- ・年平均価格は、年の途中において銘柄を改正した場合は、改正後の銘柄のみを用いて算出している。
- ・価格は、消費税込みの調査価格によるものであり、平均価格は円未満で四捨五入している。
- ・表中の記号「－」は、月別価格については、調査銘柄の出回りがなく、調査月別価格が算出できなかった場合、また、年平均価格については、年平均価格算出対象月数のうち、調査月別価格が算出できなかった月数が半数を超えた場合に使用している。

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/terminology.pdf>

- ・地域別価格差

<消費者物価地域差指数>

世帯が購入する各種の財及びサービスの価格を総合した物価水準の地域間の差を、全国平均価格を基準（＝100）とした指数値で表したものの。

○ 作成方法に関する用語

・地域別価格差

<ラスパイレス類似算式>

品目別・全国ウエイトを用い、品目別価格指数を加重算術平均して総合など上位類指数を求める算式。品目別価格指数は、品目別・全国平均価格と当該地域の品目別平均価格の比により求められる。

ラスパイレス類似算式で用いられる全国や都道府県などの上位地域の品目別平均価格は、市町村別総合ウエイトを用い、品目別・市町村別平均価格を加重算術平均して算出する。

<パーシェ類似算式>

品目別・地域別ウエイトを用い、品目別価格指数を加重調和平均して総合など上位類指数を求める算式。品目別価格指数は、品目別・全国平均価格と当該地域の品目別平均価格の比により求められる。

パーシェ類似算式で用いられる全国や都道府県などの上位地域の品目別平均価格は、品目別・市町村別ウエイトを用い、品目別・市町村別平均価格を加重調和平均して算出する。

<フィッシャー類似算式>

ラスパイレス類似算式による指数とパーシェ類似算式による指数を幾何平均する算式

<ウエイト>

地域差指数算出用の平均価格（加重算術平均及び加重調和平均）作成及び、品目別価格指数から総合など上位類指数に加重平均する際に使用する重み。直近5年分の家計調査結果における消費支出を基に、品目別・市町村別に作成する。市町村の世帯数の大きさは、調整係数を乗ずることにより加味される。

<調整係数>

ウエイト作成時に、各市町村の世帯数の大きさを加味するために乗じる係数。直近の国勢調査における市町村別二人以上世帯数を用いて作成される。

<モデル品目>

消費者物価指数（CPI）において、料金体系が多様で価格が購入条件によって異なるような品目については、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースにするなどした計算式を用いて指数を算出している。このような品目をモデル品目という。構造編において、全国一律以外のモデル品目について、消費者物価指数の方法に準拠して作成。（「品目情報一覧」を参照。）

<寄与度>

総合に対して、各内訳項目がどれだけ影響したかを示したもの。本集計においては、ラスパイレス類似算式の指数の寄与度とパーシェ類似算式の指数の寄与度の単純算術平均値を、近似的な値として用いている。したがって、各品目（または同じレベル同士の類）の寄与度を足し上げても、総合の寄与度（総合-100）には必ずしも一致しない。

地域 a における、総合に対する品目・類 g の寄与度は次の算式を用いて計算する。

・寄与度

$$\text{品目・類 } g \text{ の寄与度} = \frac{(\text{ラスパイレス類似算式の類 } g \text{ の寄与度} + \text{パーシェ類似算式の類 } g \text{ の寄与度})}{2}$$

ただし、ラスパイレス類似算式による寄与度及びパーシェ類似算式による寄与度は、下記算式により算出する。

・ラスパイレス類似算式の寄与度

$$\text{品目・類 } g \text{ の寄与度} = \frac{(\text{類 } g \text{ の指数} - 100) \times \text{全国の類 } g \text{ のウエイト}}{\text{全国の総合ウエイト}}$$

・パーシェ類似算式の寄与度

$$\text{品目・類 } g \text{ の寄与度} = \frac{\{1 - 1/(\text{類 } g \text{ の指数}/100)\} \times \text{地域 } a \text{ の類 } g \text{ のウエイト} \times 100}{\text{地域 } a \text{ の総合ウエイト} / (\text{総合の指数} / 100)}$$

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/estimation.pdf>

(総ページ数 : 6ページ 項目名のみ記載)

消費者物価地域差指数の作成方法

I. 概要.....	2
II. 指数の算出方法.....	2
1. 指数の算式.....	2
(1) フィッシャー類似算式.....	2
(2) ラスパイレス類似算式.....	2
(3) パーシェ類似算式.....	3
2. 平均価格の作成.....	3
(1) 価格資料.....	3
(2) 平均価格の算出方法.....	3
(3) 構造編調査市における非調査品目の扱い.....	5
3. ウエイトの作成.....	5
(1) ウエイト作成に使用する資料の準備.....	5
(2) ウエイトの作成方法.....	6
III. 関連情報.....	7
1. 構造編調査について.....	7
2. 品目情報一覧.....	7
3. 品目から類への合算表.....	7
4. 利用上の注意.....	7
5. 用語の解説.....	7
6. 平成 19 年全国物価統計調査.....	7

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

URL: http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.htm

10 調査の方法

調査員は、調査を行う前に、総務省統計局（以下「統計局」という。）から調査品目や銘柄情報など、当月の調査に必要な各種最新情報を端末に受信する。

調査員は、担当する調査地区内の調査店舗を訪問し、報告者から調査品目の価格情報等を聞き取り、その結果を調査員端末に入力する。担当する全ての調査品目の価格情報等を入力した後、指定された日に統計局に調査したデータを送信する。

統計局及び都道府県は、このデータの審査を行う。

f) 公表のスケジュールの説明

URL: http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.htm

12 結果の公表

集計結果は、総務省統計局で取りまとめ、原則として調査年の翌年の6月までに公表する。

なお、調査の結果は、インターネット等で公表する。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名 : 04 小売物価統計 (構造編 (地域・ 店舗・銘柄編))	④ 標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明	×
b) 結果に対する標本誤差の数値 (計算されている全ての結果)	×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	×
評価	<p style="text-align: center;">④・1</p> <p>※ 有意抽出調査であり最大評価は1</p>

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

記載なし

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：04 小売物価統計（構造編（地域・店舗・銘柄））	⑤非標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明	×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明	×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値	×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明	×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値	×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明	×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明	×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明	×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明	×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明	×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果	×
評価	①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：04 小売物価統計（構造編（地域・店舗・銘柄））	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・1・②・3	

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/n_2015_1_3.pdf 小売物価統計調査（構造編）
年報 平成 27 年

I. 結果の解説

3. 銘柄別価格

1 販売形態の違いに着目した品目の状況

まとめ売りなどの販売形態の違いに着目して調査している 4 品目（生中華めん、ヨーグルト、男子靴下、婦人ソックス）の平成 27 年調査月の価格について、それぞれ動向編の調査銘柄の価格と比較する。

(1) 調査月別価格

生中華めんは、「構造編」の「3 食入り」、「動向編」の「2 食入り」共に、ほぼ横ばいで推移している。

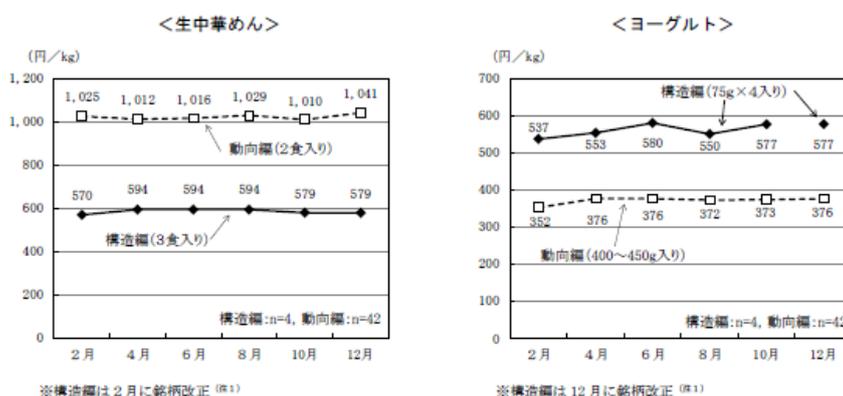
ヨーグルトは、「構造編」の「75g×4 入り」では、6 月まで上昇していたものの、その後は、5%程度の価格変動を繰り返しながらほぼ横ばいで推移している。一方、「動向編」の「400~450g 入り」では、4 月に上昇したものの、その後は、ほぼ横ばいで推移している。

男子靴下は、「構造編」の「3 足組」では横ばいで推移している。一方、「動向編」の「1 足」では、6 月まで下落していたものの、8 月に上昇に転じ、その後は、横ばいで推移している。

婦人ソックスは、「構造編」の「3 足組」では、10 月までは横ばいで推移していたものの、12 月に小幅な上昇がみられた。一方、「動向編」の「1 足」では、上昇と下落を繰り返しながら推移している。

(図 3-1)

図 3-1 構造編調査銘柄と動向編調査銘柄の価格の動き（平成 27 年）
（販売形態の違いに着目した品目）



参考とする転記様式

05 家計統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	3
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	2

基幹統計名：05 家計統計	① 標本設計（標本調査）	
確認事項		記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		—
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		○
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		—
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
評価		0・1・2・③

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

家計調査の概要

URL:http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm#kakei_2

3 調査世帯の選定

家計調査は標本調査であり、層化3段抽出法（第1段—市町村，第2段—単位区，第3段—世帯）により世帯を選定している。選定にあたっては特定の世帯が続けて調査の対象にならないように配慮している。市町村の抽出の仕方は次のとおりである。都道府県庁所在市及び政令指定都市については各市を1層とし52層に分けた。その他の人口5万以上の市については「平成22年国勢調査」の結果に基づき，地方，都市階級に分けた後，

- (1) 人口集中地区人口比率
- (2) 人口増減率
- (3) 産業的特色
- (4) 世帯主が65歳以上の世帯数の比率

を考慮して74層に分けた。また，人口5万未満の市及び町村は，地方で分けた後，(1)地理的位置（海沿い，山地等），(2)世帯主の年齢構成を用いて，計42層に分けた。このようにして分けられた全国計168層の各層から1市町村ずつ抽出した。

調査世帯数の割当て

地域	調査市町村数	二人以上の調査世帯数	単身調査世帯数
全国	168	8,076	673
都道府県庁所在市及び大都市	52	5,472	456
人口5万以上の市（上記の市を除く）	74	2,100	175
人口5万未満の市及び町村	42	504	42

※単身世帯については，寮・寄宿舍単位区として上記のほか12単位区72世帯を調査している。

次に，各調査市町村内を「平成22年国勢調査」の調査区を基に，調査区を2調査区ずつまとめて単位区とする。

調査員は，1人で2単位区を受け持って，それぞれの単位区の全居住世帯の名簿を作成する。指導員はその名簿を基に，二人以上の世帯については各単位区の調査対象世帯の中から6世帯を，単身世帯については交互の単位区から1世帯を無作為に選定する。

j) 標本交代に関する説明

（前出典より続き）

なお、調査単位区は、1年間継続して調査し、毎月12分の1ずつが新たに選定した単位区と交替する。調査世帯は、二人以上の世帯については6か月、単身世帯については3か月継続して調査され、順次、新たに選定された世帯と交替する仕組みになっている。

単身の寮・寄宿舍単位区については、1単位区から3か月ごとに6世帯を抽出し、3か月継続して調査する。

b) 調査対象の範囲

家計調査の概要

URL:http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm#kakei_2

2 調査の対象

家計調査は、全国の世帯を調査対象としている。

ただし、下記に掲げる世帯等は世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査を行っていない。

- (1) 学生の単身世帯
- (2) 病院・療養所の入院者、矯正施設の入所者等の世帯
- (3) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- (4) 賄い付きの同居人がいる世帯
- (5) 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- (6) 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- (7) 外国人世帯

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

1) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

家計調査 標本設計の概要（平成25年）

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kakei/hyohon.htm>

IV 平均値及び標本誤差の推定方法

1 二人以上の世帯（PDF：345KB）（総ページ数：6ページ 該当項目のみ記載）

(1) 平均値の推定式

(2) 推定値の標準誤差

2 単身世帯（PDF：368KB）（総ページ数：11ページ 該当項目のみ記載）

(1) 四半期平均（調整係数を用いない）

(2) 年平均（調整係数を用いる）

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

家計調査 標本設計の概要（平成 25 年）

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kakei/hyohon.htm>

II 母集団、層化及び抽出方法（PDF：866KB）（総ページ数：15ページ 該当項目のみ記載）

1 概要	5
2 母集団	5
3 市町村の層化	10
4 調査市町村の抽出	13
5 調査世帯数の配分	14
6 調査単位区の抽出（一般単位区）	17
7 調査世帯の抽出	18

参考 実際に調査された世帯と最初に抽出された世帯の世帯属性別分布について（平成27年）（PDF：112KB）

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

非該当

基幹統計名：05 家計統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

家計調査の概要

6 調査の方法

URL:http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm#kakei_6

調査は次のような流れで行われています。

調査内容	作業者
(1) 調査票の設計，調査方法などの企画・設計，調査地域の選定	総務省統計局
(2) 調査員の選任・指導，調査世帯の選定	都道府県・指導員
(3) 調査地域の世帯名簿の作成，調査の依頼，調査票の配布	調査員
(4) 調査票（家計簿など）の記入	世帯
(5) 調査票の回収	調査員
(6) 調査票の提出・整理	都道府県・指導員
(7) 調査結果の集計・公表	総務省統計局

d) 調査期日又は調査期間の説明

家計調査の概要

5 調査の時期

URL:http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm#kakei_5

調査は毎月実施する

e) 調査票配布・回収期間の説明

家計調査年報（家計収支編）平成 28 年（2016 年）家計調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/2016np/pdf/gy1.pdf>

3 調査方法

(2) 調査期間

調査は毎月行う。二人以上の調査世帯は，原則として 6 か月間継続して調査され，毎月 6 分の 1 ずつが，順次，新たに選定された世帯と交替する。また，単体区は 1 年間調査され，毎月 12 分の 1 ずつが新たに選定された単体区と交替する。単身の調査世帯は，原則として 3 か月間継続して調査され，毎月 3 分の 1 ずつが，順次，新たに選定された世帯と交替する。

(3) 調査事項と調査方法

調査は，「世帯票」，「家計簿」，「年間収入調査票」及び「貯蓄等調査票」（二人以上の世帯のみ）の 4 種類の調査票を用いて行う。

ア まず，調査を行う世帯の世帯員及び住居に関する事項を「世帯票」（p. 427）によって，調査員が質問して調査する。

イ その後、6 か月間（単身は3 か月間）、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯のうちの無職世帯については家計上の収入及び支出を、勤労者以外の世帯（無職世帯を除く。）については家計上の支出のみを、調査世帯が日々「家計簿」（p. 424）に記入する。記入は、品目ごとに、支出金額のほか購入数量（二人以上の世帯のみ。なお、2002 年からの食料の数量は、記入開始1 か月目のみ。）も記入する。購入数量は、総務省統計局から配布された「はかり」を用いて量る。なお、家計簿は1 か月を2 期に分け、月2 冊を調査世帯に配布し、半月ごとに調査員が収集する。

ウ 記入開始後1 か月目の後半に調査世帯が自ら「年間収入調査票」（p. 428）に記入することによって記入開始月を含む過去1 年間の収入を調査する。

エ 二人以上の世帯について、記入開始3 か月目の前半に調査世帯が自ら「貯蓄等調査票」（p. 429）に記入することによって、貯蓄や負債の現在高等を調査する。

オ 調査をどうしても引き受けられない世帯の場合には、世帯員及び住居に関する事項と1 か月間の家計費総額を「準調査世帯票」（p. 428）によって調査員が質問して調査する。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

家計調査に関する Q&A（回答）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/qa.htm>

C プライバシーの保護について

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/qa-1.htm#C1>

Q C-1 プライバシーは保護されるのですか？

A 【秘密の保護の徹底】

家計調査は、統計法等の法令規定に基づいて行われます。

調査に従事する人（国・地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されており、違反者に対する罰則も定められています。また、調査票情報等の利用制限も定められており、秘密の保護の徹底が図られています。

調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。

【調査員への指導】

個人情報の保護を一層徹底させるために調査員用に調査事務マニュアルを作成し、秘密保護等について指導を徹底しています。

Q C-2 税金に関係はないのですか？後で勧誘などに使われることはありませんか？

A この調査で集めた個人情報は、「統計法」により保護されますので、税金の徴収や、勧誘などに使われることは絶対にありません。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：05 家計統計	③集計・推計方法	
	確認事項	記載の有無
	a) 結果の集計・推計に関する説明	○
	b) 速報と確報の違いについての説明	×
	c) 集計・推計の方法の説明	○
	d) 季節調整結果に関する説明	○
	e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○
	f) 公表のスケジュールの説明	○
	g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×
	h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×
	評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/index2.htm#kekka>

推計方法 (PDF : 33KB)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/suikei.pdf>

家計調査の推計方法

1 集計の手順

調査票は調査員が収集し、都道府県統計主管課で審査した後、総務省統計局に提出される。これを、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）で受付後、家計収支については、家計簿の1行1行の記入に対し「収支項目分類」に従って内容審査と同時に分類格付及び入力を行う。この収支項目分類の項目数は約 570 項目に上る。入力された調査票の内容は、統計センターの電子計算機によって集計される。貯蓄・負債については、貯蓄等調査票を光学式文字読取装置（OCR）により読み取り、集計される。

2 推定式

ア 二人以上の世帯の家計収支

全国平均や地方別平均の結果については、市町村（層）別に調査世帯の抽出率が異なるため、まず、世帯数が母集団の大きさの 496 分の 1（2013 年標本改正）になるように定められた市町村別調整係数を作成し、これに対して労働力調査の世帯分布結果（1年前の同じ月から始まる 12 か月分の平均）を基に地方(10 区分)、世帯人員（4 区分）別に調整係数の補正を行って推定している。

月平均の推定式は式 1 のとおりであり、年平均は月別結果の単純平均として算出する（ただし、1967 年、1968 年は月別の調整集計世帯数に基づく加重平均により算出した。）。なお、2007 年までの二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く）の月別結果については、二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）の月別結果で用いる農林漁家世帯を含む世帯数を基に作成した市町村別調整係数とは別に、農林漁家世帯を除く世帯数を基に作成した市町村別調整係数を用いて推定している。

年間収入五分位階級別データの年平均値は、年間収入五分位階級別の月別結果を単純平均したものである（1972 年までは、年間収入階級別の年平均結果から年平均五分位を算出した。）。また、「世帯人員」、「有業人員」及び「世帯主の年齢」の年平均もそれぞれ月別結果の単純平均で求めている。

イ 単身世帯の家計収支（年平均）

全国平均や男女・年齢階級別平均の結果については、まず、層別（32 層：一般単位区は地方 7 区分別に大都市、中都市（県庁市）、中都市（県庁市以外）、小都市・町村、また寮・寄宿舎単位区は地方 6 区分別）に調整係数（世帯数が母集団の大きさの 496 分の 1（2013 年標本改正））を作成し、これに対して労働力調査の世帯分布結果を基に地方(6 区分：北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄)、男女、年齢階級（3 区分：35 歳未満、35～59 歳、60 歳以上）別に調整係数の補正を行って推定している。

年平均は月別結果を求めて、それを単純平均して算出する。なお、月平均の推定式は式2のとおりである。

ウ 単身世帯の家計収支（四半期平均）

2000年から公表を開始した四半期平均結果については、時系列の安定性を重視する観点から地域ごとの調整係数を用いずに、労働力調査の世帯分布結果を基に全国一律の男女、年齢階級（3区分）別に補正を行って推定している。

四半期平均は月別結果を求めて、それを単純平均して算出する。なお、月平均の推定式は式3のとおりである。

エ 総世帯の家計収支

二人以上の世帯の結果と単身世帯（2001年までは単身世帯収支調査）の結果を統合した総世帯について、全国の年平均の推定は、式4により求めた月別結果の単純平均として算出し、全国の四半期平均の推定は式5により求めた月別結果の単純平均として算出する。

推計式一覧（省略）

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

家計調査 用語の解説

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.htm>

16 季節調整の方法

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.htm#p16>

季節調整値は、原系列から季節変動部分を除去したもので、原系列を季節指数で除して求めたものである。季節指数の計算にはセンサス局法（X-12-ARIMA）を用いた。

なお、最新年の1月から12月の季節調整値は、前年12月までのデータから計算される予測季節指数を用いて求めている。この予測季節指数に基づく季節調整値は、翌年1月の季節調整値の計算の際に、当該年の12月までのデータから計算される季節指数を用いて改定している。

現在、二人以上の世帯の結果について、うるう年や曜日などの影響も取り除いた結果を掲載している。

- ※ 季節調整法の変更について（PDF：141KB）（家計調査の結果を見る際のポイント No.12）
- ※ 家計調査における季節調整値の改定について（PDF：111KB）（平成28年3月1日）
- ※ 総世帯及び単身世帯の結果、並びに消費水準指数については、うるう年や曜日などの影響は調整していない。

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

家計調査の推計方法

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/suikei.pdf>

1 集計の手順

調査票は調査員が収集し、都道府県統計主管課で審査した後、総務省統計局に提出される。これを、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）で受付後、家計収支については、家計簿の1行1行の記入に対し「収支項目分類」に従って内容審査と同時に分類格付及び入力を行う。この収支項目分類の項目数は約570項目に上る。入力された調査票の内容は、統計センターの電子計算機によって集計される。貯蓄・負債については、貯蓄等調査票を光学式文字読取装置（OCR）により読み取り、集計される。

f) 公表のスケジュールの説明

調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/index2.htm#gaiyou>

7 結果の公表

URL:http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm#kakei_7

二人以上の世帯の調査結果は、主に、地域・世帯・収入区分ごとに1世帯当たり1か月間の収支金額（品目別では購入数量を含める。）にまとめ、原則として、調査月翌月末に二人以上の世帯（速報）を公表し、その約1か月後に「家計調査報告」（月報）をインターネットに掲載する。さらに、年平均（品目別は年計）の結果をまとめた「家計調査年報」を翌年6月ごろに刊行する。

また、単身世帯及び総世帯の家計収支に関する結果並びに二人以上の世帯の貯蓄・負債に関する結果を四半期ごとに公表する。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：05 家計統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		○
評価	0・1・2・③	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

家計調査 標本設計の概要（平成 25 年）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/hyohon.htm>

IV 平均値及び標本誤差の推定方法

1 二人以上の世帯（PDF：345KB）（総ページ数：6 ページ 該当項目を記載）

(1) 平均値の推定式

(2) 推定値の標準誤差

2 単身世帯（PDF：368KB）（総ページ数：11 ページ 該当項目を記載）

(1) 四半期平均（調整係数を用いない）

(2) 年平均（調整係数を用いる）

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

家計調査 標本設計の概要（平成 25 年）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/hyohon.htm>

【標本誤差の概要と結果表（平成 25 年）】

ア 標本誤差の概要（二人以上の世帯）（PDF：216KB）（総ページ数：7 ページ 該当項目を記載）

1 全国の年平均支出金額の標準誤差率

2 全国の月別支出金額の標準誤差率

3 地方別年平均支出金額の標準誤差率

4 世帯人員別年平均支出金額の標準誤差率

イ 標本誤差に関する主な結果表

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/hyohonkekka.htm>

第 1-1 表 地方別 1 世帯当たり家計支出金額の平均値，標準誤差及び標準誤差率（二人以上の世帯）（エクセル：134KB）

第 1-1-1 表 地方別 1 世帯当たり家計支出金額の平均値，標準誤差及び標準誤差率（二人以上の世帯）－平成 25 年 10 月－（エクセル：51KB）

第 1-2 表 1 世帯当たり家計支出金額の平均値，標準誤差及び標準誤差率（二人以上の世帯）－平成 25 年 1 月～12 月 全国－（エクセル：138KB）

第 1-3 表 世帯人員別 1 世帯当たり家計支出金額の平均値，標準誤差及び標準誤差率（二人以上の世帯）－全国－（エクセル：72KB）

第 2-1 表 地方・都道府県庁所在市別 1 世帯当たり家計収支金額の変動係数（二人以上の世帯、二人以上の世帯のうち勤労者世帯）（エクセル：941KB）

第 2-2 表 世帯人員別 1 世帯当たり家計収支金額の変動係数（二人以上の世帯・うち勤労者世帯）－全国－（エクセル：137KB）

第 2-3 表 世帯主の年齢階級別 1 世帯当たり家計収支金額の変動係数（二人以上の世帯・

うち勤労者世帯) ー全国ー (エクセル: 163KB)

第 2-4 表 世帯主の職業別 1 世帯当たり家計収支金額の変動係数 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯・うち勤労者以外の世帯) ー全国ー (エクセル: 192KB)

第 2-5 表 世帯主の産業・勤め先企業規模別 1 世帯当たり家計収支金額の変動係数 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯) ー全国ー (エクセル: 160KB)

第 2-6 表 住居の所有関係別 1 世帯当たり家計収支金額の変動係数 (二人以上の世帯・うち勤労者世帯) ー全国ー (エクセル: 142KB)

第 3 表 品目別 1 世帯当たり家計支出金額の標準誤差率及び変動係数 (二人以上の世帯) ー全国ー (エクセル: 178KB)

第 4 表 男女, 年齢階級別 1 世帯当たり家計支出金額の平均値, 標準誤差及び標準誤差率 (単身世帯) ー全国ー (エクセル: 159KB)

第 5 表 年間収入五分位・十分位階級別貯蓄及び負債の 1 世帯当たり現在高の変動係数 (二人以上の世帯、二人以上の世帯のうち勤労者世帯) ー全国ー (エクセル: 86KB)

第 6 表 世帯主の年齢階級別貯蓄及び負債の 1 世帯当たり現在高の変動係数 (二人以上の世帯・うち勤労者世帯) ー全国ー (エクセル: 55KB)

基幹統計名：05 家計統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		○
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		—
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・①・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

家計調査 標本設計の概要（平成 25 年）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/hyohon.htm>

II 母集団，層化及び抽出方法（PDF：866KB）（総ページ数：15 ページ 該当項目を記載）

1 概要.....	5
2 母集団.....	5
3 市町村の層化.....	10
4 調査市町村の抽出.....	13
5 調査世帯数の配分.....	14
6 調査単位区の抽出（一般単位区）.....	17
7 調査世帯の抽出.....	18

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

e-Stat 掲載の詳細結果表において集計世帯数を表章

第 1 表 1 世帯当たり 1 か月間の 収入と支出（総世帯）

Table 1. Average of Monthly Receipts and Disbursements per Household (Total Households)

項 目	総世帯 Total households						勤労者世帯 Workers' households					勤労者以外の世帯	
	実 数 Actual figures	構成比(%) Percentage	対前年増減率(%) Change over the year in %			実 数 Actual figures	構成比(%) Percentage	対前年増減率(%) Change over the year in %			実 数 Actual figures	構成比(%) Percentage	名 Nom
			名目 Nominal	実質 Real	寄与度 Contribution			名目 Nominal	実質 Real	寄与度 Contribution			
	平成28年 2016												
世帯数	10,000	-	-	-	-	4,735	-	-	-	-	5,285	-	-
集計世帯数	8,400	-	-	-	-	4,021	-	-	-	-	4,378	-	-
世帯員	2.35	-	-	-	-	2.88	-	-	-	-	2.08	-	-
有業世帯の年率	1.05	-	-	-	-	1.52	-	-	-	-	0.88	-	-
世帯主の年齢(%)	59.0	-	-	-	-	48.6	-	-	-	-	70.2	-	-
持家率(%)	75.7	-	-	-	-	81.9	-	-	-	-	88.1	-	-
(%)	21.8	-	-	-	-	33.7	-	-	-	-	11.2	-	-
受取	858,588	-	-2.3	-	-
支出	461,577	100.0	-1.8	-1.5	-1.5

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

非該当

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

家計調査 標本設計の概要（平成 25 年）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/hyohon.htm>

II 母集団，層化及び抽出方法（PDF：866KB）

7 調査世帯の抽出

(3) 最初に抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかったときの措置

転居、病気及び療養等のやむを得ない理由で、調査予定世帯として抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかった場合は、代わりの世帯を抽出している。

具体的には、できる限り母集団の縮図となるよう、最初に抽出された世帯と同一の調査単位区内から、同一の世帯区分の世帯を乱数表を用いて抽出している。

なお、単身世帯の一般単位区では同じ性別の世帯を抽出することとしている。

参考 実際に調査された世帯と最初に抽出された世帯の世帯属性別分布について（平成 27 年）（PDF：112KB）（総ページ数：3 ページ 該当項目を記載）

○世帯主の年齢階級別分布

○世帯人員別分布

○有業人員別分布

○世帯主の職業別分布

○住居の所有関係別分布

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：05 家計統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

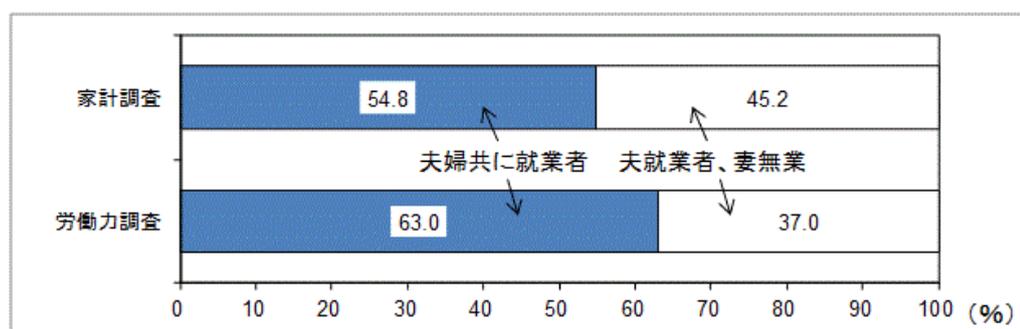
家計調査に関する Q&A

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kakei/qa-1.htm#F8>

Q F-8 家計調査の共働き世帯の割合は他の統計に比べて少ないと言われていますが、どの程度少ないのでしょうか？

A 二人以上の世帯について、家計調査（2015年平均）と労働力調査（2014～2015年平均）で夫婦共働き世帯の割合を比較してみると、家計調査は54.8%、労働力調査は63.0%で、家計調査が8.2ポイント低くなっています。

図 夫婦共働き世帯の割合



※1 家計調査の割合は、夫は世帯主、妻は世帯主の配偶者として算出しています。

※2 労働力調査の2年分の平均と比較しているのは、次の理由によります。

家計調査の全国結果集計の際に、労働力調査の1年前の同じ月から始まる12か月分の世帯分布結果を基に、調整係数を補正しています（Q D-1 参照）。そのため、家計調査のある年の年平均結果は、労働力調査の1年前の1月から当年の11月までの結果を基に補正しています。例えば、2015年1月分の家計調査の結果は、2014年1月から12月の労働力調査の世帯分布結果を基に補正しています。また、2015年12月分の家計調査の結果は、2014年12月から2015年11月の労働力調査の世帯分布結果を基に補正しています。

H 他調査との比較

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/qa-1.htm#H1>

Q H-1 家計調査の結果は販売統計とどのように違うのですか？

A 家計調査の消費支出は、1世帯当たりの平均値であって、耐久財や非耐久財（消耗品）などの「財」への支出だけでなく、住居（家賃など）、交通費、教育費、診療代などの「サービス」への支出も含め、世帯が消費するものを幅広く含んでいます。また、「贈与金」や「仕送り金」といった他の世帯への移転支出も含まれています。

これに対して、販売側の統計である商業動態統計調査（経済産業省）の小売業販売額などは、総額であって、基本的に「財」に関する統計であり、家計調査の消費支出に含まれている「サービス」への支出はほとんど含まれていないことに加え、事業向け販売分、外国人観光客による消費分なども含まれています。

このように概念や対象とする範囲が異なるため、販売側の統計と比較する際には、留意する必要があります。

Q H-2 家計調査の結果は国民経済計算の四半期別 GDP 速報 (QE) の民間最終消費支出とどのように違うのですか？

A マクロ統計である国民経済計算は、国際連合が提唱する体系 (SNA : System of National Accounts) にのっとったものであり、その中の GDP の構成要素の一つである民間最終消費支出は、家計調査の消費支出とは概念や範囲がやや異なります。主な概念や範囲の違いは次のとおりです。

- (1) 家計調査では、消費支出を1世帯当たりでとらえていますが、国民経済計算では、我が国全体の消費支出の総額を推計しています。したがって、国民経済計算では世帯数の変化も結果に影響します。
- (2) 家計調査では、実際に支払った借家・借間の家賃等のみが計上されますが、国民経済計算では、持家についても持ち主が借家と同様のサービスを受けたものとみなしてその対価 (帰属家賃) を金額として推計し、民間最終消費支出に含めています。また、国民経済計算の民間最終消費支出の四半期別 GDP 速報 (QE) においては、家計調査などの結果が用いられていますが、次のような処理が行われています。
- (3) 家計調査の結果では、贈与金、仕送り金等の移転支出を消費支出に含めていますが、国民経済計算の四半期別 GDP 速報 (QE) の推計ではこれらを除外しています。
- (4) 家計調査の結果では、リフォームなど住宅の設備修繕の支出は消費支出に直接計上されますが、国民経済計算では住宅の設備修繕の支出は概念上帰属家賃に含まれていることから、家計調査の住居の設備修繕費は除外して推計されます。

さらに、平成14年8月から、四半期別 GDP 速報(QE)の民間最終消費支出の推計方法が変更され、主として家計調査や家計消費状況調査などから推計した需要側推計値と、供給 (販売) 側推計値を加重平均し、民間最終消費支出を推計しています。

こうした概念や範囲の違い、あるいは推計方法の違いがありますので、家計消費をみる上ではそれぞれの統計の特徴を考慮して利用する必要があります。

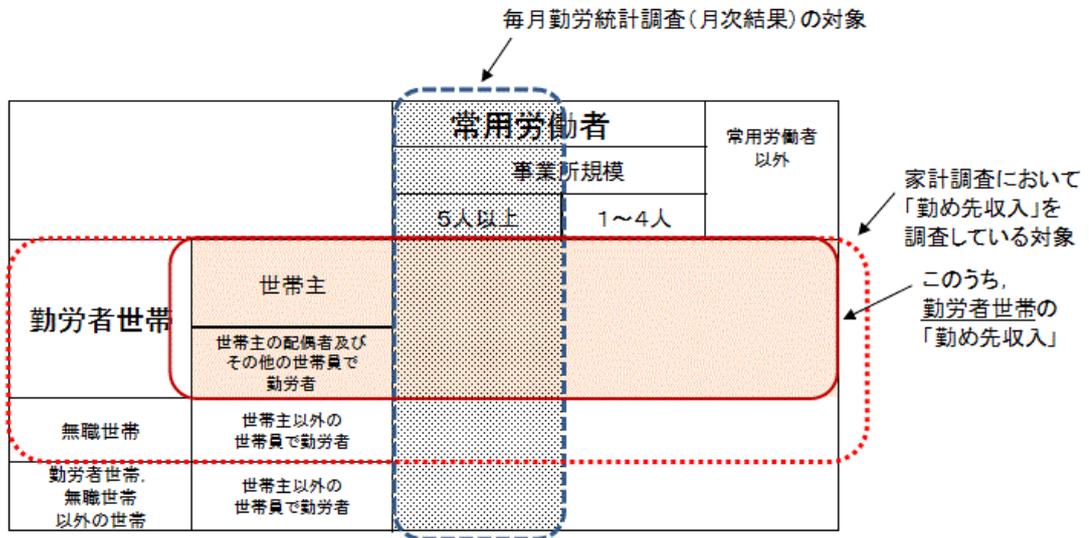
Q H-3 家計調査の収入は毎月勤労統計調査の賃金とどのように違うのですか？

A 家計調査の「実収入」(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)は、全ての世帯員の収入を合算した1世帯当たりの平均収入を表すものです。これに対して、毎月勤労統計調査(厚生労働省)の「現金給与総額」は労働者1人当たりの平均賃金を表すものです。

また、「実収入」は、勤め先収入のほか、事業・内職収入、公的年金給付等の社会保障給付も含まれる広い概念です。

このように概念や対象とする範囲が異なるため、賃金統計と比較する際には、留意する必要があります。

家計調査と毎月勤労統計調査（月次結果）の対象範囲の違い



注：家計調査の実収入には、「勤め先収入」のほかに「事業・内職収入」、
公的年金などの「社会保障給付」などが含まれる。

参考とする転記様式

06 個人企業経済統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	0
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：06 個人企業経済統計	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		○
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		×
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
	評価	0・1・②・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/gaiyou.htm#midashi5>

調査事業所の抽出方法は、層化3段抽出法(第1段-市区町村、第2段-単位区(経済センサスの調査区を組み合わせたもの。以下「単位区」という。)、第3段-事業所)により行う。なお、抽出にあたっては特定の事業所が続けて調査の対象とならないようにするなど、配慮している。

(1) 第1段

全国の市区町村を地方及び都市階級により層に分け、各層から個人企業経済調査の対象産業に属する事業所の従業者数に比例した確率により市区町村(190市区町村)を抽出する。

(2) 第2段

抽出した市区町村ごとに「単位区」を設定し、これらの「単位区」の中から無作為にそれぞれ1単位区(190単位区)を抽出する。

(3) 第3段

抽出した単位区内の調査対象事業所の中から、個々の事業所の従業者数に比例した確率で、市部は20事業所、郡部は15事業所を抽出する。

b) 調査対象の範囲

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/gaiyou.htm#midashi4>

調査の対象

全国の個人経営の事業所のうち、次の産業を営む約4,000事業所を調査する。

日本標準産業分類(平成19年11月改定)の

E 製造業

I 卸売業、小売業

K 不動産業、物品賃貸業のうち

70 物品賃貸業

L 学術研究、専門・技術サービス業のうち

73 広告業

74 技術サービス業(他に分類されないもの)(「744 商品・非破壊検査業」及び「745 計量証明業」に限る。)

M 宿泊業、飲食サービス業(「765 酒場、ビヤホール」及び「766 バーキャバレー、ナイトクラブ」を除く。)

N 生活関連サービス業、娯楽業のうち

78 洗濯・理容・美容・浴場業

79 その他の生活関連サービス業(「792 家事サービス業」を除く。)

R サービス業(他に分類されないもの)のうち

89 自動車整備業

90 機械等修理業(別掲を除く)

91 職業紹介・労働者派遣業

92 その他の事業サービス業

c) 報告を求める者

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/gaiyou.htm#midashi9>

調査の方法

調査は、統計調査員(調査員)が事業所に調査票を配布し、事業主又は事業主に代わる者に記入してもらい、記入された調査票を取集する。

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/sokuhou/4hanki/pdf/gaiyou.pdf>

2 調査の対象

全国の個人企業約 220 万事業所(平成 24 年経済センサス - 活動調査結果による。)のうち、次の産業を営むものの中から、一定の統計上の抽出方法に基づき抽出した約 4,000 事業所を調査対象としている。

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

記載なし

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

h) 抽出の方法(等間隔抽出、層化無作為抽出など)の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/gaiyou.htm#midashi5>

抽出方法

調査事業所の抽出方法は、層化 3 段抽出法(第 1 段-市区町村、第 2 段-単位区(経済センサスの調査区を組み合わせたもの。以下「単位区」という。)、第 3 段-事業所)により行う。なお、抽出にあたっては特定の事業所が続けて調査の対象とならないようにするなど、配慮している。

(1) 第 1 段

全国の市区町村を地方及び都市階級により層に分け、各層から個人企業経済調査の対象産業に属する事業所の従業者数に比例した確率により市区町村(190 市区町村)を抽出する。

(2) 第 2 段

抽出した市区町村ごとに「単位区」を設定し、これらの「単位区」の中から無作為にそれぞれ 1 単位区(190 単位区)を抽出する。

(3) 第 3 段

抽出した単位区内の調査対象事業所の中から、個々の事業所の従業者数に比例した確率で、市部は 20 事業所、郡部は 15 事業所を抽出する。

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

1) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/kekka.htm#suikei>

推計方法

結果の推定式

- 事業所分布の推定式

$$M(\alpha) = \frac{\sum_{i=1}^p \sum_{j=1}^{m_i} \beta_i(\alpha) \cdot \frac{1}{n_{ij}(\alpha)} \cdot 100}{\sum_{(\alpha)} \sum_{i=1}^p \sum_{j=1}^{m_i} \beta_i(\alpha) \cdot \frac{1}{n_{ij}(\alpha)}}$$

- 売上高等の推定式(金額, 平均人員)

$$\bar{X} = \frac{\sum_{i=1}^p \sum_{j=1}^{m_i} \frac{1}{m_i} \cdot \frac{N_i}{n_{ij}} \cdot X_{ij}}{\sum_{i=1}^p \sum_{j=1}^{m_i} \frac{1}{m_i} \cdot \frac{N_i}{n_{ij}}}$$

P = 集計地域 (全国, 地方, 都市階級)

i = 地域 (地方×都市階級)

j = 調査事業所

k_{ij} = 抽出された事業所の抽出回数

X_i = i 地域の売上高等の推計値

X_{ij} = i 地域の j 事業所の売上高等の値

m_i = i 地域の調査事業所数

N_i = i 地域の母集団事業所の従業者数

n_{ij} = i 地域の j 事業所の母集団情報の従業者数

$\beta_i(\alpha)$ = α 区分に属する i 番目の地域から抽出された事業所に与えられる乗率

$n_{ij}(\alpha)$ = α 区分に属する i 番目の地域の j 番目に抽出された事業所の従業者数

α = 集計項目区分

基幹統計調査名：06 個人企業経済調査		② 調査方法（データ収集方法）
確認事項		記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明		○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明		○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明		○
d) 調査期日又は調査期間の説明		○
e) 調査票配布・回収期間の説明		○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明		×
g) 事務処理基準の概要		×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明		○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明		×
評価		0・1・②・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

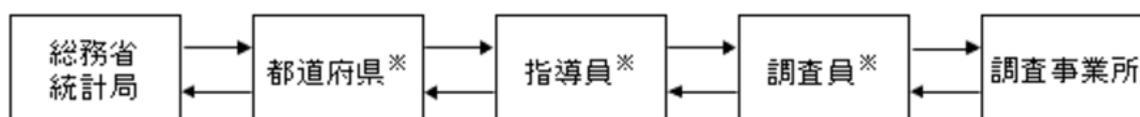
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国—都道府県—市町村—調査員—世帯など）の表示又は説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/gaiyou.htm#midashi9>

調査の方法

調査は、統計調査員（調査員）が事業所に調査票を配布し、事業主又は事業主に代わる者に記入してもらい、記入された調査票を収集する。



※ 大阪府においては、平成 28 年度から調査票の配布・収集等に関する事務を民間事業者（（一社）新情報センター別ウィンドウで開きます。）へ委託して実施しています。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/gaiyou.htm#midashi8>

調査の時期

動向調査票による調査は、4月から6月（4～6月期）、7月から9月（7～9月期）、10月から12月（10～12月期）及び翌年1月から3月（1～3月期）の四半期ごとに実施し、調査期間は1年とする。なお、調査の開始時期は、調査市区町村により、4月、7月、10月及び翌年1月とする。

構造調査票による調査は、毎年3月に、1～3月期における動向調査票による調査を実施する事業所に対し、前年の12月末日現在で実施する。

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/qa-1.htm#Q08>

8 調査票の提出方法は？

個人企業経済調査では、調査対象として選ばれた個人経営の事業所には、動向調査票（四半期ごと）と構造調査票（年1回）の記入をお願いすることになります。動向調査票は、各調査期が始まる時に調査員が調査事業所を訪問して配布します。

記入していただいた調査票は、次の調査期の初めに調査員が改めて調査事業所を訪問しますので、その際に提出をお願いします。

また、構造調査票は、1～3月期の動向調査票と併せて配布し、提出の際も同様をお願いします。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kojinke/qa-1.htm#Q10>

10 プライバシーは保護されるのですか？

秘密の保護の徹底

個人企業経済調査は、統計法等の法令規定に基づいて行われます。

調査に従事する人（国・地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。また、調査票情報等の利用制限も定められており、秘密の保護の徹底が図られています。

調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。

調査員への指導

個人情報の保護を一層徹底させるために調査員用に調査事務マニュアルを作成し、秘密保護等について指導を徹底しています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：06 個人企業経済統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	○	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・②・3	

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/kekka.htm#suikei>

推計方法

結果の推定式

○ 事業所分布の推定式

$$M(\alpha) = \frac{\sum_{i=1}^p \sum_{j=1}^{m_i} \beta_i(\alpha) \cdot \frac{1}{n_{ij}(\alpha)} \cdot 100}{\sum_{(\alpha)} \sum_{i=1}^p \sum_{j=1}^{m_i} \beta_i(\alpha) \cdot \frac{1}{n_{ij}(\alpha)}}$$

○ 売上高等の推定式(金額, 平均人員)

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^p \sum_{j=1}^{m_i} \frac{1}{m_i} \cdot \frac{N_i}{n_{ij}} \cdot x_{ij}}{\sum_{i=1}^p \sum_{j=1}^{m_i} \frac{1}{m_i} \cdot \frac{N_i}{n_{ij}}}$$

P = 集計地域 (全国, 地方, 都市階級)

i = 地域 (地方×都市階級)

j = 調査事業所

k_{ij} = 抽出された事業所の抽出回数

x_i = i 地域の売上高等の推計値

x_{ij} = i 地域の j 事業所の売上高等の値

m_i = i 地域の調査事業所数

N_i = i 地域の母集団事業所の従業者数

n_{ij} = i 地域の j 事業所の母集団情報の従業者数

$\beta_i(\alpha)$ = α 区分に属する i 番目の地域から抽出された事業所に与えられる乗率

$n_{ij}(\alpha)$ = α 区分に属する i 番目の地域の j 番目に抽出された事業所の従業者数

α = 集計項目区分

b) 速報と確報の違いについての説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/qa-1.htm#Q09>

「動向調査票による調査」の結果は、各調査期の終了月の翌々月中旬に、事業主による業況判断DI(「良い/好転」と回答した割合から「悪い/悪化」と回答した割合を差し引いた値)を「速報」として、また、同下旬に、業況判断DIに加えて、売上高や営業利益などの営業状況や設備投資などの調査結果を「確報」として公表します。

また、「構造調査票による調査」の結果は、動向調査票の1~3月期の確報結果の公表後、速やかに公表します。

なお、両調査の結果は、公表と同時に統計局ホームページに掲載し、その後報告書を刊行します。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/qa-1.htm#Q09>

「動向調査票による調査」の結果は、各調査期の終了月の翌々月中旬に、事業主による業況判断DI(「良い/好転」と回答した割合から「悪い/悪化」と回答した割合を差し引いた値)を「速報」として、また、同下旬に、業況判断DIに加えて、売上高や営業利益などの営業状況や設備投資などの調査結果を「確報」として公表します。

また、「構造調査票による調査」の結果は、動向調査票の1~3月期の確報結果の公表後、速やかに公表します。

なお、両調査の結果は、公表と同時に統計局ホームページに掲載し、その後報告書を刊行します。

(個人企業経済調査の公表予定日については、「結果の公表予定」を参照してください。)

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：06 個人企業経済統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		×
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

記載なし

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：06 個人企業経済統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		—
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kojinke/sokuhou/4hanki/pdf/gaiyou.pdf>

1 調査の目的

個人企業経済調査は、「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」又は「サービス業」を営む個人企業（個人経営の事業所）の経営の実態を明らかにし、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料などを得ることを目的としている。

2 調査の対象

全国の個人企業約 220 万事業所（平成 24 年経済センサス - 活動調査結果による。）のうち、次の産業を営むものの中から、一定の統計上の抽出方法に基づき抽出した約 4,000 事業所を調査対象としている。

個人企業経済調査で用いている産業大分類	日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）
製造業	E 製造業
卸売業、小売業	I 卸売業、小売業
宿泊業、飲食サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業 （「765 酒場、ピヤホール」及び「766 バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除く。）
サービス業	K 不動産業、物品賃貸業のうち 70 物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業のうち 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）（「744 商品・非破壊検査業」及び「745 計量証明業」に限る。） N 生活関連サービス業、娯楽業のうち 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業（「792 家事サービス業」を除く。） R サービス業（他に分類されないもの）のうち 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

非該当

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラ

一など) の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：06 個人企業経済統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

07 科学技術研究統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	0
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：07 科学技術研究統計		① 標本設計（標本調査）
確認事項		記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		×
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
評価		0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/gaiyou/index.htm#gaiyou9>

9 抽出方法

調査対象のうち、企業は、平成24年経済センサス - 活動調査の結果及び過去の調査結果から作成した母集団名簿に基づき、研究活動の有無（2区分）、資本金階級（4区分）及び産業（40区分）の各層から所要の企業数を抽出した。非営利団体・公的機関は、各府省庁及び地方公共団体に依頼して作成した資料に基づき対象とした。大学等は、文部科学省公表の資料に基づき国内全ての大学等を対象とした。

b) 調査対象の範囲

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/kekka/pdf/28pamphlet.pdf>

Q2 調査の対象はどのようになっているのですか？



企業、非営利団体・公的機関及び大学等で約18300組織体が対象となっています。

(1) 企業（調査対象数約13500）

資本金1000万円以上の会社のうち、次の産業に属するもの

「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業のうち各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業」、「金融業、保険業のうち銀行業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関（「政府関係金融機関」を除く）、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」、「学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関、専門サービス業（他に分類されないもの）、技術サービス業（他に分類されないもの）」及び「サービス業（他に分類されないもの）のうち職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業」（以上日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。）

(2) 非営利団体・公的機関（調査対象数約1100）

科学技術に関する研究又は調査研究を行うことを目的とする国・地方公共団体の研究機関、特殊法人・独立行政法人及び営利を目的としない民間の団体。

(3) 大学等（調査対象数約3700）

大学の学部（大学院研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校などのほか、大学共同利用機関法人、大学に設置される研究所・研究施設など。

c) 報告を求める者

記載なし

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

記載なし

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/gaiyou/index.htm#gaiyou10>

10 調査の対象数と回答率

平成28年調査では、企業約13,500、非営利団体・公的機関約1,100及び大学等約3,700の合計約18,300客体を調査対象とした。直近の調査における対象数等（概数）は次のとおりである。

調査年	対象数（計）	企業	非営利団体・公的機関	大学等
平成28年調査	18,300（87%）	13,500（82%）	1,100（99%）	3,700（100%）
平成27年調査	18,100（88%）	13,300（84%）	1,100（100%）	3,700（100%）
平成26年調査	18,200（87%）	13,400（83%）	1,100（99%）	3,700（100%）

カッコ内は回答率

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/gaiyou/index.htm#gaiyou9>

9 抽出方法

調査対象のうち、企業は、平成24年経済センサス - 活動調査の結果及び過去の調査結果から作成した母集団名簿に基づき、研究活動の有無（2区分）、資本金階級（4区分）及び産業（40区分）の各層から所要の企業数を抽出した。非営利団体・公的機関は、各府省庁及び地方公共団体に依頼して作成した資料に基づき対象とした。大学等は、文部科学省公表の資料に基づき国内全ての大学等を対象とした。

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/gaiyou/index.htm#gaiyou11>

11 結果の推計方法

企業については、資本金階級、産業分類、前年の研究実績を層として、平成24年経済センサス - 活動調査の結果や過去の調査結果を基に作成した母集団名簿の企業数をベンチマークとして推定する。

基幹統計名：07 科学技術研究統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/gaiyou/index.htm#gaiyou7>

7 調査の方法

総務省統計局が調査対象に調査票を郵送（5月中旬）し、インターネット又は郵送により回答を得る方法で実施。

URL:http://www.stat.go.jp/data/kagaku/c2_qa-1.htm#Q08

Q 8 科学技術研究調査はどのように行われるのですか？

A 科学技術研究調査は、調査対象に対して調査票を郵送し、記入された調査票を再び郵送していただくか、インターネットによって回収する方法で実施しています。



URL:http://www.stat.go.jp/data/kagaku/c2_qa-1.htm#Q10

Q 10 調査票の提出方法は？

A 科学技術研究調査は、調査対象に対して調査票を郵送しますので、記入された調査票を再び郵送していただくか、インターネットによって提出していただけます。

インターネットによる提出方法については[オンライン調査システム操作説明書 \(PDF: 2,578KB\)](#)をご覧ください。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/gaiyou/index.htm#gaiyou4>

4 調査の時期

従業者数及び資本金は3月31日現在、また売上高、研究費などの財務事項は3月31日又はその直近の決算日から遡る1年間の実績である。

e) 調査票配布・回収期間の説明

<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/gaiyou/index.htm#gaiyou7>

7 調査の方法

総務省統計局が調査対象に調査票を郵送（5月中旬）し、インターネット又は郵送により回答を得る方法で実施。

<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/pdf/29chuiab.pdf>

調査票を記入する前に、必ずお読みください。

科学技術研究調査 調査票記入上の注意 (企業A・B用)



この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査の対象となった企業には報告の義務が定められています。秘密の保護には万全を期しており、また、統計作成以外の目的（税の資料など）に使われることは決してありませんので、ありのままを記入してください。なお、報告義務違反には罰則があります。

調査票の記入に当たりましては、この「調査票記入上の注意」（統計局のホームページ <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/index.htm> から参照できます。）を参照の上、必要な事項を記入し平成29年7月15日までにご返送ください。

なお、現在は、事業活動をしていない場合や、合併などにより法人が消滅している場合には、ご連絡ください。その際には、調査票の「名称・所在地」欄内の左下に記載されているコード番号も併せてお知らせください。調査票を返送いただくことによりご連絡いただく場合には、調査票末尾の備考欄に、合併の場合には合併日、相手先法人の名称等を、その他の場合には理由を記入してご返送ください。

※コード番号の例

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

○調査の単位

この調査は法人を単位に行っています。このため、連結決算を行っている法人であっても、**法人単体分を記入してください**。また、貴法人が平成28年4月1日から29年3月31日の間に貴法人を存続法人とする合併を行っている場合は、当該合併された法人分を含めて記入してください。この場合は、研究実施の有無に関わらず、合併の日付、当該合併された法人の旧名称、所在地を調査票末尾の備考欄に記入してください。合併等が行われた場合の取り扱いについては、7～8ページに詳細な説明がありますので、参考にしてください。

○名称・所在地の訂正

名称・所在地の変更があった場合には、研究実施の有無に関わらず、調査票1面の「名称・所在地」の記載内容を訂正してください。

○提出期限

平成29年7月15日までにインターネット又は郵送によりご回答ください。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: http://www.stat.go.jp/data/kagaku/c2_qa-1.htm#Q12

Q 12 プライバシーは保護されるのですか？

A

科学技術研究調査は、統計法等の法令規定に基づいて行われます。

調査に従事する人(国の職員及び業務を委託された民間事業者等)には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならないという守秘義務が課せられています。さらに、統計をつくる目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。

調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/kekka/pdf/28pamphlet.pdf>

Q4 提出された調査票はどのように保護されているのですか？

A 調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らしたり、統計以外の目的（例えば徴税など）に調査票を使用することは絶対にありません。これらの行為は統計法で固く禁じられており、違反した場合の罰則も定められています。

なお、調査票は、外部の人がアクセスできないよう厳重に管理（保管）され、集計が完了した後は完全に消去（溶解）されます。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：07 科学技術研究統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	-	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	-	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/gaiyou/index.htm#gaiyou11>

11 結果の推計方法

企業については、資本金階級、産業分類、前年の研究実績を層として、平成24年経済センサス-活動調査の結果や過去の調査結果を基に作成した母集団名簿の企業数をベンチマークとして推定する。

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

URL:<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/gaiyou/index.htm#gaiyou8>

8 集計及び結果の公表

総務省統計局に提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて集計される。調査の結果は、インターネット及び刊行物により公表する。

f) 公表のスケジュールの説明

URL:http://www.stat.go.jp/data/kagaku/c2_qa-1.htm#Q11

公表時期について

11 調査の結果はいつごろ公表されるのですか？

 調査結果は、毎年12月中旬に公表し、調査年度末までに報告書を刊行します。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：07 科学技術研究統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		×
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	0・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

記載なし

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：07 科学技術研究統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/gaiyou/index.htm#gaiyou9>

9 抽出方法

調査対象のうち、企業は、平成24年経済センサス-活動調査の結果及び過去の調査結果から作成した母集団名簿に基づき、研究活動の有無（2区分）、資本金階級（4区分）及び産業（40区分）の各層から所要の企業数を抽出した。非営利団体・公的機関は、各府省庁及び地方公共団体に依頼して作成した資料に基づき対象とした。大学等は、文部科学省公表の資料に基づき国内全ての大学等を対象とした。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/gaiyou/index.htm#gaiyou10>

10 調査の対象数と回答率

平成28年調査では、企業約13,500、非営利団体・公的機関約1,100及び大学等約3,700の合計約18,300客体を調査対象とした。直近の調査における対象数等（概数）は次のとおりである。

調査年	対象数（計）	企業	非営利団体・公的機関	大学等
平成28年調査	18,300 (87%)	13,500 (82%)	1,100 (99%)	3,700 (100%)
平成27年調査	18,100 (88%)	13,300 (84%)	1,100 (100%)	3,700 (100%)
平成26年調査	18,200 (87%)	13,400 (83%)	1,100 (99%)	3,700 (100%)

カッコ内は回答率

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：07 科学技術研究統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

08 地方公務員給与実態統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	0
④	標本誤差	-
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	2

基幹統計名：08 地方公務員給与実態統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		—
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		×
評価		0・1・ 2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/kyuuyo_jc_1.html

調査の対象団体

都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合（広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む）、特定地方独立行政法人

調査の対象職員

調査の対象となる地方公務員は、特別職及び一般職に属する上記対象団体の職員

b) 報告を求める者

URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/pdf/h25_kyuyo_1_09.pdf

第4 調査の対象となる地方公務員

調査の対象となる地方公務員は、一般職に属する地方公務員のうち次の1に掲げる者以外の者及び特別職に属する地方公務員のうち次の2に掲げる者とする。

1 一般職に属する地方公務員のうち調査の対象とならない者

(1) 臨時又は非常勤の者（常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が第5の調査の期日において引き続いて12月を超える者を除く。）

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条の規定により派遣を受けた者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣を受けた者を除く。）

(3) 未帰還職員

2 特別職に属する地方公務員のうち調査の対象となる職

(1) 知事，市町村長又は特別区の区長

(2) 副知事，副市町村長又は特別区の副区長

(3) 議会の議員

(4) 地方自治法第180条の5第1項第1号から第3号までに掲げる委員会の委員及び同項第4号に掲げる委員並びに同条第2項各号又は同条第3項各号に掲げる委員会の委員

(5) 地方公営企業管理者

(6) 特定地方独立行政法人の役員

第7 調査の方法

1 報告の義務

第4に掲げる調査の対象となる地方公務員（以下「職員」という。）は、調査票に記載された事項について総務大臣に報告しなければならない。

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報

の概要

非該当

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

記載なし

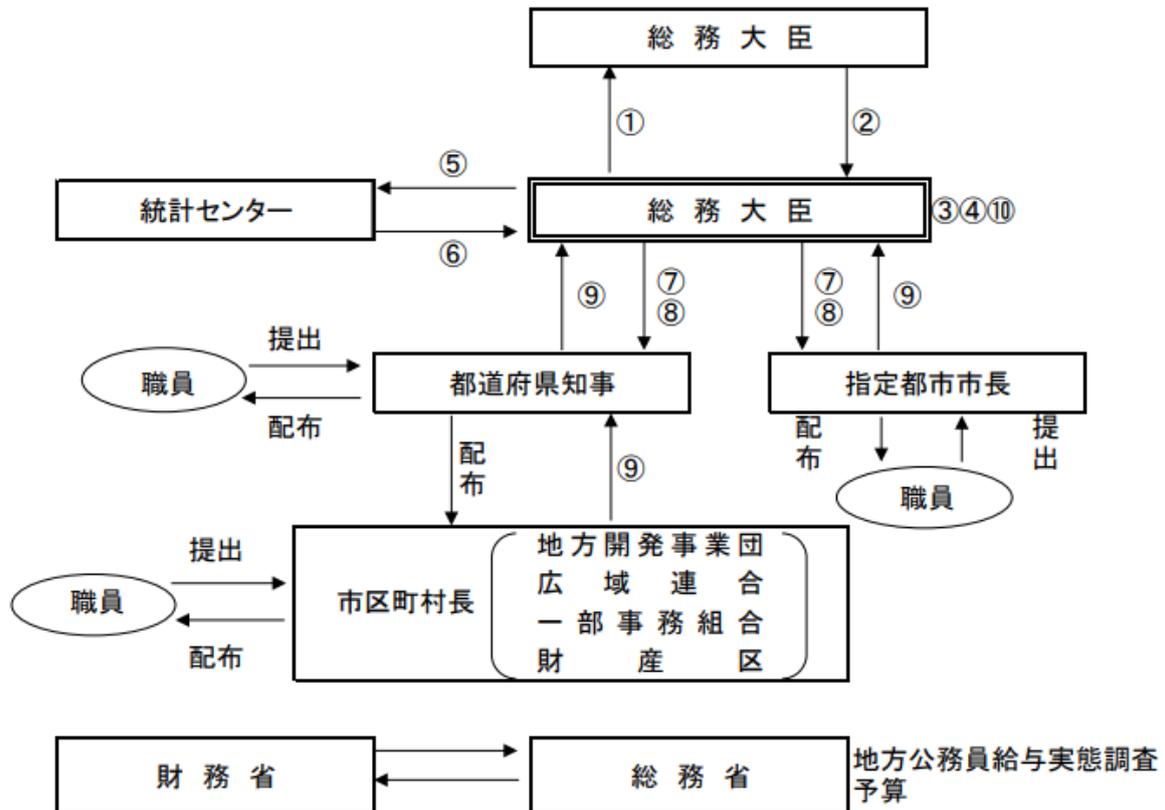
基幹統計名：08 地方公務員給与実態統計		② 調査方法（データ収集方法）
確認事項		記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明		○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明		○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明		○
d) 調査期日又は調査期間の説明		○
e) 調査票配布・回収期間の説明		×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明		×
g) 事務処理基準の概要		○
h) 秘密の保護のための措置に関する説明		×
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明		×
評価		0・ 1 ・2・3

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/pdf/kyuuyo_jc_1_3.pdf

基幹統計調査フロー〈平成25年〉



- ① 調査実施の承認申請
- ② ①の承認等
- ③ 規則改正、調査票様式、調査票提出期日の告示
- ④ 地方公務員給与実態調査調査要綱の制定
- ⑤ 調査結果の集計等の委託
- ⑥ ⑤の受託
- ⑦ 地方公務員給与実態調査の取りまとめ依頼
- ⑧ 調査
- ⑨ 調査取りまとめ(報告)
- ⑩ 調査結果公表

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/pdf/h25_kyuyo_1_09.pdf

2 調査票の配布

調査票(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式,磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって,電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)は,総務大臣が地方公共団体の長を通じて職員(特別職に属する職員及び教育長については,地方公共団体の長。以下同じ。)に2部配布する。

3 調査票の提出

(1) 職員は,調査票2部に所定の事項を記入し,当該職員の属する地方公共団体の長(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員にあつては,都道府県知事)に提出しなければならない。

(2) 上記(1)の調査票の提出を受けた地方公共団体の長は,これに所定の事項を記入し,1部を保管し,他の1部を都道府県及び指定都市分にあつては平成25年7月16日までに,都道府県及び指定都市以外の地方公共団体分にあつては平成25年9月2日までに総務大臣(都道府県知事及び指定都市市長以外の地方公共団体の長にあつては,都道府県知事を経由して総務大臣)に提出しなければならない。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/kyuuyo_jc_1.html

調査の時期 4月1日現在

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/pdf/h28_kyuyo_1_06.pdf

総ページ数：24 ページ 該当項目を記載

1 平成28年地方公務員給与実態調査 調査要領

I 調査対象団体等

都道府県、指定都市、市、町村、特別区及び特定地方独立行政法人（設立した地方公共団体において調査する。）

II 調査項目（調査表）

1 一般職

(1) 職員数

- 1 職員数に関する調（01表）
- 2 部門別職員数に関する調（02表）
- 3 職種別、年齢別職員数に関する調（05表）

(2) 初任給基準及び給与額

- 4 初任給基準に関する調（㊸㊸08表、㊸㊸㊸09表）
- 5 職種別職員数及び給与額に関する調（12表）
- 6 経験年数別、学歴別職員数及び給料月額に関する調（㊸14～18、31～37表、40表、41表、㊸㊸㊸㊸14～16、31～37表、40表、41表）
- 7 年齢別、学歴別職員数及び給料月額に関する調（27～28表）
- 8 年齢別、学歴別職員数及び給与月額に関する調（38～39表）

(3) 採用者数、退職者数及び退職手当額

- 9 職員区分別、学歴別、年齢別採用職員数に関する調（19表）
- 10 退職事由別、年齢別退職者数及び退職手当額に関する調（㊸20～24、29～30表、㊸㊸㊸㊸20～21、23～24、29～30表）

2 特別職

- 11 特別職に属する職員等の定数及び給料（報酬）額に関する調（㊸㊸25表、㊸㊸㊸26表）

3 その他

- 12 給料表別、級号給別職員数及び給料月額に関する調（附表）（都道府県及び指定都市のみ記載）

III 調査期日

IV 調査表等の提出期日（別途通知）

V 各調査表の記載要領

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

記載なし

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：08 地方公務員給与実態統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	×	
b) 速報と確報の違いについての説明	×	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

記載なし

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

c) 集計・推計の方法の説明

URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/j-k_system/wording_ras2.pdf

ラスパイレス指数の算出方法

ラスパイレス指数：国家公務員行（一）の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準

○ ラスパイレス指数の算出方法

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除して得る加重平均。

【計算例】

（大学卒）

経験年数	職員数(人) 国 A	平均俸給(給料)月額(百円)		A×B (百円) D	A×C (百円) E
		国 B	対象団体 C		
1年未満	1,139	1,772	1,770	2,018,308	2,016,030
1年以上 2年未満	1,296	1,816	1,840	2,353,536	2,384,640
2年以上 3年未満	1,930	1,877	1,910	3,622,610	3,686,300
3年以上 5年未満	5,107	1,988	2,026	10,152,716	10,346,782
5年以上 7年未満	6,083	2,155	2,190	13,108,865	13,321,770
7年以上 10年未満	8,929	2,408	2,426	21,501,032	21,661,754
10年以上 15年未満	14,322	2,847	2,824	40,774,734	40,445,328
15年以上 20年未満	11,949	3,409	3,339	40,734,141	39,897,711
20年以上 25年未満	9,349	3,909	3,741	36,545,241	34,974,609
25年以上 30年未満	7,308	4,237	4,060	30,963,996	29,670,480
30年以上 35年未満	3,725	4,395	4,305	16,371,375	16,036,125
35年以上	743	4,453	4,526	3,308,579	3,362,818
計	71,880			F 221,455,133	G 217,804,347

（短大卒）

計	14,795			H 47,597,237	I 47,358,944
---	--------	--	--	-----------------	-----------------

（高校卒）

計	70,529			J 242,662,928	K 238,870,033
---	--------	--	--	------------------	------------------

（中学卒）

計	153			L 516,717	M 527,095
---	-----	--	--	--------------	--------------

$$\begin{aligned}
 \text{ラスパイレス指数} &= \frac{G+I+K+M}{F+H+J+L} \times 100 \\
 &= \frac{(217,804,347) + (47,358,944) + (238,870,033) + (527,095)}{(221,455,133) + (47,597,237) + (242,662,928) + (516,717)} \times 100 \\
 &= 98.50232 = \mathbf{98.5} \text{ (小数点以下第2位四捨五入)}
 \end{aligned}$$

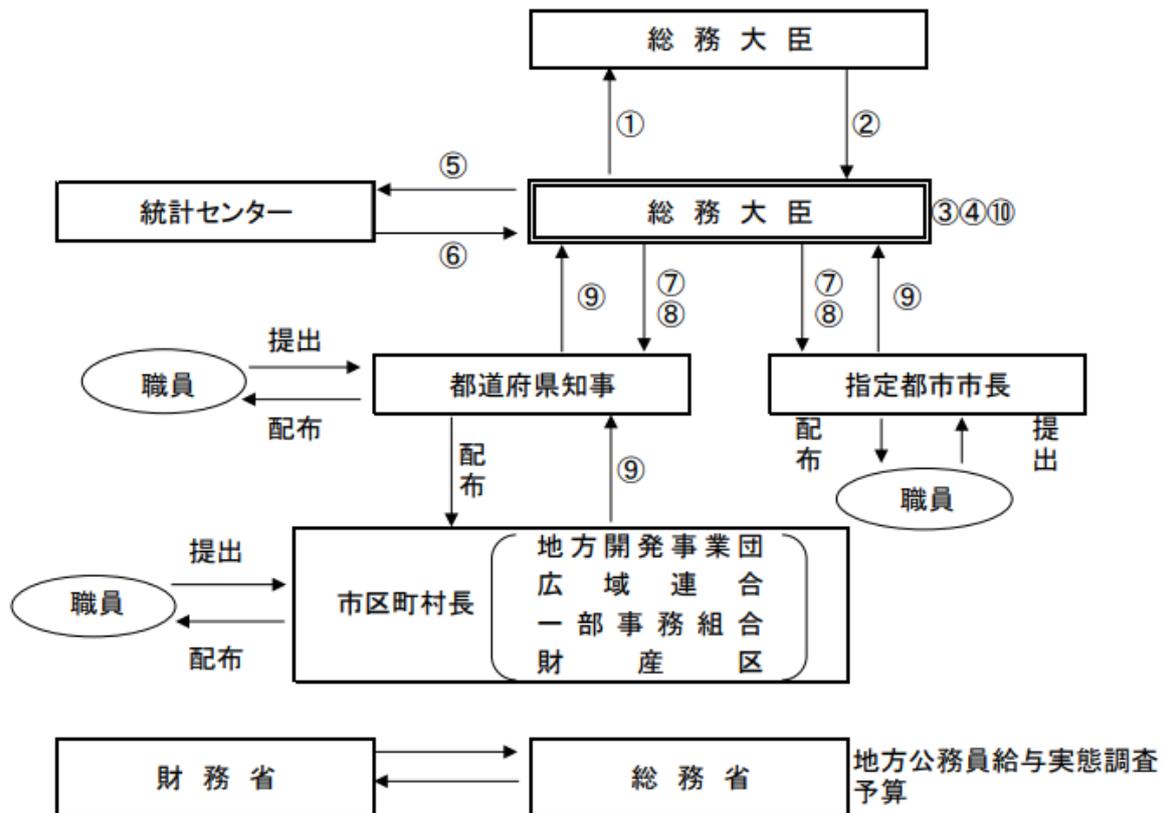
d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/pdf/kyuuyo_jc_1_3.pdf

基幹統計調査フロー〈平成25年〉



- ① 調査実施の承認申請
- ② ①の承認等
- ③ 規則改正、調査票様式、調査票提出期日の告示
- ④ 地方公務員給与実態調査調査要綱の制定
- ⑤ 調査結果の集計等の委託
- ⑥ ⑤の受託
- ⑦ 地方公務員給与実態調査の取りまとめ依頼
- ⑧ 調査
- ⑨ 調査取りまとめ(報告)
- ⑩ 調査結果公表

f) 公表のスケジュールの説明

URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/kyuuyo_jc_1.html

調査結果の公表　調査結果の公表は、集計終了後速やかに速報及び結果報告書をもって行う。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：08 地方公務員給与実態統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：08 地方公務員給与実態統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：08 地方公務員給与実態統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyuuyo/kyuuyo_jc_1.html

	基幹統計調査	附帯調査	補充調査
調査の目的	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。(なお、基幹統計調査である地方公務員給与実態調査は、統計法に基づく「給与実態統計」の作成を目的とする統計調査です。)		
調査の沿革	昭和30年1月に第1回目の調査が行われ、昭和33年以降は6年ごとを実施されている。 (昭38、43、48、53、58、63、平6、10、15、20、26年)		昭和37年4月1日以降の基幹統計年を除く各年に実施されている。
調査の根拠法令	○統計法(平成19年法律第83号)第2条及び第7条 ○統計法施行令(平成19年政令第354号)第1条第1項及び第2項 ○地方公務員給与実態調査規則(昭33年総務庁令第7号)		○地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総務庁令(昭42年総務庁令第32号)第1条 ○地方自治法(昭42年法律第67号)第245条の4
調査の対象団体	都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合(広域連合、財産区及び地方間共同事業団を含む)、特定地方独立行政法人		
調査の対象職員	調査の対象となる地方公務員は、特別職及び一般職に属する上記対象団体の職員		
調査事項	職員個人別の調査(添付調査) ・所属する地方公共団体の名称 ・所属する公署の名称 ・氏名及び性別 ・生年月日及び年齢 ・学歴、資格及び免許 ・給料月額 ・職階 ・職務上の地位 ・給与の支出される会計の別 ・採用時にあつた初任給の有無 ・採用年月 ・給料月額 ・課年度の月額 ・年終給与の額 ・その他上記項目の関連事項	団体別の調査 ・職員数に関する調査 ・専門職職員数に関する調査 ・職種別、年齢別職員数に関する調査 ・初任給水準に関する調査 ・職種別職員数及び給料月額に関する調査 ・年齢別、学歴別職員数及び給料月額に関する調査 ・年齢別、学歴別職員数及び給料月額に関する調査 ・職階別、年齢別、学歴別採用職員数に関する調査 ・現職事由別、年齢別、現職年数及び現職手当に関する調査 ・特別職に属する職員等の定数及び給料(報酬)額に関する調査(給料表別、取組給付職員数及び給料月額に関する調査別表) ※附帯調査では、上記項目のうち基幹統計で内容が得られる調査を除く。 ※調査対象団体により調査項目が異なる。	
調査票	平成25年調査票(PDF)	平成25年調査票(PDF)	平成28年調査票(PDF)
調査の時期	4月1日現在		
調査の方法	こちらへ(PDF)		
調査結果の公表	調査結果の公表は、集計終了後速やかに速報及び結果報告書をもって行う。		
公表期日前統計情報等を共有する範囲	こちらへ(PDF)		
調査の利用状況	○地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパイレス指数の基礎資料。 ○地方財政計画(地方交付税法第7条)作成の基礎資料。 ○その他、本調査は、地方公務員の給与の実態を総合的に把握している基本的調査であり、地方公務員の給与に大きな関心を持たれている現状においては、広範に資料として用いられている。		

参考とする転記様式

09 就業構造基本統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：09 就業構造基本統計	① 標本設計（標本調査）	
確認事項	記載の有無	
a) 標本設計に関する説明	○	
b) 調査対象の範囲	○	
c) 報告を求める者	×	
d) 事業所母集団データベースの使用の有無	—	
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	—	
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値	○	
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○	
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○	
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○	
j) 標本交代に関する説明	—	
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明	—	
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	○	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/suikai.pdf>

1 標本抽出方法

標本抽出方法は、第1次抽出単位を平成22年国勢調査調査区（以下、「調査区」という。）、第2次抽出単位を住戸とし、それぞれの抽出単位を層化した後に抽出を行う層化2段抽出法である。

第1次抽出では、全国から約3万2千調査区を抽出し、第2次抽出では、約47万住戸を抽出した。

調査標本は、この方法により抽出された住戸に居住する15歳以上の世帯員全員である。

(1) 調査区の抽出（第1次抽出）

ア 標本調査区は、次のものを除く全国の調査区の中から抽出した。

- i. 山岳・森林・原野地帯等のある区域
- ii. 刑務所・拘置所等のある区域
- iii. 自衛隊区域
- iv. 駐留軍区域
- v. 水面調査区

イ 各調査区について、国勢調査の結果等に基づく特性により、次の8層に分類した。

- 層1：人口が0の調査区
- 層2：世帯数(注1)が15以下の調査区
- 層3：学生の寮・寄宿舍のある調査区
- 層4：病院・療養所及び社会施設のある調査区
- 層5：給与住宅のある調査区
- 層6：漁業の就業者の多い調査区
- 層7：仮設住宅のある調査区(注2)
- 層8：上記以外の調査区

(注1) 単身世帯については世帯員が1人であるため、3分の1世帯として世帯数を計算

(注2) 東日本大震災による住居の移転等を考慮した追加層

ウ 層ごとに、調査区を次の基準により配列した。

- i. 都道府県
- ii. 市区町村コード（標本抽出時）
- iii. 平成22年国勢調査の結果等に基づく特性 ※層8のみ
- iv. 市区町村コード（国勢調査時）
- v. 平成22年国勢調査調査区番号

(注) ii及びivは廃置分合により異なる。

エ ウの配列を基に、層1から層7まではそれぞれ都道府県ごとに全調査区の15歳以上人口を累積し、累積した15歳以上人口に対して確率比例系統抽出により調査区を抽出した。

層8は市区町村ごとに全調査区の15歳以上人口を累積し、累積した15歳以上人口に対して確率比例系統抽出により調査区を抽出した。

(2) 住戸の抽出（第2次抽出）

ア 標本調査区ごとに、調査区に含まれるすべての住戸を確認して名簿を作成し、これを「居住者無」、「居住者有」の順に配列した。

イ アの配列を基に、標本調査区ごとに、抽出起番号を1とし、抽出間隔を「居住者有」の住戸数を15で除し小数点以下を切り上げた値として、等確率系統抽出法により住戸を抽出した。

ウ 抽出された「居住者有」の住戸数が15未満の場合は、最初に抽出された「居住者有」の住戸の次の住戸以降の配列について、抽出住戸数が15になるまでイと同様に再度抽出を行った。

(注) 住戸の抽出時に、その住戸に居住者がいた場合を「居住者有」、いなかった場合を「居住者無」としている。したがって、「居住者無」の住戸であっても、調査の実査段階において居住者が存在する場合がある。

b) 調査対象の範囲

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/2.htm#p4>

4 調査の対象

平成22年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する約3万2千調査区について、総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位（世帯が居住することができる建物又は建物

の一部をいう。)に 居住する約 47 万世帯の 15 歳以上の世帯員約 100 万人を対象とした。

ただし、次に掲げる者は調査の対象から除いた。

- ア 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）
- イ 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族
- ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者
- オ 少年院、婦人補導院の在院者

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/ryuiten.pdf>

平成24年就業構造基本調査の結果を見る際の主な留意点

1. 調査の範囲と調査の対象について

- 平成24年就業構造基本調査は、我が国における就業・不就業の実態を把握することを目的として、平成24年10月1日（調査日）現在で実施しました。

この調査の対象範囲は、**調査日において我が国に常住する15歳以上の人（外国人を含む）**ですが、次の人は除かれます。

- ① 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）
 - ② 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族
 - ③ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
 - ④ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者
 - ⑤ 少年院、婦人補導院の在院者
- 「人口推計」（総務省統計局）によれば、平成24年10月1日現在における15歳以上人口は、11097万人（上記①及び②を含まない人口）となっています。
この人口から、上記③、④及び⑤を除いた人口は推計で11082万人となっており、この**11082万人が実際の調査の範囲となる人口**です。
 - 実際の調査は、全国から抽出した世帯の15歳以上の世帯員を対象に実施しており、報告書の結果数値は、**実際の対象となった約47万世帯の約100万人**の調査に基づき、調査の範囲となる人口全体について算出したものです。

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/suikai.htm>

 平成24年就業構造基本調査 推計方法

- [標本設計及び結果の推定方法\(PDF:296KB\)](#)
 - [表1 表章地域別標本調査区数一覧表\(PDF:109KB\)](#)
 - [表2 主要項目別全国の推定値の標本誤差\(PDF:605KB\)](#)
 - [表3 全国の推定値の大きさ別標準誤差\(PDF:283KB\)](#)
 - [表4 推定値の大きさ別標準誤差率\(都道府県及び政令指定都市\)\(PDF:192KB\)](#)

表2 主要項目別全国の推定値の標本誤差(PDF:605KB)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/h2.pdf> (総ページ数:23 ページ 表の先頭のみ記載)

項目	(1)	(2)	(3)	Items
	推定値 Estimates	標準誤差 Standard error	標準誤差率 (%) $\frac{(2)}{(1)} \times 100$	
1 男女, 就業状態別15歳以上人口 (男女計) 有業者 仕事が主な者 仕事は従な者 家事が主な者 通学が主な者 家事・通学以外の者	 64,420,700 53,385,500 10,855,800 8,920,800 1,362,800 572,100	 71,600 89,400 55,700 54,800 19,200 11,400	 0.11 0.17 0.51 0.61 1.41 2.00	1 Population of 15 years old and over by sex and labour force status (Both sexes) Engaged in work Mainly engaged in work Engaged in work on the side Mainly keeping house Mainly attending school Mainly doing something else

表3 全国の推定値の大きさ別標準誤差(PDF:283KB)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/h3.pdf>

(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
推定値の大きさ Size of estimate	標準誤差 Standard error	標準誤差率 (%) $\frac{(2)}{(1)} \times 100$	推定値の大きさ Size of estimate	標準誤差 Standard error	標準誤差率 (%) $\frac{(2)}{(1)} \times 100$
50,000,000	101,500	0.20	500,000	10,500	2.09
30,000,000	78,900	0.26	300,000	8,100	2.71
20,000,000	64,600	0.32	200,000	6,700	3.33
10,000,000	45,900	0.46	100,000	4,700	4.73
7,000,000	38,500	0.55	70,000	4,000	5.66
5,000,000	32,600	0.65	50,000	3,400	6.71
3,000,000	25,300	0.84	30,000	2,600	8.70
2,000,000	20,700	1.04	20,000	2,100	10.68
1,000,000	14,700	1.47	10,000	1,500	15.17
700,000	12,300	1.76			

※ 単位:人
In persons

表4 推定値の大きさ別標準誤差率（都道府県及び政令指定都市）（PDF:192KB）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/h4.pdf>（総ページ数1ページ 表の一部のみ記載）

(単位 %)	(In %)	推定値の大きさ (単位:人)				
		5,000,000	3,000,000	2,000,000	1,000,000	700,000
	地域区分 Regions					
	(都道府県) (Prefectures)					
	北海道 Hokkaido		0.67	0.83	1.20	1.45
	青森県 Aomori-ken					0.71
	岩手県 Iwate-ken					0.66
	宮城県 Miyagi-ken				0.83	1.00
	秋田県 Akita-ken					
	山形県 Yamagata-ken					0.49
	福島県 Fukushima-ken				0.71	0.86
	茨城県 Ibaraki-ken			0.59	0.86	1.04

j) 標本交代に関する説明

非該当

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

非該当

1) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/suikai.pdf>

2 結果の推定方法

結果の推定方法は、比推定の考え方に基づいている。例えば、有業者数は次の式で表される。

$$\text{有業者数} = \frac{\text{線型推定による有業者数}}{\text{線型推定による人口}} \times \text{基準人口}$$

(注) 線型推定とは、調査で得られた人口に抽出率の逆数を乗じ、全体の人口を推計することである。この項では、抽出率の逆数を線型推定用乗率と表記する。

ただし、実務上は、上記の算式を次のように用いている。基準人口は、別途推計した地域、男女、年齢階級、世帯の種類別人口を用いた。

$$\begin{aligned} \text{有業者数} &= \frac{\text{線型推定による有業者数}}{\text{線型推定による人口}} \times \text{基準人口} \\ &= \text{線型推定による有業者数} \times \frac{\text{基準人口}}{\text{線型推定による人口}} \end{aligned}$$

(注) この項では、基準人口を線型推定による人口で除した値を、比推定用乗率と表記する。

(1) 線型推定用乗率の算出

ア 算出する区分

線型推定用乗率は、次の区分ごとに算出する。

i. 層

標本抽出に用いた上記1-(1)-イに示す8層のうち、層1、層2及び層8を1つに統合した6区分とする。

ii. 地域

全国及び都道府県別結果を集計する場合は、層により地域を設定する。

- a 層3から層7までにおいては、都道府県ごと
- b 層1、層2及び層8を統合した層においては市町村ごと

県庁所在都市、人口30万人以上の市及び県内経済圏の結果を集計する場合は、地域を市町村ごとに設定する。

iii. 標本調査区

iv. 居住者の有無

住戸の抽出時における居住者の有無とする。

イ 算出方法

層、地域、標本調査区、居住者の有無別の線型推定用乗率 (R_{hjk}) は、次の式で表される。

$$R_{hjk} = \frac{1}{m_{hi}} \cdot \frac{P'_{hi}}{P'_{hj}} \cdot \frac{N_{hijk}}{n_{hjk}} \cdot r_{hij}$$

h : 層 ($h=1, 2, \dots, 6$)

i : 線型推定に用いる地域 (都道府県のとき $i=1, 2, \dots, 47$, 市町村のとき $i=1, 2, \dots$, 市町村数)

j : 標本調査区 ($i=1, 2, \dots, m_{hi}$)

k : 居住者の有無 ($k=1, 2$)

R : 線型推定用乗率

m : 標本調査区数

P' : 国勢調査時の15歳以上人口

N : 総住戸数

n : 調査住戸数

r : 修正倍率 (調査区の合併・分割のあった場合の補正值)

2) 線型推定値の算出

ア 算出する区分

線型推定値は、比推定に用いる次の区分ごとに算出する。

i. 地域 (292区分)

- a 県庁所在都市(47)
- b 県庁所在都市以外の政令指定都市(5)
…川崎市, 相模原市, 浜松市, 堺市及び北九州市
- c 県庁所在都市及び政令指定都市以外の人口30万以上の市(33)
- d 各都道府県における県内経済圏(207)
(注) 括弧内はそれぞれの区分数を表す。

ii. 男女 (2区分)

iii. 年齢階級 (15区分)

15~19歳から80~84歳までの5歳階級及び85歳以上

iv. 世帯の種類 (2区分)

非単身世帯及び単身世帯

イ 算出方法

まず、層、標本調査区、居住者の有無ごとに、男女、年齢階級、世帯の種類別調査人口 (Q_{hijk}) を求める。これに、標本調査区、居住者の有無別の線型推定用乗率 (R_{hjk}) を乗じ、地域 (292区分) 及び層内で合算する。これにより、地域及び層ごとの男女、年齢階級、世帯の種類別人口の線型推定値 ($\hat{P}_{hi'l}$) が算出される。

次に、こうして算出された地域及び層ごとの線型推定値を地域内で合算し、地域、男女、年齢階級、世帯の種類別人口の線型推定値 ($\hat{P}_{i'l}$) を算出する。

$$\begin{aligned} \hat{P}_{hi'l} &= \sum_j \sum_k R_{hjk} \cdot Q_{hijk} \\ \hat{P}_{i'l} &= \sum_h \hat{P}_{hi'l} \end{aligned}$$

- h : 層 ($h=1, 2, \dots, 6$)
- i' : 比推定に用いる地域 ($i'=1, 2, \dots, 292$)
- j : 標本調査区 ($i=1, 2, \dots, m_{h'}$)
- k : 居住者の有無 ($k=1, 2$)
- l : 男女, 年齢階級, 世帯の種類 ($l=1, 2, \dots, 60$)
- \hat{P} : 線型推定値
- m : 標本調査区数
- R : 線型推定用乗率
- Q : 調査人口

(3) 比推定用乗率の算出

ア 算出する区分

比推定用乗率は, 上記(2)ーアと同じ地域, 男女, 年齢階級, 世帯の種類ごとに算出する。

イ 基準人口

基準人口は, 次に示す数値を用いて推計した平成24年10月1日現在の人口を用いる。

- i. 平成22年国勢調査結果(総務省)
- ii. 平成24年10月1日現在推計人口(総務省)
- iii. 平成24年10月1日現在推計人口(各都道府県)
- iv. 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者数(防衛省)
- v. 刑務所, 拘留所の被収容者のうち刑の確定している者及び少年院の在院者数(法務省)

(注) iv及びvについては, 調査の対象外となる人口の推計に用いた。(括弧内はそれぞれの調査実施機関)

ウ 算出方法

地域, 男女, 年齢階級, 世帯の種類ごとに, 基準人口($P_{i'l}$)を線型推定値($\hat{P}_{i'l}$)で除して比推定用乗率($R'_{i'l}$)を算出する。

$$R'_{i'l} = \frac{P_{i'l}}{\hat{P}_{i'l}}$$

- i' : 比推定に用いる地域 ($i'=1, 2, \dots, 292$)
- l : 男女, 年齢階級, 世帯の種類 ($l=1, 2, \dots, 60$)
- R' : 比推定用乗率
- P : 基準人口
- \hat{P} : 線型推定値

(4) 推定値の算出

ある属性を持つ人口を推定するには, まず各標本調査区の居住者の有無ごとに, その属性を持つ男女, 年齢階級, 世帯の種類別の調査人口を求める。これに上記(1)で求めた標本調査区, 居住者の有無別の線型推定用乗率を乗じ, さらに, (3)で求めた地域, 男女, 年齢階級, 世帯の種類別の比推定用乗率を乗じる。こうして算出された値を地域内で合算することにより, 目的の属性を持つその地域内の男女, 年齢階級, 世帯の種類別の人口の推定値を算出する。

これを必要に応じて, 地域, 男女, 年齢階級, 世帯の種類について合算して, 各種の結果数値を得る。

基幹統計名：09 就業構造基本統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/2.htm#p9>

8 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）－調査世帯 の流れにより行った。

(2) 統計調査員

ア 都道府県知事は、市町村長の推薦に基づき、統計調査員として指導員及び調査員を置いた。

指導員及び調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び収集、関係書類の作成並びにこれらに附随する事務を行った。

イ 前記アの規定にかかわらず、指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附随する事務を行うものとした。

ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとした。

(3) 調査の実施

調査は、調査員（(2) ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。）が調査世帯ごとに調査票を配布し、及び収集し、並びに質問することにより行った。

(4) 報告の方法

報告は、調査世帯の15歳以上の世帯員又は世帯主が調査票に記入する方法及び調査員等の質問に答える方法により行った。

ただし、一部地域の調査世帯については、インターネットにより回答することも可能とした。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/2.htm#p8>

7 調査の時期

調査は、平成24年10月1日午前零時現在で行った。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/qa-1.htm#d1>

問 4-1 「個人情報の保護に関する法律」が施行されたのだから、個人情報を調べる就業構造基本調査には回答しなくていいのではないですか。

就業構造基本調査は、統計法等の法令に基づいて行われるもので、調査対象として選定されたすべての人に報告の義務があります。統計法では、調査に従事する人（国・地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されています。さらに、統計を作成する目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。

また、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。就業構造基本調査で集められた調査票（個人情報）には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（いわゆる「行政機関個人情報保護法」）は適用されないことになっていますが、このように統計法等に基づく適切な取扱・管理によって調査票（個人情報）は守られています。

就業構造基本調査の結果は、国及び地方公共団体の行政の基礎資料として、雇用対策や育児、介護・看護と就業の両立支援のための取組など、地域の街づくりにいかされる非常に大切なものですので、ご回答をお願いします。

問 4-2 プライバシーは保護されるのですか。

就業構造基本調査は、統計法等の法令規定に基づいて行われます。これらの規定は、調査に従事する人にも調査対象となる人にも適用されます。

調査対象となる人には報告の義務があり、一方、調査に従事する人には調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。さらに、統計の作成・分析の目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。

調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。また、インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うため、SSL/TLSによる暗号化通信を行っています。

問 4-3 調査票に記入した氏名が登録されているのではないですか。

調査票に氏名を記入するのは、調査対象として誰が調査されたか、各調査事項が誰について記入されたものであるかを確認し、調査漏れや重複調査を防ぐためであり、また、調査の記入内容に分からないことや不備があった場合に、照会するときの手がかりとするためです。

このように、氏名は、あくまでも正確な調査を実施するために調査しているものであり、登録や集計の対象となることは絶対にありません。

なお、調査票は、集計が完了した後、溶解処分されます。

問 4-5 調査によって集められた個人情報の保護について、調査員に対し、どのように指導しているのですか。

就業構造基本調査では、個人情報の保護を一層徹底させるため、世帯のプライバシー意識に対する適切な対応方法、秘密保護、調査票の厳重管理等について記載した書類を作成し、調査員を指導しています。

また、調査に先立って市区町村が実施する調査員説明会において、個人情報保護に関する議事を設ける等して指導を徹底しています。

【具体的な指導内容】

調査で知り得た世帯のことは、絶対にほかの人に話さない

不必要なことは聞かない

調査書類は、ほかの人の目に触れることのないよう厳重に管理する

など

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：09 就業構造基本統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	○	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	-	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・ 2 ・3	

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/suikai.pdf>

2 結果の推定方法

結果の推定方法は、比推定の考え方に基づいている。例えば、有業者数は次の式で表される。

$$\text{有業者数} = \frac{\text{線型推定による有業者数}}{\text{線型推定による人口}} \times \text{基準人口}$$

(注) 線型推定とは、調査で得られた人口に抽出率の逆数を乗じ、全体の人口を推計することである。この項では、抽出率の逆数を線型推定用乗率と表記する。

ただし、実務上は、上記の算式を次のように用いている。基準人口は、別途推計した地域、男女、年齢階級、世帯の種類別人口を用いた。

$$\begin{aligned} \text{有業者数} &= \frac{\text{線型推定による有業者数}}{\text{線型推定による人口}} \times \text{基準人口} \\ &= \text{線型推定による有業者数} \times \frac{\text{基準人口}}{\text{線型推定による人口}} \end{aligned}$$

(注) この項では、基準人口を線型推定による人口で除した値を、比推定用乗率と表記する。

(1) 線型推定用乗率の算出

ア 算出する区分

線型推定用乗率は、次の区分ごとに算出する。

i. 層

標本抽出に用いた上記1-(1)イに示す8層のうち、層1、層2及び層8を1つに統合した6区分とする。

ii. 地域

全国及び都道府県別結果を集計する場合は、層により地域を設定する。

- a 層3から層7までにおいては、都道府県ごと
- b 層1、層2及び層8を統合した層においては市町村ごと

県庁所在都市、人口30万人以上の市及び県内経済圏の結果を集計する場合は、地域を市町村ごとに設定する。

iii. 標本調査区

iv. 居住者の有無

住戸の抽出時における居住者の有無とする。

イ 算出方法

層、地域、標本調査区、居住者の有無別の線型推定用乗率 (R_{hjk}) は、次の式で表される。

$$R_{hjk} = \frac{1}{m_{hi}} \cdot \frac{P'_{hj}}{P'_{hj}} \cdot \frac{N_{hjk}}{n_{hjk}} \cdot r_{hij}$$

h : 層 ($h=1, 2, \dots, 6$)

i : 線型推定に用いる地域 (都道府県のとき $i=1, 2, \dots, 47$, 市町村のとき $i=1, 2, \dots$, 市町村数)

j : 標本調査区 ($i=1, 2, \dots, m_{hi}$)

k : 居住者の有無 ($k=1, 2$)

R : 線型推定用乗率

m : 標本調査区数

P' : 国勢調査時の15歳以上人口

N : 総住戸数

n : 調査住戸数

r : 修正倍率 (調査区の合併・分割のあった場合の補正值)

2) 線型推定値の算出

ア 算出する区分

線型推定値は、比推定に用いる次の区分ごとに算出する。

i. 地域 (292区分)

- a 県庁所在都市 (47)
 - b 県庁所在都市以外の政令指定都市 (5)
…川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市
 - c 県庁所在都市及び政令指定都市以外の人口30万以上の市 (33)
 - d 各都道府県における県内経済圏 (207)
- (注) 括弧内はそれぞれの区分数を表す。

ii. 男女 (2区分)

iii. 年齢階級 (15区分)

15～19歳から80～84歳までの5歳階級及び85歳以上

iv. 世帯の種類 (2区分)

非単身世帯及び単身世帯

イ 算出方法

まず、層、標本調査区、居住者の有無ごとに、男女、年齢階級、世帯の種類別調査人口 (Q_{hjk}) を求める。これに、標本調査区、居住者の有無別の線型推定用乗率 (R_{hjk}) を乗じ、地域 (292区分) 及び層内で合算する。これにより、地域及び層ごとの男女、年齢階級、世帯の種類別人口の線型推定値 ($\hat{P}_{hi'l}$) が算出される。

次に、こうして算出された地域及び層ごとの線型推定値を地域内で合算し、地域、男女、年齢階級、世帯の種類別人口の線型推定値 ($\hat{P}_{i'l}$) を算出する。

$$\begin{aligned} \hat{P}_{hi'l} &= \sum_j \sum_k R_{hjk} \cdot Q_{hjk} \\ \hat{P}_{i'l} &= \sum_h \hat{P}_{hi'l} \end{aligned}$$

h : 層 ($h=1, 2, \dots, 6$)
 i' : 比推定に用いる地域 ($i'=1, 2, \dots, 292$)
 j : 標本調査区 ($i=1, 2, \dots, m_{i'}$)
 k : 居住者の有無 ($k=1, 2$)
 l : 男女, 年齢階級, 世帯の種類 ($l=1, 2, \dots, 60$)
 \hat{P} : 線型推定値
 m : 標本調査区数
 R : 線型推定用乗率
 Q : 調査人口

(3) 比推定用乗率の算出

ア 算出する区分

比推定用乗率は, 上記(2)ーアと同じ地域, 男女, 年齢階級, 世帯の種類ごとに算出する。

イ 基準人口

基準人口は, 次に示す数値を用いて推計した平成24年10月1日現在の人口を用いる。

- i. 平成22年国勢調査結果(総務省)
- ii. 平成24年10月1日現在推計人口(総務省)
- iii. 平成24年10月1日現在推計人口(各都道府県)
- iv. 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者数(防衛省)
- v. 刑務所, 拘置所の被収容者のうち刑の確定している者及び少年院の在院者数(法務省)

(注) iv及びvについては, 調査の対象外となる人口の推計に用いた。(括弧内はそれぞれの調査実施機関)

ウ 算出方法

地域, 男女, 年齢階級, 世帯の種類ごとに, 基準人口($P_{i'l}$)を線型推定値($\hat{P}_{i'l}$)で除して比推定用乗率($R'_{i'l}$)を算出する。

$$R'_{i'l} = \frac{P_{i'l}}{\hat{P}_{i'l}}$$

i' : 比推定に用いる地域 ($i'=1, 2, \dots, 292$)
 l : 男女, 年齢階級, 世帯の種類 ($l=1, 2, \dots, 60$)
 R' : 比推定用乗率
 P : 基準人口
 \hat{P} : 線型推定値

(4) 推定値の算出

ある属性を持つ人口を推定するには, まず各標本調査区の居住者の有無ごとに, その属性を持つ男女, 年齢階級, 世帯の種類別の調査人口を求める。これに上記(1)で求めた標本調査区, 居住者の有無別の線型推定用乗率を乗じ, さらに, (3)で求めた地域, 男女, 年齢階級, 世帯の種類別の比推定用乗率を乗じる。こうして算出された値を地域内で合算することにより, 目的の属性を持つその地域内の男女, 年齢階級, 世帯の種類別の人口の推定値を算出する。

これを必要に応じて, 地域, 男女, 年齢階級, 世帯の種類について合算して, 各種の結果数値を得る。

b) 速報と確報の違いについての説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/kekka/pdf/riyos.pdf>

平成 24 年就業構造基本調査 利用上の注意（速報集計）

1. 今回公表するのは、平成 25 年 7 月に公表予定の全都道府県を集計した結果に先立ち、岩手県、宮城県及び福島県の 3 県（以下、被災 3 県という。）について、震災による仕事への影響の状況を取りまとめたものです。

なお、この結果は被災 3 県において回収された調査票を集計したものです。被災 3 県以外に避難されている人の状況はこの結果に含まれていません。また、この結果は、速報集計に基づくものであり、平成 25 年 7 月公表予定の全都道府県を集計した結果とは異なる場合がありますので、結果の利用の際には御注意願います。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/kgaiyou.pdf>

8 集計及び結果の公表

集計は、独立行政法人統計センターで行った。

集計結果は、総務省統計局で取りまとめ公表した。（平成 25 年 7 月 12 日）
おって報告書を刊行する予定である。

f) 公表のスケジュールの説明

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/qa-1.htm#c1>

問 3 調査結果はいつ頃どのような形で分かるのですか。

調査の結果は、平成 30 年 7 月末日までに、インターネットを利用する方法等により公表する予定です。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：09 就業構造基本統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		○
評価	0・1・2・③	

a) 標本誤差に関する説明

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/suikai.pdf>

3 推定値の標本誤差

標本誤差の算出は、副標本方式により行った。

副標本方式による標本誤差の計算では、第1段の標本抽出において独立で均等な大きさの数组の標本を抽出しておくのが本来であるが、この調査では、その近似として事後的に6組の副標本を設定し、この6組の副標本ごとに独立に算出した推定値を用いて、次式により算出した。

$$\hat{\sigma} = \sqrt{\frac{1}{6(6-1)} \sum_{i=1}^6 (\hat{X}_i - \hat{X})^2}$$

$\hat{\sigma}$: 推定値の標準誤差

i : 副標本の番号 ($i=1, 2, \dots, 6$)

\hat{X}_i : 第*i*副標本に基づく推定値

\hat{X} : 全標本に基づく推定値

b) 結果に対する標本誤差の数値 (計算されている全ての結果)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/suikai.htm>

 **平成24年就業構造基本調査 推計方法**

- [標本設計及び結果の推定方法\(PDF:296KB\)](#)
 - [表1 表章地域別標本調査区数一覧表\(PDF:109KB\)](#)
 - [表2 主要項目別全国の推定値の標本誤差\(PDF:605KB\)](#)
 - [表3 全国の推定値の大きさ別標準誤差\(PDF:283KB\)](#)
 - [表4 推定値の大きさ別標準誤差率\(都道府県及び政令指定都市\)\(PDF:192KB\)](#)

表2 主要項目別全国の推定値の標本誤差(PDF:605KB)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/h2.pdf> (総ページ数:23 ページ 表の先頭のみ記載)

項目	(1) 推定値 Estimates	(2) 標準誤差 Standard error	(3) 標準誤差率 (%) $\frac{(2)}{(1)} \times 100$	Items
1 男女, 就業状態別15歳以上人口 (男女計)				1 Population of 15 years old and over by sex and labour force status (Both sexes)
有業者	64,420,700	71,600	0.11	Engaged in work
仕事が主な者	53,385,500	89,400	0.17	Mainly engaged in work
仕事は従な者	10,855,800	55,700	0.51	Engaged in work on the side
家事が主な者	8,920,800	54,800	0.61	Mainly keeping house
通学が主な者	1,362,800	19,200	1.41	Mainly attending school
家事・通学以外の者	572,100	11,400	2.00	Mainly doing something else

表3 全国の推定値の大きさ別標準誤差(PDF:283KB)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/h3.pdf>

(1) 推定値の大きさ Size of estimate	(2) 標準誤差 Standard error	(3) 標準誤差率 (%) $\frac{(2)}{(1)} \times 100$	(1) 推定値の大きさ Size of estimate	(2) 標準誤差 Standard error	(3) 標準誤差率 (%) $\frac{(2)}{(1)} \times 100$
50,000,000	101,500	0.20	500,000	10,500	2.09
30,000,000	78,900	0.26	300,000	8,100	2.71
20,000,000	64,600	0.32	200,000	6,700	3.33
10,000,000	45,900	0.46	100,000	4,700	4.73
7,000,000	38,500	0.55	70,000	4,000	5.66
5,000,000	32,600	0.65	50,000	3,400	6.71
3,000,000	25,300	0.84	30,000	2,600	8.70
2,000,000	20,700	1.04	20,000	2,100	10.68
1,000,000	14,700	1.47	10,000	1,500	15.17
700,000	12,300	1.76			

※ 単位：人
In persons

基幹統計名：09 就業構造基本統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/ryuiten.pdf>

平成24年就業構造基本調査の結果を見る際の主な留意点

1. 調査の範囲と調査の対象について

- 平成24年就業構造基本調査は、我が国における就業・不就業の実態を把握することを目的として、平成24年10月1日（調査日）現在で実施しました。
この調査の対象範囲は、**調査日において我が国に常住する15歳以上の人（外国人を含む）**ですが、次の人は除かれます。
 - ① 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）
 - ② 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族
 - ③ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
 - ④ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者
 - ⑤ 少年院、婦人補導院の在院者
- 「人口推計」（総務省統計局）によれば、平成24年10月1日現在における15歳以上人口は、11097万人（上記①及び②を含まない人口）となっています。
この人口から、上記③、④及び⑤を除いた人口は推計で11082万人となっており、この**11082万人が実際の調査の範囲となる人口**です。
- 実際の調査は、全国から抽出した世帯の15歳以上の世帯員を対象に実施しており、報告書の結果数値は、**実際の対象となった約47万世帯の約100万人**の調査に基づき、調査の範囲となる人口全体について算出したものです。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：9 就業構造基本統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・①・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

URL:<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/ryuiten.pdf>

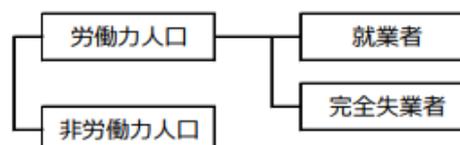
2. 就業状態の把握について

- 人口調査において、就業状態（収入を伴う仕事をしているかどうか）を把握する方法には、一定期間の状態により把握するアクチュアル（actual）方式と、ふだんの状態により把握するユージュアル（usual）方式があります。
- **就業構造基本調査では**、15歳以上の人の就業・不就業について、構造調査であることから「ふだん」の状態によって把握する**ユージュアル方式**で調査しています。一方、労働力調査は動向調査であることから、「月末1週間」の状態によって把握する**アクチュアル方式**で調査しています。
- 就業状態については、それぞれの把握方式により、次のように区分されます。

【ユージュアル方式：就業構造基本調査】



【アクチュアル方式：労働力調査】



《参考》この把握方式の差異により、例えば毎年季節的に仕事をしている人、仕事をもっていないがたまたま月末に仕事をした人などの場合には、就業として数えられる人の数が違ってきます。

- ・平成24年就業構造基本調査 … 有業者6442 無業者4639
 - ・労働力調査（平成24年平均） … 就業者6270 完全失業者285 非労働力人口4540
- [単位はすべて「万人」]

10 全国消費実態統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	3
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	1
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：10 全国消費実態統計	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		—
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		—
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		—
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
	評価	0・1・2・ 3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

平成 26 年全国消費実態調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm>

7 標本設計 (PDF : 2,495KB)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf>

I 標本設計の概要

2 標本抽出の方法

全国消費実態調査の標本抽出は、市部と郡部に分けて行った。市部では各市の調査単位区を第 1 次抽出単位、世帯を第 2 次抽出単位とする層化 2 段抽出法により調査世帯を抽出した。郡部では、町村を第 1 次抽出単位、各町村の調査単位区を第 2 次抽出単位、世帯を第 3 次抽出単位とする層化 3 段抽出法により調査世帯を抽出した。

なお、市町村構成は平成 26 年 1 月 1 日現在のものとした。

(1) 調査町村の抽出

地理的配置、産業別特徴などを考慮して、調査町村を抽出した。

(2) 調査単位区の抽出

平成 22 年国勢調査の調査区を抽出フレームとし、市区町村ごとに調査単位区を抽出した。

1 調査単位区は、互いに近接する 2 つの国勢調査調査区によって構成した。

なお、東日本大震災の被災地域については以下のとおり対応した。

ア 応急仮設住宅のある地域については、通常の抽出からは除外した一方で、岩手県、宮城県及び福島県内の各 3 市から 1 調査区ずつ（計 9 市、9 調査単位区）を、応急仮設住宅の調査単位区として抽出、選定した。

イ 原子力発電所事故に伴う避難指示区域、津波の浸水範囲などの地域は、調査困難な地域として抽出対象から除外した。

(3) 調査世帯の抽出

二人以上の世帯及び単身世帯については、調査員が実地踏査して作成した調査単位区の世帯一覧から、二人以上の世帯は 11 世帯、単身世帯は 1 世帯を抽出した。

平成 26 年全国消費実態調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm>

7 標本設計 (PDF : 2,495KB)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf>

III 標本抽出の方法（総ページ数：16 ページ 該当項目を記載）

1 二人以上の世帯の標本抽出..... 8

(1)調査世帯数の配分..... 8

(2)調査町村の選定..... 13

(3)調査単位区の選定.....	16
(4)調査世帯の選定.....	21
2 単身世帯の選定.....	23
(1)調査単位区の選定.....	23
(2)調査世帯の選定.....	23

b) 調査対象の範囲

平成 26 年全国消費実態調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm>

4 調査の対象

全国の全ての世帯のうち、総務大臣の定める方法により選定された世帯を対象とし、二人以上の世帯と単身世帯とに分けて調査を実施した。

なお、次に掲げる世帯は、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から調査の対象から除外した。

(1) 二人以上の世帯

- a. 料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯
- b. 下宿屋又は賄い付の同居人のいる世帯
- c. 住み込みの雇用者が 4 人以上いる世帯
- d. 外国人世帯

(2) 単身世帯

- a. 二人以上の世帯の対象除外（a, b 及び d）に該当する者
- b. 学生の単身者
- c. 15 歳未満の単身者
- d. 雇用者を同居させている単身者
- e. 社会施設及び矯正施設の入所者
- f. 病院及び療養所の入院者
- g. 自衛隊の営舎内居住者

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

平成 26 年全国消費実態調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm>

7 標本設計 (PDF : 2,495KB)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf>

III 標本抽出の方法

3 推定標本誤差率

平成 21 年調査結果から推計した主要項目 1 世帯当たり平均値の推定標準誤差率は、次のとおりである。

(1) 二人以上の世帯

表 6 推定標準誤差率

項 目	全 国	大 都 市	中 都 市	小都市A	小都市B・町村
調査世帯数	51,656	6,501	21,175	13,046	10,934
	%	%	%	%	%
消費支出	0.5	1.2	0.6	0.7	1.3
食 料	0.3	0.9	0.4	0.5	0.8
住 居	2.6	5.5	3.3	4.2	7.6
光熱・水道	0.3	0.9	0.5	0.5	0.8
家具・家事用品	1.0	2.6	1.5	1.8	2.4
被服及び履物	1.1	2.8	1.3	1.5	2.3
保健医療	1.1	2.8	1.5	1.7	2.5
交通・通信	1.4	3.6	1.8	2.1	3.2
教 育	2.3	5.4	2.8	3.5	5.9
教 養 娯 楽	1.0	2.6	1.1	1.2	2.3
その他の消費支出	0.9	2.1	1.3	1.5	2.3

(2) 単身世帯

表 7 推定標準誤差率 (全国)

項 目	平均	男		女			
		うち30歳未満	うち60歳以上	うち30歳未満	うち60歳以上		
調査世帯数 *	4,696	1,439	184	640	3,257	151	2,395
	%	%	%	%	%	%	%
消費支出	1.5	2.1	5.0	2.6	1.9	5.4	1.9
食 料	1.4	2.3	3.3	2.4	1.0	4.0	1.2
住 居	4.9	4.1	3.1	8.5	7.7	10.2	7.5
光熱・水道	1.0	1.4	3.0	2.0	1.0	3.4	1.0
家具・家事用品	4.6	8.2	13.6	11.3	4.5	27.7	4.9
被服及び履物	3.9	7.2	14.1	14.2	3.8	9.6	4.8
保健医療	5.3	5.5	11.2	5.7	6.2	8.7	4.9
交通・通信	4.1	7.2	22.1	5.9	2.6	7.8	2.9
教 育	40.9	0.0	0.0	-	45.2	-	-
教 養 娯 楽	2.8	4.2	7.2	5.9	3.0	8.7	3.2
その他の消費支出	3.5	4.9	7.2	5.3	4.0	5.8	4.7

* 調査世帯数は4,696を平成21年調査結果に基づく構成比で振り分けたものである。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

平成 26 年全国消費実態調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm>

7 標本設計 (PDF : 2,495KB)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf>

I 標本設計の概要

3 調査単位区数及び調査世帯数の配分

(1) 調査単位区数及び調査世帯数

調査単位区数は 4,696 とした。

調査世帯数は、二人以上の世帯を 51,656 世帯、単身世帯を 4,696 世帯とし、合わせて 56,352 世帯とした。

j) 標本交代に関する説明

非該当

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

非該当

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

平成 26 年全国消費実態調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm>

7 標本設計 (PDF : 2,495KB)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf>

IV 結果の推計方法 (総ページ数 : 5 ページ 主要部分のみ記載)

IV 結果の推計方法

1 二人以上の世帯

次式により、各項目の1世帯当たり平均値を推定する。

$$\bar{x} = \frac{\sum_i \sum_j \beta_{ij} x_{ij}}{\sum_i \sum_j \beta_{ij}}$$

ここで、 x_{ij} : i 市区町村、 j 世帯当該項目の値

$$\beta_{ij} : i \text{ 市区町村、} j \text{ 世帯の集計用乗率 } \beta_{ij} = C_{qk} \times \sum_{m \in B} (\tilde{\alpha}_{im} \times M_{ijm})$$

ここで、 (q, k) は i 市区町村、 j 世帯が該当する地方、世帯人員階級

C_{qk} : q 地方、 k 世帯人員の世帯分布補正係数

q 地方区分：北海道、東北、関東、北陸、東海、

近畿、中国、四国、九州、沖縄（計10区分）

k 世帯人員：2人、3人、4人、5人以上（計4区分）

$\tilde{\alpha}_{im}$: i 市区町村、第 m 月目の調整済調整係数

M_{ijm} : i 市区町村、 j 世帯、第 m 月目の集計可能な調査票の有無（1又は0）

B : 調査票を調査する第 m 月目の集合（{1、2、3}、{2} 又は {3}）

※ 統計表により集計に使用する調査票や主な目的として集計する項目が異なるため、調査票を調査する月数、調査票の有無及び集計世帯数が相違し、集計用乗率が異なる。

【調整済調整係数（ $\tilde{\alpha}_{im}$ ）の計算方法】

① 市区の調整係数

$$\alpha_i = \frac{N_i}{n_i}$$

i : 調査市区

α_i : i 市区の調整係数

$$\tilde{\alpha}_{im} = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \leq 2 \right) \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} > 2 \right) \end{cases}$$

N_i : i 市区の二人以上の世帯数（平成22年国勢調査）

n_i : i 市区の調査予定世帯数

\tilde{n}_{im} : i 市区第 m 月目の集計世帯数

② 町村の調整係数

$$\alpha_i = \frac{N_R}{n_i} = \frac{\sum_{r \in R} N_r}{n_i}$$

i : 調査町村

α_i : i 町村結果を R 層に復元するための調整係数

R : i 町村が属する町村層 (町村の集合)

r : R 層を構成する個々の町村

N_R : R 層全体の二人以上の世帯数 (平成 22 年国勢調査)

N_r : r 町村の二人以上の世帯数 (平成 22 年国勢調査)

n_i : i 調査町村の調査予定世帯数

\tilde{n}_{im} : i 町村第 m 月目の集計世帯数

$$\tilde{\alpha}_{im} = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \leq 2 \right) \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} > 2 \right) \end{cases}$$

③ 県内経済圏別結果推定用の町村の調整係数

$$\alpha_i = \frac{N_{Q_0}}{\sum_{q \in Q_0} N_{q'}} \times \frac{N_i}{n_i}$$

i : 調査町村

α_i : i 町村結果を Q_0 県内経済圏 (町村部) に復元するための調整係数

Q : i 町村が属する県内経済圏 (市区町村の集合)

Q_0 : Q のうち町村部 (町村の集合)

Q'_0 : Q_0 のうち調査町村の集合

N_{Q_0} : Q_0 内の二人以上の世帯数 (平成 22 年国勢調査)

$N_{q'}$: q' 町村の二人以上の世帯数 (平成 22 年国勢調査)

N_i : i 町村の二人以上の世帯数 (平成 22 年国勢調査)

n_i : i 町村の調査予定世帯数

\tilde{n}_{im} : i 町村第 m 月目の集計世帯数

$$\tilde{\alpha}_{im} = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \leq 2 \right) \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} > 2 \right) \end{cases}$$

※ 県内経済圏の計算は、経済圏の区分と町村層の区分が必ずしも一致するとは限らないため、②とは異なる調整係数を用いる。

基幹統計名：10 全国消費実態統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

d) 調査期日又は調査期間の説明

e) 調査票配布・回収期間の説明

平成 26 年全国消費実態調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm>

9 調査の時期及び調査の方法

「6 調査事項」の「(1) 家計上の収入と支出に関する事項」については、二人以上の世帯では 9 月 1 日～11 月 30 日の 3 か月間、単身世帯では 10 月 1 日～11 月 30 日の 2 か月間、調査世帯が家計簿に毎日の収入（勤労者世帯及び無職世帯のみ）と支出を記入し、調査員がこれを集めた。なお、家計簿は、収入と支出を記入する「家計簿 A」と収入と支出のほかに「6 調査事項」の「(2) 品物の購入地域に関する事項」及び「(3) 品物の購入先に関する事項」を記入する欄を設けた「家計簿 B」の 2 種類を用い、9 月及び 10 月（単身世帯は 10 月のみ）は「家計簿 A」、11 月は「家計簿 B」により調査した。

「6 調査事項」の「(4) 主要耐久消費財等に関する事項」については、調査世帯が「耐久財等調査票」に 10 月末日現在で記入し、調査員がこれを集めた。

「6 調査事項」の「(5) 年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項」については、調査世帯が「年収・貯蓄等調査票」に 11 月末日現在で記入し、調査員がこれを集めた。

「6 調査事項」の「(6) 世帯及び世帯員に関する事項」及び「(7) 現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項」については、二人以上の世帯は 9 月 1 日現在で、単身世帯は 10 月 1 日現在で調査世帯が「世帯票」に記入し、調査員がこれを集めた。

なお、調査票の回収において、調査票を調査員に提出するか電子調査票を用いてオンラインで回答するかを、調査票ごとに調査世帯が選択できるようにした。

調査票の種類	調査事項	調査期日	
		二人以上の世帯	単身世帯
家計簿 A	収入（勤労者世帯と無職世帯） 支出（全ての世帯）	9 月、10 月の 2 か月間	10 月の 1 か月間
家計簿 B	収入（勤労者世帯と無職世帯） 支出（全ての世帯） 購入地域（全ての世帯） 購入先（全ての世帯）	11 月の 1 か月間	
耐久財等調査票	主要耐久消費財（約 20 品目）に関する事項	10 月末日現在	
年収・貯蓄等調査票	年間収入、貯蓄現在高、借入金残高などに関する事項	11 月末日現在	
世帯票	世帯、世帯員及び住宅・宅地に関する事項	9 月 1 日現在	10 月 1 日現在

調査票の種類	配布時期		回収時期	
	二人以上の世帯	単身世帯	二人以上の世帯	単身世帯
家計簿 A	9月分：8月下旬 10月分：9月下旬	10月分：9月下旬	9月分：10月上旬 10月分：11月上旬	10月分：11月上旬
家計簿 B	10月下旬		12月上旬	
耐久財等調査票	10月下旬		11月上旬	
年収・貯蓄等調査票	11月下旬		12月上旬	
世帯票	8月下旬	9月下旬	9月上旬	10月上旬

c) 調査実施系統（国—都道府県—市町村—調査員—世帯など）の表示又は説明

全国消費実態調査に関する Q&A（回答）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/042index.htm>

B.調査方法について

Q B-1 調査はどのように行われるのですか？

A 全国消費実態調査は、総務省統計局が基本的な計画を立案し、都道府県、市区町村を通じて実施されます。各調査世帯には調査員が訪問し、調査票を配布・回収します。

総務省統計局 — 都道府県 — 市区町村 — 指導員 — 調査員 — 調査世帯

総務省統計局	調査全体の企画設計，調査書類の作成，調査票等の審査，調査結果の集計，調査結果の公表，報告書の刊行などの事務を行います。
都道府県	指導員・調査員の任命，調査票等の審査などの事務を行います。
市区町村	指導員・調査員の都道府県への推薦，指導員・調査員に対する調査事務の指導，定められた方法による調査世帯の選定，調査票等の審査などの事務を行います。
指導員	調査員に対する調査事務の実地指導，調査員から提出される調査票等の記入内容の審査などを行います。
調査員	調査単位区世帯名簿の作成，調査世帯に対する記入依頼，調査票の配布，調査票の記入の仕方の説明，調査票の回収・記入確認などを行います。

個人収支簿による調査では、都道府県において、指導員・調査員の任命、指導員・調査員に対する調査事務の指導、調査世帯の選定、調査票等の審査などの事務を行います。

総務省統計局 — 都道府県 — 指導員 — 調査員 — 調査世帯

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

全国消費実態調査に関する Q&A（回答）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/042index.htm>

D.プライバシーの保護について

Q D-1 プライバシーは保護されるのですか？

A 【秘密の保護の徹底】

全国消費実態調査は、統計法等の法令規定に基づいて行われます。

調査に従事する人（国・地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。また、調査票情報等の利用制限も定められており、秘密の保護の徹底が図られています。

調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。

【調査員への指導】

個人情報の保護を一層徹底させるために調査員用に調査事務マニュアルを作成し、秘密保護等について指導を徹底しています。

Q D-2 税金に関係はないのですか？ 後で勧誘などに使われることはありませんか？

A この調査で集めた個人情報は、「統計法（e-Gov）別ウィンドウで開きます。」により保護されますので、税金の徴収や、勧誘などに使われることは絶対にありません。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：10 全国消費実態統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		—
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		○
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・1・②・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

平成 26 年全国消費実態調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm>

7 標本設計 (PDF : 2,495KB)

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf>

IV 結果の推計方法 (総ページ数 : 5 ページ 主要部分のみ記載)

IV 結果の推計方法

1 二人以上の世帯

次式により、各項目の 1 世帯当たり平均値を推定する。

$$\bar{x} = \frac{\sum_i \sum_j \beta_{ij} x_{ij}}{\sum_i \sum_j \beta_{ij}}$$

ここで、 x_{ij} : i 市区町村、 j 世帯当該項目の値

$$\beta_{ij} : i \text{ 市区町村、} j \text{ 世帯の集計用乗率 } \beta_{ij} = C_{qk} \times \sum_{m \in B} (\tilde{\alpha}_{im} \times M_{ijm})$$

ここで、 (q, k) は i 市区町村、 j 世帯が該当する地方、世帯人員階級

C_{qk} : q 地方、 k 世帯人員の世帯分布補正係数

q 地方区分 : 北海道、東北、関東、北陸、東海、

近畿、中国、四国、九州、沖縄 (計 10 区分)

k 世帯人員 : 2 人、3 人、4 人、5 人以上 (計 4 区分)

$\tilde{\alpha}_{im}$: i 市区町村、第 m 月目の調整済調整係数

M_{ijm} : i 市区町村、 j 世帯、第 m 月目の集計可能な調査票の有無 (1 又は 0)

B : 調査票を調査する第 m 月目の集合 ($\{1, 2, 3\}$ 、 $\{2\}$ 又は $\{3\}$)

※ 統計表により集計に使用する調査票や主な目的として集計する項目が異なるため、調査票を調査する月数、調査票の有無及び集計世帯数が相違し、集計用乗率が異なる。

【調整済調整係数 ($\tilde{\alpha}_{im}$) の計算方法】

① 市区の調整係数

$$\alpha_i = \frac{N_i}{n_i}$$

i : 調査市区

α_i : i 市区の調整係数

$$\tilde{\alpha}_{im} = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \leq 2 \right) \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} > 2 \right) \end{cases}$$

N_i : i 市区の二人以上の世帯数 (平成 22 年国勢調査)

n_i : i 市区の調査予定世帯数

\tilde{n}_{im} : i 市区第 m 月目の集計世帯数

② 町村の調整係数

$$\alpha_i = \frac{N_R}{n_i} = \frac{\sum_{r \in R} N_r}{n_i}$$

i : 調査町村

α_i : i 町村結果を R 層に復元するための調整係数

R : i 町村が属する町村層 (町村の集合)

r : R 層を構成する個々の町村

N_R : R 層全体の二人以上の世帯数 (平成 22 年国勢調査)

N_r : r 町村の二人以上の世帯数 (平成 22 年国勢調査)

n_i : i 調査町村の調査予定世帯数

\tilde{n}_{im} : i 町村第 m 月目の集計世帯数

$$\tilde{\alpha}_{im} = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \leq 2 \right) \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} > 2 \right) \end{cases}$$

③ 県内経済圏別結果推定用の町村の調整係数

$$\alpha_i = \frac{N_{Q_0}}{\sum_{q' \in Q'_0} N_{q'}} \times \frac{N_i}{n_i}$$

i : 調査町村

α_i : i 町村結果を Q_0 県内経済圏 (町村部) に復元するための調整係数

Q : i 町村が属する県内経済圏 (市区町村の集合)

Q_0 : Q のうち町村部 (町村の集合)

Q'_0 : Q_0 のうち調査町村の集合

N_{Q_0} : Q_0 内の二人以上の世帯数 (平成 22 年国勢調査)

$N_{q'}$: q' 町村の二人以上の世帯数 (平成 22 年国勢調査)

N_i : i 町村の二人以上の世帯数 (平成 22 年国勢調査)

n_i : i 町村の調査予定世帯数

\tilde{n}_{im} : i 町村第 m 月目の集計世帯数

$$\tilde{\alpha}_{im} = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \leq 2 \right) \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} > 2 \right) \end{cases}$$

※ 県内経済圏の計算は、経済圏の区分と町村層の区分が必ずしも一致するとは限らないため、②とは異なる調整係数を用いる。

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

平成 26 年全国消費実態調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm>

11 集計及び結果の公表

調査票は、市町村、都道府県を通じて総務省統計局に提出され、独立行政法人統計センターにて集計した。

調査結果は、ホームページに掲載したほか、報告書として取りまとめ、刊行する。

f) 公表のスケジュールの説明

全国消費実態調査に関する Q&A（回答）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/042index.htm>

C. 公表時期について

Q C-1 調査の結果はいつごろ公表されるのですか？

A 平成 26 年調査結果は、集計が完了したものから、統計局のホームページ等により順次公表します。

平成 21 年調査結果は、以下のとおり、すべて公表されています。

主要耐久消費財に関する結果	平成 22 年 7 月
単身世帯の家計収支及び貯蓄・負債に関する結果	平成 22 年 9 月
二人以上の世帯の家計収支及び貯蓄・負債に関する結果	平成 22 年 12 月
家計資産に関する結果	平成 23 年 3 月
各種係数及び所得分布に関する結果	平成 23 年 10 月

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：10 全国消費実態統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	0・①・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

平成 26 年全国消費実態調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm>

7 標本設計（PDF：2,495KB）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf>

III 標本抽出の方法

3 推定標本誤差率

平成 21 年調査結果から推計した主要項目 1 世帯当たり平均値の推定標準誤差率は、次のとおりである。

(1) 二人以上の世帯

表 6 推定標準誤差率

項 目	全 国	大 都 市	中 都 市	小都市A	小都市B・町村
調査世帯数	51,656	6,501	21,175	13,046	10,934
	%	%	%	%	%
消費支出	0.5	1.2	0.6	0.7	1.3
食 料	0.3	0.9	0.4	0.5	0.8
住 居	2.6	5.5	3.3	4.2	7.6
光熱・水道	0.3	0.9	0.5	0.5	0.8
家具・家事用品	1.0	2.6	1.5	1.8	2.4
被服及び履物	1.1	2.8	1.3	1.5	2.3
保健医療	1.1	2.8	1.5	1.7	2.5
交通・通信	1.4	3.6	1.8	2.1	3.2
教 育	2.3	5.4	2.8	3.5	5.9
教 養 娯 楽	1.0	2.6	1.1	1.2	2.3
その他の消費支出	0.9	2.1	1.3	1.5	2.3

(2) 単身世帯

表 7 推定標準誤差率（全国）

項 目	平均	男		女			
		うち30歳未満	うち60歳以上	うち30歳未満	うち60歳以上		
調査世帯数 *	4,696	1,439	184	640	3,257	151	2,395
	%	%	%	%	%	%	%
消費支出	1.5	2.1	5.0	2.6	1.9	5.4	1.9
食 料	1.4	2.3	3.3	2.4	1.0	4.0	1.2
住 居	4.9	4.1	3.1	8.5	7.7	10.2	7.5
光熱・水道	1.0	1.4	3.0	2.0	1.0	3.4	1.0
家具・家事用品	4.6	8.2	13.6	11.3	4.5	27.7	4.9
被服及び履物	3.9	7.2	14.1	14.2	3.8	9.6	4.8
保健医療	5.3	5.5	11.2	5.7	6.2	8.7	4.9
交通・通信	4.1	7.2	22.1	5.9	2.6	7.8	2.9
教 育	40.9	0.0	0.0	-	45.2	-	-
教 養 娯 楽	2.8	4.2	7.2	5.9	3.0	8.7	3.2
その他の消費支出	3.5	4.9	7.2	5.3	4.0	5.8	4.7

* 調査世帯数は4,696を平成21年調査結果に基づく構成比で振り分けたものである。

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：10 全国消費実態統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

平成 26 年全国消費実態調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm>

7 標本設計（PDF：2,495KB）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf>

II 母集団の推計

母集団の推計は、二人以上の世帯と単身世帯に分けて行った。

なお、母集団の推計のために、平成 22 年国勢調査結果を平成 26 年 1 月 1 日現在の市町村に組み替えて用いた。

1 二人以上の世帯の母集団

平成 22 年国勢調査結果による二人以上の世帯は、全国で約 3506 万世帯となった（表 1）。ただし、次に該当する世帯は、調査対象から除外した。

- ア 料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯
- イ 下宿屋又は賄い付きの同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの雇用者が 4 人以上いる世帯
- エ 外国人世帯

2 単身世帯の母集団

(1) 母集団の範囲

母集団は、一人で一戸を構えて暮らしている人、間借りや下宿屋などで一人で生計を維持している人、会社などの独身寮・寄宿舎などに居住している単身者一人一人である。

次に該当する世帯は、母集団に含めない。

- ア 社会施設、矯正施設の入所者
- イ 自衛隊の営舎内居住者
- ウ 病院、療養所の入院者
- エ 15 歳未満の者
- オ 学生

なお、二人以上の世帯と同様に、1 のア～エに該当する単身世帯は、調査対象から除外した。

(2) 母集団の大きさ

母集団は、平成 22 年国勢調査標本基礎資料から、①一人の一般世帯、②会社等の寮・寄宿舎の単身者のうち、農林漁業の就業者、農林漁業以外の就業者及びその他の 15 歳以上の者を合算して推計した（ただし、学生及び社会施設等の入所者は除く。）。推計した結果は、全国で約 1512 万世帯となった（表 2）。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

「集計世帯数」として、各結果表に掲載

第 1 表 男女、地域別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出
Table 1. Monthly Receipts and Disbursements per Household by Sex and Area

収 支 項 目 One-person Households	平 均 Average		都 市 階 級 City group					地 方				
	全 国 Japan	人 口 5 万 以 上 の 市 (a)	大 都 市 Major cities (b)		中 都 市 Middle cities	小 都 市 A Small cities A	小 都 市 B・ 町 村 (c)	北 海 道 Hokkaido	東 北 Tohoku	関 東 Kanto	北 陸 Hokuriku	東 海 Tokai
			東 京 都 部 区									
集 計 世 帯 数	6,479	5,362	1,423	306	2,483	1,457	1,117	282	505	2,142	322	682
世 帯 数 分 布 (抽 出 率 調 整) (1 万 分 比)	18,147,838	14,787,855	8,484,181	1,932,230	5,155,838	3,187,858	1,359,982	335,891	990,248	8,055,185	487,959	1,889,008
年 齢 (歳)	57.8	57.8	58.9	58.4	57.8	59.3	58.9	59.9	80.5	55.2	57.0	57.3
持 ち 家 率 (現 住 居) (%)	55.6	55.0	51.3	52.5	55.4	61.7	82.0	57.1	60.4	52.0	61.0	55.6
家 賃 ・ 地 代 を 支 払 っ て いる 世 帯 の 割 合 (%)	41.8	42.5	48.8	47.8	41.5	35.8	34.4	42.0	34.3	45.5	33.9	41.8

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：10 ○全国消費実態統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0 ・ ① ・ 2 ・ 3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

全国消費実態調査に関する Q&A（回答）

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/042index.htm>

E.その他

Q E-1 家計調査とはどのように違うのですか？

A 家計調査は、その主な目的が全国平均の家計収支の時系列の動きを明らかにすることにあるため、調査規模が約 9,000 世帯と小さく、詳細な構造分析を行うことができません。

全国消費実態調査では、サンプルサイズを約 56,400 世帯（うち単身世帯約 4,700 世帯）とし、年間収入階級別、世帯主の年齢階級別などの各種世帯属性別あるいは地方別、都道府県別などの地域別に家計の実態を明らかにしています。このように、家計調査では得られない詳細な結果から様々な分析を行うことができます。

平成 26 年全国消費実態調査関連情報

URL:<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index2.htm>

関連統計

- ・家計調査（総務省統計局）<http://www.stat.go.jp/data/kakei/index.htm>
- ・家計消費状況調査（総務省統計局）<http://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.htm>

関連する統計調査

- ・全国単身世帯収支実態調査（平成 26 年）<http://www.stat.go.jp/data/tanshin/2014/index.htm>
全国消費実態調査結果を補完することを目的とする一般統計調査です。

平成 26 年 10 月及び 11 月の 2 か月間にわたり、総務省統計局が業務を委託する民間調査機関が保有・管理する登録モニター等の調査協力世帯の中から、単身世帯 2,000 世帯を選定して調査しました。

「平成 26 年全国消費実態調査単身世帯結果」と「平成 26 年全国単身世帯収支実態調査結果」の統合集計

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Pdfdl.do?sinfid=000031510060>

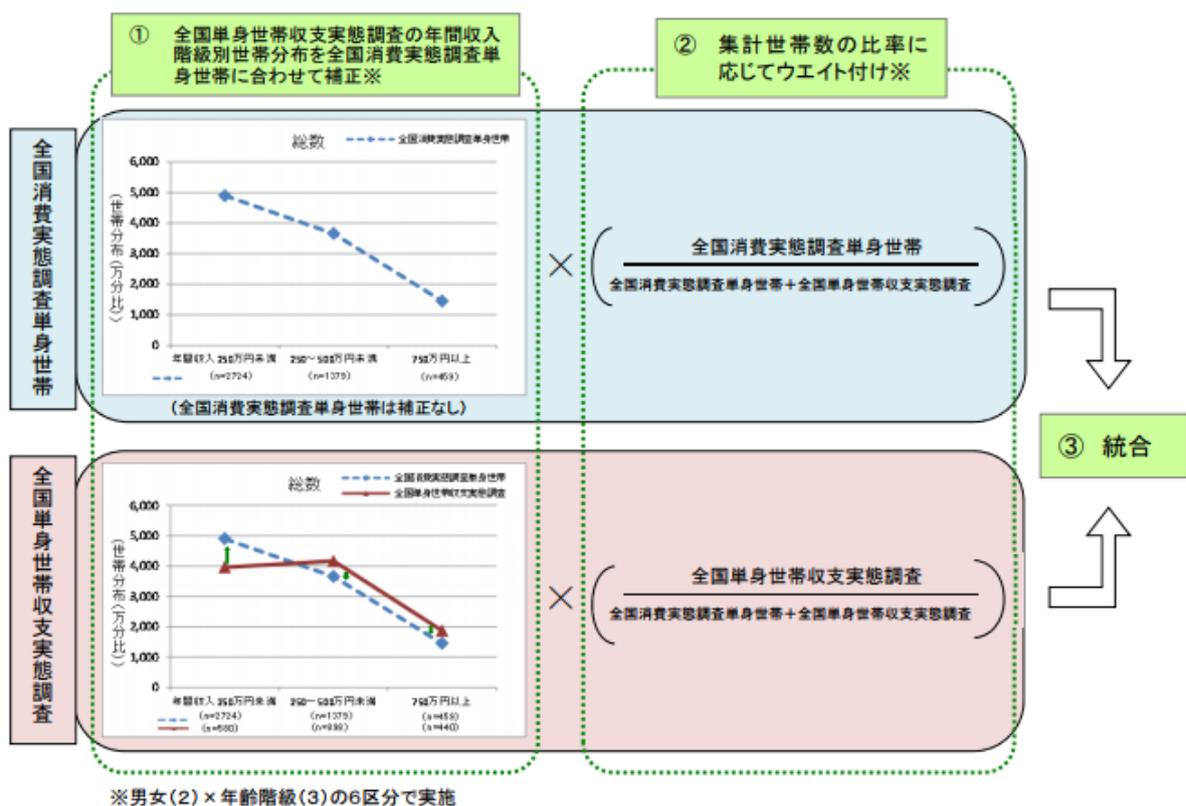
(総ページ数：11 ページ 主要部分のみ記載)

1 集計の目的

平成 26 年全国消費実態調査（以下「全国消費実態調査」という。）においては、単身世帯への調査依頼が困難になっていることを踏まえ、その結果を補完することを目的として、平成 26 年全国単身世帯収支実態調査（以下「全国単身世帯収支実態調査」という。）を実施した。この結果について、全国消費実態調査への統合方法を研究し、統合集計を行ったため、当該結果を参考に公表するものである。なお、全国単身世帯収支実態調査においては、平成 21 年と同様に、民間調査機関が管理する登録モニター等の中から世帯を選定した。

2 統合方法

両調査結果を比較したところ、全国単身世帯収支実態調査の調査世帯は全国消費実態調査単身世帯に比べ、消費支出や年間収入等が高い傾向がみられた。そこで、全国単身世帯収支実態調査結果について、消費支出を目的変数として重回帰分析を行ったところ、年間収入に有意な差が認められた。このため、年間収入をキーとして全国単身世帯収支実態調査結果を補正した上で、統合を行うこととした（下図参照）。



平成26年全国消費実態調査 各行にある [Excel](#) [CSV](#) [PDF](#) [DB](#) のボタンを押すと該当データが表示されます。
 > 「平成26年全国消費実態調査単身世帯結果」と「平成26年全国単身世帯収支実態調査結果」の統合集計 > 結果表

2016年12月22日公表 [DB](#)

表番号	統計表	
家計収支に関する結果		
1	男女, 地域別 1世帯当たり1か月間の収入と支出	
	単身世帯	Excel
	勤労者世帯	Excel
2	男女, 年間収入階級別 1世帯当たり1か月間の収入と支出	
	単身世帯	Excel
	勤労者世帯	Excel
3	男女, 年齢階級別 1世帯当たり1か月間の収入と支出	
	単身世帯	Excel
	勤労者世帯	Excel
貯蓄・負債に関する結果		
4	男女, 年間収入階級別 1世帯当たり貯蓄・負債の現在高と保有率	
	単身世帯・勤労者世帯	Excel
5	男女, 年齢階級別 1世帯当たり貯蓄・負債の現在高と保有率	
	単身世帯・勤労者世帯	Excel
世帯分布に関する結果		
6	男女, 世帯属性, 現金実収入階級・消費支出金額階級・貯蓄現在高階級別世帯分布	Excel

(総ファイル数:6 「1 家計収支に関する結果 男女, 地域別 1世帯当たり1か月間の収入と支出 単身世帯」のみ記載)

G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	
										第 1 表 男女, 地域別 1世帯当たり 1か月間の収入と支出 Table 1. Monthly Receipts and Disbursements per Household by Sex and Area											
単身世帯 One-person Households					平均 Average																
					全 国					都 市 階 級 City group					地 方						
					人 口 5万以上 の 市					大 都 市		中 都 市		小 都 市 A	小 都 市 B・ 町 村		北 海 道	東 北	関 東	北 陸	東 海
					Japan					(a)		(b)		Small cities A	(c)		Hokkaido	Tohoku	Kanto	Hokuriku	Tokai
収 支 項 目																					
19	集 計 世 帯 数	6,479	5,362	1,423	306	2,483	1,457	1,117	282	505	2,142	332									
20	世帯数分布(抽出率調整) (1万分比)	16,147,638	14,787,655	6,464,161	1,932,230	5,155,838	3,167,656	1,359,982	835,891	990,248	6,055,185	467,959	1,668,290								
21	年 齢 階 級 (歳)	57.8	57.6	56.9	56.4	57.6	59.3	58.9	59.9	60.5	55.2	57.0									
22	持 ち 家 賃 (現 住 居) (%)	55.6	55.0	51.3	52.5	55.4	61.7	62.0	57.1	60.4	52.0	61.0									
23	家賃・地代を支払っている世帯の割合 (%)	41.8	42.5	46.6	47.8	41.5	35.8	34.4	42.0	34.3	45.5	33.9									
24	現 住 居 の 延 べ 床 面 積 (㎡)	78.1	76.1	68.8	52.9	78.8	86.8	98.8	79.3	92.1	70.3	107.3									
25	自 動 車 保 有 率 (千 世 帯 当 たり)	483	454	296	194	540	638	787	523	669	380	786									
26	自 動 車 保 有 率 (%)	45.6	43.1	28.5	17.9	51.3	59.5	72.2	50.7	62.4	35.4	73.6									
27	年 間 収 入 (千 円)	3,098	3,120	3,199	3,599	3,155	2,901	2,860	2,706	2,730	3,471	2,985	3,000								
28	消 費 支 出 (千 円)	169,247	169,930	177,968	201,317	168,315	156,157	161,823	158,871	153,835	185,391	163,631	176,139								
29	食 料	37,851	38,288	40,937	46,700	36,941	35,078	33,092	33,355	35,549	41,631	36,794	37,250								
30	飲 料	2,619	2,618	2,585	2,762	2,637	2,654	2,629	2,584	2,569	2,604	2,743	2,720								
31	米	789	765	682	749	774	921	1,043	845	924	659	1,010	1,020								
32	パ ン	1,093	1,111	1,159	1,204	1,127	990	893	1,013	896	1,138	1,016	1,050								
33	麺	594	597	604	648	593	589	560	602	619	651	572	560								
34	他 の 穀 類	143	144	140	161	143	153	133	123	130	157	144	144								
35	魚 介 類	2,185	2,175	2,134	2,365	2,178	2,253	2,301	2,279	2,582	2,170	2,493	2,493								
36	生 鮮 魚 介	1,256	1,247	1,230	1,347	1,242	1,288	1,351	1,217	1,472	1,213	1,476	1,476								
37	塩 干 魚 介	381	378	369	392	381	392	414	467	453	383	417	417								
38	魚 肉 雑 貨	224	223	206	177	231	243	232	207	253	186	250	250								
39	他 の 魚 介 加 工 品	325	327	328	449	324	330	304	388	404	387	351	351								
40	肉 類	1,841	1,842	1,823	1,765	1,838	1,875	1,833	1,659	1,657	1,720	1,656	1,656								
41	生 鮮 肉	1,434	1,432	1,394	1,244	1,450	1,481	1,456	1,196	1,260	1,261	1,319	1,319								
42	加 工 肉 類	407	410	436	521	388	394	377	463	397	459	338	338								
43	乳 類	1,435	1,450	1,452	1,400	1,439	1,466	1,272	1,580	1,555	1,417	1,425	1,425								
44	卵																				

11 社会生活基本統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	3
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	1
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：11 社会生活基本統計	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		—
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		×
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		—
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		—
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
	評価	0・1・2・③

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

b) 調査対象の範囲

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/gaiyou.htm>

調査の対象

指定する調査区（全国で約 7,300 調査区）内にある世帯のうちから，無作為に選定した約 8 万 8 千世帯の 10 歳以上の世帯員約 20 万人を対象としました。

※なお，平成 28 年熊本地震の影響が大きい地域については，対象から除外しました。

ただし，次に掲げる者は調査の対象から除いています。

ア 外国の外交団，領事団（随員やその家族を含む。）

イ 外国軍隊の軍人，軍属とその家族

ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

エ 刑務所，拘置所に収容されている人

オ 少年院，婦人補導院の在院者

カ 社会福祉施設に入所している人

キ 病院，療養所などに入院している人

ク 水上に住居のある人

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

記載なし

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/suikai.pdf>

1 標本抽出方法

標本抽出方法は、第1次抽出単位を平成22年国勢調査調査区（ただし、平成27年国勢調査調査区設定時に境界変更があった場合は、当該境界変更等を反映。以下「調査区」という。）とし、第2次抽出単位を世帯とする層化2段抽出法である。

第1次抽出では、47都道府県ごとに確率比例抽出により、全国で7,320調査区を抽出した。調査票Aに係る調査区と調査票Bに係る調査区は、次に示した方法により、独立に抽出を行っており、調査区数はそれぞれ6,912及び408である。（ただし、熊本県においては、平成28年4月に発生した平成28年熊本地震の影響により実施が困難となった9調査区を調査対象地域から除いた。）

第2次抽出では、等確率無作為抽出により、各調査区から12世帯を抽出した。

調査対象は、この方法により抽出された世帯にふだん住んでいる10歳以上の世帯員全員である。

(1) 調査区の抽出（第1次抽出）

(ア) 標本調査区は、次のものを除く調査区の中から抽出した。

- a 山岳・森林・原野地帯等の調査区
- b 大きな工場・学校等のある調査区
- c 社会施設・大きな病院のある調査区
- d 刑務所・拘置所等のある調査区
- e 自衛隊地域の調査区
- f 駐留軍地域の調査区
- g 水面調査区

(イ) 調査区の抽出に当たっては、まず全国を47都道府県に区分した。

(ウ) 都道府県ごとに、そこに含まれる調査区を次の基準により配列した。（調査票Bに係る調査区の抽出の場合は①、④及び⑥による。）

- ① 大都市圏に含まれるか否か

- ② 人口集中地区に含まれるか否か
- ③ 市町村の人口階級
- ④ 市区町村コード
- ⑤ 調査区の特性（国勢調査調査区番号の後置番号）
- ⑥ 国勢調査調査区番号

(エ) この配列を基に、都道府県ごとに全調査区の人口を累積し、累積した人口に対して確率比例系統抽出により、調査区を抽出した。

ただし、抽出された調査区のうち平成28年熊本地震の影響が大きい地域については、対象から除外した。その結果、調査票Aに係る調査区が6,904、調査票Bに係る調査区が407の合計7,311調査区となる。

(オ) 抽出した平成22年国勢調査調査区に相当する平成27年国勢調査調査区を指定する。ただし、平成22年国勢調査と平成27年国勢調査調査区の境界に異動がある場合は、別途平成27年国勢調査調査区を指定する。

(2) 調査世帯の抽出（第2次抽出）

調査区は、平均して約50世帯を含む地区である。各標本調査区について、調査日の前に調査員が調査区内の全世帯を訪問し、調査区要図及び世帯一覧を作成した。この世帯一覧から、確率無作為抽出により12世帯を抽出した。

なお、やむを得ない理由により、調査を行うことができない世帯があった場合は、結果精度を確保するため、調査世帯を追加抽出した。

j) 標本交代に関する説明

非該当

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

非該当

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/suikai.pdf>

ここで、第 h 地域、第 i 標本調査区の線型推定用乗率は、次の式で表される。

$$L_{hi} = \frac{1}{m_h} \cdot \frac{Q_h}{Q_{hi}} \cdot \frac{N_{hi}}{n_{hi}}$$

L_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の線型推定用乗率

h : 地域

i : 第 h 地域の標本調査区 ($i=1,2,3,\dots,m_h$)

m_h : 第 h 地域の標本調査区数

Q_h : 第 h 地域の国勢調査人口

Q_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の国勢調査人口

N_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の世帯総数

n_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の調査対象世帯数

② 線型推定値の算出

地域、男女、年齢階級別 10 歳以上人口の線型推定値をそれぞれ算出する。すなわち、標本調査区ごとに、男女、年齢階級別調査人口にその調査区の線型推定用乗率を乗じ、これを地域内で合算することにより、各地域の男女、年齢階級別人口の線型推定値が得られる。

$$\hat{P}_h = \sum_i^{m_h} L_{hi} \cdot P_{hi}$$

\hat{P}_h : 第 h 地域の人口の線型推定値

P_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の調査人口

③ 比推定用乗率の算出

地域、男女、年齢階級別に、基準人口を線型推定値で除して比推定用乗率を算出する。

基準人口は、平成 27 年国勢調査結果、人口動態統計、住民基本台帳人口移動報告などを基に総務省統計局で推計した平成 28 年 10 月 1 日現在の人口を用いた。

ここで、第 h 地域の比推定用乗率 R_h は次の式で表わされる。

$$R_h = \frac{B_h}{\hat{P}_h}$$

R_h : 第 h 地域の比推定用乗率

B_h : 第 h 地域の (男女、年齢階級別) 基準人口

④ 推定値の算出

2 結果の推定方法

調査結果のうち、「行動者数」及び 10 歳以上人口は、別途推計した地域 (調査票 A に係る結果の場合は都道府県、調査票 B の場合は全国。以下同じ。)、男女、年齢階級別人口を基準人口とする比推定によった。

また、「延べ時間」も同様に算出し、「平均時間」は、この「延べ時間」を対応する人口 (又は「行動者数」) の推定値で除して求めた。

「行動者率」は、推定値の百分比として算出した。

(1) 推定値の算出

推定値の算出は、集計区分 (調査票 A の「生活行動」、 「生活時間・時間帯」、 「平均時刻」及び調査票 B の「生活時間・時間帯」の別)、調査曜日別 (「生活行動」以外) に次の手順により算出した。

① 線型推定用乗率の算出

各地域について、標本調査区ごとに人口の線型推定用乗率を算出する。線型推定用乗率とは抽出単位の抽出率の逆数である。

(7) ある属性を持つ人口及び行動者数を推定するには、まず、各調査区について、男女、年齢階級別にその属性を持つ調査人口を求める。これに、①で求めた調査区ごとの線型推定用乗率を乗じ、さらに、③で求めた地域、男女、年齢階級別の比推定用乗率を乗じる。こうして得られた値を、地域内で合算することにより、その属性を持つその地域内の男女、年齢階級別の人口の推定値が得られる。これを必要に応じて、地域間、男女間、年齢階級間等で合算すれば目的の属性を持つ人口の推定値が得られる。

なお、実際の集計に当たっては、線型推定用乗率に比推定用乗率を乗じたもの（集計用乗率という。）を各標本データに付与し、その集計用乗率を合算することにより各種属性別の推定値を算出している。

(イ)「延べ時間」の推定は、①から③の手順により得られた線型推定用乗率及び比推定用乗率を用いて行う。

すなわち、(7)において各調査区の調査人口を求めるかわりに、各調査区の調査人口の行動時間の合計（延べ時間）を求める。それ以降の手順は(7)と同じである。

2) 「平均時間」等の算出

上記の方法で推定された人口（又は「行動者数」）及び「延べ時間数」を用いて、「平均時間」、「平均時刻」、「行動者率」を次の式により算出した。

D) 「平均時間」

$$\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ人口} \\ \text{のY曜日における} \\ \text{活動Zの平均時間} \end{array} \right] = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ人口のY曜} \\ \text{日における活動Zの延} \\ \text{べ時間の推定値} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ人口(又は行動者} \\ \text{数)のY曜日における推定値} \end{array} \right]}$$

なお、平日及び週全体の平均時間については、この式で算出する曜日別結果の平均として算出した。

$$\text{平 日} = (\text{月曜平均} + \dots + \text{金曜平均}) / 5$$

$$\text{週全体} = (\text{月曜平均} + \dots + \text{日曜平均}) / 7$$

ただし、ある曜日に当該属性を持つ客体が存在しない場合は以下のとおりとした。

$$\begin{aligned} \cdot \text{平日総平均} &= \\ & (\text{月曜総平均} + \dots + \text{金曜総平均}) * / \\ & \text{客体が存在する曜日数} \end{aligned}$$

*: 客体が存在する曜日のみ

$$\begin{aligned} \cdot \text{平日行動者平均} &= \\ & (\text{月曜行動者平均} + \dots + \text{金曜行動者平均}) * / \\ & \text{行動者が存在する曜日数} \end{aligned}$$

*: 行動者が存在する曜日のみ

$$\begin{aligned} \cdot \text{週全体の総平均} &= \\ & (\text{平日総平均} \times 5 + \text{土曜総平均} + \text{日曜総平均}) / 7 \end{aligned}$$

なお、平日、土曜及び日曜のうち、1つでも当該属性を持つ客体が存在しない場合は、算出せず「-」とした。

$$\begin{aligned} \cdot \text{週全体の行動者平均} &= \\ & (\text{月曜行動者平均} + \dots + \text{日曜行動者平均}) * / \\ & \text{行動者が存在する曜日数} \end{aligned}$$

*: 行動者が存在する曜日のみ

② 「平均時刻」

各行動の開始又は終了時刻を「1日目午前0時からの経過時間数」とし、「平均時刻」は、その「延べ時間」の推定値を対応する「行動者数」の推定値で除して求めた。

なお、平均時刻算出は連続する2日間の調査票が揃っているデータを集計対象とし、集計の曜日はその1日目の曜日を使用した。また、曜日別は平日、土曜日、日曜日の3区分とした。

③ 「行動者率」

$$\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ人口の} \\ \text{活動Zの行動者率} \end{array} \right] = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ活動Zの行} \\ \text{動者数の推定値} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ人口の推定値} \end{array} \right]}$$

基幹統計名：11 社会生活基本統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/gaiyou.htm>

調査の方法

調査の流れ

調査は、次の流れにより行いました。

総務大臣－都道府県知事－指導員－調査員－調査世帯

調査の実施

調査は、調査員（調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）が調査世帯ごとに10月上旬から中旬に調査票を配布し、10月下旬に収集することにより行いました。

報告の方法

報告は、世帯が調査員等へ調査票を提出又はインターネットで回答する方法により行いました。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/gaiyou.htm>

調査の時期

調査は、平成28年10月20日現在で実施しました。

ただし、生活時間の配分についての調査は、10月15日から10月23日までの9日間のうちから、調査区ごとに指定された連続する2日間について行いました。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/qa.htm>

4. 個人情報の保護について

問4-1 「個人情報の保護に関する法律」が施行されたのだから、個人情報を調べる社会生活基本調査には回答しなくていいのではないですか。

A. 社会生活基本調査は、統計法等の法令に基づいて行われるもので、調査対象として選定されたすべての人に報告の義務があります。統計法では、調査に従事する人（国・地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されています。さらに、統計を作成する目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。

また、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。社会生活基本調査で集められた調査票（個人情報）には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（いわゆる「行政機関個人情報保護法」）は適用されないことになっていますが、このように統計法等に基づく適切な取扱・管理によって調査票（個人情報）は守られています。

社会生活基本調査の結果は、国及び地方公共団体の行政の基礎資料として、高齢社会対策や少子化対策への取組など地域の街づくりにいかされる非常に大切なものですので、ご回答をお願いします。

問 4-2 プライバシーは保護されるのですか。

A. 社会生活基本調査は、統計法等の法令規定に基づいて行われます。これらの規定は、調査に従事する人にも調査対象となる人にも適用されます。

調査対象となる人には報告の義務があり、一方、調査に従事する人には調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。さらに、統計の作成・分析の目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。

調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。また、インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うため、SSL/TLS による暗号化通信を行っています。

問 4-3 調査票に記入した氏名が登録されているのではないですか。

A. 調査票に氏名を記入するのは、調査対象として誰が調査されたか、各調査事項が誰について記入されたものであるかを確認し、調査漏れや重複調査を防ぐためであり、また、調査の記入内容に分からないことや不備があった場合に、照会するときの手がかりとするためです。

このように、氏名は、あくまでも正確な調査を実施するために調査しているものであり、登録や集計の対象となることは絶対にありません。

なお、調査票は、集計が完了した後は溶解処分されます。

問 4-4 税金に関係はないのですか。あとで勧誘などに使われることはありませんか。

A. この調査は統計法に基づいて行われ、統計を作成する目的以外に調査票を使用することは固く禁じられています。税金の徴収や、勧誘などに使われることは絶対にありません。

問 4-5 調査によって集められた個人情報の保護について、調査員に対し、どのように指導しているのですか。

A. 社会生活基本調査では、個人情報の保護を一層徹底させるため、世帯のプライバシー意識に対する適切な対応方法、秘密保護、調査票の厳重管理等について記載した書類を作成し、調査員を指導しています。

また、調査に先立って都道府県が実施する調査員説明会において、個人情報保護に関する議事を設ける等して指導を徹底しています。

【具体的な指導内容】

調査で知り得た世帯のことは、絶対にほかの人に話さない。

不必要なことは聞かない。

調査書類は、ほかの人の目に触れることのないよう厳重に管理する。

など

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：11 社会生活基本統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		—
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		×
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/gaiyou.htm>

結果の集計

調査票 A 又は調査票 B により，以下の事項を集計します。

調査票 A

1 日の生活行動別平均時間，時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻に関する事項

スポーツ活動，学習・研究活動，趣味・娯楽活動，ボランティア活動及び旅行・行楽の状況に関する事項

調査票 B

1 日の生活行動別平均時間及び時間帯別の生活行動の状況に関する事項

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/gaiyou.pdf>

6 集計の概要

<調査票Aに係る集計>

(1) 生活行動に関する結果

① 全国結果

ア 「学習・自己啓発・訓練」, 「ボランティア活動」, 「スポーツ」, 「趣味・娯楽」及び「旅行・行楽」の調査項目ごとに, 個人属性及び世帯属性別の行動者数, 行動者率, 平均行動日数(「旅行・行楽」を除く。)及び1日当たりの平均時間(「ボランティア活動」のみ)を集計した。

イ 基本的な個人属性について, それぞれの種目ごとに, 行動の頻度, 共にした人(一部の種目のみ)等別の行動者数及び行動者率を集計した。

② 地域別結果

全国結果に準じた内容について, 全国, 全国人口集中地区・以外, 都道府県, 都道府県人口集中地区・以外, 14地域, 11大都市圏・以外及び都市階級別に集計した。

(2) 生活時間に関する結果

① 全国結果

個人属性及び世帯属性別に, 曜日, 行動の種類別の総平均時間, 行動者平均時間及び行動者率を集計する。

② 地域別結果

上記(1)の②に同じ

(3) 時間帯に関する結果

個人属性及び世帯属性別に, 曜日, 時間帯別の行動の種類別行動者率を集計する。主要結果については, 全国のほかに, 全国人口集中地区・以外, 都道府県, 都道府県人口集中地区・以外, 11大都市圏・以外, 3大都市圏・以外及び都市階級別に集計する。

(4) 平均時刻に関する結果

個人属性及び世帯属性, 曜日別に起床, 朝食開始, 夕食開始, 就寝, 出勤, 仕事からの帰宅の時刻別行動者数(構成比), 平均時刻及び行動者率を集計する。主要結果については, 全国のほかに, 全国人口集中地区・以外, 都道府県及び3大都市圏・以外別に集計する。

<調査票Bに係る集計>

(1) 生活時間に関する結果

個人属性及び世帯属性別に, 曜日, 行動の種類(主行動, 主行動・同時行動)別の総平均時間, 行動者平均時間及び行動者率を集計する。なお, 集計は全国のみとする。

(2) 時間帯に関する結果

個人属性及び世帯属性別に、曜日、時間帯別の行動の種類（主行動、主行動・同時行動）別行動者率を集計する。なお、集計は全国のみとする。

また、調査票A及び調査票Bに係る集計全てにおいて、表章する属性ごとの人口（分母となる推計数）及び標本数を集計する。

付2 用語と分類（生活行動関係）

2 行動者数、行動者率、平均行動日数、平均時間

(1) 行動者数

過去1年間に該当する種類の活動を行った人（10歳以上）の数。なお、数値は母集団における行動者数の推定値である。

(2) 行動者率

10歳以上人口に占める行動者数の割合。次の式により算出した。

行動者率＝行動者数÷各属性の10歳以上人口×100（％）

(3) 平均行動日数

行動者について平均した過去1年間の行動日数。各行動の「総数」及び「その他」を除く種類ごとに、頻度別の行動者数に基づき、次の式により算出した（「旅行・行楽」は除く。）。

$$\text{平均行動日数} = \frac{\sum (\text{頻度階級の中央値} \times \text{頻度階級の行動者数})}{\sum \text{頻度階級の行動者数}}$$

なお、各頻度階級の中央値は次の値とした。

頻度階級	中央値
年に1～4日	2.5日
年に5～9日	7.0日
年に10～19日（月に1日）	14.5日
年に20～39日（月に2～3日）	29.5日
年に40～99日（週に1日）	69.5日
年に100～199日（週に2～3日）	149.5日
年に200日以上（週に4日以上）	282.5日

(4) 平均時間

行動者について平均した過去1年間の1日当たりの行動時間（ボランティア活動のみ）

ここで、第 h 地域、第 i 標本調査区の線型推定用乗率は、次の式で表される。

$$L_{hi} = \frac{1}{m_h} \cdot \frac{Q_h}{Q_{hi}} \cdot \frac{N_{hi}}{n_{hi}}$$

- L_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の線型推定用乗率
 h : 地域
 i : 第 h 地域の標本調査区 ($i=1,2,3,\dots,m_h$)
 m_h : 第 h 地域の標本調査区数
 Q_h : 第 h 地域の国勢調査人口
 Q_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の国勢調査人口
 N_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の世帯総数
 n_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の調査対象世帯数

2 結果の推定方法

調査結果のうち、「行動者数」及び10歳以上人口は、別途推計した地域（調査票Aに係る結果の場合は都道府県、調査票Bの場合は全国。以下同じ。）、男女、年齢階級別人口を基準人口とする比推定によった。

また、「延べ時間」も同様に算出し、「平均時間」は、この「延べ時間」を対応する人口（又は「行動者数」）の推定値で除して求めた。

「行動者率」は、推定値の百分比として算出した。

(1) 推定値の算出

推定値の算出は、集計区分（調査票Aの「生活行動」、「生活時間・時間帯」、「平均時刻」及び調査票Bの「生活時間・時間帯」の別）、調査曜日別（「生活行動」以外）に次の手順により算出した。

① 線型推定用乗率の算出

各地域について、標本調査区ごとに人口の線型推定用乗率を算出する。線型推定用乗率とは抽出単位の抽出率の逆数である。

② 線型推定値の算出

地域、男女、年齢階級別10歳以上人口の線型推定値をそれぞれ算出する。すなわち、標本調査区ごとに、男女、年齢階級別調査人口にその調査区の線型推定用乗率を乗じ、これを地域内で合算することにより、各地域の男女、年齢階級別人口の線型推定値が得られる。

$$\hat{P}_h = \sum_i^{m_h} L_{hi} \cdot P_{hi}$$

- \hat{P}_h : 第 h 地域の人口の線型推定値
 P_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の調査人口

③ 比推定用乗率の算出

地域、男女、年齢階級別に、基準人口を線型推定値で除して比推定用乗率を算出する。

基準人口は、平成27年国勢調査結果、人口動態統計、住民基本台帳人口移動報告などを基に総務省統計局で推計した平成28年10月1日現在の人口を用いた。

ここで、第 h 地域の比推定用乗率 R_h は次の式で表わされる。

$$R_h = \frac{B_h}{\hat{P}_h}$$

- R_h : 第 h 地域の比推定用乗率
 B_h : 第 h 地域の（男女、年齢階級別）基準人口

④ 推定値の算出

(7) ある属性を持つ人口及び行動者数を推定するには、まず、各調査区について、男女、年齢階級別にその属性を持つ調査人口を求める。これに、①で求めた調査区ごとの線型推定用乗率を乗じ、さらに、③で求めた地域、男女、年齢階級別の比推定用乗率を乗じる。こうして得られた値を、地域内で合算することにより、その属性を持つその地域内の男女、年齢階級別の人口の推定値が得られる。これを必要に応じて、地域間、男女間、年齢階級間等で合算すれば目的の属性を持つ人口の推定値が得られる。

なお、実際の集計に当たっては、線型推定用乗率に比推定用乗率を乗じたもの（集計用乗率という。）を各標本データに付与し、その集計用乗率を合算することにより各種属性別の推定値を算出している。

(4)「延べ時間」の推定は、①から③の手順により得られた線型推定用乗率及び比推定用乗率を用いて行う。

すなわち、(7)において各調査区の調査人口を求めるかわりに、各調査区の調査人口の行動時間の合計（延べ時間）を求める。それ以降の手順は(7)と同じである。

2) 「平均時間」等の算出

上記の方法で推定された人口（又は「行動者数」）及び「延べ時間数」を用いて、「平均時間」、「平均時刻」、「行動者率」を次の式により算出した。

1) 「平均時間」

$$\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ人口} \\ \text{のY曜日における} \\ \text{活動Zの平均時間} \end{array} \right] = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ人口のY曜} \\ \text{日における活動Zの延} \\ \text{べ時間の推定値} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ人口(又は行動者} \\ \text{数)のY曜日における推定値} \end{array} \right]}$$

なお、平日及び週全体の平均時間については、この式で算出する曜日別結果の平均として算出した。

$$\text{平 日} = (\text{月曜平均} + \dots + \text{金曜平均}) / 5$$

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

$$\text{週全体} = (\text{月曜平均} + \dots + \text{日曜平均}) / 7$$

ただし、ある曜日に当該属性を持つ客体が存在しない場合は以下のとおりとした。

$$\begin{aligned} \cdot \text{平日総平均} &= \\ & (\text{月曜総平均} + \dots + \text{金曜総平均}) * / \\ & \text{客体が存在する曜日数} \end{aligned}$$

*:客体が存在する曜日のみ

$$\begin{aligned} \cdot \text{平日行動者平均} &= \\ & (\text{月曜行動者平均} + \dots + \text{金曜行動者平均}) * / \\ & \text{行動者が存在する曜日数} \end{aligned}$$

*:行動者が存在する曜日のみ

$$\begin{aligned} \cdot \text{週全体の総平均} &= \\ & (\text{平日総平均} \times 5 + \text{土曜総平均} + \text{日曜総平均}) / 7 \end{aligned}$$

なお、平日、土曜及び日曜のうち、1つでも当該属性を持つ客体が存在しない場合は、算出せず「-」とした。

$$\begin{aligned} \cdot \text{週全体の行動者平均} &= \\ & (\text{月曜行動者平均} + \dots + \text{日曜行動者平均}) * / \\ & \text{行動者が存在する曜日数} \end{aligned}$$

*:行動者が存在する曜日のみ

②「平均時刻」

各行動の開始又は終了時刻を「1日目午前0時から経過時間数」とし、「平均時刻」は、その「延べ時間」の推定値を対応する「行動者数」の推定値で除して求めた。

なお、平均時刻算出は連続する2日間の調査票が揃っているデータを集計対象とし、集計の曜日はその1日目の曜日を使用した。また、曜日別は平日、土曜日、日曜日の3区分とした。

③「行動者率」

$$\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ人口の} \\ \text{活動Zの行動者率} \end{array} \right] = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ活動Zの行} \\ \text{動者数の推定値} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{属性Xを持つ人口の推定値} \end{array} \right]}$$

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/gaiyou.htm>

結果の公表

調査の結果は、集計の完了したものから順次、インターネットを利用する方法等により公表します。なお、詳細なスケジュールにつきましては、公表予定のページにて順次、お知らせします。

URL: http://www.stat.go.jp/data/kouhyou/e-stat_shakai2016.xml

統計結果の公表情報

【平成28年社会生活基本調査】

1日の生活時間の配分と過去1年間における主な活動状況などを調査（5年ごと）

更新日：平成29年7月14日

調査票Aに関する集計	生活行動に関する集計	公表日： 平成29年 7月 14日 14時 30分
		インターネット情報 URL http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/index.htm
		閲覧情報 閲覧場所 総務省統計図書館 閲覧期間 平成29年7月14日以降
		備考 問い合わせ先：総務省統計局統計調査部労働力人口統計室審査発表第三係 03-5273-1163
	生活時間に関する集計	公表日： 平成29年 9月
調査票Bに関する集計		公表日： 平成29年 12月

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：11 社会生活基本統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		○
評価	0・1・2・③	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/suikei.pdf>

3 推定値の標本誤差

標本誤差の算出は、副標本方式により行った。

副標本方式による標本誤差の計算は、第1段の標本抽出において独立で均等な大きさの数組の標本を抽出しておくのが本来であるが、この調査では、その近似として事後的に4組の副標本を設定し、この4組の副標本ごとに算出された推定値を用いて、次式により算出した。

$$\hat{\sigma} = \sqrt{\frac{1}{4(4-1)} \sum_{k=1}^4 (\hat{x}_k - \hat{x})^2}$$

$\hat{\sigma}$: 推定値の標準誤差

k : 副標本の番号 ($k=1,2,3,4$)

\hat{x}_k : 第 k 副標本に基づく推定値

\hat{x} : 全標本に基づく推定値

b) 結果に対する標本誤差の数値 (計算されている全ての結果)

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/gosa.htm>

平成28年社会生活基本調査 主な項目の標準誤差率 (調査票A)

生活行動に関する結果 (全国)	
第1表	男女、年齢、学習・自己啓発・訓練の種類別行動者数の標準誤差率 (エクセル: 42KB)
第2表	男女、年齢、スポーツの種類別行動者数の標準誤差率 (エクセル: 40KB)
第3表	男女、年齢、趣味・娯楽の種類別行動者数の標準誤差率 (エクセル: 49KB)
第4表	男女、年齢、ボランティア活動の種類別行動者数の標準誤差率 (エクセル: 35KB)
第5表	男女、年齢、旅行・行楽の種類別行動者数の標準誤差率 (エクセル: 31KB)
生活行動に関する結果 (地域)	
第6表	全国・都道府県、学習・自己啓発・訓練の種類別行動者数の標準誤差率 (エクセル: 38KB)
第7表	全国・都道府県、スポーツの種類別行動者数の標準誤差率 (エクセル: 66KB)
第8表	全国・都道府県、趣味・娯楽の種類別行動者数の標準誤差率 (エクセル: 50KB)
第9表	全国・都道府県、ボランティア活動の種類別行動者数の標準誤差率 (エクセル: 57KB)
第10表	全国・都道府県、旅行・行楽の種類別行動者数の標準誤差率 (エクセル: 34KB)

利用上の注意

- 統計表中の「-」は、該当数値が皆無の場合及び誤差集計を行うために設定した4組の副標本のうち、1組しか該当数値がない場合のため省略している箇所である。
- 統計表中の「…」は、サンプルサイズが10未満で、結果精度の観点から表章していない箇所である。
- 生活時間に係る結果の平日及び週全体の総平均時間は各曜日別の平均時間から算出しているため、下記の場合は「-」と表示している。
 - 月曜日～金曜日までの当該属性標本がすべてない場合の「平日」の総平均時間の標準誤差率
 - 平日、土曜日及び日曜日のうち、1つでも総平均時間の標準誤差率が「-」で表示される場合、その属性をもった週全体の総平均時間の標準誤差率

総ファイル数：10 ファイル 第1表の一部を記載

		K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W
		第1表 男女、年齢、学習・自己啓発・訓練の種類別行動者数の標準誤差率												
		Table 1. Standard Error Ratios of Participants by Sex, Age, Kind of learning, self-education, and training												
		(単位 %) (In %)												
男女、年齢 Sex and Age	総数 Total	外国語 Foreign languages	英語以外の外国語		商業実務・ビジネス関係 (総数) Commerce and business (total)	パソコンなどの情報処理		介護関係 Caring	家族・家事 (料理・裁縫・家庭経営など) Home economics and household	人文・社会・自然科学 (歴史・経済・数学・生物など) Humanities, social and natural science	芸術・文化 Arts and culture	その他 Other		
			英語 English language	英語以外の外国語 Other foreign languages		コンピューティング等 Computing etc.	商業実務・ビジネス関係 Commerce and business							
総数 Both sexes	0.44	1.23	1.13	2.13	0.72	0.84	2.08	0.71	1.24	1.46	0.85	1.21		
10 ~ 14 歳 years old	2.29	2.87	2.88	3.97	6.19	7.79	3.21	14.14	1.52	4.09	3.59	2.92		
15 ~ 19	1.34	1.19	1.09	5.03	2.69	3.18	3.78	5.47	6.28	1.80	2.08	2.85		
20 ~ 24	2.43	4.22	3.89	7.74	4.28	4.60	7.06	7.94	6.26	2.93	4.99	6.01		
25 ~ 29	2.28	4.34	4.42	6.82	4.03	5.47	5.45	6.76	3.28	3.03	2.35	6.25		
30 ~ 34	2.20	5.72	4.63	13.36	1.47	2.32	7.58	7.18	2.60	13.47	5.93	6.09		
35 ~ 39	1.90	4.06	5.81	14.76	3.63	3.09	5.79	3.56	2.19	5.43	1.24	7.09		
40 ~ 44	1.05	2.31	2.03	9.85	4.74	5.01	6.85	7.88	5.27	1.37	4.91	4.28		
45 ~ 49	2.90	3.30	5.25	7.94	3.39	4.74	2.72	7.89	1.47	5.82	5.65	7.62		
50 ~ 54	1.61	2.96	3.41	2.81	3.45	3.37	4.24	2.34	1.09	1.41	3.47	3.82		
55 ~ 59	1.13	7.11	7.80	4.52	2.01	1.53	3.37	2.77	3.74	4.76	2.78	4.44		
60 ~ 64	1.00	5.14	3.73	11.87	2.80	4.36	3.52	3.91	1.96	4.55	3.26	2.57		
65 ~ 69	1.95	2.17	3.78	3.51	3.48	3.88	3.06	3.94	1.15	6.51	3.35	3.17		
70 ~ 74	1.61	6.02	6.43	4.95	4.73	5.50	4.55	9.13	3.60	3.59	5.76	1.96		
75 歳以上 years old and over	0.54	4.06	4.51	11.48	4.86	4.73	5.50	4.44	3.40	5.59	2.28	2.51		
男 Male	0.94	2.30	2.67	2.14	1.68	1.52	3.47	1.11	2.70	1.57	1.01	1.48		
10 ~ 14 歳 years old	2.25	2.62	2.05	7.58	4.98	6.15	30.57	25.66	6.71	6.96	6.67	0.87		
15 ~ 19	1.67	2.88	2.31	14.06	2.59	2.96	11.23	12.35	5.76	1.72	4.24	3.97		
20 ~ 24	4.05	7.57	7.38	14.35	7.61	6.43	13.15	4.59	8.97	7.84	7.12	10.45		
25 ~ 29	3.04	7.05	7.34	10.76	2.27	5.67	3.45	11.87	11.37	6.36	5.37	6.23		

基幹統計名：11 社会生活基本統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/gaiyou.htm>

抽出方法

平成 28 年調査は、第 1 次抽出単位を国勢調査調査区（以下「調査区」という。）とし、第 2 次抽出単位を世帯とする層化 2 段抽出法によって行いました。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：11 社会生活基本統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・①・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

URL: <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/qa.htm>

問 6-1 外国でも，国民の生活時間に関する調査はありますか。

A. 生活時間に関する調査（一般に「生活時間調査」と呼ばれています。）は，経済統計では得られない自由時間等における活動状況を網羅的に把握できることから，多くの国において実施されています。外国では1年を通じて調査する国が多いのに対し，日本では10月の定められた期間について調査しますので，結果を比較する際には注意が必要です。

参考とする転記様式

12 経済構造統計（基礎調査）の評価の概要

		評価
①	標本設計	1
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：12 経済構造統計（基礎調査）	① 標本設計（全数調査）
確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲	○
b) 報告を求める者	×
c) 事業所母集団データベースの使用の有無	×
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	×
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明	○
評価	0 ● 1 ● 2 ※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

平成 26 年経済センサス-基礎調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/gaiyou.htm>

調査の対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）を対象としています。

ア 大分類 A－農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るもの

イ 大分類 B－漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの

ウ 大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類 79－その他の生活関連サービス業（小分類 792－家事サービス業に限る。）に属する事業所

エ 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

b) 報告を求める者

記載なし

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

平成 26 年経済センサス - 基礎調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm>

結果の概要

確報集計

結果の概要（PDF：1,178KB）（全 41 頁） … 集計結果全体をまとめたもの

URL:http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/pdf/kaku_gaiyo.pdf

I. 事業所数及び従業者数の状況 (事業所に関する集計)

1. 概況

平成 26 年 7 月 1 日現在の我が国の総事業所数は 592 万 7 千事業所、従業者数は 6178 万 9 千人となっている。このうち民営事業所についてみると、事業所数は 577 万 9 千事業所、従業者数は 5742 万 8 千人で、平成 24 年経済センサス - 活動調査 (※) (以下「24 年活動調査」という。) 結果と比べると、事業所数は 0.2%、従業者数は 2.8%それぞれ増加している (表 I-1)。

(※) 24 年活動調査は、平成 24 年 2 月 1 日に実施。国及び地方公共団体の事業所を除いた民営事業所のみを調査している。

表 I-1 事業所数及び従業者数

	26年	増減率 (%)		国、地方公共団体	24年 (民営)
		民営			
事業所数	5,926,804	5,779,072	0.2	147,732	5,768,489
従業者数	61,788,853	57,427,704	2.8	4,361,149	55,837,252

II. 企業等の状況 (企業等に関する集計)

1. 概況

我が国の企業等数 (※) は 409 万 8 千企業で、24 年活動調査結果と比べると、0.7%の減少となっている。

経営組織別にみると、「個人経営」が 209 万企業 (全体の 51.0%) と最も多く、次いで「会社企業」が 175 万企業 (同 42.7%)、「会社以外の法人」が 25 万 8 千企業 (同 6.3%) となっている。24 年活動調査結果と比べると、「個人経営」は 3.9%の減少、「会社企業」は 2.6%の増加、「会社以外の法人」は 4.9%の増加となっている (表 II-1)。

(※) 企業等とは、民営のうち会社企業、会社以外の法人及び個人経営をいう。なお、調査対象外の事業所については、「利用上の注意」を参照のこと。

表 II-1 経営組織別企業等数

経営組織	26年	増減率 (%)		24年	合計に占める割合 (%)
		合計に占める割合 (%)			
合計	4,098,284	100.0	▲ 0.7	4,128,215	100.0
個人経営	2,089,716	51.0	▲ 3.9	2,175,262	52.7
会社企業	1,750,071	42.7	2.6	1,706,470	41.3
会社以外の法人	258,497	6.3	4.9	246,483	6.0

基幹統計名：12 経済構造統計（基礎調査）	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	○
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

平成 26 年経済センサス-基礎調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/gaiyou.htm>

調査の方法

調査は、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県、市町村による調査に分けて行いました。

ア 甲調査

・ 調査員調査

単独事業所及び新設事業所が対象とし、調査票の配布は調査員が行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより行いました。

・ 本社等一括調査

国内に傘下支所事業所を有する本社等を対象とし、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行いました。

イ 乙調査

市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が各府省の長を通じ、調査票を調査事業所ごとに送付し、オンラインで回収する方法により行いました。

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

平成 26 年経済センサス-基礎調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/gaiyou.htm>

調査の流れ

調査は、我が国全ての事業所及び企業を対象としており、「甲調査」及び「乙調査」の 2 種類からなっています。

甲調査は、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所を、乙調査は、国及び地方公共団体の調査事業所を対象として、それぞれ次に示す流れで実施しました。

ア 甲調査

(ア) 調査員調査

総務省－都道府県－市町村－統計調査員－報告者

(イ) 本社等一括調査

総務省－報告者

総務省－都道府県－報告者

総務省－都道府県－市－報告者

イ 乙調査

(ア) 国による調査

総務省－報告者

(イ) 都道府県による調査

総務省－都道府県－報告者

(ウ) 市町村による調査

総務省－都道府県－市町村－報告者

d) 調査期日又は調査期間の説明

平成 26 年経済センサス-基礎調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/gaiyou.htm>

調査の時期

調査は、平成 26 年 7 月 1 日現在によって実施しました。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

平成 26 年経済センサス - 基礎調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm>

統計表 参考情報

経済センサスと「事業所・企業統計調査」の結果を比較する場合は、「事業所・企業統計調査結果と比較する場合の留意事項」をご覧ください。

「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/riyou.htm#hikaku>

経済センサス - 基礎調査は我が国の事業所及び企業を対象に、平成 21 年に新しく創設した調査です。

事業所・企業統計調査（平成 18 年まで実施）と調査の対象は同様ですが、調査手法が以下の点において異なることから、平成 18 年事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではありません。

- ・ 商業・法人登記等の行政記録の活用
- ・ 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入 等
よって、国においては統計表の時系列比較を行っておりません。その点を十分にご留意願います。

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

経済センサス - 基礎調査に関する Q&A

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/qa/index.htm>

D プライバシーの保護について

Q D-1 プライバシーは保護されるのですか?

A この調査は、統計法に基づいて行われ、プライバシーは厳重に守られます。

- ・ 統計法では、調査に携わる者には調査上知り得た事項の秘密を守ることが義務付けられています。
- ・ 提出いただいた調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理され、統計を作成した後は溶解処分されます。
- ・ 調査員に対しては、個人情報の保護を一層徹底させるため、秘密の保護、調査票の厳重管理等についての指導を徹底しています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：12 経済構造統計（基礎調査）	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	○	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	○	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	○	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

平成 26 年経済センサス - 基礎調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm>

統計表 参考情報

結果をご利用の際は、「利用上の注意」をご覧ください。

平成 26 年経済センサス - 基礎調査 利用上の注意

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/riyou.htm>

事業所に関する集計、企業等に関する集計

1. 事業所に関する集計は、全ての事業所を対象に、詳細な事項について、地域別（全国、都道府県、市区町村等）に事業所数、従業者数及び売上（収入）金額などを集計したものです。企業等に関する集計は、経営組織が個人経営、外国の会社を除く株式・有限・相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社並びに会社以外の法人を対象に、詳細な事項について、地域別（全国、都道府県、市区町村等）に企業等数（又は企業数）及び売上（収入）金額などを集計したものです。

5. 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握ができないため、全産業に係る集計は企業等に関する集計で行いました。

※「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

町丁・大字別集計

2. 調査票に記入された所在地の町丁・大字から集計しています。町丁・大字の区分等は、次のとおりです。

ア. 市町村で作成した資料等に基づいています。

イ. 原則として、街区方式による住居表示を実施している町名・大字名は丁目ごとに区分しています。

ウ. 上記イ以外は町名・大字名ごとに区分しており、それより小さい範囲の字や小字ごとには区分していません。

ただし、市区町村名の下に町名・大字名がなく、直接「字～」から始まる地域については「字～」ごとに区分しています。

エ. 町丁・大字の名称について、一部 P C によって対応できない漢字は、略字、ひらがなを用いています。

親会社と子会社の名寄せによる集計

1. 親会社と子会社の名寄せによる集計は、国内における企業グループの状況を把握することを目的として、会社企業のデータについて、親会社の会社情報と子会社の親会社情報とで名

寄せを行い、国内において親会社と子会社の関係にある会社企業を特定したものです。なお、調査票の記入不備等により名寄せできなかった会社は、企業グループには含まれません。

2. 「企業グループ」とは、国内に親会社がなく、国内に子会社がある会社企業をトップの親会社とし、その国内の子会社と同子会社を親会社とする国内の子会社を順次合わせたツリー状の企業群をいいます。
3. この調査においては親会社・子会社の定義を次のとおりとしています。
会社Xの会社Aに対する議決権が50%を超えて所有している場合及び50%以下であっても会社Aを子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、会社Xを会社Aの「親会社」とし、会社Aを会社Xの「子会社」とします。

b) 速報と確報の違いについての説明

f) 公表のスケジュールの説明

平成 26 年経済センサス - 基礎調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm>

結果の概要

確報集計

結果の概要 (PDF : 1,178KB) (全 41 頁) … 集計結果全体をまとめたもの

URL:http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/pdf/kaku_gaiyo.pdf

集計及び公表予定

集計区分		集計内容	公表時期	
I 速報集計	(1) 事業所に関する集計	主要な事項について、事業所数、従業者数、売上（収入）金額などを集計	平成27年6月30日	
	(2) 企業等に関する集計	主要な事項について、企業等数、売上（収入）金額などを集計		
II 確報集計	1 事業所及び企業等集計	(1) 事業所に関する集計	平成27年11月30日 (※) 公表後、報告書の刊行も予定	
		(2) 企業等に関する集計		詳細な事項について、企業等数などを集計
	2 売上等に関する集計	(1) 事業所に関する集計	詳細な事項について、事業所の売上（収入）金額などを集計	平成28年3月（予定）
		(2) 企業等に関する集計	詳細な事項について、企業等の売上（収入）金額などを集計	
	3 事業所集計	(1) 町丁・大字別集計	町丁・大字別に、主要な事項について事業所数及び従業者数を集計	平成28年3月（予定）
		(2) 調査区別集計	調査区別に、事業所数及び従業者数を集計	
	4 地域メッシュ統計	地域メッシュ統計	国土を緯度・経度により網の目の小地域に区画した地域を単位として、事業所数、従業者数及び企業等数を集計	平成28年度（予定）
	III 企業名寄せ集計	親会社と子会社の名寄せによる集計	親会社に子会社を名寄せした企業グループについて集計	平成28年5月（予定）

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

平成 26 年経済センサス - 基礎調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm>

結果の概要

確報集計

結果の概要 (PDF : 1,178KB) (全 41 頁) … 集計結果全体をまとめたもの

URL:http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/pdf/kaku_gaiyo.pdf

利用上の注意

4. 売上 (収入) 金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握ができないため、全産業に係る集計は企業等に関する集計で行った。
「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
5. 売上 (収入) 金額については、必要な事項の数値が得られた事業所 (企業等) を対象として集計した。
6. 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサス - 活動調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。

基幹統計名：12 経済構造統計（基礎調査）	④標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明	—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）	—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	—
評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：12 経済構造統計（基礎調査）	⑤非標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明	○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明	×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値	×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明	×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値	×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明	○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明	×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明	×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明	×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明	×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果	×
評価	①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

平成 26 年経済センサス - 基礎調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm>

結果の概要

確報集計

結果の概要 (PDF : 1,178KB) (全 41 頁) … 集計結果全体をまとめたもの

URL:http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/pdf/kaku_gaiyo.pdf

利用上の注意

1. 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所について行った。
 - ① 日本標準産業分類A（農業、林業）に属する個人経営の事業所
 - ② 日本標準産業分類B（漁業）に属する個人経営の事業所
 - ③ 日本標準産業分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類 792—家事サービス業に属する事業所
 - ④ 日本標準産業分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類 96—外国公務に属する事業所
 - ⑤ 平成 26 年 4 月 1 日現在において、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域又は居住制限区域を含む調査区にある事業所
2. 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の調査区の一部又は全部が、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した避難指示解除準備区域に該当する調査区内の事業所に対しては、町村から提供を受けた名簿情報に基づき調査を実施した。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

平成 26 年経済センサス - 基礎調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm>

結果の概要

確報集計

結果の概要 (PDF : 1,178KB) (全 41 頁) … 集計結果全体をまとめたもの

URL:http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/pdf/kaku_gaiyo.pdf

利用上の注意

5. 売上（収入）金額については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。
6. 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサス - 活動調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：12 経済構造統計（基礎調査）	⑥他統計との比較・分析
確認事項	記載の有無
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○
評価	0・①・2・3

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

平成 26 年経済センサス - 基礎調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm>

統計表 参考情報

経済センサスと「事業所・企業統計調査」の結果を比較する場合は、「事業所・企業統計調査結果と比較する場合の留意事項」をご覧ください。

「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/riyou.htm#hikaku>

経済センサス - 基礎調査は我が国の事業所及び企業を対象に、平成 21 年に新しく創設した調査です。

事業所・企業統計調査（平成 18 年まで実施）と調査の対象は同様ですが、調査手法が以下の点において異なることから、平成 18 年事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではありません。

- ・ 商業・法人登記等の行政記録の活用
- ・ 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入 等
よって、国においては統計表の時系列比較を行っておりません。その点を十分にご留意願います。

参考とする転記様式

12 経済構造統計（活動調査）の評価の概要

		評価
①	標本設計	1
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：12 経済構造統計（活動調査）	① 標本設計（全数調査）
確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲	○
b) 報告を求める者	×
c) 事業所母集団データベースの使用の有無	×
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	×
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明	○
評価	0 ● 1 ● 2 ※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/gaiyo.htm>

調査の対象

以下に掲げる事業所を除くすべての事業所及び企業が対象です。

- ・ 国・地方公共団体の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 A－農業，林業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

b) 報告を求める者

記載なし

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

平成 28 年経済センサス-活動調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.htm>

産業横断的集計

結果の概要等

事業所に関する集計及び企業等に関する集計

- ・ 結果の概要（全 58 頁）（PDF：979KB）

URL:http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/s_gaiyo.pdf

I 概況

平成 28 年 6 月 1 日現在の企業等（※ 4）の数は 386 万 6537 企業（平成 24 年 2 月 1 日現在（※ 1）と比べると 6.3%の減少）、事業所数は 562 万 2238 事業所（同 2.5%の減少）、従業者数は 5744 万人（同 2.9%の増加）となっている（表 I－2）。

表 I - 2 産業大分類別企業等数、事業所数及び従業者数

産業大分類	企業等数			
	24年	28年	合計に占める割合 (%)	
			増減率 (%)	割合 (%)
合計	4,128,215	3,866,537	▲ 6.3	100.0
農林漁業 (個人経営を除く)	24,616	25,979	▲ 5.5	0.7
鉱業、採石業、砂利採取業	1,766	1,458	▲ 17.4	0.0
建設業	468,199	433,779	▲ 7.4	11.2
製造業	434,130	385,196	▲ 11.3	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	759	1,222	▲ 61.0	0.0
情報通信業	45,440	44,194	▲ 2.7	1.1
運輸業、郵便業	75,783	69,497	▲ 8.3	1.8
卸売業、小売業	930,073	840,399	▲ 9.6	21.7
金融業、保険業	32,419	29,609	▲ 8.7	0.8
不動産業、物品賃貸業	329,449	304,228	▲ 7.7	7.9
学術研究、専門・技術サービス業	192,062	188,136	▲ 2.0	4.9
宿泊業、飲食サービス業	545,801	513,119	▲ 6.0	13.3
生活関連サービス業、娯楽業	385,997	366,301	▲ 5.1	9.5
教育、学習支援業	116,051	113,943	▲ 1.8	2.9
医療、福祉	276,972	294,514	▲ 6.3	7.6
複合サービス事業	6,469	5,913	▲ 8.6	0.2
サービス業 (他に分類されないもの)	262,229	249,050	▲ 5.0	6.4

産業大分類	事業所数				従業者数				1事業所当たり従業者数		
	24年	28年	合計に占める割合 (%)		24年 (人)	28年 (人)	合計に占める割合 (%)		24年 (人)	28年 (人)	増減 (人)
			増減率 (%)	割合 (%)			増減率 (%)	割合 (%)			
総事業所数 (事業内容等不詳を含む)	5,768,489	5,622,238	▲ 2.5	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5,453,635	5,359,975	▲ 1.7	100.0	55,837,252	57,439,652	▲ 2.9	100.0	10.2	10.7	▲ 0.5
農林漁業 (個人経営を除く)	30,717	32,675	▲ 6.4	0.6	356,215	366,949	▲ 3.0	0.6	11.6	11.2	▲ 0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	2,286	1,957	▲ 14.4	0.0	21,427	21,269	▲ 0.7	0.0	9.4	10.9	1.5
建設業	525,457	495,608	▲ 5.7	9.2	3,876,621	3,728,873	▲ 3.8	6.5	7.4	7.5	0.1
製造業	493,380	453,810	▲ 8.0	8.5	9,247,717	8,925,749	▲ 3.5	15.5	18.7	19.7	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3,935	4,874	▲ 23.9	0.1	201,426	194,036	▲ 3.7	0.3	51.2	39.8	▲ 11.4
情報通信業	67,204	64,527	▲ 4.0	1.2	1,627,310	1,663,836	▲ 2.2	2.9	24.2	25.8	1.6
運輸業、郵便業	135,468	131,213	▲ 3.1	2.4	3,301,682	3,235,442	▲ 2.0	5.6	24.4	24.7	0.3
卸売業、小売業	1,405,021	1,357,030	▲ 3.4	25.3	11,746,468	12,012,080	▲ 2.3	20.9	8.4	8.9	0.5
金融業、保険業	88,831	84,330	▲ 5.1	1.6	1,589,449	1,530,071	▲ 3.7	2.7	17.9	18.1	0.2
不動産業、物品賃貸業	379,719	355,102	▲ 6.5	6.6	1,473,840	1,479,307	▲ 0.4	2.6	3.9	4.2	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	219,470	221,414	▲ 0.9	4.1	1,663,790	1,815,209	▲ 9.1	3.2	7.6	8.2	0.6
宿泊業、飲食サービス業	711,733	701,241	▲ 1.5	13.1	5,420,832	5,460,685	▲ 0.7	9.5	7.6	7.8	0.2
生活関連サービス業、娯楽業	480,617	470,744	▲ 2.1	8.8	2,545,797	2,419,128	▲ 5.0	4.2	5.3	5.1	▲ 0.2
教育、学習支援業	161,287	166,415	▲ 3.2	3.1	1,721,559	1,824,961	▲ 6.0	3.2	10.7	11.0	0.3
医療、福祉	358,997	430,265	▲ 19.9	8.0	6,178,938	7,419,831	▲ 20.1	12.9	17.2	17.2	0.0
複合サービス事業	33,357	33,872	▲ 1.5	0.6	342,426	480,172	▲ 40.2	0.8	10.3	14.2	3.9
サービス業 (他に分類されないもの)	356,156	354,898	▲ 0.4	6.6	4,521,755	4,862,054	▲ 7.5	8.5	12.7	13.7	1.0

注：産業別の「事業所数」、「従業者数」及び「1事業所当たり従業者数」は必要な事項の数値が得られた企業等及び事業所を対象として集計した。

基幹統計名：12 経済構造統計（活動調査）	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/gaiyo.htm>

調査の方法

ア 調査員調査

都道府県知事が任命した調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行います。

イ 直轄調査

国、都道府県及び市が、民間事業所を活用し、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送で配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行います。

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/gaiyo.htm>

調査の流れ

ア 調査員調査：単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金 1 億円以上を除く）及び新設事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査事業所

イ 直轄調査：支社を有する企業及び単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金 1 億円以上）

総務大臣・経済産業大臣－調査事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－調査事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市長－調査事業所

d) 調査期日又は調査期間の説明

平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/gaiyo.htm>

調査の期日

平成 28 年 6 月 1 日

なお、「調査事項」のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成 27 年 1 年間の値を把握している。

e) 調査票配布・回収期間の説明

平成 28 年経済センサス - 活動調査 キャンペーンサイト

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/28campaign/index.htm>

調査実施の流れ

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/28campaign/flow/index.htm>

調査の日程

- 調査員による調査（主に単独事業所及び新設事業所

調査票の配布

平成 28 年 5 月 20 日（金曜日）～5 月 31 日（火曜日）

支社などのない単独事業所には調査員が訪問して調査票を直接配布します。

インターネットによる回答・調査票の回収

平成 28 年 6 月 1 日（水曜日）～

支社などのない単独の事業所や新設の事業所は、6 月 1 日以降に調査員が直接回収に伺います。

インターネットでご回答いただけます。

※ご不明な点はコールセンターにお問い合わせください。

※インターネット回答期間は平成 28 年 5 月 20 日（金曜日）～6 月 7 日（火曜日）です。

※調査員による回収期間は各市区町村によって異なります。

- 国、都道府県及び市による調査（主に支社を有する企業等）

調査票の送付

平成 28 年 5 月中旬～下旬

支社等を有する企業及び一部の単独事業所は、国が企業の本社宛てに傘下の事業所分を含めた調査票を郵送します。

インターネットによる回答・調査票の回収

平成 28 年 6 月 1 日（水曜日）～6 月 24 日（金曜日）

※支社等を有する個人経営の回答期限は、6 月 15 日（水曜日）までです。

※ご不明な点はコールセンターにお問い合わせください。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

平成 28 年経済センサス - 活動調査の基本に関する Q&A

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/qa1.htm>

B 個人情報保護

B-1 経済センサス - 活動調査で回答した情報は、どのように保護されるのですか。

経済センサス - 活動調査をはじめとする国の統計調査は、「統計法」（総務省）に基づいて行われ

ます。統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が設けられています。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています。

このように、統計調査の業務に従事する者、あるいは過去に従事していた者に対して守秘義務と厳しい罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目すべてについて、安心して回答いただくためです。経済センサス - 活動調査でいただいた回答は、統計の作成・分析の目的にのみ使用されます。統計以外の目的に使うことや、外部に出されることは一切ありませんので、安心してご回答ください。

B-2 経済センサス - 活動調査で知ったことを、税金の徴収など、統計以外の目的に使うことはないのですか。

調査員を始め、調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らしたり、例えば徴税といった統計以外の目的に調査票の回答内容を使用したりすることは絶対にありません。これらの行為は「統計法」（総務省）という法律で固く禁じられています。調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らした場合の罰則（懲役又は罰金）も定められています。

皆さまにご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かしてしまうなど、個人情報保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：12 経済構造統計（活動調査）	③集計・推計方法
確認事項	記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明	○
b) 速報と確報の違いについての説明	○
c) 集計・推計の方法の説明	○
d) 季節調整結果に関する説明	—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×
f) 公表のスケジュールの説明	○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	○
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	○
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

平成 28 年経済センサス - 活動調査 キャンペーンサイト

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/28campaign/index.htm>

調査実施の流れ

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/28campaign/flow/index.htm>

調査の日程

- 調査員による調査（主に単独事業所及び新設事業所）
調査票の確認・集計
調査票の記入もれや記入誤りなどを確認しコンピュータによる集計を行います。
- 国、都道府県及び市による調査（主に支社を有する企業等）
調査票の確認・集計
調査票の記入もれや記入誤りなどを確認しコンピュータによる集計を行います。

b) 速報と確報の違いについての説明

平成 28 年経済センサス-活動調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.htm>

産業横断的集計

結果の概要等

事業所に関する集計及び企業等に関する集計

利用上の注意

URL:http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/s_riyou.htm

1. この統計表は、速報集計に基づくものであり、後日公表される確報集計結果とは異なる場合がある。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/gaiyo.htm>

結果の公表

インターネット、刊行物及び閲覧により公表します。

- ・ 速報集計結果は、平成 29 年 5 月 31 日に公表しました。

- ・ 確報集計結果は、平成 29 年 9 月以降順次公表します。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

平成 28 年経済センサス-活動調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.htm>

産業横断的集計

結果の概要等

事業所に関する集計及び企業等に関する集計

利用上の注意

URL:http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/s_riyou.htm

5. 売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。

7. 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサス - 活動調査、平成 26 年経済センサス - 基礎調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

< 欠測値等の取扱いについて (PDF : 206KB) >

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/hotei.pdf>

平成 28 年経済センサス - 活動調査においては、我が国の経済構造、経済規模等を適切に計測するため、未回収調査票及び未回答（不備のある回答を含む。以下同じ。）項目について、利用できる他の関連情報を活用し、国際的に採用され技術的に確立している統計的手法等を用いて補足訂正（補定）を行っている。

その具体的な取扱いは、以下のとおりである。

1. 未回収調査票の取扱い

調査員による実地調査の結果、調査対象として把握した事業所（休業中又は廃業は除く）については、調査票が未回収であっても、関連情報に基づいて名称や所在地などの項目を補定して集計した。

2. 未回答項目の取扱い

(1) 他の関連する項目の回答状況等に基づく論理的補定や按分処理を行うほか、「cold deck imputation」の手法に基づき、主要な項目について、平成 24 年経済センサス - 活動調査（以下、「24 年活動調査」という。）及び平成 26 年経済センサス - 基礎調査の結果並びに報告者の公開情報等により補定して集計した。

(2) 主要な経理項目（売上（収入）金額、費用総額及び給与総額）については、上記に加え、「比率補定（ratio imputation）」の手法に基づき、24 年活動調査において回答された経理項目の層区分（産業分類、経営組織、国内常用雇用者数）ごとの集計値の比率（売上（収入）金額と費用総額、費用総額と給与総額の比率）を値の得られた経理項目に乗じることにより、補定して集計した。

なお、層区分については「回帰木（CART : Classification And Regression Tree）」の手法を活用して設定するとともに、比率値については「繰返し加重最小二乗法（IRLS : Iterative

Rewighted Least Squares)」の手法を活用して算出した。これらの手法については、独立行政法人統計センターにおいて行った 24 年活動調査の調査票情報を用いた実証的な研究分析を参考とした。

<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/e-census/katsuken/pdf/kk040200.pdf>

基幹統計名：12 経済構造統計（活動調査）	④標本誤差	
確認事項	記載の有無	
a) 標本誤差に関する説明	—	
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）	—	
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	—	
評価	0・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：12 経済構造統計（活動調査）	⑤非標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明	○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明	×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値	×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明	○
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値	×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明	○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明	×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明	×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明	○
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明	×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

平成 28 年経済センサス-活動調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.htm>

産業横断的集計

結果の概要等

事業所に関する集計及び企業等に関する集計

- ・結果の概要（全 58 頁）（PDF：979KB）

URL:http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/s_gaiyo.pdf

平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要

3. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（ただし、以下に掲げる地域を除く。）

<調査範囲から除外した地域>

平成 28 年 6 月 1 日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が設定した帰還困難区域を含む調査区

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業（以下「調査事業所」という。）について行った。

- ① 大分類 A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B - 「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792 - 「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類 R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96 - 「外国公務」に属する事業所

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

平成 28 年経済センサス-活動調査 調査の結果

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.htm>

産業横断的集計

結果の概要等

事業所に関する集計及び企業等に関する集計

利用上の注意

URL:http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/s_riyou.htm

5. 売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。

7. 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサス - 活動調査、平成 26 年経済センサス - 基礎調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて（PDF：206KB）>

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/hotei.pdf>

平成 28 年経済センサス - 活動調査においては、我が国の経済構造、経済規模等を適切に計測するため、未回収調査票及び未回答（不備のある回答を含む。以下同じ。）項目について、利用できる他の関連情報を活用し、国際的に採用され技術的に確立している統計的手法等を用いて補足訂正（補定）を行っている。

その具体的な取扱いは、以下のとおりである。

1. 未回収調査票の取扱い

調査員による実地調査の結果、調査対象として把握した事業所（休業中又は廃業は除く）については、調査票が未回収であっても、関連情報に基づいて名称や所在地などの項目を補定して集計した。

2. 未回答項目の取扱い

(1) 他の関連する項目の回答状況等に基づく論理的補定や按分処理を行うほか、「cold deck imputation」の手法に基づき、主要な項目について、平成 24 年経済センサス - 活動調査（以下、「24 年活動調査」という。）及び平成 26 年経済センサス - 基礎調査の結果並びに報告者の公開情報等により補定して集計した。

(2) 主要な経理項目（売上（収入）金額、費用総額及び給与総額）については、上記に加え、「比率補定（ratio imputation）」の手法に基づき、24 年活動調査において回答された経理項目の層区分（産業分類、経営組織、国内常用雇用者数）ごとの集計値の比率（売上（収入）金額と費用総額、費用総額と給与総額の比率）を値の得られた経理項目に乗じることにより、補定して集計した。

なお、層区分については「回帰木（CART：Classification And Regression Tree）」の手法を活用して設定するとともに、比率値については「繰返し加重最小二乗法（IRLS：Iterative Reweighted Least Squares）」の手法を活用して算出した。これらの手法については、独立

行政法人統計センターにおいて行った 24 年活動調査の調査票情報を用いた実証的な研究分析を参考とした。

<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/e-census/katsuken/pdf/kk040200.pdf>

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：12 経済構造統計（活動調査）	⑥他統計との比較・分析
確認事項	記載の有無
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

平成 28 年経済センサス - 活動調査 キャンペーンサイト

URL:<http://www.stat.go.jp/data/e-census/28campaign/index.htm>

経済センサスとは？

「経済センサス - 基礎調査」との違い

平成 26 年 7 月に実施した「基礎調査」は、事業所・企業の属性など、基本的な事項の把握に重点を置いたものです。

このたびの「活動調査」は、売上・費用、設備投資など、企業の経済活動に重点を置いたものとなります。

13 法人企業統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	2
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：13 法人企業統計	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		○
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
	評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/outline.htm#extraction>

抽出方法

【金融業、保険業以外の業種】

<平成 20 年度調査以前>

資本金 200 万円未満、200 万円以上 300 万円未満、300 万円以上 500 万円未満、500 万円以上 1,000 万円未満、1,000 万円以上 2,000 万円未満、2,000 万円以上 5,000 万円未満、5,000 万円以上 1 億円未満、1 億円以上 10 億円未満、10 億円以上の資本金階層別、業種別に層化し、

- 1 資本金 1 億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出した。
- 2 資本金 1 億円以上 10 億円未満の法人は資本金による確率比例抽出（資本金を順次合計し、合計額が一定額に達したとき当該法人を抽出する。資本金が一定額以上の法人は全数抽出される。なお、一定額は 6 億円としている。）により抽出した。
- 3 資本金 10 億円以上は全数抽出した。

<平成 21 年度調査以後>

資本金 1,000 万円未満、1,000 万円以上 2,000 万円未満、2,000 万円以上 5,000 万円未満、5,000 万円以上 1 億円未満、1 億円以上 10 億円未満、10 億円以上の資本金階層別、業種別に層化し、

- 1 資本金 5 億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出した。
- 2 資本金 5 億円以上は全数抽出した。

【金融業、保険業】

資本金 1,000 万円未満、1,000 万円以上 1 億円未満、1 億円以上 10 億円未満、10 億円以上の資本金階層別、業種別に層化し、

- 1 資本金 1 億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出した。
- 2 資本金 1 億円以上は全数抽出した。

b) 調査対象の範囲

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/outline.htm#object>

調査の対象

法人企業統計調査は、営利法人等を対象とする標本調査である（四半期別調査は資本金、出資金又は基金（以下、資本金という）1,000 万円以上）。

また、平成 20 年度調査から「金融業、保険業」を調査対象に含めている。

なお、営利法人等とは、本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社をいう。

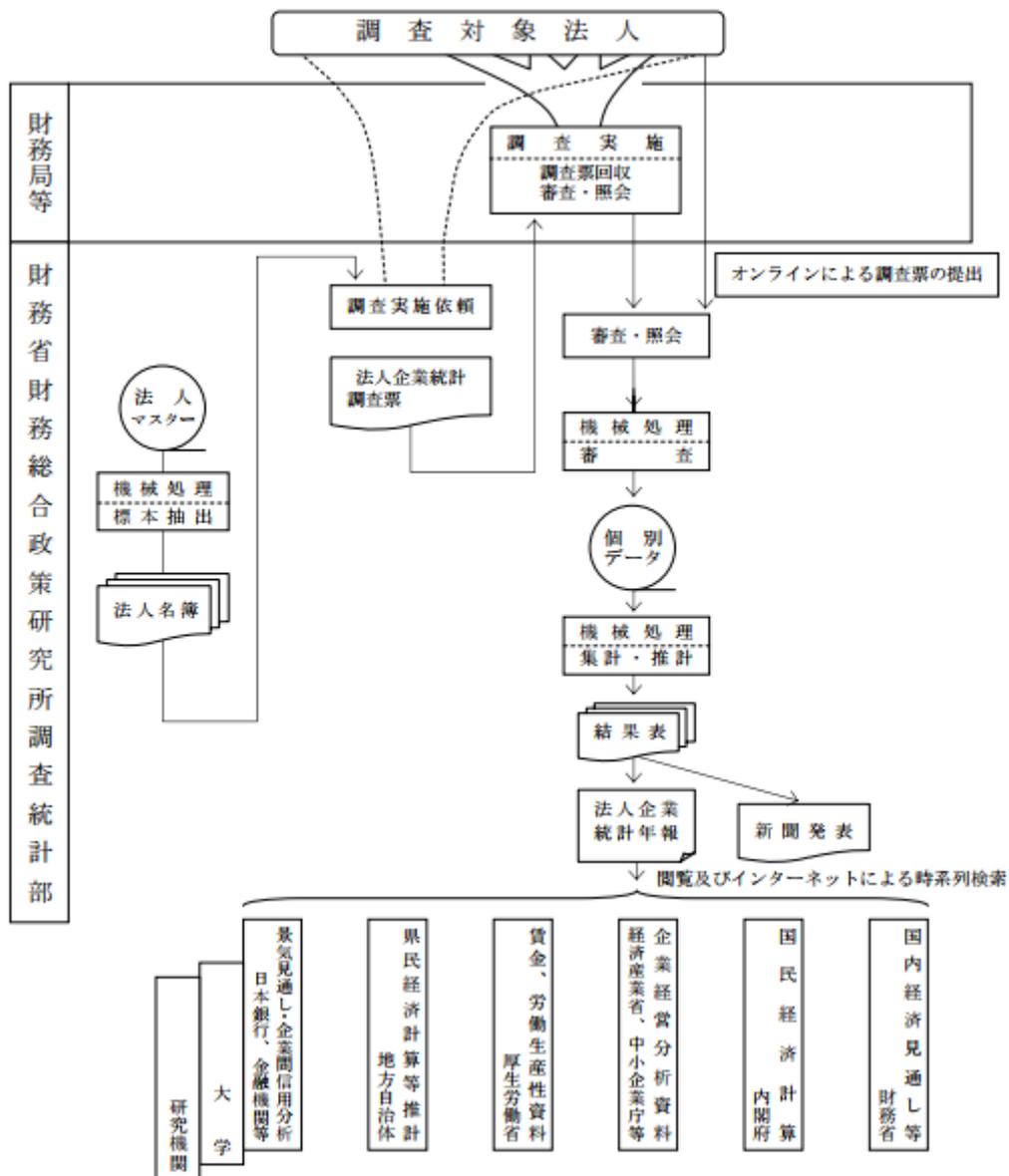
c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpotebiki1.pdf>



f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/seido1.pdf>

法人企業統計調査の精度計算（金融業、保険業以外の業種）

3 標準誤差率

(単位：%)

平成29年1～3月	資産合計	売上高	設備投資
全産業	1.1	1.3	1.9
製造業	1.0	1.3	2.1
非製造業	1.6	1.8	2.7

(注) 1. 設備投資はソフトウェア投資額を含む。

2. 全産業及び非製造業には、金融業、保険業は含まれていない。

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/seido2.pdf>

法人企業統計調査の精度計算 (金融業、保険業)

3 標準誤差率

(単位：%)

平成29年1～3月	資産合計	設備投資
金融業、保険業	1.0	1.7

(注)設備投資はソフトウェア投資額を含む。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

(四半期別調査)

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/h29.1-3.pdf>

[参考]

この調査は、無作為抽出による標本調査(標本法人の調査結果に基づいて母集団法人の推計値を算出したもの)である。
なお、下表の()書きは、金融業、保険業を除いた数値である。

資本金区分	1,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	合計
母集団法人数(社)	968,661 (957,196)	26,237 (24,965)	5,922 (5,099)	1,000,820 (987,260)
標本法人数(社)	13,267 (10,796)	11,907 (10,635)	5,922 (5,099)	31,096 (26,530)
回答法人数(社)	8,652 (7,074)	8,808 (7,773)	5,260 (4,486)	22,720 (19,333)
回答率(%)	65.2 (65.5)	74.0 (73.1)	88.8 (88.0)	73.1 (72.9)

(年次別調査)

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/h27.pdf>

【参考】

この調査は、我が国の営利法人等を対象とした無作為抽出による標本調査（標本法人の調査結果に基づいて母集団法人の推計値を算出したもの）である。
 なお、下表の（ ）書きは、金融業、保険業を除いた数値である。

資本金区分	1,000万円未満	1,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	合計
母集団法人数(社)	1,805,081 (1,757,917)	986,869 (978,115)	26,053 (24,862)	5,886 (5,074)	2,823,889 (2,765,968)
標本法人数(社)	5,136 (3,511)	13,662 (11,033)	11,737 (10,546)	5,886 (5,074)	36,421 (30,164)
回答法人数(社)	3,344 (2,344)	10,435 (8,539)	9,409 (8,381)	5,431 (4,647)	28,619 (23,911)
回答率(%)	65.1 (66.8)	76.4 (77.4)	80.2 (79.5)	92.3 (91.6)	78.6 (79.3)

h)抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i)層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/outline.htm#extraction>

抽出方法

【金融業、保険業以外の業種】

<平成20年度調査以前>

資本金200万円未満、200万円以上300万円未満、300万円以上500万円未満、500万円以上1,000万円未満、1,000万円以上2,000万円未満、2,000万円以上5,000万円未満、5,000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上の資本金階層別、業種別に層化し、

- 1 資本金1億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出した。
- 2 資本金1億円以上10億円未満の法人は資本金による確率比例抽出（資本金を順次合計し、合計額が一定額に達したとき当該法人を抽出する。資本金が一定額以上の法人は全数抽出される。なお、一定額は6億円としている。）により抽出した。
- 3 資本金10億円以上は全数抽出した。

<平成21年度調査以後>

資本金1,000万円未満、1,000万円以上2,000万円未満、2,000万円以上5,000万円未満、5,000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上の資本金階層別、業種別に層化し、

- 1 資本金5億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出した。
- 2 資本金5億円以上は全数抽出した。

【金融業、保険業】

資本金1,000万円未満、1,000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上の資本金階層別、業種別に層化し、

- 1 資本金1億円未満の各階層は等確率系統抽出により抽出した。
- 2 資本金1億円以上は全数抽出した。

j)標本交代に関する説明

URL:<http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/hyohon/b00.htm>

(3) ローテーション・サンプリング手法の導入

<年次別調査・四半期別調査共通>

1 現状と検討事項

これまで、「金融業、保険業以外の業種」の10億円未満の階層では、毎年4月に全ての標本の入れ替え（サンプル替え）を行い、抽出された標本法人は1年間、調査対象としてきました。今般、1～3月期と4～6月期の調査結果をより円滑に接続させるよう、標本の入れ替え方法を見直すこととしました。

2 変更の内容とその効果

このため、平成21年4～6月期調査から、ローテーション・サンプリング手法を導入します。具体的には、毎年4月に、業種別・資本金別の各階層に割り当てられた標本法人数の半数を入れ替えし、一度抽出した法人は2年間継続して調査することとします（イメージは別添4 [40kb, PDF]のとおり）。

従って、平成21年4～6月期の標本法人の半数が平成22年度も調査対象となり、22年度から新規標本が加わっていく形になります。

これにより、標本の入れ替えに伴う1～3月期と4～6月期の間の計数の変動が小さくなり、前期比及び前年同期比の安定に資するものと考えています。

また、ローテーション・サンプリング手法の導入に伴い、「金融業、保険業以外の業種」における資本金1億円～5億円階層については、母集団推計の精緻化のため、平成22年4～6月期調査から、「新規参入法人」と「継続法人」を区分して、標本抽出及び母集団推計を行うこととします。

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/index.htm#03>

◆推計値算出の方法

推計値は、業種別階層別に分類し、次の方法で算出した。

等確率系統抽出の場合

推計値=集計値÷集計法人数×母集団法人数

資本金による確率比例抽出の場合

推計値=集計項目の対資本金比率の合計÷集計法人数×母集団法人の資本金累計額

基幹統計名：13 法人企業統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL:<http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/outline.htm#method>

調査の方法

1. 郵送又はオンラインによる自計記入とする。
2. 調査票の送付、回収及び審査等については、原則として財務局、福岡財務支局、財務事務所、小樽出張所、北見出張所及び沖縄総合事務局が行う（お問い合わせ先一覧）[98kb, PDF]。

d) 調査期日又は調査期間の説明

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/outline.htm#time>

調査の時期

年次別調査

調査期	調査票送付時期	調査票提出期限	公表時期
上期調査	12月上旬	1月10日	9月初旬
下期調査	6月上旬	7月10日	

四半期別調査

調査期	調査票送付時期	調査票提出期限	公表時期
4～6月期調査	7月中旬	8月10日	9月初旬
7～9月期調査	10月中旬	11月10日	12月初旬
10～12月期調査	1月中旬	2月10日	3月初旬
1～3月期調査	4月中旬	5月10日	6月初旬

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL:<http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/qa.htm#C-3>

C-3 調査票の情報は保護されるのですか？

国の行う統計調査は、統計法によって秘密の保護を義務づけられており、ご提出いただいた調査票を統計法に定められている利用目的以外（例えば税務調査など）に使用することは一切ありません。これに違反する行為があった場合の罰則も定められています（統計法第57条）。

なお、ご提出いただいた調査票は財務省において厳重に保管（電磁的記録媒体でも保管）された後、溶解処分いたします。オンラインによる調査票のご提出についても、厳重な認証プロセスや暗号化通信などにより、通信の安全性は十分に確保されております。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：13 法人企業統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		○
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		○
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		○
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・1・②・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/index.htm#03>

◆推計値算出の方法

推計値は、業種別階層別に分類し、次の方法で算出した。

等確率系統抽出の場合

推計値=集計値÷集計法人数×母集団法人数

資本金による確率比例抽出の場合

推計値=集計項目の対資本金比率の合計÷集計法人数×母集団法人の資本金累計額

b) 速報と確報の違いについての説明

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/index.htm#04>

◆利用上の注意

1 四半期別調査の計数は、すべて標本法人の仮決算に基づく計数である。従って仮決算整理が充分に行われがたい一部の業種については、決算整理に関係ある事項につき多少の歪みが現れる場合もある。

d) 季節調整結果に関する説明

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/h29.1-3.pdf>

p. 19

四半期別法人企業統計調査の季節調整方法について

1. 採用した季節調整法

(i) 法人企業統計の季節調整法

米国商務省センサス局で開発している X-12-ARIMA (2002) (Version0.2.10) を用いて季節調整系列を作成しています。

(ii) RegARIMA モデルの選択

X-12-ARIMA 中の RegARIMA モデルにおける階差次数・季節階差次数はそれぞれ 1 に固定し、他の次数は 2 以下の範囲内で AIC (赤池情報量規準) の最小化により定めています。なお、平成 23 年 10-12 月期調査から上記の条件に加え季節調整値の安定性を確保するための条件の追加を行いました (<http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/haikei.html>)。

(iii) 選択された RegARIMA モデル

対象項目、業種ごとに以下のスペックを使用しています。

		モデル	変化点・異常値の設定種類及び期
売上高	製造業	(2 1 2) (1 1 1)	rp2008.2-2009.2, rp2009.2-2010.1, ao2011.2, ao2014.1
	非製造業	(0 1 2) (1 1 2)	ao1989.1, ao1989.2, ao1997.1, rp2008.3-2009.1, rp2009.1-2010.2, ao2011.2
営業利益	製造業	(2 1 2) (1 1 2)	ao1989.2, ao1997.2, rp2008.3-2009.1, rp2009.1-2010.1, ao2011.2, ao2014.2
	非製造業	(1 1 0) (0 1 2)	ao1989.1, ao1989.2, ao1997.1, rp2008.2-2009.1, ao2011.2, ao2014.1
経常利益	製造業	(1 1 1) (0 1 1)	rp2008.3-2009.1, rp2009.1-2010.1
	非製造業	(0 1 1) (2 1 2)	ao1989.1, ao1989.2, ao1997.1, rp2008.2-2009.1, rp2009.1-2010.2
設備投資	製造業	(2 1 2) (0 1 2)	rp2008.3-2009.1, rp2009.1-2009.4, ao2011.2, ao2014.1
	非製造業	(1 1 0) (1 1 2)	rp2008.2-2009.2, rp2009.2-2010.2

変化点・異常値分析の結果、消費税の影響については、平成元年 1-3 月期及び 4-6 月期、

平成9年1-3月期及び4-6月期、平成26年1-3月期及び4-6月期において、上記のとおり加法的異常値（ao）を取り入れています。リーマンショックによる影響については、平成20年秋以降複数の期間にわたって大きな変化が継続しているため傾斜的水準変化（ramp：rp）を取り入れています。東日本大震災の影響については、平成23年4-6月期において、売上高の製造業、非製造業、営業利益の製造業、非製造業及び設備投資の製造業で一時点の特殊な変動を除去するため加法的異常値（ao）を取り入れています。また、曜日効果及びうるう年の調整は行っておりません。データ利用期間は昭和60年4-6月期以降、先行き予測期間は4期（1年分）です。

2. 季節調整を採用した対象項目

- (i) 対象項目は売上高、営業利益、経常利益、設備投資の4項目です。
- (ii) 業種については、全産業、製造業、非製造業の3系列とし、資本金規模はそれぞれ全規模のみとしています。

全産業については、製造業と非製造業の季節調整値の合計によっています。

※（注）全産業及び非製造業には、金融業、保険業は含まれていない。

3. 季節調整済前期比増加率の公表方法

毎四半期ごとに、新たなデータを追加してRegARIMAモデルによる推定を行い、当該調査期の季節調整済前期比増加率を公表します。また、過去の季節調整済前期比増加率の改訂を、毎回の季報発表時に遡及して行います。

モデルの見直しは毎年定期的に行っており、妥当性を検討しています。

4. 経常利益及び営業利益の季節調整法について

季節調整については、乗法型の季節指数計算方法を採用し、データ原系列に対して対数変換を行った上で、季節調整系列を作成しています。しかしながら、製造業の経常利益については、平成21年1-3月期調査で原系列計数が負の値となったため、平成21年1-3月期調査公表分から、この系列のみ対数変換を行わず、加法型の計算方法に変更しました。これに合わせ、非製造業の経常利益についても、平成21年4-6月期調査公表分から、対数変換を行わず加法型の計算方法に変更しております。

また、平成28年4-6月期調査から公表を開始した営業利益の製造業及び非製造業についても、加法型の計算方法を採用しております。

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/outline.htm#method>

調査の方法

1. 郵送又はオンラインによる自計記入とする。
2. 調査票の送付、回収及び審査等については、原則として財務局、福岡財務支局、財務事務所、小樽出張所、北見出張所及び沖縄総合事務局が行う（お問い合わせ先一覧）[98kb, PDF]。

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/qa.htm#C-1>

C-1 調査結果はいつごろ公表されるのですか？

調査を行う政府機関には、集計結果を早く公表する義務などが課されています（統計法 第 8 条）。具体的な公表日についてはこちらをご覧ください。

(http://www.mof.go.jp/pri/content/e-stat_houki.xml)

【法人企業統計調査】

お問い合わせ先：財務総合政策研究所調査統計部法人企業統計調査係 電話03-3581-4111(内線)5499、5325

更新日：平成29年3月1日

四半期別調査	平成28年1～3月期分	公表日： 平成28年 6月 1日 8時 50分 インターネット情報 URL http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssp/results/h28_1-3.pdf 掲載年月日 平成28年 6月 1日
	平成28年4～6月期分	公表日： 平成28年 9月 1日 8時 50分 インターネット情報 URL http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssp/results/h28_4-6.pdf 掲載年月日 平成28年 9月 1日
	平成28年7～9月期分	公表日： 平成28年 12月 1日 8時 50分 インターネット情報 URL http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssp/results/h28_7-9.pdf 掲載年月日 平成28年 12月 1日
	平成28年10～12月期分	公表日： 平成29年 3月 1日 8時 50分 インターネット情報 URL http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssp/results/h28_10-12.pdf 掲載年月日 平成29年 3月 1日
	平成29年1～3月期分	公表日： 平成29年 6月 1日 8時 50分
	平成29年4～6月期分	公表日： 平成29年 9月 1日 8時 50分
	平成29年7～9月期分	公表日： 平成29年 12月 1日 8時 50分
	平成29年10～12月期分	公表日： 平成30年 3月 1日 8時 50分
	平成30年1～3月期分	公表日： 平成30年 6月 1日 8時 50分
	年次別調査	平成27年度調査
平成28年度調査		公表日： 平成29年 9月 1日 8時 50分 インターネット情報 掲載年月日 平成29年 9月 1日

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：13 法人企業統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		○
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/seido1.pdf>

法人企業統計調査の精度計算（金融業、保険業以外の業種）—平成29年1～3月期—

2 標準誤差率の計算方法

資本金規模・業種ごとに

N : 母集団法人数 y_i : 第 i 標本の計数値

n : 標本法人数 \bar{y} : 標本平均 = $\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n y_i$

$$\text{標準誤差} = \left\{ N^2 \frac{n-1}{n-1} \sum_{i=1}^n (y_i - \bar{y})^2 \right\}^{1/2}, \quad \text{標準誤差率} = \frac{\text{標準誤差}}{N\bar{y}}$$

とする。

3 標準誤差率

(単位: %)

平成29年1～3月	資産合計	売上高	設備投資
全産業	1. 1	1. 3	1. 9
製造業	1. 0	1. 3	2. 1
非製造業	1. 6	1. 8	2. 7

(注) 1. 設備投資はソフトウェア投資額を含む。

2. 全産業及び非製造業には、金融業、保険業は含まれていない。

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/seido2.pdf>

法人企業統計調査の精度計算（金融業、保険業）—平成29年1～3月期—

2 標準誤差率の計算方法

資本金規模・業種ごとに

$$\begin{array}{ll} N: \text{母集団法人数} & y_i: \text{第 } i \text{ 標本の計数値} \\ n: \text{標本法人数} & \bar{y}: \text{標本平均} = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n y_i \end{array}$$

$$\text{標準誤差} = \left\{ N^2 \frac{n-1}{n-1} \sum_{i=1}^n (y_i - \bar{y})^2 \right\}^{1/2}, \quad \text{標準誤差率} = \frac{\text{標準誤差}}{N\bar{y}}$$

とする。

3 標準誤差率

(単位：%)

平成29年1～3月	資産合計	設備投資
金融業、保険業	1.0	1.7

(注)設備投資はソフトウェア投資額を含む。

基幹統計名：13 法人企業統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

URL: <http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/index.htm>

[参考]

この調査は、無作為抽出による標本調査（標本法人の調査結果に基づいて母集団法人の推計値を算出したもの）である。
なお、下表の（ ）書きは、金融業、保険業を除いた数値である。

資本金区分	1,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	合計
母集団法人数（社）	968,661 (967,196)	26,237 (24,965)	5,922 (5,069)	1,000,820 (987,230)
標本法人数（社）	13,267 (10,799)	11,907 (10,639)	5,922 (5,069)	31,096 (26,530)
回答法人数（社）	8,652 (7,074)	8,808 (7,779)	5,260 (4,486)	22,720 (19,339)
回答率（%）	65.2 (65.5)	74.0 (73.1)	88.8 (88.0)	73.1 (72.9)

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、

委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：13 法人企業統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

14 民間給与実態統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	1
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：14 民間給与実態統計	① 標本設計（標本調査）	
確認事項		記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		○
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
評価		0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

民間給与実態統計調査の結果

5 精度計算

(1) 民間給与実態統計調査の標本設計

「民間給与実態統計調査」における標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階により行われた。

第1段抽出：管轄国税局別に事業所規模により層別を行い、各抽出率に従い事業所を抽出。

第2段抽出：標本事業所における給与台帳を基に、2000万円以下の給与所得者は層別の抽出率にもとづき抽出、2000万円超の給与所得者については全数抽出した。

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/pdf/sikata.pdf>

《調査対象事業所の抽出方法について》

統計調査は、全国の事業所（源泉徴収義務者）を全て調査する方法も考えられますが、それでは、毎年、膨大な費用と皆様に大きな負担をお掛けすることになります。そこで、民間給与実態統計調査では、調査する事業所が全国の縮図となるよう、統計理論に基づいて全国の事業所から一部を抽出し、調査（標本調査）しています。調査にご協力いただく事業所は、国税庁で全国の事業所をその年の6月30日現在の給与所得者数によって8つに区分しています。※第6～8層に該当する事業所につきましては、統計調査の性質上、全事業所が毎年調査対象となります。

また、その他の事業所につきましても、連年調査対象となることがあります。

区 分	事業所の抽出割合
第1層	400件に1件
2	200件に1件
3	60件に1件
4	15件に1件
5	3件に1件
6	全 件
7	全 件
8	全 件

b) 調査対象の範囲

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

民間給与実態統計調査の概要

4 調査の対象

この調査は、各年12月31日現在の源泉徴収義務者（民間の事業所に限る）に勤務している給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）を対象としている（下図網掛け部分）。

	源泉徴収義務者	
	民間の事業所	官公庁等
給与所得者	従業員(非正規を含む。)、役員	国家公務員、地方公務員、公庫職員等(非正規を含む。)
	全従業員について源泉所得税の納税がない事業所の従業員	
	労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者	

c) 報告をを求める者

URL: <http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#a-04>

民間給与実態統計調査の概要

8 調査の方法

調査票には、事業所に関する事項を記入する「事業所用の調査票」と給与所得者に関する事項を記入する「給与所得者用の調査票」の2種類があり、いずれも標本事業所が記入を行い、個々の給与所得者は、調査票の記入を行っていない。

標本事業所は、「事業所用の調査票」に、事業所の従業員数、調査対象年中に支給した給与総額、源泉徴収した所得税額等を記入し、「給与所得者用の調査票」に、給与所得者の性別、年齢、給与金額、源泉徴収税額、扶養人員、控除した生命保険料の金額等を記入することで調査票の作成を行っている。

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

民間給与実態統計調査の結果

5 精度計算

(1) 民間給与実態統計調査の標本設計

「民間給与実態統計調査」における標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階により行われた。

第1段抽出：管轄国税局別に事業所規模により層別を行い、各抽出率に従い事業所を抽出。

第2段抽出：標本事業所における給与台帳を基に、2000万円以下の給与所得者は層別の抽出率

にもとづき抽出、2000万円超の給与所得者については全数抽出した。

(2) 精度計算式

抽出率

$1/f_{GH}$: G区分H層の事業所の抽出率

$1/g_{GH}$: G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者の抽出率

抽出量

m_{GH} : G区分H層の抽出事業所数

n_{GHJ1} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の抽出給与所得者数

n_{GHJ2} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の抽出給与所得者数

x_{GHJK} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者Kの抽出金額

x_{GHJ2K} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の給与所得者Kの抽出金額

推定量

N_{GH} : G区分H層の給与所得者数

X_{GH} : G区分H層J事業所の給与等金額

X_{GH} : G区分H層の給与等金額

$\hat{\mu}_{GH}$: G区分H層の給与等推定平均額

ア 給与所得者数

推定量

$$N_{GH} = f_{GH} \cdot \sum_{J=1}^{m_{GH}} N_{GHJ}; N_{GH} = g_{GH} \cdot n_{GHJ1} + n_{GHJ2} \quad (G \text{ 区分 } H \text{ 層 } J \text{ 事業所の給与所得者数})$$

標準誤差

$$\sigma(N_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{J=1}^{m_{GH}} (N_{GHJ} - \bar{N}_{GH})^2}; M_{GH} = f_{GH} \cdot m_{GH}, \quad \bar{N}_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} N_{GHJ}$$

イ 給与等金額

推定量

$$X_{GH} = g_{GH} \cdot \sum_{K=1}^{n_{GHJ1}} x_{GHJK} + \sum_{K=1}^{n_{GHJ2}} x_{GHJ2K}; X_{GH} = f_{GH} \cdot \sum_{J=1}^{m_{GH}} X_{GHJ}$$

標準誤差

$$\sigma(X_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{J=1}^{m_{GH}} (X_{GHJ} - \bar{X}_{GH})^2 + \frac{M_{GH}}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} \frac{N_{GHJ}(N_{GHJ} - n_{GHJ1})}{n_{GHJ}(n_{GHJ} - 1)} \sum_{K=1}^{n_{GHJ1}} (x_{GHJK} - \bar{x}_{GHJ1})^2}; \bar{X}_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} X_{GHJ}, N_{GH} = g_{GH} \cdot n_{GHJ1}, X_{GHJ1} = \frac{1}{m_{GHJ1}} \sum_{K=1}^{n_{GHJ1}} x_{GHJK}$$

ウ 標準誤差率: 推定値に対する標準誤差の割合

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{推定値} \times 100$$

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/toukei.htm#gosaritsu>

各年の標準誤差率について

平成 27 年分調査

平成 26 年分調査

平成 25 年分調査

平成 24 年分調査

平成 23 年分調査

平成 22 年分調査

平成 21 年分調査

平成 20 年分調査

平成 19 年分調査

平成 18 年分調査

平成 17 年分調査

平成 16 年分調査

平成27年分調査の標準誤差率

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2015.htm>

「各推定総額についての標準誤差率」

		所得者数	給料・手当	賞与	給与	税額	
事業所規模	第1層	1～9人	0.96%	1.43%	2.72%	1.45%	3.93%
	第2層	10～29人	0.74%	1.40%	2.89%	1.46%	4.87%
	第3層	30～99人	0.78%	1.24%	2.46%	1.33%	3.23%
	第4層	100～499人	0.85%	1.20%	1.93%	1.27%	2.87%
	第5層	500～999人	0.54%	1.06%	1.72%	1.13%	2.86%
	第6層	1000～4999人	0.39%	0.59%	0.91%	0.64%	1.21%
	第7層	5000人以上	2.73%	3.20%	3.47%	3.16%	3.57%
	第8層	本社	0.74%	0.80%	1.01%	0.82%	1.53%
第1～8層計		0.47%	0.63%	0.97%	0.66%	1.26%	

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2015.htm>

抽出率

平成27年分民間給与実態統計調査の事業所の従業員数等による層別、抽出率は、次のとおりである。

区分 階層	事業所の従業員 数等の区分	全体としての事 業所の抽出率 ①	事業所における 給与所得者の抽 出率 ②	全体としての給 与所得者の抽出 率 ①×②	標本事業所数	標本給与所得者 数
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/400	4,709	16,302
第2層	10～29人	1/200	1/2	1/400	2,048	17,535
第3層	30～99人	1/60	1/5	1/300	2,408	25,899
第4層	100～499人	1/15	1/20	1/300	3,352	35,611
第5層	500～999人	1/3	1/50	1/150	1,860	30,254
第6層	1,000～4,999人	1/1	1/100	1/100	3,366	85,707
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200	531	51,058
第8層	本社	1/1	1/10	1/10	2,515	47,308
計					20,789	309,674

(注)「本社」とは、従業員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

民間給与実態統計調査の概要

5 抽出方法

この調査は、標本として抽出された源泉徴収義務者（以下「標本事業所」という。）及び標本事業所に勤務する給与所得者（以下「標本給与所得者」という。）について行った。

標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

(1) 第1段抽出

事業所を、事業所の従業員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課（沖縄国税事務所にあつては総務課。）から調査票を送付した。

(2) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

なお、第2段抽出は、標本事業所が行った。

10 調査票等

(3) 調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方

（平成28年分）調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方（第1層）（PDF/316KB）

（平成28年分）調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方（第2層）（PDF/500KB）

（平成28年分）調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方（第3層）（PDF/498KB）

（平成28年分）調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方（第4層）（PDF/497KB）

（平成28年分）調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方（第5層）（PDF/582KB）

（平成28年分）調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方（第6層）（PDF/583KB）

（平成28年分）調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方（第7層）（PDF/588KB）

（平成28年分）調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方（第8層）（PDF/587KB）

第2層の URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/pdf/1sou.pdf>



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の漏えいの保護に万全を期します。

第2層 事業所の給与所得者 10～29人

注意：層が異なっている場合は、正しい層のものをWebサイトからダウンロードの上用意してください。

2

民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方



お手もとにご用意いただくもの

- (1) 平成28年12月中に給与を支払った人が分かるもの（例：給与台帳等）
- (2) 年末調整の内容が分かる源泉徴収簿等（帳簿書類名は例示であり、事業所によって異なることがあります。）
- (3) 調査票の記入のしかた①

右記②参照

以下は、記入対象者を決めるための計算方法です。□内に人数を記入してください。

手順1

A □人…平成28年12月31日現在の給与所得者（役員・アルバイト等を含む。）ただし、「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」の内欄を適用した人は、含まれません。

右記④参照

※Aに記載する人数は、「調査票（源泉徴収義務者用）」③の2(4)(c)に記載する数字と同数になります。
 ※Aに記載する人数が、本紙左上に記載されている「事業所の給与所得者」の範囲と異なる場合は、正しい層のものをWebサイトからダウンロードの上用意してください。
 →国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）右側「統計情報」→国税庁→平成28年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ→民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方

手順2

B □人…平成28年12月中に給与を支払った人のうち、給与の金額（年間）が、2,000万円を超える人
 Bについて、「調査票の記入のしかた」①の10-11ページを参考に「調査票（給与所得者用）」④を記入してください。
 ※給与の金額（年間）は、給料・手当等及び賞与の年間合計額をいいます。

右記②参照

手順3

平成28年12月中に給与を支払った人のうち、給与の金額（年間）が、2,000万円以下の人について、下記の「手順3-1」～「手順3-3」により記入対象者を決めてください。

手順3-1 平成28年12月中に給与を支払った人のうち、給与の金額（年間）2,000万円以下の調査対象者数の計算式

$$A \square \text{人} - B \square \text{人} = C \square \text{人}$$

手順3-2 記入対象者数の計算式 右記⑤参照

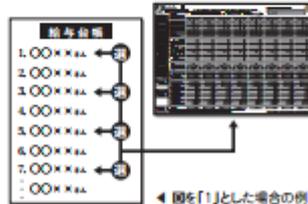
注) C□の中に、1又は、2のいずれかの数字を記入して、E□人を算出してください。

$$\frac{C \square \text{人} - D \square}{2} + 1 = E \square \text{人} \text{ (小数点以下切捨て)}$$

手順3-3 記入対象者の選び方 右記⑥参照

平成28年12月中に給与を支払った人が分かるもの（給与台帳等）の最初から数えてD□人目の方を選び、以下順次2人ごとにE□人の人数になるまで選びます。

選ばれた方について、「調査票の記入のしかた」①の10-11ページを参考に「調査票（給与所得者用）」④を記入してください。



調査票に記入する人数は E □人と、E □人の合計 E □人になります。

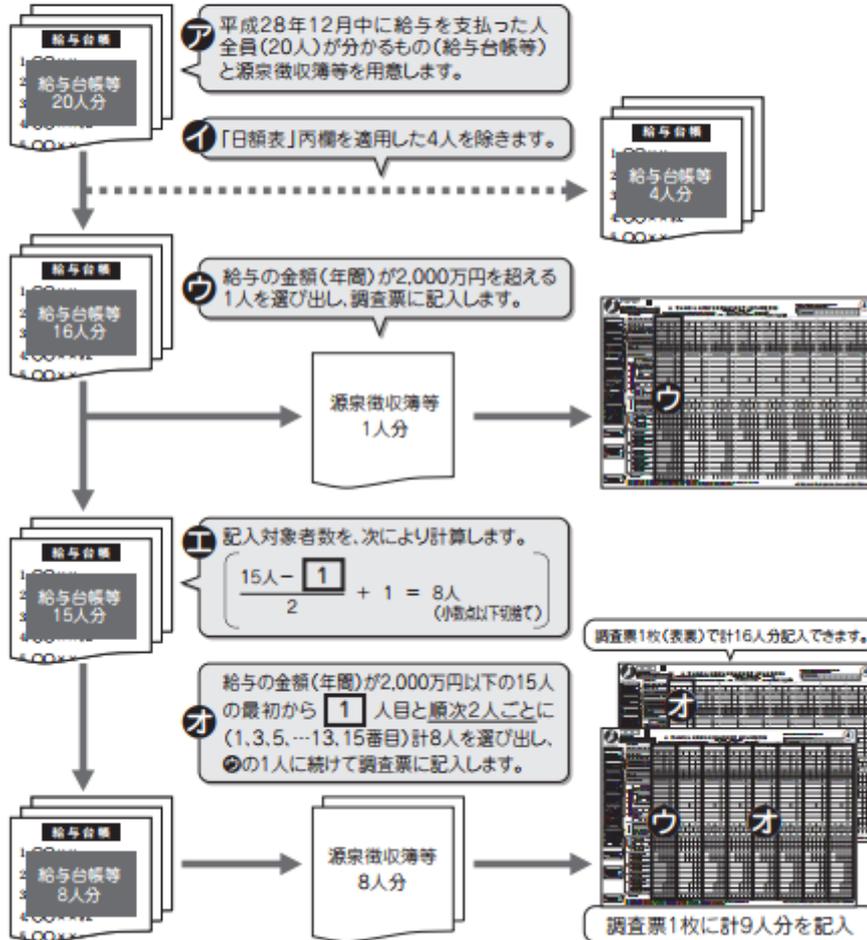
※Eに記載する人数は、「調査票（源泉徴収義務者用）」③の2(2)に記載する数字と同数になります。

記入対象者の決め方の具体例

(例) 給与所得者数が20人で、左記の「**表3-2** 記入対象者数の計算式」の**ウ**に記入する任意の数字を1とした事業所の場合

○平成28年12月中に給与を支払った人 ……………20人
 内訳 { ・日雇労働者等で「日額表」丙欄を適用した人 ……………4人
 ・給与の金額(年間)が2,000万円を超える人……………1人 }

「調査票(給与所得者用)」(④)に記入する対象者は以下のとおりです。



記載内容について、お尋ねすることがあります。
 調査票は、返却できませんので、必ずコピーを保管してください。

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2015.htm>

抽出率

平成27年分民間給与実態統計調査の事業所の従業員数等による層別、抽出率は、次のとおりである。

区分 階層	事業所の従業員 数等の区分	全体としての事 業所の抽出率 ①	事業所における 給与所得者の抽 出率 ②	全体としての給 与所得者の抽出 率 ①×②	標本事業所数	標本給与所得者 数
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/400	4,709 所	16,302 人
第2層	10～29人	1/200	1/2	1/400	2,048	17,535
第3層	30～99人	1/60	1/5	1/300	2,408	25,899
第4層	100～499人	1/15	1/20	1/300	3,352	35,611
第5層	500～999人	1/3	1/50	1/150	1,860	30,254
第6層	1,000～4,999人	1/1	1/100	1/100	3,366	85,707
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200	531	51,058
第8層	本社	1/1	1/10	1/10	2,515	47,308
計					20,789	309,674

(注)「本社」とは、従業員 500 人未満で資本金 10 億円以上の株式会社の本社をいう。

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

民間給与実態統計調査の結果

5 精度計算

(2) 精度計算式

抽出率

$1/f_{GH}$: G区分H層の事業所の抽出率

$1/g_{GHJ}$: G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者の抽出率

抽出量

m_{GH} : G区分H層の抽出事業所数

n_{GHJ1} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の抽出給与所得者数

n_{GHJ2} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の抽出給与所得者数

x_{GHJK} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者Kの抽出金額

x_{GHJK} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の給与所得者Kの抽出金額

推定量

N_{GH} : G区分H層の給与所得者数

X_{GHJ} : G区分H層J事業所の給与等金額

X_{GH} : G区分H層の給与等金額

$\hat{\mu}_{GH}$: G区分H層の給与等推定平均額

ア 給与所得者数

推定量

$$N_{GH} = f_{GH} \cdot \sum_{j=1}^{m_{GH}} N_{GHJ}; N_{GHJ} = g_{GHJ} \cdot n_{GHJ1} + n_{GHJ2} \quad (G \text{ 区分 } H \text{ 層 } J \text{ 事業所の給与所得者数})$$

標準誤差

$$\sigma(N_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{j=1}^{m_{GH}} (N_{GHJ} - \bar{N}_{GH})^2}; M_{GH} = f_{GH} \cdot m_{GH}, \quad \bar{N}_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{j=1}^{m_{GH}} N_{GHJ}$$

イ 給与等金額

推定量

$$X_{GHJ} = g_{GHJ} \cdot \sum_{k=1}^{n_{GHJ1}} x_{GHJK} + \sum_{k=1}^{n_{GHJ2}} x_{GHJK}; X_{GH} = f_{GH} \cdot \sum_{j=1}^{m_{GH}} X_{GHJ}$$

標準誤差

$$\sigma(X_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{j=1}^{m_{GH}} (X_{GHJ} - \bar{X}_{GH})^2 + \frac{M_{GH}}{m_{GH}} \sum_{j=1}^{m_{GH}} \frac{N_{GHJ}(N_{GHJ} - n_{GHJ1})}{n_{GHJ}(n_{GHJ} - 1)} \sum_{k=1}^{n_{GHJ2}} (x_{GHJK} - \bar{x}_{GHJ})^2}; \bar{X}_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{j=1}^{m_{GH}} X_{GHJ}, \quad \bar{x}_{GHJ} = \frac{1}{m_{GHJ}} \sum_{k=1}^{n_{GHJ2}} x_{GHJK}$$

ウ 標準誤差率: 推定値に対する標準誤差の割合

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{推定値} \times 100$$

基幹統計名：14 民間給与実態統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	×
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

民間給与実態統計調査の概要

8 調査の方法

調査票には、事業所に関する事項を記入する「事業所用の調査票」と給与所得者に関する事項を記入する「給与所得者用の調査票」の2種類があり、いずれも標本事業所が記入を行い、個々の給与所得者は、調査票の記入を行っていない。

標本事業所は、「事業所用の調査票」に、事業所の従業員数、調査対象年中に支給した給与総額、源泉徴収した所得税額等を記入し、「給与所得者用の調査票」に、給与所得者の性別、年齢、給与金額、源泉徴収税額、扶養人員、控除した生命保険料の金額等を記入することで調査票の作成を行っている。

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/pdf/sikata.pdf>

2 調査票等の提出方法について

民間給与実態統計調査は、(1)インターネット（オンライン調査システム）、(2)光ディスク等（CD・DVD・FD・MO）、(3)同封の調査票のいずれかにより回答していただくことができます。

(1)インターネット（オンライン調査システム）による回答



オンライン調査システムを利用して、インターネット回線を経由した回答を行うことができます。

※オンライン調査システム（政府統計オンライン調査総合窓口）は、政府が実施する統計調査について、インターネット回線を経由した回答ができるよう、平成20年4月から総務省を中心に全府省が参画してスタートしたシステムです。

- (注) 1 インターネットによる回答のしかたは、
国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）右側「統計情報」
→ 国税庁
→ 平成28年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ
→ インターネット（オンライン調査システム）を利用した回答のご案内の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。
- 2 インターネットによる回答は、お使いのパソコンの環境によっては利用できない場合があります。
- 3 国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した回答には対応していません。

特色

- ・データを入力した後、エラーチェック機能により記入漏れがないか確認することができます。
- ・調査に関する全ての作業がパソコンの画面上で行えますので、調査票の記入・郵送事務は必要ありません。
- ・調査期間中、1日24時間、都合のよい時間に回答いただけます。
- ・回答の送信は、暗号化（SSL方式）通信によって保護され、外部に漏れることはありません。

(2)光ディスク等（CD・DVD・FD・MO）による提出

・国税庁ホームページに、民間給与実態統計調査用の「光ディスク等提出用 記載事項ファイル」及び「提出用データ作成ファイル」（Microsoft® Excel 形式）を掲載しておりますので、ダウンロードしてデータを入力後、提出用のファイルを光ディスク等に保存して提出することができます。

光ディスク等で提出する場合も、調査票（源泉徴収義務者用）A4サイズ（③）を未記入のまま返信用封筒に入れて、提出してください。

(注)1 「提出用データ」の入力方法は、

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）右側「統計情報」

→ 国税庁

→ 平成28年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ

→ 光ディスク等（CD・DVD・FD・MO）による回答のご案内をご覧ください。

2 「提出用データ作成ファイル」は、お使いのパソコンの環境によっては利用できない場合があります。

・光ディスク等に記載する事項

光ディスク（CD・DVD）には、以下の事項を油性ペン等で表面に記入して提出してください。磁気ディスク等（FD・MO）には、以下の事項を記載したラベルを貼付して提出してください。

I 名称又は氏名

II 調査票（源泉徴収義務者用）A4サイズ（③）に記載された調査対象者IDの数字

※「光ディスク等提出用 記載事項ファイル」は、「提出用データ作成ファイル」から作成された「提出用ファイル」と共に光ディスク等に保存の上、返信用封筒で提出してください。



・使用できる光ディスク等の種類等

光ディスク等の種類	サイズ	タイプ	記憶容量 (バイト)	フォーマット	記録形式 /速度	記録コード /用途
光ディスク(CD)	12 (cm)	—	650M又は 700M	—	1-48X	データ用
光ディスク(DVD)			4.7G		1-16X	
フロッピーディスク(FD)	3.5 (インチ)	2HD	1.44M	MS-DOS (FAT形式)	CSV (カンマ区切 形式)	シフト JIS
光磁気ディスク(MO)		—	230M又は 640M			

※提出していただいた光ディスク等は返却できませんので、ご了承ください。

(3)調査票による提出

- ・源泉徴収義務者用（A4サイズ）（③）……………1枚
- ・給与所得者用（A3サイズ）（④）……………作成した枚数

(1)~(3)いずれの提出方法においても、提出期限は平成29年2月28日（火）です（統計法により提出が義務付けられています。）。

c) 調査実施系統（国—都道府県—市町村—調査員—世帯など）の表示又は説明
記載なし

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL: <http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

民間給与実態統計調査の概要

7 調査の時期

各年 12 月 31 日現在

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/pdf/sikata.pdf>

お手もと控えとして、郵送前に必ず調査票のコピーを保管してください。

返信用封筒の裏面において封入物を確認後、封入し投函（提出）してください。
なお、提出された調査票は返却できませんので、お尋ねの際の参考となるよう、お手もと控えとして調査票のコピーをお願いします。

提出期限は平成29年2月28日（火）です。

※不明な点については、14ページ以降の「よくある質問事例」又は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）右側「統計情報」の「平成28年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ」の「よくある質問事例」をご覧ください。20ページの間合せ先へ確認してください。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/pdf/sikata.pdf>

【Q1】 どうしても回答しなければいけないのですか？

- 【A】** 統計調査を円滑に実施し、正確な調査結果を得るためには、正確なご回答が必要です。もし、ご回答が得られなかったり、回答していただいても、その内容が不正確・不完全であると、調査の目的である統計が作成できず、精度の低い統計になってしまいます。1ページの民間給与実態統計調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。
- なお、統計法第13条では、国の重要な統計調査である基幹統計調査について、調査の対象である「個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。」と規定し、同法第61条では、「報告を拒み、又は虚偽の報告をした者」に対して、「50万円以下の罰金に処する。」と罰則について規定しています。

【Q2】 個人情報保護されているのですか？

- 【A】** 統計法第41条では、調査に従事する者（委託業者及びその従業員を含む。）に業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されています。
- また、同法第57条第1項第2号では、「業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者」は、「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と罰則について規定しています。
- このように、調査に従事する者に対して厳しい守秘義務と罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目全てについて、安心して回答いただくためです。本調査でいただいた回答は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありませんので、安心してご記入ください。

統計法（平成19.5.23 法53）－抜粋－

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 略

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者
当該情報を取り扱う業務

二～三 略

四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

第7章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 略

2 略

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二～三 略

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：14 民間給与実態統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	×	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・①・2・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

民間給与実態統計調査の結果

7 統計表一覧

民間給与実態統計調査の結果は、「事業所用の調査票」を集計した第1表・第2表と、「給与所得者用の調査票」を集計した第1表・第2表以外の統計表とで構成されている（「○ 民間給与実態統計調査の概要」、「8 調査の方法」参照）。

したがって、全国計表の第1表・第2表とそれ以外の統計表との間には計数に若干の差異がある。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

民間給与実態統計調査の結果

5 精度計算

(2) 精度計算式

抽出率

$1/f_{GH}$: G区分H層の事業所の抽出率

$1/g_{GHJ}$: G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者の抽出率

抽出量

m_{GH} : G区分H層の抽出事業所数

n_{GHJ1} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の抽出給与所得者数

n_{GHJ2} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の抽出給与所得者数

x_{GHJK} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者Kの抽出金額

x_{GHJ2K} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の給与所得者Kの抽出金額

推定量

N_{GH} : G区分H層の給与所得者数

X_{GHJ} : G区分H層J事業所の給与等金額

X_{GH} : G区分H層の給与等金額

$\hat{\mu}_{GH}$: G区分H層の給与等推定平均額

ア 給与所得者数

推定量

$$N_{GH} = f_{GH} \cdot \sum_{J=1}^{m_{GH}} N_{GHJ} ; N_{GHJ} = g_{GHJ} \cdot n_{GHJ1} + n_{GHJ2} \quad (\text{G区分H層J事業所の給与所得者数})$$

標準誤差

$$\sigma(N_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{J=1}^{m_{GH}} (N_{GHJ} - \bar{N}_{GH})^2} ; M_{GH} = f_{GH} \cdot m_{GH} , \quad \bar{N}_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} N_{GHJ}$$

イ 給与等金額

推定量

$$X_{GHJ} = g_{GHJ} \cdot \sum_{K=1}^{n_{GHJ1}} x_{GHJK} + \sum_{K=1}^{n_{GHJ2}} x_{GHJ2K} \quad X_{GH} = f_{GH} \cdot \sum_{J=1}^{m_{GH}} X_{GHJ}$$

標準誤差

$$\sigma(X_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{J=1}^{m_{GH}} (X_{GHJ} - \bar{X}_{GH})^2 + \frac{M_{GH}}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} \frac{N_{GHJ}(N_{GHJ} - n_{GHJ1})}{n_{GHJ1}(n_{GHJ1} - 1)} \sum_{K=1}^{n_{GHJ1}} (x_{GHJK} - \bar{X}_{GHJ1})^2} ; \quad \bar{X}_{GH} = \frac{1}{m_{GH}}$$

ウ 標準誤差率 : 推定値に対する標準誤差の割合

標準誤差率 = 標準誤差 / 推定値 * 100

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

公表予定

概要 : 調査年分の翌年 9 月下旬

統計表 : 調査年分の翌年 11 月下旬

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：14 民間給与実態統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		○
評価	0・1・2・③	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

b) 結果に対する標本誤差の数値 (計算されている全ての結果)

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

民間給与実態統計調査の結果

(2) 精度計算式

抽出率

- 1 / f_{GH} : G区分H層の事業所の抽出率
- 1 / g_{GH} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者の抽出率

抽出量

- m_{GH} : G区分H層の抽出事業所数
- n_{GH1} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の抽出給与所得者数
- n_{GH2} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の抽出給与所得者数
- x_{GH1k} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者kの抽出金額
- x_{GH2k} : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の給与所得者kの抽出金額

推定量

- N_{GH} : G区分H層の給与所得者数
- X_{GH} : G区分H層J事業所の給与等金額
- \bar{X}_{GH} : G区分H層の給与等金額
- $\hat{\mu}_{GH}$: G区分H層の給与等推定平均額

ア 給与所得者数

推定量

$$N_{GH} = f_{GH} \cdot \sum_{j=1}^{m_{GH}} N_{GHj}; N_{GH} = g_{GH} \cdot n_{GH1} + n_{GH2} \quad (G \text{ 区分 } H \text{ 層 } J \text{ 事業所の給与所得者数})$$

標準誤差

$$\sigma(N_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{j=1}^{m_{GH}} (N_{GHj} - \bar{N}_{GH})^2}; M_{GH} = f_{GH} \cdot m_{GH}, \bar{N}_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{j=1}^{m_{GH}} N_{GHj}$$

イ 給与等金額

推定量

$$X_{GH} = g_{GH} \cdot \sum_{k=1}^{n_{GH1}} x_{GH1k} + \sum_{k=1}^{n_{GH2}} x_{GH2k}; X_{GH} = f_{GH} \cdot \sum_{j=1}^{m_{GH}} X_{GHj}$$

標準誤差

$$\sigma(X_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{j=1}^{m_{GH}} (X_{GHj} - \bar{X}_{GH})^2 + \frac{M_{GH}}{m_{GH}} \sum_{j=1}^{m_{GH}} \frac{N_{GHj}(N_{GHj} - n_{GH1})}{n_{GH1}(n_{GH1} - 1)} \sum_{k=1}^{n_{GH1}} (x_{GH1k} - \bar{x}_{GH1})^2}; X_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{j=1}^{m_{GH}} X_{GHj}, N_{GH1} = g_{GH} \cdot n_{GH1}, \bar{x}_{GH1} = \frac{1}{m_{GH1}} \sum_{k=1}^{n_{GH1}} x_{GH1k}$$

ウ 標準誤差率: 推定値に対する標準誤差の割合

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{推定値} * 100$$

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/toukei.htm#gosaritsu>

各年の標準誤差率について

- 平成 27 年分調査
- 平成 26 年分調査
- 平成 25 年分調査
- 平成 24 年分調査
- 平成 23 年分調査
- 平成 22 年分調査
- 平成 21 年分調査
- 平成 20 年分調査
- 平成 19 年分調査

平成 18 年分調査

平成 17 年分調査

平成 16 年分調査

平成27年分調査の標準誤差率

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2015.htm>

「各推定総額についての標準誤差率」

		所得者数	給料・手当	賞与	給与	税額	
事業 所 規 模	第1層	1~9人	0.96%	1.43%	2.72%	1.45%	3.93%
	第2層	10~29人	0.74%	1.40%	2.89%	1.46%	4.87%
	第3層	30~99人	0.78%	1.24%	2.46%	1.33%	3.23%
	第4層	100~499人	0.85%	1.20%	1.93%	1.27%	2.87%
	第5層	500~999人	0.54%	1.06%	1.72%	1.13%	2.86%
	第6層	1000~4999人	0.39%	0.59%	0.91%	0.64%	1.21%
	第7層	5000人以上	2.73%	3.20%	3.47%	3.16%	3.57%
	第8層	本社	0.74%	0.80%	1.01%	0.82%	1.53%
第1~8層計		0.47%	0.63%	0.97%	0.66%	1.26%	

基幹統計名：14 民間給与実態統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

URL:<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2016/pdf/001.pdf>

平成 28 年分 民間給与実態統計調査－調査結果報告－

5 調査の方法

（参考）事業所の従事員数等による層別、抽出率は、次のとおりである。

区分 階層	事業所の従事員数等の区分	全体としての事業所の抽出率 ①	事業所における給与所得者の抽出率 ②	全体としての給与所得者の抽出率 ①×②	標本事業所数		標本給与所得者数
					業所数	回答事業所数	
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/400	所 7,865	所 4,650	人 16,184
第2層	10～29人	1/200	1/2	1/400	2,718	2,019	17,198
第3層	30～99人	1/60	1/5	1/300	3,070	2,418	25,521
第4層	100～499人	1/15	1/20	1/300	4,139	3,445	36,394
第5層	500～999人	1/3	1/50	1/150	2,216	1,884	30,952
第6層	1,000～4,999人	1/1	1/100	1/100	4,191	3,445	87,825
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200	669	554	51,456
第8層	本社	1/1	1/10	1/10	3,048	2,459	46,779
計					27,916	20,874	312,309

（注）「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：14 民間給与実態統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・①・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

URL: <https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>

民間給与実態統計調査の結果

4 利用上の注意

(1) この調査は、標本調査のため、標本事業所及び標本給与所得者から得た標本値に、それぞれの標本抽出率及び調査票の回収率の逆数を乗じて全体の給与所得者数、給与額及び源泉徴収税額を推計しているため、他の税務統計の関連数値とは一致しない。

参考とする転記様式

15 学校基本統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	3
③	集計・推計方法	0
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：15 学校基本統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・ 2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

学校基本調査-調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/gaiyou/chousa/1267968.htm

調査の対象

学校教育法で規定されている学校，市町村教育委員会

b) 報告を求める者

平成 29 年度学校基本調査について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/1355787.htm

平成 29 年度学校基本調査の手引

初等中等教育機関、専修学校・各種学校用 1. 経由機関用

学校基本調査の手引（都道府県・市町村用）(PDF:319KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1355790_1_1.pdf

調査の概要

C 調査の方法

1 調査票の種類と報告義務者・作成者

調査票の種類	報告義務者・作成者
1 学校調査票（幼稚園）	} 学校の長
2 "（幼保連携型認定こども園）	
3 "（小学校）	
4 "（中学校）	
5 "（義務教育学校）	
6 "（高等学校）	
7 "（中等教育学校）	
8 "（特別支援学校）	
9 "（専修学校）	
10 "（各種学校）	
11 学校通信教育調査票（高等学校）	通信制課程を置く高等学校の長
12 不就学学齢児童生徒調査票	市町村教育委員会
13 学校施設調査票（高等学校等）	公立の専修学校 公立の幼保連携型認定こども園の長 私立学校（各種学校を除く）の設置者
14 "（各種学校）	公立の各種学校の長 私立の各種学校の設置者
15 卒業後の状況調査票（中学校）	} 学校の長
16 "（義務教育学校）	
17 "（特別支援学校中学部）	
18 "（高等学校全日制・定時制）	
19 "（特別支援学校高等部）	
20 "（高等学校通信制）	
21 "（中等教育学校 前期課程 後期課程 （全日制・定時制）	

(注) 1. 公立の幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校については，学校施設調査は実施しません。

2. 中等教育学校の学校通信教育調査については，本年度調査では該当がありません。

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

学校基本調査－平成 28 年度結果の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1375036.htm

平成 28 年度学校基本調査について（報道発表資料）（PDF:2961KB）

表 1 初等中等教育機関等の学校数、在学者数、教員数

区 分	学 校 数 (校)				在 学 者 数 (人)				教 員 数 (人)		
	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	うち女性	女性の比率(%)
幼 稚 園	(-422)	(-)	(-194)	(-228)	(-62,687)	(-116)	(-14,970)	(-47,601)	(-1,540)	(-1,319)	(0.1)
	11,252	49	4,127	7,076	1,339,761	5,394	223,066	1,111,301	99,957	93,450	93.5
幼保連携型 認定こども園	(879)	(-)	(78)	(801)	(116,451)	(-)	(8,084)	(108,367)	(19,657)	(18,655)	(0.2)
	2,822	-	452	2,370	397,587 (イ)	-	52,012	345,575	57,118	53,992	94.5
小 学 校	(-288)	(-)	(-291)	(3)	(-59,589)	(-725)	(-58,969)	(105)	(-179)	(-386)	(-)
	20,313	72	20,011	230	6,483,515	39,543	6,366,785	77,187	416,973	259,639	62.3
中 学 校	(-80)	(-)	(-82)	(2)	(-59,186)	(-186)	(-57,155)	(-1,845)	(-1,726)	(-223)	(0.2)
	10,404	73	9,555	776	3,406,029	30,840	3,133,644	241,545	251,978	108,319	43.0
義務教育学校	22	-	22	-	12,702 (ウ)	-	12,702	-	934	504	54.0
高 等 学 校	(-14)	(-)	(-15)	(1)	(-9,772)	(7)	(-15,220)	(5,441)	(-359)	(704)	(0.4)
	4,925	15	3,589	1,321	3,309,342	8,630	2,252,942	1,047,770	234,611	74,295	31.7
中等教育学校	(-)	(-)	(-)	(-)	(111)	(-35)	(475)	(-329)	(47)	(31)	(0.6)
	52	4	31	17	32,428	3,107	21,941	7,380	2,556	885	34.6
特別支援学校	(11)	(-)	(11)	(-)	(1,927)	(-28)	(1,980)	(-25)	(1,467)	(1,111)	(0.3)
	1,125	45	1,067	13	139,821	2,991	136,072	758	82,372	50,385	61.2
専 修 学 校	(-18)	(-)	(-4)	(-14)	(543)	(3)	(-201)	(741)	(273)	(210)	(0.2)
	3,183	9	189	2,985	656,649	414	25,762	630,473	41,190	21,706	52.7
うち高等課程 を置く学校	(-7)	(-)	(-)	(-7)	(-1,133)	(-2)	(-18)	(-1,113)	(-18)	(-)	(0.4)
	424	1	6	417	38,962	17	501	38,444	2,731	1,534	56.2
うち専門課程 を置く学校	(-6)	(-)	(-4)	(-2)	(867)	(8)	(-171)	(1,030)	(319)	(232)	(0.1)
	2,817	9	186	2,622	589,050	309	25,251	563,490	37,382	19,941	53.3
各 種 学 校	(-29)	(-)	(-)	(-29)	(2,902)	(-)	(-25)	(2,927)	(112)	(154)	(1.3)
	1,200	-	6	1,194	120,629	-	560	120,069	8,731	3,690	42.3

(注) 1 ()は、前年度からの増減値である。

2 専修学校の「うち高等課程を置く学校」と「うち専門課程を置く学校」は延べ数であり、高等課程と専門課程の両方を設置する専修学校はそれぞれの欄に1校ずつ計上している。

平成 28 年度学校基本調査 調査結果のポイント

表2 高等教育機関の学校数、在学者数、教員数

区分	学校数(校)				在学者数(人)						教員数(人)		
	計	国立	公立	私立	計	うち女子	女性の比率(%)	国立	公立	私立	計	うち女性	女性の比率(%)
大 学	(-2)	(-)	(2)	(-4)	(13,414)	(15,858)	(0.3)	(-401)	(1,747)	(12,068)	(1,525)	(1,290)	(0.5)
	777	86	91	600	2,873,624	1,247,726	43.4	610,401	150,513	2,112,710	184,248	43,723	23.7
うち学部	(-4)	(-)	(-)	(-4)	(10,968)	(14,053)	(0.4)	(-1,464)	(1,788)	(10,644)			
	749	82	87	580	2,567,030	1,141,425	44.5	444,204	131,406	1,991,420			
うち大学院	(-)	(-)	(1)	(-1)	(114)	(772)	(0.3)	(633)	(134)	(-653)			
	627	86	79	462	249,588	78,603	31.5	150,724	16,108	82,756			
うち修士課程	(-)	(-)	(1)	(-1)	(140)	(687)	(0.4)	(524)	(150)	(-534)			
	599	86	77	436	159,114	49,067	30.8	93,940	10,522	54,652			
うち博士課程	(6)	(-)	(2)	(4)	(-26)	(-85)	(-0.1)	(-115)	(-23)	(112)			
	446	77	58	311	73,851	24,380	33.0	50,561	4,853	18,437			
うち専門職 学位課程	(6)	(9)	(1)	(-4)	(-)	(170)	(1.0)	(224)	(7)	(-231)			
	133	56	7	70	16,623	5,156	31.0	6,223	733	9,667			
うち法科 大学院	(-5)	(-)	(-)	(-5)	(-764)	(-172)	(0.8)	(-247)	(-33)	(-484)			
	69	24	2	43	5,330	1,564	29.3	2,331	151	2,848			
短 期 大 学	(-5)	(-)	(-1)	(-4)	(-4,221)	(-3,486)	(0.2)	(-)	(-206)	(-4,015)	(-126)	(-63)	(0.1)
	341	-	17	324	128,460	113,975	88.7	-	6,750	121,710	8,140	4,247	52.2
高 等 専 門 学 校	(-)	(-)	(-)	(-)	(47)	(343)	(0.5)	(8)	(-38)	(77)	(-70)	(19)	(0.6)
	57	51	3	3	57,658	10,402	18.0	51,623	3,740	2,295	4,284	432	10.1

(注) 1 ()は、前年度からの増減値である。

2 在学者数には、学部学生・本科学士のほか、専攻科・別科の学生、科目等履修生等を含む。

3 学校数のうち数については、在学者がいる学校数を計上している。

基幹統計名：15 学校基本統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	○
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・2・ 3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

学校基本調査・調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/gaiyou/chousa/1267968.htm

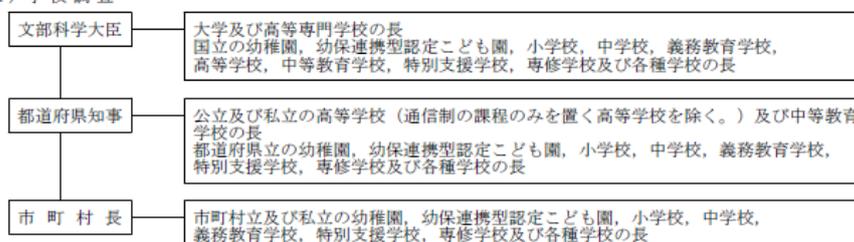
調査の方法

調査系統（PDF:50KB）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2016/12/22/1267968_1.pdf

調査系統

(1) 学校調査



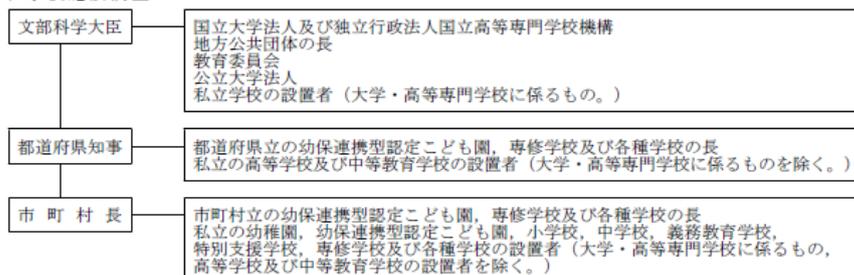
(2) 学校通信教育調査



(3) 不就学学齢児童生徒調査



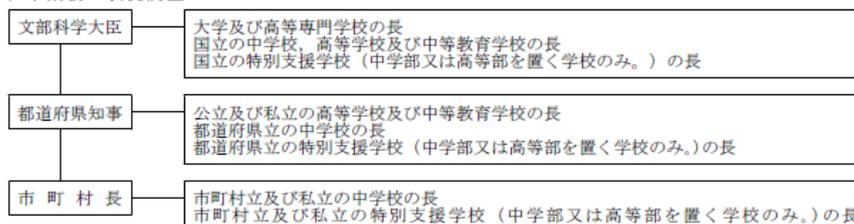
(4) 学校施設調査



(5) 学校経費調査



(6) 卒業後の状況調査



調査票の配布収集方法

調査系統により調査票を送付し、記入された調査票を回収。インターネットを利用したオンライン調査でも実施。

d) 調査期日又は調査期間の説明

学校基本調査・調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/gaiyou/chousa/1267968.htm

調査の時期

調査周期

毎年

調査期日

5月1日現在

不就学学齢児童生徒調査、学校経費調査については前年度間。

e) 調査票配布・回収期間の説明

平成29年度学校基本調査について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/1355787.htm

平成29年度学校基本調査の手引

初等中等教育機関、専修学校・各種学校用 2.幼稚園用

学校基本調査の手引（幼稚園）(PDF:317KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1355790_2_1.pdf

幼保連携認定こども園用、小学校・中学校用、義務教育学校用等の手引にも類似の記載あり。

II 調査票の配布、提出方法

1 オンライン調査システムによる提出の場合

調査書類の配布

「調査の手引」、調査対象者ID等、システム利用に必要な書類が「調査書類の配布系統」に従って配布されますので、配布されたID等を用いてシステムにログイン後、「電子調査票」をダウンロードしてください。詳しい使用方法については、10ページ以降を参照ください。

なお、本手引は文部科学省のホームページからダウンロードすることができます。

文部科学省トップページ (<http://www.mext.go.jp>) → 「白書・統計・出版物」

→ 「統計情報」 → 「学校基本調査」 → 「平成29年度学校基本調査について」

調査票の提出

報告者、調査期日、作成単位、提出期日等は、3ページの表のとおりです。電子調査票に調査データを入力し、回答データの送信をもって調査票の提出となります。

(調査書類の配布系統)

国立の学校	文部科学省 → 大学本部事務局 → 各附属学校
公立の学校	都道府県又は市町村 → 各公立学校
私立の学校	都道府県又は市町村 → 各私立学校

※**国立学校の場合**、調査票の提出及び調査に関し疑義が生じた場合は、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係に連絡してください。

(電話 03-5253-4111 内線 2264・2265)

※**公私立学校の場合**、都道府県によっては、調査書類の配布、収集の系統等を変更している場合があります。提出方法は、都道府県又は市町村の統計主管課の指示に従ってください。

2 紙の調査票による提出の場合

学校調査票の配布、作成、提出先、提出期日等については、次の表のとおりです。

区分	国立学校	公立学校	私立学校
配布部数	調査票の作成単位ごとに4部		
配布経路	大学事務局を通じて	都道府県又は市町村から	
報告者	園長		
調査期日	5月1日		
作成単位	本園・分園別		
提出部数	1部	3部	
提出先	大学事務局から文部科学省へ	都道府県立—都道府県へ 市町村立—市町村へ	市町村へ
提出期日	5月31日	都道府県知事又は市町村長の定める日	

(注) 1. 国立学校における調査票の配布・提出方法

文部科学省から大学本部事務局に配布し、学校調査票4部（文部科学省提出用、都道府県提出用、大学本部控、学校控）を大学本部事務局は各学校に配布します。各学校は、大学本部事務局と連絡を取り、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係宛て調査票1部を提出してください。

また、文部科学省への提出と同時に、同調査票1部を当該学校の所在する都道府県の知事部局統計主管課へ送付してください。

調査票の提出及び調査に関し疑義が生じた場合は、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係に連絡してください。（電話03-5253-4111 内線2264・2265）

2. 公立及び私立学校における都道府県又は市町村への提出方法等は、都道府県によっては、調査票の配布、収集の系統を変更している場合があります。都道府県又は市町村の統計主管課の指示に従ってください。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

平成29年度学校基本調査について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/1355787.htm

平成29年度学校基本調査の手引

初等中等教育機関、専修学校・各種学校用

1. 経由機関用

学校基本調査の手引（都道府県・市町村用）（PDF:319KB）（総ページ数：10ページ 該当項目を記載）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1355790_1_1.pdf

Ⅲ 都道府県の事務 4

1 学校の廃止等に伴う報告義務者の指定 4

2	調査票の配布	4
3	調査票提出期日の指定	5
4	市町村に対する指導	5
5	報告義務者・作成者に対する指導	5
6	調査票の下審査	6
7	調査票の整理・確認	7
8	紙の調査票のデータの作成・提出	7
9	エラーチェック・集計作業等による審査	7
10	審査終了後の書類等の提出	8
11	調査票等の都道府県教育委員会への送付	8
12	調査終了後の訂正について	8
13	調査票の保存	8
◎	「オンライン調査システムを利用した審査の流れ」	9
IV	市町村の事務	12
1	調査票の配布等	12
2	調査票提出期日の指定	13
3	報告義務者・作成者に対する指導	13
4	調査票の審査	13
5	調査票の提出	14
6	調査票の訂正	14
7	不就学学齢児童生徒調査票について（市町村教育委員会において作成・回答）	14

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

平成 29 年度学校基本調査について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/1355787.htm

平成 29 年度学校基本調査の手引

初等中等教育機関、専修学校・各種学校用 2.幼稚園用

学校基本調査の手引（幼稚園）（PDF:317KB）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1355790_2_1.pdf

幼保連携認定こども園用、小学校・中学校用、義務教育学校用等の手引にも類似の記載あり。

I 学校基本調査の概要

- 5 調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省及び都道府県の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：15 学校基本統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		×
b) 速報と確報の違いについての説明		×
c) 集計・推計の方法の説明		×
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		○
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

記載なし

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

c) 集計・推計の方法の説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

平成 29 年度学校基本調査について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/1355787.htm

平成 29 年度学校基本調査の手引

初等中等教育機関、専修学校・各種学校用 1. 経由機関用

学校基本調査の手引（都道府県・市町村用）（PDF:319KB）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1355790_1_1.pdf

Ⅲ 都道府県の事務

6 調査票の下審査

報告義務者・作成者から提出される調査票の下審査を行う場合は、特に次の点に留意してください。なお、オンライン調査システムにより提出された場合、※印の事項の審査は不要になります。

- (1) 報告義務者・作成者の漏れはないか。
- (2) 報告者からの提出枚数に誤りはないか。
- (3) 公私立別・学校種別に、提出されるべき調査票が漏れなく提出されているか。
- (4) 「都道府県番号」、「学校調査番号」、「設置者別」、「本校分校別」等は、正しい番号が記入されているか。
- (5) 学校、分校、学級、学科、専攻科、別科等は、正規に認可又は届出されたものが記入されているか。
- (6) 合計欄等の計算に誤りはないか。※
- (7) 面積等の単位に誤りはないか。
- (8) 児童生徒等の記入漏れや、記入誤りはないか。
- (9) 関連する数値は、適正であるかどうか。(例えば、A欄とB欄では、A欄の数値の方が必ずB欄より大きい、といった関連のある箇所があります。)※
- (10) 調査票内の同一符号欄の数値は、一致しているか。※
- (11) 前年度の数値と比較して、著しい差はないか。

★調査票の審査は、正確な調査の実施のために極めて重要です★

限られた期間内に、多くの調査票について審査を行わなければなりませんので、あらかじめ十分準備し、手順を考えておくことが必要です。このためには、関係者の間で前もって審査の方針や要領などを打ち合わせ、照合するための資料（関係資料・教育委員会の資料・私立学校主管課の資料等）を用意しておくとう便利です。

例) ○私立高等学校等の実態調査（平成 29 年度）

- ・各都道府県の私立学校主管課において行っている実態調査の私立高等学校等の学校数との整合性を御確認ください。

7 調査票の整理・確認

報告義務者・作成者から提出された調査票について、エラーチェック・集計作業等による審査に取りかかる前に、必ず次の整理・確認を行ってください。

- (1) 調査票の「市町村番号」欄には総務省編「統計に用いる標準地域コード」の市町村番号が正しく記入されているか確認します。政令指定都市の場合は、「市」の番号ではなく「区」の番号になります。

(誤記入がないか十分に指導してください。(オンライン調査システムにより提出された場合は、前年度と同一の符号が入力されているので確認してください。))

- (2) 公立の学校で学校の設置地方公共団体とその所在地が異なる場合、その調査票の「市町村番号」欄には、次のように「市町村番号」を記入します。

ア 都道府県立学校で、設置都道府県と学校所在都道府県が異なる場合は「999」。

イ 市町村立学校で、設置市町村と学校所在市町村が異なる場合は設置市町村の番号。

なお、これらの学校の学校名、学校調査番号、設置都道府県又は市町村名及び学校所在地を記載した一覧表を添付してください。

- (3) 調査票の「学科番号」又は「課程番号」欄が漏れなく、正しく記入されているか確認します。(オンライン調査システムにより提出された場合は、前年度と同一の符号が入力されているので確認してください。)コードの分類について迷う場合は、認可等部門（私学主管課、教育委員会等）に照会の上決定してください。また、分類の決定に際しては、学科名称のみで決定するのではなく、その教育内容（カリキュラム）によって区分してください。

なお、高等学校及び中等教育学校の「学校調査票」の学科番号は小分類のコード、同「卒業後の状況調査票」の学科番号は大分類のコードを記入します。

- (4) 私立学校に関する「学校施設調査票」の集計は、設置者本部の所在地とは関係なく学校の所在する都道府県で行うので、他の都道府県に所在する学校の学校施設調査票が提出された場合は、当該学校の学校所在地の都道府県に連絡を取って転送してください。

8 紙の調査票のデータの作成・提出

紙の調査票で提出されたものは別途指示する電算処理要領に基づきCSV形式のデータを作成し、文部科学省提出用の調査票データ（以下、「紙調査票データ」）を作成し、文部科学省へ提出します（電子メールでの提出）。

なお、「紙調査票データ」作成の電算処理を外部の業者等に委託する際は、統計法第 41 条第 6 号(守秘義務)の趣旨にのっとり、調査票に記入された各学校等の秘密に属する事項が他に漏れることのないよう、十分注意してください。

9 エラーチェック、集計作業等による審査

「紙調査票データ」の提出を受け、文部科学省において、当該データを「本省情報基盤システム」に投入します。投入の連絡を受けた後、「政府統計共同利用システム」の「指示票」から指示することにより、「紙調査票データ」及びオンライン調査システムにより提出された調査票データ（以下「オンライン調査票データ」）の全ての調査票データについて、エラーチェック及び集計作業を行うことができます。

審査の結果、修正が生じた場合、「紙調査票データ」の場合は修正データを作成し、随時文部科学省へ提出します。「オンライン調査票データ」の場合は、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにより修正してください。これらの修正及び審査を6月25日の書類提出日までに終了してください。

f) 公表のスケジュールの説明

各調査結果の公表予定

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/yotei/index.htm

1. 学校教育に関する統計調査

学校基本調査（XML：25KB）

平成 28 年度 確定値	初等中等教育機関、専 修学校・各種学校	公表日： 平成 28 年 12 月 22 日 インターネット情報 URL http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm 備考 URL は本調査のトップページです。 問い合わせ先：文部科学省 生涯学習政策局政策課調査統計企画室
	高等教育機関	公表日： 平成 28 年 12 月 22 日 インターネット情報 URL http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm 備考 URL は本調査のトップページです。 問い合わせ先：文部科学省 生涯学習政策局政策課調査統計企画室
平成 28 年度 速報	初等中等教育機関、専 修学校・各種学校	公表日： 平成 28 年 8 月 4 日 インターネット情報 URL http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm

		<p>備考</p> <p>URL は本調査のトップページです。</p> <p>問い合わせ先：文部科学省 生涯学習政策局政策課調査統計企画室</p>
	高等教育機関	<p>公表日： 平成 28 年 8 月 4 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>URL</p> <p>http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm</p> <p>備考</p> <p>URL は本調査のトップページです。</p> <p>問い合わせ先：文部科学省 生涯学習政策局政策課調査統計企画室</p>
<p>g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明</p> <p>記載なし</p>		
<p>h) 一部非回答、外れ値の処理の説明</p> <p>記載なし</p>		

基幹統計名：15 学校基本統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：15 学校基本統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		○
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		○
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		○
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

平成 29 年度学校基本調査について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/1355787.htm

平成 29 年度学校基本調査の手引

初等中等教育機関、専修学校・各種学校用 1. 経由機関用

学校基本調査の手引（都道府県・市町村用）（PDF:319KB）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2017/03/17/1355790_1_1.pdf

Ⅲ 都道府県の事務

5 報告義務者・作成者に対する指導

報告義務者・作成者(学校の長及び教育委員会等)に対する指導事項は、次のとおりです。

- (1) この調査の重要性をよく説明し、正確・迅速な報告が必要なことを、十分理解してもらい、円滑に報告がなされるよう指導してください。
- (2) 調査票を作成するときは、各調査票に記載されている注意事項及び「学校基本調査の手引（学校用）」をよく読んでから記入するよう指導してください。
- (3) 数字は算用数字を使用します。
- (4) 「不就学学齢児童生徒調査票」の「1年以上居所不明者数」については、「1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊（簿冊に相当するもの（電子ファイル・データベース等であって1年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの）を含む）に記載（記録）されている者（昭和32年2月25日付け文初財第83号文部省初等中等教育局長通達「学齢簿および指導要録の取扱について」一（4）に基づく者）の数を5月1日現在で記入する。」こととなっているため、それらの資料等との照合を十分行うよう指導してください。
- (5) 「学校施設調査票」は、必ず平方メートル単位で記入します。また、1平方メートル未満

は四捨五入するよう指導してください。

- (6) 記入後、調査票及び手引に記載されている確認事項について確認し、特に、児童生徒数は指導要録との照合を十分行うよう指導してください。また、検算できるところは、必ず検算をさせてください。
- (7) 提出後の訂正は、全国集計を遅れさせる原因となりますので、十分確かめた上で提出するよう指導してください。
- (8) 提出期日を厳守させてください。
- (9) これまでの調査で特に誤りの多かった箇所を整理しておき、重点的に説明指導してください。

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

平成 29 年度学校基本調査について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/1355787.htm

平成 29 年度学校基本調査の手引

初等中等教育機関、専修学校・各種学校用 1. 経由機関用

学校基本調査の手引（都道府県・市町村用）(PDF:319KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1355790_1_1.pdf

Ⅲ 都道府県の事務

6 調査票の下審査

報告義務者・作成者から提出される調査票の下審査を行う場合は、特に次の点に留意してください。なお、オンライン調査システムにより提出された場合、※印の事項の審査は不要になります。

- (1) 報告義務者・作成者の漏れはないか。
- (2) 報告者からの提出枚数に誤りはないか。
- (3) 公私立別・学校種別に、提出されるべき調査票が漏れなく提出されているか。
- (4) 「都道府県番号」、「学校調査番号」、「設置者別」、「本校分校別」等は、正しい番号が記入されているか。
- (5) 学校、分校、学級、学科、専攻科、別科等は、正規に認可又は届出されたものが記入されているか。
- (6) 合計欄等の計算に誤りはないか。※
- (7) 面積等の単位に誤りはないか。
- (8) 児童生徒等の記入漏れや、記入誤りはないか。
- (9) 関連する数値は、適正であるかどうか。(例えば、A欄とB欄では、A欄の数値の方が必ずB欄より大きい、といった関連のある箇所があります。)※
- (10) 調査票内の同一符号欄の数値は、一致しているか。※

(11) 前年度の数値と比較して、著しい差はないか。

★調査票の審査は、正確な調査の実施のために極めて重要です★

限られた期間内に、多くの調査票について審査を行わなければなりませんので、あらかじめ十分準備し、手順を考えておくことが必要です。このためには、関係者の間で前もって審査の方針や要領などを打ち合わせ、照合するための資料（関係資料・教育委員会の資料・私立学校主管課の資料等）を用意しておくことが便利です。

例) ○私立高等学校等の実態調査（平成 29 年度）

- ・各都道府県の私立学校主管課において行っている実態調査の私立高等学校等の学校数との整合性を御確認ください。

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

平成 29 年度学校基本調査について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/1355787.htm

平成 29 年度学校基本調査の手引

初等中等教育機関、専修学校・各種学校用 1. 経由機関用

学校基本調査の手引（都道府県・市町村用）(PDF:319KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1355790_1_1.pdf

Ⅲ 都道府県の事務

7 調査票の整理・確認

報告義務者・作成者から提出された調査票について、エラーチェック・集計作業等による審査に取りかかる前に、必ず次の整理・確認を行ってください。

(1) 調査票の「市町村番号」欄には総務省編「統計に用いる標準地域コード」の市町村番号が正しく記入されているか確認します。政令指定都市の場合は、「市」の番号ではなく「区」の番号になります。

(誤記入がないか十分に指導してください。(オンライン調査システムにより提出された場合は、前年度と同一の符号が入力されているので確認してください。))

(2) 公立の学校で学校の設置地方公共団体とその所在地が異なる場合、その調査票の「市町村番号」欄には、次のように「市町村番号」を記入します。

ア 都道府県立学校で、設置都道府県と学校所在都道府県が異なる場合は「999」。

イ 市町村立学校で、設置市町村と学校所在市町村が異なる場合は設置市町村の番号。

なお、これらの学校の学校名、学校調査番号、設置都道府県又は市町村名及び学校所在地を記載した一覧表を添付してください。

(3) 調査票の「学科番号」又は「課程番号」欄が漏れなく、正しく記入されているか確認します。

(オンライン調査システムにより提出された場合は、前年度と同一の符号が入力されているので確認してください。)コードの分類について迷う場合は、認可等部門（私学主管課、教育委員会等）に照会の上決定してください。また、分類の決定に際しては、学科名称のみで決定す

るのではなく、その教育内容（カリキュラム）によって区分してください。

なお、高等学校及び中等教育学校の「学校調査票」の学科番号は小分類のコード、同「卒業後の状況調査票」の学科番号は大分類のコードを記入します。

- (4) 私立学校に関する「学校施設調査票」の集計は、設置者本部の所在地とは関係なく学校の所在する都道府県で行うので、他の都道府県に所在する学校の学校施設調査票が提出された場合は、当該学校の学校所在地の都道府県に連絡を取って転送してください。

8 紙の調査票のデータの作成・提出

紙の調査票で提出されたものは別途指示する電算処理要領に基づきCSV形式のデータを作成し、文部科学省提出用の調査票データ（以下、「紙調査票データ」）を作成し、文部科学省へ提出します（電子メールでの提出）。

なお、「紙調査票データ」作成の電算処理を外部の業者等に委託する際は、統計法第41条第6号(守秘義務)の趣旨にのっとり、調査票に記入された各学校等の秘密に属する事項が他に漏れることのないよう、十分注意してください。

9 エラーチェック、集計作業等による審査

「紙調査票データ」の提出を受け、文部科学省において、当該データを「本省情報基盤システム」に投入します。投入の連絡を受けた後、「政府統計共同利用システム」の「指示票」から指示することにより、「紙調査票データ」及びオンライン調査システムにより提出された調査票データ（以下「オンライン調査票データ」）の全ての調査票データについて、エラーチェック及び集計作業を行うことができます。

審査の結果、修正が生じた場合、「紙調査票データ」の場合は修正データを作成し、随時文部科学省へ提出します。「オンライン調査票データ」の場合は、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにより修正してください。これらの修正及び審査を6月25日の書類提出日までに終了してください。

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：15 学校基本統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

16 学校保健統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	3
②	調査方法（データ収集方法）	3
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：16 学校保健統計	① 標本設計（標本調査）	
確認事項		記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		○
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
評価		0・1・2・③

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

平成 29 年度学校保健統計調査の手引について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/1356198.htm

学校用 学校用 (1) (PDF:4,293KB)

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/_icsFiles/afieldfile/2017/04/12/1356204_1.pdf

I 調査の概要

4 調査実施校の抽出方法

標本抽出は、次の方法で行っています。

(1) 各都道府県の幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の数及び学校数に応じ対象学校数を学校種別に決定します。

(2) 次の①～⑤の方法で対象学校を決定します。

① 都道府県ごとに、都道府県内の学校を児童等数が大きい方から小さい方へと並び替えて、通し番号をふる。

② 通し番号順に児童等数を累積する。

③ 累積和に従い、各層の児童等数がほぼ等しくなるように、

幼稚園： 4層

小学校： 10層

中学校： 6層

高等学校： 5層 に層化する。

④ 当該都道府県の割当学校数を、層の数で割り、1層当たりの割当学校数を求める。

⑤ 各層内で、調査実施校を単純無作為抽出する。

※ 各学校を規模別に層化して抽出を行うため、規模（児童等数）の大きな学校については抽出される確率が高くなります。全国及び各都道府県の推定値の精度を保つためには、当該方法にて選定することが必要ですので、御協力くださいますようお願いいたします。

※ 調査対象者の抽出については、本手引の6ページに記載の方法で対象児童等を決定します。

IV 調査対象者の抽出方法

1 発育状態調査

(1) 当該学校の年齢別男女別在学者数が調査対象者数より多い学校の場合

調査対象者は、年齢（学年）別、男女別に抽出しますので、当該学校で通常作成されている名簿等の順序に従って、次の例のとおり抽出します。ただし、児童等のうち、原級留置等により調査対象年齢と学年が対応しない児童等がある場合は、調査対象者から除外してください（「Ⅲ 調査票の作成上の注意」の「6 年齢の取扱い」（5ページ）を参照）。

(例) A小学校に都道府県から通知された調査対象者数が、年齢別男女別に各8人計96人の場合

A小学校第1学年（6歳）男子が68人在籍していたとする。

68人の在籍者から8人を抽出するために抽出間隔となる数を求める。

68人÷8=8.5 で、抽出間隔となる数（小数点以下は切り上げる。）は9となる。

この間隔以下の数から一つの数を無作為に選び抽出起番号とする。

この場合、9以下の数から選んだ一つの数（抽出起番号）が3であったとする。

この抽出起番号を第1番目の抽出番号とし、順次これに抽出間隔を加え、第2番目から第8番目までの抽出番号を決定する。（第1番目から第8番目の抽出番号の者が調査対象者となる。）

なお、調査対象者数を選びきれなかった場合は、最初に戻り抽出を続ける（25ページ質問1参照）。

第 1 番 目	第 2 番 目	第 3 番 目	第 4 番 目	第 5 番 目	第 6 番 目	第 7 番 目	第 8 番 目
	+9	+9	+9	+9	+9	+9	+9
3	12	21	30	39	48	57	66

(2) 当該学校の年齢別男女別在学者数が調査対象者数に等しいかそれより少ない学校の場合

当該年齢（学年）別、男女別の在学者全員を調査対象者とします。ただし、児童等のうち、原級留置等により調査対象年齢と学年が対応しない児童等がある場合は、調査対象者から除外してください。

なお、次の例のようにその一部の年齢（学年）別、男女別区分で調査対象者数を超える在学者がいる場合（網かけ部分）は、当該区分の在学者の中から無作為に抽出してください。

(例)

区 分			在学者数（人）	都道府県から通知された調査対象者数	調査対象者数（人）
中 学 校	12歳 (第1学年)	男	22	男女別年齢別 各20人	20
		女	20		20
	13歳 (第2学年)	男	17		17
		女	15		15
	14歳 (第3学年)	男	18		18
		女	17		17
計			109人	120人	107人

b) 調査対象の範囲

学校保健統計調査・平成28年度（確定値）の結果の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/kekka/k_detail/1380547.htm

1. 調査の概要 (PDF:135KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/27/1380548_02.pdf

2 調査の範囲・対象

- ① 調査の範囲は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校（以下「調査実施校」という。）とする。
- ② 調査の対象は、調査実施校に在籍する満5歳から17歳（平成28年4月1日現在）までの

幼児，児童及び生徒（以下「児童等」という。）の一部とする。

c) 報告を求める者

学校保健統計調査-平成 28 年度（確定値）の結果の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/kekka/k_detail/1380547.htm

1. 調査の概要 （PDF:135KB）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2017/03/27/1380548_02.pdf

4 調査の期日及び方法

② 調査の報告義務者は，調査実施校の長とする。

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

学校保健統計調査-平成 28 年度（確定値）の結果の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/kekka/k_detail/1380547.htm

1. 調査の概要 （PDF:135KB）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2017/03/27/1380548_02.pdf

7 利用上の注意

本調査は標本調査のため，統計表の数値（推定値）には標本誤差が含まれている。

標本誤差の大きさを本調査では標準誤差の値で示しており，推定値を中心として，その前後に標準誤差の 2 倍ずつの幅をとれば，その区間は真の値を約 95%の確率で含んでいると考えてよい。

（なお、標準偏差は各種統計表に掲載あり）

学校保健統計調査 調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm

調査の結果 統計表一覧

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011648>

（主要部分のみ記載）

1 年齢別 都市階級別 設置者別 身長・体重の平均値及び標準偏差 (10-1)

1 男 (1) 計

区 分	身 長 (cm)		体 重 (kg)			
	平 均 値	標 準 偏 差	平 均 値	標 準 偏 差		
幼稚園 小 学 校	5 歳	110.4	4.74	18.9	2.63	
	6 歳	116.5	4.91	21.4	3.38	
	7 歳	122.5	5.08	24.0	4.09	
	8 歳	128.1	5.36	27.2	5.08	
	9 歳	133.6	5.67	30.6	6.16	
	10 歳	138.8	6.21	34.0	7.29	
	11 歳	145.2	7.06	38.4	8.47	
	中 学 校	12 歳	152.7	7.96	44.0	9.72
		13 歳	159.9	7.55	48.8	9.76
		14 歳	165.2	6.68	53.9	9.71
	高 等 学 校	15 歳	168.3	5.92	58.7	10.50
16 歳		169.9	5.86	60.5	10.13	
17 歳		170.7	5.81	62.5	10.17	
うち公立						
幼稚園 小 学 校	5 歳	110.1	4.79	18.8	2.82	
	6 歳	116.5	4.91	21.4	3.38	
	7 歳	122.5	5.08	24.0	4.09	
	8 歳	128.1	5.36	27.2	5.09	
	9 歳	133.6	5.67	30.6	6.17	
	10 歳	138.8	6.20	34.0	7.30	
	11 歳	145.1	7.06	38.4	8.48	
	中 学 校	12 歳	152.6	7.95	44.0	9.75
		13 歳	159.8	7.59	48.7	9.72
		14 歳	165.2	6.69	53.8	9.64
	高 等 学 校	15 歳	168.1	5.86	58.5	10.45
16 歳		169.7	5.80	60.3	9.98	
17 歳		170.6	5.80	62.3	10.03	
うち私立						
幼稚園 高 等 学 校	5 歳	110.5	4.74	19.0	2.59	
	15 歳	168.6	6.04	59.3	10.70	
	16 歳	170.2	5.96	61.2	10.46	
	17 歳	170.8	5.86	63.1	10.50	

- (注) 1. 年齢は、平成28年4月1日現在の満年齢である。以下の各表において同じ。
 2. 全国平均の5歳から17歳の標準誤差は、身長0.04～0.06 cm、体重0.02～0.10kgである。
 3. 幼稚園には幼保連携型認定こども園、中学校には中等教育学校の前期課程、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。以下の各表において同じ。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

学校保健統計調査-平成 28 年度（確定値）の結果の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/kekka/k_detail/1380547.htm

1. 調査の概要 (PDF:135KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/27/1380548_02.pdf

表 I 調査実施校数及び調査対象者数

区 分	調査実施校数	調査対象者数	
		発 育 状 態	健 康 状 態
幼 稚 園	1,645 (校)	72,380 (人)	99,842 (人)
小 学 校	2,820	270,720	1,350,596
中 学 校	1,880	225,600	873,897
高 等 学 校	1,410	126,900	1,112,727
計	7,755	695,600	3,437,062
抽 出 率		全幼児、児童及び生徒の5.0%を抽出	全幼児、児童及び生徒の24.9%を抽出

- (注) 1. 発育状態の調査は、調査実施校に在籍する幼児、児童及び生徒のうちから年齢別男女別に抽出された者を対象とし、健康状態の調査は、調査実施校の在学者全員を対象としている。
2. 幼稚園には幼保連携型認定こども園を、中学校には中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程をそれぞれ含む（以下同じ）。

表 II 都道府県別 調査実施割当学校数

区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計	区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計
北 海 道	44	68	50	46	208	滋 賀	32	58	37	26	153
青 森	33	58	39	28	158	京 都	33	60	40	30	163
岩 手	30	59	39	28	156	大 阪	57	67	47	44	215
宮 城	35	60	40	29	164	兵 庫	51	64	44	39	198
秋 田	28	57	38	25	148	奈 良	32	57	38	25	152
山 形	29	58	37	26	150	和 歌 山	29	58	38	25	150
福 島	37	60	40	31	168	鳥 取	27	57	36	23	143
茨 城	38	61	40	32	171	鳥 根	28	57	37	24	146
栃 木	32	59	39	27	157	岡 山	36	60	39	28	163
群 馬	33	59	39	28	159	広 島	36	61	41	32	170
埼 玉	46	64	45	38	193	山 口	32	59	39	28	158
千 葉	45	64	44	37	190	徳 島	31	57	37	24	149
東 京	59	71	54	61	245	香 川	31	57	37	24	149
神 奈 川	50	65	46	42	203	愛 媛	31	58	38	27	154
新 潟	30	61	40	31	162	高 知	27	58	38	24	147
富 山	28	57	37	25	147	福 岡	42	64	43	36	185
石 川	29	58	37	25	149	佐 賀	29	57	37	24	147
福 井	30	57	37	24	148	長 崎	31	59	39	28	157
山 梨	28	57	37	24	146	熊 本	30	59	39	28	156
長 野	29	59	39	30	157	大 分	34	58	38	26	156
岐 阜	32	59	39	28	158	宮 崎	31	58	38	25	152
静 岡	44	61	42	33	180	鹿 児 島	34	61	40	29	164
愛 知	44	66	45	40	195	神 戸	35	58	38	26	157
三 重	33	60	39	27	159	計	1,645	2,820	1,880	1,410	7,755

表Ⅲ 都道府県別 学校種別 健康状態調査対象者数

		(人)			
区 分		幼稚園	小学校	中学校	高等学校
全 国		99,842	1,350,596	873,897	1,112,727
北 海 道		2,785	30,014	20,498	30,838
青 森 県		1,038	20,859	14,099	17,798
岩 手 県		1,630	22,926	14,803	16,390
宮 城 県		2,887	30,898	16,922	24,632
秋 田 県		1,230	21,211	13,074	13,553
山 形 県		1,593	22,496	14,819	16,616
福 島 県		2,120	23,030	15,538	22,169
茨 城 県		2,265	28,341	18,841	25,195
栃 木 県		2,437	28,060	18,874	25,685
群 馬 県		1,664	28,602	17,428	23,708
埼 玉 県		4,530	39,325	25,349	42,246
千 葉 県		3,811	37,593	25,299	37,199
東 京 都		5,233	38,395	26,030	54,269
神 奈 川 県		4,871	42,116	28,421	39,873
新 潟 県		1,502	25,354	14,960	21,727
富 山 県		1,152	24,385	18,610	15,813
石 川 県		1,396	26,856	18,824	20,151
福 井 県		1,068	22,370	16,686	18,634
山 梨 県		1,234	21,478	14,499	17,126
長 野 県		1,628	28,700	18,870	20,606
岐 阜 県		2,303	27,722	19,454	23,077
静 岡 県		2,659	35,380	19,792	27,865
愛 知 県		3,147	37,538	27,753	41,677
三 重 県		1,876	26,087	17,454	20,206
滋 賀 県		1,767	33,076	19,602	20,918
京 都 府		1,963	28,924	20,128	25,171
大 阪 府		4,777	37,581	27,215	45,168
兵 庫 県		3,663	39,484	25,286	33,105
奈 良 県		1,464	27,629	19,594	21,013
和 歌 山 県		1,685	20,379	15,076	18,680
鳥 取 県		1,155	19,233	12,148	13,583
島 根 県		743	20,675	13,196	12,927
岡 山 県		1,719	31,934	20,745	23,158
広 島 県		2,461	32,904	19,737	23,031
山 口 県		1,699	27,872	15,871	16,547
徳 島 県		1,325	21,426	14,645	16,037
香 川 県		1,395	28,123	19,651	17,546
愛 媛 県		2,151	29,684	16,201	21,752
高 知 県		990	22,083	12,670	14,088
福 岡 県		3,112	36,620	22,804	34,697
佐 賀 県		1,488	26,781	14,906	15,196
長 崎 県		1,435	24,342	14,654	19,622
熊 本 県		1,499	28,616	19,432	23,245
大 宮 市		1,573	27,465	17,352	17,964
宮 崎 県		1,217	29,575	14,695	18,667
鹿 児 島 県		1,946	29,704	18,091	21,638
沖 縄 県		2,556	36,750	23,301	21,921

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

1) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

学校保健統計調査 調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm

調査の結果 推計方法 (PDF:970KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/___icsFiles/afieldfile/2009/12/17/1268650_1.pdf

推定方法

ある学校種の発育状態調査における平均または健康状態調査における被患率等の推定量は次式のとおりである。

$$\hat{\mu}_{\delta\lambda} = \frac{1}{\hat{N}_{\delta\lambda}} \sum_{k=1}^{47} \sum_{h=1}^H \sum_{i=1}^{m_{kh}} \sum_{g=1}^G \delta_{kg} w_{khi} y_{khi} \quad (1)$$

発育状態調査における標準偏差の推定量は次式のとおりである。

$$\hat{\psi}_{\delta\lambda} = \left\{ \frac{1}{\hat{N}_{\delta\lambda} - 1} \left(\sum_{k=1}^{47} \sum_{h=1}^H \sum_{i=1}^{m_{kh}} \sum_{g=1}^G \delta_{kg} w_{khi} s_{khi}^2 - \hat{N}_{\delta\lambda} \hat{\mu}_{\delta\lambda}^2 \right) \right\}^{1/2} \quad (2)$$

発育状態調査におけるある測定値区分の出現率の推定量は次式のとおりである。

$$\hat{\pi}_{\delta\lambda} = \hat{N}_{\delta\lambda} \left/ \sum_{k=1}^{47} \sum_{g=1}^G \delta_{kg} N_{kg} \right. \quad (3)$$

相談員・スクールカウンセラーの配置状況の推定量は次式のとおりである。

$$\hat{\xi} = \sum_{k=1}^{47} \sum_{h=1}^H \sum_{i=1}^{m_{kh}} \frac{M_{kh}}{m_{kh}} z_{khi} \left/ \sum_{k=1}^{47} \sum_{h=1}^H M_{kh} \right. \quad (4)$$

ただし学校種別に、

- M_{kh} : 都道府県 k の層 h の全学校数
- m_{kh} : 都道府県 k の層 h の調査対象校数
- N_{kg} : 都道府県 k の集計対象である都市規模・設置者の全学校の性・年齢 g の在学者数
- N_{khi} : 都道府県 k の層 h の調査対象校 i の性・年齢 g の在学者数
- n_{khi} : 都道府県 k の層 h の調査対象校 i の性・年齢 g の受検者数
- n_{khi}^* : 都道府県 k の層 h の調査対象校 i の性・年齢 g の集計対象である測定値区分に該当する受検者数
- δ_{kg} : $\begin{cases} 1 & \text{都道府県 } k \text{ の性・年齢 } g \text{ が集計対象の場合} \\ 0 & \text{それ以外の場合} \end{cases}$
- λ_{khi} : $\begin{cases} 1 & \text{都道府県 } k \text{ の層 } h \text{ の調査対象校 } i \text{ が集計対象の都市規模・設置者である場合} \\ 0 & \text{それ以外の場合} \end{cases}$
- w_{khi} : $N_{kg} \lambda_{khi} \frac{M_{kh}}{m_{kh}} \frac{N_{khi}}{n_{khi}} \left/ \left(\sum_{h=1}^H \sum_{i=1}^{m_{kh}} \lambda_{khi} \frac{M_{kh}}{m_{kh}} N_{khi} \right) \right.$
- $\hat{N}_{\delta\lambda}$: $\sum_{k=1}^{47} \sum_{h=1}^H \sum_{i=1}^{m_{kh}} \sum_{g=1}^G \delta_{kg} w_{khi} n_{khi}^*$
- y_{khi} : 都道府県 k の層 h の調査対象校 i の性・年齢 g の集計対象である測定値区分に該当する受検者の測定値の合計 (発育状態調査)
あるいは疾病・異常に該当する受検者の数・永久歯のう歯等数 (健康状態調査)
- s_{khi}^2 : 都道府県 k の層 h の調査対象校 i の性・年齢 g の集計対象である測定値区分に該当する受検者の測定値の二乗和 (発育状態調査)
あるいは疾病・異常に該当する受検者の数 (健康状態調査)
- z_{khi} : $\begin{cases} 1 & \text{都道府県 } k \text{ の層 } h \text{ の調査対象校 } i \text{ の相談員・スクールカウンセラーが} \\ & \text{集計対象の配置状況である場合} \\ 0 & \text{それ以外の場合} \end{cases}$

である。

基幹統計名：16 学校保健統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	○
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・2・ 3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

学校保健統計調査・調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/gaiyou/chousa/1268648.htm

調査の方法

調査票の配布収集方法

都道府県知事をおし調査対象校に調査票を送付し、記入された調査票を回収。インターネットを利用したオンライン調査でも実施。

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

学校保健統計調査・調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/gaiyou/chousa/1268648.htm

調査の方法

調査系統

文部科学省－都道府県知事－調査対象校

d) 調査期日又は調査期間の説明

学校保健統計調査・調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/gaiyou/chousa/1268648.htm

調査の時期

調査期日

学校保健安全法による健康診断の結果に基づき、次のとおり実施。

- (1) 児童等の発育状態に関する事項 4月～6月
- (2) 児童等の健康状態に関する事項 4月～6月

e) 調査票配布・回収期間の説明

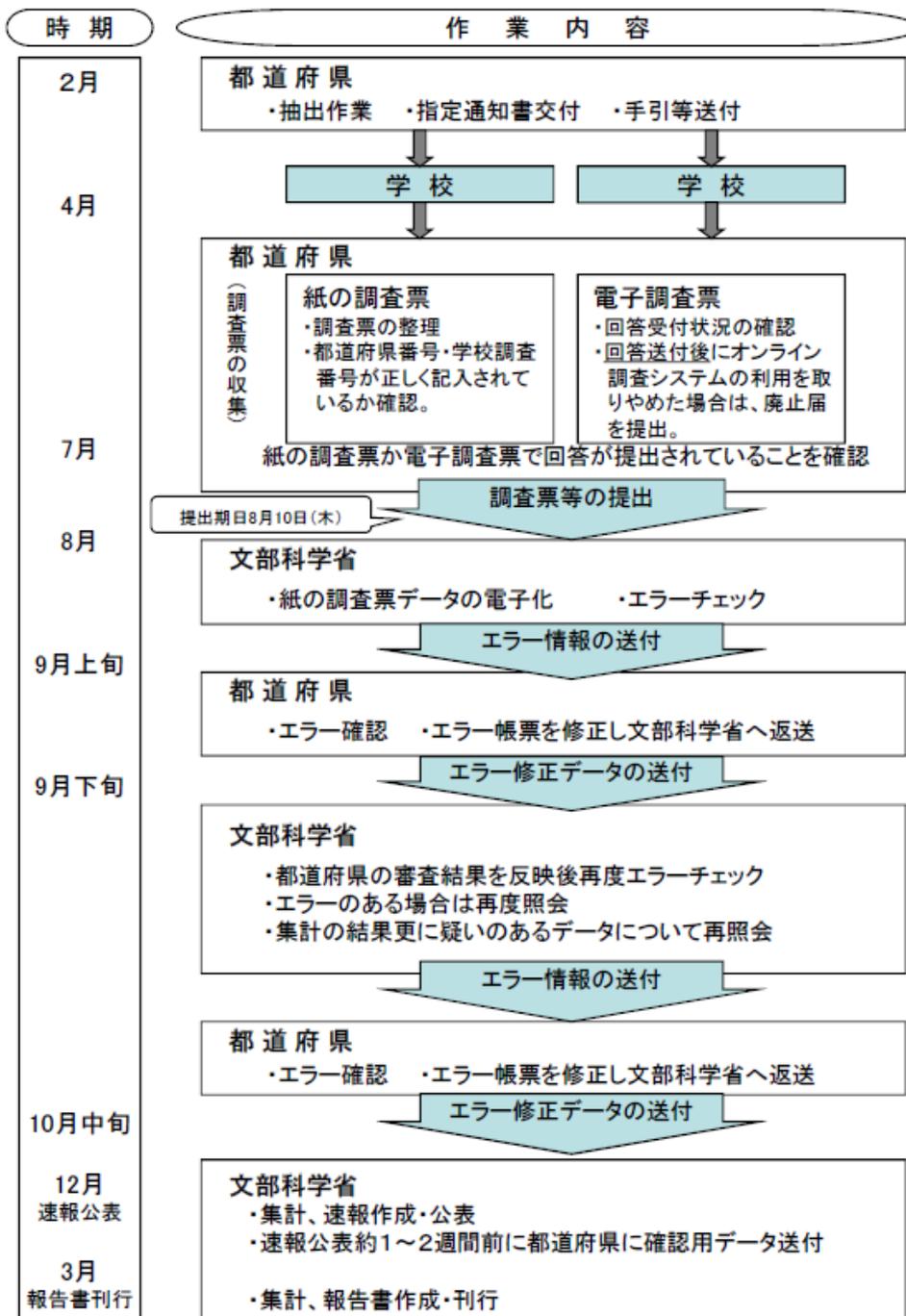
平成 29 年度学校保健統計調査の手引について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/1356198.htm

都道府県用（抜粋）（PDF:3,563KB）

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/_icsFiles/afieldfile/2017/04/12/1356202.pdf

平成29年度学校保健統計調査 スケジュール



III 都道府県の事務

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明
記載なし

g) 事務処理基準の概要

平成29年度学校保健統計調査の手引について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/1356198.htm

都道府県用（抜粋）（PDF:3,563KB）（総ページ数：26 ページ 該当項目を記載）

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/___icsFiles/afieldfile/2017/04/12/1356202.pdf

Ⅲ 都道府県の事務

- 1 調査実施準備
- 2 学校に対する指導
- 3 調査票の収集等に係る事務
- 4 紙の調査票の整理
- 5 調査票等の提出期日及び送付先
- 6 その他

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

平成 29 年度学校保健統計調査の手引について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/1356198.htm

学校用 学校用（1）（PDF:4,293KB）

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/___icsFiles/afieldfile/2017/04/12/1356204_1.pdf

- 1 調査の概要
- 2 基幹統計調査

基幹統計調査とは、国が実施する重要な調査で、統計法により、次のように定められています。

- （1）調査票の報告を求められた者（報告義務者）は、必ず、調査票に所定の事項を入力（記入）し、定められた方法で報告しなければなりません。報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には罰則の適用を受けることがあります。
- （2）この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。
- （3）調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省及び都道府県の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：16 学校保健統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		×
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		○
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・1・ 2 ・3

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

学校保健統計調査 調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm

調査の結果 推計方法 (PDF:970KB)

推定方法

ある学校種の発育状態調査における平均または健康状態調査における被患率等の推定量は次式のとおりである。

$$\hat{\mu}_{\delta\lambda} = \frac{1}{\hat{N}_{\delta\lambda}} \sum_{k=1}^{47} \sum_{h=1}^H \sum_{i=1}^{m_{kh}} \sum_{g=1}^G \delta_{kg} w_{khi} y_{khi} \quad (1)$$

発育状態調査における標準偏差の推定量は次式のとおりである。

$$\hat{\psi}_{\delta\lambda} = \left\{ \frac{1}{\hat{N}_{\delta\lambda} - 1} \left(\sum_{k=1}^{47} \sum_{h=1}^H \sum_{i=1}^{m_{kh}} \sum_{g=1}^G \delta_{kg} w_{khi} s_{khi}^2 - \hat{N}_{\delta\lambda} \hat{\mu}_{\delta\lambda}^2 \right) \right\}^{1/2} \quad (2)$$

発育状態調査におけるある測定値区分の出現率の推定量は次式のとおりである。

$$\hat{\pi}_{\delta\lambda} = \hat{N}_{\delta\lambda} / \sum_{k=1}^{47} \sum_{g=1}^G \delta_{kg} N_{kg} \quad (3)$$

相談員・スクールカウンセラーの配置状況の推定量は次式のとおりである。

$$\hat{\xi} = \sum_{k=1}^{47} \sum_{h=1}^H \sum_{i=1}^{m_{kh}} \frac{M_{kh} z_{khi}}{m_{kh}} / \sum_{k=1}^{47} \sum_{h=1}^H M_{kh} \quad (4)$$

ただし学校種別に、

- M_{kh} : 都道府県 k の層 h の全学校数
- m_{kh} : 都道府県 k の層 h の調査対象校数
- N_{kg} : 都道府県 k の集計対象である都市規模・設置者の全学校の性・年齢 g の在学者数
- N_{khi} : 都道府県 k の層 h の調査対象校 i の性・年齢 g の在学者数
- n_{khi} : 都道府県 k の層 h の調査対象校 i の性・年齢 g の受検者数
- n_{khi}^* : 都道府県 k の層 h の調査対象校 i の性・年齢 g の集計対象である測定値区分に該当する受検者数
- δ_{kg} : $\begin{cases} 1 & \text{都道府県 } k \text{ の性・年齢 } g \text{ が集計対象の場合} \\ 0 & \text{それ以外の場合} \end{cases}$
- λ_{khi} : $\begin{cases} 1 & \text{都道府県 } k \text{ の層 } h \text{ の調査対象校 } i \text{ が集計対象の都市規模・設置者である場合} \\ 0 & \text{それ以外の場合} \end{cases}$
- w_{khi} : $N_{kg} \lambda_{khi} \frac{M_{kh} N_{khi}}{m_{kh} n_{khi}} / \left(\sum_{h=1}^H \sum_{i=1}^{m_{kh}} \lambda_{khi} \frac{M_{kh}}{m_{kh}} N_{khi} \right)$
- $\hat{N}_{\delta\lambda}$: $\sum_{k=1}^{47} \sum_{h=1}^H \sum_{i=1}^{m_{kh}} \sum_{g=1}^G \delta_{kg} w_{khi} n_{khi}^*$
- y_{khi} : 都道府県 k の層 h の調査対象校 i の性・年齢 g の集計対象である測定値区分に該当する受検者の測定値の合計 (発育状態調査)
あるいは疾病・異常に該当する受検者の数・永久歯のう歯等数 (健康状態調査)
- s_{khi}^2 : 都道府県 k の層 h の調査対象校 i の性・年齢 g の集計対象である測定値区分に該当する受検者の測定値の二乗和 (発育状態調査)
あるいは疾病・異常に該当する受検者の数 (健康状態調査)
- z_{khi} : $\begin{cases} 1 & \text{都道府県 } k \text{ の層 } h \text{ の調査対象校 } i \text{ の相談員・スクールカウンセラーが} \\ & \text{集計対象の配置状況である場合} \\ 0 & \text{それ以外の場合} \end{cases}$

である。

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2009/12/17/1268650_1.pdf

学校保健統計調査-平成 28 年度（確定値）の結果の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/kekka/k_detail/1380547.htm

1. 調査の概要（PDF:135KB）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2017/03/27/1380548_02.pdf

6 集計事項・集計方法及び閲覧公表

① 主な集計事項

- (a) 児童等の身体計測値の平均値と分散度
- (b) 児童等の身長、体重の相関関係
- (c) 児童等の体格の種類
- (d) 児童等の疾病・異常の被患率

② 集計方法

文部科学省において機械集計の方法によって行う。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

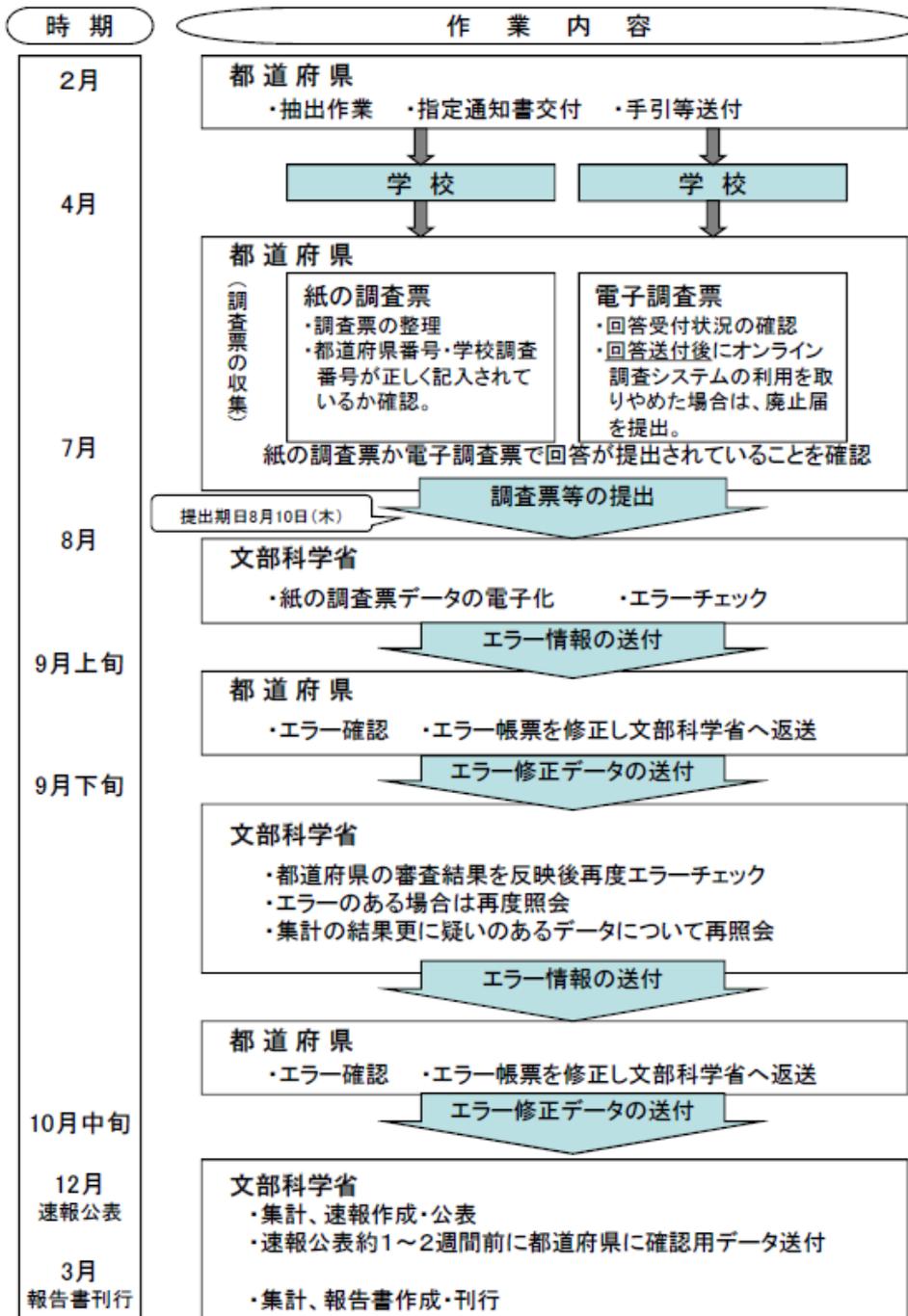
平成 29 年度学校保健統計調査の手引について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/1356198.htm

都道府県用（抜粋）（PDF:3,563KB）

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/sonota/__icsFiles/afieldfile/2017/04/12/1356202.pdf

平成29年度学校保健統計調査 スケジュール



III 都道府県の事務

f) 公表のスケジュールの説明

統計結果の公表情報 【学校保健統計調査】

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/yotei/e-stat_00400002.xml

平成 28 年度結果	確定値	<p>公表日： 平成 29 年 3 月 27 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>URLhttp://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm</p> <p>備考</p> <p>URL は本調査のトップページです。</p> <p>問い合わせ先：文部科学省 生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門調査係</p>
	速報	<p>公表日： 平成 28 年 12 月 22 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>URLhttp://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm</p> <p>備考</p> <p>URL は本調査のトップページです。</p> <p>問い合わせ先：文部科学省 生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門調査係</p>
<p><u>g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明</u></p> <p>記載なし</p> <p><u>h) 一部非回答、外れ値の処理の説明</u></p> <p>記載なし</p>		

基幹統計名：16 学校保健統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		○
評価	0・1・2・③	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

学校保健統計調査-平成 28 年度（確定値）の結果の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/kekka/k_detail/1380547.htm

1. 調査の概要（PDF:135KB）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/27/1380548_02.pdf

7 利用上の注意

本調査は標本調査のため、統計表の数値（推定値）には標本誤差が含まれている。

標本誤差の大きさを本調査では標準誤差の値で示しており、推定値を中心として、その前後に標準誤差の 2 倍ずつの幅をとれば、その区間は真の値を約 95%の確率で含んでいると考えてよい。

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

学校保健統計調査 調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm

調査の結果 統計表一覧

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011648>

（各種統計表に標準偏差の掲載あり。主要部分のみ記載）

1 年齢別 都市階級別 設置者別 身長・体重の平均値及び標準偏差（10-1）

1 男 (1) 計

区 分	身 長 (cm)		体 重 (kg)		
	平 均 値	標 準 偏 差	平 均 値	標 準 偏 差	
幼稚園 5 歳	110.4	4.74	18.9	2.63	
小 学 校	6 歳	116.5	4.91	21.4	3.38
	7 歳	122.5	5.08	24.0	4.09
	8 歳	128.1	5.36	27.2	5.08
	9 歳	133.6	5.67	30.6	6.16
	10 歳	138.8	6.21	34.0	7.29
中 学 校	11 歳	145.2	7.06	38.4	8.47
	12 歳	152.7	7.96	44.0	9.72
	13 歳	159.9	7.55	48.8	9.76
高 等 学 校	14 歳	165.2	6.68	53.9	9.71
	15 歳	168.3	5.92	58.7	10.50
	16 歳	169.9	5.86	60.5	10.13
	17 歳	170.7	5.81	62.5	10.17

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

学校保健統計調査 調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm

調査の結果 推計方法 (PDF:970KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2009/12/17/1268650_1.pdf

標準誤差の推定方法

ある学校種の発育状態調査における平均または健康状態調査における被患率の推定量の分散は次式のとおりである。

$$\hat{V}(\hat{\mu}_{\delta\lambda}) \approx \sum_{k=1}^{47} \sum_{h=1}^H \left\{ \left(1 - \frac{m_{kh}}{M_{kh}} \right) \frac{m_{kh}}{m_{kh} - 1} \sum_{i=1}^{m_{kh}} \left(c_{khi} - \frac{1}{m_{kh}} \sum_{i=1}^{m_{kh}} c_{khi} \right)^2 + \frac{m_{kh}}{M_{kh}} \sum_{i=1}^{m_{kh}} \sum_{g=1}^G \delta_{kg} \left(1 - \frac{n_{khi g}}{N_{khi g}} \right) w_{khi g}^2 \frac{n_{khi g} s_{khi g}^2 - y_{khi g}^2}{n_{khi g} - 1} \right\} / \left(\sum_{k=1}^{47} \sum_{g=1}^G \delta_{kg} N_{kg} \right)^2 \quad (5)$$

ただし、

$$c_{khi} = \sum_{g=1}^G \delta_{kg} w_{khi g} \left(y_{khi g} - \frac{n_{khi g}}{N_{kg}} \sum_{h=1}^H \sum_{i=1}^{m_{kh}} w_{khi g} y_{khi g} \right)$$

である。

基幹統計名：16 学校保健統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：16 学校保健統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

17 学校教員統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	1
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	1
④	標本誤差	0
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：17 学校教員統計	① 標本設計（標本調査）	
確認事項		記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		○
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		×
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		×
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		×
j) 標本交代に関する説明		—
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
評価		0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

学校教員統計調査-平成 25 年度（確定値）結果の概要-

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/kekka/k_detail/1356144.htm

1. 調査の概要 (PDF:28KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1356146_2.pdf

6 教員個人調査実施校の抽出率

学校種類別、都道府県別の教員個人調査実施校の抽出率は次のとおりである。

区 分	公 立 幼 稚 園	私 立 幼 稚 園	公 立 小 学 校	公 立 中 学 校	公立高等学校		私立高等学校		私 立 専 修 学 校	私 立 各 種 学 校
					全 日 制	定 時 制	全 日 制	定 時 制		
全 国	3/5	1/4	1/11	1/8	1/6	7/9	1/3	1/4	1/4	1/2
北 海 道	1	1/8	1/19	1/16	1/15	1/2	1/4	1/6	3/5	
	1	1/2	1/7	1/6	1/5	1	1/2	2/3	1	
	1	1/2	1/7	1/6	1/5	1	1	4/7	1	
	1	1/4	1/11	1/8	1/6	1	1/2	2/7	7/9	
青 森 県	1	1	1/5	1/4	1/4	1	1	3/4	1	
	1	1/2	1/6	1/5	1/4	1	1/2	7/9	8/9	
	1/2	1/3	1/10	1/8	1/7	1	1/2	1/2	6/7	
	1/2	1/4	1/13	1/11	1/8	1	1/2	1/3	5/6	
岩 手 県	1	1/5	1/9	1/7	1/5	1	1/2	3/7	5/6	
	1	1/3	1/9	1/7	1/6	1	1/2	3/8	4/5	
	1	1/12	1/19	1/15	1/14	1/2	1/5	2/9	2/3	
	1/2	1/8	1/17	1/13	1/12	1	1/5	2/7	7/8	
宮 城 県	1/2	1/17	1/29	1/20	1/15	1/3	1/16	3/50	1/5	
	1	1/14	1/23	1/17	1/14	1/2	1/6	2/9	5/9	
	1	1/2	1/11	1/9	1/7	1	1/2	2/7	1	
	1	1	1/5	1/4	1/4	1	1	5/8	3/5	
富 山 県	1	1/2	1/6	1/4	1/4	1	1	5/9	4/7	
	1	1	1/5	1/4	1/3	1	1	3/4	3/5	
	1	1	1/4	1/4	1/3	1	1	7/9	1	
	1	1/2	1/10	1/8	1/7	1	1/2	4/9	3/4	
岐 阜 県	1	1/3	1/10	1/8	1/6	1	1/2	3/5	3/5	
	1/3	1/5	1/15	1/11	1/9	1	1/4	1/3	4/5	
	1/2	1/9	1/22	1/17	1/15	1	1/6	1/7	1/3	
	1/2	1/2	1/10	1/7	1/6	1	1/2	1/2	2/3	
静 岡 県	1/3	1	1/7	1/5	1/4	1	1	3/4	6/7	
	1	1/4	1/11	1/9	1/6	1	1/4	1/3	5/9	
	1/4	1/10	1/25	1/20	1/16	1/2	1/9	1/10	1/2	
	1/4	1/5	1/18	1/13	1/13	1/2	1/4	1/4	4/9	
兵 庫 県	1/2	1	1/7	1/5	1/4	1	1/2	5/8	5/8	
	1	1	1/5	1/4	1/4	1	1	3/4	2/3	
	1	1	1/4	1/3	1/2	1	1	3/4	1/2	
	1	1	1/5	1/4	1/3	1	1	2/3	6/7	
島 根 県	1/2	1	1/10	1/7	1/6	1	1/2	2/5	7/9	
	1	1/4	1/12	1/9	1/7	1	1/3	1/3	3/4	
	1	1/2	1/7	1/6	1/4	1	1/2	5/9	1/2	
	1/2	1	1/5	1/4	1/3	1	1	3/4	1	
香 川 県	1/2	1	1/5	1/4	1/3	1	1	1/2	1	
	1	1/2	1/7	1/5	1/4	1	1	1/2	7/8	
	1	1	1/4	1/4	1/3	1	1	5/8	1	
	1	1/8	1/15	1/16	1/10	1	1/5	1/7	2/3	
愛 媛 県	1	1/2	1/5	1/4	1/3	1	1	3/5	1	
	1	1/2	1/7	1/6	1/5	1	1/2	1/2	1	
	1	1/2	1/9	1/7	1/6	1	1/2	3/7	7/8	
	1	1/2	1/6	1/5	1/4	1	1/2	1/2	7/9	
高 知 県	1	1/2	1/6	1/5	1/4	1	1/2	1/2	1	
	1	1	1/10	1/8	1/6	1	1/2	2/5	1	
	1/2	1	1/8	1/6	1/7	1	1	1/3	3/4	
	1	1	1/10	1/8	1/6	1	1/2	2/5	1	
徳 島 県	1/2	1	1/5	1/4	1/3	1	1	3/4	1	
	1/2	1	1/5	1/4	1/3	1	1	1/2	1	
	1	1/2	1/7	1/5	1/4	1	1	1/2	7/8	
	1	1	1/4	1/4	1/3	1	1	5/8	1	
福 岡 県	1	1/8	1/15	1/16	1/10	1	1/5	1/7	2/3	
	1	1/2	1/5	1/4	1/3	1	1	3/5	1	
	1	1/2	1/7	1/6	1/5	1	1/2	1/2	1	
	1	1/2	1/9	1/7	1/6	1	1/2	3/7	7/8	
長 崎 県	1	1/2	1/6	1/5	1/4	1	1/2	1/2	7/9	
	1	1/2	1/6	1/5	1/4	1	1/2	1/2	1	
	1	1/2	1/6	1/5	1/4	1	1/2	1/2	1	
	1	1/2	1/6	1/5	1/4	1	1/2	1/2	1	
大 宮 市	1	1/2	1/10	1/8	1/6	1	1/2	2/5	1	
	1/2	1	1/8	1/6	1/7	1	1	1/3	3/4	
	1	1	1/10	1/8	1/6	1	1/2	2/5	1	
	1/2	1	1/8	1/6	1/7	1	1	1/3	3/4	

(注) 1. 抽出率 1 は悉皆調査である。
2. 国立の学校については悉皆調査である。

b) 調査対象の範囲

学校教員統計調査-平成 25 年度（確定値）結果の概要-

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/kekka/k_detail/1356144.htm

1. 調査の概要 (PDF:28KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1356146_2.pdf

3 調査の範囲

学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校について次のとおりとする。

調査の種類		学校調査	教員個人調査	教員異動調査
調査の範囲		△：個人調査に抽出されなかった学校 ×：実施しない	○：全ての学校の本務教員全員 △：抽出された学校の本務教員全員 ●：全ての学校の本務・兼務教員全員 ▲：抽出された学校の本務・兼務教員全員	○：全ての学校の採用・転入・離職本務教員全員 ×：実施しない
幼稚園	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	△	△	○
小学校	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	×	○	○
中学校	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	×	○	○
高等学校	国立全日制	×	○	○
	公立 全日制	△	△	○
	公立 定時制	△	△	○
	公立 通信制	×	○	○
	私立 全日制	△	△	○
	私立 定時制	×	○	○
中等教育学校	国・公・私立	×	○	○
特別支援学校	国・公・私立	×	○	○
大学	国・公・私立	×	●	○
高等専門学校	国・公立	×	●	×
専修・各種学校	私立	×	▲	×

(注) 「教員個人調査」の調査対象校の選定方法については別に定めるところによる。

c) 報告を求める者

学校教員統計調査-平成 25 年度（確定値）結果の概要-

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/kekka/k_detail/1356144.htm

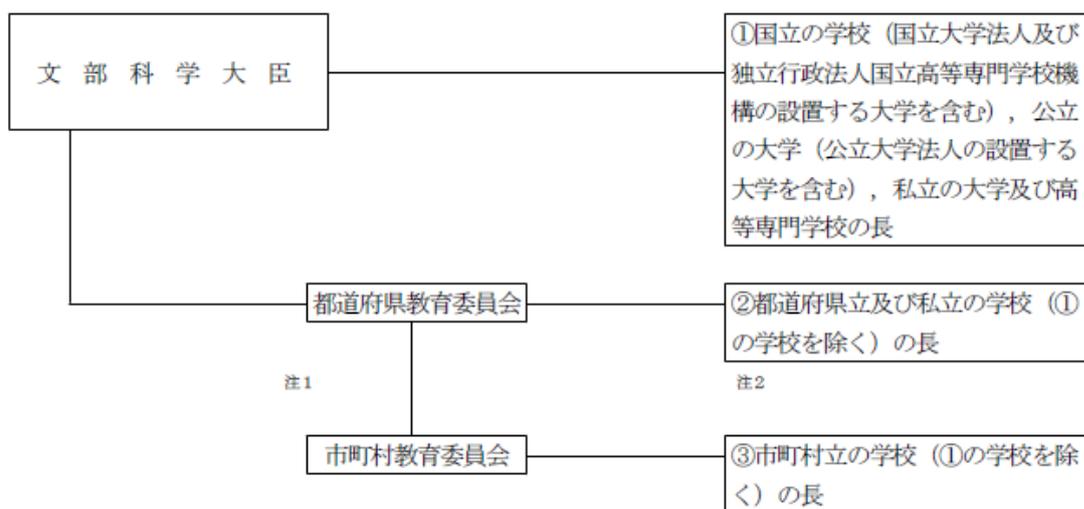
1. 調査の概要 (PDF:28KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1356146_2.pdf

5 調査系統

調査の調査系統並びに報告義務者は次のとおりである。

(報告義務者)



注1：特別区、事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。

注2：特別区立及び事務組合立の学校を含む。

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

記載なし

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

記載なし

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

記載なし

j) 標本交代に関する説明

非該当

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

結果数値の推計方法

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/suikai/1381393.htm

以下の計算式により都道府県ごとにウェイト値を算出し、推計している。

- 公立小学校・中学校、公立高等学校（全日制・定時制）、私立全日制高等学校、公立・私立幼稚園の場合

ウェイト値 = 本調査の学校調査による教員総数（性別、5歳毎の年齢区分別、職名別）
/ 本調査の教員個人調査による教員数（性別、5歳毎の年齢区分別、職名別）

- 私立専修・各種学校の場合

ウェイト値 = 学校基本調査による教員総数（都道府県別、本務・兼務別） / 本調査の教員個人調査による教員数（都道府県別、本務・兼務別）

基幹統計名：17 学校教員統計	② 調査方法（データ収集方法）	
	確認事項	記載の有無
	a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
	b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
	c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
	d) 調査期日又は調査期間の説明	○
	e) 調査票配布・回収期間の説明	○
	f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
	g) 事務処理基準の概要	○
	h) 秘密の保護のための措置に関する説明	×
	i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
	評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

学校教員統計調査-平成 25 年度（確定値）結果の概要-

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/kekka/k_detail/1356144.htm

1. 調査の概要（PDF:28KB）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1356146_2.pdf

7 調査方法

- (1) 調査は郵送又はオンラインにて行う。
- (2) 文部科学大臣は、直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、報告義務者に調査票を配布する。
- (3) 報告義務者は、調査票の配布及び収集の系統に従って、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する。
- (4) 市町村教育委員会は、提出された調査票を審査・整理のうえ、学校調査については市町村教育委員会集計表を作成し、調査票とともに都道府県教育委員会の定める期日までに、都道府県教育委員会に提出する。
- (5) 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会から提出された調査票及び市町村教育委員会集計表を審査・整理のうえ、学校調査については都道府県教育委員会集計表を作成し、調査票とともに文部科学大臣に提出する。
- (6) 調査票の提出は、政府統計共同利用システム（以下、「オンライン調査システム」という。）を使用して、行うことができる。
- (7) オンライン調査システムによって調査票の提出をしようとする者は、あらかじめ、学校名、電話番号その他必要な事項をオンライン調査システムにより届け出るものとする。
- (8) オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の収集の系統に従い、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に提出されたものとみなす。
- (9) オンライン調査システムによる調査票の提出を廃止する者は、様式により文部科学大臣に届け出るものとする。

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

学校教員統計調査-平成 25 年度（確定値）結果の概要-

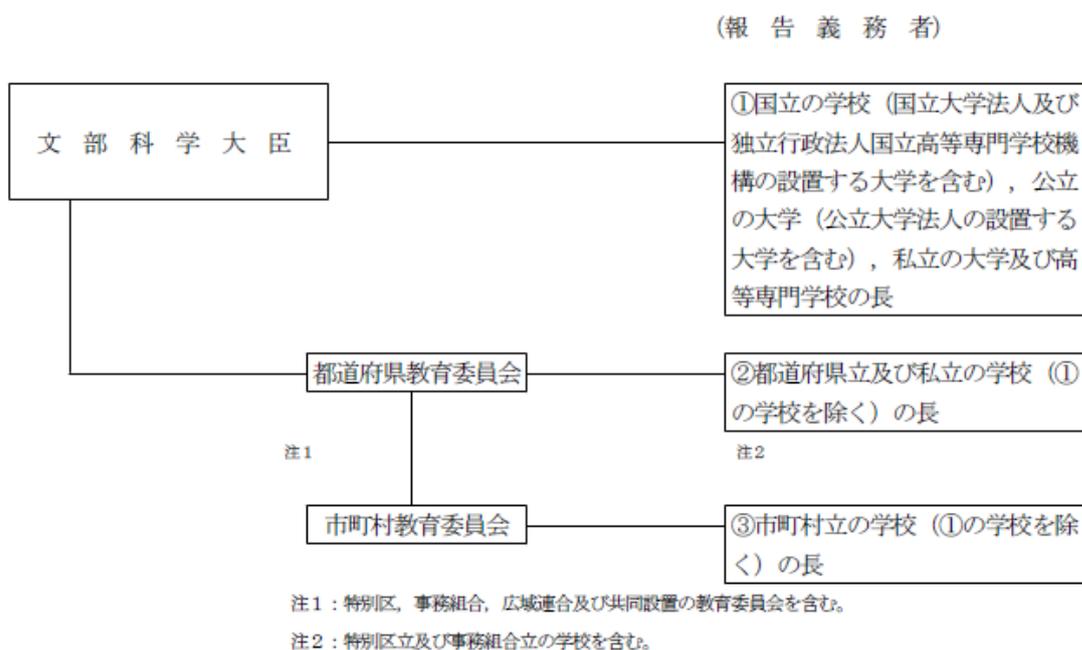
URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/kekka/k_detail/1356144.htm

1. 調査の概要（PDF:28KB）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1356146_2.pdf

5 調査系統

調査の調査系統並びに報告義務者は次のとおりである。



d) 調査期日又は調査期間の説明

学校教員統計調査・調査の概要

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/gaiyou/chousa/1268564.htm

調査の時期

調査周期

3年ごと

調査期日

1 学校調査

調査年 10月1日現在

2 教員個人調査

調査年 10月1日現在

3 教員異動調査

調査前年度間

e) 調査票配布・回収期間の説明

幼稚園・幼保連携型認定こども園の手引

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/sonota/1376626.htm

平成28年度学校教員統計調査の手引(幼稚園・幼保連携型認定こども園用)(1) (PDF:1032KB)

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2016/08/30/1376356_01_1.pdf

II 調査票の配布及び提出について

5.調査票の提出期日及び提出先

調査票の提出は、期日までに政府統計オンライン調査システムで回答データを送信してください。

また、調査票（紙）を提出する場合は、記入した紙の調査票を各提出先に提出してください。

提出先

(1) 国立の学校

提出期日：平成 28 年 11 月 21 日（月）

提出先：政府統計オンライン調査システムで回答データを送信してください。

紙の調査票を提出する場合は文部科学省生涯学習政策局政策課長に郵送してください（提出の際の連絡文書には公印の押印は不要です。以下同じ）。

〔送付先〕〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門調査係

(2) 都道府県立及び私立の学校

提出期日：調査票等を配布した教育委員会の定める期日

提出先：政府統計オンライン調査システムで回答データを送信してください。

紙の調査票を提出する場合は、調査票等を配布した都道府県教育委員会に提出してください。

(3) 市（区）町村（組合）立の学校

提出期日：調査票等を配布した教育委員会の定める期日

提出先：政府統計オンライン調査システムで回答データを送信してください。

紙の調査票を提出する場合は、調査票等を配布した市（区）町村（組合）教育委員会に提出してください。

小学校用の手引、中学校用の手引等にも同様の記載あり。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

平成 28 年度学校教員統計調査について

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/sonota/1376387.htm

平成 28 年度学校教員統計調査の手引

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会用の手引

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/sonota/1376623.htm

平成 28 年度学校教員統計調査の手引（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会用）

（PDF:4549KB）（総ページ数：50 ページ 該当項目を記載）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2016/08/30/1376355_01.pdf

I 調査の概要	1
II 調査系統及び問合せ先	3
III 文部科学省から配布する調査票等	4

IV 教育委員会の事務	6
・ 都道府県教育委員会の事務	6
・ 市町村教育委員会の事務	11
・ 平成 28 年度学校教員統計調査提出枚数等一覧	14
・ 教育委員会集計表の作成方法	15
・ 平成 28 年度学校教員統計調査スケジュール	18
・ 平成 28 年度学校教員統計調査エラー照会方法について	19
V 政府統計オンライン調査システムについて	22
〔参考資料〕	
関係法令	37

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

記載なし

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：17 学校教員統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	×	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・①・2・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

結果数値の推計方法

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/suikai/1381393.htm

以下の計算式により都道府県ごとにウェイト値を算出し、推計している。

- 公立小学校・中学校、公立高等学校（全日制・定時制）、私立全日制高等学校、公立・私立幼稚園の場合

ウェイト値 = 本調査の学校調査による教員総数（性別、5歳毎の年齢区分別、職名別）
/ 本調査の教員個人調査による教員数（性別、5歳毎の年齢区分別、職名別）

- 私立専修・各種学校の場合

ウェイト値 = 学校基本調査による教員総数（都道府県別、本務・兼務別） / 本調査の教員個人調査による教員数（都道府県別、本務・兼務別）

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

学校教員統計調査

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/1268573.htm

公表予定

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/yotei/index.htm

各調査結果の公表予定

1. 学校教育に関する統計調査

学校教員統計調査（XML：8KB）

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/yotei/e-stat_00400003.xml

平成 25 年度結果	確定値	公表日： 平成 27 年 3 月 27 日
		インターネット情報
		URL
		http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/1268573.htm
		備考

		URL は本調査のトップページです。 問い合わせ先：文部科学省 生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門調査係
	中間報告	公表日： 平成 26 年 8 月 4 日 インターネット情報 URL http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/1268573.htm 備考 URL は本調査のトップページです。 問い合わせ先：文部科学省 生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門調査係
<p><u>g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明</u> 記載なし</p> <p><u>h) 一部非回答、外れ値の処理の説明</u> 記載なし</p>		

基幹統計名：17 学校教員統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		×
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

記載なし

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：17 学校教員統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

学校教員統計調査-平成 25 年度（確定値）結果の概要-

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/kekka/k_detail/1356144.htm

1. 調査の概要（PDF:28KB）

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1356146_2.pdf

3 調査の範囲

学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校について次のとおりとする。

調査の種類		学校調査	教員個人調査	教員異動調査
調査の範囲		△：個人調査に抽出されなかった学校 ×：実施しない	○：全ての学校の本務教員全員 △：抽出された学校の本務教員全員 ●：全ての学校の本務・兼務教員全員 ▲：抽出された学校の本務・兼務教員全員	○：全ての学校の採用・転入・離職本務教員全員 ×：実施しない
幼稚園	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	△	△	○
小学校	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	×	○	○
中学校	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	×	○	○
高等学校	国立全日制	×	○	○
	公立 全日制	△	△	○
	公立 定時制	△	△	○
	公立 通信制	×	○	○
	私立 全日制	△	△	○
	私立 定時制	×	○	○
私立 通信制	×	○	○	
中等教育学校	国・公・私立	×	○	○
特別支援学校	国・公・私立	×	○	○
大学				
高等専門学校	国・公・私立	×	●	○
専修・各種学校	国・公立	×	●	×
	私立	×	▲	×

(注) 「教員個人調査」の調査対象校の選定方法については別に定めるところによる。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：17 学校教員統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

18 社会教育統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	3
③	集計・推計方法	0
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：18 社会教育統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・ 2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/05/09/1378656_02.pdf

II 調査の範囲

調査の範囲は、次のとおりとする。

- 1 社会教育行政調査
都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。以下同じ。）
- 2 公民館調査
 - (1) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館
 - (2) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの
- 3 図書館調査
 - (1) 図書館法第2条に規定する図書館
 - (2) 図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したもの
- 4 博物館調査
 - (1) 博物館法第2条に規定する博物館
 - (2) 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (3) 博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設
- 5 青少年教育施設調査
青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設
- 6 女性教育施設調査
女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設
- 7 体育施設調査
一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設
- 8 劇場、音楽堂等調査
地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの
- 9 生涯学習センター調査
地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設

b) 報告を求める者

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/05/09/1378656_02.pdf

V 調査の方法

1 調査の報告義務者は次のとおりとする。

- (1) 公民館調査……………(ア) 市町村立及び私立の公民館の長
(イ) 市町村立の公民館類似施設の長
- (2) 図書館調査……………(ア) 都道府県立、市町村立及び私立の図書館の長
(イ) 都道府県立及び市町村立の図書館同種施設の長
- (3) 博物館調査……………(ア) 国立及び独立行政法人立（国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む）の博物館相当施設及び博物館類似施設の長
(イ) 都道府県立、市町村立及び私立の博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設（都道府県（市町村）が設立団体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設を含む）の長
- (4) 青少年教育施設調査……都道府県立、市町村立及び独立行政法人立の青少年教育施設の長
- (5) 女性教育施設調査……都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の女性教育施設の長
- (6) 体育施設調査……………都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の体育施設の長
- (7) 劇場、音楽堂等調査……都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の劇場、音楽堂等の長
- (8) 生涯学習センター調査…都道府県立及び市町村立の生涯学習センターの長

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

平成 27 年度社会教育調査の手引[教育委員会用]

URL:

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/09/30/1362319.pdf

（総ページ数：81 ページ 主要部分のみ記載）

24 ページ

V 都道府県教育委員会の事務

1 教育委員会番号及び社会教育施設等名称ファイルの更新（本手引35ページ参照）

平成26年度地方教育費調査において提出された「教育委員会番号」ファイル及び平成23年度社会教育調査において提出された「社会教育施設等名称ファイル」の更新を、必要な部署・市町村教育委員会に協力を得ながら行ってください。

なお、6月に「事業所母集団データベース名簿」を「社会教育施設等名称ファイル」更新のための参考資料として、配布しております（本手引50ページ参照）。

50 ページ

④ 事業所母集団名簿の利用について

事業所母集団名簿は社会教育施設等名称ファイルを更新する際に、参考として利用いただくものです。本名簿は、平成24年度「経済センサス-活動調査」をベースに行政記録情報を追加して作成したものであり（平成25年9月1日現在）、それ以降のデータ変更が全て反映されているわけではありません。については、平成24年度以降の事業所・企業の新設・廃止・統合及び住所の変更等に注意の上、先日照会を行った事前調査の際に御提出いただいた名簿記載施設のほかに、調査対象とすべき施設の新設・廃止等が判明した場合には更新を行ってください。

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/04/28/1378656_03.pdf

1 施設数

(1) 種類別施設数 (表 1)

平成 27 年 10 月 1 日現在の社会教育関係施設の総数は約 9 万施設で、前回調査 (平成 23 年度。以下同じ。)と比較すると約 1,200 施設減少している。種類別でみると、図書館 (同種施設を含む。以下同じ。)、生涯学習センターは増加し過去最高となる一方、その他の施設は減少している。

各施設のうち最も多いのは、社会体育施設の 4 万 8 千施設で、次いで民間体育施設の 1 万 5 千施設、公民館の 1 万 5 千施設の順となっている。

表 1 種類別施設数

区 分	計	(施設)									
		公民館 (類似施設含む)	図書館 (同種施設含む)	博物館	博 物 館 類 似 施 設	青 少 年 教 育 施 設	女 性 教 育 施 設	社会体育施設	民間体育施設	劇場、音楽堂 等	生涯学習 センター
平成11年度	94,277	<u>19,063</u>	2,592	1,045	4,064	1,263	207	46,554 (…)	17,738 (…)	1,751	…
平成14年度	94,392	18,819	2,742	1,120	4,243	1,305	196	47,321 (27,943)	16,814 (11,553)	1,832	…
平成17年度	<u>94,998</u>	18,182	2,979	1,196	4,418	<u>1,320</u>	183	<u>48,055</u> (27,800)	16,780 (11,129)	1,885	…
平成20年度	94,540	16,566	3,165	1,248	<u>4,527</u>	1,129	<u>380</u>	47,925 (27,709)	17,323 (11,149)	<u>1,893</u>	384
平成23年度	91,221	15,399	3,274	<u>1,262</u>	4,485	1,048	375	47,571 (27,469)	15,532 (10,261)	1,866	409
平成27年度	<u>89,993</u>	14,841	<u>3,331</u>	1,256	4,434	941	<u>367</u>	<u>47,536</u> (27,196)	14,987 (9,871)	<u>1,851</u>	<u>449</u>
増 減 数	△ 1,228	△ 558	57	△ 6	△ 51	△ 107	△ 8	△ 35	△ 545	△ 15	40
伸 び 率 (%)	△ 1.3	△ 3.6	1.7	△ 0.5	△ 1.1	△ 10.2	△ 2.1	△ 0.1	△ 3.5	△ 0.8	9.8

- (注)1. 民間施設の回収率(推定)については、民間体育施設60.4%、私立劇場、音楽堂等71.3%である。
 2. ()内は団体数を示す。
 3. 増減数の△は減少を示す。(以下の表において同じ。)
 4. 下線部分は、調査実施以来過去最高を示す。(以下の表において同じ。)
 5. 平成23年度調査以前の「劇場、音楽堂等」は「文化会館」として調査している。(以下の表において同じ。)

基幹統計名：18 社会教育統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	○
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・2・③

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/05/09/1378656_02.pdf

V 調査の方法

2 地方公共団体の長又は教育委員会が作成する調査票は次のとおりとする。

- (1) 社会教育行政調査票……(7) 都道府県教育委員会
(イ) 市町村教育委員会
- (2) 体育施設調査票……施設の長が置かれていない場合に限り、当該施設を設置する地方公共団体の長又は教育委員会

3 調査票の配布及び収集の系統は、次のとおりとする。

(1) 社会教育行政調査票



(2) 公民館調査票



(3) 図書館調査票



(6) 女性教育施設調査票



(7) 体育施設調査票



(8) 劇場、音楽堂等調査票



(9) 生涯学習センター調査



4 調査票の配布・提出及び提出期日等

- (1) 調査票の配布・提出は、次のとおりとする。
 - ア 文部科学大臣は、直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、報告義務者に調査票を配布する。
 - イ 報告義務者は、調査票の配布及び収集の系統に従って、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する。
- (2) 報告義務者が調査票を提出する期日は次のとおりとする。
 - ア 文部科学大臣に直接調査票を提出する者 …………… 平成27年12月10日
 - イ 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者
…………… 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日
- (3) 市町村教育委員会は、報告義務者から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を都道府県教育委員会が定める期日までに都道府県教育委員会に提出する。
- (4) 都道府県教育委員会は、報告義務者及び市町村教育委員会から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を、平成27年12月10日までに文部科学大臣に提出する。

5 オンライン調査システムによる報告

- (1) 調査票の提出は、政府統計共同利用システム（以下、「オンライン調査システム」という。）を使用して行うことができる。
- (2) オンライン調査システムによって調査票の提出をしようとする者は、あらかじめ、施設名、電話番号等その他必要な事項をオンライン調査システムにより届け出るものとする。
- (3) オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の収集の系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす。
- (4) オンライン調査システムによる電子調査票の提出を廃止する者は、別紙様式により文部科学大臣に届け出るものとする。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/gaiyou/chousa/1268405.htm

調査の時期

調査周期

昭和30年度以降3年から5年ごと。昭和50年度からは3年ごとに実施。

調査期日

調査年度の10月1日現在。ただし、事業実施状況及び利用状況等については調査年前年度間。

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/09/30/1362319.pdf

② 平成27年度 社会教育調査 スケジュール

時期	文部科学省	教育委員会	調査対象施設	
平成27年	4月			
	5月	○ 調査実施依頼の公文書を発出 ○ 事前調査(名簿更新)依頼 ○ 一般ユーザID(県)作成及び課室管理者の確認依頼	○ 一般ユーザID(県)作成及び課室管理者の確認	
	6月	○ 一般ユーザID(市町村)作成依頼	○ 施設等名称ファイルの提出 ○ 一般ユーザID(市町村)作成	
	7月	○ 31日 調査説明会	○ 31日 調査説明会	
	8月	○ 調査票・手引の送付		
	9月			
	10月	○ 1日 調査期日		
	11月			
	12月		← ○ 10日 調査票等提出期日	← ○ 10日 調査票等提出期日

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/09/30/1362319.pdf (総ページ数: 81 ページ 該当項目を記載)

V 都道府県教育委員会の事務

- 1 教育委員会番号及び社会教育施設等名称ファイルの更新
- 2 課室管理者の確認及び一般ユーザIDの作成について
- 3 調査票の提出期日の指定
- 4 都道府県教育委員会における調査票の作成
- 5 市町村教育委員会に対する指導等
 - (1) 調査実施に係る通知
 - (2) 調査実施に係る指導
 - (3) 調査票等の作成に係る指導
 - (4) 調査票等の整理審査の方法等に係る指導
 - (5) 調査票等の提出期限に係る指導
- 6 県が直接収集する調査票の報告義務者(調査客体)に対する指導等

- (1) 調査実施に係る通知
 - (2) 調査票の作成に係る指導
 - (3) 調査票の提出期限に係る指導
- 7 調査票の収集等に係る事務
- (1) 調査票の提出状況の確認
 - (2) 「社会教育施設等名称ファイル」への記入
 - (3) 電子調査票の審査
 - (4) 紙の調査票の審査
 - (5) 紙の調査票への都道府県番号等の記入
 - (6) 紙の調査票等の整理
 - (7) 調査票等の提出

VI 市町村教育委員会の事務

- 1 社会教育施設等名称ファイルの更新
- 2 課室管理者の確認及び一般ユーザ ID の作成について
- 3 調査票の提出期日の指定
- 4 報告義務者（調査客体）に対する指導
 - (1) 調査実施に係る通知
 - (2) 調査票等の作成に係る指導
 - (3) 調査票等の提出期限に係る指導
- 5 調査票の収集等に係る事務
 - (1) 調査票の提出状況の確認
 - (2) 「社会教育施設等名称ファイル」への記入
 - (3) 電子調査票の審査
 - (4) 紙の調査票の審査
 - (5) 紙の調査票への都道府県番号等の記入
 - (6) 紙の調査票等の整理
 - (7) 都道府県教育委員会への調査票等の提出及び提出期限

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

平成 27 年度社会教育調査パンフレット

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/h23/_icsFiles/afieldfile/2015/09/30/1311079_1.pdf

社会教育調査とは？

- 我が国の社会教育に関する最も重要な統計調査です。
- 社会教育に関する様々な施策のための基礎資料を得ることを目的としています。
- 昭和30年度以来約3年ごとに行われており、今回が19回目となります。
- 「統計法」に基づく基幹統計調査です。

貴施設が調査対象となっています。

- お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨を御理解いただき、調査票に御記入ください。
- 本調査の対象は、都道府県・市町村教育委員会・公民館（公民館類似施設を含む）・図書館（図書館同種施設を含む）・博物館（博物館類似施設を含む）・青少年教育施設・女性教育施設・体育施設・劇場、音楽堂等・生涯学習センターです。
- 設置者（国立・公立・私立）に関わらず、全ての施設が対象です。



調査の回答は、インターネットで行えます。

- 紙の調査票への転記や郵送が不要です。
- 自動審査機能により、入力漏れや誤記入を防ぐことができます。
- 前回調査（平成23年度調査）時の回答と照らし合わせて回答できます。



回答内容は保護されます。

「統計法」により、調査関係者が個々の調査票の記入内容を他に漏らしたり、統計を作る目的以外に調査票を使用することは厳く禁じられています。



調査は法律に基づいて行われます。

- 社会教育調査は「統計法」に基づく基幹統計調査です。
- 「統計法」では、正確な統計を作成するために、次のようなことが定められています。
 - ①調査票の記入及び提出の義務（報告義務）
 - ②調査関係者の守秘義務
 - ③調査票の統計目的以外への使用禁止
- 提出いただいた調査票は厳重に管理し、回答内容については他に漏らしません。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明
記載なし

基幹統計名：18 社会教育統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	×	
b) 速報と確報の違いについての説明	×	
c) 集計・推計の方法の説明	×	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

記載なし

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

c) 集計・推計の方法の説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/yotei/e-stat_00400004.xml

【社会教育調査】

本調査は社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

平成27年度結果	確定値	<p>公表日： 平成29年 3月 27日</p> <p>インターネット情報</p> <p>URL http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chou_sa02/shakai/index.htm</p> <p>備考 URLは本調査のトップページです。問い合わせ先：文部科学省 生涯学習政策局政策課調査統計企画室</p>
	中間報告	<p>公表日： 平成28年 10月 28日</p> <p>インターネット情報</p> <p>URL http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chou_sa02/shakai/index.htm</p> <p>備考 URLは本調査のトップページです。問い合わせ先：文部科学省 生涯学習政策局政策課調査統計企画室</p>

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：18 社会教育統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
評価	0・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：18 社会教育統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		○
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/05/09/1378656_02.pdf

II 調査の範囲

調査の範囲は、次のとおりとする。

- 1 社会教育行政調査
都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会，教育事務組合，広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。以下同じ。）
- 2 公民館調査
 - (1) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館
 - (2) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち，市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの
- 3 図書館調査
 - (1) 図書館法第2条に規定する図書館
 - (2) 図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したもの
- 4 博物館調査
 - (1) 博物館法第2条に規定する博物館
 - (2) 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (3) 博物館と同種の事業を行い，博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設
- 5 青少年教育施設調査
青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い，あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で，地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設
- 6 女性教育施設調査
女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い，あわせてその施設を女性の利用に供する目的で，地方公共団体，独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設
- 7 体育施設調査
一般の利用に供する目的で地方公共団体，独立行政法人又は民間が設置した体育館，水泳プール及び運動場等のスポーツ施設
- 8 劇場，音楽堂等調査
地方公共団体，独立行政法人又は民間が設置する劇場，音楽堂等（劇場，音楽堂，文化会館，市民会館，文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの
- 9 生涯学習センター調査
地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/09/30/1362319.pdf（総ページ数：81ページ 主要部分のみ記載）

24 ページ

V 都道府県教育委員会の事務

1 教育委員会番号及び社会教育施設等名称ファイルの更新（本手引35ページ参照）

平成26年度地方教育費調査において提出された「教育委員会番号」ファイル及び平成23年度社会教育調査において提出された「社会教育施設等名称ファイル」の更新を、必要な部署・市町村教育委員会に協力を得ながら行ってください。

なお、6月に「事業所母集団データベース名簿」を「社会教育施設等名称ファイル」更新のための参考資料として、配布しております（本手引50ページ参照）。

50 ページ

④ 事業所母集団名簿の利用について

事業所母集団名簿は社会教育施設等名称ファイルを更新する際に、参考として利用いただくものです。

本名簿は、平成24年度「経済センサス-活動調査」をベースに行政記録情報を追加して作成したものであり（平成25年9月1日現在）、それ以降のデータ変更が全て反映されているわけではありません。

については、平成24年度以降の事業所・企業の新設・廃止・統合及び住所の変更等に注意の上、先日照会を行った事前調査の際に御提出いただいた名簿記載施設のほかに、調査対象とすべき施設の新設・廃止等が判明した場合には更新を行ってください。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等）の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

URL:http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/09/30/1362319.pdf（総ページ数：81 ページ 該当項目を記載）

【調査票の審査について】

質問48 電子調査票の審査について、どのように行えばよいのでしょうか？

回答 政府統計オンライン調査システムにより、回答データ取得機能を利用して、電子データを入手の上、「調査票データ一覧作成ツール」を利用してください。

その際、エクセル形式で調査票データ及びエラーメッセージ（前回データとの変更がある場合のみ）が表示されますので、今回のデータの変更理由について確認してください。

質問49 追加で提出した調査票データのみを、回答データ取得機能を利用して、電子データを入手したいのだが可能でしょうか？

回答 政府統計オンライン調査システムから回答データ取得機能を利用する際に、前回取得した時点以降のデータのみを作成する機能（差分機能）がありますので、利用してください（本手引23ページ参照）。

質問50 紙の調査票の審査について、どのように行えばよいのでしょうか？

回答 次のとおり行ってください。その際、平成23年度データとの比較をするとよいと思います。

- ① 調査票の提出枚数の確認
- ② 「社会教育行政調査用」及び「施設用」の手引「IV 調査票の作成について」に掲載の調査票を利用して審査を行う。
- ③ 調査票に「都道府県番号」「教育委員会番号」「施設整理番号」「施設の所在地都道府県番号」「施設の所在地市町村番号」を記入する。

なお、提出された紙の調査票については、平成27年12月10日以降に、文部科学省において電子化を行い、電子調査票と同様のエラーチェック（電子調査票内エラーチェック事項一覧及びエラーメッセージ一覧）をかけて、エラーがある施設については、平成28年1月以降にエラー照会を行いますので、代行入力をして審査を行うことを推奨します。

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：18 社会教育統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

19 人口動態統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：19 人口動態統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		—
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・ 2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

調査の概要

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1b.html#01>

調査の対象及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。

抽出方法

全数調査

b) 報告を求める者

調査の概要

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1b.html#01>

調査の方法

(1) 市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。

保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。

この場合、保健所を設置する市の保健所長は、当該市の市長を経由する。

都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

基幹統計名：19 人口動態統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0 ● 1 ● 2 ・ 3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

調査の概要

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1b.html#01>

調査の方法

(1) 市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。

保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。

この場合、保健所を設置する市の保健所長は、当該市の市長を経由する。

都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。

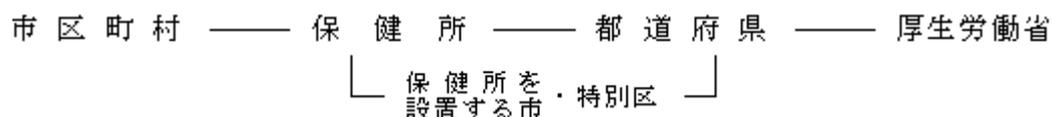
c) 調査実施系統（国—都道府県—市町村—調査員—世帯など）の表示又は説明

調査の概要

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1b.html#01>

調査の方法

(2) 報告の系統



d) 調査期日又は調査期間の説明

調査の概要

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1b.html#01>

調査の時期

調査の期間は調査該当年の1月1日から同年12月31日まで

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

人口動態調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>

秘密の保護について

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/himitsuhogo/index.html>

秘密の保護

統計調査は、統計法に基づき実施しています。

調査に関わる者（国・地方公共団体の職員、統計調査員等）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。（統計法第41条）

違反した場合には、罰則が課せられます。（統計法第57条の2）

また、調査で知り得た情報は統計以外の目的で利用することが禁止されています。（統計法第40条）

調査票情報の保管

調査票は、統計に関わる職員以外の目には触れられないよう厳重に管理され、統計作成後は一定期間保管した後、溶解等で処分しています。また、回答内容は電磁的記録として保管しています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：19 人口動態統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		○
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		○
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

b) 速報と確報の違いについての説明

利用上の注意

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1b.html#10>

(1) 印刷公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

人口動態統計速報	人口動態統計月報	人口動態統計年報
数値：調査票を作成した数 集計客体：日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人（いずれも前年以前発生ものを含む） 公表：毎月 （調査月の約2か月後）	数値：概数 集計客体：日本における日本人（前年以前発生ものを除く） 公表：毎月 （調査月の約5か月後） : 毎年（年間合計） （調査年の翌年6月）	数値：確定数 （概数に修正を加えたもの） 集計客体：日本における日本人（日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生ものは別掲） 公表：毎年 （調査年の翌年9月ころ）

報告書（刊行は調査年の翌々年2～3月ころ）

上巻（人口動態調査の概要及び結果の解析を収録）

中巻（出生・死亡・死産・婚姻及び離婚に関する統計表を収録）

下巻（死因に関する統計表を収録）

c) 集計・推計の方法の説明

平成28年(2016)人口動態統計の年間推計

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai16/index.html>

推計項目

(1) 平成28年の出生数、死亡数、婚姻件数、離婚件数及び死産数

(2) 平成28年の主な死因（悪性新生物、心疾患、肺炎、脳血管疾患）別死亡数

推計方法

各項目について、下記の計算式により計算した。

$$(1) \text{各項目の年間推計数} = \text{平成27年確定数} \times \frac{\text{平成28年1～10月分速報}}{\text{平成27年1～10月分速報}} \times \frac{\frac{\text{平成28年1～7月分月報 (概数)}}{\text{平成27年1～7月分月報 (概数)}}}{\frac{\text{平成28年1～7月分速報}}{\text{平成27年1～7月分速報}}}$$

$$(2) \text{主な死因別死亡数} = \text{平成27年確定数} \times \frac{\text{平成28年1～7月分月報 (概数)}}{\text{平成27年1～7月分月報 (概数)}}$$

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

調査の概要

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1b.html#01>

調査の方法

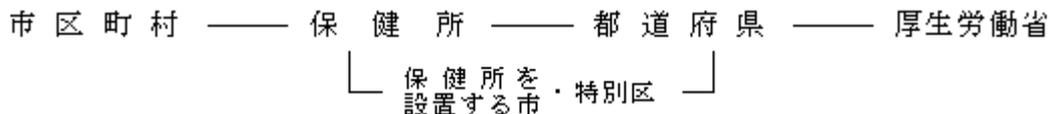
- (1) 市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。

保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。

この場合、保健所を設置する市の保健所長は、当該市の市長を経由する。

都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。

- (2) 報告の系統



- (3) 集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行う。

f) 公表のスケジュールの説明

統計結果の公表情報

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/kouhyou/e-stat_81-1.xml

平成29年	1月分	速報	公表日： 平成29年 3月 22日 15時 00分
		月報(概数)	公表日： 平成29年 7月 上旬
	2月分	速報	公表日： 平成29年 4月 25日 15時 00分

インターネット情報

URL

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2017/01.html>

掲載年月日

平成29年 3月 22日

インターネット情報

URL

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2017/02.html>

掲載年月日

平成29年 4月 25日

	月報(概数)	公表日： 平成 29 年 7 月 下旬
3 月分	速報	公表日： 平成 29 年 5 月 23 日 15 時 00 分
		インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2017/03.html 掲載年月日 平成 29 年 5 月 23 日
	月報(概数)	公表日： 平成 29 年 8 月 月上旬
4 月分	速報	公表日： 平成 29 年 6 月 下旬
	月報(概数)	公表日： 平成 29 年 9 月 月上旬
5 月分	速報	公表日： 平成 29 年 7 月 下旬
	月報(概数)	公表日： 平成 29 年 10 月 月上旬
6 月分	速報	公表日： 平成 29 年 8 月 下旬
	月報(概数)	公表日： 平成 29 年 11 月 月上旬
7 月分	速報	公表日： 平成 29 年 9 月 下旬
	月報(概数)	公表日： 平成 29 年 12 月 月上旬
8 月分	速報	公表日： 平成 29 年 10 月 下旬
	月報(概数)	公表日： 平成 30 年 1 月 月上旬
9 月分	速報	公表日： 平成 29 年 11 月 下旬
	月報(概数)	公表日： 平成 30 年 2 月 月上旬
1 0 月分	速報	公表日： 平成 29 年 12 月 下旬
	月報(概数)	公表日： 平成 30 年 3 月 月上旬
1 1 月分	速報	公表日： 平成 30 年 1 月 下旬
	月報(概数)	公表日： 平成 30 年 4 月 月上旬
1 2 月分	速報	公表日： 平成 30 年 2 月 下旬
	月報(概数)	公表日： 平成 30 年 6 月 下旬
平成 2 9 年	年間推計	公表日： 平成 29 年 12 月 下旬
	月報年計 (概数)	公表日： 平成 30 年 6 月 月上旬
	確定数	公表日： 平成 30 年 9 月 月上旬

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：19 人口動態統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
評価	0・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：19 人口動態統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

調査の概要

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1b.html#01>

調査の対象及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：19 人口動態統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・ 1 ・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

人口動態調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>

Q&A[191KB]

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/q_a.pdf

Q. 人口動態統計の自殺者数と、警察庁の自殺者数で、数値が違うのはなぜですか。

A. 「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」では、次の点が異なるため、集計結果が違って
います。

1 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、
総人口（日本における外国人も含む。）を対象としている。

2 調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、
発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上している。

3 事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自
殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場
合は、自殺に計上していない。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を
作成し、計上している。

（内閣府「自殺対策白書」（平成23年版）より抜粋）

参考とする転記様式

20 毎月勤労統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	2
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：20 毎月勤労統計	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		○
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
	評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

(全国調査・地方調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.html#link05>

抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っています。

第一種事業所（規模 30 人以上）は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」（以下「センサス」という。）の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出しています。

標本抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っています（抽出替え）。なお、抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後、原則として約 3 年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしています。最近では平成 27 年 1 月に抽出替えを行っています。

第二種事業所（規模 5～29 人）は、二段抽出法によって抽出しています。第一段は、センサスの「調査区」（約 22 万区）に基づき全国を約 7 万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを 5 の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出しています。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29 人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出しています。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の 3 分の 1 について交替し、各組は 18 か月間継続するローテーション方式により調査を行っています。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ 3 年間継続して調査する方式をとっていますが、その間の新設事業所や 30 人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や 30 人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年 1 月に追加指定を行っています。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した 30 人以上の新設事業所及び 30 人未満から 30 人以上へと規模上昇した事業所等のうちから抽出して指定しています。

(特別調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1b.html#05>

抽出方法

経済センサス調査区を基に作成した毎勤特別基本調査区を母集団として、層化抽出によることとし、2,500 調査区を抽出。地域内に所在する事業所のうち、調査産業に属し、7 月末現在（給与締切日の定めのある場合は 7 月の最終給与締切日）の常用労働者数が 1～4 人である事業所全部を調査しています。

・ 目標精度

全国でみた調査産業計の常用労働者 1 人平均「きまって支給する現金給与額」の標準誤差率を 1%以内、都道府県別にみた調査産業計の常用労働者 1 人平均「きまって支給する現金給与額」の標準誤差率を 5%以内にするを主眼にして標本設計を行っています。

b) 調査対象の範囲

(全国調査・地方調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.html#link04>

調査の対象

日本標準産業分類に基づく 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕に属する事業所であって常用労働者を雇用するもののうち、常時 5 人以上を雇用する事業所です。ただし、これらの事業所に雇用される常用労働者のうち、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）に規定する「船員」は調査の対象から除外しています。

(特別調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1b.html#04>

調査の対象

日本標準産業分類に基づく 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕に属する事業所であって常用労働者を雇用するもののうち、1 人以上 4 人以下を雇用する事業所です。ただし、これらの事業所に雇用される常用労働者のうち、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）に規定する「船員」は調査の対象から除外しています。

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

(全国調査・地方調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.html#link05>

抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っています。

第一種事業所（規模 30 人以上）は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」（以下「センサス」という。）の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出しています。

標本抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っています（抽出替え）。なお、抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後、原則として約 3 年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしています。最近では平成 27 年 1 月に抽出替えを行っています。

第二種事業所（規模 5～29 人）は、二段抽出法によって抽出しています。第一段は、センサスの「調査区」（約 22 万区）に基づき全国を約 7 万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを 5 の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出しています。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29 人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出しています。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の 3 分の 1 について交替し、各組は 18 か月間継続するローテーション方式により調査を行っています。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ 3 年間継続して調査する方式をとっていますが、その間の新設事業所や 30 人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や 30 人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年 1 月に追加指定を行っています。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した 30 人以上の新設事業所及び 30 人未満から 30 人以上へと規模上昇した事業所等のうちから抽出して指定しています。

(特別調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1b.html#05>

抽出方法

経済センサス調査区を基に作成した毎勤特別基本調査区を母集団として、層化抽出によることとし、2,500 調査区を抽出。地域内に所在する事業所のうち、調査産業に属し、7 月末現在（給与締切日の定めのある場合は 7 月の最終給与締切日）の常用労働者数が 1～4 人である事業所全部を調査しています。

・目標精度

全国でみた調査産業計の常用労働者 1 人平均「きまって支給する現金給与額」の標準誤差率を 1%以内、都道府県別にみた調査産業計の常用労働者 1 人平均「きまって支給する現金給与額」の標準誤差率を 5%以内にするを主眼にして標本設計を行っています。

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

(全国調査・地方調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/30-1d-01.pdf>

表1 目標精度

	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類 ^(注)	0%	2%	2%	2%
中分類	0	3	3	3

(注) 卸売業, 小売業, 宿泊業, 飲食サービス業, 医療, 福祉及びサービス業 (他に分類されないもの) の一括分の抽出区分を含む。

(特別調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1b.html#05>

・ 目標精度

全国でみた調査産業計の常用労働者1人平均「きまって支給する現金給与額」の標準誤差率を1%以内、都道府県別にみた調査産業計の常用労働者1人平均「きまって支給する現金給与額」の標準誤差率を5%以内にするを主眼にして標本設計を行っています。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

(全国調査・地方調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/30-1d-02.pdf>

表2 産業、事業所規模別抽出率表(第一種事業所)

産業	抽出率		
	規模500人以上	規模100人～499人	規模30人～99人
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1/1	1/1	1/2
D 建設業	1/1	1/24	1/192
E 製造業			
09,10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1/1	1/18	1/48
11 繊維工業	1/1	1/8	1/24
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1/1	1/4	1/16
13 家具・装備品製造業	1/1	1/4	1/16
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1/1	1/8	1/36
15 印刷・同関連業	1/1	1/36	1/48
16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1/1	1/16	1/32
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1/1	1/24	1/36
19 ゴム製品製造業	1/1	1/8	1/12
21 窯業・土石製品製造業	1/1	1/8	1/24
22 鉄鋼業	1/1	1/24	1/48
23 非鉄金属製造業	1/1	1/12	1/12
24 金属製品製造業	1/1	1/24	1/72
25 はん用機械器具製造業	1/1	1/16	1/64
26 生産用機械器具製造業	1/1	1/18	1/72
27 業務用機械器具製造業	1/1	1/4	1/16
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1/1	1/24	1/12
29 電気機械器具製造業	1/1	1/18	1/24
30 情報通信機械器具製造業	1/1	1/8	1/8
31 輸送用機械器具製造業	1/1	1/36	1/48
32,20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1/1	1/8	1/12
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/36	1/32
G 情報通信業	1/1	1/24	1/72
H 運輸業、郵便業	1/1	1/24	1/144
I 卸売業、小売業			
50～55 卸売業	1/1	1/16	1/72
56～61 小売業	1/1	1/12	1/96
J 金融業、保険業	1/1	1/16	1/48
K 不動産業、物品賃貸業	1/1	1/4	1/12
L 学術研究、専門・技術サービス業	1/1	1/16	1/36
M 宿泊業、飲食サービス業			
75 宿泊業	1/1	1/24	1/24
76,77 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	1/1	1/4	1/24
N 生活関連サービス業、娯楽業	1/1	1/4	1/48
O 教育、学習支援業	1/1	1/18	1/256
P 医療、福祉			
83 医療業	1/1	1/144	1/144
84,85 保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	1/1	1/18	1/256
Q 複合サービス事業	1/1	1/4	1/24
R サービス業(他に分類されないもの)			
91 職業紹介・労働者派遣業	1/1	1/16	1/32
92 その他の事業サービス業	1/1	1/18	1/48
88～90,93～95 廃棄物処理業、自動車整備等	1/1	1/16	1/48

(注) 産業は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)による。

h)抽出の方法(等間隔抽出、層化無作為抽出など)の説明

i)層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

(全国調査・地方調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.html#link05>

抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っています。

第一種事業所（規模 30 人以上）は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」（以下「センサス」という。）の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出しています。

標本抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っています（抽出替え）。なお、抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後、原則として約 3 年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしています。最近では平成 27 年 1 月に抽出替えを行っています。

第二種事業所（規模 5～29 人）は、二段抽出法によって抽出しています。第一段は、センサスの「調査区」（約 22 万区）に基づき全国を約 7 万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを 5 の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出しています。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29 人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出しています。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の 3 分の 1 について交替し、各組は 18 か月間継続するローテーション方式により調査を行っています。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ 3 年間継続して調査する方式をとっていますが、その間の新設事業所や 30 人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や 30 人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年 1 月に追加指定を行っています。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した 30 人以上の新設事業所及び 30 人未満から 30 人以上へと規模上昇した事業所等のうちから抽出して指定しています。

(表 3 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/30-1d-03.pdf>)

表3 調査区層化基準(第二種事業所)

層番号	毎勤調査区内産業別事業所構成	
1	製造業の事業所比率が30%以上	A種産業 ¹⁾ の事業所数が1以上
2		その他
3	卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業の事業所比率が40%以上	
4	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業の事業所比率が40%以上	
5	その他	

(注) 1) A種産業とは、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び情報通信機械器具製造業。
2) 複数の層の条件に該当する場合は、番号の少ない層に分類されるものとする。

(特別調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1b.html#05>

抽出方法

経済センサス調査区を基に作成した毎勤特別基本調査区を母集団として、層化抽出によることとし、2,500調査区を抽出。地域内に所在する事業所のうち、調査産業に属し、7月末現在（給与締切日の定めのある場合は7月の最終給与締切日）の常用労働者数が1～4人である事業所全部を調査しています。

j) 標本交代に関する説明

(全国調査・地方調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.html#link05>

抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っています。

第一種事業所（規模30人以上）は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」（以下「センサス」という。）の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出しています。

標本抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っています（抽出替え）。なお、抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後、原則として約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしています。最近では平成27年1月に抽出替えを行っています。

（表1 [25KB]）（表2 [62KB]）

第一種事業所の抽出替えの方式（入替え方式）については、見直しを予定しています。予定している見直しの内容はこちらをご覧ください。

第二種事業所（規模5～29人）は、二段抽出法によって抽出しています。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出しています。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出しています。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っています。

（表3 [36KB]）

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1g.html>

毎月勤労統計調査 調査対象事業所の入替え方式の見直しについて

厚生労働省では、平成30年1月分調査から、毎月勤労統計調査の30人以上の調査対象事業

所の入替え方式を変更します。

この変更に伴い、これまで調査をお願いしてきた事業所に、平成30年1月、又は31年1月まで引き続き調査をお願い申し上げます。さらにお手を煩わせることとなり、まことに恐縮ですが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

毎月勤労統計調査の入替え方式の見直しについて [42KB]

(特別調査)

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

(全国調査・地方調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1c.html#01>

(1) 結果推計方法

ア 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定めます。

$$r = E / e_0$$

r ;推計比率(産業, 規模別)

E ;前月末母集団労働者数(産業, 規模別)

e₀ ;前月末調査労働者数の合計(産業, 規模別)

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計 e₀ に推計比率 r(=E/e₀) を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数 E と等しくなります。

前月末母集団労働者数 E として用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者数に(2)で述べる補正を施したものです。ただし、最新の経済センサス結果が判明したときには、それから作成した値(ベンチマーク(benchmark)という)を前月末母集団労働者数とします。このような推計方法は、リンク・リラティブ法(link-relative method)といわれるものです。

イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのおの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求めます。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様です。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

a ;各種平均値

a ;各種調査数値の合計

e₀、e₁ ;前月末及び本月末調査労働者数(いずれも本月分調査票)

ウ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値（上記イの a）に推計比率（上記アの r）を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めます。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様です。ただし、推計比率は同一の産業、規模区分に属せば、男女計と同一の推計比率を用い、性別又就業形態別には定めません。

$$\bar{A} = \frac{\sum a \cdot r}{\frac{1}{2}(\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r)}$$

\bar{A} ;各種平均値

a ;各種調査数値の合計(産業、規模別)

e₀、e₁ ;前月末及び本月末調査労働者数(産業、規模別)

r ;推計比率(産業、規模別)

Σ ;産業又は規模について合計をとることを示す記号

エ 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計(上記イにおける e₀, e₁) に推計比率 r を乗じたもの (e₀・r、e₁・r) のことです。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの (Σ e₀・r、Σ e₁・r) です。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様です。

性別及び就業形態別の推計方法も同様です。ただし、一般労働者数は、就業形態計の推計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めています。

オ 産業及び規模区分

上記ア～エにおける産業とは、「毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表 [116KB]」に掲げた産業のことです。また、規模とは、事業所規模 1,000 人以上、500～999 人、100～499 人、30～99 人、5～29 人のことです。

カ 事業所規模 5～29 人の推計方法

事業所規模 5～29 人区分の推計においては、第二種事業所は、同じ産業、規模区分であっても層別調査区抽出率が異なることから、第二種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末調査労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じたものに置き換えて合計する方法としています。

(2) 母集団労働者数の補正

全国調査においては、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を推計労働者数に反映させるため、次により、毎月、母集団労働者数の補正を行っています。

ア 全国調査の対象範囲である5人以上事業所の新設、廃止、5人未満からの規模上昇及び5人未満への規模下降に伴う労働者数の変動分を、雇用保険事業所データにより、産業、規模別に推計します。

イ 調査事業所の常用労働者数が増減したことにより、対象範囲の中で規模変更があった場合には、その都度、集計規模区分を変更し、その調査事業所の規模変更に伴う規模別労働者数の変動区分を推計します。

ウ ア、イで推計した産業、規模別労働者数の変動分を、前月分調査による本月末推計労働者数に加えたものを（又は減じたものを）、今月分調査の集計で使用する母集団労働者数とします。

(特別調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1c.html#02>

集計・推計方法

都道府県別産業別等、特定の集計区分に該当する常用労働者数については、以下のように推計値を算出しました。年齢、勤続年数、出勤日数、実労働時間数及び過去1年間特別に支払われた現金給与額についても、同様です。

$h=1, \dots, L$: 層

M_h : 第 h 層の母集団調査区数

$$M = \sum_{h=1}^L M_h$$

m_h : 第 h 層の標本調査区数

n_{hi} : 第 h 層第 i 調査区内の事業所数

X_{hij} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する労働者数

とすると推計値 \hat{R}_1 は

$$\hat{R}_1 = \sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}$$

また、きまって支給する現金給与額については、以下のように推計値を算出しました。

f_{hij} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する労働者数

Y_{hijk} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する第 k 労働者のきまって支給する現金給与額

とすると推計値 \hat{R}_2 は

$$\hat{R}_2 = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk}}{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}} = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{yhi}}{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{xhi}}$$

ただし、

$$t_{yhi} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk} \quad : \text{第 } h \text{ 層第 } i \text{ 調査区における特定の集計区分に該当する労働者のきまって支給する現金給与額の総和}$$

$$t_{xhi} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij} \quad : \text{第 } h \text{ 層第 } i \text{ 調査区における特定の集計区分に該当する労働者数}$$

基幹統計名：20 毎月勤労統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・①・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

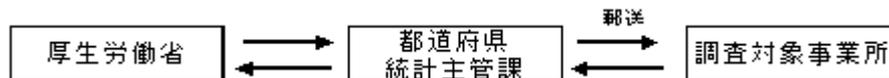
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国—都道府県—市町村—調査員—世帯など）の表示又は説明 （全国調査・地方調査）

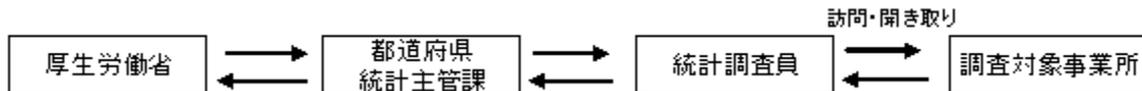
URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.html#link09>

調査の方法

* 常用労働者が 30 人以上の事業所（第一種事業所）



* 常用労働者が 5～29 人の事業所（第二種事業所）



* 統計調査員についてはこちら [132KB] をご覧下さい

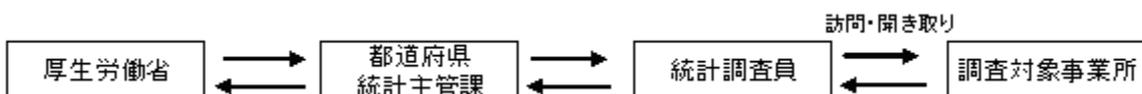
第一種及び第二種事業所については、この他にインターネット回線を利用したオンライン調査システム（詳細はこちら）でも提出ができます。

（特別調査）

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1b.html#09>

調査の方法

統計調査員による実地他計方式



* 統計調査員についてはこちら [132KB] をご覧下さい

d) 調査期日又は調査期間の説明

（全国調査・地方調査）

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.html#link08>

調査の時期

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）

（特別調査）

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1b.html#08>

調査の時期

7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）。ただし、特別に支払われた現金給与額については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間

URL: <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/toukei/koyou/maikinhousea.html>

◎調査の時期は？

8月～9月に調査を行います。

なお、調査に先立ち、統計調査員が事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などを把握する「準備のための調査」を実施いたします。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/12/tp1201-1.html>

秘密は守られるの？

調査対象となった人や法人には調査に回答する義務がある一方、安心して調査に回答できるよう、調査員を始めとする調査関係者に対しては、調査で知り得た内容について秘密を保護することが統計法第41条で規定されています。また、この法律では、第39条で調査票情報を適正に管理すること、第40条で調査票情報を統計調査の目的以外に使用してはならないことがそれぞれ規定されています。調査関係者に対しては、これらの規定を厳守するよう指導を徹底しています。

「毎月勤労統計調査」の調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理され、またそれらは集計して調査結果を得るためだけに使われ、税金徴収の資料や労働局の調査などに使われることは絶対にありません。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：20 毎月勤労統計		③集計・推計方法	
確認事項		記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明		○	
b) 速報と確報の違いについての説明		○	
c) 集計・推計の方法の説明		○	
d) 季節調整結果に関する説明		○	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		×	
f) 公表のスケジュールの説明		○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×	
評価		0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

(全国調査・地方調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1c.html#01>

(1) 結果推計方法

ア 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定めます。

$$r = E / e_0$$

r ;推計比率(産業, 規模別)

E ;前月末母集団労働者数(産業, 規模別)

e₀ ;前月末調査労働者数の合計(産業, 規模別)

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計 e₀ に推計比率 r(=E/e₀) を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数 E と等しくなります。

前月末母集団労働者数 E として用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者数に(2)で述べる補正を施したものです。ただし、最新の経済センサス結果が判明したときには、それから作成した値(ベンチマーク(benchmark)という)を前月末母集団労働者数とします。このような推計方法は、リンク・リラティブ法(link-relative method)といわれるものです。

イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのおの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求めます。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様です。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

a ;各種平均値

a ;各種調査数値の合計

e₀, e₁ ;前月末及び本月末調査労働者数(いずれも本月分調査票)

ウ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値(上記イの a) に推計比率(上記アの r) を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めます。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様です。ただし、推計比率は同一の産業、規模区分に属せば、男女計と同一の推計比率を用い、性別又就業形態別には定めません。

$$\bar{A} = \frac{\sum a \cdot r}{\frac{1}{2}(\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r)}$$

\bar{A} ;各種平均値

a ;各種調査数値の合計(産業、規模別)

e_0, e_1 ;前月末及び本月末調査労働者数(産業、規模別)

r ;推計比率(産業、規模別)

Σ ;産業又は規模について合計をとることを示す記号

エ 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計(上記イにおける e_0, e_1) に推計比率 r を乗じたもの ($e_0 \cdot r, e_1 \cdot r$) のことです。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの ($\Sigma e_0 \cdot r, \Sigma e_1 \cdot r$) です。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様です。

性別及び就業形態別の推計方法も同様です。ただし、一般労働者数は、就業形態計の推計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めています。

オ 産業及び規模区分

上記ア～エにおける産業とは、「毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表 [116KB]」に掲げた産業のことです。また、規模とは、事業所規模 1,000 人以上、500～999 人、100～499 人、30～99 人、5～29 人のことです。

カ 事業所規模 5～29 人の推計方法

事業所規模 5～29 人区分の推計においては、第二種事業所は、同じ産業、規模区分であっても層別調査区抽出率が異なることから、第二種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末調査労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じたものに置き換えて合計する方法としています。

(2) 母集団労働者数の補正

全国調査においては、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を推計労働者数に反映させるため、次により、毎月、母集団労働者数の補正を行っています。

ア 全国調査の対象範囲である 5 人以上事業所の新設、廃止、5 人未満からの規模上昇及び 5 人未満への規模下降に伴う労働者数の変動分を、雇用保険事業所データにより、産業、規模別に推計します。

イ 調査事業所の常用労働者数が増減したことにより、対象範囲の中で規模変更があった場合には、その都度、集計規模区分を変更し、その調査事業所の規模変更に伴う規模別労働者数の変動区分を推計します。

ウ ア、イで推計した産業、規模別労働者数の変動分を、前月分調査による本月末推計労働者数に加えたものを(又は減じたものを)、今月分調査の集計で使用する母集団労働者数とします。

(特別調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1c.html#02>

集計・推計方法

都道府県別産業別等、特定の集計区分に該当する常用労働者数については、以下のように推計値を算出しました。年齢、勤続年数、出勤日数、実労働時間数及び過去1年間特別に支払われた現金給与額についても、同様です。

$h=1, \dots, L$: 層

M_h : 第 h 層の母集団調査区数

$$M = \sum_{h=1}^L M_h$$

m_h : 第 h 層の標本調査区数

n_{hi} : 第 h 層第 i 調査区内の事業所数

X_{hij} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する労働者数

とすると推計値 \hat{R}_1 は

$$\hat{R}_1 = \sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}$$

また、きまって支給する現金給与額については、以下のように推計値を算出しました。

f_{hij} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する労働者数

Y_{hijk} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する第 k 労働者のきまって支給する現金給与額

とすると推計値 \hat{R}_2 は

$$\hat{R}_2 = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk}}{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}} = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{yhi}}{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{xhi}}$$

ただし、

$$t_{yhi} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk} \quad : \text{第 } h \text{ 層第 } i \text{ 調査区における特定の集計区分に該当する労働者のきまって支給する現金給与額の総和}$$

$$t_{xhi} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij} \quad : \text{第 } h \text{ 層第 } i \text{ 調査区における特定の集計区分に該当する労働者数}$$

b) 速報と確報の違いについての説明

(全国調査・地方調査)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/dl/maikin-sokukakukeikou.pdf>

速報値と確報値で改訂される要因や傾向について

調査票締切日に先立ち、ある時点でそのときまでに提出された調査票で集計した値を速報値として公表している。その後、追加された調査票を加えて集計した値を確報値として公表している。

傾向について

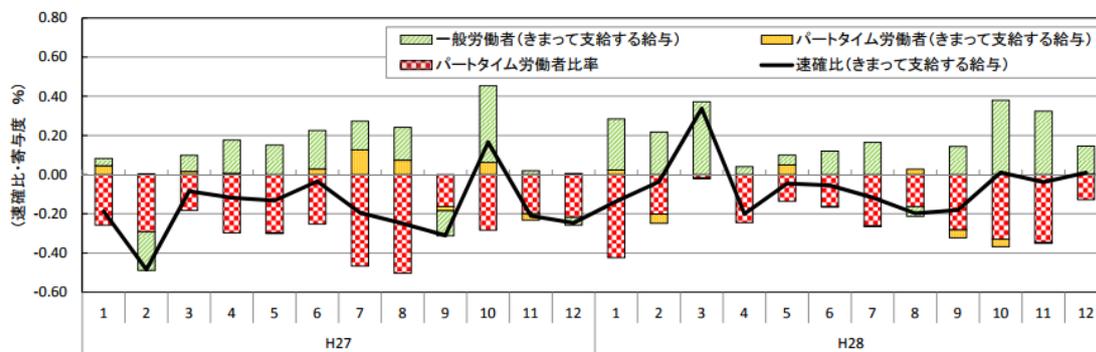
- 確報は速報に比べて、相対的に賃金水準の低いパートタイム労働者の割合が高まり、きまって支給する給与及び所定内給与が下方改訂される傾向がみられる。

要因について

- 速報から確報にかけて、パートタイム労働者比率の高い事業所の調査票が提出され、確報時に集計に加わるためと考えられる。

(参考)速報値から確報値への変化分の要因分解

※ 速確比 = (確報値 ÷ 速報値 - 1) × 100



d) 季節調整結果に関する説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/29/2901p/dl/KICHO.pdf>

2 毎月勤労統計調査の季節調整

毎月勤労統計調査全国調査では、雇用指数、労働時間指数、賃金指数などの主要な系列について、原数値と併せて、X-12-ARIMA による季節調整値も公表している。X-12-ARIMA には計算のオプションがいくつかあるが、そのうちの「X-11 デフォルト」と呼ばれるオプションを用いている。

取り除くべき各月の例年のパターンを表す数値のことを「季節要素」という。季節調整値は、原数値を季節要素で除して得る。この季節要素は、過去の原数値を基に計算するもので、計算に用いる原数値の期間によって変わり得る。毎月勤労統計調査全国調査では、毎年、1月から12月までの新たな1年分のデータが揃うたびに、計算の基とする期間に加えて計算し、12月までの季節調整値と向こう1年間の各月の季節要素(予測季節要素)を得る。毎月の速報値及び確報値の季節調整値は、この予測季節要素を用いて計算しているものである(12月まで揃った時点で改訂される。)

過去の例をみると、改訂後は、改訂前と比べると、指数の増減の波が緩やかになる傾向にある。なお、今回は基準年更新を行った後に改訂を行っている。

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/kouhyou/e-stat_30-1.xml

(全国調査)

全国調査	平成29年(1月分)	速報	公表日: 平成29年 3月 9日 9時 00分
		確報	公表日: 平成29年 3月 23日 9時 00分
		調査情報	調査場所 厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室内
		調査情報	調査場所 厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室内

(特別調査)

特別調査	平成29年	公表日: 平成29年 12月 上旬	
		調査情報	調査場所 厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室内

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：20 毎月勤労統計	④標本誤差	
確認事項	記載の有無	
a) 標本誤差に関する説明	○	
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）	○	
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	○	
評価	0・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

（全国調査・地方調査）

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/dl/maikin-chousa-seido.pdf>

調査結果の精度

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差があります。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根を推計値で除したもの（標準誤差率）で与えられ、調査項目によって異なります。達成精度として、きまって支給する給与の標準誤差を以下のように算出し、その結果を示します。

① 調査産業計、規模計の標準誤差率

$$C^2 = \sum_i R_i^2 W_i^2 C_i^2$$

C^2 ; 産業計、規模計の標準誤差率

C_i ; 産業、規模別標準誤差率（②で計算）

W_i ; 産業計、規模計母集団労働者数に対する産業、規模別母集団労働者数の割合

R_i ; 産業計、規模計における一人平均きまって支給する給与に対する産業、規模別一人平均きまって支給する給与の割合

② 産業、規模別の標準誤差率

第一種事業所（規模 30 人以上）調査は

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i} \cdot \frac{\phi_i^2}{n_i}$$

C_i ; 産業、規模別標準誤差率

N_i ; 産業、規模別母集団事業所数

n_i ; 産業、規模別回答事業所数

ϕ_i ; 産業、規模別一人平均きまって支給する給与の変動係数

$$= \sqrt{C_x^2 + C_y^2 - 2\rho C_x C_y}$$

C_x ; 産業、規模別きまって支給する給与総額の事業所間変動係数

C_y ; 産業、規模別和半労働者数の事業所間変動係数

ρ ; 産業、規模別きまって支給する給与総額と和半労働者数との相関係数

- m_{ij} ; 第 j 層における産業別の標本調査区数
 TX_i ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与総額」の合計
 TY_i ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計
 VXa_{ij} ; 第 j 層における産業別のきまって支給する給与総額の調査区間分散
 VYa_{ij} ; 第 j 層における産業別の和半労働者数の調査区間分散
 $COVa_{ij}$; 第 j 層における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の調査区間共分散
 N_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の総事業所数
 n_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の回答事業所数
 VXe_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散
 VYe_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散
 $COVe_{ijk}$; 第 j 層第 k 調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第二種事業所（規模 5 ～ 29 人）調査は

$$C_i^2 = \sum_j \left\{ \frac{M_{ij}(M_{ij} - m_{ij})}{m_{ij}} \cdot \left(\frac{VXa_{ij}}{TX_i^2} + \frac{VYa_{ij}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVa_{ij}}{TX_i \times TY_i} \right) \right. \\
 \left. + \frac{M_{ij}}{m_{ij}} \sum_k \frac{N_{ijk}(N_{ijk} - n_{ijk})}{n_{ijk}} \cdot \left(\frac{VXe_{ijk}}{TX_i^2} + \frac{VYe_{ijk}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVe_{ijk}}{TX_i \times TY_i} \right) \right\}$$

- C_i ; 産業別標準誤差率
 M_{ij} ; 第 j 層における産業別の母集団調査区数

産業、規模別標準誤差率（きまって支給する給与）

（平成26年7月分結果）（単位：%）

産業	規模5人以上	規模30人以上	規模100人～499人	規模30人～99人	規模5人～29人
TL 調査産業計	0.17	0.46	0.84	0.77	0.47
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1.47	1.88	2.41	4.16	5.72
D 建設業	0.47	1.72	2.87	2.59	1.14
E 製造業	0.25	0.53	1.08	1.29	1.01
E09,10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1.23	2.76	4.10	5.58	3.99
E11 繊維工業	1.19	3.05	3.69	5.64	3.61
E12 木材・木製品製造業（家具を除く）	1.36	3.49	5.80	4.48	4.23
E13 家具・装備品製造業	1.39	3.52	4.73	4.82	4.35
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.37	3.20	5.27	4.19	4.23
E15 印刷・同関連業	0.92	2.14	2.86	4.08	3.34
E16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1.22	2.45	4.71	4.28	4.70
E18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	1.01	2.26	2.83	4.29	3.64
E19 ゴム製品製造業	1.03	1.95	4.75	4.08	5.86
E21 窯業・土石製品製造業	1.04	2.58	4.16	5.15	3.34
E22 鉄鋼業	0.75	1.37	3.04	3.50	5.18
E23 非鉄金属製造業	1.16	2.15	3.67	4.39	7.27
E24 金属製品製造業	1.10	2.81	4.60	4.44	3.48
E25 はん用機械器具製造業	1.12	2.58	3.72	8.15	3.26
E26 生産用機械器具製造業	1.02	2.48	4.84	4.81	2.24
E27 業務用機械器具製造業	1.10	2.26	5.28	4.45	4.65
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.76	1.34	2.70	5.30	5.72
E29 電気機械器具製造業	0.87	1.57	3.50	4.43	6.68
E30 情報通信機械器具製造業	0.91	1.48	4.43	5.19	10.96
E31 輸送用機械器具製造業	0.44	0.74	2.53	3.75	4.32
E32,20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1.30	3.27	5.71	5.66	4.04
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.90	1.92	3.55	2.56	3.55
G 情報通信業	1.01	2.23	2.70	5.28	2.71
H 運輸業、郵便業	0.78	1.95	2.92	2.70	2.08
I 卸売業、小売業	0.51	1.67	2.79	2.34	1.17
J 金融業、保険業	0.74	2.09	2.89	3.79	1.47
K 不動産業、物品賃貸業	1.14	3.14	4.25	4.78	3.29
L 学術研究、専門・技術サービス業	0.81	1.93	3.88	3.29	2.71
M 宿泊業、飲食サービス業	0.84	3.30	6.07	4.33	1.87
N 生活関連サービス業、娯楽業	0.94	2.61	4.63	3.09	2.68
O 教育、学習支援業	0.73	1.71	3.00	2.45	2.43
P 医療、福祉	0.62	1.54	2.96	2.23	1.28
Q 複合サービス事業	0.64	2.57	4.67	3.56	1.29
R サービス業（他に分類されないもの）	0.58	1.56	2.49	2.58	1.78

（注）規模500人以上は全数調査。

（特別調査）

記載なし

基幹統計名：20 毎月勤労統計	⑤非標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明	○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明	×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値	×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明	×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値	×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明	×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明	×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明	×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明	×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明	×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果	×
評価	①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.html#link04>

調査の対象

日本標準産業分類に基づく 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕に属する事業所であって常用労働者を雇用するもののうち、常時5人以上を雇用する事業所です。ただし、これらの事業所に雇用される常用労働者のうち、船員法（昭和22年法律第100号）に規定する「船員」は調査の対象から除外しています。

抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っています。

第一種事業所（規模30人以上）は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」（以下「センサス」という。）の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出しています。

標本抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っています（抽出替え）。なお、抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後、原則として約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしています。最近では平成27年1月に抽出替えを行っています。

第一種事業所の抽出替えの方式（入替え方式）については、見直しを予定しています。

予定している見直しの内容はこちらをご覧ください。

第二種事業所（規模5～29人）は、二段抽出法によって抽出しています。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出しています。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出しています。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っています。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：20 毎月勤労統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

21 薬事工業生産動態統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	1
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	0
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：21 薬事工業生産動態統計	① 標本設計（全数調査）
確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲	○
b) 報告を求める者	○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無	×
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	×
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明	×
評価	0・ 1 ・2 ※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

調査の概要

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/105-1a.html#list01>

調査の対象

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する以下の事業所を対象とし、その全数を客体とする。

- (1) 厚生労働大臣の許可を受け、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造販売する事務所（以下「製造販売事務所」という。）
- (2) 厚生労働大臣の許可又は登録を受け、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造する製造所

b) 報告を求める者

調査の概要

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/105-1a.html#list01>

調査の方法

調査票は、製造販売事務所に対しては厚生労働省が直接配布し、製造販売事務所の管理責任者が記入する。製造所に対しては厚生労働省が都道府県を経由して配布し、製造所の管理責任者が記入する。

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

記載なし

基幹統計名：21 薬事工業生産動態統計		② 調査方法（データ収集方法）
確認事項		記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明		○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明		○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明		○
d) 調査期日又は調査期間の説明		○
e) 調査票配布・回収期間の説明		×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明		×
g) 事務処理基準の概要		×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明		×
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明		×
評価		0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

調査の概要

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/105-1a.html#list01>

調査の方法

調査票は、製造販売事務所に対しては厚生労働省が直接配布し、製造販売事務所の管理責任者が記入する。製造所に対しては厚生労働省が都道府県を經由して配布し、製造所の管理責任者が記入する。

厚生労働省－製造販売事務所

厚生労働省－都道府県－統計調査員－製造所

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

薬事工業生産動態統計調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/105-1.html>

薬事工業生産動態統計調査報告対象事業所の方へ

URL:<http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/jigyou.html>

調査票の提出方法

調査票の提出方法は以下の（1）～（3）から選択願います。（平成 22 年 1 月現在）

(1)紙媒体による郵送

調査票をプリントアウトし、手書き内容記載の上送付願います。

※PDF ファイルに入力は出来ません。

(2)磁気媒体による郵送

「事業者システム」を利用し作成した調査票の電子ファイルを FD 等の磁気媒体で送付願います。

※（3）によるオンライン送信以外のインターネットを利用した送信は受け付けておりません

(3)オンライン送信

「事業者システム」を利用し作成した調査票の電子ファイルを政府統計オンライン調査システムにて送信願います。（送信には専用の ID が必要です。）

政府統計オンライン調査システム用 ID の申請について

※提出先が都道府県となる製造業事業者の場合は、利用可能かどうか管轄の都道府県へご確認願います。

d) 調査期日又は調査期間の説明

調査の概要

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/105-1a.html#list01>

調査の時期

毎月末現在

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

記載なし

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：21 薬事工業生産動態統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	×	
b) 速報と確報の違いについての説明	-	
c) 集計・推計の方法の説明	×	
d) 季節調整結果に関する説明	-	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

記載なし

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

c) 集計・推計の方法の説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

薬事工業生産動態統計調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/105-1.html>

公表予定

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/kouhyou/e-stat_105-1.xml

年 報	平成 22 年分	公表日 : 平成 23 年 11 月 8 日 インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/2010/nenpo/index.html 掲載年月日 平成 23 年 11 月 8 日
	平成 23 年分	公表日 : 平成 24 年 8 月 21 日 インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/2011/nenpo/index.html 掲載年月日 平成 24 年 8 月 21 日
	平成 24 年分	公表日 : 平成 25 年 11 月 1 日 インターネット情報

	<p>URL http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/2012/nenpo/ 掲載年月日 平成 25 年 11 月 1 日</p>
平成 25 年分	<p>公表日： 平成 26 年 12 月 19 日</p> <p>インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/2013/nenpo/ 掲載年月日 平成 26 年 12 月 19 日</p>
平成 26 年分	<p>公表日： 平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/2014/nenpo/ 掲載年月日 平成 28 年 3 月 31 日</p>
平成 27 年分	<p>公表日： 平成 29 年 3 月 29 日</p> <p>インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/2015/nenpo/ 掲載年月日 平成 29 年 3 月 29 日</p>

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：21 薬事工業生産動態統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：21 薬事工業生産動態統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：21 薬事工業生産動態統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

22 医療施設統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	0
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：22 医療施設統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・ 2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1b.html#4>

調査の対象

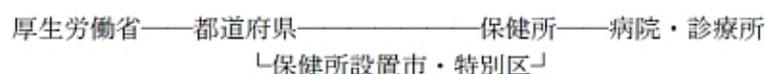
- (1) 静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設
- (2) 動態調査 医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設

b) 報告を求める者

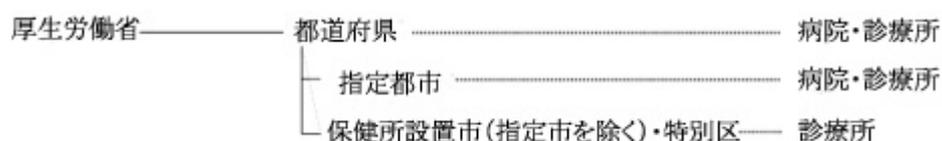
URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1b.html#7>

調査の方法及び実施系統

＜静態調査＞医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式による。



＜動態調査＞開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を記入する方式による。



c) 事業所母集団データベースの使用の有無

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1b.html#4>

- (1) 静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設
- (2) 動態調査 医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/15/dl/02_01.pdf

I 医療施設調査

平成 27 年 10 月 1 日現在における全国の医療施設総数は 180,458 施設で、このうち、「休止・1年以上休診中」の施設を除いた「活動中の施設」は 178,212 施設（医療施設総数の 98.8%）となっている。

以下の内容は、その「活動中の施設」について取りまとめたものである。

基幹統計名：22 医療施設統計		② 調査方法（データ収集方法）
確認事項		記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明		○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明		○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明		○
d) 調査期日又は調査期間の説明		○
e) 調査票配布・回収期間の説明		○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明		×
g) 事務処理基準の概要		×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明		○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明		×
評価		0・1 2 3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

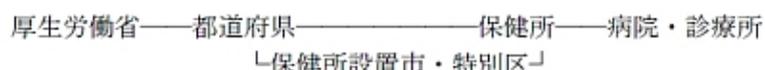
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国—都道府県—市町村—調査員—世帯など）の表示又は説明

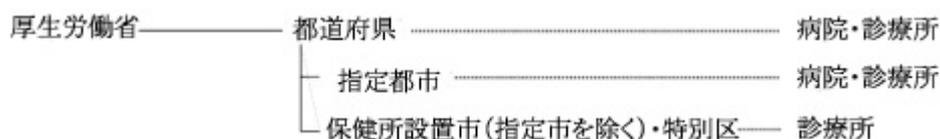
URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1b.html#7>

調査の方法及び実施系統

＜静態調査＞医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式による。



＜動態調査＞開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を記入する方式による。



d) 調査期日又は調査期間の説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1b.html#6>

調査の時期

- (1) 静態調査 3年ごとの10月1日(国への提出期限11月10日)
- (2) 動態調査 開設・変更等のあった都度(同 翌月20日)

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1b.html#6>

調査の時期

- (2) 動態調査 開設・変更等のあった都度(同 翌月20日)

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/himitsuhogo/index.html>

秘密の保護について

秘密の保護

統計調査は、統計法に基づき実施しています。

調査に関わる者（国・地方公共団体の職員、統計調査員等）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。（統計法第41条）

違反した場合には、罰則が課せられます。（統計法第57条の2）

また、調査で知り得た情報は統計以外の目的で利用することが禁止されています。（統計法第40条）

調査票情報の保管

調査票は、統計に関わる職員以外の目には触れられないよう厳重に管理され、統計作成後は一定期間保管した後、溶解等で処分しています。また、回答内容は電磁的記録として保管しています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：22 医療施設統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	×	
b) 速報と確報の違いについての説明	—	
c) 集計・推計の方法の説明	×	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	○・1・2・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

記載なし

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

c) 集計・推計の方法の説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/15/dl/gaikyo.pdf>

〈動態調査〉

(7) 結果の集計

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/14/dl/01_tyousa.pdf

〈静態調査〉

(7) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

※ 医療施設調査は、統計法に基づく基幹統計「医療施設統計」を作成するための統計調査である。

f) 公表のスケジュールの説明

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/kouhyou/e-stat_79-1.xml

【医療施設調査】

医療施設動態調査(概数)	平成28年	7月分	公表日： 平成28年 9月 26日 インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/m16/is1607.html 掲載年月日 平成28年 9月 26日
		8月分	公表日： 平成28年 10月 24日 インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/m16/is1608.html 掲載年月日 平成28年 10月 24日
		9月分	公表日： 平成28年 11月 25日 インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/m16/is1609.html 掲載年月日 平成28年 11月 25日
		10月分	公表日： 平成28年 12月 22日

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：22 医療施設統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：22 医療施設統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1b.html#4>

調査の対象

- (1) 静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設
- (2) 動態調査 医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

参考（平成27年医療施設調査の概況）

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/15/dl/02_01.pdf

表1 施設の種別別にみた施設数

各年10月1日現在

	施設数		対前年		構成割合(%)	
	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	増減数	増減率 (%)	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)
総数	178 212	177 546	666	0.4
病院	8 480	8 493	△ 13	△ 0.2	100.0	100.0
精神科病院	1 064	1 067	△ 3	△ 0.3	12.5	12.6
一般病院	7 416	7 426	△ 10	△ 0.1	87.5	87.4
(再掲) 療養病床を有する病院	3 844	3 848	△ 4	△ 0.1	45.3	45.3
一般診療所	100 995	100 461	534	0.5	100.0	100.0
有床	7 961	8 355	△ 394	△ 4.7	7.9	8.3
(再掲) 療養病床を有する 一般診療所	1 050	1 125	△ 75	△ 6.7	1.0	1.1
無床	93 034	92 106	928	1.0	92.1	91.7
歯科診療所	68 737	68 592	145	0.2	100.0	100.0
有床	29	32	△ 3	△ 9.4	0.0	0.0
無床	68 708	68 560	148	0.2	100.0	100.0

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：22 医療施設統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

23 患者統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：23 患者統計	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		○
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		—
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
	評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

b) 調査対象の範囲

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20-tyousa_gaiyou.html

調査の対象

全国の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設を利用した患者を調査の客体とする。

抽出方法

(1) 抽出枠(フレーム)は、医療施設基本ファイルとする。

(2) 抽出方法は、層化無作為抽出とする。(500床以上の病院については、悉皆調査となる。)

(3) 客体数は、地域別(病院の入院については二次医療圏まで、病院の外来、一般診療所及び歯科診療所については都道府県まで)推計が可能な数とする。

(4) 医療施設側の記入者負担軽減を図るため、病院については二段抽出を併用する。

(500床未満の病院の入院・外来の患者のうち生年月日の末尾が奇数の患者については全調査事項を調査することとし、生年月日の末尾が偶数の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。また、500～599床の病院の入院・外来患者については生年月日の末尾が1, 3, 5, 7日の患者について、600床以上の病院については生年月日の末尾が3, 5, 7日の患者については全調査事項を調査することとし、それ以外の患者については「入院・外来の別」、「性別」、「出生年月日」のみを調査する。)

c) 報告を求める者

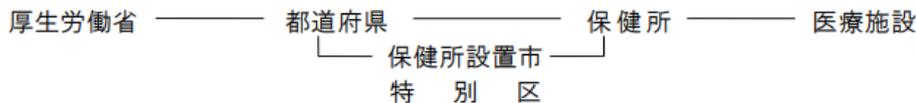
URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/14/dl/gaiyou.pdf>

2 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象とし、層化無作為により抽出した医療施設における患者を客体とした。

5 調査の方法及び系統

医療施設の管理者が記入する方式によった。



f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/26gosa.pdf>

推計患者数の標準誤差・標準誤差率
(施設の種類・入院-外来の種別別)

		推計患者数 (千人)	標準誤差 (千人)	標準誤差率 (%)
総	数	8 557.2	70.6	0.8
入	院	1 318.8	2.0	0.2
新	入	52.9	0.5	1.0
線	院	1 265.9	2.0	0.2
外	院	7 238.4	70.6	1.0
外	来	1 369.3	24.2	1.8
通	初	1 358.4	24.0	1.8
往	診	6.0	1.6	27.0
訪	療	5.0	2.0	40.9
外	症	5 869.0	59.8	1.0

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/14/dl/gaiyou.pdf>

2 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象とし、層化無作為により抽出した医療施設における患者を客体とした。

	施設数	抽出率	客 体 数	
			入院・外来	退 院
病 院	6,402	入院 7.6/10 , 外来 4.0/10	199.5万人	104.9万人
一般診療所	5,893	6.3/100	27.5万人	0.9万人
歯科診療所	1,278	1.9/100	2.7万人	

注：歯科診療所は、外来のみの調査である。

j) 標本交代に関する説明

非該当

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載無し

1) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/26gosa.pdf>

(総ページ数：16 ページ 主要部分のみ記載)

9 結果の推計と標準誤差

(1) 結果の推計

ア 推計患者数

① 病院の推計患者数

1 入院

病院入院の推計患者数については、二次医療圏別に医療施設静態調査の患者数を補助変量とする比推定により求めている。病院入院については、生年月日が奇数日の患者^{注①}については傷病名のほか全項目の調査を行い、生年月日が偶数日の患者^{注②}については調査項目を二次医療圏、性、年齢のみに限定して行っており、属性別患者数は生年月日が奇数日の患者についてのみ把握できるため、生年月日が偶数日の患者数を利用して性別に補正している。

なお、都道府県別の推計患者数、全国の推計患者数は二次医療圏別の推計患者数の合計とした。

病院入院における二次医療圏 g 、性 k 、属性 h の推計患者数 \hat{Z}_{gkh} は次のように与えられる。

$$\hat{Z}_{gkh} = \sum_{j \in \omega} \left[\frac{X_{gjk}}{X'_{gjk}} \cdot \frac{W_{gikh}}{Y'_{gj}} \cdot Y_{gj} \right] + \frac{\sum_{j=12}^{17} \frac{N_{gj}}{n_{gj}} X_{gjk}}{\sum_{j=12}^{17} \frac{N_{gj}}{n_{gj}} X'_{gjk}} \cdot \frac{\sum_{j=12}^{17} \frac{N_{gj}}{n_{gj}} W_{gikh}}{\sum_{j=12}^{17} \frac{N_{gj}}{n_{gj}} Y'_{gj}} \cdot \sum_{j=12}^{17} Y_{gj}$$

\hat{Z}_{gkh} 二次医療圏 g 、性 k のある属性 h をもった推計患者数

N_{gj} 医療施設静態調査における二次医療圏 g 、層 j の施設数

n_{gj} 患者調査における二次医療圏 g 、層 j の調査施設数

X_{gjk} 患者調査における二次医療圏 g 、層 j 、性 k の患者数(奇数日+偶数日)

X'_{gjk} 患者調査における二次医療圏 g 、層 j 、性 k の患者数(奇数日)

W_{gikh} 患者調査における二次医療圏 g 、層 j 、性 k のある属性 h をもった患者数(奇数日)

Y'_{gj} 医療施設静態調査における二次医療圏 g 、層 j の患者調査標本施設の患者数

Y_{gj} 医療施設静態調査における二次医療圏 g 、層 j の患者数

同様に

②診療所の推計患者数（一般・歯科、入院・外来別）

イ 推計退院患者数

① 病院の推計退院患者数

② 一般診療所の推計退院患者数

についての記載有り

基幹統計名：23 患者統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・①・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

c) 調査実施系統（国—都道府県—市町村—調査員—世帯など）の表示又は説明

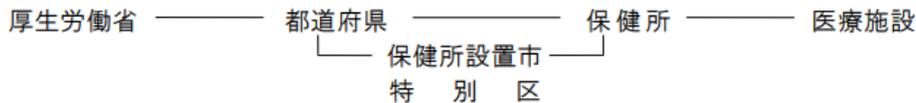
URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/14/dl/gaiyou.pdf>

2 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象とし、層化無作為により抽出した医療施設における患者を客体とした。

5 調査の方法及び系統

医療施設の管理者が記入する方式によった。



b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp140701-01.html>

調査票の提出方法

(1) オンラインによる提出(Excelファイル使用)

調査内容をExcelファイルに入力の上、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用し、インターネット回線を経由して提出します。前回の病院に続き、**今回から一般診療所・歯科診療所もオンラインによる提出が可能**となりました。

→ [オンラインによる提出の詳細は](#) [こちら](#) [2014年8月21日](#)

◎便利なオンライン調査をぜひご利用ください！

- ◆24時間、いつでも回答が可能です。
- ◆調査票(CD-R等、紙)の発送作業、発送料が不要です。
- ◆既存の電子情報を活用して、効率的に調査票が作成できます。

- ・電子カルテの情報等(全施設対象)
- ・DPC調査の提出用データ(一部の病院)
- ・医科電子レセプトデータ(病院)

※これら既存の電子情報は、「(2) CD-R等による提出」の場合でも利用可能です

(2) CD-R等による提出(Excelファイル使用)

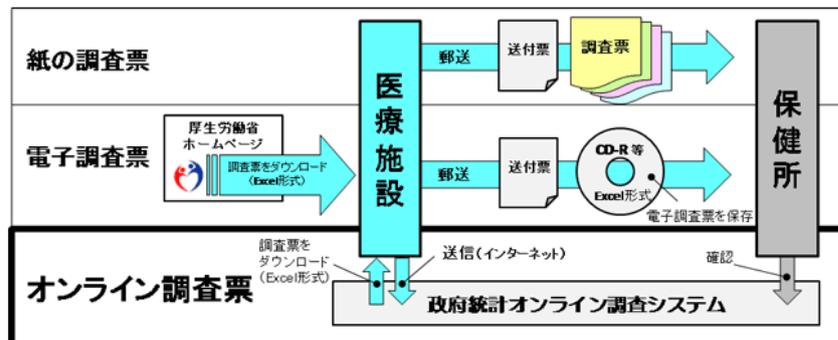
調査内容をExcelファイルに入力の上、CD-R等に保存し、郵送等で保健所へ提出します。

→ [CD-R等による提出の詳細は](#) [こちら](#) [2014年8月21日](#)

(3) 紙の調査票による提出

保健所から配布された紙の調査票に記入し、郵送等で保健所へ提出します。

平成29年患者調査の調査票提出方法



d) 調査期日又は調査期間の説明

URL:<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp140701-01.html>

調査の期日

(1) 病院の入院・外来患者

平成 29 年 10 月 17 日（火）～19 日（木）の 3 日間のうち、指定された 1 日

(2) 一般診療所及び歯科診療所の入院・外来患者

平成 29 年 10 月 17 日（火）、18 日（水）、20 日（金）の 3 日間のうち、指定された 1 日

(3) 病院及び一般診療所の退院患者

平成 29 年 9 月 1 日～30 日までの 1 か月間

※調査票の提出締め切りは管轄する保健所へお問い合わせください。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし（具体的な記載はないが、下記の記述はあり）

URL:<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp140701-01.html>

※調査票の提出締め切りは管轄する保健所へお問い合わせください。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載無し

g) 事務処理基準の概要

インターネット上には記載無し

オンライン調査の事務処理基準のマニュアル掲載場所についての記載あり

URL: <http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp140701-01a.html>

都道府県、保健所を設置する市区及び保健所（経由機関）の皆様へ

平成 29 年患者調査においても、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用したオンライン調査を実施します。

オンライン調査の実施にあたっては、事前に経由機関における一般ユーザの設定等が必要となりますので、政府統計共同利用システム（統計調査等業務利用機関総合窓口）に掲載しているマニュアルを確認の上、作業をお願いします。

【掲載場所 1】

→ 政府統計共同利用システム「統計調査等業務利用機関総合窓口」

>お知らせ

>平成 29 年医療施設静態調査、患者調査 経由機関用操作手引等の掲載

【掲載場所 2】

→ 政府共通NW/LGWAN掲示板システム

＞利用者からのお知らせ

＞平成 29 年患者調査の各種資料について

(都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区・保健所向け)

※政府共通NW/LGWANの利用方法は各都道府県市のネットワーク管理者にお問い合わせください。

コールセンターの設置

課室管理者による一般ユーザのアクセス権限の設定など、経由機関が行う政府統計オンライン調査システムの準備作業についての質問を受け付けるコールセンターを開設します。

コールセンターの電話番号、開設期間などは、上記【掲載場所 2】に掲載していますのでご確認ください。

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20.html>

秘密の保護について

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/himitsuhogo/index.html>

秘密の保護について

■秘密の保護

統計調査は、統計法に基づき実施しています。

調査に関わる者（国・地方公共団体の職員、統計調査員等）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。（統計法第 4 1 条）

違反した場合には、罰則が課せられます。（統計法第 5 7 条の 2）

また、調査で知り得た情報は統計以外の目的で利用することが禁止されています。（統計法第 4 0 条）

■調査票情報の保管

調査票は、統計に関わる職員以外の目には触れられないよう厳重に管理され、統計作成後は一定期間保管した後、溶解等で処分しています。また、回答内容は電磁的記録として保管しています。

URL:<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp140701-01.html>

調査の手引き（病院用）（一般診療所用、歯科診療所用もあり）

URL:<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp140701-01-01.pdf>

その他

【個人情報保護】

問 8 5 診療録（カルテ）に記載された情報を患者の同意なしに調査票へ転記するのは、個人情報保護法に違反するのではないか。

（答） 個人情報保護法における「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」について、法令に基づく場合は本人の同意を得る必要はないとされています。

患者調査は統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査であり、本人の同意を得ずに診療録情報を調査票に転記する場合であっても個人情報保護法に違反するものではありません。

なお、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日、個人情報保護委員会・厚生労働省）」においても、「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」の例外として、法令に基づく場合は「本人の同意を得る必要はない」と明記されています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載無し

基幹統計名：23 患者統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	—	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/14/dl/gaiyou.pdf>

7 用語の説明

(1) 推計患者数

調査日当日に、病院、一般診療所、歯科診療所で受療した患者の推計数である。

(2) 推計退院患者数

調査対象期間中（平成26年9月1日～30日）に病院、一般診療所を退院した患者の推計数である。

(3) 退院患者の平均在院日数

調査対象期間中（平成26年9月1日～30日）に退院した患者の在院日数の平均である。

(4) 受療率

推計患者数を人口10万対であらわした数である。

受療率（人口10万対）＝推計患者数／推計人口×100,000

(5) 総患者数（傷病別推計）

調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。

総患者数＝入院患者数＋初診外来患者数＋（再来外来患者数×平均診療間隔×調整係数（6/7））

(総ページ数：16 ページ 主要部分のみ記載)

9 結果の推計と標準誤差

(1) 結果の推計

ア 推計患者数

① 病院の推計患者数

1 入院

病院入院の推計患者数については、二次医療圏別に医療施設静態調査の患者数を補助変量とする比推定により求めている。病院入院については、生年月日が奇数日の患者^{注(1)}については傷病名のほか全項目の調査を行い、生年月日が偶数日の患者^{注(2)}については調査項目を二次医療圏、性、年齢のみに限定して行っており、属性別患者数は生年月日が奇数日の患者についてのみ把握できるため、生年月日が偶数日の患者数を利用して性別に補正している。

なお、都道府県別の推計患者数、全国の推計患者数は二次医療圏別の推計患者数の合計とした。

病院入院における二次医療圏 g 、性 k 、属性 h の推計患者数 \hat{Z}_{gkh} は次のように与えられる。

$$\hat{Z}_{gkh} = \sum_{j \in \omega} \left[\frac{X_{gjk}}{X'_{gjk}} \cdot \frac{W_{gikh}}{Y'_{gj}} \cdot Y_{gj} \right] + \frac{\sum_{j=12}^{17} \frac{N_{gj}}{n_{gj}} X_{gjk}}{\sum_{j=12}^{17} \frac{N_{gj}}{n_{gj}} X'_{gjk}} \cdot \frac{\sum_{j=12}^{17} \frac{N_{gj}}{n_{gj}} W_{gikh}}{\sum_{j=12}^{17} \frac{N_{gj}}{n_{gj}} Y'_{gj}} \cdot \sum_{j=12}^{17} Y_{gj}$$

\hat{Z}_{gkh} 二次医療圏 g 、性 k のある属性 h をもった推計患者数

N_{gj} 医療施設静態調査における二次医療圏 g 、層 j の施設数

n_{gj} 患者調査における二次医療圏 g 、層 j の調査施設数

X_{gjk} 患者調査における二次医療圏 g 、層 j 、性 k の患者数(奇数日+偶数日)

X'_{gjk} 患者調査における二次医療圏 g 、層 j 、性 k の患者数(奇数日)

W_{gikh} 患者調査における二次医療圏 g 、層 j 、性 k のある属性 h をもった患者数(奇数日)

Y'_{gj} 医療施設静態調査における二次医療圏 g 、層 j の患者調査標本施設の患者数

Y_{gj} 医療施設静態調査における二次医療圏 g 、層 j の患者数

同様に

② 診療所の推計患者数 (一般・歯科、入院・外来別)

イ 推計退院患者数

① 病院の推計退院患者数

② 一般診療所の推計退院患者数

についての記載有り

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/14/dl/gaiyou.pdf>

6 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

なお、医療施設に関する情報の一部は平成 26 年医療施設静態調査の結果を用いた。

f) 公表のスケジュールの説明

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/kouhyou/e-stat_10-17.xml

統計結果の公表情報

【患者調査】

平成20年	公表日： 平成21年 12月 3日 インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/08/index.html 掲載年月日 平成21年 12月 3日
平成23年	公表日： 平成24年 11月 27日 インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/11/index.html 掲載年月日 平成24年 11月 27日
平成24年福島県患者調査	公表日： 平成25年 10月 22日 インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/12fukushima/index.html 掲載年月日 平成25年 10月 22日
平成26年	公表日： 平成27年 12月 17日 インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/14/index.html 掲載年月日 平成27年 12月 17日

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載無し

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載無し

基幹統計名：23 患者統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		○
評価	0・1・2・③	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/26gosa.pdf>

(2) 標準誤差及び標準誤差率

以下の表は調査項目ごとの「標準誤差（推計値の分散の平方根）」及び「標準誤差率（推計値の大きさに対する標準誤差の割合）」の推計値を示したものである。推計値を中心としてその前後に

標準誤差の2倍ずつの幅をとれば、その中に、全数調査から得られるはずの値が約95%の確率で存在すると考えてよい。

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/26gosa.pdf>

(総ページ数：16 ページ 主要部分のみ記載)

推計患者数の標準誤差・標準誤差率

(施設の種類・入院-外来の種別別)

	推計患者数 (千人)	標準誤差 (千人)	標準誤差率 (%)
総数	8 557.2	70.6	0.8
入院	1 318.8	2.0	0.2
新入	52.9	0.5	1.0
繰り越	1 265.9	2.0	0.2
外来	7 238.4	70.6	1.0
初診	1 369.3	24.2	1.8
通院	1 358.4	24.0	1.8
往診	6.0	1.6	27.0
外訪	5.0	2.0	40.9
その他	5 869.0	59.8	1.0

推計入院患者数の標準誤差・標準誤差率

(施設の種類・病床の種類別)

	推計入院患者数(千人)	標準誤差 (千人)	標準誤差率 (%)
総数	1 318.8	2.0	0.2
病院	1 273.0	1.4	0.1
精神科	288.6	1.1	0.4
感染症	0.1	0.0	15.9
結核	2.4	0.2	8.5
療養病	282.7	1.9	0.7
療養病床(医療保険適用病床)	226.2	2.0	0.9
療養病床(介護保険適用病床)	56.5	1.1	2.0
一般病床(病院)	699.2	2.2	0.3
一般診療所	45.8	1.4	3.1
療養病	11.0	1.3	12.1
療養病床(医療保険適用病床)	8.3	1.2	14.7
療養病床(介護保険適用病床)	2.7	0.6	20.3
一般病床(一般診療所)	34.8	1.7	5.0

推計患者数の標準誤差率

(施設の種類・性・年齢階級別)

(単位：%)

	総 数			病 院			一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	0.8	0.9	0.9	0.3	0.5	0.4	1.2	1.4	1.4	3.4	3.3	3.7
0 歳	4.3	4.5	4.5	2.9	3.3	3.0	5.9	6.2	6.2	76.7	76.7	-
1 ～ 4	4.2	4.4	4.4	3.1	3.1	3.5	5.2	5.4	5.3	11.6	12.8	14.7
5 ～ 9	3.3	3.5	3.6	3.0	3.3	3.5	4.3	4.4	4.6	7.6	9.0	8.1
10 ～ 14	3.1	3.4	3.8	2.6	2.9	3.2	3.5	4.1	3.7	10.7	12.4	12.5
15 ～ 19	2.6	3.7	3.1	2.0	2.6	2.4	3.5	5.1	3.8	8.0	12.0	9.5

推計患者数の標準誤差率

(施設の種類・入院-外来・傷病分類別)

(単位：%)

	総 数	病 院			一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所		
		総 数	入 院	外 来	総 数	入 院	外 来			
総 数	0.8	0.2	1.0	0.3	0.1	0.6	1.2	3.1	1.2	3.4
I 感染症及び寄生虫症	3.5	1.6	3.9	1.3	1.6	1.8	5.1	19.9	5.1	-
II 新生	1.1	0.6	1.7	0.8	0.6	1.3	7.1	12.3	7.3	-
III 血液及び造血器の疾患	2.8	2.1	3.5	1.7	2.0	2.4	6.3	32.2	6.4	-

推計患者数の標準誤差率

(施設の種類・入院-外来・都道府県別)

(単位：%)

	総 数			病 院			一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所
	総 数	入 院	外 来	総 数	入 院	外 来	総 数	入 院	外 来	
全 国	0.8	0.2	1.0	0.3	0.1	0.6	1.2	3.1	1.2	3.4
北 海 道	3.0	0.9	3.8	2.3	0.9	4.0	6.2	7.9	6.3	10.2

病院の推計入院患者数の標準誤差率

(二次医療圏別)

(単位：%)

二 次 医 療 圏 名	入 院	二 次 医 療 圏 名	入 院
北 海 道 0101 南渡島	0.4	福 島 0703 県南	0.0
0102 南檜山	0.0	0704 会津	1.3
0103 北渡島檜山	0.0	0705 南会津	0.0
0104 札幌	2.2	0706 相双	2.4
0105 後志	1.5	0707 いわき	0.7
0106 南空知	0.3		
0107 中空知	0.0	茨 城 0801 水戸	1.0
0108 北空知	0.0	0802 日立	0.2

推計退院患者数の標準誤差率

(病院-一般診療所・性・年齢階級別)

(単位：%)

	総 数			病 院			一 般 診 療 所		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	0.0	0.3	0.3	0.0	0.2	0.2	0.0	4.3	2.0
0 歳	2.7	2.6	3.0	1.8	1.8	1.8	16.2	15.5	17.9
1 ～ 4	3.1	3.2	3.1	2.5	2.6	2.3	52.6	48.7	58.9
5 ～ 9	2.9	2.8	3.1	2.9	2.8	3.0	29.4	26.2	37.6
10 ～ 14	2.1	2.0	2.9	2.0	1.8	2.5	17.9	19.4	33.4

推計退院患者数の標準誤差率

(病院-一般診療所・傷病分類別)

(単位：%)

	総 数	病 院	一 般 診 療 所
総 数	0.0	0.0	0.0
I 感染症及び寄生虫症	1.3	0.6	18.1
II 新生	0.5	0.5	14.3
III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	1.2	0.7	35.0

基幹統計名：23 患者統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20-tyousa_gaiyou.html

調査の対象

全国の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設を利用した患者を調査の客体とする。

抽出方法

(1) 抽出枠(フレーム)は、医療施設基本ファイルとする。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載無し

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載無し

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載無し

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載無し

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載無し

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載無し

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載無し

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載無し

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載無し

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載無し

基幹統計名：23 患者統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載無し

参考とする転記様式

24 賃金構造基本統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	3

基幹統計名：24 貸金構造基本統計	① 標本設計（標本調査）	
確認事項		記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
評価		0・1・②・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html

抽出方法

(1) 抽出方法

(ア)抽出方法は、事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法としている。

(イ)事業所の層化は、都道府県、産業及び事業所規模別に行っている。

(ウ)目標精度は、常用労働者の1人平均所定内給与額について設定し、結果利用の重要度を考慮して、基本的に、都道府県、表章産業及び企業規模別の標準誤差率を5%以内に定めている。

(2) 抽出率

事業所抽出率は都道府県、産業及び事業所規模別に定めている。

労働者の抽出率は、100人以上の事業所については産業及び事業所規模別に、100人未満の事業所については事業所規模別に定めている。

b) 調査対象の範囲

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html

調査の対象

(1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょを除く。)

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業[鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)]

(3) 事業所

5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を対象とし、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を客体とする。

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001062201&cycleCode=0&requestSender=estat

02_調査の概要.pdf

4 調査の設計

(1) 母集団

ア 母集団は、16大産業の常用労働者5人以上の事業所であり、全国で約143万事業所、労働者数は約4,300万人である。

イ サンプルフレームは、事業所については、事業所母集団データベース（平成26年次フレーム）、労働者については、抽出された事業所における労働者名簿、賃金台帳等によっている。

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html

抽出方法

(ウ) 目標精度は、常用労働者の1人平均所定内給与額について設定し、結果利用の重要度を考慮して、基本的に、都道府県、表章産業及び企業規模別の標準誤差率を5%以内に定めている。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/sankou/h28_kaisyuu.pdf

平成28年賃金構造基本統計調査 産業、事業所規模別母集団数、標本数、回収率等

	母集団 事業所数	標本 事業所数 ①	回答事業所数		回収率 (%) ②÷①×100
			抽出時 ②	調査時 ③	
産業計	1,429,579	78,095	57,657	57,657	73.8
C 鉱業、採石業、砂利採取業	845	399	309	305	77.4
D 建設業	137,825	2,615	2,028	2,052	77.6
E 製造業	180,788	13,330	10,376	10,408	77.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,647	1,370	1,239	1,244	90.4
G 情報通信業	25,346	2,342	1,716	1,730	73.3
H 運輸業、郵便業	73,086	4,496	3,364	3,394	74.8
I 卸売業、小売業	342,189	9,771	7,049	7,034	72.1
J 金融業、保険業	39,726	5,384	4,669	4,674	86.7
K 不動産業、物品賃貸業	27,795	4,489	3,168	2,949	70.6
L 学術研究、専門・技術サービス業	45,543	2,737	2,079	2,057	76.0
M 宿泊業、飲食サービス業	159,760	7,400	4,221	4,223	57.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	57,419	5,742	3,594	3,596	62.6
O 教育、学習支援業	37,742	4,649	3,423	3,430	73.6
P 医療、福祉	204,547	3,912	3,198	3,367	81.7
Q 複合サービス事業	8,291	1,606	1,413	1,439	88.0
R サービス業(他に分類されないもの)	85,030	7,853	5,811	5,755	74.0

(注1) ②の回答事業所数は抽出時点の産業、③の回答事業所数は調査時点の産業に基づいて集計した。

(注2) 産業は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

(調査対象計)

	母集団 事業所数	標本 事業所数 ①	回答事業所数		回収率 (%) ②÷①×100
			抽出時 ②	調査時 ③	
事業所規模計	1,429,579	78,095	57,657	57,657	73.8
15,000人以上	2	2	2	2	100.0
5,000～14,999人	49	47	44	37	93.6
1,000～4,999人	1,526	990	835	718	84.3
500～999人	3,733	2,012	1,688	1,476	83.9
100～499人	53,163	10,334	8,411	8,099	81.4
30～99人	234,218	20,393	16,086	16,065	78.9
10～29人	717,447	32,552	23,725	23,801	72.9
5～9人	419,441	11,765	6,866	7,459	58.4

(注)②の回答事業所数は抽出時点の事業所規模、③の回答事業所数は調査時点の事業所規模に基づいて集計した。

(常用労働者を10人以上雇用する民営事業所)

	母集団 事業所数	標本 事業所数 ①	回答事業所数		回収率 (%) ②÷①×100
			抽出時 ②	調査時 ③	
産業計	1,008,339	65,881	50,376	49,783	76.5
C 鉱業、採石業、砂利採取業	543	274	236	225	86.1
D 建設業	70,055	2,109	1,724	1,626	81.7
E 製造業	126,412	10,201	8,402	8,442	82.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2,411	934	861	879	92.2
G 情報通信業	19,610	1,899	1,453	1,486	76.5
H 運輸業、郵便業	63,056	3,809	2,930	2,970	76.9
I 卸売業、小売業	259,329	8,228	6,167	6,074	75.0
J 金融業、保険業	36,866	4,988	4,426	4,437	88.7
K 不動産業、物品賃貸業	18,460	3,994	2,913	2,629	72.9
L 学術研究、専門・技術サービス業	24,439	2,238	1,755	1,696	78.4
M 宿泊業、飲食サービス業	113,382	6,511	3,917	3,812	60.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	41,771	5,224	3,362	3,254	64.4
O 教育、学習支援業	29,730	3,636	2,868	2,921	78.9
P 医療、福祉	132,634	3,274	2,725	2,878	83.2
Q 複合サービス事業	8,056	1,428	1,280	1,306	89.6
R サービス業(他に分類されないもの)	61,585	7,134	5,357	5,148	75.1

(注1)②の回答事業所数は、抽出時点において常用労働者を10人以上雇用する民営事業所について、抽出時点の産業に基づいて集計した。

(注2)③の回答事業所数は、調査時点において常用労働者を10人以上雇用する民営事業所について、調査時点の産業に基づいて集計した。

(注3)産業は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

(常用労働者を10人以上雇用する民営事業所)

	母集団 事業所数	標本 事業所数 ①	回答事業所数		回収率 (%) ②÷①×100
			抽出時 ②	調査時 ③	
事業所規模計	1,008,339	65,881	50,376	49,783	76.5
15,000人以上	2	2	2	2	100.0
5,000～14,999人	49	47	44	37	93.6
1,000～4,999人	1,497	968	816	696	84.3
500～999人	3,646	1,977	1,655	1,446	83.7
100～499人	52,810	10,263	8,341	8,032	81.3
30～99人	233,778	20,261	15,960	15,932	78.8
10～29人	716,557	32,363	23,558	23,638	72.8

(注1)②の回答事業所数は、抽出時点において常用労働者を10人以上雇用する民営事業所について、抽出時点の事業所規模に基づいて集計した。

(注2)③の回答事業所数は、調査時点において常用労働者を10人以上雇用する民営事業所について、調査時点の事業所規模に基づいて集計した。

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001062201&cycleCode=0&requestSender=estat
02_調査の概要.pdf

(2) 標本設計

ア 抽出方法

(ア) 抽出方法は、事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法としている。

(イ) 事業所の層化は、都道府県、産業及び事業所規模別に行っている。このため、層化基準によらない集計区分については標本設計の対象とならず、サンプル数が少ない場合は大きな誤差を含む場合があり、利用に際しては注意を要する。

(ウ) 目標精度は、常用労働者の1人平均所定内給与額について設定し、結果利用の重要度を考慮して、基本的に、都道府県、表章産業及び企業規模別の標準誤差率を5%以内に定めている。

イ 抽出率

(ア) 事業所抽出率は都道府県、産業及び事業所規模別に定めている。

労働者の抽出率は、100人以上の事業所については産業及び事業所規模別に、100人未満の事業所については事業所規模別に定めている。

(イ) 抽出率算定に用いた誤差算式は、8～9頁のとおりである。

(ウ) 抽出事業所数及び抽出労働者数抽出した事業所数は約7万8千事業所、抽出した労働者数は約168万人である。

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL:

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html

集計・推計方法

集計は、独立行政法人統計センターに委託して行った。

推計方法はこちら [86KB]

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/chingin_zenkoku_b-2.pdf

(3) 推 計

ア 推計方法

(ア) 月間平均賃金等1か月当たり平均値及び年間賞与其他特別給与額の平均値は、次の式により推計している。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n x_i \cdot F_i}{\sum_{i=1}^n F_i}$$

\bar{x} : 平均値

i : i 番目の労働者

x_i : i 番目の労働者の賃金等

F_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数と労働者抽出率の逆数を乗じたもの（復元倍率）

n : 各集計区分の標本労働者数

(イ) 1時間当たりの平均賃金又は1日当たりの平均所定内実労働時間数は、次の式により推計している。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{x_i}{t_i} \cdot F_i}{\sum_{i=1}^n F_i}$$

\bar{x} : 平均値

i : i 番目の労働者

x_i : i 番目の労働者の賃金又は所定内実労働時間数

t_i : i 番目の労働者の所定内実労働時間数又は実労働日数

F_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数と労働者抽出率の逆数を乗じたもの（復元倍率）

n : 各集計区分の標本労働者数

(ウ) 労働者数は、次の式により推計している。

$$F = \sum_{i=1}^n F_i$$

F : 労働者数

F_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数と労働者抽出率の逆数を乗じたもの（復元倍率）

n : 各集計区分の標本労働者数

(エ) 初任給の平均値は、次の式により推計している。

$$\bar{W} = \frac{\sum_{i=1}^n W_i \cdot \ell_i \cdot E_i}{\sum_{i=1}^n \ell_i \cdot E_i}$$

\bar{W} : 平均値

i : i 番目の事業所

W_i : i 番目の事業所の初任給額

ℓ_i : i 番目の事業所の採用人員

E_i : i 番目の事業所の事業所抽出間隔

n : 各集計区分の事業所数

(オ) 採用人員は、次の式により推計している。

$$L = \sum_{i=1}^n \ell_i \cdot E_i$$

L : 採用人員

$i, \ell_i \cdot E_i, n$: 上記 (エ) に同じ

基幹統計名：24 賃金構造基本統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html

調査の方法

(1) 調査の実施系統

厚生労働省-都道府県労働局-労働基準監督署-統計調査員-報告者

(2) 調査手法

厚生労働省が都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員を通じて調査票を配布し、客体事業所が記入した調査票を回収する方法で調査を実施する。

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html

調査の方法

(2) 調査手法

厚生労働省が都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員を通じて調査票を配布し、客体事業所が記入した調査票を回収する方法で調査を実施する。

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chingin_qa.html

提出方法について

Q 4-1：メールやファックスでの提出は可能ですか。

A 4-1：セキュリティ上の観点から、誤送信等の可能性があるメールやファックスでの提出は受け付けていません。

Q 4-3：エクセルで調査票を作成した場合はどのように提出すればよいですか。

A 4-3：事業所票を4枚、個人票を3枚印刷していただき、それぞれ1枚を事業所控えとして保管し、残りを調査票の提出先となっている都道府県労働局又は労働基準監督署に提出してください。

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/dl/detail-05.pdf>

平成 29 年賃金構造基本統計調査 調査票 記入要領

調査票は2種類（いずれも複写式）、パソコンで入力できる様式もあります

同封の調査票には、事業所票（緑色）と個人票（青色）の2種類があります。

また、手書きでなくパソコンで入力される場合は、**エクセル形式の調査票**を、厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。抽出率など一部の項目が自動入力され、記入不要の項目はグレーで表示されるなど便利な機能を追加したエクセル形式の調査票をぜひご活用ください。^{※1}

（ダウンロードはこちらから）

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) のトップページ

→ 「統計情報・白書」 → 「各種統計調査」

→ 「厚生労働統計一覧」 → 「賃金」

→ 「賃金構造基本統計調査」 → 画面下「その他」の中の

「調査の対象事業所」に選ばれた事業主の方へ

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>)

エクセル形式の調査票（イメージ）

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html

調査の方法

(1) 調査の実施系統

厚生労働省-都道府県労働局-労働基準監督署-統計調査員-報告者

(2) 調査手法

厚生労働省が都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員を通じて調査票を配布し、客体事業所が記入した調査票を回収する方法で調査を実施する。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001062201&cycleCode=0&requestSender=estat

02_調査の概要.pdf

(5) 対象期日

ア 次の調査事項については、平成28年6月30日現（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日現在）の状況について調査した。

- (ア) 事業所の名称
- (イ) 事業所の所在地
- (ウ) 事業所の雇用形態別労働者数
- (エ) 企業全体の常用労働者数
- (オ) 新規学卒者の採用人員
- (カ) 労働者の番号又は氏名
- (キ) 性
- (ク) 雇用形態
- (ケ) 就業形態
- (コ) 最終学歴
- (サ) 年齢
- (シ) 勤続年数
- (ス) 労働者の種類
- (セ) 役職又は職種
- (ソ) 経験年数

イ 次の調査事項については、平成28年6月1日から6月30日までの1か月間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前1か月間）の状況について調査した。

- (ア) 主要な生産品の名称又は事業の内容
- (イ) 新規学卒者の初任給額
- (ウ) 実労働日数
- (エ) 所定内実労働時間数

- (イ) 超過実労働時間数
- (カ) きまって支給する現金給与額
- (キ) 超過労働給与額
- (ク) 通勤手当、精皆勤手当及び家族手当

ウ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの1年間の給与額とした。ただし、この期間の中途において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から平成28年6月30日までの特別給与額とした。

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001062201&cycleCode=0&requestSender=estat
02_調査の概要.pdf

(6) 実施期間

平成28年7月1日から7月31日までの間とした。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL:

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>

その他

秘密の保護について

秘密の保護

統計調査は、統計法に基づき実施しています。

調査に関わる者（国・地方公共団体の職員、統計調査員等）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。（統計法第41条）

違反した場合には、罰則が課せられます。（統計法第57条の2）

また、調査で知り得た情報は統計以外の目的で利用することが禁止されています。（統計法第40条）

調査票情報の保管

調査票は、統計に関わる職員以外の目には触れられないよう厳重に管理され、統計作成後は一定期間保管した後、溶解等で処分しています。また、回答内容は電磁的記録として保管しています。

URL:

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chingin_qa.html

秘密の保護について

Q 1－5：プライバシーは保護されるのですか。

A 1－5：本調査は、統計法に基づき実施します。調査従事者には、調査で知り得た情報を他に漏らしてはならない守秘義務（同法第 41 条）が課せられており、調査で知り得た秘密を他に漏らした場合の罰則（同法第 59 条「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」）も定められています。調査で知り得た情報が徴税や労働基準監督など、統計以外の目的で利用されることはありません。また、調査で集められた情報は、集計後は事業所や個人を識別できない形で利用されます。

Q 1－6：調査には個人情報保護法が適用されないのですか。

A 1－6：統計法に基づいて行われる統計調査で集められる個人情報は、次の理由から個人情報保護法が適用されないことになっています。

統計調査により集められた個人情報は、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用・提供されること。

統計法では、統計以外の目的での調査票の使用が禁止されているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が厳格に整備されていること。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：24 貸金構造基本統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	—	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	○	
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html

集計・推計方法

集計は、独立行政法人統計センターに委託して行った。

推計方法はこちら [86KB]

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

c) 集計・推計の方法の説明

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/chingin_zenkoku_b-2.pdf

賃金構造基本統計調査

推計方法

(f) 月間平均賃金等 1 か月当たり平均値及び年間賞与その他特別給与額の平均値は、次の式により推計している。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n x_i \cdot F_i}{\sum_{i=1}^n F_i}$$

\bar{x} : 平均値

i : i 番目の労働者

x_i : i 番目の労働者の賃金等

F_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数と労働者抽出率の逆数を乗じたもの（復元倍率）

n : 各集計区分ごとの標本労働者数

i : i 番目の事業所

W_i : i 番目の事業所の初任給額

Q_i : i 番目の事業所の採用人員

E_i : i 番目の事業所の事業所抽出間隔

n : 各集計区分ごとの事業所数

(f) 採用人員は、次の式により推計している。

$$L = \sum_{i=1}^n Q_i \cdot E_i$$

L : 採用人員

$i, Q_i \cdot E_i, n$: 上記 (x) に同じ

(g) 1 時間当たりの平均賃金又は 1 日当たりの平均所定内実労働時間数は、次の式により推計している。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{x_i}{t_i} \cdot F_i}{\sum_{i=1}^n F_i}$$

\bar{x} : 平均値

i : i 番目の労働者

x_i : i 番目の労働者の賃金又は所定内実労働時間数

t_i : i 番目の労働者の所定内実労働時間数又は実労働日数

F_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数と労働者抽出率の逆数を乗じたもの（復元倍率）

n : 各集計区分ごとの標本労働者数

(g) 労働者数は、次の式により推計している。

$$F = \sum_{i=1}^n F_i$$

F : 労働者数

F_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数と労働者抽出率の逆数を乗じたもの（復元倍率）

n : 各集計区分ごとの標本労働者数

(x) 初任給の平均値は、次の式により推計している。

$$\bar{W} = \frac{\sum_{i=1}^n W_i \cdot Q_i \cdot E_i}{\sum_{i=1}^n Q_i \cdot E_i}$$

\bar{W} : 平均値

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html#07

「調査年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について同年7月に調査を行う。」

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html

集計・推計方法

集計は、独立行政法人統計センターに委託して行った。

f) 公表のスケジュールの説明

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/kouhyou/e-stat_53-23.xml

統計結果の公表情報

【賃金構造基本統計調査】

更新日：平成29年2月22日

平成28年調査	初任給の概況	公表日： 平成28年 11月 17日 インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/53-1.html
	(旧) 都道府県別速報	公表日： 平成29年 2月 22日 備考 平成28年調査より、「賃金構造基本統計調査の概況」に統合して公表しています。
	賃金構造基本統計調査の概況	公表日： 平成29年 2月 22日 インターネット情報 URL http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html
	報告書刊行（非売）	公表日： 平成29年 6月 刊行物情報 刊行物名 平成28年賃金構造基本統計調査報告 閲覧情報 閲覧場所 (報告書) 厚生労働省図書館、政策統括官付参事官付普及相談室、政策統括官付参事官付賃金福祉統計室のいずれかでご覧いただけます。入館の際は、事前の来館者登録をお申し出ください。 備考 未収録部分の閲覧については、政策統括官付参事官付賃金福祉統計室賃金第一係にお問い合わせください。コピーされる場合は有料になります。
ホームページ掲載	公表日： 平成29年 2月 22日 インターネット情報 URL http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&statCode=000001011423 備考 (公表後順次掲載) 報告書未収録表を含む結果表をe-stat(政府統計の総合窓口)に掲載しています。	

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001062201&cycleCode=0&requestSender=estat

01_利用上の一般的注意.pdf

12 短時間労働者の統計表

短時間労働者の中には、特定の職種を中心に、1時間当たりの所定内給与額が著しく高い者が少数であるが存在する。これらの労働者を集計に含めると平均値が大きくなり上昇するので、これを避けるため、短時間労働者の統計表では集計から除いている。

ただし、短時間労働者の職種別統計表では、これらの労働者が集中している職種で集計から除くと、その職種の賃金が実態と乖離するため、集計に含めている。

基幹統計名：24 貸金構造基本統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		○
評価	0・1・2・③	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html

集計上の誤差

調査結果は、「結果の概要」及び「統計表一覧（政府統計の総合窓口 e-Stat）」に掲載されている。

労働者数が少ない場合には、標本誤差が大きくなることもあるため、注意を要する。特に都道府県別や職種別など、詳細な属性の数値を見る場合には、労働者数を確認されたい。

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001062202&cycleCode=0&requestSender=estat

賃金構造基本統計調査 > 平成28年賃金構造基本統計調査 > 標本誤差率

表番号	統計表
gosa1	所定内給与額及び所定内給与額の標本誤差率
gosa2	産業、企業規模別所定内給与額及び所定内給与額の標本誤差率
gosa3	役職別所定内給与額及び所定内給与額の標本誤差率
gosa4	職種別所定内給与額及び所定内給与額の標本誤差率
gosa5	標準労働者の所定内給与額及び所定内給与額の標本誤差率
gosa6	雇用形態別所定内給与額及び所定内給与額の標本誤差率
gosa7	雇用形態、産業別所定内給与額及び所定内給与額の標本誤差率
gosa8	所定内給与額及び所定内給与額の標本誤差率（企業規模5～9人）
gosa9	都道府県別所定内給与額及び所定内給与額の標本誤差率
gosa10	短時間労働者の1時間当たり所定内給与額及び1時間当たり所定内給与額の標本誤差率
gosa11	短時間労働者の都道府県別1時間当たり所定内給与額及び1時間当たり所定内給与額の標本誤差率
gosa12	短時間労働者の雇用形態別1時間当たり所定内給与額及び1時間当たり所定内給与額の標本誤差率
gosa13	臨時労働者の1時間当たりきまって支給する現金給与額及び1時間当たりきまって支給する現金給与額の標本誤差率
gosa14	新規学卒者の初任給額及び初任給額の標本誤差率

e-Stats からダウンロードできる 14 ファイル(excel)のうち、1 ファイル 主要部分のみ記載
 gosai 所定内給与額及び所定内給与額の標本誤差率

			企業規模計		1,000人以上		100～999人		10～99人	
業	性	年齢階級	所定内	誤差率	所定内	誤差率	所定内	誤差率	所定内	誤差率
			給与額		給与額		給与額		給与額	
			千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
計			304.0	0.04	347.2	0.07	291.7	0.10	266.4	0.08
産	男	19歳	174.0	0.09	178.9	0.24	172.5	0.19	170.8	0.43
	女	24	204.5	0.20	215.7	0.34	202.7	0.14	192.0	0.28
		25	237.3	0.12	254.4	0.15	231.1	0.12	218.6	0.31
		30	271.7	0.22	299.5	0.21	260.7	0.39	247.0	0.21
		35	301.0	0.24	338.5	0.43	289.6	0.48	270.2	0.20
		40	328.6	0.17	375.4	0.50	314.1	0.21	290.6	0.24
		45	357.3	0.25	423.2	0.40	336.5	0.64	296.5	0.18
		50	374.8	0.19	447.2	0.35	356.9	0.43	303.3	0.36
		55	364.1	0.32	437.2	0.40	351.2	0.51	299.3	0.28
		60	271.5	0.39	296.8	0.88	267.5	0.68	255.1	0.51
		65	255.4	0.99	300.7	2.75	253.7	2.04	239.1	0.53
		70歳	253.9	1.72	298.0	4.64	233.0	3.71	230.8	1.83
	中	学	244.3	0.39	263.1	1.01	229.0	0.39	245.4	0.79
		19歳	164.9	2.34	176.3	3.90	145.7	4.26	171.3	3.61
		24	189.7	1.01	196.6	2.96	187.9	2.37	187.7	1.31
		25	215.8	1.17	224.7	3.22	208.8	2.77	216.9	3.18
		30	235.7	1.41	247.0	2.39	222.9	1.24	239.2	1.95
		35	254.7	1.82	274.9	1.14	235.9	2.16	257.9	2.64
		40	269.3	0.27	302.3	2.39	250.2	0.95	269.0	1.13
		45	275.5	0.55	301.4	2.03	256.0	1.92	277.0	0.89
		50	283.6	1.21	309.6	2.37	267.3	1.51	286.1	2.19
		55	270.5	0.98	321.2	3.14	259.7	1.20	255.1	1.07
		60	224.9	1.39	223.9	2.28	207.6	2.39	235.8	2.42
		65	208.6	0.81	206.2	2.95	188.8	1.82	218.6	0.87
		70歳	198.9	1.72	218.0	7.46	175.6	3.42	206.4	2.76
	高	校	262.7	0.08	291.2	0.11	251.7	0.10	249.8	0.16
		19歳	174.4	0.14	179.0	0.25	173.2	0.17	170.7	0.51
		24	191.9	0.13	200.3	0.31	189.4	0.09	186.7	0.34
		25	215.5	0.13	227.0	0.57	210.5	0.41	208.7	0.41
		30	237.8	0.23	248.6	0.31	231.9	0.38	235.0	0.47
		35	260.8	0.26	278.2	0.33	254.2	0.61	253.0	0.33
		40	232.2	0.16	310.7	0.46	271.0	0.20	267.7	0.28
		45	239.5	0.43	330.3	0.62	233.3	0.82	273.1	0.31
		50	305.9	0.13	356.2	0.61	290.3	0.30	274.9	0.29
		55	301.6	0.27	357.3	0.13	284.6	0.52	271.9	0.57
		60	232.6	0.39	244.8	1.31	221.3	0.52	234.8	0.41
		65	217.0	0.38	221.9	0.53	203.3	0.95	224.8	0.21
		70歳	212.1	1.67	235.5	3.55	198.1	2.95	214.6	1.87
	高	専	276.0	0.08	293.1	0.29	274.0	0.19	255.3	0.32
		短大	-	-	-	-	-	-	-	-
		19歳	200.9	0.20	215.2	0.37	201.5	0.29	188.1	0.39
		24	227.2	0.29	240.0	0.44	227.6	0.44	213.9	0.47
		25	250.6	0.56	267.6	0.30	247.7	0.66	238.2	0.48
		30	272.0	0.23	289.6	0.60	270.7	0.23	256.3	0.45
		35	296.3	0.30	317.7	1.04	292.5	0.41	279.6	0.48
		40	318.2	0.36	348.8	0.52	311.5	0.37	288.3	0.39
		45	-	-	-	-	-	-	-	-
		50	-	-	-	-	-	-	-	-
		55	-	-	-	-	-	-	-	-
		60	-	-	-	-	-	-	-	-
		65	-	-	-	-	-	-	-	-
		70歳	-	-	-	-	-	-	-	-

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&classID=000001062201&cycleCode=0&requestSender=estat

02_調査の概要.pdf

【抽出率算定に用いた誤差算式】

$$\begin{aligned} (C^{(k)})^2 = & \sum_r \sum_h \left[\frac{1}{M_{rh}} \left(\frac{1}{f_{rh}} - 1 \right) \left(\frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})^2}{(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} X_{r'h'})^2} (C_{x_{rh}}^{(k)})^2 + \frac{(N_{rh} \bar{Y}_{rh})^2}{(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} Y_{r'h'})^2} (C_{y_{rh}}^{(k)})^2 \right. \right. \\ & - 2 \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})(N_{rh} \bar{Y}_{rh})}{(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} X_{r'h'})(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} Y_{r'h'})} C_{xy_{rh}}^{(k)} \\ & \left. - \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})^2}{(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} \bar{X}_{r'h'})^2} (C_{w_{rh}}^{(k)})^2 \right) \\ & \left. + \frac{1}{N_{rh}} \frac{1}{f_{rh}} \left(\frac{1}{g_{rh}} - 1 \right) \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})^2}{(\sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^L N_{r'h'} \bar{X}_{r'h'})^2} (C_{w_{rh}}^{(k)})^2 \right] \end{aligned}$$

ここで、

$C^{(k)}$: 目標精度設定区分における企業規模 (k) の1人平均所定内給与額の標準誤差率

r : 目標精度設定区分内における各都道府県、産業の層番号

h : 事業所規模区分

X_{rhij} - $Z_{rhij} \times Y_{rhij}$

Y_{rhij} : 企業規模が k の時1、それ以外の時0となる変数

Z_{rhij} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h 、 i 事業所の j 番目の労働者の賃金

M_{rh} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h の母集団事業所数

N_{rh} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h の労働者数

N_{rhi} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h 、 i 事業所の労働者数

m_{rh} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h の標本事業所数

n_{rhi} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h 、 i 事業所の標本労働者数

f_{rh} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h における事業所の抽出率

g_{rh} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h における労働者の抽出率

$$\hat{T}_{x_{rh}} = \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhij}$$

$$\hat{T}_{x_{rh}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{x_{rhi}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhij}$$

$$\hat{T}_{x_{rh}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{x_{rhi}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhij}$$

$$\text{Var}(\hat{T}_{x_{rh}}) = \frac{1}{m_{rh} - 1} \sum_{i=1}^{m_{rh}} (\hat{T}_{x_{rhi}} - \hat{T}_{x_{rh}})^2$$

$$\hat{T}_{y_{rhi}} = \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} Y_{rhij}$$

$$\hat{T}_{y_{rh}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{y_{rhi}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} Y_{rhij}$$

$$\hat{T}_{y_{rh}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{y_{rhi}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} Y_{rhij}$$

$$\text{Var}(\hat{T}_{y_{rh}}) = \frac{1}{m_{rh} - 1} \sum_{i=1}^{m_{rh}} (\hat{T}_{y_{rhi}} - \hat{T}_{y_{rh}})^2$$

$$Cov(\hat{T}_{x_{rh}}, \hat{T}_{y_{rh}}) = \frac{1}{m_{rh} - 1} \sum_{i=1}^{m_{rh}} (\hat{T}_{x_{rhi}} - \hat{T}_{x_{rh}})(\hat{T}_{y_{rhi}} - \hat{T}_{y_{rh}})$$

$$\bar{X}_{rhi} = \frac{1}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhi j}$$

$$Var(X_{rhi}) = \frac{1}{n_{rhi} - 1} \sum_{i=1}^{n_{rhi}} (X_{rhi i} - \bar{X}_{rhi})^2$$

$$(C_{x_{rh}}^{(k)})^2 = \frac{Var(\hat{T}_{x_{rh}})}{(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{x_{rh}})^2}$$

$$(C_{y_{rh}}^{(k)})^2 = \frac{Var(\hat{T}_{y_{rh}})}{(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{y_{rh}})^2}$$

$$C_{xy_{rh}}^{(k)} = \frac{Cov(\hat{T}_{x_{rh}}, \hat{T}_{y_{rh}})}{(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{x_{rh}})(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{y_{rh}})}$$

$$(C_{w_{rh}}^{(k)})^2 = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \left(\frac{N_{rhi}}{(\frac{1}{M_{rh}} N_{rh})} \right) \frac{Var(X_{rhi})}{(\frac{1}{N_{rh}} \hat{T}_{x_{rh}})^2}$$

$$(C_{w'_{rh}}^{(k)})^2 = \frac{M_{rh}}{N_{rh}} \left(\frac{1}{g'_{rh}} - 1 \right) (C_{w_{rh}}^{(k)})^2$$

である。

基幹統計名：24 賃金構造基本統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		—
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		○
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・①・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do? toGL08020103 &tclassID=000001062201&cycleCode=0&requestSender=estat>

02_調査の概要.pdf

4 調査の設計

(1) 母集団

ア 母集団は、16大産業の常用労働者5人以上の事業所であり、全国で約143万事業所、労働者数は約4,300万人である。

イ サンプルフレームは、事業所については、事業所母集団データベース（平成26年次フレーム）、労働者については、抽出された事業所における労働者名簿、賃金台帳等によっている。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/sankou/h28_kaisyuu.pdf

平成28年賃金構造基本統計調査
産業、事業所規模別母集団数、標本数、回収率等

	母集団 事業所数	標本 事業所数 ①	回答事業所数		回収率 (%) ②÷①×100
			抽出時 ②	調査時 ③	
産業計	1,429,579	78,095	57,657	57,657	73.8
C 鉱業、採石業、砂利採取業	845	399	309	305	77.4
D 建設業	137,825	2,615	2,028	2,052	77.6
E 製造業	180,788	13,330	10,376	10,408	77.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,647	1,370	1,239	1,244	90.4
G 情報通信業	25,346	2,342	1,716	1,730	73.3
H 運輸業、郵便業	73,086	4,496	3,364	3,394	74.8
I 卸売業、小売業	342,189	9,771	7,049	7,034	72.1
J 金融業、保険業	39,726	5,384	4,669	4,674	86.7
K 不動産業、物品賃貸業	27,795	4,489	3,168	2,949	70.6
L 学術研究、専門・技術サービス業	45,543	2,737	2,079	2,057	76.0
M 宿泊業、飲食サービス業	159,760	7,400	4,221	4,223	57.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	57,419	5,742	3,594	3,596	62.6
O 教育、学習支援業	37,742	4,649	3,423	3,430	73.6
P 医療、福祉	204,547	3,912	3,198	3,367	81.7
Q 複合サービス事業	8,291	1,606	1,413	1,439	88.0
R サービス業(他に分類されないもの)	85,030	7,853	5,811	5,755	74.0

(注1) ②の回答事業所数は抽出時点の産業、③の回答事業所数は調査時点の産業に基づいて集計した。

(注2) 産業は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

(調査対象計)

	母集団 事業所数	標本 事業所数 ①	回答事業所数		回収率 (%) ②÷①×100
			抽出時 ②	調査時 ③	
事業所規模計	1,429,579	78,095	57,657	57,657	73.8
15,000人以上	2	2	2	2	100.0
5,000～14,999人	49	47	44	37	93.6
1,000～4,999人	1,526	990	835	718	84.3
500～999人	3,733	2,012	1,688	1,476	83.9
100～499人	53,163	10,334	8,411	8,099	81.4
30～99人	234,218	20,393	16,086	16,065	78.9
10～29人	717,447	32,552	23,725	23,801	72.9
5～9人	419,441	11,765	6,866	7,459	58.4

(注)②の回答事業所数は抽出時点の事業所規模、③の回答事業所数は調査時点の事業所規模に基づいて集計した。

(常用労働者を10人以上雇用する民営事業所)

	母集団 事業所数	標本 事業所数 ①	回答事業所数		回収率 (%) ②÷①×100
			抽出時 ②	調査時 ③	
産業計	1,008,339	65,881	50,376	49,783	76.5
C 鉱業、採石業、砂利採取業	543	274	236	225	86.1
D 建設業	70,055	2,109	1,724	1,626	81.7
E 製造業	126,412	10,201	8,402	8,442	82.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2,411	934	861	879	92.2
G 情報通信業	19,610	1,899	1,453	1,486	76.5
H 運輸業、郵便業	63,056	3,809	2,930	2,970	76.9
I 卸売業、小売業	259,329	8,228	6,167	6,074	75.0
J 金融業、保険業	36,866	4,988	4,426	4,437	88.7
K 不動産業、物品賃貸業	18,460	3,994	2,913	2,629	72.9
L 学術研究、専門・技術サービス業	24,439	2,238	1,755	1,696	78.4
M 宿泊業、飲食サービス業	113,382	6,511	3,917	3,812	60.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	41,771	5,224	3,362	3,254	64.4
O 教育、学習支援業	29,730	3,636	2,868	2,921	78.9
P 医療、福祉	132,634	3,274	2,725	2,878	83.2
Q 複合サービス事業	8,056	1,428	1,280	1,306	89.6
R サービス業(他に分類されないもの)	61,585	7,134	5,357	5,148	75.1

(注1)②の回答事業所数は、抽出時点において常用労働者を10人以上雇用する民営事業所について、抽出時点の産業に基づいて集計した。

(注2)③の回答事業所数は、調査時点において常用労働者を10人以上雇用する民営事業所について、調査時点の産業に基づいて集計した。

(注3)産業は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

(常用労働者を10人以上雇用する民営事業所)

	母集団 事業所数	標本 事業所数 ①	回答事業所数		回収率 (%) ②÷①×100
			抽出時 ②	調査時 ③	
事業所規模計	1,008,339	65,881	50,376	49,783	76.5
15,000人以上	2	2	2	2	100.0
5,000～14,999人	49	47	44	37	93.6
1,000～4,999人	1,497	968	816	696	84.3
500～999人	3,646	1,977	1,655	1,446	83.7
100～499人	52,810	10,263	8,341	8,032	81.3
30～99人	233,778	20,261	15,960	15,932	78.8
10～29人	716,557	32,363	23,558	23,638	72.8

(注1)②の回答事業所数は、抽出時点において常用労働者を10人以上雇用する民営事業所について、抽出時点の事業所規模に基づいて集計した。

(注2)③の回答事業所数は、調査時点において常用労働者を10人以上雇用する民営事業所について、調査時点の事業所規模に基づいて集計した。

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

非該当

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001062201&cycleCode=0&requestSender=estat

01_利用上の一般的注意.pdf

12 短時間労働者の統計表

短時間労働者の中には、特定の職種を中心に、1時間当たりの所定内給与額が著しく高い者が少数であるが存在する。これらの労働者を集計に含めると平均値が大きくなり上昇するので、これを避けるため、短時間労働者の統計表では集計から除いている。

ただし、短時間労働者の職種別統計表では、これらの労働者が集中している職種で集計から除くと、その職種の賃金が実態と乖離するため、集計に含めている。

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：24 貸金構造基本統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・1・2・③	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

URL : <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/04.html>

建設・港湾運送関連職種の屋外労働者職種別賃金調査との接続について
（平成17年賃金構造基本統計調査の特別集計）

屋外労働者職種別賃金調査の中止（平成16年調査を最後に中止）に伴い、同調査において調査していた一部職種の賃金等を平成17年から賃金構造基本統計調査において調査することとなったが、集計の方法等に相違があることから、両調査間の比較の参考に資する観点から、平成17年賃金構造基本統計調査の建設、港湾運送関連職種について特別に集計を行った。

1. 賃金構造基本統計調査と屋外労働者職種別賃金調査の集計の違い

賃金構造基本統計調査では1か月あたりの賃金、労働時間数を集計しているのに対し、屋外労働者職種別賃金調査では1日あたりの賃金、労働時間数を集計していた。

また、調査産業について、賃金構造基本統計調査は日本標準産業分類による14大産業を対象としていたが、屋外労働者職種別賃金調査では、建設関連職種については建設業について、港湾運送関連職種については港湾運送業について調査を行っていた。

2. 集計対象産業について

港湾荷役作業員以外の建設関連職種については、日本標準産業分類によるE建設業に属する事業所に雇用される労働者について集計を行った。港湾荷役作業員については、I481港湾運送業に属する事業所に雇用される労働者について集計を行った。

3. 集計対象職種について

・ 862 港湾荷役作業員については、屋外労働者職種別賃金調査における船内荷役作業員、沿岸荷役作業員、陸上荷役作業員の3職種を統合したものである。

・

708 営業用大型貨物自動車運転者、709 営業用普通・小型貨物自動車運転者、848 クレーン運転工、850 玉掛け作業員については、平成16年屋外労働者職種別賃金調査において調査していない。

・

屋外労働者職種別賃金調査において調査していた、軽作業員（男、女）、重作業員、石工、タイル張工・れんが積工、建具工、屋根ふき工、潜函土工、ボーリング工、職長、各種見習、ウインチマン、はしけ長、検数員、雑役については、平成17年賃金構造基本統計調査において調査していない。

4. 集計結果

第1表 職種別きまって支給する現金給与額及び所定内給与額（企業規模別）（Excel:50KB）

第2表 職種別きまって支給する現金給与額及び所定内給与額（企業規模×雇用形態別）
（Excel:67KB）

第3表 職種別1人1日平均現金給与額、1人1日平均実労働日数、1人1日平均実労働時間数及び労働者数（雇用形態別）（Excel:47KB）

第4表 臨時労働者職種別集計（建設関連職種は建設業のみ、港湾荷役作業員は港湾運送業のみ）（Excel:44KB）

参考とする転記様式

25 国民生活基礎統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	3

基幹統計名：25 国民生活基礎統計	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		×
j) 標本交代に関する説明		—
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		—
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
	評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

b) 調査対象の範囲

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21tyousa.html#anchor03>

調査の根拠法令

統計法（第2条第4項）に基づく基幹統計

国民生活基礎調査規則

調査の対象

大規模調査

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、平成22年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,410地区内のすべての世帯（約29万世帯）及び世帯員（約71万人）を、介護票については、前記の5,410地区内から層化無作為抽出した2,446地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者（約8千人）を、所得票・貯蓄票については、前記の5,410地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した1,963単位区内のすべての世帯（約3万世帯）及び世帯員（約8万人）を調査客体とした（平成28年大規模調査）。なお、平成28年は、熊本地震の影響により、熊本県については調査を実施していない。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

(1) 世帯票・健康票・介護票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね3か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している者）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

(2) 所得票・貯蓄票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

（注： 1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

簡易調査

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成 22 年国勢調査区のうち後置番号 1 及び 8 から層化無作為抽出した 1,106 地区内のすべての世帯（約 5 万 9 千世帯）及び世帯員（約 14 万 8 千人）を、所得票については、前記の 1,106 地区に設定された単位区のうち後置番号 1 から層化無作為抽出した 500 単位区内のすべての世帯（約 9 千世帯）及び世帯員（約 2 万 3 千人）を調査客体とした。（平成 27 年簡易調査）

ただし、以下については調査の対象から除外した。

(1) 世帯票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね 3 か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している者）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

(2) 所得票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舍に居住する単独世帯

(注： 1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね 50 人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。)

調査の実施系統

・世帯票・健康票・介護票

厚生労働省 — 都道府県 ————— 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯

┌───────────┐
保健所設置市
└───────────┘
特別区

・所得票・貯蓄票

厚生労働省 — 都道府県 ————— 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯

┌───────────┐
市・特別区及び福祉
事務所を設置する町村
└───────────┘

c) 報告を求める者

記載なし

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21tyousa.html#anchor12>

集計・推計方法及び標準誤差

平成25年（大規模調査）

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/daikibochousa.pdf>

平成26年（簡易調査）

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/kanichousa.pdf>

平成27年（簡易調査）

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/kanichousa_h27.pdf

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

大規模調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/01.pdf>

7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。
なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票・健康票	289 470世帯	224 641世帯	224 208世帯
所得票・貯蓄票	34 286世帯	25 275世帯	24 604世帯
介護票	7 573人	7 002人	6 790人

簡易調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/dl/01.pdf>

7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。
なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票	59 425世帯	46 651世帯	46 634世帯
所得票	9 036世帯	6 880世帯	6 706世帯

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

記載なし

j) 標本交代に関する説明

非該当。

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

非該当。

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

大規模調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/daikibochousa.pdf> (総ページ数 : 18 ページ 該当項目を記載)

(1) 推計方法

- ア 世帯票・健康票
拡大乗数の求め方
- イ 所得票・貯蓄票
拡大乗数の求め方

簡易調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/kanichousa.pdf> (総ページ数 : 8 ページ 該当項目を記載)

(1) 推計方法

- ア 世帯票
拡大乗数の求め方
- イ 所得票

基幹統計名：25 国民生活基礎統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21tyousa.html#anchor06>

(3) 調査手法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により行った。ただし、貯蓄票については、密封回収する方法により行い、健康票・所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収を行った。

c) 調査実施系統（国—都道府県—市町村—調査員—世帯など）の表示又は説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21tyousa.html#anchor06>

調査の方法

(1) 調査の実施系統

・世帯票・健康票・介護票

厚生労働省 — 都道府県 ————— 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯

保健所設置市
特別区

・所得票・貯蓄票

厚生労働省 — 都道府県 ————— 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯

市・特別区及び福祉
事務所を設置する町村

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21tyousa.html#anchor05>

調査の時期

世帯票・健康票・介護票 …………… 6月

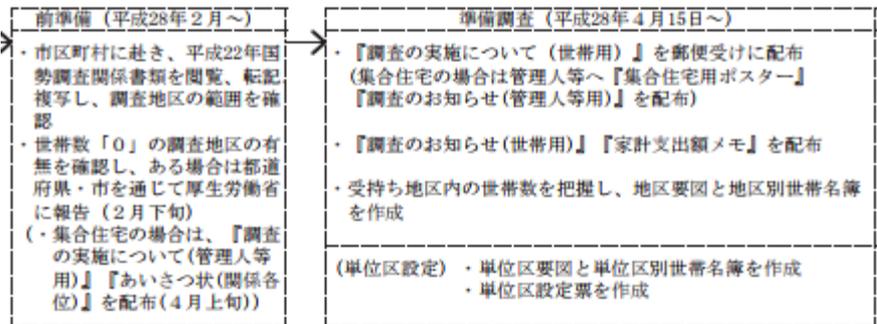
所得票・貯蓄票 …………… 7月

注:健康票、介護票及び貯蓄票は、大規模調査年のみ調査する。

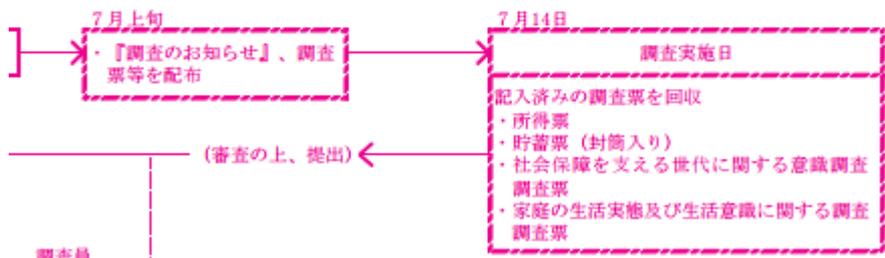
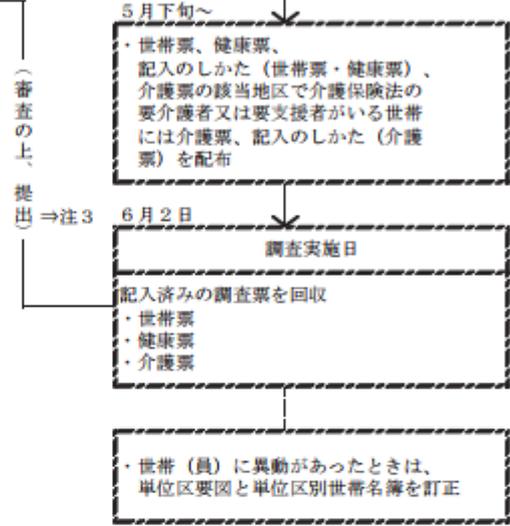
e) 調査票配布・回収期間の説明

大規模調査

URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-nagare_h28.pdf



調査員	
種 類	提出
単位区設定票	1
地区要図	1
地区別世帯名簿	1
国勢調査区要図写し	1
単位区要図	1
単位区別世帯名簿	1
世帯票	1
健康票	1
介護票	1
各関係書類は、それぞれ保健所長が定める期日までに提出	



調査員	
種 類	提出
単位区要図	1
単位区別世帯名簿	1
所得票	1
貯蓄票(封筒入り)	1
社会保障を支える世代に関する意識調査調査票	1
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査調査票	1
各関係書類は、福祉事務所の長が定める期日までに一括して提出	

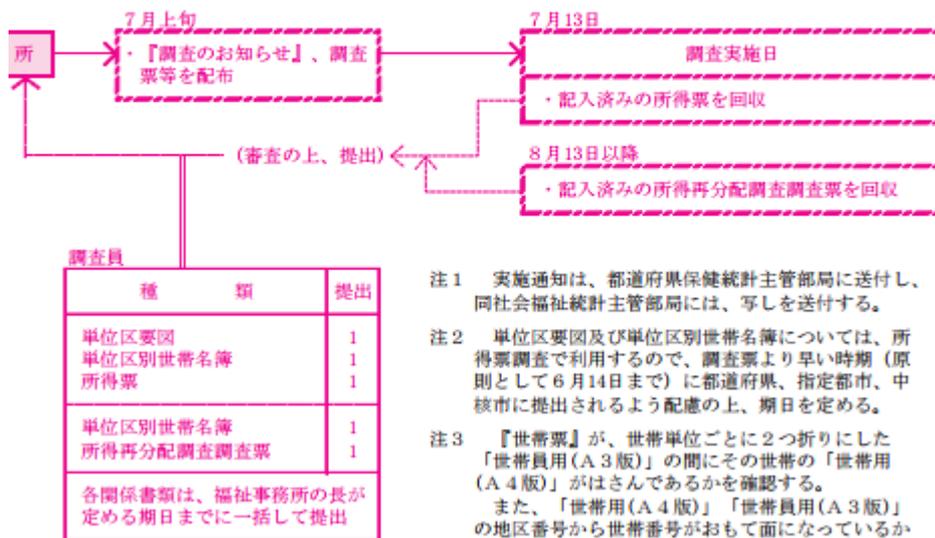
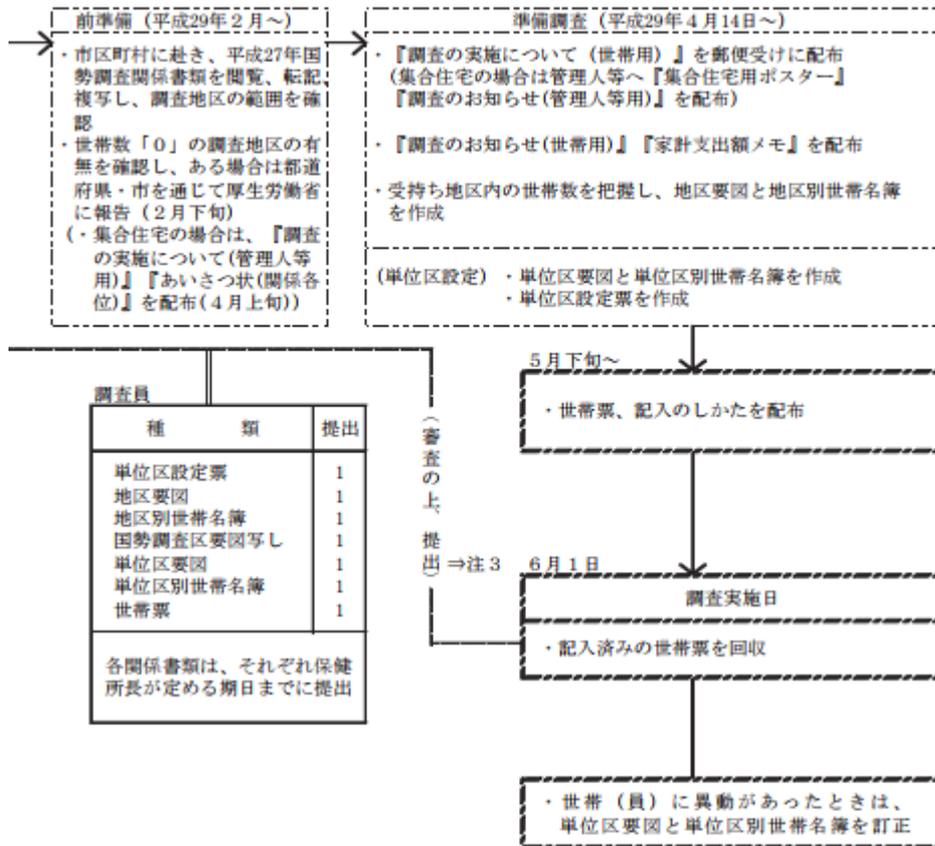
注1 実施通知は、都道府県保健統計主管部局に送付し、同社会福祉統計主管部局には、写しを送付する。

注2 単位区要図及び単位区別世帯名簿については、所得票調査で利用するので、調査票より早い時期(原則として6月15日までに都道府県、指定都市、中核市に提出されるよう配慮の上、期日を定める。

注3 『世帯票』が、世帯単位ごとに2つ折りにした「世帯員用(A3版)」の間にその世帯の「世帯用(A4版)」がはさんであるかを確認する。
また、「世帯用(A4版)」「世帯員用(A3版)」が地区番号から世帯番号がおもてになっているかを確認する。

簡易調査

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-nagare_h29.pdf



f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-04.pdf>

調査内容の保護

Q7 他の人に回答の内容を知られることはありませんか。

A7 調査員を始めとする調査関係者は、統計法により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用してはならないこと）が課せられており、これに反した場合には、罰則（懲役又は罰金）が定められております。

また、ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かすなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

Q8 国民生活基礎調査には、個人情報保護法が適用されないのですか。

A8 国民生活基礎調査は、統計法等の法令に基づいて行われるもので、調査対象として選定されたすべての人に報告の義務があります。この報告の義務は、「個人情報の保護に関する法律」により免除されるものではありません。

統計法では、調査に従事する人（国・地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されています。

さらに、統計をつくる目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。集計においては個人が特定できないように行われます。

また、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理・保管され、集計が完了した後は読解できないよう溶解処分されます。

国民生活基礎調査で集められた調査票（個人情報）には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（いわゆる「行政機関個人情報保護法」）は適用されないことになっていますが、このように統計法等に基づく適切な取扱・管理によって調査票（個人情報）は守られています。

Q9 提出した調査票が課税などの資料に使われたりすることはありますか。

A9 そのようなことは決してありません。調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が守られます。統計を作るためだけに用いられ、課税のために使用したり、その他の目的に用いることは「統計法」という法律で固く禁じられています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：25 国民生活基礎統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		—
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		○
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・1・②・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

大規模調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/daikibochousa.pdf> (総ページ数: 18 ページ 該当項目を記載)

(1) 推計方法

- ア 世帯票・健康票
拡大乗数の求め方
- イ 所得票・貯蓄票
拡大乗数の求め方

簡易調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/kanichousa.pdf> (総ページ数: 8 ページ 該当項目を記載)

(1) 推計方法

- ア 世帯票
拡大乗数の求め方
- イ 所得票

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

大規模調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/01.pdf>

7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。
なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

簡易調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/dl/01.pdf>

7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。
なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

f) 公表のスケジュールの説明

大規模調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-03.pdf>

調査結果

Q10 平成 28 年の調査結果はいつ公表されるのですか。

A10 平成 29 年夏以降に[厚生労働省ホームページ](#)及び[政府統計の総合窓口 \(e-Stat\)](#) で公表予定です。インターネット等による公表後、報告書などの印刷物も刊行します。

簡易調査

URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-04.pdf>

調査結果

Q10 平成 29 年の調査結果はいつ公表されるのですか。

A10 平成 30 年夏以降に[厚生労働省ホームページ](#)及び[政府統計の総合窓口 \(e-Stat\)](#) で公表予定です。インターネット等による公表後、報告書などの印刷物も刊行します。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：25 国民生活基礎統計	④標本誤差	
確認事項	記載の有無	
a) 標本誤差に関する説明	○	
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）	○	
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	○	
評価	0・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

大規模調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/daikibochousa.pdf>（総ページ数 18 ページ 該当項目を記載）

(1) 推計方法

ア 世帯票・健康票

拡大乗数の求め方

イ 所得票・貯蓄票

拡大乗数の求め方

(2) 標準誤差及び標準誤差率

表 1 各項目別にみた全国推計値、標準誤差及び標準誤差率

(3) 全国推計世帯数と標準誤差率

図 1 全国推計世帯数と標準誤差率

表 2 全国推計世帯数に対する標準誤差率の目安

(4) 所得の分位値と標準誤差率

表 3 所得の分位値の推計値と標準誤差率

簡易調査

URL:http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/kanichousa_h27.pdf（総ページ数 8 ページ 該当項目を記載）

(1) 推計方法

ア 世帯票

拡大乗数の求め方

イ 所得票

(2) 標準誤差及び標準誤差率

表 1 各項目別にみた全国推計値、標準誤差及び標準誤差率

(3) 全国推計世帯数と標準誤差率

図 1 全国推計世帯数と標準誤差率

表 2 全国推計世帯数に対する標準誤差率の目安

(4) 所得の分位値と標準誤差率

表 3 所得の分位値の推計値と標準誤差率

基幹統計名：25 国民生活基礎統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		—
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		○
評価		0 ・ 1 ・ 2 ・ 3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21tyousa.html#anchor03>

調査の対象

大規模調査

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、平成 22 年国勢調査区のうち後置番号 1 及び 8 から層化無作為抽出した 5,410 地区内のすべての世帯（約 29 万世帯）及び世帯員（約 71 万人）を、介護票については、前記の 5,410 地区内から層化無作為抽出した 2,446 地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者（約 8 千人）を、所得票・貯蓄票については、前記の 5,410 地区に設定された単位区のうち後置番号 1 から層化無作為抽出した 1,963 単位区内のすべての世帯（約 3 万世帯）及び世帯員（約 8 万人）を調査客体とした（平成 28 年大規模調査）。なお、平成 28 年は、熊本地震の影響により、熊本県については調査を実施していない。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

(1) 世帯票・健康票・介護票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね 3 か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している者）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

(2) 所得票・貯蓄票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舍に居住する単独世帯

（注： 1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね 50 人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域をいう

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

簡易調査

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成 22 年国勢調査区のうち後置番号 1 及び 8 から層化無作為抽出した 1,106 地区内のすべての世帯（約 5 万 9 千世帯）及び世帯員（約 14 万 8 千人）を、所得票については、前記の 1,106 地区に設定された単位区のうち後置番号 1 から層化無作為抽出した 500 単位区内のすべての世帯（約 9 千世帯）及び世帯員（約 2 万 3 千人）を調査客体とした。（平成 27 年簡易調査）

ただし、以下については調査の対象から除外した。

(1) 世帯票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね3か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している者）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

(2) 所得票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舍に居住する単独世帯

(注： 1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。)

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等）の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

大規模調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/01.pdf>

7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。
なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票・健康票	289 470世帯	224 641世帯	224 208世帯
所得票・貯蓄票	34 286世帯	25 275世帯	24 604世帯
介護票	7 573人	7 002人	6 790人

簡易調査

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/dl/01.pdf>

7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。
なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票	59 425世帯	46 651世帯	46 634世帯
所得票	9 036世帯	6 880世帯	6 706世帯

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

非該当。

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21ronbun.html>

研究論文

国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会

国民生活基礎調査の標本設計・推計手法等に関する研究会 報告書（平成23年3月）

- [報告書\(表紙、目次～本文\)](#) [291KB]
- [資料編1 一部不詳データの補整結果](#) [6,772KB]
- [資料編2 全部不詳データの補整結果](#) [836KB]

報告書（表紙、目次～本文）

URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21ronbun00.pdf>（総ページ数 18 ページ 該当項目を記載）

1 はじめに

- (1) 国民生活基礎調査の概要
- (2) 統計委員会における標本設計・推計方法等に関する議論と本研究会の検討

2 標本設計

- (1) 国民生活基礎調査で標本設計上目的とする表章単位について
- (2) 集落抽出について
- (3) 代替サンプリングについて
- (4) 国勢調査地区の問題点について
- (5) 母集団の推定方法について

3 調査実施上の留意点

- (1) 記入者負担
- (2) 調査員負担
- (3) 調査費用

4 調査結果の母集団推定における質の向上

- (1) 非標本誤差の縮小
- (2) 施設入所者の扱い

5 一部不詳データの補整の考え方と試算結果

- (1) 所得票無回答世帯の総所得金額
- (2) 可処分所得不詳世帯の可処分所得
- (3) 主症状・主傷病不詳世帯の主症状・主傷病

6 全部不詳データ（無回答世帯）の補整の考え方と試算結果

7 まとめ

【資料】

基幹統計名：25 国民生活基礎統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・1・2・ 3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

相対的貧困率等に関する調査分析結果について

URL: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1.pdf

（総ページ数：13 ページ 該当項目を記載）

（1）調査分析の趣旨

- 格差の議論で用いられる指標の一つとして相対的貧困率があり、政府統計のうち相対的貧困率を算出している調査としては、総務省「全国消費実態調査」と厚生労働省「国民生活 基礎調査」がある。
- 格差に関する議論が高まっている中で、相対的貧困率が上昇している要因、両調査のサンプルの特徴、相対的貧困世帯の特徴、両調査で世帯属性ごとのサンプルのシェアを合わせた時の相対的貧困率について調査分析を行った。

（2）調査分析・ヒアリングの結果

- ①相対的貧困率の現状
- ②相対的貧困率の上昇要因
- ③世帯属性ごとのサンプルの分布
- ④相対的貧困世帯の特徴
- ⑤世帯属性ごとのサンプルのシェアを合わせた時の相対的貧困率
- ⑥有識者の見方

（3）まとめ

- ①調査分析結果から明らかとなった点
- ②まとめ

全国消費実態調査と国民生活基礎調査の概要

両調査の所得分布の比較

（参考1）相対的貧困率の現状

（参考2）相対的貧困率の上昇要因（約10年間の変化）

（参考3）世帯属性ごとのサンプルの分布（両調査の比較）

（参考4）相対的貧困世帯の特徴（全世帯との比較）

（参考5）世帯属性ごとのサンプルのシェアを合わせた時の相対的貧困率

（参考6）有識者の見方

26 農林業構造統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	1
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：26 農林業構造統計	① 標本設計（全数調査）
確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲	○
b) 報告を求める者	×
c) 事業所母集団データベースの使用の有無	—
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	—
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明	○
評価	0・1・ 2 ※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

農林業センサスの概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/gaiyou/index.html>

調査の対象

1. 農林業経営体調査

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）」を対象とする。

2. 農山村地域調査

全国の市区町村や農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く。）を対象とする。

b) 報告を求める者

記載なし

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

2015年農林業センサス報告書

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/280624.html>

第2巻 農林業経営体調査報告書—総括編—

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>

6.（参考）有効回答数（Excel ファイル）

(参考) 有効回答数			
平成27年			
全 国 都 道 府 県	調査客体候補名簿 作成件数	調査票 配布対象数	有効回答数
	客体候補	経営体	経営体
全 国 (1)	4,002,023	1,419,522	1,404,488
(都道府県)			
北海道 (2)	89,806	44,585	44,503
青 森 (3)	84,632	36,782	36,478
岩 手 (4)	114,228	48,320	48,235
宮 城 (5)	99,398	39,532	39,244
秋 田 (6)	97,505	40,109	39,767
山 形 (7)	89,512	35,320	34,172
福 島 (8)	126,095	54,503	53,623
茨 城 (9)	151,427	58,404	58,129
栃 木 (10)	95,000	41,534	40,839
群 馬 (11)	93,144	26,827	26,514
埼 玉 (12)	111,978	38,482	37,602
千 葉 (13)	116,886	46,038	45,038
東 京 (14)	22,992	6,597	6,212
神 奈 川 (15)	37,489	13,974	13,974
新 潟 (16)	156,756	57,184	56,826
富 山 (17)	63,405	18,036	17,979
石 川 (18)	55,485	14,221	14,149
福 井 (19)	51,142	16,383	16,365
山 梨 (20)	54,260	18,286	18,172
長 野 (21)	163,836	55,895	54,885
岐 阜 (22)	110,661	32,195	31,581
静 岡 (23)	118,262	34,127	33,730
愛 知 (24)	139,520	36,504	36,470
三 重 (25)	87,299	27,480	26,864
滋 賀 (26)	70,883	20,597	20,550
京 都 (27)	52,504	18,948	18,738
大 阪 (28)	39,997	9,733	9,387
兵 庫 (29)	144,662	48,618	48,436
奈 良 (30)	43,311	14,187	13,940
和 歌 山 (31)	49,004	22,203	22,072
鳥 取 (32)	44,559	19,027	18,860
島 根 (33)	65,789	20,928	20,714
岡 山 (34)	111,989	38,267	37,474
広 島 (35)	107,693	31,240	31,240
山 口 (36)	71,215	22,011	21,799
徳 島 (37)	49,010	19,121	18,743
香 川 (38)	59,700	21,236	20,877
愛 媛 (39)	75,549	28,450	27,424
高 知 (40)	46,619	16,561	16,558
福 岡 (41)	106,602	36,740	36,567
佐 賀 (42)	55,921	17,464	17,428
長 崎 (43)	65,499	22,135	22,049
熊 本 (44)	108,305	42,330	42,149
大 分 (45)	76,663	26,166	26,166
宮 崎 (46)	67,222	27,480	27,420
鹿 児 島 (47)	122,064	39,511	39,511
沖 縄 (48)	36,545	15,251	15,035

注：1 「調査客体候補名簿作成件数」は、調査員が訪問し調査票の配布対象に該当するか否かを面接により判定できた件数である。

2 「調査票配布対象数」とは、「調査客体候補名簿作成件数」のうち、調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった経営体数である。

3 「有効回答数」とは、「調査票配布対象数」のうち、適正に回答された調査票を回収できた経営体数である。

基幹統計名：26 農林業構造統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

農林業センサスの概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/gaiyou/index.html>

調査の方法

1. 農林業経営体調査

「農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員－調査対象」の系統で行う調査員調査で、調査員が調査対象に調査票を配布・回収する自計調査の方法による。

2. 農山村地域調査

(1) 市区町村調査

「農林水産省－地方統計組織－調査対象」の系統で行う郵送調査（申出によりオンライン調査も可能）で、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法による。

(2) 農業集落調査

「農林水産省－地方統計組織－調査員－調査対象」の系統で行う調査員調査で、調査員が農業集落精通者に調査票を配布・回収する自計調査の方法（農業集落精通者の申出により調査員の面接聞き取りも可能）による。

d) 調査期日又は調査期間の説明

2015年農林業センサス

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/top.html>

調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/survey.html>

農林業経営体調査

3 調査の時期

平成27年2月1日現在の状況について、平成26年12月～平成27年2月に調査を実施します。

農山村地域調査

3 調査の時期

平成27年2月1日現在の状況について、4月～6月に調査を実施します。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

農林業センサスの概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/gaiyou/index.html>

Q&A

4 プライバシーの保護について

Q 調査票に記入されたプライバシーは保護されるのでしょうか？

A この調査は、統計法に基づく統計調査として行われます。

統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科せられます。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています（統計法第41条、第57条第2号）。

このように、統計調査の業務に従事する者、あるいは過去に従事していた者に対して守秘義務と厳しい罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目すべてについて、安心して回答いただくためです。

この調査でいただいた回答（調査票）は、外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、統計法で認められている統計の作成・分析の目的にのみ使用されます。統計以外の目的に使うことや、外部に出されることは一切ありませんので、安心してご記入ください。

Q 農林業センサスで知り得た情報を、税金の徴収など、統計の目的以外に使うことはないのですか？

A この調査は統計法に基づいて行われ、統計以外の目的で調査票を使用することは固く禁じられています。従って、調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らしたり、例えば徴税や勧誘といった統計以外の目的に調査票の記入内容を使用したりすることは絶対にありません。調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らした場合の罰則（懲役又は罰金）も定められています。

皆さまにご記入いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かしてしまうなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご記入ください。

Q 調査によって集められた個人情報等の保護について、調査員に対してどのような指導を行っているのですか？

A 調査員に対して調査の手引きを配布するとともに調査員説明会を実施し、守秘義務及び調査票情報等の適正な管理について指導を行っています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：26 農林業構造統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		×
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		×
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・①・2・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

農林業センサスの概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/gaiyou/index.html>

集計・推計方法

1. 農林業経営体調査

全国、都道府県別及び市区町村別に全数集計又は抽出集計を行い、統計表として取りまとめる。

2. 農山村地域調査

全国、都道府県別及び市区町村別に全数集計を行い、統計表として取りまとめる。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

農林業センサス

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html>

調査の結果

第1報（統計表一覧）

公表資料名	2015年農林業センサス結果の概要（確定値） （平成27年2月1日現在）	平成28年3月25日公表
公表資料	統計表〔Excel：e-Stat〕	結果の概要（HTML）
正誤情報		
お知らせ	平成28年6月24日に確報（第2巻及び第7巻）を公表しました。 平成28年10月31日に確報（第3巻及び第8巻）を公表しました。 平成28年12月27日に確報（第1巻）を公表しました。 平成29年1月13日に確報（第4巻）を公表しました。 平成29年3月17日に確報（第5巻、第6巻及び英文統計）を公表しました。	

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：26 農林業構造統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：26 農林業構造統計	⑤非標本誤差	
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

農林業センサスの概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/gaiyou/index.html>

抽出（選定）方法

1. 農林業経営体調査

調査実施年の2月1日現在の全ての農林業経営体。

2. 農山村地域調査

調査実施年の2月1日現在で農業集落が存在する市区町村又は森林計画区に含まれる市区町村及び全域が市街化区域の農業集落を除く全ての農業集落。

2015年農林業センサス報告書

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/280624.html>

第2巻 農林業経営体調査報告書－総括編－

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>

利用者のために（PDF ファイル）

II 2015年農林業センサスの概要

4 調査の対象地域の範囲

(1) 調査対象の範囲は、全国とした。

(2) 農林業経営体調査においては、農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。詳細は、「V 用語の解説（農林業経営体調査）」を参照。）を対象とした。

ただし、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域であり、福島県楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域である。以下(3)において同じ。）内については、調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない（2010年調査時点で5,542農林業経営体が所在）。

(3) 農山村地域調査においては、全ての市区町村（1,896市区町村）及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く全ての農業集落（138,256集落）を対象とした。

ただし、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域に含まれる農業集落（259集落）については調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

2015年農林業センサス報告書

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/280624.html>

第2巻 農林業経営体調査報告書－総括編－

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>

6. (参考) 有効回答数 (Excel ファイル)

(参考) 有効回答数			
		平成27年	
全 国 都 道 府 県	調査客体候補名簿 作成件数	調査票 配布対象数	有効回答数
	客体候補	経営体	経営体
全 国 (1)	4,002,023	1,419,522	1,404,488
(都 道 府 県)			
北 海 道 (2)	89,806	44,585	44,503
青 森 (3)	84,632	36,782	36,478
岩 手 (4)	114,228	48,320	48,235
宮 城 (5)	99,398	39,532	39,244
秋 田 (6)	97,505	40,109	39,767
山 形 (7)	89,512	35,320	34,172
福 島 (8)	126,095	54,503	53,623
茨 城 (9)	151,427	58,404	58,129
栃 木 (10)	95,000	41,534	40,839
群 馬 (11)	93,144	26,827	26,514
埼 玉 (12)	111,978	38,482	37,602
千 葉 (13)	116,886	46,038	45,038
東 京 (14)	22,992	6,597	6,212
神 奈 川 (15)	37,489	13,974	13,974
新 潟 (16)	156,756	57,184	56,826
富 山 (17)	63,405	18,036	17,979
石 川 (18)	55,485	14,221	14,149
福 井 (19)	51,142	16,383	16,365
山 梨 (20)	54,260	18,286	18,172
長 野 (21)	163,836	55,895	54,885
岐 阜 (22)	110,661	32,195	31,581
静 岡 (23)	118,262	34,127	33,730
愛 知 (24)	139,520	36,504	36,470
三 重 (25)	87,299	27,480	26,864
滋 賀 (26)	70,883	20,597	20,550
京 都 (27)	52,504	18,948	18,738
大 阪 (28)	39,997	9,733	9,387
兵 庫 (29)	144,662	48,618	48,436
奈 良 (30)	43,311	14,187	13,940
和 歌 山 (31)	49,004	22,203	22,072
鳥 取 (32)	44,559	19,027	18,860
島 根 (33)	65,789	20,928	20,714
岡 山 (34)	111,989	38,267	37,474
広 島 (35)	107,693	31,240	31,240
山 口 (36)	71,215	22,011	21,799
徳 島 (37)	49,010	19,121	18,743
香 川 (38)	59,700	21,236	20,877
愛 媛 (39)	75,549	28,450	27,424
高 知 (40)	46,619	16,561	16,558
福 岡 (41)	106,602	36,740	36,567
佐 賀 (42)	55,921	17,464	17,428
長 崎 (43)	65,499	22,135	22,049
熊 本 (44)	108,305	42,330	42,149
大 分 (45)	76,663	26,166	26,166
宮 崎 (46)	67,222	27,480	27,420
鹿 児 島 (47)	122,064	39,511	39,511
沖 縄 (48)	36,545	15,251	15,035

注：1 「調査客体候補名簿作成件数」は、調査員が訪問し調査票の配布対象に該当するか否かを面接により判定できた件数である。

2 「調査票配布対象数」とは、「調査客体候補名簿作成件数」のうち、調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった経営体数である。

3 「有効回答数」とは、「調査票配布対象数」のうち、適正に回答された調査票を回収できた経営体数である。

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：26 農林業構造統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

農林業センサスの概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/gaiyou/index.html>

利用上の注意

1 調査項目の変更

2010年世界農林業センサスでは、調査項目について、農林業経営の体質強化が重要となっていることから、海外への輸出やインターネットを利用した販売への取組を把握するための調査事項の追加、林業労働力や林業作業に関する調査事項の拡充を行った一方で、調査対象者の記入負担の軽減を図る観点から農林業の基本構造の把握に必要な調査事項に限定する等、調査項目の簡素化を行った。

このため、2010年世界農林業センサスの調査結果のうち、以下の該当項目については、2005年農林業センサスと調査方法が異なるため、経年比較する際には、留意する必要がある。

2010年該当項目	留意事項
「雇用者」及び「臨時雇い（手伝い等を含む。）	<p>2010年世界農林業センサス調査票では、臨時雇いについて「臨時雇い」と「手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い」を一括りで把握しているが、2005年農林業センサス調査票では、それぞれを区分して把握している。</p> <p>また、2005年農林業センサス調査票では、組織経営体（家族による経営でない）の場合は、「手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い」を把握していない。</p> <p>このため、2005年農林業センサス結果は、同一の者が両方に該当した場合は重複してそれぞれの項目でカウントされていることや、組織経営体の場合の把握範囲が一致していないことにより、「雇用者」及び「臨時雇い（手伝い等を含む。）」の「雇い入れた（実）経営体」と「実人数」については、2010年と2005年では接続しない。</p>
農業生産関連事業の「消費者に直接販売」及び「農業生産関連事業を行っている実経営体（農家）数」	<p>2010年世界農林業センサス調査票では、農業生産関連事業を把握する調査項目としての「消費者に直接販売」を把握していないため、農産物の出荷先を把握する調査項目として設定している「消費者に直接販売」の回答値を用いて集計を行っている。</p> <p>一方、2005年農林業センサス調査票では、農業生産関連事業を把握する調査項目として、「店や消費者に直接販売」を把握している。</p> <p>このため、「消費者に直接販売」と「農業生産関連事業を行っている実経営体（農家）数」については、2010年と2005年では接続しない。</p>
農作業受託料金収入がある経営体（農家）の事業部門別経営体（農家）数、水稲作受託作業種類別経営体（農家）数と受託面積等	<p>2010年世界農林業センサス調査票では、農作業受託料金収入がある場合にのみ作業受託面積等を把握しているが、2005年農林業センサス調査票では農作業受託料金収入の有無に関わらず作業受託面積等を把握している。</p> <p>このため、2010年と2005年では接続しない。</p>
農業用機械を所有している経営体（農家）数と所有台数	<p>2010年世界農林業センサス調査票では、「トラクター」には歩行用（耕耘機）も含めて把握しているが、2005年農林業センサス調査票では「乗用型トラクター」に限定して把握している。</p> <p>このため、2010年と2005年では接続しない。</p>

参考とする転記様式

27 牛乳乳製品統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	1
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	2

基幹統計名：27 牛乳乳製品統計	① 標本設計（標本調査）
確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明	○
b) 調査対象の範囲	○
c) 報告を求める者	×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無	×
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	×
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値	○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○
j) 標本交代に関する説明	×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明	×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	○
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

b) 調査対象の範囲

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/gaiyou/index.html>

調査の対象

統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類0913－処理牛乳・乳飲料製造業及び0914－乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く。）に属する事業所のうち牛乳処理場及び乳製品工場並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所とした。

ただし、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間製造量が5万リットルに満たないものは除いた。

抽出方法

1. 基礎調査（全数調査）

全ての牛乳処理場及び乳製品工場

2. 月別調査（標本調査）

(1) 乳製品工場

全ての乳製品工場

(2) 牛乳処理場

ア 前年の基礎調査結果における12月の県内・県外生産者及び県内・県外工場からの受乳量（以下「生乳受乳量」という）が300トン以上の牛乳処理場

イ 12月の生乳受乳量が300トン未満の牛乳処理場のうち、県外から受乳している牛乳処理場及び飲用牛乳等を県外へ出荷している牛乳処理場

ウ 都道府県単位で、ア及びイの工場では12月の月間生乳受乳量カバレッジが80%に満たない都道府県について、カバレッジが80%を超えるまでの牛乳処理場

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

1. 基礎調査（全数調査）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-12.pdf>

8 目標精度

全数調査のため、目標精度は設定していない。

2. 月別調査（標本調査）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-19.pdf>

8 目標精度

本調査において、全ての乳製品工場及び一定規模以上の牛乳処理場を調査の対象として実施していることから、目標精度は設定していない。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

1. 基礎調査（全数調査）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-12.pdf>

3 調査対象工場数

調査対象工場数は、575 工場である（回収率 100%）。

2. 月別調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-19.pdf>

3 調査対象工場数

平成 29 年 1 月当初の調査対象工場数は 358 工場である。

なお、本調査における調査対象工場数は、廃業、新設等の理由により変動することがある。

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/gaiyou/index.html>

集計推計方法

1. 基礎調査

各都道府県の牛乳処理場・乳製品工場の調査結果を合計して都道府県ごとの計を算出し、全国計は都道府県ごとの計を合計して算出した。

2. 月別調査

- (1) 「牛乳等向け処理量」、「牛乳等向けのうち、業務用向け処理量」、「欠減」、「牛乳生産量」、「牛乳のうち、業務用生産量」、「牛乳のうち、学校給食用生産量」、「加工乳成分調整牛乳生産量」、「加工乳成分調整牛乳のうち、業務用生産量」、「加工乳成分調整牛乳のうち、成分調整牛乳生産量」、「乳飲料の生産量」、「はっ酵乳生産量」及び「乳酸菌飲料生産量」の各項目の都道府県計は、調査対象処理場・工場の調査値と調査対象処理場・工場以外の推計値の合計で算出した。

なお、調査対象処理場・工場以外の処理量（生産量）は、月別調査対象処理場・工場の結果を基に以下の方法により推定した。

[調査対象処理場・工場以外の処理量（生産量）推定方法]

調査対象処理場・工場以外の処理量（生産量）＝調査対象処理場・工場の処理量（生産量）×推定係数

$$\text{推定係数} = \frac{\text{調査対象処理場・工場以外の前年の基礎調査の処理量（生産量）}}{\text{調査対象処理場・工場の前年の基礎調査の処理量（生産量）}}$$

また、全国計は、各都道府県の計を合計して算出した。

- (2) 上記（1）以外の項目

各都道府県の計は、月別調査対象処理場・工場の調査値を合計して算出し、全国計は各都道府県の計を合計して算出した。

- (3) 牛乳処理場・乳製品工場の新設又は季節操業があった場合は、月別調査の抽出要件に該当するものを調査対象処理場・工場とし、廃業又は操業期間の終了をもって調査中止とした。

基幹統計名：27 牛乳乳製品統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

1. 基礎調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-12.pdf>

6 調査方法

本調査は、農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）が次に掲げる方法により実施した。

- (1) 民間事業者が調査対象工場に調査票を配布し回収する自計調査の方法
- (2) 調査対象工場が作成した調査票データをオンラインにより民間事業者が収集する自計調査の方法

2. 月別調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-19.pdf>

6 調査方法

- (1) 農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）が調査対象工場に調査票を配布し回収する自計調査の方法
- (2) 調査対象工場が作成した調査票データをオンラインにより民間事業者が収集する自計調査の方法

d) 調査期日又は調査期間の説明

1. 基礎調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-12.pdf>

5 調査期間

平成 28 年 1 月から同年 12 月までの 1 年間を調査期間とし、12 月 31 日現在で稼働している工場を対象に実施した。

2. 月別調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-19.pdf>

5 調査期日

調査期日は、毎月末日現在とする

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/gaiyou/index.html>

Q & A (4. プライバシーの保護について)

Q. 税金には関係ないのですか? あとで勧誘などに使われることはありませんか?

A. この調査は統計法に基づいて行われ、統計以外の目的で調査票を使用することは固く禁じられています。従って、調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らしたり、例えば徴税や勧誘といった統計以外の目的に調査票の記入内容を使用したりすることは絶対にありません。調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らした場合の罰則（懲役又は罰金）も定められています。

皆さまにご記入いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かしてしまうなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご記入ください。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：27 牛乳乳製品統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	○	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/gaiyou/index.html>

集計推計方法

1. 基礎調査

各都道府県の牛乳処理場・乳製品工場の調査結果を合計して都道府県ごとの計を算出し、全国計は都道府県ごとの計を合計して算出した。

2. 月別調査

- (1) 「牛乳等向け処理量」、「牛乳等向けのうち、業務用向け処理量」、「欠減」、「牛乳生産量」、「牛乳のうち、業務用生産量」、「牛乳のうち、学校給食用生産量」、「加工乳成分調整牛乳生産量」、「加工乳成分調整牛乳のうち、業務用生産量」、「加工乳成分調整牛乳のうち、成分調整牛乳生産量」、「乳飲料の生産量」、「はっ酵乳生産量」及び「乳酸菌飲料生産量」の各項目の都道府県計は、調査対象処理場・工場の調査値と調査対象処理場・工場以外の推計値の合計で算出した。

なお、調査対象処理場・工場以外の処理量（生産量）は、月別調査対象処理場・工場の結果を基に以下の方法により推定した。

[調査対象処理場・工場以外の処理量（生産量）推定方法]

調査対象処理場・工場以外の処理量（生産量）＝調査対象処理場・工場の処理量（生産量）×推定係数

$$\text{推定係数} = \frac{\text{調査対象処理場・工場以外の前年の基礎調査の処理量（生産量）}}{\text{調査対象処理場・工場の前年の基礎調査の処理量（生産量）}}$$

また、全国計は、各都道府県の計を合計して算出した。

- (2) 上記（1）以外の項目

各都道府県の計は、月別調査対象処理場・工場の調査値を合計して算出し、全国計は各都道府県の計を合計して算出した。

- (3) 牛乳処理場・乳製品工場の新設又は季節操業があった場合は、月別調査の抽出要件に該当するものを調査対象処理場・工場とし、廃業又は操業期間の終了をもって調査中止とした。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

速報（第1報）の公表物において、速報における数値の位置付けと確定した数値の掲載時期を明記。

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/index.html>

第1報（年計結果（統計表一覧））

平成28年

公表資料名	牛乳乳製品統計（平成28年基礎調査）	平成29年3月28日公表
公表資料(PDF:345KB) 	統計表〔Excel:e-Stat〕 	結果の概要（HTML）
正誤情報		
お知らせ		

確報（統計表一覧）

牛乳乳製品統計

[平成27年〔Excel:e-Stat〕 !\[\]\(d2b16c37d4c0749ac9ddc9f41a714f95_img.jpg\)](#)

[平成26年〔Excel:e-Stat〕 !\[\]\(58cc57f3b820b27667c1d76758932d74_img.jpg\)](#)

1. 基礎調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-12.pdf>

11 その他

この資料の詳細な数値は、ホームページに掲載（平成29年7月予定）するとともに、その後発行する『平成28年牛乳乳製品統計』に掲載する。

2. 月別調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-19.pdf>

12 その他

この資料の平成29年1月以降の数値は、概数値である。確定した数値は、平成30年2月に掲載する予定である。

また、確定した平成28年の詳細な数値は、ホームページに掲載（平成29年7月予定）するとともに、その後発行する『平成28年牛乳乳製品統計』に掲載する。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

1. 農林水産統計

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/index.html>

公表予定について

この公表予定は、農林水産省本省（大臣官房統計部及び各局庁等）が平成29年度（4月から翌年3月まで）に公表する農林水産統計について、その公表予定時期（実績）を取りまとめ御紹介するものです。

公表予定（実績）一覧

平成29年6月1日現在

月	公表日	公表資料名	担当部局庁
4月	4日	平成28年度西洋なし、かき、くりの結果樹面積、収穫量及び出荷量	大臣官房統計部
	18日	平成28年木材統計	大臣官房統計部
	21日	平成27年度農業災害補償制度園芸施設共済統計表	経営局
	21日	平成27年度森林組合統計	林野庁
	25日	平成28年度指定野菜（春野菜、夏秋野菜等）の作付面積、収穫量及び出荷量 併載：平成28年度きゅうり、なす、トマト及びピーマンの年間計	大臣官房統計部
	25日	平成28年漁業・養殖業生産統計	大臣官房統計部
	28日	青果物卸売市場調査（平成28年年間計及び月別結果）	大臣官房統計部
	28日	平成27事業年度総合農協統計表	経営局
5月	16日	平成28年度みかんの結果樹面積、収穫量及び出荷量	大臣官房統計部
	16日	平成28年度りんごの結果樹面積、収穫量及び出荷量	大臣官房統計部
	17日	平成27年度農業災害補償制度畑作物共済統計表	経営局
	18日	平成27事業年度専門農協統計表	経営局

・ 中略

	平成29年度飼料作物の作付（栽培）面積及び収穫量、えん麦（緑肥用）作付面積	大臣官房統計部
	鶏卵流通統計調査（平成29年）	大臣官房統計部
	平成28年度漁業産出額	大臣官房統計部
	牛乳乳製品統計（平成29年基礎調査）	大臣官房統計部
	集落営農実態調査（平成30年2月1日現在）	大臣官房統計部
	平成29年度農道整備状況調査	大臣官房統計部
	平成29年度漁業就業動向調査	大臣官房統計部
3月	6次産業化総合調査（平成28年度）	大臣官房統計部

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/gaiyou/index.html>

Q & A（3. 結果の公表について）

Q. 調査の結果はいつ頃公表されるのですか？

A. 基礎調査結果は原則として調査対象年の翌年の3月20日までに公表。月別調査結果は原則として調査対象月の翌月25日までに公表することとしています。

2. 月別調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-12.pdf>

11 その他この資料の詳細な数値は、ホームページに掲載（平成29年7月予定）するとともに、その後刊行する『平成28年牛乳乳製品統計』に掲載する。

なお、公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

3. 月別調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-19.pdf>

12 その他

この資料の平成 29 年 1 月以降の数値は、概数値である。確定した数値は、平成 30 年 2 月分に掲載する予定である。

また、確定した平成 28 年の詳細な数値は、ホームページに掲載（平成 29 年 7 月予定）するとともに、その後発行する『平成 28 年牛乳乳製品統計』に掲載する。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：27 牛乳乳製品統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	0・①	
	※ 有意抽出調査であり最大評価は1	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

1. 基礎調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-12.pdf>

8 目標精度

全数調査のため、目標精度は設定していない

2. 月別調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-19.pdf>

8 目標精度

本調査において、全ての乳製品工場及び一定規模以上の牛乳処理場を調査の対象として実施していることから、目標精度は設定していない

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：27 牛乳乳製品統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

1. 基礎調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-12.pdf>

3 調査対象工場数

調査対象工場数は、575 工場である（回収率 100%）。

2. 月別調査

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：27 牛乳乳製品統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

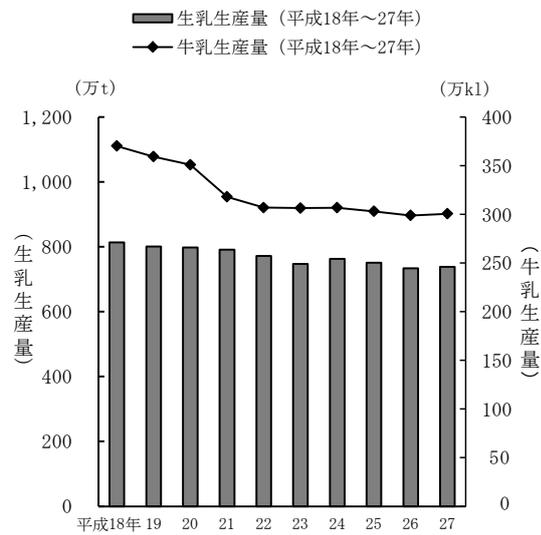
a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

1. 基礎調査

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/attach/pdf/index-12.pdf>

◎ 関連データ

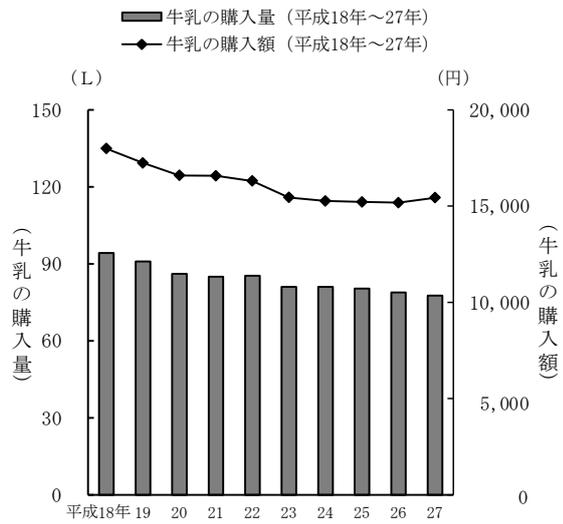
1 生乳生産量及び牛乳生産量の推移 (全国)



資料：農林水産省統計部『牛乳乳製品統計』

注：平成27年値は概数である。

2 家計における牛乳の購入数量及び 購入額の推移(全国、二人以上の世帯)



資料：総務省統計局『家計調査』

2. 月別調査

記載なし

参考とする転記様式

28 作物統計（面積調査）の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	1
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：28 作物統計（面積調査）	①標本設計（標本調査）	
確認事項		記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		—
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		—
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
評価		0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

面積調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/>

抽出方法

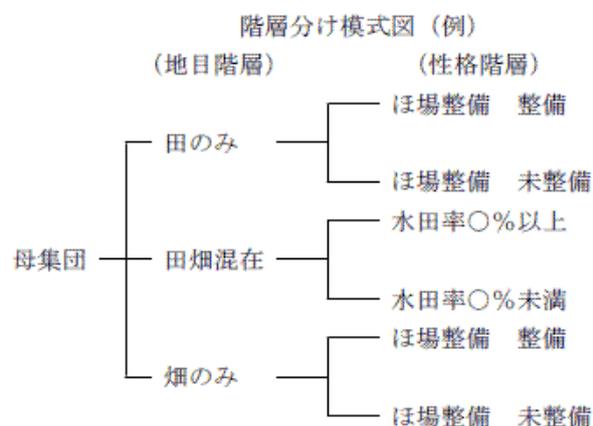
1 母集団の編成

母集団は、全国の土地を隙間なく 200 メートル四方（北海道は 400 メートル四方）の格子状に区分し、耕地が存在する区画を空中写真により確認した「単位区」（全国で約 285 万単位区）の集まりであり、単位区は、けい畔で区切られた現況 1 枚ごとの筆の集まりで編成されており、各筆には地目（田又は畑）、面積等の属性情報が登録されている。

なお、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、筆の地目、形状データの修正等を行い、単位区の情報に補正している。

2 階層分け

編成した単位区は、調査精度の向上を図るため、(1) 耕地のほとんどが田であれば「田のみ」階層、畑であれば「畑のみ」階層というように、地目に着目した階層分けを行い、(2) 次にそれぞれの階層内の単位区について、ほ場整備状況、水田率等に応じた分類を行い、階層内の単位区の性格が均一になるように階層分けを行っている。



3 標本配分抽出

標本は、都道府県別の田畑別耕地面積及び水稲作付面積が的確に把握できるよう階層ごとに配分し、系統抽出法により抽出している。

b) 調査対象の範囲

面積調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/>

調査の対象

1 耕地面積調査

全国の各都道府県の田耕地及び畑耕地を対象とする。

2 作付面積調査

(1) 水稲作付面積

水稲の栽培に供された全ての土地

(2) 水稲以外の作物の作付（栽培）面積

調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体

c) 報告を求める者

事業所（農協等）対象調査について記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

事業所（農協等）対象調査について記載なし

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

事業所（農協等）対象調査について記載なし

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

確報（統計表一覧）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html#r>

耕地及び作付面積統計

平成28年〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001172509>

利用者のために（PDFファイル）

調査の概要

(10) 対地標本実測調査における標本単位区の数及び調査結果（全国）の実績精度

対地標本実測調査における標本単位区の数、39,369単位区である。

また、対地標本実測調査における耕地面積（田・畑）及び水稲作付面積に係る調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区分	標準誤差率（%）
耕地面積（田）	0.13
耕地面積（畑）	0.28
水稲作付面積	0.33

(11) 関係団体等調査における調査対象者数

作物の種類	対象者数 ①	回収数 ②	回収率 ③=②/①
陸 稲	団体 26	団体 26	% 100.0
麦 類	646	637	98.6
大 豆	630	613	97.3
小 豆	133	126	94.7
い ん げ ん	62	61	98.4
ら っ か せ い	19	19	100.0
か ん し ょ	147	145	98.6
そ ば	382	355	92.9
飼 肥 料 作 物	265	260	98.1
果 樹	614	600	97.7
茶	163	161	98.8

j) 標本交代に関する説明

事業所（農協等）対象調査は全数調査のため非該当

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

事業所（農協等）対象調査は全数調査のため非該当

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

確報（統計表一覧）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html#r>

耕地及び作付面積統計

平成28年〔Excel：e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001172509>

利用者のために（PDFファイル）

調査の概要

(9) 調査・集計方法

ア 耕地面積調査及び水稲作付面積調査

(ア) 耕地面積及び水稲作付面積

e 推定

面積調査用の地理情報システムを使用して求積した「標本単位区の台帳面積の合計」に対する「実査により得られた標本単位区の現況見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）の台帳面積の合計」に乘じ、これに台帳補正率（台帳面積に対する実面積の比率）を乘じることにより、全体の面積を推定している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本単位区の現況見積り面積合計}}{\text{標本単位区の台帳面積合計}} \times \text{全単位区の台帳面積合計} \times \text{台帳補正率}$$

なお、けい畔面積については、別途実測により測量したけい畔割合（率）を推定結果に乗じて算出している。

基幹統計名：28 作物統計（面積調査）	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

面積調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/>

調査の方法

1 耕地面積調査

母集団から抽出された「標本単位区」に対する職員又は統計調査員の実測調査による。

2 作付面積調査

(1) 水稲作付面積

耕地面積調査と同様。

(2) 水稲以外の作物の作付（栽培）面積

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査によって把握し、これを、職員又は統計調査員による巡回見積り及び職員による情報収集結果により補完している。

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

確報（統計表一覧）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html#r>

耕地及び作付面積統計

平成28年〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001172509>

利用者のために（PDFファイル）

調査の概要

(3) 調査の機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

d) 調査期日又は調査期間の説明

面積調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/>

調査の時期

1 耕地面積調査

耕地面積は毎年7月15日現在、耕地の種類別の拡張及びかい廃面積は前年7月15日～当年7月14日を調査対象期間（期日）とする。

2 作付面積調査

水稲、果樹及び茶は毎年7月15日現在、大豆は毎年9月1日現在、陸稲、麦類、かんしょ及び飼肥料作物等は毎年収穫期を調査対象期日とする。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

Q&A

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/index.html#16>

4 プライバシーの保護について

Q 調査票に記入されたプライバシーは保護されるのでしょうか？

A この調査は、「統計法」（平成 19 年法律第 53 号）に基づく統計調査として行われます。

統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が科せられます。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています（統計法第 41 条、第 57 条第 2 号）。

このように、統計調査の業務に従事する者、あるいは過去に従事していた者に対して守秘義務と厳しい罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目全てについて、安心して回答いただくためです。

この調査でいただいた回答（調査票）は、外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、統計法で認められている統計の作成・分析の目的にのみ使用されます。統計以外の目的に使うことや、外部に出されることは一切ありませんので、安心して御記入ください。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：28 作物統計（面積調査）	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	×	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

面積調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/>

集計推計方法

1 耕地面積調査

(1) 耕地面積調査

実測調査の結果に基づいた推定を基に、職員による巡回見積り、情報収集により補完している。

(2) 耕地の拡張かい廃面積

職員又は統計調査員による巡回見積り及び職員による情報収集の結果により決定している。

2 作付面積調査

(1) 水稲作付面積

耕地面積調査と同様。

(2) 水稲以外の作物の作付（栽培）面積

関係団体への往復郵送調査結果又はオンライン調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回見積り及び職員による情報収集の結果により補完し集計している。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

c) 集計・推計の方法の説明

確報（統計表一覧）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html#r>

耕地及び作付面積統計

平成28年〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001172509>

利用者のために（PDFファイル）

調査の概要

(9) 調査・集計方法

ア 耕地面積調査及び水稲作付面積調査

ア 耕地面積及び水稲作付面積

e 推定

面積調査用の地理情報システムを使用して求積した「標本単位区の台帳面積の合計」に対する「実査により得られた標本単位区の現況見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単

位区)の台帳面積の合計」に乘じ、これに台帳補正率(台帳面積に対する実面積の比率)を乘じることにより、全体の面積を推定している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本単位区の現況見積り面積合計}}{\text{標本単位区の台帳面積合計}} \times \text{全単位区の台帳面積合計} \times \text{台帳補正率}$$

なお、けい畔面積については、別途実測により測量したけい畔割合(率)を推定結果に乘じて算出している。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

f) 公表のスケジュールの説明

第1報(統計表一覧)

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html#y>

平成28年(産)

公表資料名	平成28年産飼肥料作物の作付(栽培)面積	平成29年1月24日公表
公表資料	統計表〔Excel:e-Stat〕	結果の概要(HTML)
正誤情報		
お知らせ	平成29年3月7日に確報を掲載しました。	

公表資料名	平成28年産大豆(乾燥子実)の作付面積	平成28年10月25日公表
公表資料	統計表〔Excel:e-Stat〕	結果の概要(HTML)
正誤情報		
お知らせ	平成29年2月21日に確報を掲載しました。	

公表資料名	平成28年耕地面積(7月15日現在)	平成28年10月25日公表
公表資料	統計表〔Excel:e-Stat〕	結果の概要(HTML)
正誤情報		
お知らせ	平成29年2月13日に確報を掲載しました。	

公表資料名	平成28年果樹及び茶栽培面積(7月15日現在)	平成28年10月18日公表
公表資料	統計表〔Excel:e-Stat〕	結果の概要(HTML)
正誤情報		
お知らせ	平成29年3月7日に確報を掲載しました。	

公表資料名	平成28年産小豆、いんげん及びらっかせい(乾燥子実)の作付面積	平成28年9月20日公表
公表資料	統計表〔Excel:e-Stat〕	結果の概要(HTML)

正誤情報	
お知らせ	平成 29 年 2 月 21 日に確報を掲載しました。

平成 27 年（産）

公表資料名	平成 27 年農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率	平成 28 年 8 月 30 日公表
公表資料	統計表〔Excel：e-Stat〕	結果の概要（HTML）
正誤情報		
お知らせ	平成 28 年 12 月 5 日に確報を掲載しました。	

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：28 作物統計（面積調査）	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	0・ 1 ・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

確報（統計表一覧）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html#r>

耕地及び作付面積統計

平成28年〔Excel：e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001172509>

利用者のために（PDFファイル）

調査の概要

(10) 対地標本実測調査における標本単位区の数及び調査結果（全国）の実績精度

対地標本実測調査における標本単位区の数、39,369単位区である。

また、対地標本実測調査における耕地面積（田・畑）及び水稲作付面積に係る調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区分	標準誤差率（%）
耕地面積（田）	0.13
耕地面積（畑）	0.28
水稲作付面積	0.33

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：28 作物統計（面積調査）		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		○
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・①・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

面積調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/>

調査の対象

1 耕地面積調査

全国の各都道府県の田耕地及び畑耕地を対象とする。

2 作付面積調査

(1) 水稲作付面積

水稲の栽培に供された全ての土地

(2) 水稲以外の作物の作付（栽培）面積

調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体

抽出方法

1 母集団の編成

母集団は、全国の土地を隙間なく 200 メートル四方（北海道は 400 メートル四方）の格子状に区分し、耕地が存在する区画を空中写真により確認した「単位区」（全国で約 285 万単位区）の集まりであり、単位区は、けい畔で区切られた現況 1 枚ごとの筆の集まりで編成されており、各筆には地目（田又は畑）、面積等の属性情報が登録されている。

なお、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、筆の地目、形状データの修正等を行い、単位区の情報を補正している。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

確報（統計表一覧）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html#r>

耕地及び作付面積統計

平成28年〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001172509>

利用者のために（PDFファイル）

調査の概要

(11) 関係団体等調査における調査対象者数

作物の種類	対象者数 ①	回収数 ②	回収率 ③=②/①
陸 稲	団体 26	団体 26	% 100.0
麦 類	646	637	98.6
大 豆	630	613	97.3
小 豆	133	126	94.7
い ん げ ん	62	61	98.4
ら っ か せ い	19	19	100.0
か ん し ょ	147	145	98.6
そ ば	382	355	92.9
飼 肥 料 作 物	265	260	98.1
果 樹	614	600	97.7
茶	163	161	98.8

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

確報（統計表一覧）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html#r>

耕地及び作付面積統計

平成28年〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001172509>

利用者のために（PDFファイル）

調査の概要

(9) 調査・集計方法

ア 耕地面積調査及び水稲作付面積調査

(ア) 耕地面積及び水稲作付面積

f その他

遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、職員による巡回・見積り、情報収集等によって把握している。

(ウ) 原子力災害対策特別措置法により立入りが制限又は禁止されている区域の扱い福島県のうち原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）により立入りが制限又は禁止されている区域については、対地標本実測調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域における平成23年の耕地面積調査結果を基に、関係機関からの情報収集によって把握した面積を計上している。

イ 水稲以外の作物の作付（栽培）面積調査

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。

集計は、関係団体調査結果を基に職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報

収集により補完している。

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：28 作物統計（面積調査）	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

28 作物統計（作況調査）の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	1
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：28 作物統計（作況調査）	① 標本設計（標本調査）
確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明	○
b) 調査対象の範囲	○
c) 報告を求める者	×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無	○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値	○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○
j) 標本交代に関する説明	×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明	×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	○
評価	0・1・②・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/

抽出方法

1 水稲調査における作況標本筆の抽出

(1) 母集団

作付面積調査の単位区のうち、田の存在する単位区を母集団とする。

(2) 階層分け及び標本配分

地域行政上必要な水稲の作柄を表示する区域として、都道府県別にその区域を水稲の生産力（地形、気象、栽培品種等）により分割し、分割した区域を「作柄表示地帯」として設定している。

この作柄表示地帯ごとに、単位区全体を、収量の高低、年次変動、収量に影響する条件等の指標により、階層別に区分し、各都道府県別の標本数を階層別の前年産作付面積に、当該階層の 10a 当たり収量の標準偏差を乗じた積に比例して配分する。

(3) 標本筆の抽出

階層別に配分された標本数の単位区を、単位区の田台帳面積に比例した確率で抽出する確率比例抽出法（具体的には単位区を田面積の小さい方から順に並べ、一定の田面積間隔ごとに単位区を選ぶ方法）により抽出し、抽出した標本単位区内の水稲作付筆から無作為に 1 筆を抽出する。

2 水稲以外（陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物）の調査における農林業経営体の抽出

(1) 母集団

農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から、調査対象作物を作付けした経営体をそれぞれ抽出し母集団とする。

(2) 標本数の算出

作物別に生産量に占める関係団体の把握割合、一定の抽出率、見込まれる出現率及び回収率により標本数を算出する。

(3) 標本の配分

都道府県別に、作物別の母集団の分布状況に応じた作付規模別階層区分を設け、階層ごとの面積ウェイトにより標本の配分を行う。

(4) 標本の抽出

(3) により配分した標本数を、階層別に系統抽出法により経営体を抽出する。

作況調査（果樹）の概要

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001160923>

利用者のために (PDFファイル)

(5) 調査の範囲

本調査は、全ての都道府県を調査対象とする全国調査を5年ごとに実施しており（直近では平成26年産）、その中間年に当たる平成27年産にあつては、調査対象品目ごとに、全国調査年における出荷量の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、果樹共済事業を実施する都道府県並びにみかん及びりんごにあつては果実需給安定対策事業を実施する都道府県を調査の範囲（以下「主産県」という。）としている（7ページ別表1「品目別調査対象都道府県（主産県）一覧表」参照）。

なお、パインアップルは、沖縄県のみ調査を実施している。

(6) 調査対象者の選定

ア 関係団体調査（全数調査）

調査対象品目を取り扱っている全ての農協等の関係団体とした。

イ 標本経営体調査（標本調査）

2010年世界農林業センサスにおいて調査対象品目を販売目的で栽培した農林業経営体から無作為に抽出（母集団名簿の栽培面積を昇順に並べ替え、栽培面積規模別に設定した標本の大きさに応じて等間隔に抽出する方法（系統抽出法）により抽出）をした。

作況調査（野菜）の概要

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001164543>

利用者のために (PDFファイル)

(5) 調査の範囲

本調査は、全ての都道府県を調査対象とする全国調査を3年ごとに実施しており（直近では平成25年産）、その中間年に当たる平成27年産にあつては、調査対象品目ごとに全国調査年における出荷量の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、野菜指定産地の面積要件を満たす区域を含む都道府県、調査対象品目に係る畑作物共済事業を実施する都道府県及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県を調査の範囲（主産県）としている（8～11ページ別表1「品目別調査対象都道府県（主産県）一覧表」参照）。

(6) 調査対象者の選定

ア 関係団体調査（全数調査）

調査対象品目を取り扱っている農協等及び野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条第1項に規定する登録生産者とした。

イ 標本経営体調査（標本調査）

2010年世界農林業センサスにおいて調査対象品目を販売目的で作付けした農林業経営体から無作為に抽出（母集団名簿を作付面積の昇順に並べ替え、設定した標本の大きさに応じて等間

隔に抽出する方法（系統抽出法）により抽出した。

作況調査（花き）の概要

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001160263>

利用者のために（PDFファイル）

(5) 調査の範囲

全ての都道府県を調査対象とする全国調査を3年ごとに実施しており（直近では平成25年産）、その中間年に当たる本年産にあつては、調査対象品目ごとに全国調査年における出荷量の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲（主産県）としている（5～6ページ別表「品目別調査対象都道府県（主産県）一覧表」参照）。

(6) 調査対象者の選定

ア 集出荷団体等

花きの出荷金額が5,000万円以上の集出荷団体及び集出荷業者とした。

イ 個人出荷農家等

2010年世界農林業センサスにおける農林業経営体調査から、花き・花木の販売金額が2,000万円以上の個人出荷農家、協業経営体及び会社（集出荷団体等への出荷が最も多いもの等一定のものを除く。）とした。

b) 調査対象の範囲

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/

調査の対象

1 作柄概況調査及び予想収穫量調査（水稲）

水稲が栽培されている土地を対象とする。

2 収穫量調査

水稲は、水稲が栽培されている土地を対象とする。

てんさいは、製糖会社を、さとうきびは製糖会社、製糖工場等をそれぞれ対象とする。

茶は、全国の荒茶工場を対象とする。

上記以外の調査対象作物は、関係団体及び調査対象作物を販売目的で作付けした農林業経営体を対象とする。

作況調査（果樹）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/gaiyou/

調査の対象

調査対象都道府県において、調査対象品目の集出荷を行っている農協等の関係団体及び調査対象品目を販売目的で栽培した農林業経営体を対象とする。

作況調査（野菜）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/

調査の対象

調査対象都道府県において、調査対象品目の集出荷を行っている農協等の関係団体及び調査対象品目を販売目的で作付けした農林業経営体を対象とする。

作況調査（花き）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/gaiyou/

調査の対象

調査対象都道府県において、花きを出荷した集出荷団体、集出荷業者、個人出荷農家等を対象とする。

c) 報告を求める者

事業所（農協等）対象調査について記載なし

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/index.html#r

作物統計（普通作物・飼料作物・工芸農作物）

平成28年産〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001173263>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(10) 調査精度

ア 水稲作付面積調査の対地標本実測調査における本単位区の数及び調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区 分	標本単位区の数	標準誤差率（％）
水稲作付面積	39,369	0.33

注：標準誤差率（％）＝標準誤差の推定値÷推定値×100

イ 水稲作況調査の標本実測調査における標本筆数及び10 a 当たり玄米重に係る調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区 分	標本筆の数	標準誤差率（％）
10 a 当たり玄米重	10,248	0.14

注：標準誤差率（％）＝標準誤差の推定値÷推定値×100

ウ 茶調査の荒茶工場調査における標本荒茶工場の数及び調査結果（主産県）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区 分	標本荒茶工場の数	標準誤差率（％）
荒茶生産量	803	1.87

注：標準誤差率（％）＝標準誤差の推定値÷推定値×100

エ 水稲以外の作物については、全数調査と標本調査結果を併用して統計値を算出していることから、目標精度は設定していない。

作況調査（果樹）

確報（統計表一覧）

URL: http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/index.html#r

果樹生産出荷統計

平成27年産〔Excel : e-Stat〕

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001160923>

利用者のために（PDFファイル）

(14) 目標精度

本調査においては、目標精度を設定していない。

1 調査の概要

作況調査（野菜）

確報（統計表一覧）

URL: http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/index.html#r

野菜生産出荷統計

平成27年産〔Excel : e-Stat〕

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001164543>

利用者のために（PDFファイル）

(16) 目標精度

本調査において、目標精度は設定していない。

1 調査の概要

作況調査（花き）

確報（統計表一覧）

URL: http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/index.html#r

花き生産出荷統計

平成27年産〔Excel : e-Stat〕

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001160263>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(13) 目標精度

本調査においては、目標精度を設定していない。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/index.html#r

作物統計（普通作物・飼料作物・工芸農作物）

平成28年産〔Excel：e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001173263>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(11) 調査対象単位区数等

ア 作付面積調査

(ア) 水稲

39,369単位区

(イ) 水稲以外の作物

区 分	関係団体調査		
	団体数 ①	回収数 ②	回収率 ③=②/①
陸 稲	団体 26	団体 26	% 100.0
麦 類	646	637	98.6
大 豆	630	613	97.3
小 豆	133	126	94.7
い ん げ ん	62	61	98.4
ら っ か せ い	19	19	100.0
そ ば	382	355	92.9
か ん し ょ	147	145	98.6
飼 肥 料 作 物	265	260	98.1
茶	163	161	98.8
な た ね	75	70	93.3
て ん さ い	¹⁾ 3	¹⁾ 3	100.0
さ と う き び	²⁾ (6月頃公表予定)		
こ ん に や く い も	12	11	91.7
い	3	3	100.0

注：1)の単位は、「製糖会社」である。

2)の単位は、「製糖会社、製糖工場等」である。

イ 作況調査

(ア) 水稲

作況標本筆 10,248筆、作況基準筆 647筆

(4) 水稲以外の作物

区 分	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効 回収数 ②	有効 回収率 ③=②/①	母集団 の大きさ ④	標本の 大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効 回収数 ⑦	有効 回収率 ⑧=⑦/⑤
陸 稲	団体 22	団体 21	% 95.5	経営体 3,318	経営体 337	% 10.2	経営体 66	% 19.6
小 麦	607	590	97.2	37,696	756	2.0	502	66.4
大麦・はだか麦				15,194	564	3.7	305	54.1
大 豆	634	603	95.1	70,909	2,130	3.0	1,288	60.5
小 豆	111	107	96.4	23,867	283	1.2	167	59.0
いんげん	64	62	96.9	19,720	87	0.4	59	67.8
らっかせい	7	6	85.7	20,712	379	1.8	175	46.2
そ ば	382	355	92.9	28,223	1,515	5.4	1,058	69.8
かんしょ	71	67	94.4	24,461	1,020	4.2	605	59.3
飼料作物	24	21	87.5	55,492	2,760	5.0	1,429	51.8
なたね	75	70	93.3	6,418	981	15.3	86	8.8
てんさい	¹⁾ 3	¹⁾ 3	100.0					
さとうきび	²⁾ (6月頃公表予定)							
こんにゃくいも	12	11	91.7	1,334	150	11.2	99	66.0
い	3	3	100.0					

注：1)の単位は、「製糖会社」である。

2)の単位は、「製糖会社、製糖工場等」である。

区 分	母集団荒 茶工場数 ⑨	調査対象者数 ⑩	抽出率 ⑪=⑩/⑨	有効 回収数 ⑫	有効 回収率 ⑬=⑫/⑩
茶	工場 4,576	工場 803	% 17.5	工場 651	% 81.1

作況調査（果樹）

確報（統計表一覧）

URL: http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/index.html#r

果樹生産出荷統計

平成27年産〔Excel : e-Stat〕

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001160923>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(7) 調査対象者数

	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効 回収数 ②	有効 回収率 ③=②/①	母集団 の大きさ ④	標本の 大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効 回収数 ⑦	有効 回収率 ⑧=⑦/⑤
	団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%
み かん	295	286	96.9	60,993	2,258	3.7	1,364	60.4
り ん ご	241	230	95.4	45,604	1,611	3.5	1,073	66.6
日本なし	241	235	97.5	19,291	1,443	7.5	828	57.4
西洋なし	112	111	99.1	5,979	294	4.9	196	66.7
か き	170	165	97.1	28,020	1,263	4.5	841	66.6
び わ	50	50	100.0	2,888	280	9.7	164	58.6
も も	183	171	93.4	23,240	1,021	4.4	646	63.3
す も も	107	102	95.3	7,230	392	5.4	226	57.7
おうとう	90	85	94.4	11,839	321	2.7	216	67.3
う め	42	42	100.0	10,445	554	5.3	291	52.5
ぶ どう	309	299	96.8	31,770	1,790	5.6	1,177	65.8
く り	107	106	99.1	16,816	1,163	6.9	651	56.0
パインアップル	7	7	100.0	383	40	10.4	18	45.0
キウイフルーツ	71	71	100.0	5,153	347	6.7	238	68.6

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、当年産において栽培がなかった標本経営体等を除いた数である。

作況調査（野菜）
 確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/index.html#r

野菜生産出荷統計

平成27年産〔Excel : e-Stat〕

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001164543>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(7) 調査対象者数

	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	母集団の大きさ ④	標本の大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効回収数 ⑦	有効回収率 ⑧=⑦/⑤
	団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%
指定野菜のうち、春植えばれいしょ	673	617	91.7	91,683	5,132	5.6	2,579	50.3
指定野菜のうち、春野菜、夏秋野菜及びたまねぎ	1,465	1,361	92.9	1,142,195	13,668	1.2	5,296	38.7
指定野菜のうち、秋冬野菜及びほうれんそう並びに指定野菜に準ずる野菜	1,530	1,440	94.1	1,006,392	13,917	1.4	6,090	43.8

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、当年産において作付けがなかった標本経営体等を除いた数である。

作況調査（花き）
 確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/index.html#r

花き生産出荷統計

平成27年産〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001160263>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(7) 調査対象者数

集出荷団体等			個人出荷農家等		
団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	経営体数 ④	有効回収数 ⑤	有効回収率 ⑥=⑤/④
団体	団体	%	経営体	経営体	%
459	425	92.6	1,984	1,419	71.5

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、本年産において作付けがなかった集出荷団体等及び個人出荷農家等を除いた数である。

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

1) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）
確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/index.html#r

作物統計（普通作物・飼料作物・工芸農作物）

平成28年産〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001173263>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(9) 全国値の推計方法

平成28年産の調査は、主産県を調査の範囲とした調査であるかんしょ、飼料作物、茶、豆類については、直近の全国調査年（調査の範囲が全国の区域である年をいう。以下同じ。）の調査結果に基づき次により推計を行っている。

ア かんしょ、飼料作物、豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）

収穫量の全国値＝主産県の収穫量＋主産県以外の各都道府県（以下「非主産県」という。）の収穫量（ x ）の合計値

この場合において、

x ＝直近の全国調査年における非主産県の10a 当たり収量×10a 当たり収量の比率（ y ）×主産県の当該年産の作付面積

注： y ＝主産県の10a 当たり収量／直近の全国調査年における主産県の10a 当たり収量

イ 茶

茶種計の荒茶生産量の全国値＝主産県の茶種計の荒茶生産量＋主産県以外の各都道府県の茶種計の荒茶生産量（ x ）の合計値

この場合において、

x ＝10a 当たり生葉収量の推定値（ a ）×摘採面積の推定値（ b ）×主産県の製茶歩留り（ c ）

注： a ＝直近の全国調査年における当該都道府県の10a 当たり生葉収量×主産県の10a 当たり生葉収量÷直近の全国調査年における主産県の10a 当たり生葉収量

b ＝当該都道府県の当該年の栽培面積×直近の全国調査年における当該都道府県の摘採面積÷直近の全国調査年における当該都道府県の栽培面積

c ＝主産県の荒茶生産量÷主産県の生葉収穫量

作況調査（果樹）

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/index.html#r

果樹生産出荷統計

平成27年産〔Excel : e-Stat〕

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001160923>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(12)集計方法

ア 関係団体調査結果による10 a 当たり収量の推定

$$\bar{X} = \frac{Y}{Z} + \frac{Y}{Z} \times \frac{w}{v}$$

\bar{X} : 10 a 当たり収量の推定値
 Y : 関係団体調査による出荷量
 Z : 関係団体調査による結果樹面積
 v : 標本経営体調査における調査対象品目の出荷量
 w : 標本経営体調査における調査対象品目の自家消費等の量

$$Y = \sum_{i=1}^n Y_i \quad Z = \sum_{i=1}^n Z_i$$

n : 関係団体調査の調査対象者数 (集計に用いたもの)
 Y_i : i 番目の団体の調査対象品目の出荷量 (調査結果)
 Z_i : i 番目の団体の調査対象品目の出荷量に要した結果樹面積 (調査結果)

$$v = \sum_{j=1}^m v_j \quad w = \sum_{j=1}^m w_j$$

m : 標本経営体調査の調査対象者数 (集計に用いたもの)
 v_j : j 番目の経営体の調査対象品目の出荷量 (調査結果)
 w_j : j 番目の経営体の調査対象品目の自家消費等の量 (調査結果)

イ 標本経営体調査結果による10 a 当たり収量の推定

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^{n_i} w_{ij} y_{ij}}{\sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^{n_i} w_{ij} z_{ij}}$$

\bar{x} : 10 a 当たり収量の推定値
 m : 階層数
 n_i : i 番目の階層の標本経営体数 (集計に用いたもの)
 y_{ij} : i 番目の階層の j 番目の経営体の調査対象品目の収穫量 (調査結果)
 z_{ij} : i 番目の階層の j 番目の経営体の調査対象品目の結果樹面積 (調査結果)
 w_i : i 番目の階層の標本経営体の復元倍率
 復元倍率は都道府県別作物別の階層ごとの標本の大きさを階層ごとの母集団経営体数で除した値 (標本抽出率) の逆数とする。

(13) 全国値の推計方法

本年産調査は主産県を対象とする調査であることから、全国調査を行った平成26年産の調査結果に基づき、次により推計した。ただし、みかん (計) については、早生温州と普通温州ごとに推計した全国値を合計している。また、パインアップルについては沖縄県のための調査であり、全国値作成のための推計は行っていない。

ア 結果樹面積 (りんご (計)、日本なし、西洋なし、かき、びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう、くり及びキウイフルーツ)

$$\text{全国値} = \text{結果樹面積の主産県値} + \frac{\text{結果樹面積の主産県値}}{\text{栽培面積の主産県値}} \times (\text{栽培面積の全国値} - \text{栽培面積の主産県値})$$

(注) : 「栽培面積」は、『平成27年耕地及び作付面積統計』(農林水産省統計部)による。

イ 結果樹面積 (みかん及びりんごの各品種)、収穫量及び出荷量

$$\text{全国値} = \frac{\text{平成26年産の全国値} \times \text{平成27年産の主産県値}}{\text{平成26年産の主産県値}}$$

作況調査（野菜）

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/index.html#r

野菜生産出荷統計

平成27年産〔Excel：e-Stat〕

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001164543>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(12)集計方法

ア 関係団体調査結果による10 a 当たり収量の推定

$$\bar{X} = \frac{Y}{Z} + \frac{Y}{Z} \times \frac{w}{v}$$

\bar{X} : 10 a 当たり収量の推定値

Y : 関係団体調査による出荷量

Z : 関係団体調査による作付面積

v : 標本経営体調査における調査対象品目の出荷量

w : 標本経営体調査における調査対象品目の自家消費等の量

$$Y = \sum_{i=1}^n Y_i \quad Z = \sum_{i=1}^n Z_i$$

n : 関係団体調査の調査対象者数（集計に用いたもの）

Y_i : i 番目の団体の調査対象品目の出荷量（調査結果）

Z_i : i 番目の団体の調査対象品目の出荷量に要した作付面積（調査結果）

$$v = \sum_{j=1}^m v_j \quad w = \sum_{j=1}^m w_j$$

m : 標本経営体調査の調査対象者数（集計に用いたもの）

v_j : j 番目の経営体の調査対象品目の出荷量（調査結果）

w_j : j 番目の経営体の調査対象品目の自家消費等の量（調査結果）

イ 標本経営体調査結果による10 a 当たり収量の推定

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n y_i}{\sum_{i=1}^n z_i}$$

\bar{x} : 10 a 当たり収量の推定値

n : 標本経営体調査の調査対象者数（集計に用いたもの）

y_i : i 番目の経営体の調査対象品目の収穫量（調査結果）

z_i : i 番目の経営体の調査対象品目の作付面積（調査結果）

(13) 全国値の推計方法

平成27年産調査は主産県を対象とする調査であることから、全国調査を行った平成25年産の調査結果に基づき、次により推計した。

$$\text{全国値} = \frac{\text{平成25年産の全国値} \times \text{平成27年産の調査対象都道府県値の合計値}}{\text{平成25年産における平成27年産の調査対象都道府県値の合計値}}$$

(14) 都道府県値の推計方法

季節区分のある品目であって、調査を行っていない季節区分がある場合の品目計は、全国調査を行った平成25年産の調査結果に基づき、次により推計した。

$$\text{都道府県値} = \frac{\text{平成25年産の都道府県値} \times \text{平成27年産の調査対象季節区分の値の合計値}}{\text{平成25年産における平成27年産の調査対象季節区分の値の合計値}}$$

作況調査（花き）

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/index.html#r

花き生産出荷統計

平成27年産〔Excel：e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001160263>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(11) 調査・推計方法

本調査は、集出荷団体等に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び個人出荷農家等に対する往復郵送調査により行った。

調査結果の集計は、本年産の調査対象者の結果と前年産（平成26年産）における都道府県値に占める調査対象者の割合を基に次の式により推計した値を、必要に応じて関係機関からの情報収集等により補完した。

$$\text{都道府県値} = \frac{\text{平成26年産の都道府県値} \times \frac{\text{平成26年産及び平成27年産のいずれにおいても調査対象となった者の平成27年産の合計値}}{\text{平成26年産及び平成27年産のいずれにおいても調査対象となった者の平成26年産の合計値}}}{\text{平成26年産及び平成27年産のいずれにおいても調査対象となった者の平成26年産の合計値}}$$

(12) 全国値の推計方法

本年産調査は、主産県を対象とする調査であることから、全国調査を行なった平成25年産の調査結果を基に次の式により推計した。

$$\text{全国値} = \frac{\text{平成25年産の全国値} \times \text{平成27年産の主産県値}}{\text{平成25年産の主産県値}}$$

基幹統計名：28 作物統計（作況調査）	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/

調査の方法

1 作柄概況調査及び予想収穫量調査（水稲）

作況標本筆、有意に選定した代表的なほ場（作況基準筆）及び特異な被害が発生した際に選定するほ場（被害調査筆）に対する職員又は統計調査員による実測調査並びに巡回・見積りによる。

2 収穫量調査

水稲については、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する職員又は統計調査員による実測調査並びに巡回・見積りによる。

てんさい及びさとうきびについては、全ての製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査による。

茶については、全国の荒茶工場から無作為に抽出した標本荒茶工場に対する往復郵送調査又はオンライン調査による。

上記以外の調査対象作物については、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査を行い、その結果を職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

作況調査（果樹）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/gaiyou/

調査の方法

結果樹面積の把握は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの方法による。

収穫量及び出荷量の把握は、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び職員又は統計調査員による巡回・情報収集の方法による。

作況調査（野菜）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/

調査の方法

作付面積の把握は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの方法による。

収穫量及び出荷量の把握は、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び職員又は統計調査員による巡回・情報収集の方法による。

作況調査（花き）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/gaiyou/

調査の方法

集出荷団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査、集出荷業者及び個人出荷農家等に対する往復郵送調査により行う。

なお、作付面積の増減動向及び被害の発生状況等の把握は、必要に応じて職員等による情報収集により補完している。

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/index.html#r

作物統計（普通作物・飼料作物・工芸農作物）

平成28年産〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001173263>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(3) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

作況調査（果樹）、作況調査（野菜）、作況調査（花き）の「利用者のために（PDFファイル）」にも同様の記載あり。

d) 調査期日又は調査期間の説明

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/

調査の時期

1 作柄概況調査（水稲）

毎年7月15日現在（西南暖地における早期栽培等）、8月15日現在及びもみ数確定期を調査期日とする。

2 予想収穫量調査（水稲）

毎年10月15日現在を調査期日とする。

3 収穫量調査

毎年収穫期日とする。

作況調査（果樹）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/gaiyou/

調査の時期

収穫・出荷終了時を調査期日とする。

作況調査（野菜）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/

調査の時期

収穫・出荷終了時を調査期日とする。

作況調査（花き）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/gaiyou/

調査の時期

当該年産の収穫・出荷の終了した毎年2月末日を調査期日とする。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/

Q&A

5 プライバシーの保護について

Q. 調査票に記入されたプライバシーは保護されるのでしょうか？

A. この調査は、「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく統計調査として行われます。

統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科せられます。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています（統計法第41条、第57条第2号）。

このように、統計調査の業務に従事する者、あるいは過去に従事していた者に対して守秘義務と厳しい罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目すべてについて、安心して回答いただくためです。

この調査でいただいた回答（調査票）は、外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、統計法で認められている統計の作成・分析の目的にのみ使用されます。統計以外の目的に使うことや、外部に出されることは一切ありませんので、安心してご記入ください。

なお、調査員による調査の場合は、調査員に対して、個人情報の保護を一層徹底させるため、秘密の保護、調査票の厳重管理等についての指導を徹底しています。

作況調査（果樹）、作況調査（野菜）、作況調査（花き）のQ&Aにも同様の記載あり。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：28 作物統計（作況調査）		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		×
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		○
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・1・②・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/

集計推計方法

1 水稲

作況標本筆調査結果を集計し、巡回・見積りにより補完し算出している。

2 水稲以外（さとうきび、てんさい及び茶を除く。）

作付面積は、関係団体調査結果を基に、巡回見積り結果及び情報収集結果により補完し算出している。

収穫量は、往復郵送調査結果により算出した 10a 当たり収量を、必要に応じて巡回情報収集結果により補完し、作付面積を乗じて算出している。

なお、往復郵送調査結果により算出した 10a 当たり収量については、調査対象作物について、関係団体を取り扱う数量の割合がおおむね 8 割以上の場合は団体調査結果を、おおむね 8 割未満の場合は標本経営体調査結果を採用している。

3 さとうきび

調査結果により算出された栽培面積、収穫面積、集荷量及び 10a 当たり収量を必要に応じ、巡回・情報収集結果により補完し算出している。

なお、全国値は、鹿児島県及び沖縄県の結果を積み上げ集計している。

4 てんさい

調査結果により算出された、集荷量及び 10a 当たり収量を必要に応じて、巡回・情報収集結果により補完し算出している。

5 茶

摘採面積、生葉収穫量及び茶種別荒茶生産量について、階層別に推計を行い算出している。主産県計は、主産県の結果を積み上げ集計している。

荒茶生産量の全国値は主産県調査結果と主産県以外の推計値を合計した。主産県以外の推計値については、5 年周期で実施する全国調査年の結果及び本年産の主産県結果を基に推計している。

作況調査（果樹）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/gaiyou/

集計・推計方法

1 集計方法

結果樹面積は、関係団体への往復郵送調査又はオンライン調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完し算出している。

収穫量は、往復郵送調査またはオンライン調査結果により算出した 10a 当たり収量を、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・情報収集により補完し、結果樹面積を乗じて算出

している。

なお、往復郵送調査又はオンライン調査結果により算出した 10a 当たり収量については、調査対象品目について、関係団体が取り扱う数量の割合がおおむね 8 割以上の場合は団体調査結果を、おおむね 8 割未満の場合は標本経営体調査結果を採用している。

作況調査（野菜）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/

集計・推計方法

作付面積は、関係団体への往復郵送調査又はオンライン調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完し集計している。

収穫量は、往復郵送調査又はオンライン調査結果により算出した 10a 当たり収量を、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・情報収集により補完し、作付面積を乗じて算出している。なお、往復郵送調査又はオンライン調査結果により算出した 10a 当たり収量については、調査対象品目について、関係団体が取り扱う数量の割合がおおむね 8 割以上の場合は団体調査結果を、おおむね 8 割未満の場合は標本経営体調査結果を採用している。

作況調査（花き）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/gaiyou/

集計・推計方法

往復郵送調査又はオンライン調査結果を基に、職員による情報収集により補完し、決定している。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

f) 公表のスケジュールの説明

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）

第 1 報（統計表一覧）

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/index.html#y

水陸稲 平成 28 年産

公表資料名	平成 28 年産水陸稲の収穫量	平成 28 年 12 月 2 日公表
公表資料	統計表 [Excel : e-Stat]	結果の概要 (HTML)
正誤情報		
お知らせ	平成 29 年 2 月 20 日に確報を掲載しました。	

公表資料名	平成 28 年産水稲の作付面積及び予想収穫量	平成 28 年 10 月 28 日公表
-------	------------------------	---------------------

	(10月15日現在)	
公表資料	統計表〔Excel：e-Stat〕	結果の概要（HTML）
正誤情報		
お知らせ	平成29年2月20日に確報を掲載しました。	

公表資料名	平成28年産水稻の作付面積及び9月15日現在における作柄概況	平成28年9月30日公表
公表資料	統計表〔Excel：e-Stat〕	結果の概要（HTML）
正誤情報		
お知らせ	平成29年2月20日に確報を掲載しました。	

公表資料名	平成28年産水稻の8月15日現在における作柄概況	平成28年8月30日公表
公表資料	統計表〔Excel：e-Stat〕	結果の概要（HTML）
正誤情報		
お知らせ	平成29年2月20日に確報を掲載しました。	

公表資料名	平成28年産水稻の西南暖地における早期栽培等の作柄概況（7月15日現在）	平成28年7月29日公表
公表資料	統計表〔Excel：e-Stat〕	結果の概要（HTML）
正誤情報		
お知らせ	平成29年2月20日に確報を掲載しました。	

以下、麦類、豆類、かんしょ、飼料作物、工芸農作物についても同様の記載あり。省略
作況調査（果樹）、作況調査（野菜）、作況調査（花き）についても同様の記載あり。省略

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：28 作物統計（作況調査）	④標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明	○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）	○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	×
評価	0・①・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/index.html#r

作物統計（普通作物・飼料作物・工芸農作物）

平成28年産〔Excel：e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001173263>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(10) 調査精度

ア 水稲作付面積調査の対地標本実測調査における本単位区の数及び調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区 分	標本単位区の数	標準誤差率（％）
水稲作付面積	39,369	0.33

注：標準誤差率（％）＝標準誤差の推定値÷推定値×100

イ 水稲作況調査の標本実測調査における標本筆数及び10 a 当たり玄米重に係る調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区 分	標本筆の数	標準誤差率（％）
10 a 当たり玄米重	10,248	0.14

注：標準誤差率（％）＝標準誤差の推定値÷推定値×100

ウ 茶調査の荒茶工場調査における標本荒茶工場の数及び調査結果（主産県）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区 分	標本荒茶工場の数	標準誤差率（％）
荒茶生産量	803	1.87

注：標準誤差率（％）＝標準誤差の推定値÷推定値×100

作況調査（果樹）、作況調査（野菜）、作況調査（花き）については記載なし。

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：28 作物統計（作況調査）		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		○
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・①・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/

調査の対象

1 作柄概況調査及び予想収穫量調査（水稲）

水稲が栽培されている土地を対象とする。

2 収穫量調査

水稲は、水稲が栽培されている土地を対象とする。

てんさいは、製糖会社を、さとうきびは製糖会社、製糖工場等をそれぞれ対象とする。

茶は、全国の荒茶工場を対象とする。

上記以外の調査対象作物は、関係団体及び調査対象作物を販売目的で作付けした農林業経営体を対象とする。

抽出方法

1 水稲調査における作況標本筆の抽出

(1) 母集団

作付面積調査の単位区のうち、田の存在する単位区を母集団とする。

2 水稲以外（陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物）の調査における農林業経営体の抽出

(1) 母集団

農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から、調査対象作物を作付けした経営体をそれぞれ抽出し母集団とする。

作況調査（果樹）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/gaiyou/

調査の対象

調査対象都道府県において、調査対象品目の集出荷を行っている農協等の関係団体及び調査対象品目を販売目的で栽培した農林業経営体を対象とする。

抽出（選定）方法

1 関係団体調査（全数調査）

調査対象品目の集出荷を行っているすべての関係団体とする。

2 標本経営体調査（標本調査）

農林業センサスにおいて、調査対象品目を販売目的で栽培した農林業経営体を無作為に抽出（母集団名簿を栽培面積順に並べ替えを行い、設定した栽培面積規模別の標本数に応じて等間隔に抽出する方法（系統抽出法）により抽出）とする。

作況調査（野菜）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/

調査の対象

調査対象都道府県において、調査対象品目の集出荷を行っている農協等の関係団体及び調査対象品目を販売目的で作付けした農林業経営体を対象とする。

抽出（選定）方法

1 関係団体調査（全数調査）

調査対象品目の集出荷を行なっているすべての関係団体とする。

2 標本経営体調査（標本調査）

農林業センサスにおいて、調査対象品目を販売目的で栽培した農林業経営体を無作為に抽出（母集団名簿を栽培面積順に並び替えを行い、設定した栽培面積規模別の標本数に応じて等間隔に抽出する方法（系統抽出法）により抽出）とする。

作況調査（花き）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/gaiyou/

調査の対象

調査対象都道府県において、花きを出荷した集出荷団体、集出荷業者、個人出荷農家等を対象とする。

抽出（選定）方法

1 集出荷団体及び集出荷業者

花きの年間出荷金額が 5,000 万円以上の集出荷団体及び集出荷業者を調査対象者とする。

2 個人出荷農家等

農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から、花き・花木の販売金額が 2,000 万円以上の個人出荷農家等（売上げ 1 位の出荷先が「農協」又は「農協以外の集出荷団体」である経営体及び花木の作付面積が花き類の作付面積より大きい経営体を除く。）を調査対象者とする。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/index.html#r

作物統計（普通作物・飼料作物・工芸農作物）

平成28年産〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001173263>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(11) 調査対象単位区数等

ア 作付面積調査

(ア) 水稲

39,369単位区

(イ) 水稲以外の作物

区 分	関係団体調査		
	団体数 ①	回収数 ②	回収率 ③=②/①
陸 稲	団体 26	団体 26	% 100.0
麦 類	646	637	98.6
大 豆	630	613	97.3
小 豆	133	126	94.7
い ん げ ん	62	61	98.4
ら っ か せ い	19	19	100.0
そ ば	382	355	92.9
か ん し ょ	147	145	98.6
飼 肥 料 作 物	265	260	98.1
茶	163	161	98.8
な た ね	75	70	93.3
て ん さ い	¹⁾ 3	¹⁾ 3	100.0
さ と う き び	²⁾ (6月頃公表予定)		
こ ん に や く い も	12	11	91.7
い	3	3	100.0

注：1)の単位は、「製糖会社」である。

2)の単位は、「製糖会社、製糖工場等」である。

イ 作況調査

(ア) 水稲

作況標本筆 10,248筆、作況基準筆 647筆

(4) 水稲以外の作物

区 分	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効 回収数 ②	有効 回収率 ③=②/①	母集団 の大きさ ④	標本の 大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効 回収数 ⑦	有効 回収率 ⑧=⑦/⑤
陸 稲	団体 22	団体 21	% 95.5	経営体 3,318	経営体 337	% 10.2	経営体 66	% 19.6
小 麦	607	590	97.2	37,696	756	2.0	502	66.4
大麦・はだか麦				15,194	564	3.7	305	54.1
大 豆	634	603	95.1	70,909	2,130	3.0	1,288	60.5
小 豆	111	107	96.4	23,867	283	1.2	167	59.0
いんげん	64	62	96.9	19,720	87	0.4	59	67.8
らっかせい	7	6	85.7	20,712	379	1.8	175	46.2
そ ば	382	355	92.9	28,223	1,515	5.4	1,058	69.8
かんしょ	71	67	94.4	24,461	1,020	4.2	605	59.3
飼料作物	24	21	87.5	55,492	2,760	5.0	1,429	51.8
なたね	75	70	93.3	6,418	981	15.3	86	8.8
てんさい	¹⁾ 3	¹⁾ 3	100.0					
さとうきび	²⁾ (6月頃公表予定)							
こんにゃくいも	12	11	91.7	1,334	150	11.2	99	66.0
い	3	3	100.0					

注：1)の単位は、「製糖会社」である。
2)の単位は、「製糖会社、製糖工場等」である。

区 分	母集団荒 茶工場数 ⑨	調査対象者数 ⑩	抽出率 ⑪=⑩/⑨	有効 回収数 ⑫	有効 回収率 ⑬=⑫/⑩
茶	工場 4,576	工場 803	% 17.5	工場 651	% 81.1

作況調査（果樹）

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/index.html#r

果樹生産出荷統計

平成27年産〔Excel : e-Stat〕

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001160923>

利用者のために（PDFファイル）

(7) 調査対象者数

	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効 回収数 ②	有効 回収率 ③=②/①	母集団 の大きさ ④	標本の 大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効 回収数 ⑦	有効 回収率 ⑧=⑦/⑤
み かん	団体 295	団体 286	% 96.9	経営体 60,993	経営体 2,258	% 3.7	経営体 1,364	% 60.4
りんご	241	230	95.4	45,604	1,611	3.5	1,073	66.6
日本なし	241	235	97.5	19,291	1,443	7.5	828	57.4
西洋なし	112	111	99.1	5,979	294	4.9	196	66.7
か き	170	165	97.1	28,020	1,263	4.5	841	66.6
び わ	50	50	100.0	2,888	280	9.7	164	58.6
も も	183	171	93.4	23,240	1,021	4.4	646	63.3
す もも	107	102	95.3	7,230	392	5.4	226	57.7
おうとう	90	85	94.4	11,839	321	2.7	216	67.3
う め	42	42	100.0	10,445	554	5.3	291	52.5
ぶ どう	309	299	96.8	31,770	1,790	5.6	1,177	65.8
く り	107	106	99.1	16,816	1,163	6.9	651	56.0
ハインアップル	7	7	100.0	383	40	10.4	18	45.0
キウイフルーツ	71	71	100.0	5,153	347	6.7	238	68.6

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、当年産において栽培がなかった標本経営体等を除いた数である。

調査の概要

作況調査（野菜）

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/index.html#r

野菜生産出荷統計

平成27年産〔Excel : e-Stat〕

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001164543>

利用者のために（PDFファイル）

(7) 調査対象者数

	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	母集団の大きさ ④	標本の大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効回収数 ⑦	有効回収率 ⑧=⑦/⑤
	団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%
指定野菜のうち、春植えばれいしょ	673	617	91.7	91,683	5,132	5.6	2,579	50.3
指定野菜のうち、春野菜、夏秋野菜及びたまねぎ	1,465	1,361	92.9	1,142,195	13,668	1.2	5,296	38.7
指定野菜のうち、秋冬野菜及びほうれんそう並びに指定野菜に準ずる野菜	1,530	1,440	94.1	1,006,392	13,917	1.4	6,090	43.8

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、当年産において作付けがなかった標本経営体等を除いた数である。

1 調査の概要

作況調査（花き）

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/index.html#r

花き生産出荷統計

平成27年産〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001160263>

利用者のために（PDFファイル）

(7) 調査対象者数

集出荷団体等			個人出荷農家等		
団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	経営体数 ④	有効回収数 ⑤	有効回収率 ⑥=⑤/④
459	425	92.6	1,984	1,419	71.5

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、本年産において作付けがなかった集出荷団体等及び個人出荷農家等を除いた数である。

1 調査の概要

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/

集計推計方法

1 水稲

作況標本筆調査結果を集計し、巡回・見積りにより補完し算出している。

2 水稲以外（さとうきび、てんさい及び茶を除く。）

作付面積は、関係団体調査結果を基に、巡回見積り結果及び情報収集結果により補完し算出している。

収穫量は、往復郵送調査結果により算出した 10a 当たり収量を、必要に応じて巡回情報収集結果により補完し、作付面積を乗じて算出している。

なお、往復郵送調査結果により算出した 10a 当たり収量については、調査対象作物について、関係団体を取り扱う数量の割合がおおむね 8 割以上の場合には団体調査結果を、おおむね 8 割未満の場合は標本経営体調査結果を採用している。

3 さとうきび

調査結果により算出された栽培面積、収穫面積、集荷量及び 10a 当たり収量を必要に応じ、巡回・情報収集結果により補完し算出している。

なお、全国値は、鹿児島県及び沖縄県の結果を積み上げ集計している。

4 てんさい

調査結果により算出された、集荷量及び 10a 当たり収量を必要に応じて、巡回・情報収集結果により補完し算出している。

作況調査（果樹）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/gaiyou/

集計・推計方法

1 集計方法

結果樹面積は、関係団体への往復郵送調査又はオンライン調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完し算出している。

収穫量は、往復郵送調査またはオンライン調査結果により算出した 10a 当たり収量を、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・情報収集により補完し、結果樹面積を乗じて算出している。

作況調査（野菜）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/

集計・推計方法

作付面積は、関係団体への往復郵送調査又はオンライン調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完し集計している。

収穫量は、往復郵送調査又はオンライン調査結果により算出した 10a 当たり収量を、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・情報収集により補完し、作付面積を乗じて算出している。

作況調査（花き）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/gaiyou/

集計・推計方法

往復郵送調査又はオンライン調査結果を基に、職員による情報収集により補完し、決定している。

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：28 作物統計（作況調査）	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・ 1 ・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

作況調査（果樹）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/gaiyou/

Q&A

5 その他

Q 類似の「特産果樹生産動態等調査」との違いは何ですか？また、「特産果樹生産動態等調査」の結果を利用する上で、特に注意することがありますか？

A 「特産果樹生産動態等調査」は農林水産省生産局農産部園芸作物課が果樹農業の振興に係る基礎資料として、農林水産省統計部の果樹調査対象品目（14品目）以外の品目品種について都道府県が調査した結果を、北海道、内閣府沖縄総合事務局、各地方農政局を通じて取りまとめたものです。

したがって、「特産果樹生産動態等調査」は、農林水産省統計部の果樹調査とは手法・精度が異なり、当該調査の数値と整合しないため、取り扱いについては注意願います。

作況調査（野菜）の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/

Q&A

5 その他

Q 類似の「地域特産野菜生産概況調査」との違いは何ですか？また、「地域特産野菜概況調査」の結果を利用する上で、特に注意することがありますか？

A 「地域特産野菜生産状況調査」は農林水産省生産局農産部園芸作物課が野菜農業の振興にかかる基礎資料として、都道府県が調査した結果を、北海道、内閣府沖縄総合事務局、各地方農政局を通じて取りまとめたものです。

したがって、「地域特産野菜生産概況調査」は農林水産省統計部の野菜調査とは手法・精度が異なり、当該調査の数値と整合しないため、取り扱いについては注意願います。

作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）、作況調査（花き）については記載なし。

参考とする転記様式

28 作物統計（被害調査）の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	1
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：28 作物統計（被害調査）	① 標本設計（標本調査）
確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明	○
b) 調査対象の範囲	○
c) 報告を求める者	—
d) 事業所母集団データベースの使用の有無	—
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	—
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値	○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○
j) 標本交代に関する説明	—
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明	—
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

被害調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/gaiyou/>

抽出方法

1 被害応急調査

設定なし

2 共済減収調査

(1) 水稲

ア 減収標本単位区の抽出

減収標本単位区は、水稲調査の作況標本単位区をそのまま用いる。

イ 減収標本実測筆及び減収標本見積り筆の抽出

減収標本筆は、実測筆は水稲調査の作況標本筆を共用し、見積り筆（実測筆を基準に被害の種類や程度、穂数、もみ数等を観察し収量を見積る筆）は当該単位区内の筆から無作為に 6 筆を抽出する。ただし、当該単位区内の筆が 6 筆未満の場合は、当該単位区内の全ての筆とする。

(2) 麦類

ア 減収標本単位区の抽出

(ア) 減収標本大字の抽出

共済組合の共済細目書に基づき作成した減収標本大字抽出表を用いて大字ごとの実測麦の概略共済引受面積（率）に比例した確率比例抽出法により、減収標本実測筆数の大字を抽出する。

(イ) 減収標本単位区の抽出

(ア) で抽出した減収標本大字ごとに 1 単位区を作付け見込みの情報等に基づき作成した減収標本単位区抽出表からランダム抽出法により抽出する。

イ 減収標本筆の抽出

(ア) 減収標本実測筆

減収標本実測筆は、アの（イ）で抽出した減収標本単位区から実測表別に 1 筆をランダム抽出法により抽出する。

(イ) 減収標本見積り筆

減収標本見積り筆は、減収標本単位区内の共済引受筆から 4 筆を無作為に抽出する。ただし、当該単位区内の共済引受筆が 4 筆未満の場合は、当該単位区内の全ての筆とする。

(3) 春植えばれいしょ、大豆（半相殺方式）、小豆及びいんげん

ア ばれいしょ及びいんげん

共済組合連合会から提出された資料に基づき作成した標本農家抽出表を用い、標本農家数の共済加入農家をばれいしょは用途区分別、いんげんは品種区分別にその共済引受面積に比例した確率比例抽出法により抽出し、標本農家とする。

イ 大豆及び小豆

共済組合連合会から提出された資料に基づき作成した標本農家抽出表を用い、標本農家数の共済加入農家をその共済引受面積に比例した確率比例抽出法により抽出し、標本農家とする。

ウ 大豆（一筆方式）

共済組合連合会から提出された資料に基づき作成した標本筆抽出表を用い、標本筆数の共済加入筆をその共済引受面積に比例した確率比例抽出法により抽出し、標本筆とする。

(4) 果樹共済基準筆調査

共済組合連合会から提出された資料に基づき調査対象作物別、引受方式別、種類等別及び樹齢階層別に調査農家抽出表を作成の上、半相殺方式は、調査対象作物別種類等別及び樹齢階層別に、調査農家抽出表に基づき調査農家を共済引受面積に比例して抽出する。さらに調査農家について、代表的な樹齢を設定した園地の中から果樹共済基準筆を抽出する。

樹園地単位方式は、調査対象作物別種類等別及び樹齢階層別に調査農家抽出表に基づき果樹共済基準筆を共済引受面積に比例して抽出する。

b) 調査対象の範囲

被害調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/gaiyou/>

調査の対象

1 被害応急調査

農作物に被害が発生又はその可能性があるとして認められる区域内にある作物及びその栽培の用に供される土地とし、対象作物は全農作物である。

2 共済減収調査

(1) 水稲

共済金額がおおむね 50 億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式又は半相殺方式により引き受けられている地域の筆を調査の対象とした。

(2) 麦類

共済金額がおおむね 10 億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式により引き受けられている筆を調査の対象とした。

(3) 春植えばれいしょ

共済引受農家戸数がおおむね 100 戸以上かつ共済金額がおおむね 1 億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、全相殺方式により引き受けられている農家を調査の対象とする。

(4) 豆類

大豆、小豆及びいんげんを対象に共済引受農家戸数がおおむね 100 戸以上かつ共済金額がおおむね 1 億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式又は半相殺方式により引き受けられている筆又は農家を調査の対象とした。

(5) 果樹

みかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、かきを対象に共済引受農家戸数がおおむね 100 戸以上かつ共済金額がおおむね 1 億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、半相殺方式（減収総合方式又は特定危険方式）及び樹園地単位方式（減収総合方式又は特定危険方

式)により引き受けられている筆を調査の対象とする。

c) 報告を求める者

非該当

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

確報 (統計表一覧)

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/index.html#r>

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001157026>

利用者のために (PDFファイル)

1 調査の概要

(10) 調査精度

各調査における実績精度を標本から推定した標準誤差率 (標準誤差の推定値÷指標とした項目の推定値)により示すと、次のとおりである。

ア 水稲

減収標本実測筆は水稲収穫量調査の標本筆と共用しているため、目標精度は設定していない。

イ ばれいしょ (10 a 当たり収量)

北海道で3%であった。

ウ 豆類 (10 a 当たり収量)

(ア) 大豆

一筆方式の青森県で4%、岩手県で5%、宮城県で6%、福島県で6%、新潟県で5%、富山県で5%、長野県で5%、滋賀県で4%、京都府で6%、兵庫県で6%、岡山県で8%であった。

半相殺方式の北海道で3%、秋田県で5%、山形県で4%であった。

(イ) 小豆

北海道で2%であった。

(ウ) いんげん

北海道で3%であった。

エ 果樹 (10 a 当たり収量 (半相殺方式 (特定危険方式) にあつては減収割合が20%超であった筆の10 a 当たり減収率、樹園地単位方式 (特定危険方式) にあつては減収割合が30%超であった筆の10 a 当たり減収率))

(ア) みかん

静岡県で7%、和歌山県で4%、香川県で7%、宮崎県で9%であった。

(イ) 指定かんきつ

和歌山県で5%、熊本県で10%であった。

(ウ) りんご

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で6%、福島県で6%、長野県で5%であった。

半相殺方式（特定危険方式）の北海道で6%、福島県で8%、富山県で3%であった。

(エ) ぶどう

半相殺方式（減収総合方式）の新潟県で6%、山梨県で3%、長野県で6%、岡山県で4%、香川県で5%であった。

樹園地単位方式（減収総合方式）の島根県で4%であった。

(オ) なし

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で6%、福島県で3%、栃木県で2%、埼玉県で4%、千葉県で5%、東京都で7%、神奈川県で4%、新潟県で5%、長野県で5%、鳥取県で7%、福岡県で7%であった。

半相殺方式（特定危険方式）の秋田県で2%、新潟県で16%、愛知県で18%、福岡県で2%であった。

樹園地単位方式（特定危険方式）の熊本県で3%であった。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001157026>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(5) 調査対象

ア 水稲

(7) 調査の対象

共済金額がおおむね50億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式及び半相殺方式により引き受けられている筆を対象とした。

(イ) 調査対象数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象数は次のとおりである。

共済引受方式	調査対象数			うち減収で あった数 (超過被害農家の筆数)
	計	減収標本 実測筆数	減収標本 見積り筆数	
一筆方式	筆 52,462	筆 8,260	筆 44,202	筆 24,971
半相殺方式	5,578	837	4,741	(8)

注：1 減収標本実測筆は、水稲収穫量調査における作況標本筆と共用している。
2 減収標本見積り筆は、減収標本実測筆と同一の単位区内から無作為に抽出した6筆とし、6筆未満の場合は当該単位区内の全ての筆とした。

イ ばれいしょ

(7) 調査の対象

共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である都道府県を調査対象都道府県とし、全相殺方式により引き受けられている農家の筆を対象とした。

(イ) 調査対象数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象数は次のとおりである。

共済引受方式	調査対象数	うち減収で あった数	参 考	
			共済引受面積	共済基準収穫量
全相殺方式	戸 40	戸 6	a 4,281,848	kg 1,403,832,186

注：1 参考の数値は農林水産省経営局『農業災害補償制度畑作物共済統計表』による。
2 共済引受面積及び共済基準収穫量は平成26年産の実績値であり、調査対象都道府県（北海道）の数値である。
3 調査農家1戸当たり2筆以上の共済加入がある場合は、減収標本筆を2筆選定した。

ウ 豆類

(7) 調査の対象

調査対象作物ごとに共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式又は半相殺方式により引き受けられている農家の筆を対象とした。

(イ) 調査対象数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象数は次のとおりである。

作 物	共済引受方式	調査対象数	うち減収で あった数	参 考	
				共済引受面積	共済基準収穫量
大 豆	一筆方式	筆・戸 660	筆・戸 132	a 1,257,728	kg 17,997,704
	半相殺方式	170	47	216,375	3,686,155
小 豆	半相殺方式	80	24	2,115,012	55,183,676
いんげん	半相殺方式	60	7	738,803	13,877,634

注：1 参考の数値は農林水産省経営局『農業災害補償制度畑作物共済統計表』による。
2 共済引受面積及び共済基準収穫量は平成26年産の実績値であり、調査対象都道府県の数値を合計したものである。
3 調査対象数及びうち減収であった数の単位は、大豆の一筆方式が筆、それ以外は戸である。
4 半相殺方式は、調査農家1戸当たり2筆以上の共済加入がある場合は、減収標本筆を2筆選定した。

エ 果樹

(7) 調査の対象

調査対象作物ごとに共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である都道府県を調査対象都道府県とし、半相殺方式（減収総合方式又は特定

危険方式)又は樹園地単位方式(減収総合方式又は特定危険方式)により引き受けられている農家の筆を対象とした。

(i) 調査対象数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象数は次のとおりである。

作物	共済引受方式	調査対象数	うち減収であった数	参 考	
				共済引受面積	共済基準収穫量
みかん	半相殺方式 (減収総合方式)	360	123	276,464	58,777,168
指定かんきつ	半相殺方式 (減収総合方式)	110	38	35,160	5,354,064
りんご	半相殺方式 (減収総合方式)	250	107	76,895	16,321,488
	半相殺方式 (特定危険方式)	174	169	993,193	184,979,531
ぶどう	半相殺方式 (減収総合方式)	220	56	29,237	3,767,841
	樹園地単位方式 (減収総合方式)	160	30	34,750	4,394,419
なし	半相殺方式 (減収総合方式)	580	196	94,808	22,289,707
	半相殺方式 (特定危険方式)	115	108	76,933	18,723,837
	樹園地単位方式 (特定危険方式)	38	36	14,827	3,011,116

注：1 指定かんきつとは果樹共済において、はっさく、ぼんかん、ぶんたん、ネーブルオレンジ、さんぼうかん、たんかん、清見、日向夏、セミノーブル、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平を総称したものである。

2 参考の数値は農林水産省経営局『農業災害補償制度果樹共済統計表』による。

3 共済引受面積及び共済基準収穫量は平成25年産の実績値であり、調査対象都道府県の数値を合計したものである。

j) 標本交代に関する説明

非該当

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

非該当

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

記載なし

基幹統計名：28 作物統計（被害調査）	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	－
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

被害調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/gaiyou/>

調査の方法

1 被害応急調査

調査対象に対する職員の巡回・見積り等による。なお、甚大な被害、長期に及ぶ被害など特異な場合は、被害見積り基準とするため、典型的な被害は場を被害応急調査筆として調査し、被害面積及び被害量を見積ることとしている。

2 共済減収調査

(1) 水稲及び麦類

減収標本筆に対する職員による実測調査及び巡回・見積りによる。

(2) 春植えばれいしょ及び豆類

減収標本筆に対する職員及び統計調査員の実測調査の方法による。

(3) 果樹

果樹共済基準筆に対する職員及び統計調査員の実測調査及び巡回・見積りによる。

c) 調査実施系統（国—都道府県—市町村—調査員—世帯など）の表示又は説明

確報（統計表一覧）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/index.html#>

平成28年〔Excel：e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001173304>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

d) 調査期日又は調査期間の説明

e) 調査票配布・回収期間の説明

被害調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/gaiyou/>

調査の時期

1 被害応急調査

農作物に重大な被害が発生したときに実施する。

2 共済減収調査

水稲、麦類、春植えばれいしょ及び豆類は収穫期とする。

果樹のうち減収総合方式は収穫期、特定危険方式は暴風雨襲来時とする。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/>

調査の概要

利用上の注意

3 秘匿方法について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより、秘匿措置を講じた該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

非該当

基幹統計名：28 作物統計（被害調査）	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	×	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	-	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	-	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	-	
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

被害調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/gaiyou/>

集計・推計方法

1 被害応急調査

職員の巡回・見積り等により集計する。なお、被害応急調査筆を設置した場合は、以下の方法によって集計する。

(1) 災害種類別の作付面積

被害応急調査筆の実測調査から求めた災害種類別の被害面積率を職員による巡回・見積りによって補完し、これを作付面積に乗じて決定する。

(2) 災害種類別の被害量

(1) の実測調査から求めた災害種類別の作付面積に対応する 10a 当たり被害量を職員による巡回・見積りの結果によって補完し、これに災害種類別の作付面積に乗じて決定する。

2 共済減収調査

(1) 水稲及び麦類

調査事項について、減収標本実測筆・見積り筆結果及び巡回・見積り結果を集計して取りまとめを行った。

(2) 春植えばれいしょ

調査事項について、減収標本実測筆の実測調査結果を基に推計した調査農家結果を集計して取りまとめを行う。

(3) 豆類

ア 半相殺方式

調査事項について、減収標本筆の実測調査結果を基に推計した調査農家結果を集計して取りまとめを行った。

イ 一筆方式

調査事項について、減収標本筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

(4) 果樹

調査事項について、果樹共済基準筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行う。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

f) 公表のスケジュールの説明

第 1 報

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/index.html#y>

被害応急調査

平成 28 年

公表資料名	被害応急調査（平成 28 年 7 月～9 月）	平成 28 年 11 月 29 日公表
公表資料	統計表〔Excel : e-Stat〕	結果の概要（HTML）
正誤情報		
お知らせ	平成 29 年 2 月 20 日に確報を掲載しました。	

公表資料名	被害応急調査（平成 28 年 1 月～3 月）	平成 28 年 5 月 24 日公表
公表資料	統計表〔Excel : e-Stat〕	結果の概要（HTML）
正誤情報		
お知らせ	平成 29 年 2 月 20 日に確報を掲載しました。	

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

非該当

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

非該当

基幹統計名：28 作物統計（被害調査）	④標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明	○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）	×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	×
評価	0・①・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

確報（統計表一覧）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/index.html#>

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001157026>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(10) 調査精度

各調査における実績精度を標本から推定した標準誤差率（標準誤差の推定値÷指標とした項目の推定値）により示すと、次のとおりである。

ア 水稲

減収標本実測筆は水稲収穫量調査の標本筆と共用しているため、目標精度は設定していない。

イ ばれいしょ（10 a 当たり収量）

北海道で3%であった。

ウ 豆類（10 a 当たり収量）

(ア) 大豆

一筆方式の青森県で4%、岩手県で5%、宮城県で6%、福島県で6%、新潟県で5%、富山県で5%、長野県で5%、滋賀県で4%、京都府で6%、兵庫県で6%、岡山県で8%であった。

半相殺方式の北海道で3%、秋田県で5%、山形県で4%であった。

(イ) 小豆

北海道で2%であった。

(ウ) いんげん

北海道で3%であった。

エ 果樹（10 a 当たり収量（半相殺方式（特定危険方式）にあつては減収割合が20%超であった筆の10 a 当たり減収率、樹園地単位方式（特定危険方式）にあつては減収割合が30%超であった筆の10 a 当たり減収率））

(ア) みかん

静岡県で7%、和歌山県で4%、香川県で7%、宮崎県で9%であった。

(イ) 指定かんきつ

和歌山県で5%、熊本県で10%であった。

(ウ) りんご

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で6%、福島県で6%、長野県で5%であった。

半相殺方式（特定危険方式）の北海道で6%、福島県で8%、富山県で3%であった。

(エ) ぶどう

半相殺方式（減収総合方式）の新潟県で6%、山梨県で3%、長野県で6%、岡山県で4%、香川県で5%であった。

樹園地単位方式（減収総合方式）の島根県で4%であった。

(オ) なし

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で6%、福島県で3%、栃木県で2%、埼玉県で4%、千葉県で5%、東京都で7%、神奈川県で4%、新潟県で5%、長野県で5%、鳥取県で7%、福岡県で7%であった。

半相殺方式（特定危険方式）の秋田県で2%、新潟県で16%、愛知県で18%、福岡県で2%であった。

樹園地単位方式（特定危険方式）の熊本県で3%であった。

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：28 作物統計（被害調査）		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		—
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		○
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		—
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・①・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

確報（統計表一覧）

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/index.html#>

平成28年〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001173304>

利用者のために（PDFファイル）

1 調査の概要

(5) 調査の対象

農作物について重大な被害が発生したと認められる地域内にある農作物を栽培している土地及びその土地において栽培されている農作物を対象としている。

被害調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/gaiyou/>

調査の対象

1 被害応急調査

農作物に被害が発生又はその可能性があるとして認められる区域内にある作物及びその栽培の用に供される土地とし、対象作物は全農作物である。

2 共済減収調査

(1) 水稲

共済金額がおおむね 50 億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式又は半相殺方式により引き受けられている地域の筆を調査の対象とした。

(2) 麦類

共済金額がおおむね 10 億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式により引き受けられている筆を調査の対象とした。

(3) 春植えばれいしょ

共済引受農家戸数がおおむね 100 戸以上かつ共済金額がおおむね 1 億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、全相殺方式により引き受けられている農家を調査の対象とする。

(4) 豆類

大豆、小豆及びいんげんを対象に共済引受農家戸数がおおむね 100 戸以上かつ共済金額がおおむね 1 億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式又は半相殺方式により引き受けられている筆又は農家を調査の対象とした。

(5) 果樹

みかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、かきを対象に共済引受農家戸数がおおむね 100 戸以上かつ共済金額がおおむね 1 億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、半相殺方式（減収総合方式又は特定危険方式）及び樹園地単位方式（減収総合方式又は特定危険方式）により引き受けられている筆を調査の対象とする。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等）の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

非該当

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

被害調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/gaiyou/>

集計・推計方法

1 被害応急調査

職員の巡回・見積り等により集計する。なお、被害応急調査筆を設置した場合は、以下の方法によって集計する。

(1) 災害種類別の作付面積

被害応急調査筆の実測調査から求めた災害種類別の被害面積率を職員による巡回・見積りによって補完し、これを作付面積に乗じて決定する。

(2) 災害種類別の被害量

(1) の実測調査から求めた災害種類別の作付面積に対応する 10a 当たり被害量を職員による巡回・見積りの結果によって補完し、これに災害種類別の作付面積に乗じて決定する。

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

非該当

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：28 作物統計（被害調査）	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

被害調査の概要

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/higai/gaiyou/>

Q&A

I. 被害応急調査

4 その他

Q 都道府県が取りまとめている被害調査結果との違いは何ですか。

A 農作物等に被害が発生した場合の被害調査は、都道府県による「農林水産業被害報告」と農林水産省による「被害応急調査」があります。

都道府県による「農林水産業被害報告」は、国会等への被害状況の報告や災害発生直後の応急対策の検討等に活用されています。

一方、農林水産省による「被害応急調査」は、天災融資法等の発動の検討など国として災害対策を行う際の基礎資料として活用されており、災害の実態を的確に表した全国統一の調査基準に基づく資料が要請されています。

両者の結果にかい離が生じる場合がありますが、これは、(ア) 調査方法や調査基準が異なること、(イ) 被害額の算定に用いる単価に差が生じる場合があること、などが考えられます。

II. 共済減収調査

3 その他

Q 被害応急調査との違いは何ですか。

A 共済減収調査は、国が共済に加入した農家へ再保険金を支払う際の審査・認定資料として利用されるため、共済に加入している農家のほ場で被害発生の有無にかかわらず、減収面積、減収量等を把握しています。（暴風雨共済は、暴風雨発生の都度調査）

一方、被害応急調査は、国として緊急的な災害対策を行う際の資料として活用されているため、重大な被害が発生した場合に、当該災害が発生したと認められる全ての地域において、発生した災害種類別の被害面積、被害量を迅速に把握しています。

参考とする転記様式

29 海面漁業生産統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：29 海面漁業生産統計		① 標本設計（全数調査）
確認事項		記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・ 2 ※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/

漁業・養殖業生産統計

平成 27 年〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001167223>

利用者のために（PDF ファイル）

7 調査の対象

(1) 稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査

これらの調査は、海面に沿う市区町村及び昭和 31 年 7 月 17 日農林省告示第 427 号（漁業法第 86 条第 1 項に基づき同項の農林水産大臣の指定する市町村を指定する件）で指定する市町村の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として行った。

また、外国の法人等に用船された漁船のうち、漁獲物が内国貨物扱いされるものは調査対象とした。

b) 報告を求める者

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/

漁業・養殖業生産統計

平成 27 年〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001167223>

利用者のために（PDF ファイル）

10 調査方法

(1) 稼働量調査

この調査は、海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって漁獲成績報告書等が利用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣又は大型定置網を営んだ海面漁業経営体について、毎月、統計調査員が海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法で行った。

(2) 海面漁業漁獲統計調査

この調査は、原則年 1 回（稼働量調査対象漁業種類により漁獲されたかつお・まぐろ類は、原則年 2 回）とし、次に掲げる方法により行った。

ア 水揚機関

統計調査員が、次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を行った。

(ア) 水揚機関用調査票又は電磁的記録媒体を配布し・回収する自計調査の方法

(イ) 面接調査の方法

(ウ) 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法

イ 漁業経営体

アの方法で漁獲量を把握できない海面漁業経営体については、次の(ア)又は(イ)の方法で行った。

(ア) 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に一括調査用調査票を配布し・回収する自計調査の方法又は統計調査員による面接調査の方法

(イ) 往復郵送調査

地方組織の長が海面漁業経営体を代表する者に対し海面漁業漁獲統計調査票を郵送で配布し・回収する自計調査の方法

ウ 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、ア又はイの調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを行った。

(3) 海面養殖業収獲統計調査

この調査は、原則年1回（のり類及びかき類にあつては、原則年2回）とし、次に掲げる方法により行った。

ア 水揚機関

統計調査員が、次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を行った。

(ア) 水揚機関用調査票又は電磁的記録媒体を配布し・回収する自計調査の方法

(イ) 面接調査の方法

(ウ) 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法

イ 漁業経営体

アの方法で収獲量等を把握できない海面漁業経営体については、次の(ア)又は(イ)の方法で行った。

(ア) 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に一括調査用調査票を配布し・回収する自計調査の方法又は統計調査員による面接調査の方法

(イ) 往復郵送調査

地方組織の長が海面漁業経営体を代表する者に対し海面養殖業収獲統計調査票を郵送で配布し・回収する自計調査の方法

ウ 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、ア又はイの調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを行った。

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

海面漁業生産統計調査の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/

抽出（選定）方法

1 稼働量調査

調査対象年の前々年にかつお・まぐろ類に係る漁業種類による漁業を営み、かつお・まぐろ類の漁獲があった海面漁業経営体（漁獲成績報告書等が活用できるものを除く。）を調査対象とした。

2 海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査

前年の調査により把握された水揚機関及び水揚機関で把握できない海面漁業経営体を調査対象とした。

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/

漁業・養殖業生産統計

平成 27 年 [Excel : e-Stat]

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001167223>

利用者のために（PDF ファイル）

8 調査区数・調査対象者数

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 稼働量調査 | : 稼働量調査区 653 |
| (2) 海面漁業漁獲統計調査 | : 海面漁業調査区（水揚機関） 1,728 |
| | 海面漁業調査区（一括調査） 495 |
| | 往復郵送調査対象者数 219 |
| (3) 海面養殖業収獲統計調査 | : 海面養殖業調査区（水揚機関） 867 |
| | 海面養殖業調査区（一括調査） 139 |
| | 往復郵送調査対象者数 624 |

基幹統計名：29 海面漁業生産統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	○
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/

漁業・養殖業生産統計

平成 27 年 [Excel : e-Stat]

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001167223>

利用者のために（PDF ファイル）

10 調査方法

(1) 稼働量調査

この調査は、海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって漁獲成績報告書等が利用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣又は大型定置網を営んだ海面漁業経営体について、毎月、統計調査員が海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法で行った。

(2) 海面漁業漁獲統計調査

この調査は、原則年 1 回（稼働量調査対象漁業種類により漁獲されたかつお・まぐろ類は、原則年 2 回）とし、次に掲げる方法により行った。

ア 水揚機関

統計調査員が、次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を行った。

(ア) 水揚機関用調査票又は電磁的記録媒体を配布し・回収する自計調査の方法

(イ) 面接調査の方法

(ウ) 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法

イ 漁業経営体

アの方法で漁獲量を把握できない海面漁業経営体については、次の(ア)又は(イ)の方法で行った。

(ア) 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に一括調査用調査票を配布し・回収する自計調査の方法又は統計調査員による面接調査の方法

(イ) 往復郵送調査

地方組織の長が海面漁業経営体を代表する者に対し海面漁業漁獲統計調査票を郵送で配布し・回収する自計調査の方法

ウ 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、ア又はイの調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを行った。

(3) 海面養殖業収獲統計調査

この調査は、原則年 1 回（のり類及びかき類にあつては、原則年 2 回）とし、次に掲げる方法により行った。

ア 水揚機関

統計調査員が、次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を行った。

(ア) 水揚機関用調査票又は電磁的記録媒体を配布し・回収する自計調査の方法

(イ) 面接調査の方法

(ウ) 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法

イ 漁業経営体

アの方法で収獲量等を把握できない海面漁業経営体については、次の(ア)又は(イ)の方法で行った。

(ア) 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に一括調査用調査票を配布し・回収する自計調査の方法又は統計調査員による面接調査の方法

(イ) 往復郵送調査

地方組織の長が海面漁業経営体を代表する者に対し海面養殖業収獲統計調査票を郵送で配布し・回収する自計調査の方法

ウ 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、ア又はイの調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを行った。

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/

漁業・養殖業生産統計

平成 27 年 [Excel : e-Stat]

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001167223>

利用者のために（PDF ファイル）

4 調査機構

海面漁業生産統計調査は農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施し、内水面漁業生産統計調査は農林水産省大臣官房統計部及び地方組織並びに農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「委託事業者」という。）を通じて実施した。

d) 調査期日又は調査期間の説明

海面漁業生産統計調査の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/

調査の時期

調査の対象期間は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとし、翌年の 1 月から 3 月に調査を行う。ただし、海面漁業漁獲統計調査のうち、かつお・まぐろ類並びに海面養殖業収獲統計調査のうち、のり類及びかき類は、半年ごとに調査を行う。

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業する場合は、入港日の属する年に含めて調査を行う。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

海面漁業生産統計調査の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/

Q&A

4 プライバシーの保護について

Q 調査票に記入されたプライバシーは保護されるのでしょうか?

A この調査は、統計法に基づいて行われ、プライバシーは厳重に守られます。

統計法では、調査に携わる者には調査上知り得た事項の秘密を守ることが義務付けられています。

提出いただいた調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理され、統計を作成した後は適切に処分されます。

調査員に対しては、個人情報の保護を一層徹底させるため、秘密の保護、調査票の厳重管理等についての指導を徹底しています。

Q 税金には関係ないのですか?あとで勧誘などに使われることはありませんか?

A 税金等には利用できません。法律により、海面漁業生産統計調査で得られた結果は統計の作成以外には利用されません。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：29 海面漁業生産統計	③集計・推計方法
確認事項	記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明	○
b) 速報と確報の違いについての説明	×
c) 集計・推計の方法の説明	○
d) 季節調整結果に関する説明	—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×
f) 公表のスケジュールの説明	○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	○
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×
評価	0・1・②・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/

漁業・養殖業生産統計

平成 27 年 [Excel : e-Stat]

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001167223>

利用者のために（PDF ファイル）

11 統計値の計上方法

(1) 稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査

これらの調査結果は、海面漁業経営体の所在地に計上した。

なお、かき類養殖及びのり類養殖の収獲量については、暦年のほか養殖年度についても取りまとめて計上した。

なお、(1)から(4)までの調査において、調査報告のなかった調査対象者の数値については、調査結果に計上していない。

(5) 漁業・養殖業水域別生産統計

この調査結果は、国立研究開発法人水産研究・教育機構国際水産資源研究所及び東北区水産研究所の漁獲量データを基に平成 26 年漁業・養殖業生産統計結果を国際連合食糧農業機関（FAO）が定める水域区別に組み替えたものである。

対象期間は平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとした。なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場合は、港に入港した日の属する年に計上している。したがって、FAO 統計に掲載されている数値とは異なる（FAO 統計では、かつお・まぐろ等について、漁獲成績報告書に基づいた数値を利用し、漁獲した日の属する年に計上されている。）。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

第 1 報（年計結果（統計表一覧））

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/index.html

平成 28 年

公表資料名	平成 28 年漁業・養殖業生産統計	平成 29 年 4 月 25 日公表
公表資料	統計表〔Excel : e-Stat〕	結果の概要 (HTML)
正誤情報	平成 29 年 6 月 12 日に訂正を行いました。(PDF:168KB)	
お知らせ		

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：29 海面漁業生産統計	④標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明	—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）	—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	—
評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：29 海面漁業生産統計	⑤非標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明	○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明	×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値	×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明	×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値	—
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明	○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明	×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明	×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明	×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明	×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果	×
評価	①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

海面漁業生産統計調査の概要

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/

調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法第 86 条第 1 項に基づく市町村指定（昭和 31 年農林省告示第 427 号）の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象とした。

抽出（選定）方法

1 稼働量調査

調査対象年の前々年にかつお・まぐろ類に係る漁業種類による漁業を営み、かつお・まぐろ類の漁獲があった海面漁業経営体（漁獲成績報告書等が活用できるものを除く。）を調査対象とした。

2 海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査

前年の調査により把握された水揚機関及び水揚機関で把握できない海面漁業経営体を調査対象とした。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

非該当

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

確報（統計表一覧）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/

漁業・養殖業生産統計

平成 27 年〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001167223>

利用者のために（PDF ファイル）

11 統計値の計上方法

(1) 稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査

これらの調査結果は、海面漁業経営体の所在地に計上した。

なお、かき類養殖及びのり類養殖の収獲量については、暦年のほか養殖年度についても取りまとめて計上した。

なお、(1)から(4)までの調査において、調査報告のなかった調査対象者の数値については、調査結果に計上していない。

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：29 海面漁業生産統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

30 漁業構造統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	1
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	1
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：30 漁業構造統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		×
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・ 1 ・2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

2013 年漁業センサス結果の概要（確定値）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/kekkanou_gaiyou.html

- ・ 結果の概要（PDF：980KB）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/pdf/gyocen_13_gaiyou_151026.pdf

【調査の概要】

4 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

なお、福島県については試験操業を含む。

イ 漁業管理組織調査

沿海市区町村の区域内にある、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりで、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取決めがあり、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に関する組織。

なお、福島県の管理組織には、組織の実態はあるが東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、操業を自粛している 4 市町 12 組織（相馬市 7、南相馬市 1、浪江町 2、新地町 2 組織）は含まない。

ウ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号。（以下「水協法」という。）第 2 条に規定する漁業協同組合）

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

イ 内水面漁業地域調査

水協法第 18 条第 2 項の内水面組合

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った市場。

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 10 馬力（7.5kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）又は販売を目的として

水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）。

b) 報告を求める者

記載なし

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

2013年漁業センサス結果の概要（確定値）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/kekkanou_gaiyou.html

- ・ 結果の概要（PDF：980KB）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/pdf/gyocen_13_gaiyou_151026.pdf

【調査結果】

1 海面漁業

(1) 漁業経営体

表 1 経営組織別漁業経営体数

区 分	平成20年	25	対 前 回 増 減 率 (25/20)
	経営体	経営体	%
計	115,196	94,507	△ 18.0
個人経営体	109,451	89,470	△ 18.3
団体経営体	5,745	5,037	△ 12.3
会社	2,715	2,534	△ 6.7
漁業協同組合	206	211	2.4
漁業生産組合	105	110	4.8
共同経営	2,678	2,147	△ 19.8
その他	41	35	△ 14.6

注：漁業協同組合には、漁業協同組合と漁業協同組合の支所等によるものを含む。以下同じ。

(5) 漁業管理組織

表 10 主な管理内容別漁業管理組織数（複数回答）

区 分	平成20年	25	対前回 増減率 (25/20)
	組織	組織	%
計（実数）	1,738	1,825	5.0
漁期の規制	1,525	1,628	6.8
漁獲（収穫）サイズの規制	1,387	1,453	4.8
漁法の規制	1,203	1,182	△ 1.7
漁具の規制	1,131	1,169	3.4
漁場利用の取決め	1,093	1,102	0.8
漁業資源の増殖	1,125	1,099	△ 2.3
操業時間の規制	999	1,046	4.7
漁場の監視	964	863	△ 10.5
出漁日数の規制	679	790	16.3
漁場の保全	654	736	12.5
うち藻場・干潟の維持管理	222	376	69.4
漁獲量（収穫量）の規制	504	584	15.9
植樹活動、魚つき林の造成	207	233	12.6

(6) 漁業協同組合による地域活性化の取組

表 14 漁業協同組合による地域活性化の取組（複数回答）

区 分	単位	平成20年	25	対前回 増減率 (25/20)
				%
漁業体験				
取組漁協数	組合	200	234	17.0
参加人数（延べ）	万人	12.1	12.6	4.1
魚食普及活動				
取組漁協数	組合	271	310	14.4
参加人数（延べ）	万人	104.2	61.2	△ 41.3
水産物直売所				
運営する漁協数	組合	218	247	13.3
施設数	施設	298	311	4.4
年間利用者数	万人	1,247.6	1,358.9	8.9
（参考）				
漁業協同組合数（海面漁業）	組合	1,041	934	△ 10.3
うち実取組漁協数	組合	462	503	8.9

注：実取組漁協数とは、漁業体験、魚食普及活動、水産物直売所のいずれかに取り組んだ漁業協同組合をいう。

2 内水面漁業

(1) 湖沼漁業経営体

表 15 経営組織別湖沼漁業経営体数

区 分	平成20年	25	対 前 回 増 減 率 (25/20)
	経営体	経営体	%
計	2,552	2,266	△ 11.2
個人経営体	2,442	2,162	△ 11.5
団体経営体	110	104	△ 5.5
会社	41	42	2.4
漁業協同組合	5	4	△ 20.0
漁業生産組合	4	5	25.0
共同経営	60	53	△ 11.7
(参考)			
総 計	2,850	2,484	△ 12.8

注：総計には、年間湖上作業従事日数が29日以下の個人経営体を含む。

(4) 養殖業経営体

表 20 経営組織別養殖業経営体数

区 分	平成20年	25	対 前 回 増 減 率 (25/20)
	経営体	経営体	%
計	3,764	3,129	△ 16.9
個人経営体	2,861	2,304	△ 19.5
団体経営体	903	825	△ 8.6
会社	578	554	△ 4.2
漁業協同組合	102	81	△ 20.6
漁業生産組合	76	69	△ 9.2
共同経営	84	52	△ 38.1
その他	63	69	9.5

3 流通加工業

(1) 魚市場

表 25 魚市場数、年間取扱数量及び金額

区 分	単位	平成20年	25	対前回 増減率 (25/20)
				%
魚市場数	市場	921	859	△ 6.7
年間取扱数量	万t	720	587	△ 18.5
年間取扱金額	億円	33,067	27,626	△ 16.5

(2) 冷凍・冷蔵工場

表 26 冷凍・冷蔵工場数及び従業者数

区 分	単位	平成20年	25	構 成 比		対前回 増減率 (25/20)
				平成20年	25	
冷凍・冷蔵工場数	工場	5,869	5,357	%	%	%
従業者数				-	-	△ 8.7
計	人	164,564	150,559	100.0	100.0	△ 8.5
男	"	72,371	68,916	44.0	45.8	△ 4.8
女	"	92,193	81,643	56.0	54.2	△ 11.4
うち外国人	"	8,897	10,154	5.4	6.7	14.1

(3) 水産加工場

表 27 営んだ加工種類別水産加工工場数（複数回答）

区 分	平成20年	25	対前回 増減率 (25/20)
計(実数)	10,097	8,514	△ 15.7
冷凍水産物	1,880	1,580	△ 16.0
缶・びん詰	195	155	△ 20.5
焼・味付のり	389	355	△ 8.7
寒天	44	42	△ 4.5
油脂	27	23	△ 14.8
ねり製品			
かまぼこ類	1,739	1,413	△ 18.7
魚肉ハム・ソーセージ類	46	34	△ 26.1
冷凍食品	804	883	9.8
素干し品	843	742	△ 12.0
塩干品	2,263	1,922	△ 15.1
煮干し品	1,371	1,280	△ 6.6
塩蔵品	988	842	△ 14.8
くん製品	269	206	△ 23.4
節製品	736	641	△ 12.9
その他の食用加工品			
塩辛類	566	472	△ 16.6
水産物漬物	666	558	△ 16.2
調味加工品			
水産物つくだ煮類	1,083	910	△ 16.0
乾燥・焙焼・揚げ加工品	881	652	△ 26.0
その他(辛子明太子、味付けかずのこ等)	708	630	△ 11.0
その他(焼き干し品、食用魚粉等)	493	484	△ 1.8
飼肥料	192	141	△ 26.6

基幹統計名：30 漁業構造統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国—都道府県—市町村—調査員—世帯など）の表示又は説明

2013年漁業センサス結果の概要（確定値）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/kekkanou_gaiyou.html

- ・ 結果の概要（PDF：980KB）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/pdf/gyocen_13_gaiyou_151026.pdf

【調査の概要】

3 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計報告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査		
	海面漁業地域調査		
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 地域センター等 調査員	
	内水面漁業地域調査		
流通加工 調査	魚市場調査	調査員	自計報告調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		

7 調査方法

(1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

ただし、調査対象経営体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象者に対する面接調査の方法をとった。

(2) 流通加工調査

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

d) 調査期日又は調査期間の説明

2013 年漁業センサス結果の概要（確定値）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/kekkanou_gaiyou.html

- ・ 結果の概要（PDF：980KB）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/pdf/gyocen_13_gaiyou_151026.pdf

【調査の概要】

6 調査期日

平成 25 年 11 月 1 日現在（流通加工調査は平成 26 年 1 月 1 日現在）で実施した。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

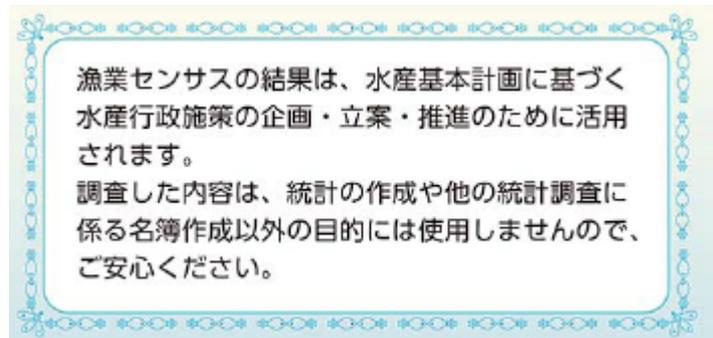
g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

- ・ 2013 年漁業センサスパンフレット（PDF：483KB）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/pdf/2013_fc_pamphlet.pdf



i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：30 漁業構造統計	③集計・推計方法
確認事項	記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明	○
b) 速報と確報の違いについての説明	×
c) 集計・推計の方法の説明	○
d) 季節調整結果に関する説明	—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×
f) 公表のスケジュールの説明	×
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×
評価	0・①・2・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

2013年漁業センサス結果の概要（確定値）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/kekkanou_gaiyou.html

- ・ 結果の概要（PDF：980KB）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/pdf/gyocen_13_gaiyou_151026.pdf

【調査の概要】

8 集計方法

単純積み上げにより算出した。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

記載なし

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：30 漁業構造統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：30 漁業構造統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

2013年漁業センサス結果の概要（確定値）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/kekkanou_gaiyou.html

- ・ 結果の概要（PDF：980KB）

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/pdf/gyocen_13_gaiyou_151026.pdf

【調査の概要】

4 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

なお、福島県については試験操業を含む。

イ 漁業管理組織調査

沿海市区町村の区域内にある、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりで、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取決めがあり、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に係る組織。

なお、福島県の管理組織には、組織の実態はあるが東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、操業を自粛している4市町12組織（相馬市7、南相馬市1、浪江町2、新地町2組織）は含まない。

ウ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合）

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

イ 内水面漁業地域調査

水協法第18条第2項の内水面組合

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場。

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）又は販売を目的として水産

動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等）の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：30 漁業構造統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

31 木材統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	1
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：31 木材統計	① 標本設計（標本調査）	
確認事項	記載の有無	
a) 標本設計に関する説明	○	
b) 調査対象の範囲	○	
c) 報告を求める者	○	
d) 事業所母集団データベースの使用の有無	×	
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	×	
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値	○	
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○	
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○	
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○	
j) 標本交代に関する説明	×	
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明	×	
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	○	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/index.html#6>

抽出（選定）方法

調査は標本調査（一部は全数調査）により行った。

1 基礎調査（年次調査）

(1) 製材工場

都道府県別に、調査年の前年に操業実績があった工場（以下「既存工場」という。）を調査年前年の製材用動力の出力数により、大規模出力階層（製材用動力の出力が 75.0kW 以上の工場）と小規模出力階層（製材用動力の出力が 7.5kW 以上 75.0kW 未満の工場）に区分し、このうち大規模出力階層は全ての工場を調査対象とし、小規模出力階層は出力数の大きい工場から順に 3 分の 1 の抽出率により系統抽出の方法で標本を抽出した。

また、調査年に新規に操業を開始又は操業を再開した工場（以下「新設工場」という。）については、新規調査階層として全ての工場を調査対象とした。

(2) 木材チップ工場

都道府県別、兼営区分別（木材チップ専門工場、製材又は合単板工場との兼営工場の別に、既存工場を調査年の前年の木材チップ生産量により、次の（ア）から（ウ）のとおり規模階層区分を行い、規模階層区分ごとに標本を抽出した。

なお、都道府県別の母集団工場数が 3 工場以下の場合は、規模階層区分は行わず、全ての工場を調査対象とした。

(ア) 第 1 階層

既存工場を木材チップ生産量の最も多い工場から順に配列し、その累積生産量はその都道府県の木材チップ生産量の 70% を上回るまでの木材チップ工場を第 1 階層とし、全ての工場を調査対象とした。

(イ) 第 2 階層

既存工場を木材チップ生産量の最も多い工場から順に配列し、その累積生産量はその都道府県の木材チップ生産量の 90% を上回るまでの木材チップ工場から第 1 階層に属する木材チップ工場を除いた木材チップ工場を第 2 階層とした。

標本数は下記の計算式により算出し、上記により区分した階層に該当する工場を、木材チップ生産量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出により標本を抽出した。

$$\text{標本数} = \frac{\text{木材チップ生産量（県計）} \times 0.08}{\text{第 2 階層の 1 工場当たりの木材チップ生産量（平均）}}$$

(ウ) 第 3 階層

既存工場のうち第1階層及び第2階層に属する木材チップ工場以外の木材チップ工場を第3階層とした。

標本数は下記の計算式により算出し、上記により区分した階層に該当する工場を、木材チップ生産量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出により標本を抽出した。

$$\text{標本数} = \frac{\text{木材チップ生産量（県計）} \times 0.02}{\text{第3階層の1工場当たりの木材チップ生産量（平均）}}$$

(エ) 新規調査階層

新設工場を新規調査階層とし、この階層は全ての工場を標本とした。

(3) 合単板工場

都道府県別、工場類型別（単板専門工場、普通合板工場及び特殊合板専門工場の別）に、既存工場を、単板専門工場にあっては調査年前年の単板製造用素材入荷量、普通合板工場にあっては調査年前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場にあっては調査年前年の特殊合板生産量により、それぞれ(2)に準じ規模階層区分、標本数の算出及び標本の抽出を行った。

なお、単板専門工場は単板を専門に製造する工場、普通合板工場は普通合板を製造する工場、特殊合板専門工場は特殊合板を専門に製造する工場をいう。

また、都道府県別の母集団工場数が3工場以下の場合は、規模階層区分は行わず、全ての工場を調査対象とした。

2 製材月別調査（毎月調査）

標本数については、都道府県別に、素材消費量を指標とする標準誤差率（目標精度）を10%として下記計算式により算出した。

標本の抽出は、都道府県別に既存工場を年間素材消費量の多い順に並べ、全数調査階層（年間素材消費量の多い方から順に標本数の3割になるまでの数の工場）と標本調査階層（全数調査階層以外）に区分し、全数調査階層は全ての工場を調査対象とし、標本調査階層からは標本数の7割の工場を系統抽出により標本として抽出した。

また、新設工場は新規調査階層とし、工場の新設が認められた時点で1か月分の調査を行い、それ以降の各月分の値は、調査した月の値を基に毎月の標本全体の動向を勘案する等により推定した。

$$n = \frac{n_0}{1 + \frac{n_0}{N}}$$

$$n_0 = \frac{C_x^2 + C_y^2 - 2\rho C_x C_y}{\varepsilon^2}$$

$$C_x = \frac{\sigma_x}{\bar{x}}$$

$$C_y = \frac{\sigma_y}{\bar{y}}$$

$$\rho = \frac{\sigma_{xy}}{\sigma_x \sigma_y}$$

n : 標本数
 N : 母集団の大きさ
 ε : 目標精度
 x : 素材消費量の実査値(月別)
 y : 素材消費量の前年の実査値
 σ_x : x の標準偏差
 σ_y : y の標準偏差
 \bar{x} : x の平均
 \bar{y} : y の平均
 ρ : x と y の相関係数
 σ_{xy} : x と y の共分散

3 合単板月別調査 (毎月調査)

都道府県別に、単板専門工場は単板製造用素材入荷量、普通合板工場は普通合板生産量、特殊合板専門工場は特殊合板生産量の多い方から順に並べ、それぞれ生産量の85%を上回るまでの工場を標本として選定した。

また、新設工場は新規調査階層とし、工場の新設が認められた時点で1か月分の調査を行い、それ以降の各月分の値は、調査した月の値を基に毎月の標本全体の動向を勘案する等により推定した。

b) 調査対象の範囲

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/index.html#5>

調査の対象

1 基礎調査 (年次調査)

製材品、木材チップ、単板及び合板を生産している事業所で、調査年の12月31日現在で事業を行っている工場及び休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降の工場を対象とした。

なお、製材品を生産している事業所(以下「製材工場」という。)にあつては、その製材用動力の出力数が7.5kW未満のものは調査の対象から除いた。

2 製材月別調査 (毎月調査)

製材用動力の出力数が7.5kW以上の製材工場を対象とした。

3 合単板月別調査 (毎月調査)

単板又は合板を生産している事業所(以下「合単板工場」という。)を対象とした。

c) 報告を求める者

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/index.html#4>

調査の方法

1 基礎調査

オンライン、郵送又は統計調査員が調査客体の代表者に調査票を配布して行う自計報告の方法

により行った。ただし、自計報告の方法により調査を実施できない場合は、統計調査員による調査客体の代表者に対する面接聞き取りの方法により行った。

2 製材月別調査及び合単板月別調査

調査客体の代表者に対して調査票をオンライン、郵送又はFAXにより配布及び回収する自計報告の方法により行った。

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/index.html#10>

1 基礎調査

都道府県別には、次の方法により製材工場、合単板工場及び木材チップ工場ごとに集計した。また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

(1) 製材工場

推定は次の推定式により、都道府県別、森林計画区別に行った。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + S + P$$

X : x の合計値の推定値

Y : 小規模出力階層の調査年前年の素材消費量の合計

n : 小規模出力階層の標本工場数

x_i : 小規模出力階層の i 番目標本工場の当該項目 x の値

y_i : 小規模出力階層の i 番目標本工場の調査年前年の素材消費量

S : 大規模出力階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値

森林計画区単位の推定を行った項目については、森林計画区の数値の県計が、県単位で算出した数値と一致するとは限らないが、製材工場数については、森林計画区の数値の合計と県の数値が一致するように次の式により調整を行った。

森林計画区の推定値（調整後）

$$= \frac{\text{県単位の推定値}}{\text{県内森林計画区の当初の推定値の合計}} \times \text{当該森林計画区の当初の推定値}$$

これ以外の項目については、森林計画区単元に当初算出した結果をそのまま掲載しているため、森林計画区の数値の県計と県の数値が一致するとは限らない。

(2) 木材チップ工場

推定は、兼営区分ごとに次の推定式により行い、兼営区分別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「y_{ij}」及び「Y_i」については、木材チップ用素材に関する項目の推定においては木材チップ用素材の入荷量、木材チップ生産量に関する項目の推定においては木材チップ生産量を用いた。

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} X_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} \cdot Y_i + S + P$$

X : **x** の合計値の推定値

L : 標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数

n_i : 標本調査階層の **i** 番目の階層の標本工場数

x_{ij} : 標本調査階層の **i** 番目の階層の **j** 番目標本工場の **x** の値

y_{ij} : 標本調査階層の **i** 番目の階層の **j** 番目標本工場の調査年の前年の木材チップ用素材の入荷量（木材チップ生産量）

Y_i : 標本調査階層の **i** 番目の階層の調査年の前年の木材チップ用素材の入荷量（木材チップ生産量）の合計

S : 第1階層の **x** の合計値

P : 新規工場階層の **x** の合計値

(3) 合単板工場

推定は、工場類型別ごとに次の推定式により行い、工場類型別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「**y_{ij}**」及び「**Y_i**」については、単板製造用素材の入荷量に関する項目の推定においては単板製造用素材の入荷量、普通合板生産量に関する項目の推定においては普通合板生産量、特殊合板生産量に関する項目の推定においては特殊合板生産量とした。

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} X_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} \cdot Y_i + S + P$$

X : **x** の合計値の推定値

L : 標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数

n_i : 標本調査階層の **i** 番目の階層の標本工場数

x_{ij} : 標本調査階層の **i** 番目の階層の **j** 番目標本工場の **x** の値

y_{ij} : 標本調査階層の **i** 番目の階層の **j** 番目標本工場の調査年の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板生産量または特殊合板生産量）

Y_i : 標本調査階層の **i** 番目の階層の調査年の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板製造量又は特殊合板製造量）の合計

S : 第1階層の **x** の合計値

P : 新規調査階層の **x** の合計値

2 製材月別調査

都道府県別に、次の推定式により集計した。

また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + S + P$$

X : x の合計値の推定値

n : 標本調査階層内の標本工場数

x_i : 標本調査階層内の i 番目標本工場の x の値

y_i : 標本調査階層内の i 番目標本工場の前年の素材消費量

Y : 標本調査階層の前年の総素材消費量

S : 全数調査階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値 (調査値又は推定値)

なお、製材月別調査結果の 1 月～12 月計と木材統計基礎調査結果は必ずしも一致しない。

3 合単板月別調査

都道府県別に、次の推定式により推定した。

また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

なお、「y_i」及び「Y」は、単板製造用素材の入荷量に関する項目の推定においては単板製造用素材の入荷量、普通合板生産量に関する項目の推定においては普通合板生産量、特殊合板生産量に関する項目の推定においては特殊合板生産量とした。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + P$$

X : x の合計の推定値

n : 標本工場数

x_i : i 番目標本工場の当該項目の値

y_i : i 番目標本工場の前年の単板製造用素材の入荷量 (普通合板生産量又は特殊合板生産量)

Y : 既存工場階層の前年の単板製造用素材の入荷量 (普通合板製造量又は特殊合板製造量) の合計

P : 調査年の途中で新たに操業した合単板工場の当該項目の合計値 (調査値又は推定値)

なお、合単板月別調査結果の 1 月～12 月計と木材統計基礎調査結果は必ずしも一致しない。

基幹統計名：31 木材統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/index.html#9>

調査の方法

1 基礎調査

オンライン、郵送又は統計調査員が調査客体の代表者に調査票を配布して行う自計報告の方法により行った。ただし、自計報告の方法により調査を実施できない場合は、統計調査員による調査客体の代表者に対する面接聞き取りの方法により行った。

2 製材月別調査及び合単板月別調査

調査客体の代表者に対して調査票をオンライン、郵送又は FAX により配布及び回収する自計報告の方法により行った。

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

平成 27 年木材需給報告書

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Pdfdl.do?sinfid=000031507110>

3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織並びに農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/index.html#8>

調査の時期

1 基礎調査

毎年 12 月 31 日現在

2 製材月別調査及び合単板月別調査

毎月末日現在

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/index.html#16>

2. 個人情報の保護

Q 木材統計調査では調査対象の情報はどうのように保護されるのですか？

A 木材統計調査は、「統計法」(平成 19 年法律第 53 号)に基づく統計調査として行われます。統計調査に従事する者には「統計法」により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則(2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金)が設けられています。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています(統計法第 41 条、第 57 条第 2 項)。このように、統計調査の業務に従事する者、あるいは過去に従事していた者に対して厳しい守秘義務と罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目すべてについて、安心して回答いただくためです。木材統計調査でいただいた回答(調査票)は、外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、統計法で認められている統計の作成・分析の目的にのみ使用されます。統計以外の目的に使うことや、外部に出されることは一切ありませんので、安心してご記入ください。

Q 木材統計調査で知ったことを、税金の徴収など、統計目的に使うことはないのですか？

A 木材統計調査は、統計法に基づいて行われ、統計以外の目的で調査票を使用することは固く禁じられています。従って、調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らしたり、統計以外の目的、例えば徴税などに調査票の記入内容を使用したりすることは絶対にありません。これらの行為は統計法という法律で固く禁じられています。調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らした場合の罰則(懲役又は罰金)も定められています。

皆さまにご記入いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かしてしまうなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご記入ください。

Q 木材統計調査には、個人情報保護法が適用されないのですか？

A 統計法に基づいて行われる統計調査で集められる個人情報は、次の理由から個人情報保護法が適用されないことになっています。

統計調査により集められた個人情報は、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用・提供されること

統計法では、統計以外の目的での調査票の使用が禁止されているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が厳格に整備されていること

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：31 木材統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		○
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		×
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・1・②・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/index.html#10>

1 基礎調査

都道府県別には、次の方法により製材工場、合単板工場及び木材チップ工場ごとに集計した。また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

(1) 製材工場

推定は次の推定式により、都道府県別、森林計画区別に行った。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + S + P$$

X : x の合計値の推定値

Y : 小規模出力階層の調査年前年の素材消費量の合計

n : 小規模出力階層の標本工場数

x_i : 小規模出力階層の i 番目標本工場の当該項目 x の値

y_i : 小規模出力階層の i 番目標本工場の調査年前年の素材消費量

S : 大規模出力階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値

森林計画区単位の推定を行った項目については、森林計画区の数値の県計が、県単位で算出した数値と一致するとは限らないが、製材工場数については、森林計画区の数値の合計と県の数値が一致するように次の式により調整を行った。

森林計画区の推定値（調整後）

$$= \frac{\text{県単位の推定値}}{\text{県内森林計画区の当初の推定値の合計}} \times \text{当該森林計画区の当初の推定値}$$

これ以外の項目については、森林計画区単元に当初算出した結果をそのまま掲載しているため、森林計画区の数値の県計と県の数値が一致するとは限らない。

(2) 木材チップ工場

推定は、兼営区分ごとに次の推定式により行い、兼営区分別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「y_{ij}」及び「Y_i」については、木材チップ用素材に関する項目の推定においては木材チップ用素材の入荷量、木材チップ生産量に関する項目の推定においては木材チップ

生産量を用いた。

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} X_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} \cdot Y_i + S + P$$

X : x の合計値の推定値

L : 標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数

n_i : 標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

x_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の x の値

y_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年の前年の木材チップ用素材の入荷量（木材チップ生産量）

Y_i : 標本調査階層の i 番目の階層の調査年の前年の木材チップ用素材の入荷量（木材チップ生産量）の合計

S : 第1階層の x の合計値

P : 新規工場階層の x の合計値

(3) 合単板工場

推定は、工場類型別ごとに次の推定式により行い、工場類型別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「y_{ij}」及び「Y_i」については、単板製造用素材の入荷量に関する項目の推定においては単板製造用素材の入荷量、普通合板生産量に関する項目の推定においては普通合板生産量、特殊合板生産量に関する項目の推定においては特殊合板生産量とした。

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} X_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} \cdot Y_i + S + P$$

X : x の合計値の推定値

L : 標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数

n_i : 標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

x_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の x の値

y_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板生産量または特殊合板生産量）

Y_i : 標本調査階層の i 番目の階層の調査年の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板製造量又は特殊合板製造量）の合計

S : 第1階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値

2 製材月別調査

都道府県別に、次の推定式により集計した。

また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + S + P$$

X : x の合計値の推定値

n : 標本調査階層内の標本工場数

x_i : 標本調査階層内の i 番目標本工場の x の値

y_i : 標本調査階層内の i 番目標本工場の前年の素材消費量

Y : 標本調査階層の前年の総素材消費量

S : 全数調査階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値（調査値又は推定値）

なお、製材月別調査結果の 1 月～12 月計と木材統計基礎調査結果は必ずしも一致しない。

3 合単板月別調査

都道府県別に、次の推定式により推定した。

また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

なお、「y_i」及び「Y」は、単板製造用素材の入荷量に関する項目の推定においては単板製造用素材の入荷量、普通合板生産量に関する項目の推定においては普通合板生産量、特殊合板生産量に関する項目の推定においては特殊合板生産量とした。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + P$$

X : x の合計の推定値

n : 標本工場数

x_i : i 番目標本工場の当該項目の値

y_i : i 番目標本工場の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）

Y : 既存工場階層の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板製造量又は特殊合板製造量）の合計

P : 調査年の途中で新たに操業した合単板工場の当該項目の合計値（調査値又は推定値）

なお、合単板月別調査結果の1月～12月計と木材統計基礎調査結果は必ずしも一致しない。

b) 速報と確報の違いについての説明

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/index.html#m1>

第1報（月別結果（製材統計））

公表資料名	製材統計
正誤情報	
お知らせ	平成29年2月24日に「平成28年」の確報を掲載しました。 調査結果の精度の向上を図るため、各月の公表時点で未回収であった調査対象工場からの報告値を含めて、再集計した結果を掲載しています。

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/index.html#m2>

第1報（月別結果（合板統計））

公表資料名	合板統計
正誤情報	
お知らせ	平成29年2月24日に「平成28年」の確報を掲載しました。 一部の調査対象工場からの報告値に訂正があったことから、修正を行い、再集計した結果を掲載しています。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/gaiyou/index.html#16>

3. 木材統計調査結果の公表について

Q 木材統計調査結果は、いつごろ公表されるのですか？

A 基礎調査結果は調査年の翌年の4月20日

製材月別調査及び合単板月別調査は調査月の翌月の25日

ただし、曜日の関係で公表日がずれる場合があります。詳しくは、ホームページに公表予定表が掲載されますので、ご覧ください。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：31 木材統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	0・①・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

平成 28 年木材統計調査

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Pdfdl.do?sinfid=000031507110>

12 実績精度（全国）

本調査の実績精度を、標本から推定した指標項目（全国）の標準誤差率（標準誤差の推定値÷指標項目の推定値×100）により示すと、次のとおりである。

調査名	指標項目	標準誤差率	
木材統計調査	基礎調査	製材用素材消費量	4.7%
		単板製造用素材入荷量	3.7%
		製材品出荷量	6.3%
		普通合板生産量	4.0%
		特殊合板生産量	11.1%
		木材チップ生産量	1.2%
	製材月別調査	素材消費量（1～12月）	0.7～1.0%

製材統計（平成 29 年 5 月分）

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/attach/pdf/index-26.pdf>

7 実績精度

全国の素材消費量についての実績精度を標準誤差率（標準誤差率の推定値÷推定値×100）により示すと、1.2%である。

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：31 木材統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

（基礎調査）

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Pdfdl.do?sinfid=000031507110>

調査種類別調査対象者数

木材統計基礎調査											
製材に係る調査				合単板に係る調査				木材チップに係る調査			
母集団の 大きさ	調査対象者数	有効回収数	有効回収率	母集団の 大きさ	調査対象者数	有効回収数	有効回収率	母集団の 大きさ	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
5,323	3,158	2,679	84.8	193	134	122	91.0	1,470	931	868	93.2

製材月別調査			合単板月別調査			木材価格統計調査					
調査対象者数	有効回収数	有効回収率	調査対象者数	有効回収数	有効回収率	素材・木材チップ価格調査			↓) 木材製品卸売価格調査		
						調査対象者数	有効回収数	有効回収率	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
1,083	1,083	100.0	80	80	100.0	296	296	100.0	64	64	100.0

注:1)の調査対象者は、木材市売市場、木材センター及び木材卸売業者である。

製材月別調査

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/attach/pdf/index-24.pdf>

2 調査の対象

- (1) 全国の製材工場のうち製材用動力の出力が7.5kW以上の製材工場を調査の対象としており、都道府県別の素材消費量について、標準誤差率（目標精度）が10%になるよう調査対象工場数を設定した。
- (2) 平成29年4月の調査対象工場数は、1,076（有効回答数926、有効回答率86.1%）である。

合単板月別調査

URL: <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/attach/pdf/index-25.pdf>

2 調査の対象

- (1) 本調査は、全国の合単板工場を調査の対象としており、都道府県別に単板専門工場は単板製造用素材入荷量、普通合板工場は普通合板生産量、特殊合板専門工場は特殊合板生産量の多い順に並べ、それぞれ入荷量又は生産量の85%をカバーするまでの工場を調査の対象とした。
- (2) 平成29年4月の調査対象工場数は、80（有効回答数75、有効回答率93.8%）である。

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：31 木材統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

32 農業経営統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	3
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	1
④	標本誤差	1
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：32 農業経営統計	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
評価	0・1・2・ 3	

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

【営農類型別経営統計（個別経営）】について

抽出（選定）方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/gaiyou/index.html#6

1. 農業経営体リストの作成

2010年世界農林業センサス結果で調査対象に該当した農業経営体を「営農類型（その他経営を含む。）の種類及び分類基準」に即し、各営農類型の分類基準に該当する経営体ごとに集め、さらに、営農類型別・都道府県別、営農類型規模別（「営農類型別経営統計（個別経営）の作付・飼養規模区分」を参照）に細分したリストを作成した。

営農類型	規模区分の指標	規 模 区 分					
水田作経営	稲、麦類、雑穀類、豆類、いも類、工業農作物を水田に作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0ha以上	20.0～30.0	30.0ha以上
畑作経営	稲、麦類、雑穀類、豆類、いも類、工業農作物を畑に作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～40.0	40.0ha以上	
露地野菜作経営	露地野菜の作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0ha以上					
施設野菜作経営	施設野菜の作付けた延べ面積	0.2ha未満	0.2～0.3	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0ha以上
果樹作経営	果樹の植栽面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0ha以上	
露地花き作経営	露地花きの作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0ha以上		
施設花き作経営	施設花きの作付けた延べ面積	0.2ha未満	0.2～0.5	0.5～1.0	1.0ha以上		
酪農経営	月平均搾乳牛飼養頭数	20頭未満	20～30	30～50	50～80	80～100	100頭以上
繁殖牛経営	月平均繁殖雌牛飼養頭数	5頭未満	5～10	10～20	20～50	50頭以上	
肥育牛経営	月平均肥育牛飼養頭数	50頭未満	50～100	100～200	200～500	500頭以上	
養豚経営	月平均豚飼養頭数	300頭未満	300～1000	1000～2000	2000頭以上		
採卵養鶏経営	月平均採卵雌鶏飼養羽数	1万羽未満	1万～3万	3万羽以上			
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー出荷羽数	10万羽未満	10万～20万	20万羽以上			

注) 集計時に用いる規模区分。

2.標本数

営農類型別に1農業経営体当たり農業粗収益について目標精度を設定し、必要な標本数を算出した。

なお、目標精度を設定しない露地花き作経営、施設花き作経営、採卵養鶏経営及びブロイラー養鶏経営についてはそれぞれ50経営体を目標標本数とした。

営農類型ごとの目標精度及び標本数は次のとおりである。

単位：％、経営体

区 分		目標精度 (目標標本数)	標本数
水田作	北海道	2.5	161
	都府県	1.2	1,446
	小計	—	1,607
畑作	北海道	2.5	160
	都府県	3.5	483
	小計	—	643
野菜作	露地	2.5	509
	施設	3.0	352
	小計	—	861
果樹作		3.5	503
花き作	露地	(50)	50
	施設	(50)	50
	小計	—	100
酪農	北海道	2.0	163
	都府県	2.0	201
	小計	—	364
肉用牛	繁殖牛	4.0	108
	肥育牛	4.0	104
	小計	—	212
養豚		3.5	89
採卵養鶏		(50)	50
ブロイラー養鶏		(50)	50

3.標本の配分

標本の配分は、営農類型別、規模階層別に最適配分を行い、配分された標本数を各都道府県の各階層に、その階層の母集団の大きさに比例して配分した

4.標本の抽出

営農類型別、規模別、都道府県別に区分した標本抽出のための経営体リストの経営体を当該営農類型規模の小さいほうから順に並べた上で、3で配分した階層別の標本数で等分し、等分したそれぞれの区分から1経営体ずつ無作為抽出した。

【営農類型別経営統計（組織経営）】について
抽出（選定）方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_sosiki/gaiyou/index.html#6

1.農業経営体リストの作成

2010年世界農林業センサス結果及び集落営農実態調査（水田作経営の集落営農型組織）結果で調査対象に該当した農業経営体を、営農類型別、都道府県別及び、規模階層別に区分したリストを作成した。

2.全国の営農類型別標本数の決定

組織法人経営、任意組織経営ともに水田作経営のうち集落営農型は、1組織当たり農業粗収益について目標精度（組織法人：4.0%、任意組織3.5%）を設定し、標本数を定めた。

また、組織法人経営のうち集落営農型以外の水田作経営については目標精度（7.0%）を設定し、標本数を定めた。水田作経営以外の営農類型については、目標精度を設定せずに抽出率を勘案し、標本数を定めた。

3.標本数の規模階層及び都道府県への配分

2で定めた標本数を、規模階層別に最適配分し、次に標本数を各都道府県の各階層に、その階層の母集団の大きさに比例して配分した。

4.標本の抽出

抽出は1で作成した階層別の農業経営体リストにおいて、農業経営体を営農類型規模の小さいほうから昇順に並べた上で、3で配分した当該階層の標本数で等分し、等分したそれぞれの区分から各1農業経営体を無作為に抽出した。

【経営形態別経営統計（個別経営）】について

抽出（選定）方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_syusi/gaiyou/index.html#6

1.農業経営体リストの作成

2010年世界農林業センサス結果で調査対象に該当した農業経営体を「営農類型（その他経営を含む。）の種類及び分類基準」に即し、各営農類型の分類基準に該当する経営体ごとに集め、さらに、営農類型別都道府県別、営農類型規模別（「営農類型別経営統計（個別経営）の作付飼養規模区分」を参照）に細分したリストを作成した。

営農類型	規模区分の指標	規 模 区 分					
		0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
水田作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物を水田に作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0ha以上	① 20.0～30.0	② 30.0ha以上
畑作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物を畑に作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～40.0	40.0ha以上	
露地野菜作経営	露地野菜の作付け延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0ha以上					
施設野菜作経営	施設野菜の作付け延べ面積	2,000㎡未満	2,000～3,000	3,000～5,000	5,000～1万	1万～2万	2万㎡以上
果樹作経営	果樹の植栽面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0ha以上	
露地花き作経営	露地花きの作付け延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0ha以上		
施設花き作経営	施設花きの作付け延べ面積	2,000㎡未満	2,000～5,000	5,000～1万	1万㎡以上		
酪農経営	月平均搾乳牛飼養頭数	20頭未満	20～30	30～50	50～80	80～100	100頭以上
繁殖牛経営	月平均繁殖雌牛飼養頭数	5頭未満	5～10	10～20	20～50	50頭以上	
肥育牛経営	月平均肥育牛飼養頭数	50頭未満	50～100	100～200	200～500	500頭以上	
養豚経営	月平均豚飼養頭数	300頭未満	300～1,000	1,000～2,000	2,000頭以上		
採卵養鶏経営	月平均採卵鶏飼養羽数	1万羽未満	1万～3万	3万羽以上			
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー出荷羽数	10万羽未満	10万～20万	20万羽以上			
その他経営	農産物販売収入+農作業委託収入	100万未満	100万～300万	300万～500万	500万～1,000万	1,000万以上	

注：1)は、集計時に用いる規模区分である。

2. 標本数

営農類型別に1農業経営体当たり農業粗収益について目標精度を設定し、必要な標本数を算出した。

なお、目標精度を設定しない露地花き作経営、施設花き作経営、採卵養鶏経営、ブロイラー養鶏経営及びその他経営についてはそれぞれ50経営体を目標標本数とした。

営農類型ごとの目標精度及び標本数は次のとおりである。

単位：％、経営体

区 分		目標精度 (目標標本数)	標本数
水田作	北海道	2.5	161
	都府県	1.2	1,446
	小計	1.2	1,607
畑作	北海道	2.5	160
	都府県	3.5	483
	小計	2.5	643
野菜作	露地	2.5	509
	施設	3.0	352
	小計	-	861
果樹作		3.5	503
花き作	露地	(50)	50
	施設	(50)	50
	小計	-	100
酪農	北海道	2.0	163
	都府県	2.0	201
	小計	2.0	364
肉用牛	繁殖牛	4.0	108
	肥育牛	4.0	104
	小計	-	212
養豚		3.5	89
採卵養鶏		(50)	50
ブロイラー養鶏		(50)	50
その他		(50)	50

3.標本の配分

標本の配分は、営農類型別、規模階層別に最適配分を行い、配分された標本数を各都道府県の各階層に、その階層の母集団の大きさに比例して配分した。

4.標本の抽出

営農類型別、規模別、都道府県別に区分した標本抽出のための経営体リストの経営体を当該営農類型規模の小さいほうから順に並べた上で、3で配分した階層別の標本数で等分し、等分したそれぞれの区分から1経営体ずつ無作為抽出した。

【農産物生産費統計】について

抽出（選定）方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/index.html#6

1.米生産費統計

ア 全国の標本数及び作付規模別標本配分

北海道平均の米 60kg 当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」という。）の標準誤差率 2.0%、都府県平均の 60kg 当たり全算入生産費の標準誤差率 1.0%を目標精度に設定し、それぞれの標本数を計算し（現行の調査における全国の標本数は 1,034 経営体）、2010 年世界農林業センサスによる全国水稲作付規模別米販売経営体数を基に、最適配分により作付

規模別に標本数を配分した。

イ 都道府県別の標本配分

全国の作付規模別標本数を、都道府県別に、2010年世界農林業センサスによる水稲作付規模別米販売経営体数に応じて比例配分した。

ウ 調査対象経営体の抽出

2010年世界農林業センサスにおける米販売経営体について、都道府県別水稲作付規模別に水稲作付規模により昇順に配列したリストを作成し、同一規模階層に属する経営体を上記イで定めた作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から1経営体を無作為に抽出した。

2.小麦生産費統計

ア 全国の標本数及び作付規模別標本配分

北海道平均の小麦60kg当たり全算入生産費の標準誤差率3.0%、都府県の平均の60kg当たり全算入生産費の標準誤差率2.5%を目標精度に設定し、それぞれの標本数を計算し（現行の調査における全国の標本数は554経営体）、2010年世界農林業センサスによる全国小麦作付規模別小麦販売経営体数を基に、最適配分により作付規模別に標本数を配分した。

イ 都道府県別の標本配分

全国の作付規模別標本数を、都道府県別に2010年世界農林業センサスによる小麦作付規模別小麦販売経営体数に応じて比例配分した後、さらに、田作畑作別の経営体数に応じて田作畑作別に比例配分した。

なお、小麦作付面積に占める田作畑作別面積は、割合50%を境として分けた。

ウ 調査対象経営体の抽出

2010年世界農林業センサスにおける小麦販売経営体について、都道府県別小麦作付規模別に小麦作付規模により昇順に配列したリストを作成し、田作畑作別に同一規模階層に属する経営体を上記イで定めた作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から1経営体を無作為に抽出した。

3.二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費統計

ア 全国の標本数及び作付規模別標本配分

全国平均の調査対象麦計算単位当たり（二条大麦及び六条大麦：50kg、はだか麦：60kg）全算入生産費の標準誤差率を二条大麦は6.0%、六条大麦及びはだか麦は8.0%を目標精度に設定し、それぞれの標本数を計算し（現行の調査における全国の標本数は、二条大麦生産費は75経営体、六条大麦生産費は48経営体、はだか麦生産費は40経営体）、2010年世界農林業センサスを基に情報収集した結果による全国作付規模別販売経営体数を基に、最適配分により作付規模別に標本数を配分した。

イ 都道府県別の標本配分

全国の作付規模別標本数を、都道府県別に、2010年世界農林業センサスを基に情報収集した結果による二条大麦、六条大麦及びはだか麦作付規模別販売経営体数に応じて比例配分した。

ウ 調査対象経営体の抽出

2010年世界農林業センサスを基に情報収集した結果における販売経営体について、都道府県別作付規模別に調査該当麦作付規模により昇順に配列したリストを作成し、同一規模階層に属する経営体を上記イで定めた作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から1経営体を無作為に抽出した。

4.工芸農作物等生産費統計

ア 全国の標本数及び作付規模別標本配分

対象作物計算単位当たり全算入生産費について、目標精度を設定して標本数を計算し、2010年世界農林業センサスによる全国の対象作物作付規模別販売経営体数を基に、得られた標本数を作付規模別に最適配分した。

【表 工芸農作物等生産費統計の目標精度と標本数】

区 分		目標精度	標 本 数
大豆	北 海 道	4.0	76
	都 府 県	3.0	405
	計	3.0	481
原料用かんしょ		3.0	70
原料用ばれいしょ		2.0	84
そ ば		5.0	121
な た ね		5.0	82
て ん さ い		2.0	78
さ と う き び		3.0	131

イ 都道府県別の標本配分

上記アで配分した対象作物作付規模別標本数を、2010年世界農林業センサスによる対象作物作付規模別販売経営体数に応じて比例配分した。この結果、原料用かんしょ生産費統計の標本は全て鹿児島県、原料用ばれいしょ生産費統計及びてんさい生産費統計の標本は全て北海道、さとうきび生産費統計の標本は全て鹿児島県・沖縄県へ配分した。

なお、大豆生産費統計については都道府県別に配分した標本数を、田作畑作別の経営体数に応じて、さらに田作畑作別に比例配分した。また、大豆作付面積に占める田作畑作別面積は、割合50%を境として分けた。

ウ 調査対象経営体の抽出

2010年世界農林業センサスによる対象作物販売経営体について、都道府県別対象作物の作付規模別に対象作物作付規模により昇順に配列したリストを作成し、同一規模階層に属する経営体を上記イで定めた標本数で除して等分し、等分した各区分から1経営体を無作為に抽出した。

【畜産物生産費統計】について

抽出（選定）方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/index.html#6

生産費統計作成の各畜種ごとにそれぞれ、センサス結果において調査の対象に該当した経営体を一覧表に整理して母集団リストを編成し、調査対象経営体を抽出した。

1.牛乳生産費統計

(1) 標本数

ア. 牛乳生産費統計の調査結果「北海道及び都府県平均の生乳 100kg 当たり(乳脂肪分 3.5%換算)資本利子地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」という。）の標準誤差率 1.0%を目標制度に設定し標本数を定め、北海道 249 経営体、都府県 251 経営体（全国で 500 経営体）とした。更に、この標本数をセンサスによる北海道及び都府県の乳用牛（2 歳（24 か月）以上。以下同じ。）の飼養経営体数を基に、最適配分により飼養頭数規模別に配分した。

イ. アにより定めた全国の飼養頭数規模別標本数を、都道府県ごとにセンサスによる乳用牛飼養頭数規模別の経営体数に応じて比例配分した。

(2) 調査対象経営体の抽出・選定

ア. 都道府県ごとにセンサスによる乳用牛飼養経営体を飼養頭数規模別に飼養頭数により昇順に並べたリストを作成した。

イ. 飼養頭数規模別にアで作成したリストを（1）のイにより配分した該当飼養頭数規模の標本数で等分し、等分した各区分から 1 経営体を無作為に抽出した。

2.子牛生産費統計

(1) 標本数

ア. 子牛生産費統計の調査結果「全国平均の子牛 1 頭当たり全算入生産費」の標準誤差率 2.0%を目標精度に設定し標本数を定め、全国の標本数を 197 標本とした。更に、この標本数をセンサスによる全国の「和牛などの肉用種（子取り用雌牛）」（以下「繁殖雌牛」という。）の飼養経営体数を基に、最適配分により飼養頭数規模別に配分した。

イ. アにより定めた全国の飼養頭数規模区分別標本数を、都道府県ごとにセンサスによる繁殖雌牛飼養頭数規模別の経営体数に応じて比例配分した。

(2) 調査対象経営体の抽出・選定

ア. 都道府県ごとにセンサスによる繁殖雌牛飼養経営体を飼養頭数規模別に飼養頭数により昇順に並べたリストを作成した。

イ. 飼養頭数規模別にアで作成したリストを（1）のイにより配分した該当飼養頭数規模の標本数で等分し、等分した各区分から 1 経営体を無作為に抽出した。

3.育成牛生産費統計

(1) 標本数

ア. 育成牛生産費統計の各調査結果「全国平均の育成牛 1 頭当たり全算入生産費」の標準誤差率 3.0%を目標精度に設定し標本数を定め、全国の標本数を乳用雄育成牛 60 経営体、交雑種育成牛 65 経営体とした。更に、この標本数をセンサスによる全国の乳用雄育成牛又は交雑種育成牛の飼養経営体数を基に、最適配分により飼養頭数規模別に配分した。

イ. アにより定めた全国の飼養頭数規模別標本数を、都道府県ごとにセンサスによる乳用雄育成牛又は交雑種育成牛飼養頭数規模別の経営体数に応じて比例配分した。

(2) 調査対象経営体の抽出・選定

ア. 都道府県ごとにセンサスによる乳用雄育成牛又は交雑種育成牛飼養経営体を飼養頭数規模別に飼養頭数により昇順に並べたリストを作成した。

イ. 飼養頭数規模別にアで作成したリストを (1) のイにより配分した該当飼養頭数規模の標本数で等分し、等分した各区分から 1 経営体を無作為に抽出した。

4.肥育牛生産費統計

(1) 標本数

ア. 肥育牛生産費統計の各調査結果「全国平均の肥育牛 1 頭当たり全算入生産費」の標準誤差率 2.0%を目標精度に設定し標本数を定め、全国の標本数を去勢若齢肥育牛 318 経営体、乳用雄肥育牛 101 経営体、交雑種肥育牛 108 経営体とした。更に、この標本数をセンサスによる全国の去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛又は交雑種肥育牛の飼養経営体数を基に、最適配分により飼養頭数規模別に配分した。

イ. アにより定めた全国の飼養頭数規模別標本数を、都道府県ごとにセンサスによる去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛又は交雑種肥育牛飼養頭数規模別の経営体数に応じて比例配分した。

(2) 調査対象経営体の抽出・選定

ア. 都道府県ごとにセンサスによる去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛又は交雑種肥育牛飼養経営体を飼養頭数規模別に飼養頭数により昇順に並べたリストを作成した。

イ. 飼養頭数規模別にアで作成したリストを (1) のイにより配分した該当飼養頭数規模の標本数で等分し、等分した各区分から 1 経営体を無作為に抽出した。

5.肥育豚生産費統計

(1) 標本数

ア. 肥育豚生産費統計の結果「全国平均の肥育豚 1 頭当たり全算入生産費」の標準誤差率 2.0%を目標精度に設定し標本数を定め、全国の標本数を 190 経営体とした。更に、この標本数をセンサスによる全国の肥育豚飼養経営体数を基に、最適配分により飼養頭数規模別に標本数を配分した。

イ. アにより定めた全国の飼養頭数規模別標本数を、都道府県ごとにセンサスによる肥育豚飼養規模別の経営体数に応じて比例配分した。

(2) 調査対象経営体の抽出・選定

ア. 都道府県ごとにセンサスによる肥育豚飼養経営体を飼養頭数規模別に飼養頭数により昇順に並べたリストを作成した。

イ. 飼養頭数規模別にアで作成したリストを(1)のイにより配分した該当飼養頭数規模の標本数で等分し、等分した各区分から1経営体を無作為に抽出した。

b) 調査対象の範囲

【営農類型別経営統計（個別経営）】について
調査の対象

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/gaiyou/index.html#5

本調査は、2010年世界農林業センサスの農業経営体のうち、世帯により農業経営を行い、農作業の受託事業のみを行う農業経営体を除く経営体であって、かつ、農産物の販売を目的とする経営体を対象とした。

なお、調査対象経営体の営農類型区分及び分類基準については、以下のとおりである。

営農類型の種類	分類基準	
水田作経営	・ 稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
畑作経営	・ 稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
野菜作経営	・ 野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
	露地野菜作経営	・ 野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
	施設野菜作経営	・ 野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
果樹作経営	・ 果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
花き作経営	・ 花き販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
	露地花き作経営	・ 花き作経営のうち、露地花き販売収入が施設花き販売収入以上である経営
	施設花き作経営	・ 花き作経営のうち、露地花きより施設花き販売収入が多い経営
酪農経営	・ 酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
肉用牛経営	・ 肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
	繁殖牛経営	・ 肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
	肥育牛経営	・ 肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
養豚経営	・ 養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
採卵養鶏経営	・ 採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
ブロイラー養鶏経営	・ ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	

【営農類型別経営統計（組織経営）】について

調査の対象

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_sosiki/gaiyou/index.html#5

本調査は、2010年世界農林業センサスの農業経営体のうち、個別経営体以外の組織により農業経営を行い、農作業の受託事業のみを行う組織経営体、牧草を栽培することにより家畜の預託事業を営むことのみを目的とする組織経営体及び共同で牧草を栽培し、共同で採草及び放牧に利用することのみを目的とする組織経営体を除く組織経営体であって、かつ、農産物の販売を目的とする経営体を対象とした。水田作経営のうち集落営農型組織については、集落営農を巡る構造変化が著しいことから、集落営農実態調査で把握された集落営農型組織を対象とした。なお、調査対象とする組織経営体は、法人格を有するもの（組織法人）及び法人格を有しない

もの（任意組織）に区分し、さらに農産物販売収入により次の表のとおり区分した。

管農類型の種類	管農類型の分類基準 ⁴⁾
水田作経営 ⁴⁾	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けた農業生産物の販売収入が他の管農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営 ⁴⁾	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けた農業生産物の販売収入が他の管農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野菜作経営	野菜の販売収入が他の管農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
施設野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
果樹作経営	果樹の販売収入が他の管農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花き作経営	花きの販売収入が他の管農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地花き作経営	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
施設花き作経営	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
酪農経営	酪農の販売収入が他の管農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営	肉用牛の販売収入が他の管農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
繁殖牛経営	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
肥育牛経営	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
養豚経営	養豚の販売収入が他の管農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営 ⁴⁾	採卵養鶏の販売収入が他の管農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営 ⁴⁾	ブロイラー養鶏の販売収入が他の管農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営

【経営形態別経営統計（個別経営）】について

調査の対象

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_syusi/gaiyou/index.html#5

本調査は、2010年世界農林業センサスの農業経営体のうち、世帯により農業経営を行い、農作業の受託事業のみを行う農業経営体を除く経営体であって、かつ、農産物の販売を目的とする経営体を対象とした。

なお、調査対象経営体の管農類型区分及び分類基準については、以下のとおりである。

営農類型の種類	分類基準
水田作経営	・稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営	・稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野菜作経営	・野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地野菜作経営	・野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
施設野菜作経営	・野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
果樹作経営	・果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花き作経営	・花き販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地花き作経営	・花き作経営のうち、露地花き販売収入が施設花き販売収入以上である経営
施設花き作経営	・花き作経営のうち、露地花きより施設花き販売収入が多い経営
酪農経営	・酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営	・肉用牛販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
繁殖牛経営	・肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
肥育牛経営	・肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
養豚経営	・養豚販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営	・採卵養鶏販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	・ブロイラー養鶏販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
その他経営	・上記の営農類型に分類されない経営

【農産物生産費統計】について

調査の対象

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/index.html#5

本調査における調査の対象は次のとおりである。

米生産費：水稻を作付けし、玄米を 600kg 以上販売する経営体

小麦生産費：小麦を 10a 以上作付けし、販売する経営体

二条大麦生産費：二条大麦を 10a 以上作付けし、販売する経営体

六条大麦生産費：六条大麦を 10a 以上作付けし、販売する経営体

はだか麦生産費：はだか麦を 10a 以上作付けし、販売する経営体

大豆生産費：大豆を 10a 以上作付けし、販売する経営体

原料用かんしょ生産費：原料用かんしょを 10a 以上作付けし、販売する経営体

原料用ばれいしょ生産費：原料用ばれいしょを 10a 以上作付けし、販売する経営体

てんさい生産費：てんさいを 10a 以上作付けし、販売する経営体

さとうきび生産費：さとうきびを 10a 以上作付けし、販売する経営体

なたね生産費：なたねを 5a 以上作付けし、販売する経営体

そば生産費：そばを 5a 以上作付けし、販売する経営体

なお、「経営体」とは、2010 年世界農林業センサスの農業経営体のうち、世帯により農業経営を行い、農作業の受託事業のみを行う農業経営体を除く経営体のことである。

【畜産物生産費統計】について

調査の対象

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/index.html#5

本調査における調査の対象は次のとおりである。

牛乳生産費：搾乳牛を 1 頭以上飼養し、生乳を販売する経営体

子牛生産費：肉用種の繁殖雌牛を 2 頭以上飼養して子牛を生産し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体

乳用雄育成牛生産費：肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を 5 頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体

交雑種育成牛生産費：肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を 5 頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体

去勢若齢肥育牛生産費：肥育を目的とする去勢若齢和牛を 1 頭以上飼養し、販売する経営体

乳用雄肥育牛生産費：肥育を目的とする乳用雄牛を 1 頭以上飼養し、販売する経営体

交雑種肥育牛生産費：肥育を目的とする交雑種牛を 1 頭以上飼養し、販売する経営体

肥育豚生産費：肥育豚を年間 20 頭以上販売し、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が 7 割以上の経営体

なお、「経営体」とは、2010 年世界農林業センサス（以下「センサス」という。）の農業経営体のうち、世帯により農業経営を行い、農作業の受託事業のみを行う農業経営体を除く経営体のことである。

c) 報告を求める者

記載なし

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

【営農類型別経営統計（個別経営）】について

集計・推計方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/gaiyou/index.html#10

取りまとめ対象となった調査対象経営体ごとにウェイトを定め、それぞれ、経営形態別・営農類型・営農類型規模別・都道府県別等、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。この場合のウェイトは、都道府県別、営農類型・規模別に区分した各階層ごとの標本抽出率（階層の大きさに対する標本数の比率）の逆数とした。

$$\text{求めようとする項目の平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n W_i \times x_i}{\sum_{i=1}^n W_i}$$

n : 集計対象の範囲内の調査対象経営体数

W_i : 集計対象の範囲内の第i番調査対象経営体のウェイト

x_i : 集計対象の範囲内の第i番調査対象経営体のx項目の数値(調査結果)

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した取りまとめ対象経営体数}}{\text{2010年センサス結果における当該階層の大きさ(経営体数)}}$$

【営農類型別経営統計（組織経営）】について

集計・推計方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_sosiki/gaiyou/index.html#10

調査対象経営体ごとにウェイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。この場合のウェイトは、組織法人経営、任意組織経営別・営農類型別・営農類型規模別・都道府県別に区分した各階層ごとの標本抽出率（階層の大きさに対する標本数の比率）の逆数とした。

平均値の算出方法

$$\text{求めようとする項目の平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i \times x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

- n** : 調査結果において当該集計対象区分に属する集計対象数
w_i : 調査結果において当該集計対象区分に属する i 番目の集計対象のウエイト
x_i : 調査結果において当該集計対象区分に属する i 番目の集計対象の x についての調査結果

【経営形態別経営統計（個別経営）】 について

集計推計方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_syusi/gaiyou/index.html#10

取りまとめ対象となった調査対象経営体ごとにウエイトを定め、それぞれ、経営形態別・営農類型・営農類型規模別・都道府県別等、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。この場合のウエイトは、都道府県別、営農類型・規模別に区分した各階層ごとの標本抽出率（階層の大きさに対する標本数の比率）の逆数とした。

$$\text{求めようとする項目の平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n W_i \times x_i}{\sum_{i=1}^n W_i}$$

- n** : 集計対象の範囲内の調査対象経営体数
W_i : 集計対象の範囲内の第 i 番調査対象経営体のウエイト
x_i : 集計対象の範囲内の第 i 番調査対象経営体の x 項目の数値(調査結果)

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した取りまとめ対象経営体数}}{\text{2010年センサス結果における当該階層の大きさ（経営体数）}}$$

【農産物生産費統計】 について

集計・推計方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/index.html#10

各調査対象経営体ごとにウエイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。この場合のウエイトとは、都道府県別作付面積規模別に抽出時における調査対象数をセンサス結果等から求めた農業経営体数で除した「標本抽出率」の逆数としている。

【畜産物生産費統計】 について

集計推計方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/index.html#10

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウェイトとは、都道府県別飼養頭数規模別に該当する取りまとめ調査対象経営体数を畜産統計調査結果における規模別飼養経営体数で除した「標本抽出率」の逆数としている。

基幹統計名：32 農業経営統計		② 調査方法（データ収集方法）
確認事項		記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明		○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明		○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明		○
d) 調査期日又は調査期間の説明		○
e) 調査票配布・回収期間の説明		×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明		○
g) 事務処理基準の概要		×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明		○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明		×
評価		0 ・ ① ・ 2 ・ 3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

【営農類型別経営統計（個別経営）】について
調査の方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/gaiyou/index.html#9

1. 現金出納帳、作業日誌

現金出納帳及び作業日誌（毎日の現金収支（家計部分を除く。）、家計または農業生産関連事業に使用した生産物、使用した資材量、労働時間等を調べる調査票）については、地方農政局等の職員が配布（協力が得られる調査対象経営体に対しては、電子化した調査票を配布）し、調査対象経営体が自ら調査票を記入し、職員の訪問、郵送又は調査対象経営体が所有する端末からインターネットを使用し、資料等を添付して送信することにより回収する方法により実施した。

2. 経営台帳

経営台帳（世帯員の状況及びその異動、財産の増減等を調べる調査票）については、地方農政局等の職員による面接聞き取りの方法を基本とし、協力が得られる調査対象経営体に対しては、調査対象経営体に、前年の経営台帳データに当年の異動の状況等を加筆修正してもらい、職員の訪問又は郵送により回収する方法により実施した。

また、希望する調査対象客体においては牛資産の異動状況等の管理について（独）家畜改良センター所管の牛個体識別台帳データを活用した。

なお、上記1及び2について、調査対象経営体が、決算書類（調査対象経営体が磁気情報として作成しているものを含む。）を整備しており、当該書類により把握できる情報がある場合は、当該書類の提供をもって調査票の報告に代えることが出来るものとした。

【営農類型別経営統計（組織経営）】について
調査の方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_sosiki/gaiyou/index.html#9

1. 組織法人経営

経営台帳（出資者及び構成員の状況、財産の増減等を調べる調査票）について、地方農政局等の職員による面接聞き取りの方法を基本とし、協力が得られる調査対象経営体に対しては、調査対象経営体に、前年の経営台帳データに当年の異動の状況等を加筆修正してもらい、職員の訪問又は郵送により回収する方法により実施した。

2. 任意組織経営

(1) 現金出納帳、作業日誌

現金出納帳及び作業日誌（毎日の現金収支、農業生産関連事業に使用した生産物、使用した資材量、労働時間等を調べる調査票）については、地方農政局等の職員が配布（協力が得られる調査対象経営体に対しては、電子化した調査票を配布）し、調査対象経営体が自ら調査票を記入し、職員の訪問、郵送又は調査対象経営体が所有する端末からインターネットを使用し、資料等を添付して送信することにより回収する方法により実施した。

(2) 経営台帳

経営台帳（財産の増減等を調べる調査票）については、地方農政局等の職員による面接聞き取りの方法を基本とし、協力が得られる調査対象経営体に対しては、調査対象経営体に、前年の経営台帳データに当年の異動の状況等を加筆修正してもらい、職員の訪問又は郵送により回収する方法により実施した。

なお、組織法人経営及び任意組織経営のいずれの場合も、調査対象経営体が、決算書類（調査対象経営体が磁気情報として作成しているものを含む。）を整備しており、当該書類により把握できる情報がある場合は、これに限って、当該書類の提供をもって調査票の報告に代えることが出来るものとした。

【経営形態別経営統計（個別経営）】について

調査の方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_syusi/gaiyou/index.html#9

1.現金出納帳、作業日誌

現金出納帳及び作業日誌（毎日の現金収支（家計部分を除く。）、家計または農業生産関連事業に使用した生産物、使用した資材量、労働時間等を調べる調査票）については、地方農政局等の職員が配布（協力が得られる調査対象経営体に対しては、電子化した調査票を配布）し、調査対象経営体が自ら調査票を記入し、職員の訪問、郵送又は調査対象経営体が所有する端末からインターネットを使用し、資料等を添付して送信することにより回収する方法により実施した。

2.経営台帳

経営台帳（世帯員の状況及びその異動、財産の増減等を調べる調査票）については、地方農政局等の職員による面接聞き取りの方法を基本とし、協力が得られる調査対象経営体に対しては、調査対象経営体に、前年の経営台帳データに当年の異動の状況等を加筆修正してもらい、職員の訪問又は郵送により回収する方法により実施した。

また、希望する調査対象客体においては、牛資産の異動状況等の管理について、（独）家畜改良センター所管の牛個体識別台帳データを活用した。

なお、なお、上記1及び2について、調査対象経営体が、決算書類（調査対象経営体が磁気情報として作成しているものを含む。）を整備しており、当該書類により把握できる情報がある場合は、当該書類の提供をもって調査票の報告に代えることが出来るものとした。

【農産物生産費統計】について

調査の方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/index.html#9

1.現金出納帳、作業日誌

現金出納帳及び作業日誌（毎日の現金収支（家計部分を除く。）、家計又は農業生産関連事業に使用した生産物、使用した資材量、労働時間等を調べる調査票）については、地方農政局等の職員が配布（協力が得られる調査対象経営体に対しては、電子化した調査票を配布。）し、調査対象経営体が自ら調査票を記入し、職員の訪問、郵送又は調査対象経営体が所有する端末からインターネットを使用し、資料等を添付して送信することにより回収する方法により実施した。

2.経営台帳

経営台帳（世帯員の状況及びその異動、財産の増減等を調べる調査票）については、地方農政局等の職員による面接聞き取りの方法を基本とし、協力が得られる調査対象経営体に対しては、調査対象経営体に、前年の経営台帳データに当年の異動の状況等を加筆修正してもらい、職員の訪問又は郵送により回収する方法により実施した。

なお、上記1及び2について、調査対象経営体が決算書類（調査対象経営体が磁気情報として作成しているものを含む。）を整備しており、当該書類により把握できる情報がある場合は、これに限って、当該書類の提供をもって調査票の報告に代えることが出来るものとした。

【畜産物生産費統計】について

調査の方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/index.html#9

1.現金出納帳、作業日誌

現金出納帳及び作業日誌（毎日の現金収支（家計部分を除く。）、家計又は農業生産関連事業に使用した生産物、使用した資材量、労働時間等を調べる調査票）については、地方農政局等の職員が配布（協力が得られる調査対象経営体に対しては、電子化した調査票を配布）し、調査対象経営体が自ら調査票を記入し、職員の訪問、郵送又は調査対象経営体が所有する端末からインターネットを使用し、資料等を添付して送信することにより回収する方法により実施した。

2.経営台帳

経営台帳（世帯員の状況及びその異動、財産の増減等を調べる調査票）については、地方農政局等の職員による面接聞き取りの方法を基本とし、協力が得られる調査対象経営体に対しては、調査対象経営体に、前年の経営台帳データに当年の異動の状況等を加筆修正してもらい、職員又は郵送により回収する方法により実施した。

また、希望する調査対象経営体においては、牛資産の異動状況等の管理について、(独)家畜改良センター所管の牛個体識別台帳データを活用する。

なお、上記 1 及び 2 について、調査対象経営体が、決算書類（調査対象経営体が磁気情報として作成しているものを含む。）を整備しており、当該書類により把握できる情報がある場合は、これに限って、当該書類の提供をもって調査票の報告に代えることが出来るものとした。

d) 調査期日又は調査期間の説明

【営農類型別経営統計（個別経営）】について

調査の時期

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/gaiyou/index.html#8

調査の期間は、当年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。

【営農類型別経営統計（組織経営）】について

調査の時期

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_sosiki/gaiyou/index.html#8

調査期間は、調査対象経営体ごとに当年 4 月から翌年 3 月までに迎えた決算期の終了月前 1 年間である。

【経営形態別経営統計（個別経営）】について

調査の時期

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_syusi/gaiyou/index.html#8

調査の期間は、当年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間である。

【農産物生産費統計】について

調査の時期

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/index.html#8

調査期間は以下の 1 年間である。

- 1.米、大豆、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、そば： 当年 1 月 1 日～当年 12 月 31 日
- 2.小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦及びなたね： 前年 9 月 1 日～当年 8 月 31 日
- 3.さとうきび： 当年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

【畜産物生産費統計】について

調査の時期

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/index.html#8

調査の調査期間は、当年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの 1 年間である。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

【営農類型別経営統計（個別経営）】について

Q&A

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/gaiyou/index.html#16

【営農類型別経営統計（組織経営）】【経営形態別経営統計（個別経営）】【農産物生産費統計】【畜産物生産費統計】についても、以下同文の掲載あり。

4. プライバシーの保護について

Q 調査票に記入されたプライバシーは保護されるのでしょうか？

A この調査は、「統計法」（平成 19 年法律第 53 号）に基づく統計調査として行われます。統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が科せられます。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています（統計法第 41 条、第 57 条第 2 号）。

このように、統計調査の業務に従事する者、あるいは過去に従事していた者に対して守秘義務と厳しい罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目全てについて、安心して回答いただくためです。

この調査でいただいた回答（調査票）は、外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、統計法で認められている統計の作成・分析の目的にのみ使用されます。統計以外の目的に使うことや、外部に出されることは一切ありませんので、安心してご記入ください。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：32 農業経営統計		③集計・推計方法	
確認事項		記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明		○	
b) 速報と確報の違いについての説明		×	
c) 集計・推計の方法の説明		○	
d) 季節調整結果に関する説明		—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		×	
f) 公表のスケジュールの説明		○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×	
評価		0・ 1 ・2・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

【営農類型別経営統計（個別経営）】について

集計・推計方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/gaiyou/index.html#10

取りまとめ対象となった調査対象経営体ごとにウエイトを定め、それぞれ、経営形態別・営農類型・営農類型規模別・都道府県別等、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。この場合のウエイトは、都道府県別、営農類型・規模別に区分した各階層ごとの標本抽出率（階層の大きさに対する標本数の比率）の逆数とした。

$$\text{求めようとする項目の平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n W_i \times x_i}{\sum_{i=1}^n W_i}$$

n : 集計対象の範囲内の調査対象経営体数

W_i : 集計対象の範囲内の第i番調査対象経営体のウエイト

x_i : 集計対象の範囲内の第i番調査対象経営体のx項目の数値(調査結果)

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した取りまとめ対象経営体数}}{\text{2010年センサス結果における当該階層の大きさ(経営体数)}}$$

用語の解説

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/gaiyou/index.html#11

経営収支並びに資産及び負債の把握範囲は次のとおりである。

農業：経営体全体の経営収支

農業以外：農業経営関与者の経営収支

注：「農業経営関与者」とは、農業経営主夫婦のほか、年間60日以上当該経営体の農業に従事する世帯員である家族をいう。

なお、15歳未満の世帯員及び高校・大学等への就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が60日以上であっても農業経営関与者とはしない。

なお、主な経営収支の計上範囲は、以下のとおりである。

1. 農業粗収益

農業粗収益には、農業経営の成果である農産物等の販売収入、現物外部取引額、農業生産現物家計消費額、農作業受託収入等の収入を計上した。

なお、経営安定対策等の補てん金助成金については農業雑収入に、販売価格の一部として交付される助成金等については当該農産物の販売収入として、それぞれ計上した。

2. 農業経営費

農業経営費には、農業粗収益をあげるために要した資材や料金の一切の費用を計上した。

3.農業生産関連事業収支

農業生産関連事業の収支には、農業経営関係者が経営権を持っている事業の収支を計上した。
なお、「農業生産関連事業」とは、農業経営関係者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業であって、(a)従事者がいること、(b)当該経営体で生産した農産物を使用していること、(c)当該経営体が所有又は借り入れている耕地若しくは農業施設を利用していること、のいずれかに該当するものとした。
ただし、これらの事業を行っていても、農業経営とは別に法人化等により独立して経営する事業は、農業生産関連事業とはせず、農外事業とした。

4.農外収入

農外収入には、農業経営関係者が経営権を持っている農業及び農業生産関連事業以外の事業の収入、農業経営関係者が他の経営に雇用されて受け取る給料・俸給等のほか、農業経営関係者が受け取る歳費・手当、配当利子等、貸付地の小作料並びに地代収入等を計上した。

5.農外支出

農外支出には、上記4の事業に係る支出及び負債利子を計上した。

6.年金等の収入

農業経営関係者が受け取る年金及び各種社会保障制度による給付金、退職金、各種祝い金及び見舞金を計上した。

7.租税公課諸負担

農業経営関係者の農業経営以外の経営負担分を計上した。

8.推計家計費

推計家計費は以下により算出した。

推計家計費＝都道府県庁所在市別1人当たり年平均の消費支出（注）×家計費推計世帯員数＋生産現物家計消費額＋減価償却費(家計負担分)

注：調査年の「家計調査」（総務省）の結果のうち、「2人以上の世帯で農林漁家世帯を含む全世帯」の結果を用いた。

なお、「家計調査」の消費支出には、営農類型別経営統計で農外支出としている通勤定期代、固定資産購入としている自動車購入費（10万円以上）及び公課諸負担としている自賠責保険掛け金（家計以外）を含むこと、調査対象経営体との水準が明らかに異なる家賃地代がそのまま含まれることなどに留意する必要がある。

9.共済・補助金等

農産物の販売収支とは別に農業経営に由来する共済金や補助金等である。

なお、営農類型別経営統計調査では調査期間である調査年の1月から12月までに実際に受取又は拠出等が発生したものを計上している。したがって、調査年の農業経営に起因した補助金等

であっても、受取時期によっては翌年の調査結果に計上される。

【営農類型別経営統計（組織経営）】について

集計・推計方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_sosiki/gaiyou/index.html#10

調査対象経営体ごとにウェイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。この場合のウェイトは、組織法人経営、任意組織経営別・営農類型別・営農類型規模別・都道府県別に区分した各階層ごとの標本抽出率（階層の大きさに対する標本数の比率）の逆数とした。

平均値の算出方法

$$\text{求めようとする項目の平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i \times x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

- n : 調査結果において当該集計対象区分に属する集計対象数
 w_i : 調査結果において当該集計対象区分に属する i 番目の集計対象のウェイト
 x_i : 調査結果において当該集計対象区分に属する i 番目の集計対象の x についての調査結果

用語の解説

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_sosiki/gaiyou/index.html#11

2.組織経営における農業所得等の算出方法

個別経営との比較を可能とするため、組織経営における農業所得等を個別経営に準じて、以下のとおり組み替えて算出した（農業生産関連事業収支も同様の考え方である。）。

(1) 組織法人経営

共済・補助金等受取金については、個別経営では「農業粗収益の雑収入」に計上しているが、組織法人経営では企業会計原則による会計処理上「事業外収入」に計上されている。このため、組織法人経営の事業外収入から農業に係る共済・補助金等受取金を差し引いて農業収入に加え、農業粗収益とする。

次に、組織法人経営の農業支出から、個別経営では農業経営費とはしていない構成員帰属分（構成員に支払われた労務費、地代、給料、負債利子）を除外してイ農業経営費とする。

最後に、ア農業粗収益からイ農業経営費を引いてウ農業所得を算出した（「構成員帰属分」は組織の構成員に支払われた費用であり、企業としての会計では費用であるが、組織を構成する個々の農家としては収益（所得）としてみることができる。）。

ア 農業粗収益＝農業収入＋事業外収入のうち農業に係る共済・補助金等受取金

イ 農業経営費＝農業支出－構成員帰属分（労務費＋地代＋給料＋負債 利子）

ウ 農業所得＝ア農業粗収益－イ農業経営費

(2) 任意組織経営

任意組織経営の場合は、利益金の内部留保となる減価償却費の積立が認められていないため償却計算を行っていないのが通例である。そのため減価償却費を別途把握した。

また、会計上の農業費用に減価償却費及び構成員負担分相当額を加えて農業経営費とした。

農業経営費＝会計上の農業費用＋減価償却費＋構成員負担分相当額
構成員負担分相当額の算出方法は、以下のとおりである。

ア 構成員所有の農機具等を組織の農業経営に使用し、その使用に要した経費（農機具費、農用建物費、農用自動車費、光熱動力費及び減価償却費）が組織の経費として決算書類に計上されていないと判明した際は、組織の作付面積に占める、組織名義で所有又はレンタル・リースした農機具等を使用した割合（a）を聞き取りにより費目別に把握する。

イ 次に組織の作付面積を構成農家世帯数で除し、構成農家1戸当たり作付面積を求め、その面積を含む階層の個別経営体の作付面積10a当たり費用（b）を、営農類型別経営統計（個別経営）調査結果から各費目別に代入する。代入した費用を構成員が負担した作付面積10a当たり費用相当とみなす。ウ 最後に、アで把握した割合を基に構成員所有の農機具等を使用した作付面積を求め、その作付面積に、イで算出した営農類型別経営統計（個別経営）の作付面積10a当たり費用を乗じる。注：作付面積は、水田作経営の経営全体では水田作作付延べ面積、稲作部門では稲作作付面積、麦類作部門では麦類作付面積、白大豆作部門では白大豆作付面積である。

構成員負担分相当額＝組織の作付面積×（100－a）×b÷10

a＝組織所有又はレンタル・リースの農機具等を用いて作業を行った作付面積の割合（％）

b＝組織構成農家1戸当たり作付面積を含む階層の営農類型別経営統計（個別経営）の作付面積10a当たり費用

また、組織が構成員に支払った農機具等賃借料については、上記で算出した構成員負担分相当額との重複計上を防ぐために実支払額または割合（金額ベース）を聞き取って賃貸料から差し引いた。

(3) 総所得の算出方法

ア 組織法人経営における総所得（図の網掛け部分）は、「A収入合計（総収入）－B総経営費」により求める。なお、収入合計（総収入）と総経営費の算出方法は、以下のとおりである。

A収入合計（総収入）＝農業収入＋農業生産関連事業収入＋農外事業収入＋事業外収入

B総経営費＝a費用合計（総支出）－b構成員帰属分計

a 費用合計（総支出）は、「農業支出」、「農業生産関連事業支出」、「農外事業支出」、「事業外支出」の合計である。

b 構成員帰属分計は、事業支出のうち「労務費（うち構成員）」、「地代（うち員内借入地）」、「給料（うち構成員）」及び「負債利子（うち構成員）」の合計である。

なお、組織法人経営で「構成員帰属分」を捕捉しているのは、農業及び農業生産関連事業だけであり、それ以外の農外事業及び事業外収支では「所得」を算出しない。また、所得を算出するために「共済・補助金等受取金」を営業外利益から所得に付け替える処理は農業のみ行うため、農業生産関連事業で補助金等を受け取っていてもその補助金等は農業生産関連事業所得に含まない。

イ 任意組織経営における総収入は、「農業粗収益」、「農業生産関連事業収入」、「農外事業収入」の合計である。総所得は、「農業所得」、「農業生産関連事業所得」、「農外事業所得」の合計である（任意組織経営の事業外収支は便宜上、農外事業に含めている。）。

【経営形態別経営統計（個別経営）】について

集計推計方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_syusi/gaiyou/index.html#10

取りまとめ対象となった調査対象経営体ごとにウェイトを定め、それぞれ、経営形態別・営農類型・営農類型規模別・都道府県別等、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。この場合のウェイトは、都道府県別、営農類型・規模別に区分した各階層ごとの標本抽出率（階層の大きさに対する標本数の比率）の逆数とした。

$$\text{求めようとする項目の平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n W_i \times x_i}{\sum_{i=1}^n W_i}$$

n : 集計対象の範囲内の調査対象経営体数

W_i : 集計対象の範囲内の第i番調査対象経営体のウェイト

x_i : 集計対象の範囲内の第i番調査対象経営体のx項目の数値(調査結果)

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した取りまとめ対象経営体数}}{\text{2010年センサス結果における当該階層の大きさ(経営体数)}}$$

【】について

集計・推計方法

用語の解説

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_syusi/gaiyou/index.html#11

【営農類型別経営統計（個別経営）】と同じ

【農産物生産費統計】について

集計・推計方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/index.html#10

各調査対象経営体ごとにウエイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。この場合のウエイトとは、都道府県別作付面積規模別に抽出時における調査対象数をセンサス結果等から求めた農業経営体数で除した「標本抽出率」の逆数としている。

用語の解説

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/index.html#11

1. 家族労働費

家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

2. 自作地地代

近傍類地（調査対象作物の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

3. 自己資本利子

総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて算出したものである。

【畜産物生産費統計】について

集計推計方法

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/index.html#10

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。この場合のウエイトとは、都道府県別飼養頭数規模別に該当する取りまとめ調査対象経営体数を畜産統計調査結果における規模別飼養経営体数で除した「標本抽出率」の逆数としている。

用語の解説

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/index.html#11

1. 搾乳牛通年換算1頭当たり生産費

1経営体当たり生産費を年間月平均搾乳牛（乾乳中の牛を含む。）飼養頭数で除して算出したものである。

2. 生乳100kg当たり生産費

搾乳牛通年換算1頭当たり生産費を乳脂肪分3.5%換算乳量または実搾乳量で除して算出したものである。

3. 家族労働費

家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

4.自作地地代

その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

5.自己資本利子

総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて算出したものである。

b)速報と確報の違いについての説明

記載なし

d)季節調整結果に関する説明

非該当

e)集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f)公表のスケジュールの説明

公表予定について

URL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/index.html>

【営農類型別経営統計（組織経営）】【経営形態別経営統計（個別経営）】【農産物生産費統計】【畜産物生産費統計】についても、同一サイトへのリンクが貼られ、以下同文の掲載あり。

この公表予定は、農林水産省本省（大臣官房統計部及び各局庁等）が平成29年度（4月から翌年3月まで）に公表する農林水産統計について、その公表予定時期（実績）を取りまとめ御紹介するものです。

本内容は、毎月初めに公表時期の変更や前月までの公表実績を反映させています。特に、毎年4月には、当年度の公表予定及び前年度の公表実績を御紹介しています。

また、これとは別に、原則として毎週金曜日15時に、その翌週に公表を行う農林水産統計についてその予定日時を記した「週間公表予定表」を農林水産省ホームページに掲載していますので、併せて御覧ください。

g)非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：32 農業経営統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	0・①・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

【営農類型別経営統計（個別経営）】について

調査の結果 確報

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/index.html#r

営農類型別経営統計（個別経営、第1分冊、水田作・畑作経営編）平成26年〔Excel：e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001155719>

利用者のために（PDF ファイル）

1. 調査の概要

(11) 実績精度

1 経営体当たりの農業粗収益を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

営農類型別の目標精度と調査対象経営体数及び実績精度

区 分		目標精度	調査対象 経営体数	平成26年調査結果	
				集計 経営体数	実績精度
水田作	北海道	2.5	161	165	2.8
	都府県	1.2	1,446	1,454	1.4
	全 国	-	1,607	1,619	1.3
畑作	北海道	2.5	160	161	2.5
	都府県	3.5	483	464	4.6
	全 国	-	643	625	2.8
野菜作	露 地	2.5	509	511	3.0
	施 設	3.0	352	354	3.6
果 樹 作		3.5	503	499	3.0
花き作	露 地	-	50	48	16.6
	施 設	-	50	50	7.1
酪農	北海道	2.0	163	160	2.9
	都府県	2.0	201	199	2.3
	全 国	-	364	359	1.8
肉用牛	繁殖牛	4.0	108	109	4.2
	肥育牛	4.0	104	104	3.9
養 豚		3.5	89	89	4.0
採卵養鶏		-	50	49	9.2
ブロイラー養鶏		-	50	48	7.8

注：1 露地花き作、施設花き作、採卵養鶏、ブロイラー養鶏は、母集団の大きさから目標精度を設定せずに、母集団の動向、調査結果の利活用等を踏まえ、それぞれ50経営体を調査対象経営体とした。

2 調査対象経営体数と集計経営体数が一致しない営農類型があるが、これは調査開始時点において確認した営農計画と異なる作物を付付けたことにより、調査期間中に経営内容が変更された経営体は、営農類型を変更して集計を行うためである。

【営農類型別経営統計（組織経営）】について

調査の結果 確報

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_sosiki/index.html#r

営農類型別経営統計（組織経営編）（併載:経営形態別経営統計）平成 27 年〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001182883>

利用者のために（PDF ファイル）

【調査の概要】

11. 実績精度

1 組織当たり農業粗収益を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、組織法人の水田作経営は 3.6%、組織法人の水田作経営のうち集落営農は 4.2%、任意組織の水田作経営（集落営農）は 3.5%である。

なお、水田作以外の営農類型については、母集団が小さいことから目標精度を定めていない。

【経営形態別経営統計（個別経営）】について

記載なし

【農産物生産費統計】について

調査の結果 確報

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/index.html#r

米及び麦類の生産費 平成 27 年〔Excel : e-Stat〕

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001181483>

利用者のために（PDF ファイル）

4.利用上の注意

(12) 実績精度

調査対象作目別の全算入生産費の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

ア 米生産費（60kg当たり）

区 分	単 位	全 国	北 海 道	都 府 県
（参考）集計経営体数	経営体	986	89	897
標準誤差率	%	1.1	1.7	1.1

イ 小麦生産費（60kg当たり）

区 分	単 位	全 国	北 海 道	都 府 県
（参考）集計経営体数	経営体	522	112	410
標準誤差率	%	1.9	2.4	2.5

ウ 二条大麦生産費（50kg当たり）

区 分	単 位	全 国
（参考）集計経営体数	経営体	72
標準誤差率	%	4.9

エ 六条大麦生産費（50kg当たり）

区 分	単 位	全 国
（参考）集計経営体数	経営体	46
標準誤差率	%	6.5

オ はだか麦生産費（60kg当たり）

区 分	単 位	全 国
（参考）集計経営体数	経営体	38
標準誤差率	%	8.5

【畜産物生産費統計】について

調査の結果 確報

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/index.html#r

畜産物生産費 平成 27 年 [Excel : e-Stat]

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001173583>

利用者のために (PDF ファイル)

【調査の概要】(牛乳生産費)

8 実績精度

生乳 100kg 当たり（乳脂肪分 3.5%換算）全算入生産費を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと次のとおりである。

全 国：1.0%

北海道：1.1%

都府県：0.9%

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：32 農業経営統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		○
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

【営農類型別経営統計（個別経営）】

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/gaiyou/index.html#6

1. 農業経営体リストの作成

2010年世界農林業センサス結果で調査対象に該当した農業経営体を「営農類型（その他経営を含む。）の種類及び分類基準」に即し、各営農類型の分類基準に該当する経営体ごとに集め、さらに、営農類型別・都道府県別、営農類型規模別（「営農類型別経営統計（個別経営）の作付・飼養規模区分」を参照）に細分したリストを作成した。

営農類型別経営統計（個別経営）の作付・飼養規模区分

営農類型	規模区分の指標	規 模 区 分					
水田作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工業農作物を水田に作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0ha以上	a) 20.0～30.0 b) 30.0ha以上	
畑作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工業農作物を畑に作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～40.0	40.0ha以上	
露地野菜作経営	露地野菜の作付け延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0ha以上					
施設野菜作経営	施設野菜の作付け延べ面積	0.2ha未満	0.2～0.3	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0ha以上
果樹作経営	果樹の植栽面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0ha以上	
露地花き作経営	露地花きの作付け延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0ha以上		
施設花き作経営	施設花きの作付け延べ面積	0.2ha未満	0.2～0.5	0.5～1.0	1.0ha以上		
酪農経営	月平均搾乳牛飼養頭数	20頭未満	20～30	30～50	50～80	80～100	100頭以上
繁殖牛経営	月平均繁殖雌牛飼養頭数	5頭未満	5～10	10～20	20～50	50頭以上	
肥育牛経営	月平均肥育牛飼養頭数	50頭未満	50～100	100～200	200～500	500頭以上	
養豚経営	月平均豚飼養頭数	300頭未満	300～1000	1000～2000	2000頭以上		
採卵養鶏経営	月平均採卵雌鶏飼養羽数	1万羽未満	1万～3万	3万羽以上			
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー出荷羽数	10万羽未満	10万～20万	20万羽以上			

注) 集計時に用いる規模区分。

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/gaiyou/index.html#16

Q 「営農類型別経営統計（個別経営）」の対象はどのように選ばれるのですか？

A 2010年世界農林業センサス結果を母集団として、都道府県別営農類型別に無作為に抽出しています。

【営農類型別経営統計（組織経営）】

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_sosiki/gaiyou/index.html#6

農業経営体リストの作成

2010年世界農林業センサス結果及び集落営農実態調査（水田作経営の集落営農型組織）結果で調査対象に該当した農業経営体を、営農類型別、都道府県別及び、規模階層別に区分したリストを作成した。

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_sosiki/gaiyou/index.html#16

2. 調査方法について

Q 「営農類型別経営統計（組織経営）」の対象はどのように選ばれるのですか？

A 農林業センサス結果及び集落営農実態調査結果を母集団として、都道府県別営農類型別に無作為に抽出しています。

【経営形態別経営統計（個別経営）】

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_syusi/gaiyou/index.html#6

1. 農業経営体リストの作成

2010年世界農林業センサス結果で調査対象に該当した農業経営体を「営農類型（その他経営を含む。）の種類及び分類基準」に即し、各営農類型の分類基準に該当する経営体ごとに集め、さらに、営農類型別都道府県別、営農類型規模別（「営農類型別経営統計（個別経営）」の作付飼養規模区分）を参照）に細分したリストを作成した。

営農類型別経営統計（個別経営）の作付飼養規模区分

営農類型	規模区分の指標	規 模 区 分					
		0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
水田作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工藝農作物を水田に作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0ha以上	① 20.0～30.0	② 30.0ha以上
畑作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工藝農作物を畑に作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～40.0	40.0ha以上	
露地野菜作経営	露地野菜の作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0ha以上					
施設野菜作経営	施設野菜の作付けた延べ面積	2,000㎡未満	2,000～3,000	3,000～5,000	5,000～1万	1万～2万	2万㎡以上
果樹作経営	果樹の植栽面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0ha以上	
露地花き作経営	露地花きの作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0ha以上		
施設花き作経営	施設花きの作付けた延べ面積	2,000㎡未満	2,000～5,000	5,000～1万	1万㎡以上		
酪農経営	月平均搾乳牛飼養頭数	20頭未満	20～30	30～50	50～80	80～100	100頭以上
繁殖牛経営	月平均繁殖雌牛飼養頭数	5頭未満	5～10	10～20	20～50	50頭以上	
肥育牛経営	月平均肥育牛飼養頭数	50頭未満	50～100	100～200	200～500	500頭以上	
養豚経営	月平均豚飼養頭数	300頭未満	300～1,000	1,000～2,000	2,000頭以上		
採卵養鶏経営	月平均採卵鶏飼養羽数	1万羽未満	1万～3万	3万羽以上			
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー出荷羽数	10万羽未満	10万～20万	20万羽以上			
その他経営	農産物販売収入+農作業受託収入	100万未満	100万～300万	300万～500万	500万～1,000万	1,000万以上	

注：①は、集計時に用いる規模区分である。

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_syusi/gaiyou/index.html#16

2 調査方法について

Q：「経営形態別経営統計（個別経営）」の対象はどのように選ばれるのですか？

A：2010年世界農林業センサス結果を母集団として、都道府県別営農類型別に抽出しています。

【農産物生産費統計】

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/index.html#6

1. 米生産費統計

ア 全国の標本数及び作付規模別標本配分

北海道平均の米 60kg 当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」とい

う。)の標準誤差率 2.0%、都府県平均の 60kg 当たり全算入生産費の標準誤差率 1.0%を目標精度に設定し、それぞれの標本数を計算し(現行の調査における全国の標本数は 1,034 経営体)、2010 年世界農林業センサスによる全国水稻作付規模別米販売経営体数を基に、最適配分により作付規模別に標本数を配分した。

イ 都道府県別の標本配分

全国の作付規模別標本数を、都道府県別に、2010 年世界農林業センサスによる水稻作付規模別米販売経営体数に応じて比例配分した。

ウ 調査対象経営体の抽出

2010 年世界農林業センサスにおける米販売経営体について、都道府県別水稻作付規模別に水稻作付規模により昇順に配列したリストを作成し、同一規模階層に属する経営体を上記イで定めた作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から 1 経営体を無作為に抽出した。

2. 小麦生産費統計

ア 全国の標本数及び作付規模別標本配分

北海道平均の小麦 60kg 当たり全算入生産費の標準誤差率 3.0%、都府県の平均の 60kg 当たり全算入生産費の標準誤差率 2.5%を目標精度に設定し、それぞれの標本数を計算し(現行の調査における全国の標本数は 554 経営体)、2010 年世界農林業センサスによる全国小麦作付規模別小麦販売経営体数を基に、最適配分により作付規模別に標本数を配分した。

イ 都道府県別の標本配分

全国の作付規模別標本数を、都道府県別に 2010 年世界農林業センサスによる小麦作付規模別小麦販売経営体数に応じて比例配分した後、さらに、田作畑作別の経営体数に応じて田作畑作別に比例配分した。

なお、小麦作付面積に占める田作畑作別面積は、割合 50%を境として分けた。

ウ 調査対象経営体の抽出

2010 年世界農林業センサスにおける小麦販売経営体について、都道府県別小麦作付規模別に小麦作付規模により昇順に配列したリストを作成し、田作畑作別に同一規模階層に属する経営体を上記イで定めた作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から 1 経営体を無作為に抽出した。

3. 二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費統計

ア 全国の標本数及び作付規模別標本配分

全国平均の調査対象麦計算単位当たり(二条大麦及び六条大麦: 50kg、はだか麦: 60kg)全算入生産費の標準誤差率を二条大麦は 6.0%、六条大麦及びはだか麦は 8.0%を目標精度に設定し、それぞれの標本数を計算し(現行の調査における全国の標本数は、二条大麦生産費は 75 経営体、六条大麦生産費は 48 経営体、はだか麦生産費は 40 経営体)、2010 年世

界農林業センサスを基に情報収集した結果による全国作付規模別販売経営体数を基に、最適配分により作付規模別に標本数を配分した。

イ 都道府県別の標本配分

全国の作付規模別標本数を、都道府県別に、2010年世界農林業センサスを基に情報収集した結果による二条大麦、六条大麦及びはだか麦作付規模別販売経営体数に応じて比例配分した。

ウ 調査対象経営体の抽出

2010年世界農林業センサスを基に情報収集した結果における販売経営体について、都道府県別作付規模別に調査該当作付規模により昇順に配列したリストを作成し、同一規模階層に属する経営体を上記イで定めた作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から1経営体を無作為に抽出した。

4. 工芸農作物等生産費統計

ア 全国の標本数及び作付規模別標本配分

対象作物計算単位当たり全算入生産費について、目標精度を設定して標本数を計算し、2010年世界農林業センサスによる全国の対象作物作付規模別販売経営体数を基に、得られた標本数を作付規模別に最適配分した。

【表 工芸農作物等生産費統計の目標精度と標本数】

区 分		目標精度	標 本 数
大豆	北 海 道	4.0	76
	都 府 県	3.0	405
	計	3.0	481
原料用かんしょ		3.0	70
原料用ばれいしょ		2.0	84
そ ば		5.0	121
な た ね		5.0	82
て ん さ い		2.0	78
さ と う き び		3.0	131

イ 都道府県別の標本配分

上記アで配分した対象作物作付規模別標本数を、2010年世界農林業センサスによる対象作物作付規模別販売経営体数に応じて比例配分した。この結果、原料用かんしょ生産費統計の標本は全て鹿児島県、原料用ばれいしょ生産費統計及びてんさい生産費統計の標本は全

て北海道、さとうきび生産費統計の標本は全て鹿児島県・沖縄県へ配分した。

なお、大豆生産費統計については都道府県別に配分した標本数を、田作畑作別の経営体数に応じて、さらに田作畑作別に比例配分した。また、大豆作付面積に占める田作畑作別面積は、割合 50%を境として分けた。

ウ 調査対象経営体の抽出

2010 年世界農林業センサスによる対象作物販売経営体について、都道府県別対象作物の作付規模別に対象作物作付規模により昇順に配列したリストを作成し、同一規模階層に属する経営体を上記イで定めた標本数で除して等分し、等分した各区分から 1 経営体を無作為に抽出した。

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/gaiyou/index.html#16

2. 調査方法について

Q. 「農産物生産費統計」の対象はどのように選ばれるのですか？

A. 2010 年世界農林業センサス結果等を母集団として、都道府県別作物別に無作為に抽出しています。

【畜産物生産費統計】

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/index.html#6
生産費統計作成の各畜種ごとにそれぞれ、センサス結果において調査の対象に該当した経営体を一覧表に整理して母集団リストを編成し、調査対象経営体を抽出した。

1. 牛乳生産費統計

(1) 標本数

ア. 牛乳生産費統計の調査結果「北海道及び都府県平均の生乳 100kg 当たり(乳脂肪分 3.5%換算)資本利子地代全額算入生産費(以下「全算入生産費」という。)の標準誤差率 1.0%を目標制度に設定し標本数を定め、北海道 249 経営体、都府県 251 経営体(全国で 500 経営体)とした。更に、この標本数をセンサスによる北海道及び都府県の乳用牛(2 歳(24 か月)以上。以下同じ。)の飼養経営体数を基に、最適配分により飼養頭数規模別に配分した。

イ. アにより定めた全国の飼養頭数規模別標本数を、都道府県ごとにセンサスによる乳用牛飼養頭数規模別の経営体数に応じて比例配分した。

(2) 調査対象経営体の抽出・選定

ア. 都道府県ごとにセンサスによる乳用牛飼養経営体を飼養頭数規模別に飼養頭数により昇順に並べたリストを作成した。

イ. 飼養頭数規模別にアで作成したリストを(1)のイにより配分した該当飼養頭数規模の標本数で等分し、等分した各区分から1経営体は無作為に抽出した。

2. 子牛生産費統計

(1) 標本数

ア. 子牛生産費統計の調査結果「全国平均の子牛1頭当たり全算入生産費」の標準誤差率2.0%を目標精度に設定し標本数を定め、全国の標本数を197標本とした。更に、この標本数をセンサスによる全国の「和牛などの肉用種(子取り用雌牛)」(以下「繁殖雌牛」という。)の飼養経営体数を基に、最適配分により飼養頭数規模別に配分した。

イ. アにより定めた全国の飼養頭数規模区分別標本数を、都道府県ごとにセンサスによる繁殖雌牛飼養頭数規模別の経営体数に応じて比例配分した。

(2) 調査対象経営体の抽出・選定

ア. 都道府県ごとにセンサスによる繁殖雌牛飼養経営体を飼養頭数規模別に飼養頭数により昇順に並べたリストを作成した。

イ. 飼養頭数規模別にアで作成したリストを(1)のイにより配分した該当飼養頭数規模の標本数で等分し、等分した各区分から1経営体は無作為に抽出した。

3. 育成牛生産費統計

(1) 標本数

ア. 育成牛生産費統計の各調査結果「全国平均の育成牛1頭当たり全算入生産費」の標準誤差率3.0%を目標精度に設定し標本数を定め、全国の標本数を乳用雄育成牛60経営体、交雑種育成牛65経営体とした。更に、この標本数をセンサスによる全国の乳用雄育成牛又は交雑種育成牛の飼養経営体数を基に、最適配分により飼養頭数規模別に配分した。

イ. アにより定めた全国の飼養頭数規模別標本数を、都道府県ごとにセンサスによる乳用雄育成牛又は交雑種育成牛飼養頭数規模別の経営体数に応じて比例配分した。

(2) 調査対象経営体の抽出・選定

ア. 都道府県ごとにセンサスによる乳用雄育成牛又は交雑種育成牛飼養経営体を飼養頭数規模別に飼養頭数により昇順に並べたリストを作成した。

イ. 飼養頭数規模別にアで作成したリストを(1)のイにより配分した該当飼養頭数規模の標本数で等分し、等分した各区分から1経営体は無作為に抽出した。

4. 肥育牛生産費統計

(1) 標本数

ア. 肥育牛生産費統計の各調査結果「全国平均の肥育牛1頭当たり全算入生産費」の標準誤差率2.0%を目標精度に設定し標本数を定め、全国の標本数を去勢若齢肥育牛318経営

体、乳用雄肥育牛 101 経営体、交雑種肥育牛 108 経営体とした。更に、この標本数をセンサスによる全国の去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛又は交雑種肥育牛の飼養経営体数を基に、最適配分により飼養頭数規模別に配分した。

イ. アにより定めた全国の飼養頭数規模別標本数を、都道府県ごとにセンサスによる去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛又は交雑種肥育牛飼養頭数規模別の経営体数に応じて比例配分した。

(2) 調査対象経営体の抽出・選定

ア. 都道府県ごとにセンサスによる去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛又は交雑種肥育牛飼養経営体を飼養頭数規模別に飼養頭数により昇順に並べたリストを作成した。

イ. 飼養頭数規模別にアで作成したリストを(1)のイにより配分した該当飼養頭数規模の標本数で等分し、等分した各区分から1経営体を無作為に抽出した。

5. 肥育豚生産費統計

(1) 標本数

ア. 肥育豚生産費統計の結果「全国平均の肥育豚1頭当たり全算入生産費」の標準誤差率2.0%を目標精度に設定し標本数を定め、全国の標本数を190経営体とした。更に、この標本数をセンサスによる全国の肥育豚飼養経営体数を基に、最適配分により飼養頭数規模別に標本数を配分した。

イ. アにより定めた全国の飼養頭数規模別標本数を、都道府県ごとにセンサスによる肥育豚飼養規模別の経営体数に応じて比例配分した。

(2) 調査対象経営体の抽出・選定

ア. 都道府県ごとにセンサスによる肥育豚飼養経営体を飼養頭数規模別に飼養頭数により昇順に並べたリストを作成した。

イ. 飼養頭数規模別にアで作成したリストを(1)のイにより配分した該当飼養頭数規模の標本数で等分し、等分した各区分から1経営体を無作為に抽出した。

URL:http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/gaiyou/index.html#16

2 調査方法について

Q: 「畜産物生産費統計」の対象はどのように選ばれるのですか?

A: 2010年農林業センサス結果を母集団として、都道府県畜種別に無作為に抽出しています。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等）の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

「利用者のために」の「3 調査結果の取りまとめと統計表の編成」「(1) 調査結果の取りまとめ方法」から

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001181483>

イ集計対象（集計経営体）

(ア) 米生産費統計

調査結果の集計対象は、調査対象経営体のうち、脱落経営体（調査の途中で何らかの事由によって調査を中止した経営体。以下同じ。）、玄米販売量が600kg未満の経営体及び過去5か年の10a 当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a 当たり平均収量（平年作）に対する調査年の収量の増減が20%以上であった経営体を除く経営体とした。

なお、平成27年産米生産費では調査対象経営体1,034経営体のうち986経営体が該当した。

(イ) 小麦生産費統計

調査結果の集計対象は、調査対象経営体のうち、脱落経営体、小麦を60kg以上販売しなかった経営体及び過去5か年の10a 当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a 当たり平均収量（平年作）に対する調査年の収量の増減が70%以上であった経営体を除く経営体とした。

なお、平成27年産小麦生産費では調査対象経営体549経営体のうち522経営体が該当した。

(ウ) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費統計

調査結果の集計は、調査対象経営体のうち、脱落経営体、二条大麦及び六条大麦については50kg以上、はだか麦については60kg以上販売しなかった経営体及び過去5か年の10a 当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a 当たり平均収量（平年作）に対する調査年

の収量の増減が70%以上であった経営体を除く経営体とした。

なお、平成27年産では、二条大麦生産費では調査対象経営体75経営体のうち72経営体、六条大麦生産費では同50経営体のうち46経営体、はだか麦生産費では同40経営体のうち38経営体が該当した。

注： 選定の状況により、調査設計上の調査対象経営体数（5ページ参照）と、実際に調査を行う調査対象経営体数は異なる場合がある。

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：32 農業経営統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

33 工業統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：33 工業統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・ 2 ※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

調査の概要

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/gaiyo.html>

調査の対象

【地域】 全国

【単位】 事業所

【属性】 日本標準産業分類に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）。（平成 20 年調査以前は、西暦末尾 0、3、5 及び 8 年については全数調査を実施していた。）

【調査対象数】 平成 26 年調査（結果） 211,832 事業所

b) 報告を求める者

平成 26 年確報（概要版）

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2/h26/gaiyo/index.html>

利用上の注意 [PDF 形式] ([h26-k1-riyou-j.pdf](#))(257KB)

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2/h26/gaiyo/pdf/h26-k1-riyou-j.pdf>

I 工業統計調査について

5. 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。）内にある事業所に対する調査、本社一括調査又は国直送調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っている。

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

基幹統計名：33 工業統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

調査の概要

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/gaiyo.html>

調査の方法

【調査経路】

調査員調査方式

経済産業省→都道府県→市町村→調査員→調査客体

本社等一括調査方式

経済産業省→調査客体

国直送調査方式

経済産業省→調査客体

【配布方法】 郵送、オンライン、調査員

【収集方法】 郵送、オンライン、調査員

d) 調査期日又は調査期間の説明

調査の概要

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/gaiyo.html>

調査の時期

【調査周期】 毎年※

【調査期日】 6月1日

【実施期日】 調査期日から市町村長の定める日まで

※ 経済センサス-活動調査を実施する年を除く

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/H29kougyo/H29kougyo.html>

平成29年工業統計調査を実施します

工業統計調査は例年12月31日に実施していましたが、平成29年調査は、平成29年6月1日に調査日を変更し、平成28年1月から12月の実績をご報告いただきます。

調査の対象となる事業所の皆様へは、平成29年5月ごろに調査票をお配りしますので、よろしくお願ひします。

また、調査員調査、国担当調査のいずれも統計調査員が訪問し、従業者数や業務の内容、構内事業所の有無等を伺う準備調査を行いますのでご対応いただきますようお願いいたします。

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/H29kougyo/pdf/H29you-kinyu-kou.pdf>

調査票の記入・提出について

- 「12 製造品の出荷額、在庫額等」の製造品番号は、同時に配布しました「商品分類表」をご覧ください。
- 調査票の記入・提出はインターネットでも可能です(回答期限:6月7日(水)。あらかじめ「オンライン調査ログイン情報」が同封された事業所に限ります。同封されていない場合は紙調査票で提出をお願いします。)

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

Q&A

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/qa.html>

質問：プライバシーは保護されるのですか？

回答：工業統計は統計法の法令規程に基づいて行われています。調査に従事する人（国、地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、調査上知り得た秘密の属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。さらに、統計をつくる目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。また、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：33 工業統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	○	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

調査の結果

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-4.html>

推計方法

工業統計調査は、従業者4人以上の事業所が調査対象（平成20年以前は西暦末尾1、2、4、6、7及び9年）であるため、従業者3人以下の事業所の数値について、以下の推計を行い産業編に掲載している。

(1)推計項目

事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等の5項目

(2)推計方法

1)事業所数及び従業者数

工業調査準備名簿により推計

2)現金給与総額、原材料使用額等及び製造品出荷額等

全国の従業者4～9人事業所の産業細分類別(4桁分類)対前年増減率を都道府県別の産業細分類別(4桁分類)数値に乗じて算出し、産業小分類(3桁分類)、産業中分類別(2桁分類)に積み上げた値を各都道府県の推計値とし、これを積み上げて全国の数値としている。

b) 速報と確報の違いについての説明

統計表一覧

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html>

定期公表物

下記刊行物は、「速報」→「確報」の順で公表されます。

下記表で「速報」と「確報」の両方が公表されている場合は、「確報」が確定値となりますので、そちらをご利用くださるようお願いいたします。

公表形態

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/keitai.html>

集計と公表

- (1) 従業者4人以上の事業所について、調査実施から約9ヶ月後に、主要調査項目（事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、有形固定資産額）を産業中分類（2桁分類）、従業者規模別、都道府県別に集計して、速報として公表しています。
- (2) 調査実施から約1年3ヶ月後に「工業統計表」として、各編（「産業編」、「品目編」、「市区町村編」、「用地・用水編」、「工業地区編」、「産業細分類別統計表(経済産業局別・都道府県別表)」、「企業統計編」）を順次集計し、確報として公表しています。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

統計結果の公表情報

URL:http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/yotei/xml/e-stat_kougyo.xml

【工業統計調査】

工業を営む事業所の産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、製造品出荷額等我が国工業の実態を調査。
更新日：平成 28 年 7 月 29 日

平成 26 年速報集計		公表日： 平成 27 年 9 月 29 日 インターネット情報 掲載年月日 平成 27 年 9 月 29 日 閲覧情報 閲覧場所 調査統計グループ構造統計室 閲覧期間 平成 27 年 9 月 29 日以降 備考 平成 26 年工業統計調査の速報版
平成 26 年確報集計	産業編〔概要版〕	公表日： 平成 28 年 1 月 29 日 インターネット情報 掲載年月日 平成 28 年 1 月 29 日 刊行物情報 刊行物名 工業統計表 産業編〔概要版〕 刊行物発行年月日 平成 28 年 3 月 閲覧情報 閲覧場所 経済産業省図書館 閲覧期間 平成 28 年 4 月 以降 備考 工業を営む事業所に関する産業別の集計結果（概要）
	品目編	公表日： 平成 28 年 3 月 25 日 インターネット情報 掲載年月日 平成 28 年 3 月 25 日 刊行物情報 刊行物名 工業統計表 品目編 刊行物発行年月日 平成 28 年 6 月 閲覧情報

	<p>閲覧場所 経済産業省図書館</p> <p>閲覧期間 平成 28 年 7 月 以降</p> <p>備考 工業を営む事業所に関する品目別の集計結果</p>
産業編	<p>公表日 : 平成 28 年 3 月 11 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日 平成 28 年 3 月 11 日</p> <p>刊行物情報</p> <p>刊行物名 工業統計表 産業編</p> <p>刊行物発行年月日 平成 28 年 6 月</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所 経済産業省図書館</p> <p>閲覧期間 平成 28 年 7 月 以降</p> <p>備考 工業を営む事業所に関する産業別の集計結果</p>
市区町村編	<p>公表日 : 平成 28 年 4 月 8 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日 平成 28 年 4 月 8 日</p> <p>刊行物情報</p> <p>刊行物名 工業統計表 市区町村編</p> <p>刊行物発行年月日 平成 28 年 6 月</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所 経済産業省図書館</p> <p>閲覧期間 平成 28 年 7 月 以降</p> <p>備考 工業を営む事業所に関する市区町村別の集計結果</p>
用地・用水編	<p>公表日 : 平成 28 年 4 月 28 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日 平成 28 年 4 月 28 日</p> <p>備考 工業を営む事業所の用地・用水に関する集計結果</p>
工業地区編	<p>公表日 : 平成 28 年 4 月 28 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日 平成 28 年 4 月 28 日</p> <p>備考 工業を営む事業所に関する工業地区別の集計結果</p>
産業細分類別統計表	<p>公表日 : 平成 28 年 4 月 8 日</p> <p>インターネット情報</p>

		<p>掲載年月日 平成 28 年 4 月 8 日</p> <p>刊行物情報</p> <p>刊行物名 工業統計表 産業細分類別統計表</p> <p>刊行物発行年月日 平成 28 年 6 月</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所 経済産業省図書館</p> <p>閲覧期間 平成 28 年 7 月 以降</p> <p>備考</p> <p>工業を営む事業所に関する細分類別の集計結果</p>
	<p>企業統計編</p>	<p>公表日 : 平成 28 年 8 月 5 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日 平成 28 年 8 月 5 日</p> <p>備考</p> <p>工業を営む事業所に関する企業別の集計結果</p>
<p><u>g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明</u></p> <p>記載なし</p> <p><u>h) 一部非回答、外れ値の処理の説明</u></p> <p>記載なし</p>		

基幹統計名：33 工業統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：33 工業統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

平成 26 年確報（概要版）

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2/h26/gaiyo/index.html>

利用上の注意 [PDF 形式] (h26-k1-riyou-j.pdf)(257KB)

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2/h26/gaiyo/pdf/h26-k1-riyou-j.pdf>

II 平成 26 年工業統計表 産業編 [概要版] について

5. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率
211,832	202,410	95.6%

注 1. 調査対象事業所数及び調査票回収数には、廃業、転業、休業、操業準備中の事業所数及び操業開始後未出荷の事業所を含まない。

注 2. 回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：33 工業統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

34 経済産業省生産動態統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	1
④	標本誤差	-
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：34 経済産業省生産動態統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・ 2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/gaiyo.html#menu04>

調査の対象

【地域】 全国

【単位】 事業所（又は企業）

【属性】

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号）別表に掲げる鉱産物及び工業品を生産する者であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所。

上記事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は当該事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所（特定事業所）。

（注）調査対象の範囲については、各統計毎の利用上の注意を参照してください。

規則別表(PDF/2.3MB)

【調査対象数】 約2万

（鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計編）

URL:http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result/gaiyo/resourceData/01_tekko/nenpo/h2daa2016k.pdf

1. 調査の対象

この年報に収録した調査票の種類及び調査の範囲は、次表のとおりです。

調査票名	調査の範囲
鉄鋼月報(その1)鉄鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品	全ての事業所
鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材	〃
鉄鋼月報(その4)普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く)・めっき鋼材(線類を除く)・冷間ロール成型形鋼	〃
鉄鋼月報(その5)特殊鋼圧延鋼材	〃
鉄鋼月報(その6)鋼管	〃
鉄鋼月報(その7)磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品	従事者30名以上の事業所
鉄鋼月報(その9)労務・設備	全ての事業所
軽金属板製品月報	従事者20名以上の事業所
アルミニウム月報	全ての事業所
非鉄金属製品月報(伸銅製品)	〃
非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)	〃
非鉄金属製品月報(アルミニウム圧延製品)	〃
非鉄金属製品(電線・ケーブル)、光ファイバ製品月報	従事者30名以上の事業所 (光ファイバ製品は全ての事業所)
非鉄金属月報	全ての事業所
鉄構物及び架線金物月報	従事者30名以上の事業所 (鉄構物は50名以上)
ばね月報	従事者30名以上の事業所
弁及び管継手月報	〃
空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報	従事者30名以上の事業所 (作業工具は20名以上)
ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	従事者50名以上の事業所
粉末や金製品月報(超硬チップを除く)	従事者30名以上の事業所
鍛工品月報	従事者20名以上の事業所
鉄鉄鋳物月報	従事者30名以上の事業所
可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	〃
非鉄金属鋳物月報	従事者20名以上の事業所 (銅合金鋳物は10名以上)
ダイカスト月報	従事者30名以上の事業所

(化学工業統計編)

URL:http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result/gaiyo/resourceData/02_kagaku/nenpo/h2dbb2016k.pdf

2. 調査の範囲について

この年報に収録した品目の調査範囲は、下記を除き、すべて全生産事業所を対象として調査したものです。

- 石灰及び軽質炭酸カルシウム : 従事者15名以上の事業所
- 油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤 : 従事者10名以上の事業所(昭和39年12月以前は全数調査)
- 化粧品 : 企業(委託先企業を含む)全体の従事者が30名以上の企業
- 塗料及び印刷インキ : 従事者10名以上の事業所(昭和39年12月以前は全数調査)

(機械統計編)

URL:http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result/gaiyo/resourceData/03_kikai/nenpo/h2dcd2016k.pdf

第1表 調査票名及び調査対象事業所の範囲

調査票 番号	調 査 票 名	調査票 番号	調 査 票 名
従事者50名以上の事業所を対象とするもの		従事者50名以上の事業所を対象とするもの(続き)	
01	ボイラ及び原動機	37	電子計算機及び情報端末
02	土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	38	電気計測器及び電子応用装置
03	化学機械及び貯蔵槽	39	電 池
04	製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械(製紙機械、プラスチック加工機械)	40	自 動 車
06	ポンプ、圧縮機及び送風機	41	自動車部品及び内燃機関電装品
07	油圧機器及び空気圧機器	44	産業車両
08	運搬機械及び産業用ロボット	46	計測機器
09	動力伝導装置	47	光学機械器具及び時計
11	金属工作機械	57	半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置
16	事務用機械	従事者30名以上の事業所を対象とするもの	
17	ミシン及び繊維機械(繊維機械)	04	製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械(印刷・製版・製本及び紙工機械)
18	冷凍機及び冷凍機応用製品	10	農業用機械器具及び木材加工機械
19	業務用サービス機器	12	金属加工機械及び鑄造装置
20	軸受、軸受メタル及びブッシュ	14	食料品加工機械、包装機械及び荷造機械
28	回転電気機械	17	ミシン及び繊維機械(ミシン)
29	静止電気機械器具	23	金 型
30	開閉制御装置	24	機械工具
31	民生用電気機械器具	43	自転車及び車いす(車いす)
32	電球、配線及び電気照明器具	従事者10名以上の事業所を対象とするもの	
33	通信機械器具及び無線応用装置	43	自転車及び車いす(自転車)
34	民生用電子機械器具	すべての事業所を対象とするもの	
35	電子部品	45	航 空 機
36	電子管、半導体素子及び集積回路		

(繊維・生活用品統計編)

URL:http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result/gaiyo/resourceData/05_seni/nenpo/h2dff2016k.pdf

2. 調査に該当する範囲

月報（調査票）の種類	調査対象の範囲	月報（調査票）の種類	調査対象の範囲
化学繊維	従事者30名以上の事業所及び2以上の事業所を有する企業	二次製品	(製綿・ふとん) 従事者20名以上の事業所
紡績糸	従事者20名以上、又は精紡機800錘以上の事業所及び2以上の事業所を有する企業		(網) 従事者20名以上の事業所
織物 (細幅織物を除く)	従事者10名以上及び2以上の事業所を有する企業		(網) 従事者20名以上の事業所
タフテッドカーペット・フェルト・不織布	従事者20名以上の事業所		(細幅織物・組ひも・レース) 従事者10名以上の事業所
染色整理 (機械染色整理)	従事者20名以上の事業所	生活用品	家具 従事者50名以上の事業所
ニット・衣服縫製品	ニット生地を生産する従事者30名以上の事業所及びニット製品又は織物縫製品を生産する従事者30名以上の事業所		楽器 従事者20名以上の事業所
			文具 従事者20名以上の事業所
			玩具 従事者10名以上の事業所
			革靴 従事者10名以上の事業所
		製革 従事者10名以上の事業所	

(紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品統計編)

URL:http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result/gaiyo/resourceData/06_kami/nenpo/h2dgg2016k.pdf

1. 調査の対象

この年報に収録した調査票の種類及び調査の範囲は、次表のとおりです。

調査票名	調査の範囲
パルプ	すべての事業所
紙	すべての事業所(手すきの紙を除く)
板紙	すべての事業所
段ボール	従事者50名以上の事業所
紙おむつ	すべての事業所
印刷	従事者100名以上の事業所 (新聞社直営の事業所を除く)
プラスチック製品	従事者50名以上の事業所
ゴム製品	従事者5名以上の事業所

(資源・窯業・建材統計編)

URL:http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result/gaiyo/resourceData/09_shigenyogyo/nenpo/h2dee2016k.pdf

2. 調査範囲について

この年報に収録された統計調査の調査範囲は、次のとおりです。

調査票名	調査の範囲
◆資源・エネルギー統計関係	
鉱物及びコークス月報	全ての事業所 ただし、石灰石は従事者10名以上の事業所
原油及び天然ガス月報	全ての事業所
石油製品月報	全ての事業所
◆窯業・建材統計関係	
板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報	全ての事業所
ガラス製品・ほうろう鉄器月報	ガラス製品：従事者10名以上の事業所 ほうろう鉄器：従事者20名以上の事業所
セメント・セメント製品月報	セメント：全ての事業所 セメント製品：従事者30名以上の事業所
陶磁器月報	従事者10名以上の事業所
ファインセラミックス月報	従事者5名以上の事業所
耐火れんが・不定形耐火物月報	全ての事業所
炭素製品・研削砥石月報	全ての事業所
ボード・パネル月報	全ての事業所
金属製建具月報	従事者30名以上の事業所

b) 報告を求める者

(各統計の記入要領に同様の記載あり。下記は「化学工業関係月報記入要領」のもの)

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/gaiyo/chosahyo/H29kinyuyoryo/kagakukougou.pdf>

4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）は調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、統計法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/gaiyo.html#menu04>

調査の対象

【地域】 全国

【単位】 事業所（又は企業）

【属性】

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号）別表に掲げる鉱産物及び工業品を生産する者であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所。

上記事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は当該事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所（特定事業所）。

（注）調査対象の範囲については、各統計毎の利用上の注意を参照してください。

規則別表(PDF/2.3MB)

【調査対象数】 約2万

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/qa.html#1-07>

質問：1-07. 調査対象となっている事業所の数はどれくらいですか？

回答：平成29年時点では約1万5千事業所が調査対象となっています。

基幹統計名：34 経済産業省生産動態統計		② 調査方法（データ収集方法）
確認事項		記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明		○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明		○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明		○
d) 調査期日又は調査期間の説明		○
e) 調査票配布・回収期間の説明		×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明		×
g) 事務処理基準の概要		×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明		○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明		×
評価		0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/gaiyo.html#menu09>

調査の方法

【調査経路】

経済産業省→調査客体

経済産業省→経済産業局→調査員→調査客体

経済産業省→経済産業局→調査客体

経済産業省→都道府県→調査員→調査客体

経済産業省→都道府県→調査客体

【配布方法】 郵送、調査員

【収集方法】 郵送、オンライン、調査員

【調査員規模】 約 300 人

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/qa.html#1-04>

質問：1-04. 生産動態統計調査はどのように行われているのですか？

回答：調査の方法は次の3つの方法により毎月行われています。

【調査員調査】

統計調査員が調査対象事業所を訪問し、調査票等を配布し、調査票に必要事項の記入を依頼し、後日回収する方法。

なお、統計調査員は、経済産業局長又は都道府県知事により任命され、調査票の配布・回収を主な任務とする準公務員。

【郵送調査】

経済産業省本省、経済産業局及び都道府県が調査票等を郵送により調査対象事業所へ送付し、調査票を郵送等により回収する方法。

【オンライン調査】

経済産業省と調査対象事業所とをインターネットで結び、オンラインにより事業所が調査票データを報告する方法。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/gaiyo.html#menu08>

調査の時期

【調査周期】 毎月

【調査期日】 毎月末日現在。調査期間は、原則として毎月1日から月末までの1か月間。なお、やむを得ない場合は、一定の日（例えば、25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の

期間を調査期間としています。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/qa.html#2-02>

質問：2-02. 報告した内容の秘密は守られるのでしょうか？

回答：調査票の回収や集計業務を行う担当職員及び統計調査員には、国家公務員法・地方公務員法の守秘義務や統計法第41条の守秘義務があります。これら調査に従事する人は、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏すことは法律で固く禁じられています。

調査票やデータの管理につきましては、各事業所から提出いただいた紙の調査票は、最終的には全て経済産業省に集められ、厳重に保管されています。保存期間後は溶解処理処分をしています。また、電子化された情報を処理・保存するコンピュータやサーバは、情報の持ち出しやセキュリティの管理を厳重にしています。オンラインでの報告はSSLによる暗号化通信となっています。

また、個々の事業所のデータは統計の作成のみに使用され、徴税などに使用されることはありません。

公表の方法については、集計された数値のみを公表しています。また、対象事業所数が2事業所以下となった項目の集計値は秘匿とし、数値は公表せず「×」と表記しています。

(参考：統計調査への協力のお願ひ

<http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/kyoryoku.html>)

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：34 経済産業省生産動態統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	○	
c) 集計・推計の方法の説明	×	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・①・2・3	

b) 速報と確報の違いについての説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/qa.html#3-02>

質問：3-02. 「速報」、「月報（確報）」、「年報」の違いはなんですか？

回答：「速報」は品目・項目を限定して調査月の翌月末に、「月報（確報）」はすべての調査品目・項目について、翌々月の中旬頃公表しています。

また、「年報」は月報公表後、補正の必要性が生じたものを修正し（これを「年間補正」といいます。）、翌年6月頃に公表しています。

c) 集計・推計の方法の説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/qa.html#3-01>

質問：3-01. 調査結果はいつ頃公表されるのですか？

回答：速報は調査月の翌月末、月報（確報）は翌々月中旬、年報は翌年6月上旬頃にホームページ上で公表しています（年報の暫定版は、5月下旬にホームページで公表しています）。
詳細に関しては、公表予定日の一覧を御参照ください

(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/yotei/xml/e-stat_seidou.xml)

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：34 経済産業省生産動態統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
	a) 標本誤差に関する説明	—
	b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）	—
	c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：34 経済産業省生産動態統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/gaiyo.html#menu04>

調査の対象

【地域】 全国

【単位】 事業所（又は企業）

【属性】

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号）別表に掲げる鉱産物及び工業品を生産する者であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所。

上記事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は当該事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所（特定事業所）。

（注）調査対象の範囲については、各統計毎の利用上の注意を参照してください。

規則別表(PDF/2.3MB)

【調査対象数】 約2万

【回収率】 約94%

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/qa.html#1-08>

質問：1-08. 回収率はどれくらいですか？

回答：約93%です。

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラ

一など) の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：34 経済産業省生産動態統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	0・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

35 商業統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・計方法	2
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：35 商業統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・ 2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

調査の概要

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/gaiyo.html>

調査の対象

【地域】 全国

【単位】 事業所

【属性】 日本標準産業分類に掲げる「大分類 I-卸売業,小売業」に属する全国の事業所。

【調査対象数】 1,407,235 事業所 平成 26 年調査結果

b) 報告を求める者

報告義務と秘密の保護について

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/gaiyo/gimu-hogo.html>

< 基幹統計調査の報告義務 >

統計調査の結果を基に正確な統計を作成するためには、すべての調査対象から正確に回答した調査票を提出していただく必要があります。そのため、「統計法」及び「商業統計調査規則」において、統計調査の 報告義務について規定しております。

【統計法】

1. 報告義務

統計法の第 13 条において、調査の対象である「人又は法人に対して報告を命ずることができ。」と規定しております。

2. 罰則

統計法の第 60 条において、「報告を妨げた者」に対して、「6 箇月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」と規定しており、第 61 条において、「報告をせず、又は虚偽の報告をした者」に対して、「50 万円以下の罰金に処する。」と規定しております。

【商業統計調査規則】

「統計法」に基づく「商業統計」（基幹統計）を作成するための調査である「商業統計調査」の 報告義務については、商業統計調査規則で次のように規定しております。

(報告義務)

第 8 条 調査事業所の管理責任者（以下「調査事業所の報告義務者」という。）は、調査票に掲げる事項について、報告しなければならない。ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「本社等一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、本社等一括調査企業を代表する者（以下「本社等一括調査企業の 報告義務者」という。）が一括して報告しなければならない。

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

基幹統計名：35 商業統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

調査の概要

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/gaiyo.html>

調査の方法

【調査経路】

調査員調査方式

経済産業省→都道府県→市町村→調査員→報告者

本社等一括調査方式

経済産業省→民間事業者→報告者

【配布方法】 郵送、調査員

【収集方法】 郵送、オンライン、調査員

d) 調査期日又は調査期間の説明

調査の概要

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/gaiyo.html>

調査の時期

【調査周期】 経済センサス・活動調査の2年後

【調査期日】 7月1日

【実施期日】 調査期日から6か月以内

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

報告義務と秘密の保護について

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/gaiyo/gimu-hogo.html>

<調査関係者の守秘義務>

統計調査員を始めとする調査関係者に対しては、「統計法」において、調査内容の秘密を保護することが規定されております。

【統計法】

1. 秘密の保護

統計法の第 41 条において、「基幹統計調査の結果知り得た個人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。」と規定しております。

2. 目的以外の使用の禁止

統計法の第 40 条において、「調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。」と規定しております。

3. 調査票の適正管理

統計法の第 42 条において、「集められた調査票を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。」と規定しております。

< 個人情報の保護に関する法律との関係 >

行政機関における個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」の制定に併せて「行政機関における個人情報の保護に関する法律」が制定されております。

【統計調査は制限されない】

個人情報の保護に関する上記の法律は、事業者又は行政機関がその業務の必要上取得した個人情報の取扱について定めているものであり、行政機関が実施する統計調査を制限するものではありません。

また、様々な施策や経済分析等の基礎資料として、正確な統計を作成するためには、個人又は法人等の情報を調査する必要があります。

【個人情報は統計法により保護】

統計調査の結果、知り得た個人又は法人等の秘密は、「統計法」により保護されております。

Q & A

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/qa.html>

質問：プライバシーは保護されるのですか？

回答：商業統計は統計法の法令規定に基づいて行われています。調査に従事する人（国、地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。さらに、統計をつくる目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。

調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：35 商業統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		○
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		×
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

b) 速報と確報の違いについての説明

c) 集計・推計の方法の説明

公表形態

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/keitai.html>

経済産業省ホームページ、刊行物等

経済産業省において、刊行物及び磁気媒体等で「平成19年商業統計表」等として順次公表します。公表予定の刊行物は次のとおりです。また、磁気媒体による公表は「商業統計速報」を除く各統計編・統計表について行います。また、各刊行物の概要及びデータについては、インターネットによる公表を行います。

種別	主な内容
商業統計速報	主要項目(事業所数、従業者数、年間商品販売額、商品手持額、売場面積)について、産業分類別、従業者規模別(事業所数のみ)、都道府県別にとりまとめた統計表です。
商業統計表 第1巻 産業編 (総括表)	全国の事業所について、産業分類(細分類)別、経営組織別、単独事業所・本店・支店別、従業者規模別、売場面積規模別、営業形態別、年間商品販売額階級別、営業時間階級別、法人・個人別、販売方法別、仕入先及び販売先別等にとりまとめた統計表及び商業企業単位にとりまとめた統計表です。
商業統計表 第2巻 産業編 (都道府県表)	都道府県別及び16大都市別の産業分類(細分類)別、経営組織別、売場面積規模別、営業時間階級別、営業形態別、販売方法別、仕入先及び販売先別等にとりまとめた統計表です。
商業統計表 第3巻 産業編 (市区町村表)	区市郡別の産業分類(小分類)別及び町村別の産業分類(中分類)別等にとりまとめた統計表です。
商業統計表 第4巻 品目編	卸売・小売事業所は、各種の商品を取り扱っているものが多いため、これらの事業所が販売している商品を中心に考えて、区市郡別に商品(卸売・小売)別の事業所数、年間商品販売額等をとりまとめた統計表及び全国の産業分類(細分類)別に商品(卸売・小売)別の事業所数、年間商品販売額をとりまとめた統計表です。
商業統計表 流通経路別統計 編	法人組織の卸売事業所について、調査項目の「仕入先別割合」、「販売先別割合」を組み合わせて「一次卸」、「二次卸」等の流通段階別と、更にこれを基に「生産者から仕入れ、卸売業者へ販売」等の流通経路別に分類

(卸売業)	し、事業所数、年間商品販売額等を取りまとめた統計表です。
商業統計表 業態別統計編 (小売業)	多様化する小売業の実態を把握するために、産業分類別ではなく、業態区分別(大型百貨店、その他の百貨店、総合スーパー、衣料品スーパー、食料品スーパー、住関連スーパー、ホームセンター、コンビニエンスストア、ドラッグストア、その他のスーパー、専門店、中心店、その他の小売店など)に分類して事業所数、年間商品販売額等を取りまとめた統計表です。
商業統計表 立地環境特性格 統計編 (小売業)	事業所をとりまく環境を明らかにするため、小売業について事業所ごとに立地環境の特性付け(商業集積地区、オフィス街地区、住宅地区、工業地区、その他地区)を行い、特性区分別、産業分類別の事業所数、年間商品販売額等を取りまとめた統計表です。
商業統計メッシュ	地域に関する情報を把握する場合、対象とする範囲が小地域化する傾向にあるとともに、従来の市区町村単位では把握しにくい場合があることから、事業所ごとにメッシュコードを付加し、「事業所数」、「従業者数」、「商品販売額」、「売場面積」等の主要項目について1kmメッシュ及び500mメッシュごとに集計したものです。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

公表予定

URL:http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/yotei/xml/e-stat_syougyo.xml

統計結果の公表情報

【商業統計調査】

商業を営む事業所について産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等我が国商業の実態を調査。

更新日：平成 28 年 12 月 28 日

平成 26 年速報集計	<p>公表日： 平成 27 年 6 月 30 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日</p> <p>平成 27 年 6 月 30 日</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所</p> <p>調査統計グループ構造統計室</p>
-------------	---

			<p>閲覧期間</p> <p>平成 27 年 7 月以降</p> <p>備考</p> <p>平成 26 年商業統計調査の概要</p>
平成 26 年確報集計	産業編	総括表	<p>公表日： 平成 27 年 12 月 25 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日</p> <p>平成 27 年 12 月 25 日</p> <p>刊行物情報</p> <p>刊行物名</p> <p>商業統計表第一巻産業編（総括表）</p> <p>刊行物発行年月日</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所</p> <p>経済産業省図書館</p> <p>閲覧期間</p> <p>平成 28 年 4 月以降</p> <p>備考</p> <p>商業を営む事業所に関する全国の集計結果</p>
		都道府県表	<p>公表日： 平成 27 年 12 月 25 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日</p> <p>平成 27 年 12 月 25 日</p> <p>刊行物情報</p> <p>刊行物名</p> <p>商業統計表第二巻産業編（都道府県表）</p> <p>刊行物発行年月日</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所</p> <p>経済産業省図書館</p> <p>閲覧期間</p> <p>平成 28 年 4 月以降</p> <p>備考</p> <p>商業を営む事業所に関する都道府県別の集計結果</p>
		市区町村表	<p>公表日： 平成 27 年 12 月 25 日</p> <p>インターネット情報</p>

			<p>掲載年月日 平成 27 年 12 月 25 日</p> <p>刊行物情報</p> <p>刊行物名 商業統計表第三巻産業編（市区町村表）</p> <p>刊行物発行年月日 平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所 経済産業省図書館</p> <p>閲覧期間 平成 28 年 4 月以降</p> <p>備考 商業を営む事業所に関する市区町村別の集計結果</p>
平成 26 年確報集計	品目編		<p>公表日： 平成 27 年 12 月 25 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日 平成 27 年 12 月 25 日</p> <p>刊行物情報</p> <p>刊行物名 商業統計表第四巻品目編</p> <p>刊行物発行年月日 平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所 経済産業省図書館</p> <p>閲覧期間 平成 28 年 4 月以降</p> <p>備考 商業を営む事業所に関する品目別の集計結果</p>
平成 26 年確報集計	二次加工	業態別統計編	<p>公表日： 平成 28 年 3 月 9 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日 平成 28 年 3 月 9 日</p> <p>備考 商業を営む事業所に関する業態別の集計結果</p>
		流通経路別統計編	<p>公表日： 平成 28 年 3 月 9 日</p> <p>インターネット情報</p>

			<p>掲載年月日</p> <p>平成 28 年 3 月 9 日</p> <p>備考</p> <p>商業を営む事業所に関する流通経路別の集計結果</p>
		立地環境特 性別統計編	<p>公表日 : 平成 28 年 6 月 24 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日</p> <p>平成 28 年 6 月 24 日</p> <p>備考</p> <p>商業を営む事業所に関する立地環境特性別の集計結果</p>
平成 26 年 確報集計	立地環境特性別詳細 情報（全集積地）		<p>公表日 : 平成 28 年 12 月 28 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日</p> <p>平成 28 年 12 月 28 日</p> <p>備考</p> <p>商業集積地区に関する詳細情報の集計結果</p>
	商業統計メッシュデ ータ		<p>公表日 : 平成 28 年 12 月 28 日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日</p> <p>平成 28 年 12 月 28 日</p> <p>備考</p> <p>商業を営む事業所に関するメッシュコード別の集計結果</p>
<p>g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明</p> <p>記載なし</p>			
<p>h) 一部非回答、外れ値の処理の説明</p> <p>記載なし</p>			

基幹統計名：35 商業統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：35 商業統計	⑤非標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明	×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明	×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値	×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明	×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値	×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明	×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明	×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明	×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明	×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明	×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果	×
評価	①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：35 商業統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

36 ガス事業生産動態統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	0
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：36 ガス事業生産動態統計		① 標本設計（全数調査）
確認事項		記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・② ※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

調査の対象

URL:<http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html#headline4>

【地域】

全国

【単位】

事業所

【属性】

全国の一般ガス事業者、大口ガス事業者、ガス導管事業者、簡易ガス事業者

【調査対象数】

8,000 件

b) 報告を求める者

調査票

URL:<http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html#headline7>

新記入要領（様式 1）（PDF 形式:629KB）

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/pdf/stgusga001_003.pdf

1. ガス事業生産動態統計調査について

（4）調査の方法・期日

③報告の方法

※ 2）報告義務者とは、ガス事業者の管理責任者（ガス事業者に属する工場（事業場を含む。）の管理者を含む。）を指します。

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/faq.html>

Q.ガス事業生産動態統計調査の調査対象はどのように選ばれているのですか？

A.ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一项に規定するガス事業者について行っています。

基幹統計名：36 ガス事業生産動態統計		② 調査方法（データ収集方法）
確認事項		記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明		○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明		○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明		○
d) 調査期日又は調査期間の説明		○
e) 調査票配布・回収期間の説明		○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明		×
g) 事務処理基準の概要		×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明		○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明		×
評価		0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明
調査の方法

URL:<http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html#headline9>

【調査経路】

経済産業省→調査客体

経済産業省→経済産業局→調査客体

【配布方法】

郵送、オンライン

【収集方法】

郵送、オンライン

d) 調査期日又は調査期間の説明

調査の時期

URL:<http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html#headline8>

【調査期日】

毎月及び毎四半期(金額調査のみ)

【実施期日】

毎月 1 日～末日

e) 調査票配布・回収期間の説明

調査票

URL:<http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html#headline7>

新記入要領（様式 1）（PDF 形式:629KB）

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/pdf/stgusga001_003.pdf

1. ガス事業生産動態統計調査について

（4）調査の方法・期日

①「量」の調査（月次調査・様式 1－1）

この調査は毎月 1 日から末日までの 1 か月間に関する事項を「様式 1－1 <月次調査>」に記入し、毎月提出するものです。

また、提出にあたっては以下の「③報告の方法」を参照の上、翌月の 10 日までに提出してください。

②「金額」の調査（四半期調査・様式 1－2）

この調査は毎四半期（四半期最初の 1 日から四半期末日までの 3 か月間）に関する事項を「様式 1－2 <四半期調査>」に記入し、以下に示す月次調査と一緒に提出してください。

1月～3月分：当該年	5月分調査（6月10日）
4月～6月分：〃	8月分調査（9月10日）
7月～9月分：〃	11月分調査（12月10日）
10月～12月分：翌年	2月分調査（3月10日）

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

調査票

URL:<http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html#headline7>

新記入要領（様式1）（PDF形式:629KB）

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/pdf/stgusga001_003.pdf

1. ガス事業生産動態統計調査について

（2）調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として、ガス事業生産動態統計調査規則（昭和26年3月31日総理府令第11号）によって経済産業省が実施するものです。また、この調査により報告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：36 ガス事業生産動態統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	×	
b) 速報と確報の違いについての説明	—	
c) 集計・推計の方法の説明	×	
d) 季節調整結果に関する説明	×	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/results.html#headline6>

推計方法

なし

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

c) 集計・推計の方法の説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

記載なし

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

民間委託の状況

URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html#headline10>

【民間委託の有無】

有

【委託先民間機関名】

一般社団法人日本ガス協会、株式会社日本統計センター

【委託業務内容】

データ入力（集計システムへのデータ入力）

チェック等（集計結果のチェック等）

統計表作成（公表様式に基づく統計表の作成）

f) 公表のスケジュールの説明

公表予定

URL: http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/published_schedule.html

【平成 28 年度ガス事業生産動態統計調査】

更新日：平成 28 年 8 月 25 日

	月次	四半期	公表日
平成 28 年度	7 月分	—	平成 28 年 9 月 20 日
	8 月分	4 月-6 月分	平成 28 年 10 月 20 日
	9 月分	—	平成 28 年 11 月 21 日
	10 月分	—	平成 28 年 12 月 20 日

	11月分	7月-9月分	平成29年1月20日
	12月分	—	平成29年2月20日
	1月分	—	平成29年3月21日
	2月分	10月-12月分	平成29年4月20日
	3月分	—	平成29年5月20日

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：36 ガス事業生産動態統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：36 ガス事業生産動態統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/faq.html>

Q. ガス事業生産動態統計調査の調査対象はどのように選ばれているのですか？

A. ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一项に規定するガス事業者について行っています。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

調査の対象

URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/summary.html#headline4>

【回収率】

100%

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説

明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：36 ガス事業生産動態統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

37 石油製品需給動態統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	0
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：37 石油製品需給動態統計		① 標本設計（全数調査）
確認事項		記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		○
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・② ※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

調査の対象

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/summary.html#headline4

【地域】

全国

【単位】

事業所

【属性】

石油製品の全国の製造業者、輸入業者若しくは特定石油販売業者又は原油受入業者に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。

【調査対象数】

約 300 事業所

b) 報告を求める者

調査票

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/summary.html#headline7

記入要領 (PDF 形式 : 374KB)

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/oil_enterprise/entry_point/pdf/kinyuyouryou-1.pdf

6. 報告義務者及び罰則

この調査でいう報告義務者とは、企業又は事業所の管理責任者で、報告義務者は調査票に掲げられた事項について正確に報告しなければなりません。

また、必要に応じて、立入検査を行う場合があります (統計法第 15 条)。

なお、報告義務者が報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には、統計法に基づいて罰せられる場合があります (統計法第 61 条)。

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

基幹統計名：37 石油製品需給動態統計		② 調査方法（データ収集方法）
確認事項		記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明		○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明		○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明		○
d) 調査期日又は調査期間の説明		○
e) 調査票配布・回収期間の説明		○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明		×
g) 事務処理基準の概要		×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明		○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明		×
評価		0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

調査の方法

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/summary.html#headline9

【調査経路】

経済産業省→調査客体

【配布方法】

郵送、オンライン(インターネット経由)

【収集方法】

郵送、オンライン(インターネット経由)、オンライン(メール)

d) 調査期日又は調査期間の説明

調査の時期

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/summary.html#headline8

【調査周期】

毎月

【調査期日】

毎月 1 日～末日

【実施期日】

翌月 12 日まで

e) 調査票配布・回収期間の説明

調査票

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/summary.html#headline7

記入要領（PDF 形式：374KB）

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/oil_enterprise/entry_point/pdf/kinyuyouryou-1.pdf

8. 調査票の提出先、期日及び部数

調査票は、翌月 1 2 日までに 1 部を経済産業大臣（資源エネルギー庁資源・燃料部政策課）あてに提出してください。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

調査票

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/summary.html#headline7

記入要領 (PDF 形式 : 374KB)

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/oil_enterprise/entry_point/pdf/kinyuyouryou-1.pdf

3. 秘密の保護

この調査に報告された記入内容については、統計法により秘密が保護されます。したがって、徴税事務などに使用されることはありません (統計法第41条)。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：37 石油製品需給動態統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	×	
b) 速報と確報の違いについての説明	○	
c) 集計・推計の方法の説明	×	
d) 季節調整結果に関する説明	×	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

記載なし

b) 速報と確報の違いについての説明

利用上の注意

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/results.html#headline4

統計ユーザーの利便性の向上のため、「経済産業省生産動態統計」（石油分野）、「石油製品需給動態統計調査」、「石油輸入調査」の速報値を、「石油統計速報」という名称で一つにまとめて公表しています。（「石油統計」という基幹、一般、業務若しくは加工統計が存在するわけではありません。）なお、各統計の確報値は、生産動態統計確報の石油分野及び石油統計確報（資源・エネルギー統計月報）にて公表。

資源・エネルギー統計等

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/oil_general/

石油に関する統計調査について（資源エネルギー庁資源・燃料部政策課実施分）

1. 石油統計速報

概要：

原油及び石油製品の需給に関する統計調査の結果を速報値として取りまとめ公表物としたもの。

公表日：

調査月の翌月最終営業日

2. 石油統計確報（資源・エネルギー統計月報）

概要：

経済産業省のページを別ウィンドウで開く石油統計速報の公表値を確報値として再度取りまとめるとともに、その詳細な内訳を取りまとめ公表物としたもの。

公表日：

調査月の翌々月中旬頃

c) 集計・推計の方法の説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

記載なし

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

民間委託の状況

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/summary.html#head

line10

【民間委託の有無】

有

【委託先民間機関名】

株式会社サーベイリサーチセンター

【委託業務内容】

実地調査(調査票の督促等)

内容検査(調査票における数値のバランスチェック等)

データ入力(集計システムへのデータ入力)

チェック等(集計結果のチェック等)

統計表作成(公表様式に基づく統計表の作成)

調査票の保管

f) 公表のスケジュールの説明

統計表一覧

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/results.html#headline2

石油統計速報(速報値)

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuso/index.html>

石油統計速報

石油統計速報 平成 29 年 5 月分 (平成 29 年 6 月 30 日 公表)

注 1 平成 29 年 5 月分の確報値は、平成 29 年 7 月 14 日に石油統計(確報)にて公表予定です。

注 2 石油統計速報は、直近の月次データのみ掲載しております。

過去の月次及び年次データにつきましては、確報値として、石油統計(確報)及び資源・エネルギー統計年報の「石油」部分に掲載しております。

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：37 石油製品需給動態統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：37 石油製品需給動態統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

調査の対象

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl004/summary.html#headline4

【回収率】

100%

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：37 石油製品需給動態統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

38 商業動態統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	1
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：38 商業動態統計	① 標本設計（標本調査）	
確認事項		記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		×
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		×
j) 標本交代に関する説明		×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
評価		0・1・②・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

b) 調査対象の範囲

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html>

調査の対象

【地域】

全国

【単位】

事業所（コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターは企業）

【属性】

日本標準産業分類大分類 I-卸売業, 小売業のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所

抽出方法

標本調査

【選定】無作為抽出

【抽出方法】

本調査は、平成 24 年経済センサス - 活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成 27 年 7 月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の 2 種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が 5 % 以下（卸売業は 8 % 以下）（標準誤差率表示）となるように設計されている。

(1) 個別標本

個別標本は、全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者 20 人以上の小売事業所（百貨店・スーパー含む）を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本抽出の対象から除外している。

業種別、従業者規模別に標本抽出枠（以下「セル」という）を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

地域標本は、調査区（143 調査区）を指定し、その調査区内の従業者 19 人以下の小売事業所（自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く）を対象としている。

調査区の抽出は、平成 24 年経済センサス - 活動調査の調査区を母集団とし、層別（4 層）に抽出を行っている。

注 1. 百貨店

日本標準産業分類の百貨店, 総合スーパー (561) のうち、次のスーパーに該当しない事業所であって、かつ、売場面積が東京特別区及び政令指定都市で 3,000 平方メートル以上、その他の地域で 1,500 平方メートル以上の事業所をいう。

注 2. スーパー

売場面積の 50% 以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が 1,500 平方メートル以上の事業所をいう。

ただし、商業動態統計調査の家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターの調査対象企業の傘下事業所で、調査対象となっている事業所を除く。

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html>

【抽出方法】

本調査は、平成 24 年経済センサス - 活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成 27 年 7 月分から実施している。

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html>

【抽出方法】

なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が 5% 以下（卸売業は 8% 以下）（標準誤差率表示）となるように設計されている。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

記載なし

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

記載なし

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

1) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result-4.html>

業種別商業販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている(ただし、百貨店・スーパー分は実額加算)。

比推定とは、標本の販売額をセルごとに合計し、対前月比を求め、前月の販売総額に乗ずる方法で、算式は下記のとおりである。

また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料品小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

(1) 個別標本抽出分の月間販売額の推定

$$\hat{X}_{ij}^t = \hat{X}_{ij}^{t-1} \times \frac{\frac{1}{f_{ij}} \sum_k^n x_{ijk}^t}{\frac{1}{f_{ij}} \sum_k^n x_{ijk}^{t-1}} = \hat{X}_{ij}^{t-1} \times \frac{\sum_k^n x_{ijk}^t}{\sum_k^n x_{ijk}^{t-1}}$$

(2) 地域(調査区)標本抽出分の月間販売額の推定

$$\hat{X}_i^t = \hat{X}_i^{t-1} \times \frac{\sum_j \left(\frac{1}{f_j} \sum_l^m \sum_k^n x_{ijlk}^t \right)}{\sum_j \left(\frac{1}{f_j} \sum_l^m \sum_k^n x_{ijlk}^{t-1} \right)}$$

(1)(2)式において、 $\hat{X}_i^t = \sum_j \hat{X}_{ij}^t$ (ただし、 \hat{X}_{ij}^t は従業者規模合計又は層区分合計)

(3) 個別企業標本抽出分の月間販売額の推定

$$\hat{X}_i^t = \hat{X}_i^{t-1} \times \frac{\frac{1}{f_i} \sum_k^n x_{ik}^t}{\frac{1}{f_i} \sum_k^n x_{ik}^{t-1}} = \hat{X}_i^{t-1} \times \frac{\sum_k^n x_{ik}^t}{\sum_k^n x_{ik}^{t-1}}$$

業種別販売額の推定は上記セル毎の月間販売額の推定の和(1)+(2)+(3)である

$$\hat{X}_i^t = \sum_j \hat{X}_{ij}^t + \hat{X}_i^t \left(\sum_j \hat{X}_{ij}^t \text{ は事業所調査の個別比推定部分、} \hat{X}_i^t \text{ は企業調査の比推定部分} \right)$$

【記号の説明】

i : 業種区分	t : 月(時点)	k : 個別事業所番号(前月と一致した場合)
j : 従業者規模区分又は層区分	x : 標本事業所の月間販売額	l : 調査区番号
n : 標本個別事業所数	\hat{x} : 月間販売額の推定値(事業所調査分)	\hat{X} : 月間販売額の推定値(企業調査分)
m : 標本調査区数	f : 抽出率	

* 「 k : 個別事業所」は企業調査部分については「個別企業」と読み替える。

基幹統計名：38 商業動態統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2sh28usej.pdf>

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所（報告者）に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、郵送又はオンラインにより回収する。

(1) 調査員調査



(2) 郵送調査



(3) オンライン調査



d) 調査期日又は調査期間の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html>

調査の時期

【調査周期】 毎月

【調査期日】 毎月末日現在

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html>

【実施期日】

(1) 甲調査及び乙調査・・・調査期日から翌月 10 日

(2) 丙調査及び丁 1～4 調査・・・調査期日から翌月 15 日

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/qa.html>

質問. プライバシーは保護されるのですか？

回答. 商業動態統計調査は、統計法等の法令規定に基づいて行われます。調査に従事する人（国・

地方公共団体の職員、指導員、調査員)には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。さらに、統計をつくる目的以外に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。

調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。

質問. ××(企業名)は調査の対象になっていますか?

回答. 企業名は公表しておりませんので、回答することはできません。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：38 商業動態統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	×	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	○	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	○	
評価	0・1・②・3	

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2sh28usej.pdf>

(総ページ数：14 ページ 主要部分のみ記載))

1 1. 統計表の作成方法と見方

(1) 商業販売

この統計表は、全ての標本（一部に悉皆調査を含む）を用いて推定した全国の卸売業、小売業についての結果であり、個別標本調査と地域標本調査の事業所及び企業調査の対象企業を用いて「8. 業種別商業販売額の推定方法」で集計した表である。

また、統計表で用いている商業動態統計業種分類と日本標準産業分類との対応は、次表のとおりである。なお、リンク係数については付表参照のこと。

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result-4.html>

業種別商業販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。

比推定とは、標本の販売額をセルごとに合計し、対前月比を求め、前月の販売総額に乗ずる方法で、算式は下記のとおりである。

また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料品小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

(1) 個別標本抽出分の月間販売額の推定

(2) 地域（調査区）標本抽出分の月間販売額の推定

$$\hat{X}_{ij}^t = \hat{X}_{ij}^{t-1} \times \frac{\frac{1}{f_{ij}} \sum_k^n x_{ijk}^t}{\frac{1}{f_{ij}} \sum_k^n x_{ijk}^{t-1}} = \hat{X}_{ij}^{t-1} \times \frac{\sum_k^n x_{ijk}^t}{\sum_k^n x_{ijk}^{t-1}}$$

$$\hat{X}_i^t = \hat{X}_i^{t-1} \times \frac{\sum_j \left(\frac{1}{f_j} \sum_l^m \sum_k^n x_{ijlk}^t \right)}{\sum_j \left(\frac{1}{f_j} \sum_l^m \sum_k^n x_{ijlk}^{t-1} \right)}$$

(1)(2)式において、 $\hat{X}_i^t = \sum_j \hat{X}_{ij}^t$ (ただし、 \hat{X}_{ij}^t は従業者規模合計又は層区分合計)

(3) 個別企業標本抽出分の月間販売額の推定

$$\hat{X}_i^t = \hat{X}_i^{t-1} \times \frac{\frac{1}{f_i} \sum_k^n x_{ik}^t}{\frac{1}{f_i} \sum_k^n x_{ik}^{t-1}} = \hat{X}_i^{t-1} \times \frac{\sum_k^n x_{ik}^t}{\sum_k^n x_{ik}^{t-1}}$$

業種別販売額の推定は上記セル毎の月間販売額の推定の和(1)+(2)+(3)である

$$\hat{X}_i^t = \sum_j \hat{X}_{ij}^t + \hat{X}_i^t \left(\sum_j \hat{X}_{ij}^t \text{ は事業所調査の個別比推定部分、} \hat{X}_i^t \text{ は企業調査の比推定部分} \right)$$

【記号の説明】

- | | | |
|--------------------|-------------------------------|------------------------------|
| i : 業種区分 | t : 月(時点) | k : 個別事業所番号(前月と一致した場合) |
| j : 従業者規模区分又は層区分 | x : 標本事業所の月間販売額 | l : 調査区番号 |
| n : 標本個別事業所数 | \hat{X} : 月間販売額の推定値(事業所調査分) | \hat{X} : 月間販売額の推定値(企業調査分) |
| m : 標本調査区数 | f : 抽出率 | |

* 「 k : 個別事業所」は企業調査部分については「個別企業」と読み替える。

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2sh28usej.pdf>

9. 水準修正

本調査は、商業統計調査又は経済センサス - 活動調査を母集団とした標本調査であるため、2～3年ごとに実施する調査結果が公表された時点で、過去にさかのぼって業種別販売額の水準を商業統計調査又は経済センサス - 活動調査の結果に合わせるように数値の改訂(水準修正)を行っているが、平成24年経済センサス - 活動調査の結果を用いた水準修正は、公表数値の遡及訂正が与える利用者側への影響等を考慮して、中止することとし、当面、平成19年商業統計を基準とした販売額をベースとする推定販売額の公表を継続することとした。

平成19年商業統計調査の結果に基づいて、下記によって平成25年1月分の確認で水準修正を行った。

- (1) 平成16年4月分～平成19年3月分の36か月分の業種別・従業者規模別修正販売額の求め方
計算式は、以下のとおりである。

【記号の説明】

$$Y_{ij} = \sum_{t=25}^{36} \hat{X}_{ij}^t = \alpha_{ij} \cdot \sum_{t=25}^{36} \hat{X}_{ij}^t \quad \hat{X}_{ij}^t = \left(\sqrt[36]{\alpha_{ij}} \right)^t \cdot \hat{X}_{ij}^t \quad (1 \leq t \leq 36)$$

ただし、 α_{ij} は、 $\sum_{t=25}^{36} \left(\sqrt[36]{\alpha_{ij}} \right)^t \cdot \hat{X}_{ij}^t = Y_{ij}$ を満たす値であるため、繰り返し計算を行って修正する。

Y_{ij} = 平成19年商業統計調査の*i*業種*j*従業者規模年間販売額

\hat{X}_{ij} = 水準修正済商業動態統計調査の*i*業種*j*従業者規模(平成19年商業統計調査期間)販売額合計

\hat{X}_{ij}^t = 水準修正済*i*業種*j*従業者規模月間販売額の*t*時点における値

\hat{X}_{ij}^t = 水準修正前*i*業種*j*従業者規模月間販売額の*t*時点における値

なお、時点「*t*」は、平成16年4月分を*t*=1とし、平成19年3月分を*t*=36とした時系列に対応する月別一連番号である。

- (2) 平成19年4月分以降の求め方
「8. 業種別商業販売額の推定方法」と同一である。

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/201704K.pdf>

付表 コンビニエンスストア販売 リンク係数表

Appendix Coefficients for continuity of Convenience stores

商品別販売額等(平成29年1月)

Sales value and number of establishments

経済産業局 ・ 都道府県 Regional bureaus of METI Prefectures	合 計 Total	商品販売額				サービス 売上高 Sales of Services	店舗数 Number of Establishments
		Sales of Goods	ファースト フード及び 日配食品 Fast foods & Dailyfoods	加工食品 Processed Foods	非食品 Non-Foods		
全 国 Total	1. 0025	1. 0026	1. 0022	1. 0029	1. 0028	1. 0034	
九州 Kyushu	1. 0258					1. 0370	
九州・沖縄 Kyushu・Okinawa	1. 0233					1. 0336	
鹿児島 Kagoshima	1. 3040					1. 4095	

(注)

平成29年1月分から調査対象事業所の見直しを行ったため、平成28年12月分以前の月間販売額などとの間に不連続が生じている。従って、平成28年12月分以前の月間販売額などにリンク係数を乗じたものが平成29年1月分以降と接続する。空欄はリンク係数がないことを示す。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2sh28usej.pdf>

(2) 季節指数の算出方法

商業動態統計(業種別商業販売額指数、百貨店・スーパー販売額指数及びコンビニエンスストア販売額指数)における季節指数の算出方法は、米国センサス局法×-12-ARIMAを用いている。そのため、季節調整済指数系列は、季節要因に加え、曜日・祝祭日要因、うるう年要因によっても調整されている。具体的には以下のとおり。

$$\text{季節調整済指数} = \text{原指数} \div (\text{季節} \cdot \text{曜日} \cdot \text{祝祭日} \cdot \text{うるう年指数})$$

X-12-ARIMAでの季節調整に使用しているスペックファイルの見本(商業計)は以下のとおり。その他の系列については17、18ページ参照。

```
Series      {start=2009.1
             span=(2009.1, 2016.12)
             decimals=1}
transform   {function=log}
arima       {model=(012) (011)}
regression  {variables=(tdnolpyear
             A02014. Mar )
             ←他の系列については17、18ページ参照
             ←他の系列については17、18ページ参照}
forecast    {maxlead=12}
estimate    {save=(mdl)
             maxiter=500}
x11         {appendfcst=yes
             print=(none+d10+d11+d16+d18)
             save=(d10 d11 d16 d18)
             seasonalma=x11default}
```

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html>

	公表時期
速報	翌月下旬
確報	翌々月中旬
年間補正	翌年1月分確報(3月中旬) 「商業動態統計年報」(翌年6月頃)

URL: http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/yotei/xml/e-stat_syoudou.xml

【商業動態統計】

更新日：平成28年12月28日

平成28年11月分	1.速報	公表日：平成28年12月28日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年1月16日 13時30分
平成28年12月分	1.速報	公表日：平成29年1月30日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年2月13日 13時30分
平成29年1月分	1.速報	公表日：平成29年2月28日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年3月15日 13時30分
平成29年2月分	1.速報	公表日：平成29年3月29日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年4月13日 13時30分
平成29年3月分	1.速報	公表日：平成29年4月28日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年5月16日 13時30分
平成29年4月分	1.速報	公表日：平成29年5月30日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年6月13日 13時30分
平成29年5月分	1.速報	公表日：平成29年6月29日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年7月13日 13時30分
平成29年6月分	1.速報	公表日：平成29年7月28日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年8月15日 13時30分
平成29年7月分	1.速報	公表日：平成29年8月30日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年9月13日 13時30分
平成29年8月分	1.速報	公表日：平成29年9月29日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年10月16日 13時30分
平成29年9月分	1.速報	公表日：平成29年10月30日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年11月14日 13時30分
平成29年10月分	1.速報	公表日：平成29年11月29日 8時50分
	2.確報	公表日：平成29年12月13日 13時30分
平成29年11月分	1.速報	公表日：平成29年12月28日 8時50分
	2.確報	公表日：平成30年1月16日 13時30分
平成29年12月分	1.速報	公表日：平成30年1月30日 8時50分
	2.確報	公表日：平成30年2月14日 13時30分
平成30年1月分	1.速報	公表日：平成30年2月28日 8時50分
	2.確報	公表日：平成30年3月14日 13時30分
平成30年2月分	1.速報	公表日：平成30年3月29日 8時50分
	2.確報	公表日：平成30年4月13日 13時30分

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2sh28usej.pdf>

外れ値処理を行った系列と外れ値が検出された期間

商業販売 Commercial sales value		外れ値 Outlier
系列名 Type of business		
商業計 Total		AO2014.Mar
卸売業 Wholesale		AO2014.Mar
各種商品卸売業 General Merchandise		—
繊維品卸売業 Textiles		—
衣服・身の回り品卸売業 Apparel & Accessories		—
農畜産物・水産物卸売業 Livestock & Aquatic Products		AO2010.Apr LS2011.Mar
食料・飲料卸売業 Food & Beverages		AO2014.Mar AO2014.Apr
建築材料卸売業 Building Materials		AO2014.Mar
化学製品卸売業 Chemicals		—
鉱物・金属材料卸売業 Minerals & Metals		TC2009.Feb TC2009.Apr
機械器具卸売業 Machinery & Equipment		LS2014.Apr
産業機械器具卸売業 Industry Machinery & Equipment		AO2016.Mar
自動車卸売業 Motor Vehicles		LS2011.Mar
電気機械器具卸売業 Electrical Machinery & Equipment		LS2014.Apr
その他の機械器具卸売業 Others		LS2009.Jun AO2014.Mar
家具・建具・じゅう器卸売業 Furniture & House Furnishings		AO2014.Mar
医薬品・化粧品卸売業 Medicine & Toiletries		TC2014.Mar TC2014.Apr LS2016.May
その他の卸売業 Others		LS2010.Sep AO2014.Apr
小売業 Retail		AO2011.Mar AO2014.Mar TC2014.Mar
各種商品小売業 General Merchandise		AO2011.Mar AO2014.Mar TC2014.Apr
織物・衣服・身の回り品小売業 Fabrics Apparel & Accessories		AO2011.Mar
飲食料品小売業 Food & Beverages		AO2014.Mar AO2014.Apr
その他の小売業 Others		TC2011.Mar AO2014.Mar TC2014.Mar
自動車小売業 Motor Vehicles		LS2010.Oct TC2011.Mar
機械器具小売業 Machinery & Equipment		AO2010.Nov TC2010.Nov TC2011.Jun LS2011.Aug AO2014.Mar TC2014.Apr
燃料小売業 Fuel		LS2014.Apr
その他小売業(含む医薬・化粧品) Medicine & Toiletry Stores		AO2011.Mar AO2014.Mar

百貨店、スーパー販売 Department stores and supermarkets		外れ値 Outlier
系列名 Type of business/goods		
合計 (百貨店+スーパー) Total		AO2011.Mar
衣料品 Clothes		AO2014.Mar
飲食料品 Food & Beverages		TC2014.Apr
その他 Others		
百貨店 Department stores		AO2011.Mar
衣料品 Clothes		AO2014.Mar
飲食料品 Food & Beverages		AO2014.Apr
その他 Others		
スーパー Supermarkets		
衣料品 Clothes		AO2014.Mar
飲食料品 Food & Beverages		AO2014.Apr
その他 Others		

コンビニエンスストア販売 Convenience stores		外れ値 Outlier
系列名 Goods and service / Regional bureau		
合計 Total		
商品販売額 Sales of Goods		AO2010.Sep
ファーストフード及び日配食品 Fast foods & Dailyfoods		AO2010.Oct
加工食品 Processed Foods		AO2011.Apr
非食品 Non-Foods		LS2011.Jun
サービス売上高 Sales of Services		AO2014.Apr

※経済産業局別も同様

基幹統計名：38 商業動態統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	0・①・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html>

【抽出方法】

本調査は、平成 24 年経済センサス - 活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成 27 年 7 月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の 2 種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が 5 % 以下（卸売業は 8 % 以下）（標準誤差率表示）となるように設計されている。

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：38 商業動態統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		○
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html>

【抽出方法】

本調査は、平成 24 年経済センサス - 活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成 27 年 7 月分から実施している。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2sh28usej.pdf>

外れ値処理を行った系列と外れ値が検出された期間

商業販売		Commercial sales value	外れ値
系列名	Type of business		Outlier
商業計	Total		AO2014.Mar
卸売業	Wholesale		AO2014.Mar
各種商品卸売業	General Merchandise		—
繊維品卸売業	Textiles		—
衣服・身の回り品卸売業	Apparel & Accessories		—
農畜産物・水産物卸売業	Livestock & Aquatic Products		AO2010.Apr LS2011.Mar
食料・飲料卸売業	Food & Beverages		AO2014.Mar AO2014.Apr
建築材料卸売業	Building Materials		AO2014.Mar
化学製品卸売業	Chemicals		—
鉱物・金属材料卸売業	Minerals & Metals		TC2009.Feb TC2009.Apr
機械器具卸売業	Machinery & Equipment		LS2014.Apr
産業機械器具卸売業	Industry Machinery & Equipment		AO2016.Mar
自動車卸売業	Motor Vehicles		LS2011.Mar
電気機械器具卸売業	Electrical Machinery & Equipment		LS2014.Apr
その他の機械器具卸売業	Others		LS2009.Jun AO2014.Mar
家具・建具・じゅう器卸売業	Furniture & House Furnishings		AO2014.Mar
医薬品・化粧品卸売業	Medicine & Toiletries		TC2014.Mar TC2014.Apr LS2016.May
その他の卸売業	Others		LS2010.Sep AO2014.Apr
小売業	Retail		AO2011.Mar AO2014.Mar TC2014.Mar
各種商品小売業	General Merchandise		AO2011.Mar AO2014.Mar TC2014.Apr
織物・衣服・身の回り品小売業	Fabrics Apparel & Accessories		AO2011.Mar
飲食料品小売業	Food & Beverages		AO2014.Mar AO2014.Apr
その他の小売業	Others		TC2011.Mar AO2014.Mar TC2014.Mar
自動車小売業	Motor Vehicles		LS2010.Oct TC2011.Mar
機械器具小売業	Machinery & Equipment		AO2010.Nov TC2010.Nov TC2011.Jun LS2011.Aug AO2014.Mar TC2014.Apr
燃料小売業	Fuel		LS2014.Apr
その他小売業(含む医薬・化粧品)	Medicine & Toiletry Stores		AO2011.Mar AO2014.Mar

百貨店、スーパー販売		Department stores and supermarkets	外れ値
系列名	Type of business/goods		Outlier
合計 (百貨店+スーパー)	Total		AO2011.Mar
衣料品	Clothes		AO2014.Mar
飲食料品	Food & Beverages		TC2014.Apr
その他	Others		
百貨店	Department stores		AO2011.Mar
衣料品	Clothes		AO2014.Mar
飲食料品	Food & Beverages		AO2014.Apr
その他	Others		
スーパー	Supermarkets		
衣料品	Clothes		AO2014.Mar
飲食料品	Food & Beverages		AO2014.Apr
その他	Others		

コンビニエンスストア販売		Convenience stores	外れ値
系列名	Goods and service / Regional bureau		Outlier
合計	Total		
商品販売額	Sales of Goods		AO2010.Sep
ファーストフード及び日配食品	Fast foods & Dailyfoods		AO2010.Oct
加工食品	Processed Foods		AO2011.Apr
非食品	Non-Foods		LS2011.Jun
サービス売上高	Sales of Services		AO2014.Apr

※経済産業局別も同様

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：38 商業動態統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

39 特定サービス産業実態統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	3
②	調査方法（データ収集方法）	3
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：39 特定サービス産業実態統計	① 標本設計（標本調査）
確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明	○
b) 調査対象の範囲	○
c) 報告を求める者	×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無	○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値	○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○
j) 標本交代に関する説明	×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明	×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	○
評価	0・1・2・ 3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/gaiyo.html>

抽出方法

標本調査（平成 21 年調査から。20 年調査までは全数調査）

【選定】 無作為抽出

【抽出方法】

平成 24 年経済センサス-活動調査によって把握された事業所を母集団として、標本理論に基づき業種別、事業従事者規模別、都道府県別に層化抽出している。ただし、「事務用機械器具賃貸業」などの 7 業種については、母集団数が小規模なため全数調査としている。

b) 調査対象の範囲

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/gaiyo.html>

調査の対象

【地域】 全国

【単位】 事業所（一部業種は企業）

【属性】平成 24 年経済センサス-活動調査において、以下の日本標準産業分類（平成 21 年総務省告示第 175 号）の小分類に格付けされた事業所（一部業種は企業）が対象。

ソフトウェア業

情報処理・提供サービス業

インターネット附随サービス業

映像情報制作・配給業

音声情報制作業

新聞業

出版業

映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

クレジットカード業，割賦金融業

各種物品賃貸業

産業用機械器具賃貸業

事務用機械器具賃貸業

自動車賃貸業

スポーツ・娯楽用品賃貸業

その他の物品賃貸業

デザイン業

広告業

機械設計業

計量証明業

冠婚葬祭業

映画館

興行場，興行団
 スポーツ施設提供業
 公園，遊園地・テーマパーク
 学習塾
 教養・技能教授業
 機械修理業
 電気機械器具修理業

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/gaiyo.html>

抽出方法

標本調査（平成 21 年調査から。20 年調査までは全数調査）

【選定】 無作為抽出

【抽出方法】

平成 24 年経済センサス-活動調査によって把握された事業所を母集団として、標本理論に基づき業種別、事業従事者規模別、都道府県別に層化抽出している。ただし、「事務用機械器具賃貸業」などの 7 業種については、母集団数が小規模なため全数調査としている。

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h27/pdf/h27attention.pdf>

(5) 平成 21 年調査以降の特定サービス産業実態調査の枠組みは以下のとおり。

	標本調査(一部業種は全数調査)						
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
調査名	平成21年 特定サービス産業 実態調査	平成22年 特定サービス産業 実態調査	平成24年 経済センサス- 活動調査 との重複を 避けるため 中止		平成25年 特定サービス産業 実態調査	平成26年 特定サービス産業 実態調査	平成27年 特定サービス産業 実態調査
実施年月	21年11月	22年11月			25年7月	26年7月	27年7月
売上高等の 対象期間	20年11月1日～ 21年10月31日	21年11月1日～ 22年10月31日			24年1月～12月	25年1月～12月	26年1月～12月
母集団	平成18年 事業所・企業統計調査				平成21年 経済センサス- 基礎調査	平成24年 経済センサス- 活動調査	

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h27/pdf/h27attention.pdf>

(3) 抽出方法

①層化及び抽出の考え方

業種別・事業従事者規模別・都道府県別に層化抽出した。なお、企業単位の業種については、業種別・常用雇用者規模別・都道府県別に層化抽出した。

基準変数は、原則、売上高とした。ただし、売上高が把握できない場合は、事業従事者数（又は常用雇用者数）とした。

②配分方法

全国計の業種ごとに基準変数に対する標準誤差率が 2.0%以下になるよう標本数を計算した。この標本数を事業従事者規模別（又は常用雇用者規模別）にネイマン配分した後、都道府県別に比例配分した。層ごとに抽出率が 50%を超える層にあっては、悉皆層と設定した。この場合にあつて、各業種の事業従事者 100 人以上の層は抽出率に依存することなく悉皆層と設定した（中小企業基本法の考え方を踏まえて設定）。その後、抽出層の標本数を再計算し、層ごとの最低標本数を「2」と設定し、標本数を追加した。

【層の区分】

事業従事者規模別（又は常用雇用者規模別）の層は以下の区分とした。

1； 4 人以下、2； 5 人～9 人、3； 10 人～29 人、4； 30 人～49 人、5； 50 人～99 人、6； 100 人～299 人、7； 300 人～499 人、8； 500 人以上

※業種によっては、300 人以上を 1 つの層と設定。

(4) 都道府県別の標準誤差率の改善

都道府県ごとに基準変数に対する標準誤差率が 20%以内になるよう標本数を追加し、業種別・事業従事者規模別（又は常用雇用者規模別）・都道府県別に、事業所（又は企業）数により比例配分した。

(5) 回収率を勘案した標本数の設定

(4)までに算出した標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数を乗じ、抽出層の標本数を追加した。

(6) 標準誤差率は、次の式による。

$$\text{標準誤差}^2 = \sum_{i=1}^L \left\{ \frac{\text{標準偏差}^2}{\text{標本数}i} \right\} \times \left\{ \frac{(\text{母集団数}i - \text{標本数}i)}{(\text{母集団数}i - 1)} \right\} \times \left\{ \frac{\text{母集団数}^2}{\text{母集団数}^2} \right\}$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均

標準偏差 i : 第 i 層の売上高(※)の標準偏差 平均 : 売上高(※)の平均

標本数 i : 第 i 層の標本数 母集団数 i : 第 i 層の母集団数

L : 層の総数

※ 業種ごとに平成 26 年特定サービス産業実態調査の結果を利用。

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-4.html>

推計方法

・ 標本調査業種

標本調査業種の母集団推計は、調査結果を基に業種別・事業従事者規模別・都道府県別の層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

- ① 母集団数は、抽出時の母集団に調査時の廃業、対象外等を反映した数による。
- ② 有効回答数は、集計事業所（企業）数である。
- ③ 各層（事前の層）の抽出率の計算

$$\text{各層の抽出率} = \frac{\text{当該層の有効回答数}}{\text{当該層の母集団数}}$$

(2) 個票の拡大推計（事前の層）

個票の拡大推計は、各個票（有効回答）の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、業種、事業従事者規模、都道府県のいずれかの区分が移動した場合でも、標本抽出時の業種、事業従事者規模、都道府県の区分で（事前の層）拡大推計を行った。

$$\text{各個票の拡大推計値} = 1 / \text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の個票データ}$$

・ 全数調査業種

全数調査業種の未回収事業所（企業）の補完は、各調査事項の業種別・事業従事者規模別・都道府県別の平均値（又は全国平均値）により行った。

基幹統計名：39 特定サービス産業実態統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	○
評価	0・1・2・③

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/gaiyo.html>

調査の方法

（平成 26 年調査から）

【調査経路】

郵送調査方式

経済産業省 → 民間事業者 → 調査対象事業所（一部業種は企業）

一括調査方式

経済産業省 → 民間事業者 → 一括調査対象企業（経済産業大臣が指定するもの）

【配布方法】 郵送

【収集方法】 郵送、オンライン

（平成 25 年調査まで）

【調査経路】

調査員調査方式

経済産業省 → 都道府県 → 調査員 → 調査対象事業所

経済産業省一括調査方式

経済産業省 → 一括調査対象企業（経済産業大臣が指定するもの）

郵送調査方式

経済産業省 → 都道府県 → 調査対象事業所

経済産業省 → 民間事業者 → 調査対象事業所（一部業種は企業）【経済産業省の直轄調査】

【配布方法】 調査員、郵送

【収集方法】 調査員、郵送、オンライン

d) 調査期日又は調査期間の説明

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/gaiyo.html>

調査の時期

【調査周期】 毎年 ※

【調査期日】 7 月 1 日（平成 25 年調査から。平成 22 年調査までは 11 月 1 日）

【実施期日】調査期日から7月31日まで（ただし、経済産業省一括調査は8月15日まで）
※経済センサス-活動調査を実施する年を除く

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/h29_1strep.html

回答した内容が外に漏れたりしない？

民間事業者を含め調査に携わる者には、統計法で守秘義務が課せられております。また、提出された調査票は厳重に管理され、統計作成以外の目的（例えば徴税など）に使用することはありません。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

URL: http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/h29_1strep.html

調査票の提出期日について

調査票の提出期日は、7月31日（本社一括調査は8月15日）です。大変ご多忙とは存じますが、本調査の趣旨・重要性をご理解いただき、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

また、調査票の提出状況について、電話で確認させていただく場合がございます。通知される電話番号は、以下のとおりです。

基幹統計名：39 特定サービス産業実態統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	×	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	○	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h27/pdf/h27attention.pdf>

10. 概況及び統計表について

(1) 統計表の種類について

統計表について、平成 21 年調査より標本抽出を導入したことに伴い、事業従事者（又は常用雇用者）4 人以下の事業所を簡易票で調査を行う業種は、事業従事者数（又は常用雇用者数）により集計事項が異なることから、以下の構成とした。

・全規模の部

通常票、簡易票で調査している項目について集計した。

・事業従事者（又は常用雇用者）5 人以上の部

通常票で調査している項目について集計した。

(2) 公表数値について

・標本調査で実施した業種の場合、拡大推計して集計後に四捨五入をしているため、総計と内訳の合計とが一致しない場合がある。

・全数調査で実施した業種の場合であっても、回収出来ない事業所（又は企業）の数値（欠測値）については、欠測値の補完を行い集計後に四捨五入をしているため、総計と内訳の合計とが一致しない場合がある。

・単位当たり換算の値は、各数値に単位以下の数値を有しているため、公表値から求めても一致しない場合がある。

(3) 記号及び注記について

・「－」は該当数値なし、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。

なお、「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。

・「x」は、1 又は 2 である事業所（又は企業）に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所である。また、3 以上の事業所（又は企業）に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所（又は企業）の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

・「該当事業所（又は企業）数」は、当該項目に記載のあった事業所（又は企業）数をいい、調査事業所（又は企業）の内数を示す。

・「事業従事者数（又は常用雇用者数）」は、事業所（又は企業）の従業者数計から別経営の事業所（又は企業）に派遣されている人を除き、別経営の事業所（又は企業）から派遣されている人を加えたものである。

(4) 平成 21 年調査より標本調査の導入及び未回収事業所の推計を行っていることから、平成 20 年以前の特定サービス産業実態調査結果との単純比較はできない。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-4.html>

推計方法

・ 標本調査業種

標本調査業種の母集団推計は、調査結果を基に業種別・事業従事者規模別・都道府県別の層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

- ① 母集団数は、抽出時の母集団に調査時の廃業、対象外等を反映した数による。
- ② 有効回答数は、集計事業所（企業）数である。
- ③ 各層（事前の層）の抽出率の計算

各層の抽出率 = 当該層の有効回答数 / 当該層の母集団数

(2) 個票の拡大推計（事前の層）

個票の拡大推計は、各個票（有効回答）の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、業種、事業従事者規模、都道府県のいずれかの区分が移動した場合でも、標本抽出時の業種、事業従事者規模、都道府県の区分で（事前の層）拡大推計を行った。

各個票の拡大推計値 = 1 / 当該層の抽出率 × 当該層の個票データ

・ 全数調査業種

全数調査業種の未回収事業所（企業）の補完は、各調査事項の業種別・事業従事者規模別・都道府県別の平均値（又は全国平均値）により行った。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/yotei/xml/e-stat_tokusabizi.xml

【特定サービス産業実態調査】

更新日：平成28年7月28日

平成27年確報	28業種	公表日： 平成28年 8月 3日 13時 30分 インターネット情報 URL http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html
平成26年確報	28業種	公表日： 平成27年 8月 21日 13時 30分 インターネット情報 URL http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html 刊行物情報 刊行物名 平成26年特定サービス産業実態調査報告書 各編 開館情報 開館場所 経済産業省図書館(経済産業省別館1階)

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h27/pdf/h27attention.pdf>

10. 概況及び統計表について

(2) 公表数値について

- ・ 標本調査で実施した業種の場合、拡大推計して集計後に四捨五入をしているため、総計と内訳の合計とが一致しない場合がある。
- ・ 全数調査で実施した業種の場合であっても、回収出来ない事業所（又は企業）の数値（欠測値）については、欠測値の補完を行い集計後に四捨五入をしているため、総計と内訳の合計とが一致しない場合がある。

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：39 特定サービス産業実態統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		○
	評価	0・1・2・ 3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h27/pdf/h27attention.pdf>

②配分方法

全国計の業種ごとに基準変数に対する標準誤差率が 2.0%以下になるよう標本数を計算した。この標本数を事業従事者規模別（又は常用雇用者規模別）にネイマン配分した後、都道府県別に比例配分した。層ごとに抽出率が 50%を超える層にあっては、悉皆層と設定した。この場合において、各業種の事業従事者 100 人以上の層は抽出率に依存することなく悉皆層と設定した（中小企業基本法の考え方を踏まえて設定）。その後、抽出層の標本数を再計算し、層ごとの最低標本数を「2」と設定し、標本数を追加した。

【層の区分】

事業従事者規模別（又は常用雇用者規模別）の層は以下の区分とした。

1； 4 人以下、2； 5 人～9 人、3； 10 人～29 人、4； 30 人～49 人、5； 50 人～99 人、6； 100 人～299 人、7； 300 人～499 人、8； 500 人以上

※業種によっては、300 人以上を 1 つの層と設定。

(4) 都道府県別の標準誤差率の改善

都道府県ごとに基準変数に対する標準誤差率が 20%以内になるよう標本数を追加し、業種別・事業従事者規模別（又は常用雇用者規模別）・都道府県別に、事業所（又は企業）数により比例配分した。

(5) 回収率を勘案した標本数の設定

(4)までに算出した標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数を乗じ、抽出層の標本数を追加した。

(6) 標準誤差率は、次の式による。

$$\text{標準誤差}^2 = \sum_{i=1}^L \left\{ \frac{\text{標準偏差}^2}{\text{標本数}i} \right\} \times \left\{ \frac{(\text{母集団数}i - \text{標本数}i)}{(\text{母集団数}i - 1)} \right\} \times \left\{ \frac{\text{母集団数}i^2}{\text{母集団数}^2} \right\}$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均

標準偏差 i : 第 i 層の売上高(※)の標準偏差 平均 : 売上高(※)の平均

標本数 i : 第 i 層の標本数 母集団数 i : 第 i 層の母集団数

L : 層の総数

※ 業種ごとに平成 26 年特定サービス産業実態調査の結果を利用。

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h27/pdf/h27attention.pdf>

(2) 調査結果の評価

①評価方法

調査結果の評価は、売上高(事業所全体の年間売上高又は企業全体の年間売上高)の達成精度(標準誤差率)を基に行った。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

$$\text{標準誤差}^2 = \frac{\sum_{i=1}^L (\text{標準偏差}^2 / \text{標本数}i) \times \text{母集団数}i \times (\text{母集団数}i - \text{標本数}i)}{\text{母集団数}^2}$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均 標準偏差i : 第i層の売上高の標準偏差 平均 : 売上高の平均

標本数i : 第i層の標本数 母集団数i : 第i層の母集団数 L : 層の総数

②達成精度(標準誤差率)

調査業種	売上高		
	平均(万円)	標準偏差	標準誤差率
ソフトウェア業	57,450	84,449	0.016
情報処理・提供サービス業	65,875	113,351	0.040
インターネット付随サービス業	58,189	65,464	0.057
映像情報制作・配給業	42,226	49,116	0.043
新聞業	271,256	232,796	0.002
出版業	55,694	48,280	0.021
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	11,109	7,474	0.027
各種物品賃貸業	312,522	300,239	0.010
産業用機械器具賃貸業	42,698	79,657	0.031
自動車賃貸業	31,186	40,473	0.025
その他の物品賃貸業	12,934	21,685	0.042
デザイン業	4,054	3,590	0.015
広告業	88,239	131,840	0.017
機械設計業	8,123	5,665	0.013
機械修理業(電気機械器具を除く)	16,186	14,851	0.013
電気機械器具修理業	19,863	26,290	0.049
冠婚葬祭業	20,498	19,509	0.020
興行場, 興行団	40,989	54,867	0.035
スポーツ施設提供業	14,657	12,612	0.017
学習塾	1,927	2,363	0.013
教養・技能教授業	1,167	1,791	0.018

基幹統計名:統計 39 特定サービス産業実態統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・①・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/gaiyo.html>

抽出方法

標本調査（平成 21 年調査から。20 年調査までは全数調査）

【選定】 無作為抽出

【抽出方法】

平成 24 年経済センサス-活動調査によって把握された事業所を母集団として、標本理論に基づき業種別、事業従事者規模別、都道府県別に層化抽出している。ただし、「事務用機械器具賃貸業」などの 7 業種については、母集団数が小規模なため全数調査としている。

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h27/pdf/h27attention.pdf>

(5) 平成 21 年調査以降の特定サービス産業実態調査の枠組みは以下のとおり。

	標本調査(一部業種は全数調査)						
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
調査名	平成21年 特定サービス産業 実態調査	平成22年 特定サービス産業 実態調査	平成24年 経済センサス- 活動調査 との重複を 避けるため 中止		平成25年 特定サービス産業 実態調査	平成26年 特定サービス産業 実態調査	平成27年 特定サービス産業 実態調査
実施年月	21年11月	22年11月			25年7月	26年7月	27年7月
売上高等の 対象期間	20年11月1日～ 21年10月31日	21年11月1日～ 22年10月31日			24年1月～12月	25年1月～12月	26年1月～12月
母集団	平成18年 事業所・企業統計調査				平成21年 経済センサス- 基礎調査	平成24年 経済センサス- 活動調査	

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/gaiyo.html>

【調査対象数】 約 51,600 ※

【回収率】 約 82.8%（27 年調査の確報結果による）

回収率は、調査票回収数÷調査対象数により算出。

※調査対象数及び調査票回収数には、廃業、転業及び休業事業所（企業）を含まない。

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h27/pdf/h27attention.pdf>

9. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

①業種別の回答状況(標本調査業種)

調査業種	標本数	回答数	回答率 (%)	有効 回答数	有効 回答率 (%)
合計 (21 業 種)	48,934	40,509	82.8	40,447	82.7
ソフトウェア業	3,076	2,787	90.6	2,787	90.6
情報処理・提供サービス業	1,828	1,631	89.2	1,628	89.1
インターネット附随サービス業	560	378	67.5	378	67.5
映像情報制作・配給業	808	639	79.1	638	79.0
新聞業	374	345	92.2	345	92.2
出版業	655	526	80.3	525	80.2
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	485	377	77.7	375	77.3
各種物品賃貸業	790	760	96.2	759	96.1
産業用機械器具賃貸業	2,759	2,223	80.6	2,219	80.4
自動車賃貸業	1,905	1,519	79.7	1,515	79.5
その他の物品賃貸業	4,298	3,242	75.4	3,213	74.8
デザイン業	2,107	1,734	82.3	1,730	82.1
広告業	1,621	1,381	85.2	1,381	85.2
機械設計業	1,453	1,289	88.7	1,289	88.7
機械修理業(電気機械器具を除く)	3,260	2,689	82.5	2,683	82.3
電気機械器具修理業	1,623	1,378	84.9	1,373	84.6
冠婚葬祭業	2,277	1,849	81.2	1,849	81.2
興行場, 興行団	770	608	79.0	608	79.0
スポーツ施設提供業	2,687	2,310	86.0	2,310	86.0
学習塾	7,947	6,571	82.7	6,569	82.7
教養・技能教授業	7,651	6,273	82.0	6,273	82.0

(注) 標本数、回答数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

②業種別の回答状況(全数調査業種)

調査業種	調査 対象数	調査票 回収数	回収率 (%)	集計 事業所数	有効 回答率 (%)
合計 (7 業 種)	2,637	2,217	84.1	2,206	83.7
音声情報制作業	324	204	63.0	203	62.7
クレジットカード業, 割賦金融業	200	199	99.5	199	99.5
事務用機械器具賃貸業	353	301	85.3	301	85.3
スポーツ・娯楽用品賃貸業	321	218	67.9	217	67.6
計量証明業	773	692	89.5	691	89.4
映画館	529	477	90.2	471	89.0
公園, 遊園地・テーマパーク	137	126	92.0	124	90.5

(注) 調査対象数、回答数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

d) 非回答を減じるための対応(督促の実施、行政記録情報の活用など)の説明
記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-4.html>

調査の結果

利用上の注意

合計と内訳について

標本調査業種については、標本調査で拡大推計して集計後に四捨五入をしており、全数調査業種については、欠測値の補完を行い集計後に四捨五入をしている。そのため、総計と内訳の合計とは一致しない場合がある。また、単位当たり換算の値は、各数値に単位以下の数値を有しているため、公表値から求められても一致しない場合がある。

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：39 特定サービス産業実態統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

40 経済産業省特定業種石油等消費統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	1
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：40 経済産業省特定業種石油等消費統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
	a) 調査対象の範囲	○
	b) 報告を求める者	○
	c) 事業所母集団データベースの使用の有無	○
	d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	○
	e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明	○
	評価	0・1・ 2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/summary.html#headline4

調査の対象

【地域】

全国

【単位】

事業所

【属性】

日本標準産業分類に掲げる大分類－製造業のうち、「パルプ・紙・板紙製品」、「化学工業製品」、「化学繊維製品」、「石油製品」、「窯業・土石製品」、「ガラス製品」、「鉄鋼製品」、「非鉄金属地金製品」及び「機械器具製品」を製造する9業種のうち、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和55年通商産業省令第30号）別表の生産品目別に定める調査の範囲に属する事業所。  [調査規則別表（PDF形式：63KB）](#)

【調査対象数】

約1,500

【回収率】

95%超

調査規則別表（PDF形式：63KB）

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/ec003_kisoku.pdf

別表（第四条、第六条関係）

第九号	第八号	第七号	第六号	第五号	第四号	第三号	第二号	第一号	調査票の番号
機械工業	非鉄金属地金工業	鉄鋼業	ガラス製品工業を除く。 (板ガラス工業を除く。)	窯業製品及び土石製品工業(ガラス工業を除く。)	石油製品工業	化学繊維工業	(化学工業(化学繊維工業を除く。))	パルプ・紙工業	調査業種
自動車・部品・機械及び器具類(二輪車・自走車を含む。)	鉛・亜鉛・アルミニウム・ニッケル・銅・鉄	冷間圧延鋼材(線鋼を除く。)	粗鋼	セメント	石油製品(グリースを除く。)	化学繊維	石油化学製品	パルプ・紙	生産品目
従事者五百名以上の指定のもの	従事者三十名以上のもの	全部	従事者百名以上のもの	全部	全部	従事者三十名以上のもの	全部	従事者五十名以上のもの	調査の範囲

b) 報告を求める者

URL:

http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/ec003_kinyu_yoryo.pdf

4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）には、調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/h29/ec003_1704.pdf

2. 調査対象事業所

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の対象事業所のうち、第1表に掲げる9業種に属する事業所です。なお、業種によっては従事者規模による裾切りを行っています。

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/summary.html

調査の対象

【地域】

全国

【単位】

事業所

【属性】

日本標準産業分類に掲げる大分類－製造業のうち、「パルプ・紙・板紙製品」、「化学工業製品」、「化学繊維製品」、「石油製品」、「窯業・土石製品」、「ガラス製品」、「鉄鋼製品」、「非鉄金属地金製品」及び「機械器具製品」を製造する9業種のうち、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和55年通商産業省令第30号）別表の生産品目別に定める調査の範囲に属する事業所。  [調査規則別表（PDF形式：63KB）](#)

【調査対象数】

約1,500

【回収率】

95%超

抽出方法

【選定方法】

全数（一定規模以上悉皆調査）

【抽出方法】

調査対象業種毎に従事者規模により裾切りを行う。（一定規模以上については全対象を調査する。）

基幹統計名：40 経済産業省特定業種石油 等消費統計	② 調査方法（データ収集方法）	
確認事項	記載の有無	
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○	
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○	
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○	
d) 調査期日又は調査期間の説明	○	
e) 調査票配布・回収期間の説明	×	
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×	
g) 事務処理基準の概要	×	
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○	
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×	
評価	0・ 1 ・2・3	

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/summary.html#headline9

調査の方法

【調査経路】

経済産業省→民間事業者→調査対象事業所

【配布方法】

郵送

【収集方法】

郵送、オンライン

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/faq.html

Q 経済産業省特定業種石油等消費統計調査はどのように行われているのですか？

A 調査の方法は次の2つの方法により毎月行われています。

郵送調査：経済産業省（資源エネルギー庁）が委託した民間事業者が、調査関係書類を郵送により送付し、回収する方法。

オンライン調査：経済産業省（資源エネルギー庁）と調査対象事業所との間で、オンラインを経由して報告する方法。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/summary.html#headline8

調査の時期

【調査周期】

毎月

【調査期日】

毎月末日現在。調査対象期間は、原則として毎月1日から月末までの1か月間。なお、やむを得ない場合は、一定の日（例えば、25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間としています。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/faq.html

Q. 個々の企業、事業所の名称や回答値などを知ることが出来ますか？

A. 調査対象となった企業、事業所の名称や報告された調査票の内容等については、統計法（平成19年法律第53号）第41条によりその秘密が厳重に保護されます。したがって、個々の事業所に関することについてのお問い合わせにはお答えできません。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：40 経済産業省特定業種石油等消費統計	③集計・推計方法	
	確認事項	記載の有無
	a) 結果の集計・推計に関する説明	○
	b) 速報と確報の違いについての説明	—
	c) 集計・推計の方法の説明	○
	d) 季節調整結果に関する説明	—
	e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×
	f) 公表のスケジュールの説明	○
	g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×
	h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×
	評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/ec003_note_001.pdf (総ページ数：14 ページ 主要部分のみ記載)

II 統計表の作成方法と統計表の見方

統計表は、事業所ベースの業種別統計表（業種別エネルギー消費表、燃料受払表、電力受払表、蒸気受払表）と生産品目ベースの指定生産品目別統計表（直接投入エネルギー表、一次投入燃料換算表及び燃料在庫表）の2つから構成されています。それぞれの統計表の作成方法及び見方は、以下のとおりです。

1. 業種別統計表（事業所ベース）

- (1) 業種別統計表は、第1表に掲げる9調査対象業種に属する事業所について、9調査対象業種ごとに事業所ベース（事業所全体）の燃料、電力及び蒸気の消費量等をエネルギー種別ごとに集計した結果です。
- (2) 同統計表のうち、業種別エネルギー消費表と燃料受払表の燃料種別ごとの消費量は、調査対象事業所で他の事業所から受け入れた分と事業所内で他の燃料から転換（例えば、石炭から石炭コークスに転換）した分の合計量です。

2. 指定生産品目別統計表（生産品目ベース）

- (1) 指定生産品目別統計表は、調査対象事業所で第1表の「指定生産品目」欄に掲げる品目の生産のために消費したエネルギー消費量をエネルギー種別ごとに集計した結果です。
- (2) 同統計表は、調査票の「部門別消費内訳」欄を単純集計した表（直接投入エネルギー表）と、調査対象事業所で自家発生蒸気、自家発電力の二次エネルギーに変換して使用している場合には当該事業所の一次投入燃料消費量ベースに換算して集計した表（一次投入燃料換算表）と、更に後者の集計結果に基づいて事業所ベースの主要燃料在庫を指定生産品目ベースに按分して集計した表の3つから構成されています。

- 1) 直接投入エネルギー表（調査票の単純集計表）同統計表は、当該生産品目を生産するために実際に直接使用している燃料（鉄鋼業以外については、ボイラ用及びコージェネレーション用を除いたもの）、電力及び蒸気の消費量をエネルギー種別ごとに集計した結果です。
- 2) 一次投入燃料換算表（事業所の「ボイラ用」、「コージェネレーション用」燃料消費量ベースに換算して集計した表）同統計表は、当該生産品目を生産するために使用している燃料、電力及び蒸気のうち、当該事業所内で燃料から変換している二次エネルギー（自家発生蒸気、自家発電力（水力による自家発電力を除く。））の消費分（二次エネルギーの外販分を除く。）を当該事業所の変換前の一次投入燃料（ボイラ用燃料、コージェネレーション用燃料）消費量ベースに燃料種別ごとに換算する一方、蒸気及び電力の消費量は購入分（又は受入分）に換算してそれぞれ集計した結果です（なお、電力は購入分に水力による自家発電力のうち自家使用分を含む。）。換算は、下記の方法で事業所ごとに行っています。
- 3) 指定生産品目別燃料在庫表 燃料（原料を含む。）在庫については、事業所ベース（事業所

全体)の調査ですが、経済産業省生産動態統計調査等の関連から生産品目別に下記の方法で、事業所別、燃料種別ごとに按分して集計しました。

第1表 石油等消費動態統計調査の調査対象業種、指定生産品目(群)及び調査の範囲

調査対象業種	指定生産品目(群)	調査の範囲
パルプ・紙工業	パルプ 紙 板紙	全部 従業者50人以上のもの 従業者50人以上のもの
化学工業 (化学繊維工業を除く)	石油化学製品 アンモニア及びアンモニア誘導品 ソーダ工業製品	全部 全部 全部
化学繊維工業	化学繊維	従業者30人以上のもの
石油製品工業	石油製品(グリースを除く。)	全部
窯業製品及び土石製品工業 (ガラス製品工業(板ガラス工業を除く)を除く)	セメント 板ガラス 石灰	全部 全部 従業者30人以上のもの
ガラス製品工業 (板ガラス工業を除く)	ガラス製品	従業者100人以上のもの
鉄鋼業	鉄鋼	銑鉄、フェアラロイ、粗鋼、鋼半製品、鍛鋼品、鋳鋼品、一般普通鋼熱間圧延鋼材、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、めっき鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷延鋼板、鋼管(冷けん鋼管を除く)又は鋳鉄管を生産するもの 上記以外のもの
非鉄金属地金工業	銅 鉛 亜鉛 アルミニウム アルミニウム二次地金	全部 全部 全部 全部 従業者30人以上のもの
機械工業	土木建設機械、 金属工作機械及び金属加工機械、 電子部品、 電子管・半導体素子・集積回路、 電子計算機及び関連装置、電子応用装置、 自動車及び部品(二輪自動車を含む)	経済産業大臣の指定する従業者500人以上のもの

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当(下記の記載あり)

URL: http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/faq.html

Q. 「月報」、「年報」の違いはなんですか?

A. 「月報」は、その月の確報値として翌々月の中旬頃公表するものです。また、「年報」は、月々の「月報」公表結果に補正の必要性が生じたものを一括して修正し、公表するものです。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/faq.html

Q 調査結果はいつ頃公表されるのですか？

A 調査月の翌々月中旬に月の確報を、翌年6月頃に年報を公表する予定です。

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/published_schedule.html

公表予定

更新日 平成29年1月17日

平成29年	1月分	公表日：平成29年 3月15日 13時30分
	2月分	公表日：平成29年 4月14日 13時30分
	3月分	公表日：平成29年 5月18日 13時30分
	4月分	公表日：平成29年 6月15日 13時30分
	5月分	公表日：平成29年 7月14日 13時30分
	6月分	公表日：平成29年 8月18日 13時30分
	7月分	公表日：平成29年 9月19日 13時30分

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：40 経済産業省特定業種石油等消費統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
評価	0・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：40 経済産業省特定業種石油等消費統計	⑤非標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明	○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明	×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値	○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明	×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値	×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明	×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明	×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明	×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明	×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明	×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果	×
評価	①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/summary.html#headline4

調査の対象

【地域】

全国

【単位】

事業所

【属性】

日本標準産業分類に掲げる大分類－製造業のうち、「パルプ・紙・板紙製品」、「化学工業製品」、「化学繊維製品」、「石油製品」、「窯業・土石製品」、「ガラス製品」、「鉄鋼製品」、「非鉄金属地金製品」及び「機械器具製品」を製造する9業種のうち、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和55年通商産業省令第30号）別表の生産品目別に定める調査の範囲に属する事業所。  [調査規則別表（PDF形式：63KB）](#)

【調査対象数】

約1,500

【回収率】

95%超

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/pdf/h29/ec003_1704.pdf

2. 調査対象事業所

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の対象事業所のうち、第1表に掲げる9業種に属する事業所です。なお、業種によっては従事者規模による裾切りを行っています。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

URL:http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec003/summary.html#headline4

調査の対象

【地域】

全国

【単位】

事業所

【属性】

日本標準産業分類に掲げる大分類－製造業のうち、「パルプ・紙・板紙製品」、「化学工業製品」、「化学繊維製品」、「石油製品」、「窯業・土石製品」、「ガラス製品」、「鉄鋼製品」、「非鉄金属地金製品」及び「機械器具製品」を製造する9業種のうち、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和55年通商産業省令第30号）別表の生産品目別に定める調査の範囲に属する事業所。  [調査規則別表（PDF形式：63KB）](#)

【調査対象数】

約1,500

【回収率】

95%超

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：40 経済産業省特定業種石油等消費統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項		記載の有無
a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

41 経済産業省企業活動基本統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	1
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：41 経済産業省企業活動基本統計		① 標本設計（全数調査）
確認事項		記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		×
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0 ● 1 ● 2 ※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo/pdf/chosahani.pdf>

企業活動基本調査の対象範囲

本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業、大分類E－製造業、大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業（中分類35－熱供給業及び中分類36－水道業を除く。）、大分類G－情報通信業（別表に掲げるもの）、大分類I－卸売業、小売業、大分類J－金融業、保険業（別表に掲げるもの）、大分類K－不動産業、物品賃貸業のうち中分類70－物品賃貸業（別表に掲げるもの）、大分類L－学術研究、専門・技術サービス業（別表に掲げるもの）、大分類M－宿泊業、飲食サービス業（別表に掲げるもの）、大分類N－生活関連サービス業、娯楽業（別表に掲げるもの）、大分類O－教育、学習支援業（別表に掲げるもの）及び大分類R－サービス業（他に分類されないもの）（別表に掲げるもの）に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額3,000万円以上の会社を調査対象としている。

別表

G－情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット附随サービス業、細分類4111-映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）、細分類4112-テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）、細分類4113-アニメーション制作業、小分類413-新聞業及び小分類414-出版業
J－金融業、保険業	日本標準産業分類に掲げる小分類643-クレジットカード業、割賦金融業
K－不動産業、物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業（小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く））及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く。）
L－学術研究、専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業（他に分類されないもの）のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品非破壊検査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その他の技術サービス業
M－宿泊業、飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類76-飲食店（細分類7622-料亭、小分類765-酒場、ピヤホール及び小分類766-バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）、中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業
N－生活関連サービス業、娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業（小分類785-その他の公衆浴場業を除く）、中分類79-その他の生活関連サービス業（小分類791-旅行業及び細分類7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業を除く。）、小分類801-映画館、小分類804-スポーツ施設提供業（細分類8041-スポーツ施設提供業（別掲を除く）を除く。）及び小分類805-公園、遊園地
O－教育、学習支援業	日本標準産業分類に掲げる細分類8245-外国語会話教授業及び細分類8249-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）
R－サービス業（他に分類されないもの）	日本標準産業分類に掲げる中分類88-産業物処理業、中分類90-機械等修理業（別掲を除く）、中分類91-職業紹介・労働者派遣業、中分類92-その他の事業サービス業（小分類922-建物サービス業及び小分類923-警備業を除く。）

b) 報告を求める者

記載なし

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情

報の概要

記載なし

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

平成 28 年調査速報

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo.html#menu04>

調査の対象

【地域】 全国

【単位】 企業

【属性】 企業活動基本調査の対象範囲(PDF/142KB)

【調査対象数】 37,605 社 (平成 28 年調査速報)

【回収率】 84.3% (平成 28 年調査速報)

平成 27 年調査確報

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/result-2/h27data/riyochu1.pdf>

4. 回収状況

調査対象企業数 37,404 社
回収企業数 31,815 社(回収率 85.1%)
有効回答企業数 30,180 社

産業別・従業者規模別回収率

	調査対象 企業数	有効回答 企業数	有効回答 回収率 (%)
総 合 計	37,404	30,180	—
合 計	33,508	28,758	85.8
鉱業、採石業、砂利採取業	43	39	90.7
製造業	14,649	12,931	88.3
電気・ガス業	142	139	97.9
情報通信業	3,017	2,490	82.5
卸売業	6,691	5,804	86.7
小売業	4,228	3,587	84.8
クレジットカード業、割賦金融業	81	79	97.5
物品賃貸業	370	308	83.2
学術研究、専門・技術サービス業	735	626	85.2
飲食サービス業	815	584	71.7
生活関連サービス業、娯楽業	941	687	73.0
個人教授所	15	13	86.7
サービス業(その他のサービス業を除く)	1,781	1,471	82.6
その他産業、対象外など	3,896	—	—

	調査対象 企業数	有効回答 企業数	有効回答 回収率 (%)
総 合 計	37,404	30,180	—
合 計	33,508	28,758	85.8
50人～99人	11,391	9,391	82.4
100人～199人	9,594	8,247	86.0
200人～299人	4,068	3,508	86.2
300人～499人	3,386	2,939	86.8
500人～999人	2,656	2,374	89.4
1,000人以上	2,413	2,299	95.3
その他産業、対象外など	3,896	—	—

基幹統計名：41 経済産業省企業活動基本統計	② 調査方法（データ収集方法）	
確認事項	記載の有無	
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○	
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○	
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○	
d) 調査期日又は調査期間の説明	○	
e) 調査票配布・回収期間の説明	○	
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×	
g) 事務処理基準の概要	×	
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○	
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国一都道府県一市町村一調査員一世帯など）の表示又は説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo.html#menu09>

調査の方法

【調査経路】 経済産業省→調査客体

【配布方法】 郵送、オンライン

【収集方法】 郵送、オンライン

d) 調査期日又は調査期間の説明

e) 調査票配布・回収期間の説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo.html#menu08>

調査の時期

【調査周期】 毎年

【調査期日】 3月31日（平成19年調査から）

（平成18年調査までは6月1日現在）

【実施期日】 5月中旬～7月中旬の間に調査

URL:http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo/minkan/pdf/29nen_chousahyo.pdf

平成29年経済産業省企業活動基本調査

企業活動基本調査票

（平成29年3月31日現在）

企業活動基本調査オンラインシステム利用情報

- 政府統計コード（半角英字、英字は大文字）：BSGK
 - 調査対象者ID（半角英数字、英字は大文字）：
 - 確認コード（半角英数字）：
 - URL：<https://www.e-survey.go.jp>
- オンライン等に関するお問い合わせの際には、調査票左下の番号を御用ください。

- ☆ この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査で、調査対象となった企業は報告の義務があります。
- ☆ この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
- ☆ 調査票の記入に当たっては、別冊の「調査票の記入手引」に従って、黒または青のボールペンではっきりと記入してください。
なお、数値は、必ず調査票に定めた単位で記入してください。
- ☆ 調査の期日は平成29年3月31日現在です。記入内容は平成28年度の決算期数値で記入してください。それが困難な場合は、最寄りの決算期の数値によって記入してください。
なお、決算期変更の場合は、「調査票の記入手引」を参照してください。
- ☆ 調査票は、平成29年7月15日までに提出してください。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo/29minkan.html>

平成29年経済産業省企業活動基本調査へのご協力をお願いいたします。

経済産業省では、現在、「平成29年経済産業省企業活動基本調査」を実施しております。

この調査は、我が国企業の事業活動の多角化、国際化、研究開発及び組織の再編成といった企業活動の実態を明らかにし、経済産業政策をはじめ各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としているほか、産業界、学会等においても幅広く活用いただく資料として公表しております。

調査票等の関係書類（A4判濃いブルーの封筒にて送付）の調査票（A4判冊子8ページ）に所定事項をご記入の上、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご提出いただきました調査票につきましては、経済産業省企業活動基本調査事務局から、内容についてのお問い合わせをする場合がございますので、その際にご協力をお願い申し上げます。

また、調査票につきましては、統計法（平成19年法律第53号）により厳重に管理され、本調査の目的以外に使用することはございません。

諸事ご多用中のことと存じますが、調査票の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：41 経済産業省企業活動基本統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		○
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		×
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/result-2/h27data/riyochu1.pdf>

(6) 調査結果に対する留意点

- 1) 各項目の集計に当たっては、有効回答のみを集計したため、項目によっては回答企業数にばらつきが生じている。
- 2) 前回の調査結果と比較する場合には、回収率及び調査対象数の違いに留意する必要がある。
本文の付表中に、前年・当年調査ともに回答のあった継続企業の計数、前年度比表を参考として掲載してある。

b) 速報と確報の違いについての説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/result-2/h27data/riyochu1.pdf>

7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「平成27年企業活動基本調査速報」として公表したほか、確報として平成27年企業活動基本調査報告書「第1巻 総合統計表」「第2巻 事業多角化等統計表」「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/yotei/xml/e-stat_kikatu.xml

【経済産業省企業活動基本調査】

我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした調査。

更新日：平成29年1月19日

平成28年調査	速報集計		<p>公表日： 平成29年 1月 19日 13時 30分</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日 平成29年 1月 19日</p> <p>刊行物情報</p> <p>刊行物名 平成28年企業活動基本調査速報概況</p> <p>刊行物発行年月日 平成29年 1月 19日</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所 経済産業省企業統計室</p> <p>閲覧期間 平成29年1月19日以降</p>
平成27年調査	確報集計	第1巻～第3巻	<p>公表日： 平成28年 7月 29日</p> <p>インターネット情報</p> <p>掲載年月日 平成28年 7月 29日</p> <p>刊行物情報</p> <p>刊行物名 平成27年企業活動基本調査報告書</p> <p>閲覧情報</p> <p>閲覧場所 経済産業省図書館</p>

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名: 41_経済産業省企業活動基本統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値 (計算されている全ての結果)		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名:41 経済産業省企業活動基本統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

平成 28 年調査速報

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/gaiyo.html#menu04>

調査の対象

【地域】 全国

【単位】 企業

【属性】 企業活動基本調査の対象範囲(PDF/142KB)

【調査対象数】 37,605 社（平成 28 年調査速報）

【回収率】 84.3%（平成 28 年調査速報）

平成 27 年調査確報

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/result-2/h27data/riyochu1.pdf>

4. 回収状況

調査対象企業数 37,404 社
 回収企業数 31,815 社(回収率 85.1%)
 有効回答企業数 30,180 社

産業別・従業者規模別回収率

	調査対象 企業数	有効回答 企業数	有効回答 回収率 (%)
総 合 計	37,404	30,180	—
合 計	33,508	28,758	85.8
鉱業、採石業、砂利採取業	43	39	90.7
製造業	14,649	12,931	88.3
電気・ガス業	142	139	97.9
情報通信業	3,017	2,490	82.5
卸売業	6,691	5,804	86.7
小売業	4,228	3,587	84.8
クレジットカード業、割賦金融業	81	79	97.5
物品賃貸業	370	308	83.2
学術研究、専門・技術サービス業	735	626	85.2
飲食サービス業	815	584	71.7
生活関連サービス業、娯楽業	941	687	73.0
個人教授所	15	13	86.7
サービス業(その他のサービス業を除く)	1,781	1,471	82.6
その他産業、対象外など	3,896	—	—

	調査対象 企業数	有効回答 企業数	有効回答 回収率 (%)
総 合 計	37,404	30,180	—
合 計	33,508	28,758	85.8
50人～99人	11,391	9,391	82.4
100人～199人	9,594	8,247	86.0
200人～299人	4,068	3,508	86.2
300人～499人	3,386	2,939	86.8
500人～999人	2,656	2,374	89.4
1,000人以上	2,413	2,299	95.3
その他産業、対象外など	3,896	—	—

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

URL:<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/result-2/h27data/riyochu1.pdf>

(6) 調査結果に対する留意点

- 1) 各項目の集計に当たっては、有効回答のみを集計したため、項目によっては回答企業数にばらつきが生じている。
- 2) 前回の調査結果と比較する場合には、回収率及び調査対象数の違いに留意する必要がある。
本文の付表中に、前年・当年調査ともに回答のあった継続企業の計数、前年度比表を参考として掲載してある。

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名:41 経済産業省企業活動基本統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

42 港湾統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：42 港湾統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		×
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		—
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		○
評価		0・1・ 2 ※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kowan/kowan.html>

■調査の対象

港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾の中から、港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）において甲種港湾又は乙種港湾に規定する港湾を対象に調査しています。

b) 報告を求める者

記載なし

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/search/pdf/01/01201500xc0000.pdf>

（3）調査港湾

港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）の別表（第3条関係）に掲げる甲種港湾（161港）及び乙種港湾（533港）を対象

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/01/prompt01/minatobetusoku3.xls>

（全甲種対象港湾（161）のリスト及び提出状況を公表している）

一部抜粋

港別受付状況

2017年6月30日現在

都道府県	港 格	港 湾	平成29 年1月	平成29 年2月	平成29 年3月	平成29 年4月	平成29 年5月
静岡県	重要港湾	田子の浦	○				
静岡県	国際拠点港湾	清水	○				
静岡県	地方港湾	大井川	○				
静岡県	重要港湾	御前崎	○				
愛知県	重要港湾	三河					
愛知県	重要港湾	衣浦	○				
愛知県	国際拠点港湾	名古屋	○	○	○		
三重県	国際拠点港湾	四日市	○				
三重県	重要港湾	津松阪	○	○			
三重県	地方港湾	吉津	○	○	○		
三重県	重要港湾	尾鷲					
三重県	地方港湾	鵜殿	○	○	○		

基幹統計名：42 港湾統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	○
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0 ● 1 ● 2 ● 3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kowan/kowan.html>

■ 調査の方法

国土交通省－都道府県－統計調査員－報告者

ただし、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）のデータを使用することに同意した場合は、調査票への記入を不要とすることができます。

なお、電子メールによる調査票の提出も受け付けています。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kowan/kowan.html>

■ 調査の時期

甲種港湾については、毎月末日をもってその月間の調査を行っています。

乙種港湾については、毎月12月末日をもってその年間の調査を行っています。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kowan/kowan.html>

ただし、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）のデータを使用することに同意した場合は、調査票への記入を不要とすることができます。

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kowan/leaflet.pdf>

● 調査票情報の保護

この調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、秘密の保護には万全を期しております。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：42 港湾統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	○	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	○	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

URL: http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kowan/01form_syuukei.pdf

(総ページ数：16 ページ 該当項目を記載)

港湾調査規則第10条第1項の規定に基づく集計表の様式

様式NO. 1 入港船舶集計表

様式NO. 2 船舶乗降人員集計表

様式NO. 3-1 海上出入貨物集計表 (輸出)

様式NO. 3-2 海上出入貨物集計表 (輸入)

様式NO. 3-3 海上出入貨物集計表 (移出)

様式NO. 3-4 海上出入貨物集計表 (移入)

様式NO. 4-1 コンテナ個数・シャーシ台数集計表 (輸出)

様式NO. 4-2 コンテナ個数・シャーシ台数集計表 (輸入)

様式NO. 4-3 コンテナ個数・シャーシ台数集計表 (移出)

様式NO. 4-4 コンテナ個数・シャーシ台数集計表 (移入)

様式NO. 5 泊地係船岸及び本船荷役集計表

様式NO. 6 集計表 (月報)

様式NO. 7-1 乙種港湾集計表 (その1)

様式NO. 7-2 乙種港湾集計表 (その2)

様式NO. 7-3 乙種港湾集計表 (その3)

b) 速報と確報の違いについての説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/01/prompt01/minatobetusoku3.xls>

【港別集計値 (速報) の取り扱い】

■港別集計値 (速報) は、港湾管理者から報告があった集計結果を、港湾統計 (月報) の公表前に取りまとめたものです。なお、集計結果が揃っていない港湾は空欄となっています。

■港別集計値 (速報) は、全ての集計結果が揃った段階で、港湾統計 (月報) 及び港別集計値 (確報) として公表しています。

c) 集計・推計の方法の説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kowan/leaflet.pdf>

● 調査結果の公表

皆様にご協力いただいた調査の結果は、以下の様にまとめ、国土交通省のホームページ等で公表しています。

月報	港湾調査規則で定める甲種港湾(161港)における、月間の入港船舶表、海上出入貨物表、自動車航送車両台数表、コンテナ個数表を掲載
年報	港湾調査規則で定める甲種港湾及び乙種港湾(533港)における、年間の入港船舶表、船舶乗降人員表、海上出入貨物表、自動車航送車両台数表、コンテナ個数・シャーシ台数表を掲載
流動表	年間の各都道府県相互間等の貨物流動量を掲載
港湾取扱貨物量等の現況	年報の内容をもとに取扱貨物量や輸送人員の港別ランキング等を掲載
港別集計値(速報)	月報公表前に集計が完了した港湾における、月間の入港船舶表、海上出入貨物表、自動車航送車両台数表、コンテナ個数表の数値を掲載

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kouhyouyotei.html>

公 表 予 定

平成29年6月30日現在

調査名	報告書名	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月
港湾調査	月報			
	年報			
	流動表			
	港別集計値(速報・確報)	上旬…平成29年6月末時点	上旬…平成29年7月末時点	上旬…平成29年8月末時点

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/01/prompt01/minatobetusoku3.xls>

■港別集計値（速報）は、港湾管理者から報告があった集計結果を、港湾統計（月報）の公表前に取りまとめたものです。なお、集計結果が揃っていない港湾は空欄となっています。

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：42 港湾統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：42 港湾統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・①・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/search/pdf/01/01201500xc0000.pdf>

(3) 調査港湾

港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）の別表（第3条関係）に掲げる甲種港湾（161港）及び乙種港湾（533港）を対象

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

平成29年7月12日(水)現在、公表されている月報は平成28年12月まで。

下記記述より、回収率が100%になった時点で月報は公表されることと理解できる。

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/01/prompt01/minatobetusoku3.xls>

港別集計値（速報）は、全ての集計結果が揃った段階で、港湾統計（月報）及び港別集計値（確報）として公表しています。

（全甲種対象港湾（161）のリスト及び提出状況を公表している）

一部抜粋

港別受付状況			2017年6月30日現在				
都道府県	港 格	港 湾	平成29年1月	平成29年2月	平成29年3月	平成29年4月	平成29年5月
静岡県	重要港湾	田子の浦	○				
静岡県	国際拠点港湾	清水	○				
静岡県	地方港湾	大井川	○				
静岡県	重要港湾	御前崎	○				
愛知県	重要港湾	三河					
愛知県	重要港湾	衣浦	○				
愛知県	国際拠点港湾	名古屋	○	○	○		
三重県	国際拠点港湾	四日市	○				
三重県	重要港湾	津松阪	○	○			
三重県	地方港湾	吉津	○	○	○		
三重県	重要港湾	尾鷲					
三重県	地方港湾	鵜殿	○	○	○		

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/01/prompt01/minatobetusoku3.xls>

■港別集計値（速報）は、港湾管理者から報告があった集計結果を、港湾統計（月報）の公表前に取りまとめたものです。なお、集計結果が揃っていない港湾は空欄となっています。

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：42 港湾統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

43 造船造機統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	1
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	0
④	標本誤差	-
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：43 造船造機統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		×
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		×
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		×
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		×
評価		0 ● 1 ● 2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/zousen/chui.html>

○調査対象

造船調査については、鋼製の船舶又は鋼製以外の船舶で総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上のものの製造設備又は入渠設備若しくは上架設備を有している工場（事業場を含む。）について調査を行っています。

造機調査については、船用タービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、船用ボイラ、補助機械、操だ装置、操船装置、係船荷役機械、軸系及びプロペラ、航海用具、錨・錨鎖、自動化機器の製造又は修繕を行う工場（事業場を含む。以下、同じ。）のうち、常時10人以上の従業員を使用している工場について調査を行っています。

造船調査、造機調査ともに上記の条件以外の工場（事業場を含む。）は、調査の対象となっておりません。

b) 報告を求める者

記載なし

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

記載なし

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

記載なし

基幹統計名：43 造船造機統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/zousen/zousen.html>

■調査の方法

〈調査経路〉

国土交通省－地方運輸局・運輸監理部－報告者

└─運輸支局・海事事務所－報告者

〈配布・収集方法〉

郵送又はオンライン申請システムを利用した申請

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/zousen/zousen.html>

■調査の時期

造船調査については、毎月末現在、造機調査については、四半期末現在によって調査を行っています。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

調査ご協力をお願い

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/onegai.html>

政府が行う統計調査は、国民の皆様と調査の実施者との信頼関係を基盤として成り立っています

国土交通省では、運輸・交通に関する行政施策の企画・立案及び政策評価等に不可欠な基礎資料を得ることを目的として、[統計法](#)(平成19年法律第53号)等に基づき、船舶、自動車、鉄道、航空による旅客や貨物の輸送活動等に関する統計調査を実施しています。

調査において知り得た事項については、統計法第41条により守秘義務が課されており、秘密の保護には万全を期しています。また、調査票の情報を、統計調査の目的以外の目的のために利用又は提供することはありません(統計法第40条)。

なお、ご協力いただいた調査票は、国土交通省が責任を持って管理し、統計の作成後一定期間保管した調査票は、溶解処理等を施して完全に復元できない状態にしてから処分しています。

調査の趣旨・目的をご理解いただき、統計調査にご協力をお願いします。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：43 造船造機統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		×
b) 速報と確報の違いについての説明		○
c) 集計・推計の方法の説明		×
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		×
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

記載なし

b) 速報と確報の違いについての説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/zousen/chui.html>

○公表物の比較

造船統計速報は、造船調査の主要事業者 53 工場について集計したものです。また、造機統計四半期速報は、造機調査の主要事業者 44 工場を対象に主要項目について集計したものです。そのため、速報と月報及び四半期報の値を比較することは出来ません。

c) 集計・推計の方法の説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kouhyouyotei.html>

造船造機統計調査	速報(造船調査)	中旬・・・平成29年6月分	中旬・・・平成29年6月分	中旬・・・平成29年7月分
	月報(造船調査)	上旬・・・平成29年3月分	上旬・・・平成29年4月分	上旬・・・平成29年5月分
	四半期速報(造機調査)			
	四半期報(造機調査)	中旬・・・平成29年第1四半期分		

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：43 造船造機統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：43 造船造機統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

造船調査

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/03/monthly/index.pdf>

(1) 集計工場数

平成 29 年 3 月分の集計工場数は、鋼船については、437 工場であった。
強化プラスチック（木）船については、171 工場であった。

造機調査

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/03/quarter/index.pdf>

(1) 集計工場数

平成 29 年第 1 四半期（1 月～3 月分）の集計工場数は、368 工場であった。

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：43 造船造機統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

44 建築着工統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	0
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	0
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：44 建築着工統計	① 標本設計（標本調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明		×
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		○
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		—
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		×
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		×
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		×
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		×
j) 標本交代に関する説明		×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		—
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		×
	評価	①・1・2・3

具体の記載

「44 建築着工統計」につきましてはHPが「建築動態統計調査」として作られています。

建築動態統計調査は

①建築着工統計調査

②建築物滅失統計調査

の2調査からなり、今回の評価対象は①だけとなっています。

a) 標本設計に関する説明

記載なし

b) 調査対象の範囲

URL:http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t1.html

調査の対象

建築基準法第15条第1項では、建築主が建築物を建築しようとする場合又は、建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合にはこれらの者は、それぞれその旨を都道府県知事に届け出なければならないと定めており、また同条第2項では、建築物が災害により滅失した場合には、市区町村長は都道府県知事にその旨の報告をしなければならないと定めている。(ただし、いずれの場合も10㎡以下の建築物は対象から除外されている。) 建築動態統計は、これらの届出や報告をもとに都道府県の建築主事等が必要事項を調査票に転記作成して国土交通省に送付する方法により行われている。

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

記載なし

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

記載なし

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

記載なし

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

記載なし

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

非該当

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

記載なし

基幹統計名：44 建築着工統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	○
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	×
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・①・2・3

具体の記載

「44 建築着工統計」につきましてはHPが「建築動態統計調査」として作られています。

建築動態統計調査は

- ①建築着工統計調査
- ②建築物滅失統計調査

の2調査からなり、今回の評価対象は①だけとなっています。

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL: http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t1.html

調査の方法

(1) 建築着工統計調査

建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届に記載されている内容を都道府県が集計する。

(2) 補正調査票

(1)の建築物でその月中に工事完了したものについて、都道府県が集計する。

d) 調査期日又は調査期間の説明

URL: http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t1.html

調査の時期

① 建築着工統計調査

- ・建築工事届に記載された工事の着手予定期日の属する月の毎月分について作成し、これを翌月13日までに送付しなければならない。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

URL: http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t1.html

調査の対象

建築基準法第15条第1項では、建築主が建築物を建築しようとする場合又は、建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合にはこれらの者は、それぞれその旨を都道府県知事に届け出なければならないと定めており、また同条第2項では、建築物が災害により滅失した場合には、市区町村長は都道府県知事にその旨の報告をしなければならないと定めている。(ただし、いずれの場合も10㎡以下の建築物は対象から除外されている。) 建築動態統計は、これらの届出や報告をもとに都道府県の建築主事等が必要事項を調査票に転記作成して国土交通省に送付する方法により行われている。

調査の方法

(1) 建築着工統計調査

建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届に記載されている内容を都道府県が集計する。

(2) 補正調査票

(1) の建築物でその月中に工事完了したものについて、都道府県が集計する。

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

記載なし

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：44 建築着工統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	—	
c) 集計・推計の方法の説明	×	
d) 季節調整結果に関する説明	○	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

「44 建築着工統計」につきましてはHPが「建築動態統計調査」として作られています。

建築動態統計調査は

- ①建築着工統計調査
- ②建築物滅失統計調査

の2調査からなり、今回の評価対象は①だけとなっています。

a) 結果の集計・推計に関する説明

URL:http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t1.html

調査の対象

建築基準法第15条第1項では、建築主が建築物を建築しようとする場合又は、建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合にはこれらの者は、それぞれその旨を都道府県知事に届け出なければならないと定めており、また同条第2項では、建築物が災害により滅失した場合には、市区町村長は都道府県知事にその旨の報告をしなければならないと定めている。(ただし、いずれの場合も10㎡以下の建築物は対象から除外されている。) 建築動態統計は、これらの届出や報告をもとに都道府県の建築主事等が必要事項を調査票に転記作成して国土交通省に送付する方法により行われている。

調査の方法

(1) 建築着工統計調査

建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届に記載されている内容を都道府県が集計する。

(2) 補正調査票

(1)の建築物でその月中に工事完了したものについて、都道府県が集計する。

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

c) 集計・推計の方法の説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyou/ex/kityo.pdf> (総ページ数: 5ページ 主要部分のみ記載)

建築着工統計における季節調整方法の変更について

平成 21 年 1 月 30 日
国土交通省総合政策局建設統計室

国土交通省では、建築着工統計が景気判断等に極めて重要な役割を果たしていることから、同統計の公表において、気候や社会慣習等の影響によって生じる季節変動を除去した季節調整値を併せて公表しています。

最近では、着工戸数が前年同月比で大きく変動していることもあり、より安定的な季節調整方法について検討を重ねた結果、別紙のとおり、これまで採用していた米国センサス局法 X-11 の改良版である X-12-ARIMA を採用することが適切であるとの結論となりましたので、公表いたします。なお、X-12-ARIMA のスペックの例につきましても、別紙をご覧ください。

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

URL: http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t1.html

調査の方法

(1) 建築着工統計調査

建築基準法第 15 条第 1 項の規定による建築工事届に記載されている内容を都道府県が集計する。

(2) 補正調査票

(1) の建築物でその月中に工事完了したものについて、都道府県が集計する。

f) 公表のスケジュールの説明

URL: http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t1.html

公表予定

<建築物着工統計及び住宅着工統計>

①月次

1 ヶ月後の月末

記者発表資料をホームページに掲載、国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室で配布（無料、部数限定）

結果表を「政府統計の総合窓口（e-Stat）」に掲載

「建築動態統計月報」に掲載、国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室で配布（無料、部数限定）

②年計・年度計

年計 毎年 1 月末

年度計 毎年 4 月末

記者発表資料をホームページに掲載、国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室で配布（無料、部数限定）

結果表を「政府統計の総合窓口（e-Stat）」に掲載

「建築統計年報」（年1回発行、関係機関に配布）に掲載

<補正調査>

①年計のみ

毎年9月頃

「建築動態統計月報」に掲載、国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室で配布（無料、部数限定）

「建築統計年報」（年1回発行、関係機関に配布）に掲載

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：44 建設着工統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		×
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	①・1・2・3	

具体の記載

「44 建築着工統計」につきましてはHPが「建築動態統計調査」として作られています。
建築動態統計調査は
①建築着工統計調査
②建築物滅失統計調査
の2調査からなり、今回の評価対象は①だけとなっています。

a) 標本誤差に関する説明

記載なし

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：44 建築着工統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		—
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

「44 建築着工統計」につきましてはHPが「建築動態統計調査」として作られています。

建築動態統計調査は

①建築着工統計調査

②建築物滅失統計調査

の2調査からなり、今回の評価対象は①だけとなっています。

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

URL: http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t1.html

調査の対象

建築基準法第15条第1項では、建築主が建築物を建築しようとする場合又は、建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合にはこれらの者は、それぞれその旨を都道府県知事に届け出なければならないと定めており、また同条第2項では、建築物が災害により滅失した場合には、市区町村長は都道府県知事にその旨の報告をしなければならないと定めている。（ただし、いずれの場合も10㎡以下の建築物は対象から除外されている。）建築動態統計は、これらの届出や報告をもとに都道府県の建築主事等が必要事項を調査票に転記作成して国土交通省に送付する方法により行われている。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

非該当

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：44 建築着工統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

「44 建築着工統計」につきましてはHPが「建築動態統計調査」として作られています。

建築動態統計調査は

①建築着工統計調査

②建築物滅失統計調査

の2調査からなり、今回の評価対象は①だけとなっています。

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

45 鉄道車両等生産動態統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	0
④	標本誤差	—
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：45 鉄道車両等生産動態統計	① 標本設計（全数調査）	
	確認事項	記載の有無
a) 調査対象の範囲		○
b) 報告を求める者		×
c) 事業所母集団データベースの使用の有無		○
d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		○
e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明		×
評価		0・1・ 2
		※ 全数調査のため最大評価は2

具体の記載

a) 調査対象の範囲

鉄道車両等生産動態統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsusya/tetsusya.html>

調査の概要

調査の対象・時期

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の製造（鉄道車両においては、改造及び修理を含む。）を行い、これらの製造にそれぞれ以下の従業員を使用する事業所（自己の使用に供するためにのみ鉄道車両の改造等を行う事業所は除く。）を対象に調査しています。

- ・鉄道車両生産（新造）調査 → 全ての事業所
- ・鉄道車両生産（改造・修理）調査 → 常時30人以上の従業員を使用する事業所
- ・鉄道車両部品生産調査 → 常時30人以上の従業員を使用する事業所
- ・鉄道信号保安装置生産調査 → 常時50人以上の従業員を使用する事業所
- ・索道搬器運行装置生産調査 → 全ての事業所

b) 報告を求める者

記載なし

c) 事業所母集団データベースの使用の有無

d) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

鉄道車両等生産動態統計調査 月報 平成28年6月分 (PDF)

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/04/monthly/index.pdf>

凡例

6. この統計の調査対象の範囲については平成27年4月分より、経済センサスー活動調査の結果に基づく産業分類情報を活用し母集団情報の整備を図った結果、下記のとおり調査対象事業所の範囲を変更した。

調査区分	(旧) 対象事業所	(新) 対象事業所
鉄道車両生産（新造）調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	全ての事業所
鉄道車両生産（改造・修理）調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	常時30人以上の従業員を使用する事業所
鉄道車両部品生産調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	常時30人以上の従業員を使用する事業所
鉄道信号保安装置生産調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	常時50人以上の従業員を使用する事業所
索道搬器運行装置生産調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	全ての事業所

e) 調査対象数、又は抽出単位の数の説明

記載なし

基幹統計名：45 鉄道車両等生産動態統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・①・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

鉄道車両等生産動態統計調査 月報 平成 28 年 6 月分 (PDF)

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/04/monthly/index.pdf>

鉄道車両等生産動態統計調査の概要

3. 調査方法

調査は、国土交通大臣が選定する全国の鉄道車両等の製造を行う事業所に対して郵送等により調査票を配布し、回収を行っている。

また、調査は自計報告で行っている。

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsusya/tetsusya.html>

調査の概要

調査の方法

<配布・収集方法>

郵送及びオンラインを利用した申請

c) 調査実施系統（国一都道府県一市町村一調査員一世帯など）の表示又は説明

鉄道車両等生産動態統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsusya/tetsusya.html>

調査の概要

調査の方法

<調査経路>

国土交通省一報告者

d) 調査期日又は調査期間の説明

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

鉄道車両等生産動態統計調査 月報 平成 28 年 6 月分 (PDF)

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/04/monthly/index.pdf>

鉄道車両等生産動態統計調査の概要

4. 調査時期

鉄道車両生産（新造）調査については、毎月調査を行っており、鉄道車両生産（改造・修理）調査、鉄道車両部品生産調査、鉄道信号保安装置生産調査及び索道搬器運行装置生産調査については、四半期毎に調査を行っている。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

調査ご協力のお願い

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/onegai.html>



政府が行う統計調査は、国民の皆様と調査の実施者との信頼関係を基盤として成り立っています

国土交通省では、運輸・交通に関する行政施策の企画・立案及び政策評価等に不可欠な基礎資料を得ることを目的として、[統計法](#)（平成19年法律第53号）等に基づき、船舶、自動車、鉄道、航空による旅客や貨物の輸送活動等に関する統計調査を実施しています。

調査において知り得た事項については、統計法第41条により守秘義務が課されており、秘密の保護には万全を期しています。また、調査票の情報を、統計調査の目的以外の目的のために利用又は提供することはありません（統計法第40条）。
なお、ご協力いただいた調査票は、国土交通省が責任を持って管理し、統計の作成後一定期間保管した調査票は、溶解処理等を施して完全に復元できない状態にしてから処分しています。

調査の趣旨・目的をご理解いただき、統計調査にご協力をお願いいたします。

総合政策局情報政策課交通経済統計調査室（代表電話）03-5253-8111
Copyright(C) 2008-2011 MLIT Japan. All Rights Reserved.

MLIT
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：45 鉄道車両等生産動態統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	×	
b) 速報と確報の違いについての説明	—	
c) 集計・推計の方法の説明	×	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

記載なし

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

c) 集計・推計の方法の説明

記載なし

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kouhyouyotei.html>

鉄道車両等生産動態統計調査	月報	下旬・・・平成29年6月分	下旬・・・平成29年7月分	下旬・・・平成29年8月分
	四半期報	中旬・・・平成28年第3四半期分		
	年報			

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：45 鉄道車両等生産動態統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		—
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		—
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		—
	評価	0・1・2・3

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

非該当

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

非該当

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

非該当

基幹統計名：45 鉄道車両等生産動態統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：45 鉄道車両等生産動態統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

46 建設工事統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	2
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	0
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：46 建設工事統計	① 標本設計（標本調査）
確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明	○
b) 調査対象の範囲	○
c) 報告を求める者	×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無	×
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値	×
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○
j) 標本交代に関する説明	×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明	×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	○
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

b) 調査対象の範囲

URL:http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t2.html

調査の対象

① 建設工事受注動態統計調査

建設工事施工統計調査において前々年度完成工事高が1億円以上の業者から、完成工事高規模に応じて抽出した約1万2千業者が受注し、国内で施工される建設工事。

年間完成工事高が比較的大きい建設業者のうち国土交通大臣の指定したもの（以下「大手50社」という。）が受注し、国内及び海外で施工される建設工事。

② 建設工事施工統計調査

建設業者のうち国土交通大臣の指定したもの（以下「施工調査指定建設業者」という。）及び施工調査指定建設業者の施工した建設工事について行う。

大臣許可

（個人・法人）及び直営事業所等

全 数

知事許可

資本金（出資金）3,000万円以上の法人

全 数

「舗装」、「板金」及び「さく井」の許可を有する者

全 数

個人及び資本金（出資金）3,000万円未満の法人

1/3～1/106

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

記載なし

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

建設工事受注動態統計調査

URL: <http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/doutaigaido.pdf>



どうして選ばれたのですか？

- 前年度実施の建設工事施工統計調査において、前々年度の完成工事高が1億円以上の建設企業を、都道府県別、完成工事高別、公共元請完成工事高別に分類し抽出しております。



【抽出率の設定方法】

建設工事施工統計調査の完成工事高及び公共元請完成工事高を指標として、以下の表のとおり16のセルに分類し、それぞれのセル毎に抽出率を設定しております（抽出率は概ね1/2～1/10を設定）。なお、各セルの標本は、その半数を各都道府県から均等に抽出し、残りの半数については各セルに属する企業数の都道府県別のシェアに応じて抽出しております。

		完 成 工 事 高（前々年度）			
		1億未満	1億以上	10億以上	50億以上
公共元請 完成工事高	3千万未満	×	○	○	◎
	3千万以上	×	○	○	◎
	3億以上	—	○	○	◎
	10億以上	—	—	○	◎

凡例 ◎：全数調査 ○：標本抽出 ×：抽出しない —：存在しない

建設工事施工統計調査

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Pdfdl.do?sinfid=000031557531>

6. 調査対象者の抽出

- (1) 母集団は、建設業法に基づく許可を有する約47万建設業者とした。
母集団の内訳は、大臣許可業者約1万業者、知事許可業者約46万業者となっている（平成28年3月31日現在）。
- (2) 上記母集団から約11万業者を標本抽出した（サンプリング）。
- ① 大臣許可業者（約1万業者）は、全数調査とした。
 - ② 知事許可業者は層化業種、資本金階層別により区分し、約10万業者をネイマン法により抽出した。
ただし、「舗装」、「板金」及び「さく井」の業種については、許可業者数が少ないため、全数調査とした。
また、資本金3,000万円以上の知事許可業者についても全数調査とした。

区 分		抽 出 率
大臣許可業者（個人・法人）		全 数
知事許可業者	資本金（出資金）3,000万円以上の法人	全 数
	「舗装」、「板金」及び「さく井」の許可を有する業者（個人・法人）	全 数
	個人及び資本金（出資金）3,000万円未満の法人	1/3 ～ 1/106

(3) 調査対象業者数

調査対象業者数	111,544業者
調査票提出業者数	67,240業者
実績記入のあった業者数	63,824業者
実績記入のなかった業者数	3,416業者
調査票未提出業者数（調査不能業者を含む）	44,304業者

(注) 本調査は、調査票に建設活動実績の記入があった業者の数値を集計したものであり、調査票未提出業者については、施工実績がなかったものとして扱っている。

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

記載なし

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

URL: http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t2.html

推計方法

- 建設工事受注動態統計調査

■平成 25 年 4 月以降の推計方法

(平成 24 年 1 月～平成 25 年 3 月までは参考値として再集計)

調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数及び回収率の逆数を各標本の調査結果に乗じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。

大手 50 社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元は行わない。

なお、本推計方法は、平成 23 年 9 月の統計委員会からの答申（府統委第 115 号）に基づき、よりの確な推計を行うために変更しています。

■平成 12 年 4 月～平成 25 年 3 月までの推計方法

調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数を各標本の調査結果に乗じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。（未回答業者は実績なしとして取り扱う。）

大手 50 社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元は行わない。

○ 建設工事施工統計調査

調査結果の数値は、提出された調査票のデータに、各調査対象業者の抽出率に応じて、その逆数を乗じ、母集団である全建設業者の値に復元した値である。そのため、四捨五入の関係で、計数には不整合が生じる箇所がある。

基幹統計名：46 建設工事統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	○
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

URL: http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t2.html

調査の方法

○ 建設工事受注動態統計調査

（大手 50 社以外の対象業者）

毎月末日現在までの受注状況等を翌月 10 日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同月 20 日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

（大手 50 社）

毎月末日現在までの受注状況等を翌月 20 日までに国土交通大臣に申告。

○ 建設工事施工統計調査

毎年 7 月 31 日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年 8 月 31 日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

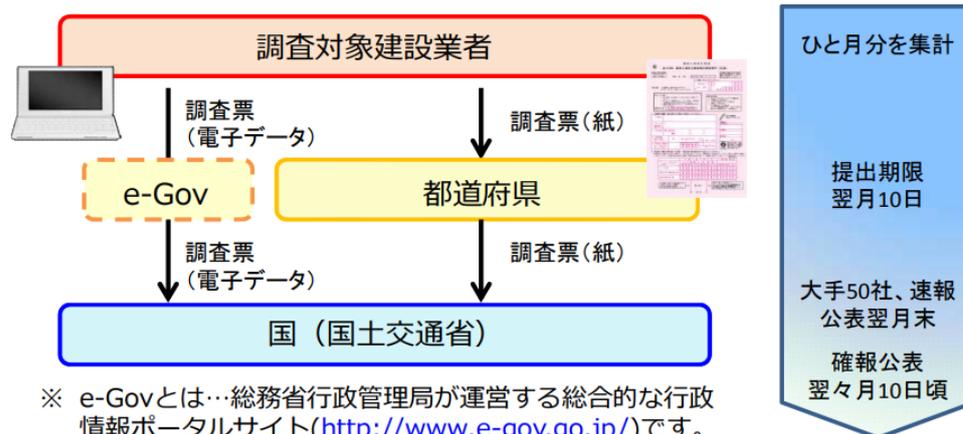
建設工事受注動態統計調査

URL: <http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/doutaigaido.pdf>



調査はどのように行われるのですか？

- 月次調査です。毎月の調査は次のような流れで行います。インターネットを利用して電子データで調査に回答することも可能です。



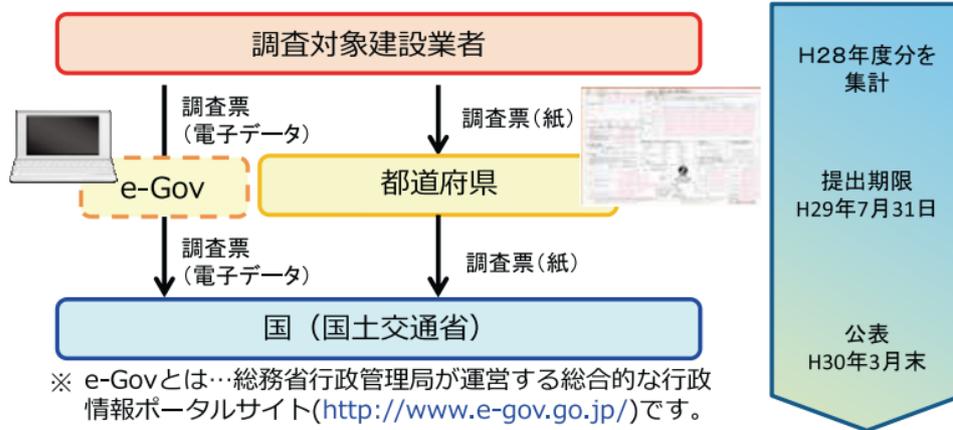
建設工事施工統計調査

URL: <http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/sekogaido.pdf>



調査はどのように行われるのですか？

調査は年に1回、次のような流れで行います。
インターネットを利用して電子データで調査に回答することも可能です。



d) 調査期日又は調査期間の説明

URL:http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t2.html

調査の時期

- 建設工事受注動態統計調査
毎月末日現在
- 建設工事施工統計調査
決算期終了の日が3月31日である建設業者にあつては毎年3月31日現在、その他の建設業者にあつては毎年3月31日前の直近の決算期終了の日現在

e) 調査票配布・回収期間の説明

- 建設工事受注動態統計調査
(大手50社以外の対象業者)
毎月末日現在までの受注状況等を翌月10日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同月20日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。
(大手50社)
毎月末日現在までの受注状況等を翌月20日までに国土交通大臣に申告。
- 建設工事施工統計調査
毎年7月31日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年8月31日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

建設工事受注動態統計調査

URL: <http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/doutaitebiki.pdf>

○ 秘密の保護には万全を期しています。

この調査は統計法による基幹統計調査であり、提出いただいた情報は固く保護されるとともに、これらの情報を取り扱う職員も罰則を伴う厳しい守秘義務を負っています（統計法第41条及び第57条）。

建設工事施工統計調査

URL: <http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/sekogaido.pdf>



情報は守られます！

- 調査票の回答内容は統計法に基づき厳格に保護されます。
- 調査関係者には厳格な守秘義務が課されているほか、集められた調査票は厳重に管理され、統計を作成した後、溶解処分されます。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：46 建設工事統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	○	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	○	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	○	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

URL: http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t2.html

推計方法

○ 建設工事受注動態統計調査

■平成 25 年 4 月以降の推計方法

(平成 24 年 1 月～平成 25 年 3 月までは参考値として再集計)

調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数及び回収率の逆数を各標本の調査結果に乗じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。

大手 50 社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元は行わない。

なお、本推計方法は、平成 23 年 9 月の統計委員会からの答申（府統委第 115 号）に基づき、よりの確な推計を行うために変更しています。

■平成 12 年 4 月～平成 25 年 3 月までの推計方法

調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数を各標本の調査結果に乗じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。（未回答業者は実績なしとして取り扱う。）

大手 50 社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元は行わない。

○ 建設工事施工統計調査

調査結果の数値は、提出された調査票のデータに、各調査対象業者の抽出率に応じて、その逆数を乗じ、母集団である全建設業者の値に復元した値である。そのため、四捨五入の関係で、計数には不整合が生じる箇所がある。

b) 速報と確報の違いについての説明

URL: http://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_000693.html

建設工事受注動態統計調査報告(平成29年5月分・速報)

平成29年6月30日

「建設工事受注動態統計調査」は、平成 1 2 年度から開始した統計で、毎月 1 0 日前後に前々月の結果を確報として公表してきましたが、平成 1 4 年度より利用者の便宜を図るために、速報として「受注高」の概要を公表することと致しました。速報値は、後日公表される確報値とは一致しない場合もありますので、利用にあたってはご注意ください。

d) 季節調整結果に関する説明

URL: http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t2.html

季節変動修正済額

○ 建設工事受注動態統計調査

時系列分析の利用に供するため、大手50社分については、原数をセンサス局法により季節変動修正した系列を作成し公表しています。なお、2012年1月公表(2011年12月分)より、東日本大震災の影響等を今後の確に捉える事などを目的とし、季節調整法をX-11からX-12-ARIMAに変更しています(全期間を対象)。従前のX-11による季節調整値は2011年12月分公表に併せて公表しています。

- ・ 季節調整法の変更について 
- ・ スペックファイル、変更の影響等について

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

○ 建設工事受注動態統計調査

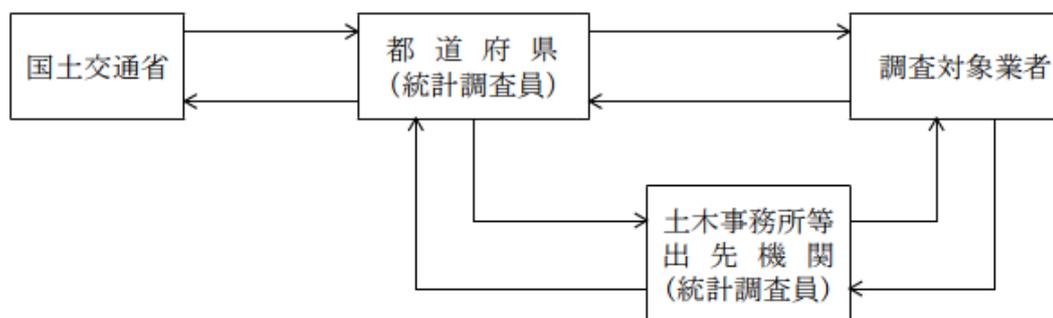
記載なし

○ 建設工事施工統計調査

URL: <http://www.mlit.go.jp/common/001177515.pdf>

5. 調査の方法

- ・ 国土交通省は、都道府県を經由して調査対象業者に調査票を郵送により配布。
- ・ 調査対象業者は、自計申告により調査票に記入。
- ・ 国土交通省は、都道府県を經由して、調査対象業者から調査票を回収・集計。



f) 公表のスケジュールの説明

URL:http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/gaiyo_b1t2.html

調査の時期

- 建設工事受注動態統計調査

毎月末日現在

- 建設工事施工統計調査

決算期終了の日が3月31日である建設業者にあつては毎年3月31日現在、その他の建設業者にあつては毎年3月31日前の直近の決算期終了の日現在

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

建設工事受注動態統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/common/000998850.pdf>

建設工事受注動態統計調査 推計方法の変更について

■平成25年4月以降の推計方法

(平成24年1月～平成25年3月までは参考値として再集計)

調査結果については、建設業許可業者全体への復元(母集団推定)を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数及び回収率の逆数を各標本の調査結果に乘じることにより、母集団推定値を算出(復元)する。

大手50社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元を行わない。

なお、本推計方法は、平成23年9月の統計委員会からの答申(府統委第115号)に基づき、よりの確な推計を行うために変更しています。

■平成12年4月～平成25年3月までの推計方法

調査結果については、建設業許可業者全体への復元(母集団推定)を行う。復元母集団は、調査実施の前前年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数を各標本の調査結果に乘じることにより、母集団推定値を算出(復元)する。(未回答業者は実績なしとして取り扱う。)

大手50社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元を行わない。

建設工事施工統計調査

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Pdfdl.do?sinfid=000031557531>

(3) 調査対象業者数

調査対象業者数	111,544業者
調査票提出業者数	67,240業者
実績記入のあった業者数	63,824業者
実績記入のなかった業者数	3,416業者
調査票未提出業者数 (調査不能業者を含む)	44,304業者

(注) 本調査は、調査票に建設活動実績の記入があった業者の数値を集計したものであり、調査票未提出業者については、施工実績がなかったものとして扱っている。

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：46 建設工事統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		×
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

記載なし

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：46 建設工事統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0 ・ 1 ・ 2 ・ 3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

建設工事受注動態統計調査

URL: <http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/doutaigaido.pdf>



- 前年度実施の建設工事施工統計調査において、前々年度の完成工事高が1億円以上の建設企業を、都道府県別、完成工事高別、公共元請完成工事高別に分類し抽出しております。



【抽出率の設定方法】

建設工事施工統計調査の完成工事高及び公共元請完成工事高を指標として、以下の表のとおり16のセルに分類し、それぞれのセル毎に抽出率を設定しております（抽出率は概ね1/2～1/10を設定）。なお、各セルの標本は、その半数を各都道府県から均等に抽出し、残りの半数については各セルに属する企業数の都道府県別のシェアに応じて抽出しております。

		完 成 工 事 高（前々年度）			
		1億未満	1億以上	10億以上	50億以上
公共元請 完成工事高	3千万未満	×	○	○	◎
	3千万以上	×	○	○	◎
	3億以上	—	○	○	◎
	10億以上	—	—	○	◎

凡例 ◎: 全数調査 ○: 標本抽出 ×: 抽出しない —: 存在しない

建設工事施工統計調査

URL: <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Pdfdl.do?sinfid=000031557531>

6. 調査対象者の抽出

- (1) 母集団は、建設業法に基づく許可を有する約47万建設業者とした。
母集団の内訳は、大臣許可業者約1万業者、知事許可業者約46万業者となっている（平成28年3月31日現在）。
- (2) 上記母集団から約11万業者を標本抽出した（サンプリング）。
- ① 大臣許可業者（約1万業者）は、全数調査とした。
 - ② 知事許可業者は層化業種、資本金階層別により区分し、約10万業者をネイマン法により抽出した。
ただし、「舗装」、「板金」及び「さく井」の業種については、許可業者数が少ないため、全数調査とした。
また、資本金3,000万円以上の知事許可業者についても全数調査とした。

区 分		抽 出 率
大臣許可業者（個人・法人）		全 数
知事許可業者	資本金（出資金）3,000万円以上の法人	全 数
	「舗装」、「板金」及び「さく井」の許可を有する業者（個人・法人）	全 数
	個人及び資本金（出資金）3,000万円未満の法人	1/3 ～ 1/106

(3) 調査対象業者数

調査対象業者数	111,544業者
調査票提出業者数	67,240業者
実績記入のあった業者数	63,824業者
実績記入のなかった業者数	3,416業者
調査票未提出業者数（調査不能業者を含む）	44,304業者

(注) 本調査は、調査票に建設活動実績の記入があった業者の数値を集計したものであり、調査票未提出業者については、施工実績がなかったものとして扱っている。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等）の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

建設工事受注動態統計調査< f) のみ >

URL:<http://www.mlit.go.jp/common/000998850.pdf>

建設工事受注動態統計調査
推計方法の変更について

■平成25年4月以降の推計方法
(平成24年1月～平成25年3月までは参考値として再集計)

調査結果については、建設業許可業者全体への復元(母集団推定)を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数及び回収率の逆数を各標本の調査結果に乗じることにより、母集団推定値を算出(復元)する。

大手50社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元を行わない。

なお、本推計方法は、平成23年9月の統計委員会からの答申(府統委第115号)に基づき、よりの確な推計を行うために変更しています。

■平成12年4月～平成25年3月までの推計方法

調査結果については、建設業許可業者全体への復元(母集団推定)を行う。復元母集団は、調査実施の前前年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数を各標本の調査結果に乗じることにより、母集団推定値を算出(復元)する。(未回答業者は実績なしとして取り扱う。)

大手50社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元を行わない。

建設工事施工統計調査

URL:<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Pdfdl.do?sinfid=000031557531>

(3) 調査対象業者数

調査対象業者数	111,544業者
調査票提出業者数	67,240業者
実績記入のあった業者数	63,824業者
実績記入のなかった業者数	3,416業者
調査票未提出業者数(調査不能業者を含む)	44,304業者

(注) 本調査は、調査票に建設活動実績の記入があった業者の数値を集計したものであり、調査票未提出業者については、施工実績がなかったものとして扱っている。

d) 非回答を減じるための対応(督促の実施、行政記録情報の活用など)の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：46 建設工事統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

47 船員労働統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	1
⑤	非標本誤差	1
⑥	他統計との比較・分析	1

基幹統計名：47 船員労働統計	① 標本設計（標本調査）	
確認事項		記載の有無
a) 標本設計に関する説明		○
b) 調査対象の範囲		○
c) 報告を求める者		×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無		—
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要		—
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明		○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明		○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報		○
j) 標本交代に関する説明		×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明		—
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明		○
評価		0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

船員労働統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/senrou/senrou.html>

調査の概要

抽出方法

漁船に乗り組む者及び特殊船に乗り組む者については、全数調査しています。漁船及び特殊船以外の日本の船舶に乗り組む者については、漁船及び特殊船以外の全ての日本の船舶を内外航別、船種別、船舶総トン数別に層分けし、無作為抽出した船舶に乗り組む者全てを調査しています。

b) 調査対象の範囲

船員労働統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/senrou/senrou.html>

調査の概要

調査の対象

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員であって、漁船及び特殊船（引船、はしけ及び官公署船をいう。）以外の国土交通大臣が指定する船舶に乗り組む者、漁船に乗り組む者及び特殊船に乗り組む者を対象に調査しています。

c) 報告を求める者

記載なし

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

非該当

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第一号調査（一般船舶調査）、第三号調査（特殊船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf>

I 調査の概要

4. 調査対象の抽出方法

(1) 一般船舶調査（第1号調査）

- ① 抽出方法は、船舶の用途及び総トン数階層別を単位とする層化一段抽出法として、調査対象船舶を選定している。
- ② 目標精度は、1人1ヶ月あたり平均報酬額について設定し、船舶の用途及び総トン数階層別の標準誤差率を5%以内（信頼度95%）に定めている。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第一号調査（一般船舶調査）、第三号調査（特殊船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf>

II 平成28年調査結果の概要

1. 一般船舶に乗り組む船員

(1) 調査の状況

本調査は、標本調査の方法により行った。平成25年6月に実施した「船員労働統計母集団調査」に基づき標本数を設計しており、実施調査対象母集団船舶3,050隻（内航船2,965隻、外航船85隻）のうち、537隻（内航船489隻、外航船63隻）を調査し、回収率は74.49%であった。そのうち有効回答船舶383隻（内航船356隻、外航船27隻）について集計を行なった。

2. 特殊船に乗り組む船員

(1) 調査の状況

本調査は、悉皆調査の方法により行った。実施調査対象事業者数536者を調査し、回収率は93.8%であった。そのうち有効回答496者について集計を行なった。

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第二号調査（漁船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour03/index.pdf>

II 平成28年調査結果の概要

(1) 調査の状況

本調査は、悉皆調査の方法により行った。

本調査の調査対象は、1,028隻であり、そのうち941隻を回収（回収率91.5%）し集計を行った。

支払形態別にその内訳を見ると、專業船では、全歩合給制が294隻、固定給制が114隻、固定給と歩合給の併用制が511隻であった。一方、兼業船では、全歩合給制が21隻、固

定給制が 5 隻、固定給と歩合給の併用制が 43 隻であった。

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

非該当

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第一号調査（一般船舶調査）、第三号調査（特殊船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf>

I 調査の概要

9. 集計

独立行政法人統計センターに委託して以下のとおり行った。

(1) 一般船舶調査（第1号調査）

報酬については、回収調査票を用途別・トン数階層別に集計し、母集団に復元した推計値を算出した後、平均の算出を行った。但し、「職種別」の値については、報告値の平均となっている。なお、推計値の算出方法は、以下の計算式により算出している。

$$\frac{\sum_{k=c}^l \sum_{j=b}^m \sum_{i=a}^n x_{kji} \frac{N_{kji}}{V_{kji}}}{\sum_{k=c}^l \sum_{j=b}^m \sum_{i=a}^n y_{kji} \frac{N_{kji}}{V_{kji}}} \quad (k: \text{内航船・外航船の別}, j: \text{用途の別}, i: \text{トン数階級の別})$$

(x_{kji} : 調査項目, y_{kji} : 船員数, N_{kji} : 母集団隻数, V_{kji} : 集計隻数)

また、各項目の集計・推計方法は、以下のとおりである。

- | | | |
|---|---|-------------------------------|
| ① 調査船舶隻数 | } | 報告数値の合計を調査船舶隻数で除した平均値 |
| ② 調査船舶総トン数 | | |
| ③ 平均稼働日数 | | |
| ④ 6月の月間総労働時間及び報酬額について | } | 報告数値の合計を調査船員数で除した平均値 |
| a. 船員数 | | |
| b. 年齢 | | |
| c. 経験年数 | | |
| d. 月間総労働時間 | | |
| e. きまって支給する給与（定期払いを要する報酬（基本給・その他手当）、割増手当・夜間割増）（合計、船長・職員計、部員計） | | |
| f. 特別に支払われた報酬（合計、船長・職員計、部員計） | } | 報告数値を母集団に復元し算出した推計値（1人1ヶ月平均値） |

- g. きまって支給する給与（定期払いを要する報酬（基本給・その他手当）、割増手当・夜間割増）（船長、職員（各区分）、部員（各区分））
- h. 特別に支払われた報酬（船長、職員（各区分）、部員（各区分））
報告数値の合計を調査船員数で除した平均値
- i. 家族手当 —— 報告数値の合計を家族手当受給船員数で除した平均値
- j. 航海手当、その他手当（船長、船長・職員計、部員計）——
報告数値を母集団に還元し算出した推計値（1人1ヶ月平均値）
- k. 航海手当、その他手当（船長、職員（各区分）、部員（各区分））——
報告数値の合計を調査船員数で除した平均値

⑤ 昨年一年間（1月～12月）の総労働時間等について

- a. 船員数
 - b. 年間総労働時間
 - c. 年間取得休日数
- 報告数値の合計を調査船員数で除した平均値

基幹統計名：47 船員労働統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	×
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0 ● 1 ● 2 ● 3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

船員労働統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/senrou/senrou.html>

調査の概要

調査の方法

<調査経路>

国土交通省－地方運輸局・運輸監理部－報告者

└─運輸支局・海事事務所－報告者

<配布・収集方法>

郵送又はオンライン申請システムを利用した申請

d) 調査期日又は調査期間の説明

船員労働統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/senrou/senrou.html>

調査の概要

調査の時期

漁船及び特殊船（引船、はしけ及び官公署船をいう。）以外の国土交通大臣が指定する船舶に乗り組む者については、毎年6月の一ヶ月間において調査を行っています。ただし、年間総労働時間については、その前年一年間分（1月から12月までの分）について行っています。

漁船に乗り組む者については、毎年一年分（1月から12月までの分）について調査を行っています。

特殊船に乗り組む者については、毎年6月の一ヶ月間において調査を行っています。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

記載なし

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：47 船員労働統計	③集計・推計方法
確認事項	記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明	○
b) 速報と確報の違いについての説明	—
c) 集計・推計の方法の説明	○
d) 季節調整結果に関する説明	—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	○
f) 公表のスケジュールの説明	×
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	○
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×
評価	0・1・②・3

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第一号調査（一般船舶調査）、第三号調査（特殊船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf>

I 調査の概要

9. 集計

独立行政法人統計センターに委託して以下のとおり行った。

(1) 一般船舶調査（第1号調査）

報酬については、回収調査票を用途別・トン数階層別に集計し、母集団に還元した推計値を算出した後、平均の算出を行った。但し、「職種別」の値については、報告値の平均となっている。なお、推計値の算出方法は、以下の計算式により算出している。

$$\frac{\sum_{k=c}^l \sum_{j=b}^m \sum_{i=a}^n x_{kji} \frac{N_{kji}}{V_{kji}}}{\sum_{k=c}^l \sum_{j=b}^m \sum_{i=a}^n y_{kji} \frac{N_{kji}}{V_{kji}}} \quad (k: \text{内航船・外航船の別}, j: \text{用途の別}, i: \text{トン数階級の別})$$

(x_{kji} : 調査項目, y_{kji} : 船員数, N_{kji} : 母集団隻数, V_{kji} : 集計隻数)

また、各項目の集計・推計方法は、以下のとおりである。

- ① 調査船舶隻数
- ② 調査船舶総トン数
- ③ 平均稼働日数
- ④ 6月の月間総労働時間及び報酬額について
 - a. 船員数
 - b. 年齢
 - c. 経験年数
 - d. 月間総労働時間
 - e. きまって支給する給与（定期払いを要する報酬（基本給・その他手当）、割増手当・夜間割増）（合計、船長・職員計、部員計）
 - f. 特別に支払われた報酬（合計、船長・職員計、部員計）
 - 報告数値を母集団に還元し算出した推計値（1人1ヶ月平均値）
 - g. きまって支給する給与（定期払いを要する報酬（基本給・その他手当）、割増手当・夜間割増）（船長、職員（各区分）、部員（各区分））
 - h. 特別に支払われた報酬（船長、職員（各区分）、部員（各区分））
 - 報告数値の合計を調査船員数で除した平均値
 - i. 家族手当 —— 報告数値の合計を家族手当受給船員数で除した平均値

- j. 航海日当、その他手当（船長、船長・職員計、部員計）——
- 報告数値を母集団に還元し算出した推計値（1人1ヶ月平均値）——
- k. 航海日当、その他手当（船長、職員（各区分）、部員（各区分））——
- 報告数値の合計を調査船員数で除した平均値——

⑤ 昨年一年間（1月～12月）の総労働時間等について

- a. 船員数
 - b. 年間総労働時間
 - c. 年間取得休日数
- } 報告数値の合計を調査船員数で除した平均値

(2) 特殊船調査（第3号調査）

- ① 調査船舶
 - a. 隻数
 - b. 総トン数・積トン数合計

} 報告数値の合計値
 - ② 調査船員
 - a. 船員数
 - b. 平均稼働日数

} 報告数値の合計値
 - ③ 時間外及び補償休日労働時間
 - ④ 年間取得休日数
 - ⑤ 1人1か月平均報酬等（航海日当を除く）
 - ⑥ 1人1か月平均報酬等（航海日当）
- } 報告数値の合計を船員数
で除した平均値
- } 航海日当が支給されている
船員数で除した平均値

なお、特殊船調査（第3号調査）については、回収された調査票をそのまま集計し、回収率による補正を行っていない数値であるので、その利用については注意されたい。

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第二号調査（漁船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour03/index.pdf>

I 調査の概要

9. 集計

独立行政法人統計センターに委託して以下のとおり行った。

集計事項	集計方法
調査隻数	報告数値の合計値
総トン数	報告数値の合計を調査隻数で除した平均値
漁業日数	
航海日数	
航海回数	
最多乗組員数	漁業期間中に乗組員が最も多かった航海と最も少なかった航海における乗組員数を調査隻数で除した平均値
最小乗組員数	
1日あたり水揚げ	報告数値の合計を漁業日数で除した1日あたりの平均値
1日あたり報酬支払額	
持代(歩)1.0の乗組員(固定給制は甲板員)の1人1か月あたり平均報酬額	報告数値の合計を漁業日数で除し、1日あたりの平均報酬額を算出し、それに30日に乗じた推計値
職種別の持代(歩)数	報告数値の合計を調査人員で除した平均値
基本給	
最低保障額	最低保障額の報告があったものの合計を調査人員で除した平均値

なお、漁船調査(第2号調査)については、回収された調査票をそのまま集計し、回収率による補正を行っていない数値であるので、その利用については注意されたい。

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

f) 公表のスケジュールの説明

記載なし

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第一号調査(一般船舶調査)、第三号調査(特殊船調査)報告書(PDF)

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf>

I 調査の概要

9. 集計

なお、特殊船調査(第3号調査)については、回収された調査票をそのまま集計し、回収率

による補正を行っていない数値であるので、その利用については注意されたい。

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第二号調査（漁船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour03/index.pdf>

I 調査の概要

9. 集計

なお、漁船調査（第2号調査）については、回収された調査票をそのまま集計し、回収率による補正を行っていない数値であるので、その利用については注意されたい。

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：47 船員労働統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	0・ 1 ・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第一号調査（一般船舶調査）、第三号調査（特殊船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf>

I 調査の概要

4. 調査対象の抽出方法

(1) 一般船舶調査（第1号調査）

- ① 抽出方法は、船舶の用途及び総トン数階層別を単位とする層化一段抽出法として、調査対象船舶を選定している。
- ② 目標精度は、1人1ヶ月あたり平均報酬額について設定し、船舶の用途及び総トン数階層別の標準誤差率を5%以内（信頼度95%）に定めている。

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：47 船員労働統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		○
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		○
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		0・①・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第一号調査（一般船舶調査）、第三号調査（特殊船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf>

I 調査の概要

3. 調査対象

(1) 一般船舶調査（第1号調査）

漁船及び特殊船以外の国土交通大臣が指定する船舶（総トン数20トン以上）に乗り組む者

(2) 特殊船調査（第3号調査）

特殊船（総トン数20トン以上の引船・はしけ・官公署船）に乗り組む者

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第二号調査（漁船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour03/index.pdf>

I 調査の概要

3. 調査対象

漁船（総トン数20トン以上）に乗り組む者

船員労働統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/senrou/senrou.html>

調査の結果

その他

●平成25年度 船員労働統計母集団調査

船員労働統計の精度向上に資するため、平成25年度において、「船員労働統計母集団調査」を実施しました。調査の詳細についてはこちらをご覧ください。「船員労働統計母集団調査票」をダウンロードすることもできます。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第一号調査（一般船舶調査）、第三号調査（特殊船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf>

II 平成 28 年調査結果の概要

1. 一般船舶に乗り組む船員

(1) 調査の状況

本調査は、標本調査の方法により行った。平成 25 年 6 月に実施した「船員労働統計母集団調査」に基づき標本数を設計しており、実施調査対象母集団船舶 3,050 隻（内航船 2,965 隻、外航船 85 隻）のうち、537 隻（内航船 489 隻、外航船 63 隻）を調査し、回収率は 74.49% であった。そのうち有効回答船舶 383 隻（内航船 356 隻、外航船 27 隻）について集計を行なった。

2. 特殊船に乗り組む船員

(1) 調査の状況

本調査は、悉皆調査の方法により行った。実施調査対象事業者数 536 者を調査し、回収率は 93.8% であった。そのうち有効回答 496 者について集計を行なった。

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第二号調査（漁船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour03/index.pdf>

II 平成 28 年調査結果の概要

(1) 調査の状況

本調査は、悉皆調査の方法により行った。

本調査の調査対象は、1,028 隻であり、そのうち 941 隻を回収（回収率 91.5%）し集計を行った。

支払形態別にその内訳を見ると、專業船では、全歩合給制が 294 隻、固定給制が 114 隻、固定給と歩合給の併用制が 511 隻であった。一方、兼業船では、全歩合給制が 21 隻、固定給制が 5 隻、固定給と歩合給の併用制が 43 隻であった。

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第一号調査（一般船舶調査）、第三号調査（特殊船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf>

I 調査の概要

9. 集計

なお、特殊船調査（第3号調査）については、回収された調査票をそのまま集計し、回収率による補正を行っていない数値であるので、その利用については注意されたい。

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

船員労働統計調査

第二号調査（漁船調査）報告書（PDF）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour03/index.pdf>

I 調査の概要

9. 集計

なお、漁船調査（第2号調査）については、回収された調査票をそのまま集計し、回収率による補正を行っていない数値であるので、その利用については注意されたい。

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：47 船員労働統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など	○	
評価	0・①・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

船員労働統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/senrou/senrou.html>

調査の結果

その他

●他の統計調査との関係

本調査は「調査の対象」で記載しているとおり、船員を対象にしています。本調査の対象とならない陸上労働者に係る給与等については、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査（いずれも厚生労働省実施の基幹統計調査）により把握されているため、そちらを参照して下さい。

毎月勤労統計調査（全国調査、地方調査）

毎月勤労統計調査（特別調査）

賃金構造基本統計調査（全国）

賃金構造基本統計調査（初任給）

48 自動車輸送統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	1
④	標本誤差	0
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：48 自動車輸送統計	① 標本設計（標本調査）	
確認事項	記載の有無	
a) 標本設計に関する説明	○	
b) 調査対象の範囲	○	
c) 報告を求める者	○	
d) 事業所母集団データベースの使用の有無	○	
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	○	
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値	×	
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○	
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○	
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○	
j) 標本交代に関する説明	×	
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明	○	
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	○	
評価	0・1・ 2 ・3	

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

Q & A よくあるご質問（全様式共通）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/yokuaru.html>

Q 0 2 どうして私の車が調査に当たったのですか？

A 0 2 日本国内を走る車の中から無作為に調査をお願いしています。

→ 国内の全ての自動車を毎月調査することは難しいため、地域別、車種別の層ごとに無作為に抽出した自動車の使用者の方に調査へのご協力をお願いしています。

Q 0 3 どうして私の事業所が調査に当たったのですか？

A 0 3 保有車両数が一定以上である全ての事業所と無作為に抽出した事業所に調査をお願いしています。

→ 貨物事業所への調査については、保有車両数が一定以上である全ての事業所の皆様と、地域別、保有車両数別の層ごとに無作為に抽出した事業所の皆様に調査へのご協力をお願いしています。

b) 調査対象の範囲

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

自動車輸送統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/jidousya.html>

調査の概要

調査の対象

登録自動車(道路運送車両法第4条)及び軽自動車(道路運送車両法第60条)のうち、国土交通大臣が選定等する自動車について調査を実施しています。

なお、自家用貨物自動車のうち軽自動車及び自家用旅客自動車並びに一般の輸送の用に供さない以下の自動車については、調査から除外しています。

- ・ 大型特殊車（ブルドーザー等）
- ・ 一般の輸送に従事しない特種用途車（消防車、パトカー等）
- ・ 小型特殊車（フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等）
- ・ 二輪車等

また、工場構内、駅構内などのみの輸送等、一般道路を使用しない輸送は含みません。

c) 報告を求める者

自動車輸送統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/jidousya.html>

調査の概要

調査の方法

国土交通省から国土交通大臣が選定する自動車の使用者に対して調査票を配布・収集し、調査を実施しています。

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

記載なし

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

最新統計表一覧

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

自動車輸送統計調査 年報 概要及び凡例 (PDF)

URL:http://www.mlit.go.jp/k-toukei/gaiyo/06gaiyo_year.pdf

5. 調査時期

調査は毎月行っており、約 13,000 の自動車の使用者に対して調査票を配布している。

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

Q & A よくあるご質問 (全様式共通)

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/yokuaru.html>

Q 0 6 どうしてつい最近当たったばかりなのにまた調査票が来たのですか？

A 0 6 調査対象は車両 1 台又は事業所ごととなっています。

→ 【調査対象が自動車の場合】

車両 1 台ごとを調査対象にしているため、複数の車両を所有されている場合は短期間に再度調査へのご協力をお願いすることがあります。

また、一度調査対象になった車両は、営業用自動車の場合は 1 年以内、自家用自動車の場合は 3 年以内に再度調査をお願いすることは原則としてありません。

しかし、地域別・車種別の層によっては、車両数が少なく短期間に再度調査へのご協力をお願いすることがあります。

【調査対象が事業所の場合】

保有車両数が一定以上である事業所につきましては、毎月、調査にご協力をお願いしています。無作為に抽出した事業所につきましては、地域別・保有車両数別の層にもよりますが、数か月から数年に一度調査へのご協力をお願いしております。

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

推計方法

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/suikei.html>

- ・ 営業用貨物自動車については、単純推計方式(輸送トン数等)及び輸送トン数を補助変量として活用する比推定方式(輸送トンキロ等)により集計を行っています。

【輸送トン数等】

$$X = \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m x_i$$

X : 推計値
 M : 母集団の事業所数
 m : 標本(事業所)数
 x_i : 標本 i の統計値

【輸送トンキロ等】

$$X = \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m \left\{ \frac{\sum_{j=1}^{n_i} \left(x_{ij} \frac{D}{d} \right)}{\sum_{j=1}^{n_i} \left(t_{ij} \frac{D}{d} \right)} \frac{T_i}{D} \right\}$$

X : 推計値
 D : 調査月の日数
 d : 調査期間の日数
 M : 母集団の事業所数
 m : 標本(事業所)数
 n_i : 第 i 事業所の標本(自動車)数
 x_{ij} : 第 i 事業所第 j 車両の統計値
 t_{ij} : 第 i 事業所第 j 車両の輸送トン数
 T_i : 第 i 事業所の輸送トン数

- ・ 営業用貨物自動車以外については、自動車検査登録情報のデータを補助変量として活用する比推定方式により集計を行っています。

$$X = \sum_{i=1}^n \left(x_i \frac{D}{d} \right) \frac{Y}{\sum_{i=1}^n y_i}$$

X : 推計値
 D : 調査月の日数
 d : 調査期間の日数
 Y : 母集団の補助変量の総和
 x_i : 第 i 標本の統計値
 y_i : 第 i 標本の補助変量
 n : 標本数

基幹統計名：48 自動車輸送統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0 ・ ① ・ 2 ・ 3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

自動車輸送統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/jidousya.html>

調査の概要

調査の方法

国土交通省から国土交通大臣が選定する自動車の使用者に対して調査票を配布・収集し、調査を実施しています。

〈調査経路〉

国土交通省－報告者

〈配布・収集方法〉

郵送

d) 調査期日又は調査期間の説明

自動車輸送統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/jidousya.html>

調査の概要

調査の時期

自家用貨物自動車については7日間、営業用旅客自動車については3日間、営業用貨物自動車については事業所で使用する全ての自動車の1ヶ月間及び一部の自動車の7日間、それぞれ毎月調査を実施しています。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

Q & A よくあるご質問（全様式共通）

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/yokuaru.html>

Q 0 4 プライバシーは守られるのですか？

A 0 4 統計法により、必ず守られます。

→ この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき政府が実施する基幹統計調査です。本調査において知り得た事項については、統計法第41条により守秘義務が課せられており、秘密の保護には万全を期しています。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：48 自動車輸送統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		—
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		×
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

推計方法

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/suikai.html>

- ・ 営業用貨物自動車については、単純推計方式(輸送トン数等)及び輸送トン数を補助変量として活用する比推定方式(輸送トンキロ等)により集計を行っています。

【輸送トン数等】

$$X = \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m x_i$$

X: 推計値
M: 母集団の事業所数
m: 標本(事業所)数
x_i: 標本iの統計値

【輸送トンキロ等】

$$X = \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m \left\{ \sum_{j=1}^{n_i} \left(x_{ij} \frac{D}{d} \right) \frac{T_i}{\sum_{j=1}^{n_i} \left(t_{ij} \frac{D}{d} \right)} \right\}$$

X: 推計値
D: 調査月の日数
d: 調査期間の日数
M: 母集団の事業所数
m: 標本(事業所)数
n_i: 第i事業所の標本(自動車)数
x_{ij}: 第i事業所第j車両の統計値
t_{ij}: 第i事業所第j車両の輸送トン数
T_i: 第i事業所の輸送トン数

- ・ 営業用貨物自動車以外については、自動車検査登録情報のデータを補助変量として活用する比推定方式により集計を行っています。

$$X = \sum_{i=1}^n \left(x_i \frac{D}{d} \right) \frac{Y}{\sum_{i=1}^n y_i}$$

X: 推計値
D: 調査月の日数
d: 調査期間の日数
Y: 母集団の補助変量の総和
x_i: 第i標本の統計値
y_i: 第i標本の補助変量
n: 標本数

b) 速報と確報の違いについての説明

非該当

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kouhyouyotei.html>

自動車輸送統計調査	月報	下旬・・・平成29年2月分	中旬・・・平成29年3月分	中旬・・・平成29年4月分
	年報			

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：48 自動車輸送統計	④標本誤差	
	確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明		×
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）		×
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明		×
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

記載なし

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

記載なし

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：48 自動車輸送統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		×
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		—
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

記載なし

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

非該当

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：48 自動車輸送統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

49 内航船舶輸送統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	3
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	1
④	標本誤差	1
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：49 内航船舶輸送統計	① 標本設計（標本調査）
確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明	○
b) 調査対象の範囲	○
c) 報告を求める者	○
d) 事業所母集団データベースの使用の有無	○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	○
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値	○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○
j) 標本交代に関する説明	×
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明	×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	○
評価	0・1・2・③

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

内航船舶輸送統計調査 月報 平成 29 年 3 月分 (PDF)

内航船舶輸送実績調査 (基幹統計)

調査の方法

(1) 標本（調査対象者）の選定方法

ア. 平成 25 年 10 月に実施した「内航船舶輸送統計母集団調査」の結果から、各運送業者の月間輸送量の分布を考慮して次のように層化を行い、標本数を決定した。

イ. 次表の層のなかをさらに主要輸送品目等別に層別し、無作為抽出した。なお、その他の層とは、母集団調査において月間輸送量を 0 と回答した事業者及び、母集団調査後新規に登録又は届出を行った事業者等、月間輸送量が把握できていない事業者である。

なお、平成 27 年 4 月分から標本設計を見直し、従前の月間総輸送量に加え、月間総燃料消費量にも目標精度を設定するとともに、層区分の統合を行っている。

(平成 28 年 10 月現在)

層別（月間輸送量）	標本数
40,000トン以上	121
30,000トン以上～40,000トン未満	8
10,000"～30,000"	15
10,000トン未満	11
その他	28

b) 調査対象の範囲

c) 報告を求める者

内航船舶輸送統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/naikou/naikou.html>

調査の概要

調査の対象・時期

内航船舶輸送実績調査については、内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）に規定する内航運送をする事業を営む者であって、総トン数 20 トン以上の船舶を使用し、貨物を輸送する者のうち国土交通大臣が選定した者の主たる営業所の管理責任者を対象に、毎月調査をしています（標本調査）。

自家用船舶輸送実績調査については、内航海運業法に規定する自家用船舶により貨物を輸送す

る者を対象に年度調査を実施しています（全数調査）。

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

内航船舶輸送統計調査 月報 平成 29 年 3 月分 (PDF)

内航船舶輸送実績調査（基幹統計）

調査の方法

(2) 精度

平成28年11月分の各調査項目の合計値について相対誤差（信頼度95%）を計算したところ、トンには2.04%、トンキロは2.63%、燃料消費量は2.97%であった。

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

内航船舶輸送統計調査 月報 平成 29 年 3 月分 (PDF)

内航船舶輸送実績調査（基幹統計）

調査の方法

標本調査の手法によった。すなわち、内航運送をする事業を営む 543 業者（平成 28 年 10 月現在）のうちから標本（調査対象者）として 183 業者（平成 28 年 10 月現在）を抽出してその毎月の輸送量、燃料消費量等を調査し、これから全輸送量全燃料消費量等を推計する。

なお、航海距離及び燃料消費量については昭和 56 年 4 月分、コンテナ及びシャーシによる輸送内訳については平成 6 年 4 月分から調査している。

j) 標本交代に関する説明

記載なし

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

内航船舶輸送統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/naikou/naikou.html>

調査の結果

推計方法

Σ 報告数値 \times 乗率（層の全事業者数 \div 層の報告者数） で算出しています。

基幹統計名：49 内航船舶輸送統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	○
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0 ● 1 ● 2 ● 3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

内航船舶輸送統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/naikou/naikou.html>

調査の方法

〈調査経路〉

国土交通省－報告者

〈配布・収集方法〉

郵送又はオンライン申請システムを利用した申請

d) 調査期日又は調査期間の説明

内航船舶輸送統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/naikou/naikou.html>

調査の対象・時期

内航船舶輸送実績調査については、内航海運業法（昭和27年法律第151号）に規定する内航運送をする事業を営む者であって、総トン数20トン以上の船舶を使用し、貨物を輸送する者のうち国土交通大臣が選定した者の主たる営業所の管理責任者を対象に、毎月調査をしています（標本調査）。

自家用船舶輸送実績調査については、内航海運業法に規定する自家用船舶により貨物を輸送する者を対象に年度調査を実施しています（全数調査）。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

調査ご協力をお願い

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/onegai.html>

政府が行う統計調査は、国民の皆様と調査の実施者との信頼関係を基盤として成り立っています

国土交通省では、運輸・交通に関する行政施策の企画・立案及び政策評価等に不可欠な基礎資料を得ることを目的として、[統計法](#)(平成19年法律第53号)等に基づき、船舶、自動車、鉄道、航空による旅客や貨物の輸送活動等に関する統計調査を実施しています。

調査において知り得た事項については、統計法第41条により守秘義務が課されており、秘密の保護には万全を期しています。また、調査票の情報を、統計調査の目的以外の目的のために利用又は提供することはありません(統計法第40条)。

なお、ご協力いただいた調査票は、国土交通省が責任を持って管理し、統計の作成後一定期間保管した調査票は、溶解処理等を施して完全に復元できない状態にしてから処分しています。

調査の趣旨・目的をご理解いただき、統計調査にご協力をお願いします。

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：49 内航船舶輸送統計		③集計・推計方法
確認事項		記載の有無
a) 結果の集計・推計に関する説明		○
b) 速報と確報の違いについての説明		×
c) 集計・推計の方法の説明		○
d) 季節調整結果に関する説明		—
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明		×
f) 公表のスケジュールの説明		○
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明		×
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明		×
評価		0・ 1 ・2・3

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

内航船舶輸送統計調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/naikou/naikou.html>

調査の結果

推計方法

Σ 報告数値 × 乗率 (層の全事業者数 ÷ 層の報告者数) で算出しています。

b) 速報と確報の違いについての説明

記載なし (速報の公表については実施)

内航船舶輸送統計調査 (速報)

平成29年5月分 (PDF形式)

URL:<http://www.mlit.go.jp/common/001195481.pdf>

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

URL: <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kouhyouyotei.html>

内航船舶輸送統計調査	速報	下旬・・・平成29年5月分	下旬・・・平成29年6月分	下旬・・・平成29年7月分
	月報	中旬・・・平成29年4月分	中旬・・・平成29年5月分	中旬・・・平成29年6月分
	年報			

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：49 内航船舶輸送統計	④標本誤差	
確認事項	記載の有無	
a) 標本誤差に関する説明	○	
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）	○	
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	×	
評価	0・ 1 ・2・3	

具体の記載

a) 標本誤差に関する説明

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

最新統計表

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/saisintoukei.html>

内航船舶輸送統計調査 月報 平成 29 年 3 月分 (PDF)

内航船舶輸送実績調査 (基幹統計)

調査の方法

(2) 精度

平成 28 年 11 月分の各調査項目の合計値について相対誤差（信頼度 95%）を計算したところ、トンには 2.04%、トンキロは 2.63%、燃料消費量は 2.97%であった。

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

記載なし

基幹統計名：49 内航船舶輸送統計		⑤非標本誤差
確認事項		記載の有無
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明		○
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明		×
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値		×
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明		×
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値		×
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明		×
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明		×
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明		×
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明		×
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明		×
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果		×
評価		①・1・2・3

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

平成 25 年度 内航船舶輸送統計母集団調査

URL:<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/naikou/bosyudan.html>

調査の結果

結果の概要

<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/naikou/bosyudankekka25.pdf>

平成 25 年度内航船舶輸送統計母集団調査結果

内航船舶輸送統計調査は、船舶による国内の貨物の輸送の実態を明らかにすることを目的とした、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査であり、内航船舶輸送統計調査規則（昭和 38 年運輸省令第 16 号）により実施している。

内航船舶輸送統計調査のうち、内航海運業法第 2 条第 2 項に規定する内航運送をする事業を営む者であって、総トン数 20 トン以上の船舶により貨物を輸送する者のうちから、国土交通大臣が選定した者を対象として実施している内航船舶輸送実績調査（以下「基幹統計調査」という）は、標本調査であるため、従来より一定の周期（5 年を目途）で母集団調査を実施し、標本設計の見直しを図ってきている。

前回の母集団調査は平成 20 年度に実施しているが、それ以降、内航海運を取り巻く環境は大きく変化していると想定されることから、平成 25 年度において母集団調査を実施し、その結果を踏まえ、標本設計の見直しを図ることとしている。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

記載なし

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：49 内航船舶輸送統計	⑥他統計との比較・分析	
確認事項	記載の有無	
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし

参考とする転記様式

50 法人土地・建物基本統計の評価の概要

		評価
①	標本設計	2
②	調査方法（データ収集方法）	1
③	集計・推計方法	2
④	標本誤差	3
⑤	非標本誤差	0
⑥	他統計との比較・分析	0

基幹統計名：50 法人土地・建物基本統計	① 標本設計（標本調査）
確認事項	記載の有無
a) 標本設計に関する説明	○
b) 調査対象の範囲	○
c) 報告を求める者	×
d) 事業所母集団データベースの使用の有無	○
e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要	—
f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値	○
g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明	○
h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明	○
i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報	○
j) 標本交代に関する説明	—
k) 重複是正措置実施の有無に関する説明	×
l) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明	○
評価	0・1・ 2 ・3

具体の記載

a) 標本設計に関する説明

d) 事業所母集団データベースの使用の有無

f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値

g) 標本数、抽出率、サンプルサイズ、又は抽出単位の数の説明

h) 抽出の方法（等間隔抽出、層化無作為抽出など）の説明

i) 層化抽出を行っている場合、層化に用いられている変数又は情報

平成 25 年法人土地・建物基本調査：調査の概要

URL: http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=10392

4 調査の対象

なお、調査対象法人の具体的な選定方法については「標本抽出方法及び結果の推定方法」(PDF ファイル) を参照ください。

標本抽出方法及び結果の推定方法

URL:<http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2014/10/9cebb0447d2c2a939fe88e9d7d57ad58.pdf>

2 標本抽出の方法

(1) 抽出の枠

資本金 1 億円以上の会社法人については、「平成 24 年企業の土地取得状況等に関する調査（平成 23 年分）名簿」を基に、「事業所母集団データベース」等を用いて補完した。

資本金 1 億円未満の会社法人については、「事業所母集団データベース」の単独事業所と本所・本社・本店の事業所を基に、民間の企業信用調査会社の企業情報等を用いて補完し、これを抽出枠とした。

会社以外の法人については、「事業所母集団データベース」を基に、文部科学省（文化庁）「宗教年鑑」のほか、各都道府県の所有する法人名簿等を合わせて名寄せを行い、法人単位の抽出枠を作成した。

上記で作成した抽出枠を「2010 年世界農林業センサス農林業経営体調査」の調査票情報と照合して、大土地所有の別を転記した。

(2) 抽出方法

次の法人については、結果精度への影響が大きいため、全数調査とした。

- ・ 資本金 1 億円以上の会社法人
- ・ 「平成 20 年法人土地基本調査」又は「2010 年世界農林業センサス」において所有土地面積が 100 万㎡以上であった法人

次に、資本金 1 億円未満の会社法人については、業種（48 区分）×資本金（5 区分）のうち、精度への影響が大きいと判断される場合は当該区分を全数調査とし、それ以外の区分は標本調査とした。

標本調査の対象とした区分では、「平成 20 年法人土地基本調査」の結果を用いて、全国の業種（18 区分）×資本金（5 区分）ごとの標準誤差率が 15%以下となるように標本の大きさを決めた。この標本の大きさを本社所在地の都道府県×業種（48 区分）×資本金（5 区

分)の法人数に比例して配分したものと、本社所在地の都道府県×業種(18区分)及び全国の業種(48区分)の標準誤差率をそれぞれ25%以下、15%以下にするために必要な標本の大きさを算出して比較し、過不足分を調整した。なお、業種及び資本金の区分については、表1に示すとおりである。

最後に、会社以外の法人については、表2に示す抽出率を用いて、全数調査又は標本調査とした。

表2 会社以外の法人の抽出率

法人格の種類	抽出率
社会福祉法人	0.5
学校法人	1.0
医療法人	0.5
宗教法人	0.5
各種協同組合	1.0
その他の会社以外の法人 全数調査(以下を除く)	1.0
標本調査(NPO法人、社団法人、財団法人)	0.5

b) 調査対象の範囲

平成25年法人土地・建物基本調査：調査の概要

URL: http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=10392

4 調査の対象

国及び地方公共団体以外の法人で、日本国内に本所、本社又は本店を有するもののうち、資本金1億円以上のすべての会社法人と、資本金1億円未満の会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣が定める方法により選定した法人の約49万法人を調査対象としました。ただし、調査票Bについては資本金1億円以上の会社法人を調査対象としました。

c) 報告を求める者

記載なし

e) 事業所母集団データベースを使用していない場合、母集団として使用している情報の概要

非該当。

j) 標本交代に関する説明

非該当

k) 重複是正措置実施の有無に関する説明

記載なし

1) 母集団復元の方法、考え方、又は推計方法に関する説明

平成25年法人土地・建物基本調査：調査の概要

URL: http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=10392

4 調査の対象

なお、調査対象法人の具体的な選定方法については「標本抽出方法及び結果の推定方法」(PDFファイル)を参照ください。

標本抽出方法及び結果の推定方法

URL:<http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2014/10/9cebb0447d2c2a939fe88e9d7d57ad58.pdf>

3 結果の推定方法

調査結果に、標本抽出の層ごとに抽出率の逆数と回収率の逆数を乗じて合算した。なお、資本金1億円以上の会社法人については、業種(18区分)×資本金(8区分、表3参照)別に階層を再設定し、調査結果を階層ごとに回収率の逆数を乗じて合算した。

この際、回収法人数が0(ゼロ)となった階層については、資本金、業種などの区分や、「平成20年法人土地基本調査」結果における平均所有面積の近い層と併合して回収率を算出した。全数調査の対象法人については、抽出率を1とみなして、同様の推定を行った。

母集団の法人数は、廃業等を除いている。以上により、総計の推定値は次の式で表される。

$$\hat{t} = \sum_{h=1}^H \frac{N_h}{n_h} \frac{n_h}{n'_h} \sum_{i=1}^{n'_h} y_{hi}$$

\hat{t} : 総計の推定値

y_{hi} : 第 h 層の第 i 番目の回収法人の調査結果

H : 層の数

N_h : 第 h 層の母集団の法人数

n_h : 第 h 層の調査対象法人数

n'_h : 第 h 層の回収法人数

n_h/N_h : 抽出率

n'_h/n_h : 回収率

基幹統計名：50 法人土地・建物基本統計	② 調査方法（データ収集方法）
確認事項	記載の有無
a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明	○
b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明	○
c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明	○
d) 調査期日又は調査期間の説明	○
e) 調査票配布・回収期間の説明	×
f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明	×
g) 事務処理基準の概要	×
h) 秘密の保護のための措置に関する説明	×
i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明	×
評価	0・①・2・3

具体の記載

a) 調査方法（データ収集方法）に関する説明

b) 調査方法（データ収集方法）として、採用している手法（郵送調査、オンライン調査、調査員による訪問・収集、複数の方法の採用等）の説明

c) 調査実施系統（国－都道府県－市町村－調査員－世帯など）の表示又は説明

平成25年法人土地・建物基本調査：調査の概要

URL: http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=10392

6 調査の方法

調査は往復郵送により実施しました。その際、調査対象法人への調査票の送付は、国土交通省が行いました。

また、調査票の回収は、会社法人及び全国規模の会社以外の法人については国土交通省が行い、その他の会社以外の法人については法人が所在する都道府県を通じて行いました。

なお、希望する法人についてはオンラインによる回収も併せて実施しました。

d) 調査期日又は調査期間の説明

平成25年法人土地・建物基本調査：調査の概要

URL: http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=10392

3 調査の時期

調査は、平成25年1月1日現在により実施しました。

調査対象期間は、調査票Aは平成25年1月1日時点、調査票Bは平成24年1月1日から平成24年12月31日の期間としています。

e) 調査票配布・回収期間の説明

記載なし

f) 調査への回答情報の代替・補完として用いられる行政記録情報の説明

記載なし

g) 事務処理基準の概要

記載なし

h) 秘密の保護のための措置に関する説明

記載なし

i) 督促回数、又は督促方法など調査票提出確保に関する取組みの説明

記載なし

基幹統計名：50 法人土地・建物基本統計	③集計・推計方法	
確認事項	記載の有無	
a) 結果の集計・推計に関する説明	○	
b) 速報と確報の違いについての説明	○	
c) 集計・推計の方法の説明	○	
d) 季節調整結果に関する説明	—	
e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明	×	
f) 公表のスケジュールの説明	○	
g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明	×	
h) 一部非回答、外れ値の処理の説明	×	
評価	0・1・②・3	

具体の記載

a) 結果の集計・推計に関する説明

c) 集計・推計の方法の説明

平成25年法人土地・建物基本調査：調査の概要

URL: http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=10392

4 調査の対象

なお、調査対象法人の具体的な選定方法については「標本抽出方法及び結果の推定方法」(PDFファイル)を参照ください。

標本抽出方法及び結果の推定方法

URL:<http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2014/10/9cebb0447d2c2a939fe88e9d7d57ad58.pdf>

3 結果の推定方法

調査結果に、標本抽出の層ごとに抽出率の逆数と回収率の逆数を乗じて合算した。なお、資本金1億円以上の会社法人については、業種(18区分)×資本金(8区分、表3参照)別に階層を再設定し、調査結果を階層ごとに回収率の逆数を乗じて合算した。

この際、回収法人数が0(ゼロ)となった階層については、資本金、業種などの区分や、「平成20年法人土地基本調査」結果における平均所有面積の近い層と併合して回収率を算出した。全数調査の対象法人については、抽出率を1とみなして、同様の推定を行った。

母集団の法人数は、廃業等を除いている。以上により、総計の推定値は次の式で表される。

$$\hat{t} = \sum_{h=1}^H \frac{N_h}{n_h} \frac{n_h}{n'_h} \sum_{i=1}^{n'_h} y_{hi}$$

\hat{t} : 総計の推定値

y_{hi} : 第 h 層の第 i 番目の回収法人の調査結果

H : 層の数

N_h : 第 h 層の母集団の法人数

n_h : 第 h 層の調査対象法人数

n'_h : 第 h 層の回収法人数

n_h/N_h : 抽出率

n'_h/n_h : 回収率

b) 速報と確報の違いについての説明

平成 25 年法人土地・建物基本調査（速報集計） 結果の要約

URL: <http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2014/10/0828c5f1d8fb288f598a27d199d9db30.pdf>

2 調査の体系及び調査の対象

法人が所有している土地・建物を調査する「法人土地・建物基本調査」（基幹統計調査）と、世帯が所有している土地を調査する「世帯に係る土地基本統計」（総務省で実施している「住宅・土地統計調査」結果から集計）を合わせて「土地基本調査」を構成している。

今回の速報は「法人土地・建物基本調査」のうち、国及び地方公共団体以外の法人で、日本国内に本所、本社又は本店を有するもののうち、資本金 1 億円以上の会社法人※（約 3 万法人）を対象とした。

※ 資本金 1 億円以上の会社法人は、前回平成 20 年調査結果によれば、土地・建物を所有する法人数の数%（土地所有法人の 4.5%、建物所有法人の 3.9%）だが、土地所有面積では 64.3%、建物所有面積では 50.8%を占めていること、「土地の購入・売却状況」の調査項目は資本金 1 億円以上の会社法人が対象となっていること等から、法人が所有する土地・建物全体の動向について、一定の傾向が分析・評価できるものとし、速報公表の対象とした。

d) 季節調整結果に関する説明

非該当

e) 集計業務の実施系統・実施の流れに関する説明

記載なし

f) 公表のスケジュールの説明

平成25年法人土地・建物基本調査（確報）

URL:http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=14260

統計表

→e-Stat（政府統計の総合窓口）はこちら

URL:http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001020939&requestSender=dsearch

平成25年法人土地・建物基本調査

速報 2014年12月15日 公表

調査の概要 2014年10月31日 公表

確報 2015年12月25日 公表

全国編

土地の所有・利用 2016年11月11日 公表

建物の所有・利用 2016年11月11日 公表

土地・建物の所有・利用 2016年11月11日 公表

都道府県編 2016年11月11日 公表

政令指定都市編 2016年11月2日 公表

県庁所在市編

土地の所有・利用 2016年10月31日 公表

建物の所有・利用 2016年10月31日 公表

g) 非回答に関する集計上の取扱いの説明

記載なし

h) 一部非回答、外れ値の処理の説明

記載なし

基幹統計名：50 法人土地・建物基本統計	④標本誤差
確認事項	記載の有無
a) 標本誤差に関する説明	○
b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）	○
c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明	○
評価	0・1・2・③

a) 標本誤差に関する説明

c) 結果に対する標本誤差の計算方法の説明

平成25年法人土地・建物基本調査：調査の概要

URL: http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=10392

4 調査の対象

なお、調査対象法人の具体的な選定方法については「標本抽出方法及び結果の推定方法」(PDFファイル)を参照ください。

標本抽出方法及び結果の推定方法

URL:<http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2014/10/9cebb0447d2c2a939fe88e9d7d57ad58.pdf>

4 推定値の精度

推定値の標準誤差率は、参考2に示したとおりである。ここに示す標準誤差率とは、全数調査すれば得られるはずの値(以下「真の値」という。)の存在範囲を示す目安となるものである。すなわち、推定値を中心として、その前後に標準誤差だけの幅を取れば、その区間内に真の値があることが約68%の確率で期待され、また、標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間内に真の値があることが約95%の確率で期待される。

なお、参考2の標準誤差率は、以下の式で計算した。推定値の大きさ別標準誤差率は、推定値の大きさとそれに対応する標準誤差率に曲線を当てはめ、平均的に評価したものであり、法人数、所有面積、所有件数の総計値に対してのみ適用され、1法人当たり平均所有面積などの平均値に対してはそのまま適用することができない。

$$CV(\hat{t}) = SD(\hat{t}) / \hat{t}$$

$$SD(\hat{t}) = \sqrt{\text{var}(\hat{t})}$$

$$\text{var}(\hat{t}) = \sum_{h=1}^H N_h (N_h - n'_h) s_h^2 / n'_h$$

$$s_h^2 = \sum_{i=1}^{n'_h} (y_{hi} - \bar{y}_h)^2 / (n'_h - 1)$$

$$\bar{y}_h = \sum_{i=1}^{n'_h} y_{hi} / n'_h$$

$CV(\hat{t})$: \hat{t} の標準誤差率

$SD(\hat{t})$: \hat{t} の標準誤差

$\text{var}(\hat{t})$: \hat{t} の分散の推定値

\hat{t} : 総計の推定値

y_{hi} : 第 h 層の第 i 番目の回収法人の調査結果

H : 層の数

N_h : 第 h 層の母集団法人数

n'_h : 第 h 層の回収法人数

b) 結果に対する標本誤差の数値（計算されている全ての結果）

平成25年法人土地・建物基本調査（確報）

URL:http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=14260

調査の結果

8.統計表を利用する上での注意（総ページ数：5ページ 主要部分のみ記載）

URL:<http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2016/10/d830c37917de8e2dc8422e8cbec6fdef.pdf>

平成25年法人土地・建物基本調査 標準誤差率

表1 推定値の大きさ別標準誤差率（%）

推定値の 大きさ	法人数	所有面積 (注1)	宅地など 所有件数	建物数	建物総延べ 床面積(注2)
2,000,000	0.29	1.45	1.24	-	-
1,700,000	0.31	1.51	1.30	-	-
1,500,000	0.33	1.55	1.35	-	-
1,300,000	0.35	1.61	1.40	-	1.35
1,000,000	0.39	1.71	1.51	1.06	1.45
700,000	0.44	1.86	1.66	1.18	1.59
500,000	0.51	2.01	1.82	1.30	1.74
300,000	0.62	2.27	2.10	1.51	2.00
100,000	0.97	2.95	2.84	2.10	2.69
70,000	1.12	3.21	3.14	2.34	2.96
50,000	1.28	3.47	3.44	2.58	3.24
30,000	1.57	3.92	3.97	3.01	3.72
10,000	2.43	5.09	5.37	4.18	5.00
7,000	2.81	5.53	5.93	4.64	5.51
5,000	3.21	5.99	6.51	5.13	6.03
3,000	3.94	6.76	7.49	5.98	6.92
1,000	6.11	8.78	10.14	8.30	9.30
700	7.05	9.55	11.19	9.23	10.24
500	8.07	10.34	12.28	10.20	11.21
300	9.90	11.67	14.14	11.88	12.87
100	15.36	15.14	19.16	16.48	17.30
70	17.71	16.48	21.14	18.33	19.04
50	20.27	17.84	23.20	20.26	20.85
30	24.86	20.14	26.71	23.60	23.93
10	38.58	26.12	36.18	32.74	32.17

(注1) 面積の推定値の大きさの単位は、10,000㎡である。

(注2) 総延べ床面積の推定値の大きさの単位は、1,000㎡である。

表2 主要項目別標準誤差率(%)

項目	土地所有 法人数	所有面積	項目	土地所有 法人数	所有面積
土地所有の有無、土地の種類 計	-	-	サービス業(他に分類されないもの)	0.39	1.79
土地を所有している	0.42	0.60	廃棄物処理業	3.25	8.51
事業用資産 総数	0.44	0.67	自動車整備業、機械等修理業	4.54	10.67
宅地など	0.45	0.91	その他の事業サービス業	3.51	4.65
農地	1.92	1.68	宗教	0.20	2.12
林地	1.24	0.92	その他のサービス業	1.24	3.46
棚卸資産 総数	2.11	3.35	資本金額 計	0.57	0.92
宅地など	2.25	2.40	100万 円 未 満	9.48	8.24
農地	7.83	6.37	100 ～ 200万	8.26	40.51
林地	5.25	6.23	200 ～ 300万	12.67	20.24
鉄道用地	4.97	0.43	300 ～ 500万	1.43	8.31
送配電施等用地	5.35	0.21	500 ～ 1,000万	2.11	8.21
(再掲) 本社敷地	0.53	-	1,000 ～ 3,000万	0.92	4.53
土地を所有していない	0.21	-	3,000 ～ 5,000万	0.87	1.84
法人業種 計	0.42	0.60	5,000万～ 1億	0.75	1.51
農業、林業	1.19	0.56	1 ～ 2億	0.83	2.31
農業	1.32	1.27	2 ～ 3億	0.92	1.06
林業	2.36	0.61	3 ～ 5億	0.99	0.90
漁業	2.76	9.22	5 ～ 10億	0.82	2.92
鉱業、採石業、砂利採取業	6.56	4.71	10 ～ 20億	0.74	4.09
建設業	1.47	6.83	20 ～ 50億	4.09	2.48
総合工事業	2.03	7.48	50 ～ 100億	0.97	1.93
その他の建設業	2.19	16.75	100億 円 以上	0.85	0.38
製造業	1.34	0.94	組織形態 計	0.42	0.60
食料品製造業	3.72	4.22	会社法人	0.57	0.92
繊維工業	5.95	6.08	株式会社・有限会社	0.58	0.92
木材・木製品製造業(家具を除く)	5.49	6.36	合名会社・合資会社	6.65	3.38
パルプ・紙・紙加工品製造業	6.90	0.23	合同会社	17.63	3.94
印刷・同梱連業	6.30	13.67	相互会社	0.00	18.57
化学工業	5.36	3.81	会社以外の法人	0.16	0.60
石油製品・石炭製品製造業	19.42	6.81	社会福祉法人	0.58	2.96
窯業・土石製品製造業	4.23	4.82	学校法人	0.34	1.29
鉄鋼業	8.91	3.18	医療法人	1.01	4.62
非鉄金属製造業	8.78	4.19	宗教法人	0.19	2.11
金属製品製造業	3.99	6.41	各種協同組合	0.39	0.60
はん用・生産用・業務用機械器具製造業	3.77	3.22	その他の会社以外の法人	0.68	0.57
電気機械器具製造業	4.30	4.84	土地所在地 全国計	0.42	0.92
輸送用機械器具製造業	5.34	8.23	北海道	1.84	1.18
その他の製造業	4.26	6.86	東北	1.19	1.27
電気・ガス・熱供給・水道業	1.76	0.11	青森県	2.74	4.89
電気業	4.73	0.04	岩手県	3.02	1.80
ガス・熱供給・水道業	1.88	6.21	宮城県	2.60	2.31
情報通信業	4.05	3.11	秋田県	2.72	2.83
通信業、情報サービス業	5.35	5.59	山形県	2.69	3.16
放送業、映像・音声・文字情報制作業	6.19	3.59	福島県	2.66	3.57
運輸業、郵便業	1.95	1.00	関東	0.90	1.28
鉄道業	2.29	0.97	茨城県	2.63	4.07
道路旅客・貨物運送業	2.29	6.51	栃木県	2.92	5.60
その他の運輸業	3.77	0.92	群馬県	2.84	1.66
卸売業、小売業	1.47	4.21	埼玉県	2.23	3.18
卸売業	1.88	4.34	千葉県	2.16	3.21
小売業	2.25	11.85	東京都	1.55	2.70
金融業、保険業	1.68	3.42	神奈川県	2.08	2.14
金融業	1.42	3.38	北陸	1.39	3.34
保険業	2.94	8.63	新潟県	2.08	6.40
不動産業、物品賃貸業	1.01	2.77	富山県	2.68	3.20
不動産業	1.05	2.62	石川県	3.24	3.60
物品賃貸業	3.29	26.32	福井県	3.49	2.15
学術研究、専門・技術サービス業	2.98	3.21	中部	1.01	2.01
宿泊業、飲食サービス業	2.21	9.98	山梨県	3.04	7.41
宿泊業	2.92	11.98	長野県	2.28	3.15
飲食サービス業	3.04	18.01	岐阜県	2.71	2.57
生活関連サービス業	2.13	3.74	静岡県	2.16	5.42
生活関連サービス業	2.86	10.00	愛知県	1.88	3.66
娯楽業	3.06	3.96	三重県	2.62	6.53
教育、学習支援業	0.73	0.39	近畿	1.12	1.69
医療、福祉	0.72	2.18	滋賀県	2.90	2.92
医療業、保健衛生	1.14	3.22	京都府	2.76	4.36
社会保険・社会福祉・介護事業	0.94	2.94	大阪府	1.88	3.22
複合サービス事業	1.20	1.30	兵庫県	2.14	3.55

基幹統計名：50 法人土地・建物基本統計	⑤非標本誤差	
確認事項	記載の有無	
a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明	○	
b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明	×	
c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値	○	
d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明	×	
e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値	×	
f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明	×	
g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明	×	
h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明	×	
i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明	×	
j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明	×	
k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果	×	
評価	①・1・2・3	

具体の記載

a) 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の説明

平成25年法人土地・建物基本調査：調査の概要

URL: http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=10392

4 調査の対象

なお、調査対象法人の具体的な選定方法については「標本抽出方法及び結果の推定方法」（PDFファイル）を参照ください。

標本抽出方法及び結果の推定方法

URL:<http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2014/10/9cebb0447d2c2a939fe88e9d7d57ad58.pdf>

2 標本抽出の方法

(1) 抽出の枠

資本金1億円以上の会社法人については、「平成24年企業の土地取得状況等に関する調査（平成23年分）名簿」を基に、「事業所母集団データベース」等を用いて補完した。

資本金1億円未満の会社法人については、「事業所母集団データベース」の単独事業所と本所・本社・本店の事業所を基に、民間の企業信用調査会社の企業情報等を用いて補完し、これを抽出枠とした。

会社以外の法人については、「事業所母集団データベース」を基に、文部科学省（文化庁）「宗教年鑑」のほか、各都道府県の所有する法人名簿等を合わせて名寄せを行い、法人単位の抽出枠を作成した。

上記で作成した抽出枠を「2010年世界農林業センサス農林業経営体調査」の調査票情報と照合して、大土地所有の別を転記した。

b) 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム（母集団名簿等（事業所母集団データベース・行政記録情報等））の差異（カバレッジ誤差）についての説明

記載なし

c) 回答数、非回答数又は回収率を示す定量的な数値

平成25年法人土地・建物基本調査：調査の概要

URL: http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=10392

4 調査の対象

なお、調査対象法人の具体的な選定方法については「標本抽出方法及び結果の推定方法」（PDFファイル）を参照ください。

標本抽出方法及び結果の推定方法

URL:<http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2014/10/9cebb0447d2c2a939fe88e9d7d57ad58.pdf>

表4 平成25年調査の回収状況

①組織形態別回収状況

組織形態	調査票 発送件数	有効調査票 発送件数	回収調査票 数	回収率
合計	493,636	472,583	354,465	75.0%
会社法人	338,710	322,609	230,896	71.6%
会社以外の法人	154,926	149,974	123,569	82.4%
社会福祉法人	9,603	9,534	8,393	88.0%
学校法人	7,540	7,458	6,510	87.3%
医療法人	21,853	21,390	18,297	85.5%
宗教法人	43,193	42,579	30,403	71.4%
各種協同組合	31,650	30,030	25,492	84.9%
その他の会社以外の法人	41,087	38,983	34,474	88.4%

②業種18区分別回収状況

業種18区分	調査票 発送件数	有効調査票 発送件数	回収調査票 数	回収率
合計	493,636	472,583	354,465	75.0%
農業、林業	23,245	22,307	15,079	67.6%
漁業	3,372	3,220	2,146	66.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	1,997	1,856	1,286	69.3%
建設業	46,226	44,172	31,212	70.7%
製造業	53,835	52,069	37,990	73.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	999	946	808	85.4%
情報通信業	14,616	14,073	10,634	75.6%
運輸業、郵便業	14,563	13,836	10,522	76.0%
卸売業、小売業	41,879	40,347	30,350	75.2%
金融業、保険業	28,204	26,798	21,952	81.9%
不動産業、物品賃貸業	56,823	54,723	38,741	70.8%
学術研究、専門・技術サービス業	18,157	16,798	13,318	79.3%
宿泊業、飲食サービス業	16,352	14,917	9,397	63.0%
生活関連サービス業、娯楽業	15,582	14,506	10,215	70.4%
教育、学習支援業	19,582	18,429	14,493	78.6%
医療、福祉	45,774	44,343	37,602	84.8%
複合サービス事業	3,243	3,116	2,699	86.6%
サービス業（他に分類されないもの）	83,358	80,711	62,026	76.8%

③資本金階級別回収状況（会社法人）

資本金階級5区分	調査票 発送件数	有効調査票 発送件数	回収調査票 数	回収率
合計	338,710	322,609	230,896	71.6%
1,000万円未満	111,852	105,137	72,510	69.0%
1,000～3,000万円未満	86,734	82,644	58,114	70.3%
3,000～5,000万円未満	56,252	52,768	38,009	72.0%
5,000～1億円未満	47,206	46,337	34,488	74.4%
1億円以上	32,039	31,544	24,871	78.8%

(注) 調査票発送件数・・・調査票を発送した件数

有効調査票発送件数（a）・・・宛先不明や廃業等を除いた調査票発送件数

回収調査票数（b）・・・回収された調査票数（回収法人数にあたる）

回収率 = 回収調査票数 / 有効調査票発送件数（b/a）

合計は業種不詳、資本金不詳を含む。

d) 非回答を減じるための対応（督促の実施、行政記録情報の活用など）の説明

記載なし

e) オンライン回答数、オンライン提出率を示す定量的な数値

記載なし

f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応の説明

記載なし

g) データ処理による誤差（入力エラー・アフターコード（格付け）エラー・編集エラーなど）の説明

記載なし

h) データ処理による誤差を減じるための対応（ベリファイの実施など）の説明

記載なし

i) 異常値、外れ値における集計上の対応の説明

記載なし

j) 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法（郵送か調査員か等）、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差（測定誤差）の説明

記載なし

k) 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果

記載なし

基幹統計名：50 法人土地・建物基本統計	⑥他統計との比較・分析
確認事項	記載の有無
a)他の類似統計(同統計調査で作成される参考系列を含む。)と比較した説明、論文、解説文書など	×
評価	①・1・2・3

具体の記載

a) 他の類似統計（同統計調査で作成される参考系列を含む。）と比較した説明、論文、解説文書など

記載なし